

学位申請論文

扉の向こうの帝国
— 「イースタン・バンク」 発生史論 —

The British Empire beyond the Closed Door:
The Eastern Exchange Banks and their Activities in Asia

川村 朋貴

2016年11月

目次

序論 イースタン・バンクへの視点・・・1

第1節 「イースタン・バンク」とは何か 1

第2節 本論文の関心—イースタン・バンクの起源と台頭に関する古典的解釈を問う 2

第3節 本論文の概略 9

第4節 使用する一次史料 13

第1部 東インド会社とイースタン・バンク

第1章 ジョージ・ラーペントの Bank of India 計画 (1833-37年)・・・16

はじめに 16

第1節 Bank of India 計画の歴史的前提 16

第2節 ジョージ・ラーペントの挑戦 20

第3節 Bank of India 設立計画とその抵抗勢力 25

第4節 ラーペントの挫折 31

第5節 小括 35

第2章 ロバート・M・マーチンとウィリアム・ジャーデインの Bank of Asia 計画 (1840-42年)

・・・37

はじめに 37

第1節 Bank of Asia 設立の計画案 38

第2節 第一計画 41

第3節 第二計画 46

第4節 Bank of Asia 計画の消滅 51

第5節 小括 54

第3章 ロバート・M・マーチンの East India Bank 計画 (1842-44年)・・・57

はじめに 57

第1節 マーチンの再挑戦 58

第2節 再審議の要請—インド政庁の見解 (Bank of Asia 問題) への反応 61

第3節 新銀行問題を取り巻く商業的環境 62

第4節 East India Bank 計画の消滅 69

第5節 小括 73

第2部 よちよち歩きのイースタン・バンク

第4章 オリエンタル銀行の誕生 (1842-50年)・・・76

はじめに 76

第1節 ボンベイの興隆 76

- 第2節 「ウェスタン・インディア銀行」の登場 81
- 第3節 香港での銀行業 85
- 第4節 セイロンでの銀行業 88
- 第5節 小括 93

第5章 東インド会社支配領域のイースタン・バンク問題（1）・・・94

はじめに 94

- 第1節 1847・48年商業危機の長期的影響 95
- 第2節 オリエンタル銀行への国王特許状の付与（1850～51年） 101
- 第3節 ロンドン新インド利害の設立計画 103
- 第4節 EIC 支配領域での特許銀行問題 108
- 第5節 小括 112

第6章 東インド会社支配領域のイースタン・バンク問題（2）・・・114

はじめに 114

- 第1節 「マンチェスター＝ロンドン枢軸」の逆襲？ 114
- 第2節 新銀行の設立計画者 116
- 第3節 オリエンタル銀行の独占状態への批判 118
- 第4節 イースタン・バンクの「抵抗勢力」 120
- 第5節 新銀行への特許状付与 123
- 第6節 小括 127

第3部 「テレコネクションの帝国」下のイースタン・バンク

第7章 東インド会社の軍事財政帝国主義（1780-1858年）・・・132

はじめに 132

- 第1節 イギリス帝国と清朝中国 133
- 第2節 海峡植民地とイギリス帝国経済 137
- 第3節 インド問題 142
- 第4節 小括 149

第8章 イギリス帝国下のイースタン・バンク問題—英領インドから海峡植民地へ（1853-67年）

・・・151

はじめに 151

- 第1節 イースタン・バンクの貿易金融と帝国再編 152
- 第2節 英領インドの銀行問題 158
- 第3節 オリエンタル銀行の新展開：シンガポールへ 161
- 第4節 チャータード銀行とマーカントイル銀行 164
- 第5節 小括 170

第9章 香港上海銀行の創業とその歴史的前提（1850-67年）・・・172

はじめに 174

- 第1節 香港の「アングロ・インディアン銀行」 174

第2節	Bank of China の設立計画 (ボンベイ)	178
第3節	「香港上海銀行」の設立計画	183
第4節	香港上海銀行の開業	190
第5節	小括	194

第4部 イースタン・バンク「関所」ビジネス

第10章 イースタン・バンクの関所資本主義(1)・・・198

はじめに	198	
第1節	イースタン・バンクの営業成績と支店政策	199
第2節	国際貿易金融制度の概略	202
第3節	「関所」の仕事	206
第4節	マーカンタイル銀行のアジア展開	213
第5節	小括	220

第11章 イースタン・バンクの関所資本主義(2)・・・222

はじめに	222	
第1節	マーカンタイル銀行のインド業務	223
第2節	ボンベイとカルカッタのマーカンタイル銀行	228
第3節	マーカンタイル銀行の東南アジア展開	232
第4節	海峡植民地と英領ビルマでのマーカンタイル銀行	237
第5節	小括	244

第12章 ロンドン・シティと「ジェントルマン資本主義」・・・246

はじめに	246	
第1節	ロンドン・シティとイギリス経済・社会	247
第2節	ロンドン・シティと世界経済	252
第3節	ロンドン・シティとイギリス帝国	257
第4節	小括	264

終論 本論文の結論・・・266

第1節	はじまりは、躍動するアジアから	266
第2節	変動するシティの勢力地図—「マンチェスター＝ロンドン枢軸」の逆襲?	267
第3節	イギリス帝国支配体制の形成・拡大・変容・経営	269
第4節	より広い歴史研究のなかで	272

図表一覧・・・276

参考文献・・・278

序論 「イースタン・バンク」研究への新たな視点—問題の所在

本論文は、アジア市場向けのイギリス系株式為替銀行群（以下、イースタン・バンクと総称）が、1850年代以降に生成し発展する過程を、主として1830年代から80年代を対象として、新たな史的アプローチから論じるものである。それは、一方ではイギリス経済・社会の変化に、他方ではアジア地域経済のダイナミックな内在的変動にも関連させ、そして両視点を統合させた広い枠組みのなかで、イースタン・バンクの存在を捉え直そうとする試みである。本論文が目指すイースタン・バンク史は、「ヨーロッパとアジア」との出会いの歴史でもある。

しかし、本論文の真のねらいは、「関所資本主義」と「テレコネクション」というキー概念を援用し、常に「扉の向こう」で作動するイギリス帝国主義の膨張エネルギーの力学を導き出そうとすることである。本論文に貫かれている一本の心棒は、「イギリスがひたすらに帝国形成へと向かったことの説明として、イギリス本国、もしくは非ヨーロッパ的な『周辺部の』力学のどちらか一方に極端に偏りすぎているようなものは、もはやまじめに受け取ることはできない」というイギリス帝国史家のメッセージに応えようとする問題意識なのである。

以下では、第1節で「イースタン・バンク」への注目の事由を提示し、第2節で本論文の主要関心や分析アプローチを明らかにし、第3節で本論文の概要を紹介することで、おおよそ四つの部分に分けられる論文全体の構成を概観する。第4節では、本論文で使用する主要な第一次資料を紹介する。

第1節 「イースタン・バンク」とは何か

本論文が研究対象とする「イースタン・バンク」とは、19世紀半ばのロンドン、インド、香港において設立されたアジア市場向けのイギリス系株式銀行群のことで、これまでも、そして現在でも、多くの歴史家の関心の的となっているイギリス国際銀行群の一類型である。その有力銀行として、オリエンタル銀行（Oriental Banking Corporation）、チャータード銀行（Chartered Bank of India, Australia and China）、マーカンタイル銀行（Chartered Mercantile Bank of India, London and China）、アグラ銀行（Agra and United Service Bank）、インド・ナショナル銀行（National Bank of India）、香港上海銀行（Hong Kong and Shanghai Banking Corporation）等が挙げられる²。これらの諸銀行は、1880年代以降、植民地内部の商品流通や生産過程のような産業金融へ関与するようになったとはいえ、為替取引を主体とするアジアの国際的商品流通部門の割合が極めて高かった³という特徴から「東洋為替銀行（Eastern Exchange Banks）」と呼ばれていた。

ごく最近に提出された西村閑也や鈴木俊夫らの共同研究では、これらの銀行群を、グローバリゼーション下での国際経済取引を貨幣金融面から支えるインフラストラクチャーとして「国際銀行（International Banks）」と規定し、植民地主義を通貨・金融面から促進するための金融機関とい

¹ アンドリュー・N・ポーター編著（横井勝彦・山本正訳）『大英帝国歴史地図—イギリスの海外進出の軌跡（1480年—現代）』東洋書林、1996年、ix。

² 石井寛治『近代日本金融序説』東京大学出版会、2000年、15-123頁。チャータード銀行に関して、Compton Mackenzie, *Realms of Silver*, London: Routledge & Kegan Paul, 1954、を参照。マーカンタイル銀行に関して、Stuart Muirhead, *Crisis Banking in the East: The History of the Chartered Mercantile Bank of India, London and China, 1853-93*, Aldershot: Scolar Press, 1996; Edwin Green and Sara Kinsey, *The Paradise Bank: The Mercantile Bank of India, 1893-1984*, Aldershot: Ashgate Pub. Ltd., 1999、を参照。インド・ナショナル銀行に関して、Geoffrey Tyson Cie, *100 Years of Banking in Asia and Africa*, London: Daniel Greenaway & Sons Ltd., 1963、を参照。香港上海銀行に関して、Frank H. H. King ed., *Eastern Banking: Essays in the History of The Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, London: Athlone Press, 1983; Frank H. H. King, with Catherine E. King and David J. S. King, *History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation series*, 4 vols., Cambridge: Oxford University Press, 1987-1991、を参照。

³ 石田高生「イギリス植民地銀行の変遷過程—19世紀中葉を中心として—」『経済学研究』第34巻第3号（1984年）、65-93頁。

うイデオロギー的な含意を持つ「植民地銀行 (colonial banks)」という名称を避けている⁴。確かに、上記の諸銀行は、世界経済の拡大に伴って増大した「欧米本国と海外現地との貿易の金融と決済、外国為替取引」に従事していたのではあるが、「国際銀行」という抽象的な言葉では、それが活動した「アジア」の地域性と、その帝國的役割をうまく伝えることができないと思われる。実際、その諸銀行は、インド政府の政策的最優先事項であった英印間の本国送金業務に深く関わり、その業務遂行には不可欠な非国家アクターであり続けたのである。そのような理由から、本論文では、アジア市場向けのイギリス系国際銀行群を、「植民地銀行」の特徴も含意させた「イースタン・バンク」と総称する。

19世紀半ば以降、イギリス系国際銀行の数が着実に増加した。これらの諸銀行は、1830年代にはオーストラリア、カナダ、西インド、1850年代にはインドを含むアジア全域、さらに1860年代から70年代においてはラテンアメリカ、南アフリカ、ニュージーランドなどに進出し、シティの本店から統括される広範な支店網を19世紀末までに確立させることに成功した⁵。では、このように多くの国際銀行群のなかで、本論文では、なぜアジア市場向けのそれ、すなわちイースタン・バンクに特に注目するのか。

ここで参考になるのは、「長期の19世紀」における世界貿易の趨勢と構造を明にした杉原薫の研究である⁶。杉原によれば、1840年から1910年にかけての世界貿易は、世界貿易の拡大とその多角的貿易構造化を伴いながら、「欧米とアジアを両翼として出現した」と概括されるべき趨勢であった⁷。同時代の非欧米地域においては、アジアの経済規模 (GDP 指標) が最も大きく、その「地域交易比率 (ある地域の総輸出における域内輸出の割合)」は北アメリカさえも圧倒していたと、杉原は主張する。これは、アジア全体の経済発展がその地域内交易、すなわち「アジア間貿易 (intra-Asian trade)」の成長・深化と相関関係にあることを意味している。「アジアには欧米の政治・経済力をもってしてはとうていコントロールできない通商圏と、それを支える生産、流通、消費の構造があり、それがアジア間貿易の急速な発展の主たる要因」であり、アジア間貿易の成長率はアジアの対欧米貿易のそれよりも高かったのである⁷。

このアジア間貿易が、欧米諸国との遠隔地貿易と接触しながら第一次産品生産や在来産業の発展によって急速に成長し、域内で相対的自立性をもつ農工分業体制の確立に至らしめたのであれば、それに絡んだ金融サービスの一部が、イースタン・バンクによって提供された可能性が高い。杉原は、「日本の工業化に引っぱられたアジア間貿易の成長は、シティの利害と補完的な関係⁸」にあったとも指摘している。多くのイギリス系国際銀行群のなかで、本論文がとりわけイースタン・バンクの重要性に注目する大きな理由の一つなのである。

⁴ Shizuya Nishimura, Toshio Suzuki, and Ranald Michie eds., *The Origins of International Banking in Asia: The Nineteenth and Twentieth Centuries*, Oxford: Oxford University Press, 2012; 西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会、2014年、序文 xi。ドイツ銀行 (Deutsche Bank)、露清銀行 (Vabjque Russo-Chioise)、インドシナ銀行 (Banque de l'Indochine)、横浜正金銀行 (Yokohama Spices Bank) など、非イギリス系銀行も「国際銀行」を対象としている。

⁵ ジェフリー・ジョーンズ (坂本恒夫・正田繁監訳) 『イギリス多国籍銀行史 1830～2000年』日本経済評論社、2007年 (原典は G. Jones, *British Multinational Banking, 1830-1990*, Oxford: Oxford University Press, 1993)、21～40頁; P. L. Cottrell, "The Coalescence of a Cluster of Corporate International Banks, 1855-75", *Business History*, vol. 33, no. 3 (1991), pp. 31-51.

⁶ 杉原薫「世界貿易史における「長期の19世紀」」『社会経済史学』第79巻第3号 (2013年)、3-28頁。

⁷ 杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房、1996年、13-49頁。濱下武志によれば、「アジア間貿易」論とは、19世紀半ばから20世紀初頭において、インド、東南アジア、中国、日本、そのほかのアジア諸国にとっては、欧米諸国との貿易と同様に (場合によってはそれ以上に)、それらアジア諸国の関係のなかでますます強まる商業的つながりの重要性を強調し、「アジア域の国際秩序・国際交易関係全体の内在的変化のなかから、アジア史の歴史的継承態としてのアジアの近代」を捉える試みであった。濱下武志『近代中国の国際的契機一朝貢貿易システムと近代アジア』東京大学出版会、1990年、ii。

⁸ 杉原『アジア間貿易の形成と構造』、382-384頁; P. J. Cain and A. G. Hopkins, *British Imperialism 1688-2000*, second edition, Harlow: Longman, 2002, pp. 16-17.

第2節 本論文の関心—イースタン・バンクの起源と台頭に関する古典的解釈を問う

「関所資本主義」と「ジェントルマン資本主義」

本論文の鍵概念の一つである「関所資本主義」とは、新古典派経済学理論において完全に見落とされてきた「利潤」の源泉を、フェルナン・ブローデルの資本主義論に依拠しながら論究する安富歩の提唱概念である⁹。ブローデルは、人間の経済活動を「物質生活」と「交換経済」に分け、後者をさらに「市場経済」と「資本主義」の領域に区別した。彼が考えた「資本主義」とは、「物質生活」と「市場経済」という二重の層のうえの頂点に開花した高利潤の層のことであり、おもに遠隔地貿易を牛耳る少数の商人たちが集う不透明かつ不公平な「場」、すなわち世界各地の諸市場を接続する交通・輸送の要所から発生した。彼らはそうした「場」を占拠し、情報・知識・文化を非公式に交換することで優位に立ち、遠隔地貿易から得られる莫大な利益を「独占」した¹⁰。この「独占」こそ、資本主義の本質であった。

安富は、このブローデルの議論を参考にし、利潤の源泉を、「コミュニケーションのボトルネックを占拠するか、あるいは意図的にボトルネックを作り出し、そこを管理することで通行料」を巻き上げる「関所」の機能に求め、そこでの少数者の独占ビジネスを「関所資本主義」と定義した。この「関所資本主義」論は、新古典派経済理論では正面から考慮されることはなかった利潤の発生場所とその特質、そして受益者等を明らかにし、本論文の関心に関連する有益な論点を提供する。安富は、ヒト・モノ・カネ・情報の流れやつながりを独占する高度な「関所」ビジネスの代表例として、銀行、巨大工場、マスコミ、国家等を取り挙げているが、とりわけ商業金融資本主義の普遍的事例である銀行業務の関所効果を強調する。

ところで、近代銀行システムの出現は、「産業革命」に関わるさまざまな過程に結びつけられることが多かった。その場合、資本主義経済の成長速度は産業部門、とりわけ製造業のパフォーマンスによってほぼ決定され、そして工業化のタイミングと発展段階の違いが金融機関の機能的特色や銀行—産業の関係性を規定すると解釈された。しかし、その一方で、イギリスでは、長い間、その産業の衰退原因を銀行のあり方に求める疑念や批判があった。産業部門への長期金融サービスの提供を行わないという金融機関の欠陥が、ひいてはイギリスの産業再生や経済成長にとって深刻な弱点になっている。それゆえに、イギリスにおける投資率や新技術導入率の相対的低さの潜在的な原因は、その金融的準備の欠如であるというのである¹¹。

いずれにせよ、両解釈の底流には、産業革命が近代的経済成長の起源であり本質であるという仮説が根強く横たわっている。その象徴的存在として注目されてきたのがイースタン・バンクであり、その歴史は、東インド会社（以下、EIC と略記）という前近代的な商業独占体を打倒した近代産業資本主義の成功物語として、もっぱら論じられてきた。そして、イースタン・バンクの設立や事業拡大を突き動かしていたエネルギーは、ロンドンの商業・金融部門を支配し、世界資本主義の形成を先導したランカシャー工業・輸出部門から発せられていたと、多くの論者、とりわけ日本人研究者が主張してきたところである¹²。こうした古典的解釈が、いわゆる「マンチェス

⁹ 安富歩『経済学の船出—創発の海へ—』NTT出版、2010年、135-172頁。

¹⁰ フェルナン・ブローデル（金森貞文訳）『歴史入門』太田出版、1995年。

¹¹ M. Collins, *Banks and Industrial Finance in Britain 1800-1939*, Cambridge: Cambridge University Press, 1991, pp. 5-8.

¹² 生川榮治『イギリス金融資本の形成』有斐閣、1956年；関口尚志「イギリス産業資本の確立と金融改革—その世界的インパクトを中心に—」大塚久雄・安藤良雄・松田智雄・関口尚志編『資本主義の形成と発展』東京大学出版会、1968年、393-419頁；関口尚志「市場および金融の発達」大塚久雄編『西洋経済史』筑摩書房、1968年、219-264頁；吉岡昭彦『近代イギリス経済史』岩波書店、1981年、108頁。角山栄は、19世紀半ば以降のイギリスからインドへの鉄道投資に際し、1830年代以降、そのチャネルを金融的に独占していた EIC に対抗する形で、産業ブルジョワジーとシティ金融資本がインド金融市場への進出を目論んで計画された植民地銀行に注目した。角山は、イギリス国内の資金をインドに円滑に移転させるための資本輸出の新たなパイプの登場として、重商主義時代の前期的商業資本である EIC に取って代わって、「オリエンタル銀行の成立はインドの金融事情に新しい時代の幕開けを告げるもの」と強調した。角山栄「イギリス資本とインドの鉄道建設」『社会経済史学』第38巻

ター＝ロンドン枢軸」論といわれ、イギリス自由貿易帝国主義論の枠組みにもなった¹³。

しかしながら、イギリスにおける工業化はそもそも「革命」という言葉が意味するような急激で劇的な過程ではなく、むしろ製造業以外のほかの多くの部門でイギリスの経済社会を決定づけるのに十分な変化が存在したと主張されるようになった¹⁴。その結果、イギリスの銀行史、ひいては経済史全体を、硬直した産業革命モデルの「くびき」から解放するような修正主義的研究が提出され、その経済・社会におけるロンドンの長期的支配、特にシティの独特な社会構造とそれから生み出される力学が積極的に評価された¹⁵。この代表的な研究成果が、ピーター・ケインとアンソニー・ホプキンズの「ジェントルマン資本主義 (gentlemanly capitalism)」論である¹⁶。彼らの提案は、18世紀以降の、イギリス経済発展の中心的役割をロンドン・シティの金融・サービス部門の発展にもとめる新たな資本主義論であり、シティでのさまざまな取引量の増大とその論理・原則を体現するホワイトホール（政府・官僚）の経済政策という観点から、イギリス帝国主義の起源と成長要因を再解釈することであった。「シティ＝ホワイトホール枢軸」によって支えられた「ジェントルマン資本主義」こそ、「関所資本主義」のイギリス型と呼べるかもしれない。

ケインとホプキンズによれば、1688年の名誉革命以降、地主貴族とシティの商人・金融業者との国家独占融合体（ジェントルマン資本主義）は、イングランド銀行の国債制度によって軍事財政体制を整備したのと同時に、東インド会社（以下、EIC と略記）のような特許会社を通して対外政策（とりわけ帝国建設）を形作った。イングランド銀行やEICは、世界各地の諸市場を接続するシティの巨大な「関所」としてイギリスの「国益」に貢献していたのである。そして、対仏百年戦争が終了した1815年以降、「安価な政府」路線によって地主貴族の富と権力の基盤が漸進的に揺らぎ始めると同時に、シティでは、自由貿易と金本位制の諸原則を支持する新世代のジェントルマン資本家たちの興隆が起こった¹⁷。その結果、1850年以降、地主貴族階級によって保持されてきた経済政策の決定権は、産業革命の担い手であるランカシャー産業資本家たちに委譲することなく、シティの新たな担い手たちに継承されていったのである。すなわち、旧植民地体制の象徴であるEICが解散されると同時に、イースタン・バンクのような新たなシティの論理と制度がイギリスの国内外各地へ輸出されていったということなのである。これが、イースタン・バンクの起源と台頭に関する新たな説明の一つとなっている。1865年に登場した香港上海銀行は、香港や東アジアの開港場を利潤の源泉とする新たな「関所」と捉えられるであろう。

アジアからの視角

第5号（1973年）、5-30頁。

¹³ 毛利健三『自由貿易帝国主義—イギリス産業資本の世界展開—』東京大学出版会、1978年。

¹⁴ C. K. Harley, “British Industrialization before 1841: Evidence of Slow Growth during the Industrial Revolution”, *Journal of Economic History*, vol. 42, no. 2 (1982), pp. 267-289; N. F. R. Crafts, *British Economic Growth during the Industrial Revolution*, Oxford: Oxford University Press, 1985. クライヴ・リーは、18世紀以来の製造業部門全体の緩慢な成長率を示し、逆にサービス部門の重要性は20世紀になってもますます増加し続け、商業、専門職、金融業（おもに銀行業や保険業）が1970年代になってもその繁栄し続ける主要な成長部門であったことを実証した。C. H. Lee, *The British Economy since 1700: A Macroeconomic Perspective*, Cambridge: Cambridge University Press, 1986.

¹⁵ ヒュー・ボーエンとP・L・コットレルは、「いまや銀行研究を古典的な産業革命によって束縛する時制上かつ概念上の拘束服を強引に装着させる必要はまったくない」とし、銀行業とイギリスの経済的变化との関係性の再考を促すような新たな分析的枠組みの必要性を指摘する。H. V. Bowen and P. L. Cottrell, “Banking and the Evolution of the British Economy, 1694-1878,” in A. Teichova, G. Kurgan-Van Hentennryk and D. Ziegler, eds., *Banking, Trade and Industry: Europe, America and Asia from the Thirteenth to the Twentieth Century*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997, pp. 89-112.

¹⁶ P・J・ケイン/A・G・ホプキンズ（竹内幸雄・秋田茂訳）『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ：創生と膨張 1688-1914』名古屋大学出版会、1997年。「ジェントルマン資本主義」論のベースにした代表的な日本語文献には、以下のものが挙げられる。竹内幸雄『イギリス自由貿易帝国主義』新評論、1990年。秋田茂『イギリス帝国とアジア国際秩序—ヘゲモニー国家から帝国的な構造的権力へ—』名古屋大学出版会、2003年。

¹⁷ ケイン・ホプキンズ『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ』、58-72頁。

イースタン・バンクの起源と台頭に関するもう一つの説明は、アジア地域経済の内在的変動からの理解である。オリエンタル銀行とマーカントイル銀行は、ボンベイの地方銀行、そして香港上海銀行は香港の地方銀行として、それぞれ創業した歴史的事実を鑑みると、シティの内的力学とは関係のないアジア文脈への注意深い配慮が不可欠となる。マーカントイル銀行史を編纂したスチュワート・ミュアヘッドは、その支店網の拡大現象には、アジアで「伝統的に確立された貿易パターンの地理学」¹⁸が反映されたと指摘した。彼の指摘は、イースタン・バンク活動の輪郭がアジア地域貿易の動態に強く規定されていたことを物語っている。

イースタン・バンク研究に関して、アジアからの視角の必要性をいち早く主張したのが濱下武志であった。濱下は、1840年代の中国沿岸において、銀不足とアヘン三角決済の機能不全（決済手段不足）によって現物取引が横行し、その拡大がむしろ中国の対外貿易を促進した結果、1850年代以降、ランカシャー産業資本の要請に応えるロンドン銀行資本の市場機会を創出したことを明らかにした¹⁹。ここでの濱下のイースタン・バンク像も「マンチェスター＝ロンドン枢軸」論を前提にしているが、それよりも注目すべき点は、一つのまとまりをもった近代アジアの内側から国際貿易・金融システムの再編過程を解釈する新たな視角にある。濱下は、イースタン・バンクの支店網に関して、「東南アジアにおいては華僑商人あるいは印僑商人などが歴史的に築いてきた居住地区や交易拠点に、必ず支店を出している」という一つの共通点を指摘した上で、「ヨーロッパ勢力のアジアへの衝撃を、むしろアジアの歴史的蓄積の中にヨーロッパが参加したという視点から捉え直す」ことを強調している²⁰。

ラジャット・カンタ・レイは、より巨視的な視座から、ヨーロッパ支配が確立した19世紀のインド洋周辺社会のなかに出現した三重経済構造を明らかにした²¹。この重層構造は、ヨーロッパ企業の活動領域である西洋的商業・金融部門の上層、無数の農民や行商人が主体となった自給自足経済が広がっていた下層、そして両者の間をつなぐ中間層として「バザール」と呼ばれたアジア人の商業信用活動の領域によって成立していた。レイが特に注目する「バザール」とは、ヨーロッパ中心のグローバル資本主義経済との「出会い」によって興隆したアジアの新しい構成要素であり、いわば世界経済への「再編」の産物なのであった。レイの図式の特徴は、「ヨーロッパ」と「アジア」という単純な歴史概念的二分法を用いる従来型の分析方法を避けた近代経済論²²であり、イースタン・バンクが活動したアジア市場には、アジア系有力商人・金融業者のネットワークが支配した巨大な市場経済空間が形成されていたことに改めて気づかされる。水島司は、ナットウコッタイ・チェッティヤールのような「先発植民地出身の金融業者のネットワークがアジア＝アフリカ地域で果たした役割が、イギリスの世界的な植民地支配体制やパクス・ブリタニカの成立、維持、運営という近代史への複眼的志向を要請する」²³と指摘した。これは、アジアの金融業ネットワークと植民地金融ネットワークとの相互の関わりへのさらなる論究を改めて提唱

¹⁸ Muirhead, *Crisis Banking in the East*, p. 201.

¹⁹ 濱下武志『近代中国の国際的契機』、89-142頁。

²⁰ 濱下武志『香港－アジアのネットワーク都市』筑摩書房、1996年、25-29頁。

²¹ Rajat Kanta Ray, "Asian Capital in the Age of European Domination: The Rise of the Bazaar, 1800-1914", *Modern Asian Studies*, vol. 29, no. 3 (1995), pp. 449-554. レイが取り上げた「バザール」の具体例は、南シナ海世界での華僑・華人、セイロンや東南アジアでのチェッティヤール、インド洋西部でのグジャラート商人らが支配する商業・金融世界であった。

²² レイは、「西洋＝ゲゼルシャフト」と「東洋＝ゲマインシャフト」という二項対立概念で論じる「二重社会論」を強く批判し、「西洋」を最上層にし、「東洋」をゲゼルシャフト層（バザール）とゲマインシャフト層を分けた三重構造論を提案するのであるが、「ヨーロッパ対アジア」という旧来のオリエンタリズム的思考枠組みを脱構築したとはいえない。他方で、斎藤修は、人間社会の長い歴史を通じて形成されてきた市場経済の普遍的特徴を指摘し、「前近代対近代」や「ヨーロッパ対アジア」という伝統的二分法を拒否する。斎藤修『比較経済発展論－歴史のアプローチ』岩波書店、2008年；斎藤修「近世・近代比較経済発展論－アジアとヨーロッパ、アジアと日本－」秋田茂編著『アジアからみたグローバルヒストリー－「長期の18世紀」から「東アジアの経済的再興」へ』ミネルヴァ書房、2013年、25-62頁。

²³ 水島司「イギリス植民地支配の拡張とインド人ネットワーク－インド人金融コミュニティと東南アジア」秋田茂・水島司編『世界システムとネットワーク（現在南アジア6）』東京大学出版会、2003年、235-236頁。

しているのである。

最新の銀行研究は、銀行内部資料や一次史料に基づいてアジア業務の実態を解剖しようとした力作である²⁴。たとえば、現地顧客の特質が銀行各支店の取引内容や活動全体に影響を与えていたことや、イースタン・バンクがインド・日本の工業化や東南アジアのプランテーション経済開発に深く関与した可能性を、これまで以上に重視している点は注目に値する。とはいえ、その関心の全体的な比重は、たとえばロンドン金融市場や国際金本位制との関わりや銀行の対銀価下落政策への関心の高さに比べると低く、アジア間貿易や「バザール」経済への関心も極めて希薄で、アジア地域経済史研究からの重大な問題提起に対して未だ十分に応えているとは言いがたい。したがって、植民地金融業とアジア金融業との関係史は、本論文で取り組むべき課題の一つである。

ヨーロッパとアジアとの経済的接触は、多くの場合、イギリス植民地またはヨーロッパ列強の事実上の支配下にあった大貿易都市であった。そのような諸都市は、ブローデルや安富が資本主義の発生場所として想定した交通・輸送の要所とみなして間違いない。そのようなコミュニケーションの結節点は、久末亮一が提唱する「ゲートウェイ (gateway)」論をすぐに想起させる。ゲートウェイとは、一般的にコンピューター機能を表わす専門用語である。久末は、その機能をいわゆる「中継港」の役割に当てはめ、地域に拡がるヒト・モノ・カネ・情報のつながりと流れを集散し、地域内の各層間で各種の需給や異同を変換・調節することで相互に接続するシステムを内蔵する「場」のことを絶妙に表現する²⁵。彼は、華人系金融機関の分析を通して、華南経済圏においてコミュニケーションの「場」として組み込まれた香港のゲートウェイ機能を強調している。

そうしたゲートウェイは、ほぼ例外なく、商人、金融業者、船舶業者、そのほかのさまざまなサービス業者等の大集中・集積地であった。香港を含む諸都市に配置したイースタン・バンク各店舗での詳細な業務内容が明らかとなれば、植民地金融ネットワークとアジアの金融業ネットワークとの交わり方をかなり具体的に描くことができるであろうし、さらに踏み込んで、銀行業務が実際に行われた「場」の意味や銀行そのものの存在意義にも言及することができる。この点は、前述した「関所資本主義」論とも呼応するところである。

帝国のテレコネクション

ジェフリー・ジョーンズは、イギリス多国籍銀行の急拡大の要因として、イギリスの資本輸出の増大と海外貿易の発展のほかに、帝国領土の拡大も重視した²⁶。イースタン・バンク群が活動できた範囲は、1860年代初頭まではイギリスの植民地にほぼ限定され、政治・外交的な要素によってかなり規定されていたのは明らかだ。そして、イギリス帝国支配の影響力がその領土境界線を越えた地域にも及んでいくにつれて、イースタン・バンクは徐々に蘭領ジャワ、シヤム、中国、そして日本の開港場でもビジネスを展開するようになった。このように、少なくとも初期段階における銀行活動は、イギリス帝国主義の公式・非公式権力と完全なる相関関係にあったと考えて間違いないであろう。したがって、イースタン・バンクがアジア市場でどのようにビジネスを展開したのかという問題の理解には、その背景にある政治的エッセンス、すなわちイギリス帝国主義の政策的特質とその拡大運動を軽視あるいは無視できないのである。

イギリス帝国主義という歴史的現象は、20世紀初頭以来、何度も繰り返された学術的かつ政治的論争的的で、その説明方法も実に多彩であった。特に1960年代以降に主流となった議論が、ロナルド・ロビンソンとジャック・ギャラハーによって提唱された戦略的・地政学的/非経済的帝国主義仮説であった²⁷。彼らは、「可能ならば非公式な支配による貿易、必要ならば統治による貿易」

²⁴ 西村他編著『国際銀行とアジア』。

²⁵ 久末亮一『香港—「帝国の時代」のゲートウェイ—』名古屋大学出版会、2012年、1-23頁。

²⁶ ジョーンズ『イギリス多国籍銀行史』、38頁。

²⁷ Ronald Robinson and Jack Gallagher with Alice Denny, *Africa and the Victorians: The Official Mind of Imperialism*, London: Macmillan, 1961. ロビンソンとギャラハーの批判対象は、1870-1914年における植民地争奪の根本原因がヨーロッパ帝国列強の過剰資本とその対外輸出に求めたホブスンやレーニンの本国中心の経済

という2つの帝国類型の組み合わせと活用が、19世紀全体のイギリス帝国政策の基本原則ではあったと捉え、特に1840年以降に頻繁に起きた非公式支配から公式支配（領土併合）の帝国政策への変更理由を、植民地・従属地域側あるいはその内部の「非経済的」諸条件とその変動に基づいて説明した。この仮説は、一般的に「周辺理論」と呼ばれている。

これに対して、上述したケインとホプキンは、「周辺理論」に内包する重大な理論的欠陥を指摘する。それはすなわち、イギリス帝国主義の根本原因を各植民地の独立変数的内部要因に求めるとすれば、「地理的にかげ離れた世界各地でのさまざまな地域的危機がほぼ同一時期に群れをなして発生したことを説明できず、無理に説明しようとするならば、理論的弱さの自認といえる偶然の一致論に頼らざるをえなくなる」²⁸という指摘であった。実に真つ当な批判である。地域的特性や現地の諸個人の動きを重視する「周辺理論」の考え方は「原因の一部を原因そのものと誤認している」と、ケインとホプキンは考え、その結果、イギリス帝国主義の根本原因を本国経済・社会内部の発展にもとめ、徹底的にロンドン・シティの変動に集中する「ジェントルマン資本主義」論を提唱するに至ったのである。

とはいえ、その「ジェントルマン資本主義」論は、「周辺理論」の矛盾を意識しすぎる反面で、企業や企業家の個別経験を軽視・無視しがちになると同時に、政府と実業界との相互作用の重要な「場」として、（同一または異なる）帝国の周辺部—周辺部関係に着目する視角を見失ってしまうことも否定できない²⁹。前述したように、「アジア間貿易」論では、アジア系商人たちがヨーロッパ勢力との接触によって新たな役割を担い、生産と消費を結合させる地域間貿易のレベルでの一体性を作り出したと議論されている。

これを踏まえるならば、アジアの域内には、地理的にはかけ離れていたが、イギリスの各植民地間、あるいは一つの植民地とそれ以外の地域が相互に関係づけられるような遠隔的変動関係、すなわちイギリスの立場からみれば、「周辺部」から「周辺部」へと伝導する帝国膨張の遠心力の存在が浮かび上がってくる。この力学は、「ジェントルマン資本主義」論でも、「周辺理論」でも、決して捉えきれないものである。ジョン・ダーウィンは、海外と本国に散らばった「橋頭堡」の個別機能と相互作用への十分な理解こそが、ヴィクトリア朝帝国主義の無秩序な拡大過程を説明する最良の方法であると主張する³⁰。彼の説明は、「中心部」にも「周辺部」にも偏らない総合的帝国論として興味深いものであるが、結局のところ、その複雑でバラバラに見える帝国拡大の理論化を避けている。

では、一見したところ、無秩序な帝国拡大に作用するさまざまな諸力とその振動メカニズムは、どのように理解・説明するのがよいだらうか。本論文では、そのために、「テレコネクション（teleconnection）」という気象学・物理学の概念を援用する。テレコネクションとは、空間的に遠く離れた複数の地域間において気象条件（気圧、気温、降水量等）が互いに相関を持って変動する遠隔結合作用を指し、海水温のシーソー的変動と大気循環パターンの経年変動とのさまざまな

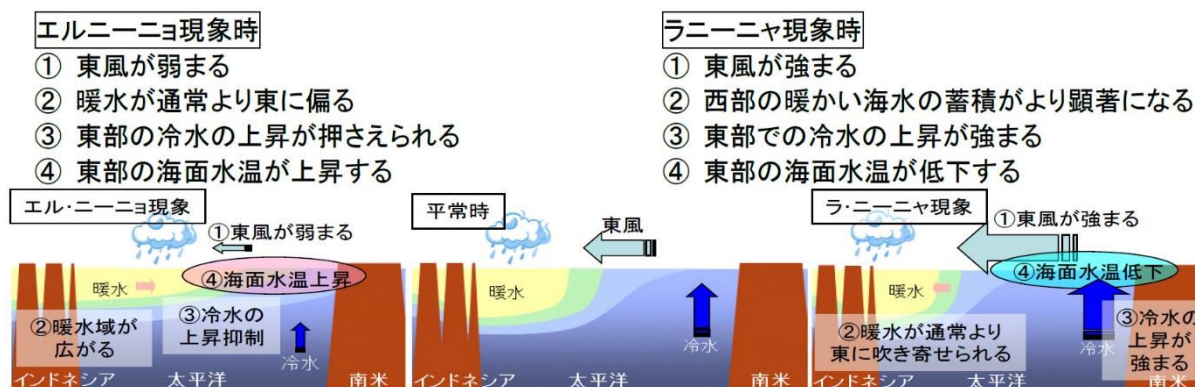
学的帝国主義論であった。ホブスン（矢内原忠雄訳）『帝国主義論 上・下巻』岩波書店、1951・52年；レーニン（宇高基輔訳）『帝国主義—資本主義の最高の段階としての』岩波書店、1956年。

²⁸ ケイン・ホプキンズ『ジェントルマン資本主義の帝国I』、7-8頁。

²⁹ J. Forbes Munro, *Maritime Enterprise and Empire; Sir William Mackinnon and his Business Network, 1823-93*, Woodbridge: The Boydell Press, 2003. マンローは、スコットランド商人の研究を通して、植民地ビジネスマンとジェントルマン資本家との微妙なズレを指摘し、「ジェントルマン資本主義」論の安易な適用に警告を発している。

³⁰ John Darwin, "Imperialism & the Victorians: the Dynamics of Territorial Expansion", *English Historical Review*, vol. 112, no. 4 (1997), pp. 614-642. ダーウィンは、イギリス社会の多元性、帝国膨張の遠心力を生み出す利害・関心の多様性、そして国際的な強制力から生じたさまざまな原因によって、ロンドンの帝国政府は首尾一貫した政策を実施できなかったと考えた。ここでいう諸原因の具体例として、アジア・アフリカ沿岸部に築かれた「橋頭堡」で活動するイギリス諸利害（政治・外交、商業・投機、宗教、科学、移民等の各部門）からの要求と、イギリス国内の主要都市（「第二の橋頭堡」と呼ぶ）における帝国志向の中心部利害の諸活動（ロビー活動、新聞、パンフレット、専門家ネットワーク）が挙げられている。

大気海洋結合現象が明らかにされている³¹。その代表的事例として、太平洋東部（ペルー沖）が熱源となって定在ロスビー波（大気が揺すぶられて生じる自由振動の波）のエネルギーが励起され、大西洋西部（フィリピン沖）へ伝播されるエルニーニョ南方振動（El Niño-Southern Oscillation, ENSO）というテレコネクション・パターンが挙げられる（図序-1を参照）。



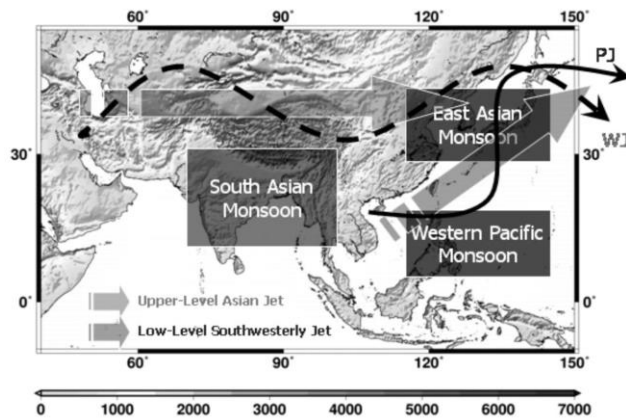
図序-1 エルニーニョ・ラニーニャ現象の発生メカニズム

出典：「エルニーニョ/ラニーニャ現象」『東京海上研究所 エクスプレス』 vol. 1, no. 3 (2009年) より引用。

（図序-2）で示すように、近年では、大気陸面相互作用と大気海洋相互作用という2つの相互作用が複雑に絡み合った複数のアジア・モンスーンシステム間のテレコネクションも明らかにされつつある³²。活発な積雲対流活動である台風という総観規模擾乱（synoptic-scale disturbance）も定在ロスビー波の励起源となり、その波束をジェット気流という導波管に沿って遠方へ伝播させ、テレコネクションを引き起こすというのである。

³¹ 田家康『世界史を変えた異常気象』日本経済新聞出版社、2011年。

³² 名倉元樹・根田昌典・久保田拓志・寺尾徹「インドモンスーンによって年々変動するインド洋 SST と ENSO の関係についての研究」『京都大学防災研究所年報』第46号 B (2003年)；川村隆一「モンスーン循環の形成とその変動プロセス—大気海洋相互作用と大気陸面相互作用から謎を解く—」『天気』第54巻第3号 (2007年)、199-202頁。



注：東アジア近傍に存在する2つのジェット気流（アジアジェットとモンスーン下層ジェット）が導波管となって定在ロスビー波の2つの流れが東方向へ伝播し、両者の複合によって冬季・夏季の東アジアモンスーン循環に大きな影響を与えているといわれる。そして、その定在ロスビー波の励起と変調は、南アジアモンスーンと西太平洋モンスーンの熱源変動に強く影響を受けているというのである。

図序ー2 モンスーン間のテレコネクション

出典：川村隆一「モンスーン循環の形成とその変動プロセス—大気海洋相互作用と大気陸面相互作用から謎を解く—」『天気』第54巻第3号（2007年）、202頁。

本論のなかでより具体的に取り上げるが、たとえば、棉花輸出で繁栄するボンベイを熱源とした投機資本の波束は、ジェット気流のような「アジア間貿易」という導波管を通じて香港へ伝播し、それへの香港商業界の反発による地方銀行（香港上海銀行のこと—筆者注）の設立を促し、イギリス自由貿易帝国主義の東アジアパターン形成に大きな影響を与えた。この事例は、ボンベイ—香港—ロンドンの遠隔結合作用であると定義することができ、アジア・ゲートウェイでの「関所」の建設過程とイギリス帝国権力の拡張過程との相関性を理論的に説明可能となるのではないだろうか。こうして、「テレコネクション」概念の導入によって、「ジェントルマン資本主義」論と「周辺理論」を二項対立的な議論とすることないイギリス帝国主義史の総合化が思考されることになる。

第3節 本論文の概略

東インド会社とイースタン・バンク

第1部では、ロンドン銀行計画の3事例がどのような動機によって立案され、なぜ失敗したのかを再検証し、どのような歴史的な文脈で解釈されるべきかを明らかにする。そのうえで、近代イギリスの、いわゆる「改革の時代」像を問い直す。

第1章では、シティの有力商人であるジョージ・ラーペントによる **Bank of India** (1833~37年) の設立計画を取り上げる。ラーペントは、インディゴ貿易の過剰取引に端を発したカルカッタ商業危機 (1829~35年) の反省を踏まえ、貿易業と銀行業との厳格な分業を実現させると同時に、イングランドからインドへの投資経路となり、かつインド政庁の本国送金業務も代行する大型銀行機関を計画した。この銀行はロンドンに本店を置き、インド三大管区都市と広州に支店を開設し、外国為替取引や銀行券の発行を含む一般銀行業に特化するという特徴をもった。もちろん、ラーペントは、「法人格」と「株主の有限責任制」という特権を有する企業体を想定し、政府とEICからの「国王特許状」の取得を目指した。しかし、彼の野心的企ては、ベンガル銀行の抵抗によって、あえなく失敗に終わった。

第2章では、**Bank of Asia** の設立計画 (1840~42年) に注目する。その主導者は、インドを含んだ帝国全体の金融改革を構想するロバート・マーチンと、中国貿易通のウィリアム・ジャーディンであった。**Bank of Asia** 計画には、多くのロンドン貿易商人たちのほかにも、外交官やインド文・武官関係者たちが参加していた。マーチンとジャーディンは、銀行券発行業務の放棄と株主倍額責任の導入などの計画内容を改訂しながら、短期間内の間に2回の **Bank of Asia** 計画を立て

たが、最終的に断念した。

第3章では、マーチンの再挑戦であった East India Bank (1842~44年) 計画とその失敗を詳細に検証する。マーチンは、新たな賛同者にウィリアム・カーギルらを迎え、ほぼ Bank of Asia 計画内容に類似した外国為替銀行の設立を企画した。マーチンのイースタン・バンク計画は、トマス・アトウッドの金融論とエドワード・ギボン・ウェイクフィールドの組織的植民論という同時代特有の経済思想と帝国主義を奇妙に結合・融合させたものであった。

初期のイースタン・バンク問題を理解するための背景として、第一に把握しておきたいのは、ナポレオン戦争後、19世紀前半のイギリスでは慢性的な物価下落と同時に、資本蓄積率が急激に高まったという事実である³³。その一方、同時期のインドや中国では、銀流出とブリオン不足が著しかったという見解もある³⁴。これに、一般的に不況期といわれる1830年代でもインド輸出貿易は拡大傾向にあったという事実³⁵を組み合わせると、そこでは貨幣需要の上昇と決済手段の不足が生じていたと想像させる。ラーペントやマーチンらの銀行計画は、そのようなイギリスとアジアでの経済動向から生じる金融的需要に対応したものであった。

それに加えて押さえておきたい背景は、1850年代以前におけるインド・中国・イギリス三角貿易の金融のほとんどが、おおよそ EIC の外国為替取引によって独占されていたという点である。EIC はロンドンとインドでの私貿易取引に金融を付けることによって、18世紀末からの英印関係で一つの優先事項となっていた「本国費」の送金業務を遂行していた。この本国送金業務の基本条件は、EIC の信用創造の源泉となったインド税収の確保と、たとえイギリス輸出貿易を制限してでも創造されたインド貿易の輸出超過構造であった。とりわけ、後者の送金パターンでは、インドの対イギリス輸出商品は徹底的にロンドン港に集中された。したがって、この貿易金融取引の関係者は、EIC によって保護・優遇されていた。彼らは、英印間為替送金取引から得られる莫大な利益を EIC とともに独占・共有する既得権益集団を形成していたのである。これは、シティのなかから、イースタン・バンク計画への強い反対論が出てくる根本的理由を示唆するものであろう。

よちよち歩きのイースタン・バンク

第2部では、イースタン・バンクの始動がなぜ、どのように可能となったのかを取り上げる。

イースタン・バンクのはじまりは、第4章で明らかにするように、インド西部のボンベイからであった。ボンベイでは、1830年代以降の対外貿易の拡大によって、決済手段の不足と通貨の安定供給を望む有力商人たちが創設したのが、ウェスタン・インディア銀行 (Bank of Western India) であった。1842年に創設された同銀行は、その創設直後からコロンボと香港に店舗を開設し、1845年には本店をロンドンに移転してオリエンタル銀行 (Oriental Bank) と改名した。2つの英領植民地では、ポンド貨の不人気と恒常的な通貨不足に苦しんでいた両政庁が、オリエンタル銀行の役割を高く評価し、国王特許状の付与を支持した。同銀行の計画は、ロンドンから銀資金を取り寄せてアジアに放出することによって、通貨の安定供給と商品生産の増大、そしてアジア各地の対外貿易の拡大を目指すものであった。本国政府は、当初、その特許状付与の要求には応じなかったが、1851年8月にオリエンタル銀行 (Oriental Banking Corporation) へ国王特許状を付与した。

1850年代初頭になると、それまで失敗続きだったイースタン・バンクがロンドンで登場し始めた。それは、制度的にはどれも例外なく訴訟・被訴訟の権限 (法人格) や株主の有限責任制を認めら

³³ 渡辺健一「19世紀の物価動向—コンドラチェフによる物価長波の検討を通じて—」『成蹊大学経済学部論集』第34巻第1号(2003年)、1-29頁。

³⁴ Asiya Siddiqi, "Trade and Finance 1750-1860", in Asiya Siddiqi, ed., *Trade and Finance in Colonial India 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, 1995, pp. 24-25.

³⁵ K. N. Chaudhuri ed., *The Economic Development of India under the East India Company 1814-58: A Selection of Contemporary Writings*, Cambridge: Cambridge University Press, 1971, p. 26; 杉原薫「19世紀前半のアジア交易圏—統計的考察」籠谷直人・脇村孝平編『帝国とアジア・ネットワーク—長期の19世紀—』世界思想社、2009年、256頁。

れた特許株式銀行であった。第5章では、オリエンタル銀行の国王特許状の取得過程と、それに続いて特許状をイギリス政府へ申請したチャータード銀行（Chartered Bank of India, Australia and China）とアジア銀行（Chartered Bank of Asia）の事例を取り上げる。両銀行の設立計画は、業務的にはイギリスとアジア各地との遠隔地貿易への、ならびに当時確立しつつあったアジア地域間貿易への短期金融を行なうものであった。大問題となったのはそのビジネス範囲に含まれた英領インドでの銀行業であり、EIC 取締役会とインド監督局が新銀行への特許状付与に強く反対した。両者は、大蔵省から事前の問い合わせなく付与されてしまったオリエンタル銀行の国王特許状の取り消しさえも主張した。

この難題を解くキー・パーソンが、大蔵省財務秘書官のジェームズ・ウィルソンであった。ウィルソンが作成した「大蔵省覚書」は、インド当局の立場を尊重しながら、自由貿易主義の立場からイースタン・バンクのインド進出を可能にする重要な指針であった。彼は、特に民間特許銀行の紙幣発行とその流通をロンドンから遠く離れた植民地での恒常的な通貨供給にとって最適かつ確実な手段と考え、金にリンクしてポンドの価値を体現する銀行券を発行する植民地銀行の機能を活用しようと試みたのである。

第6章では、ウィルソンの見解が銀行反対を主張し続けるインド監督局の対応や EIC 取締役会の態度を軟化させる過程を検討し、この過程におけるインド監督局長官のチャールズ・ウッドの役割を重視する。インド当局の変化には、EIC の国王特許状更新という重大な決定も影響していたと同時に、ウィッグ経済政策（均衡財政・自由貿易・安定通貨）に基づくインド政策が「国益」に繋がるという政治的議論という、シティの世界とは別次元で形成されるホワイトホールの「政府の意思（official mind）」が反映されていた。イギリス政府の対応は、ロウのサイティには決して従属的かつ受動的ではなかった。その結果がイースタン・バンク問題の「1853年決着」なのであった。

総じて、この第2部では、EIC 解散前のイースタン・バンク問題を、ランカシャー産業資本のアジア市場への展開を裏から支える金融的表現として理解するのではなく、シティで巨大な「関所」として君臨してきた EIC とその支持者に対抗するために、アジア地域経済の内在的变化とシティの内部力学との共時的相互作用によって推進された新たな「関所」計画として捉えていく。

「テレコネクションの帝国」下のイースタン・バンク

第3部では、イースタン・バンクのインド、東南アジア、香港での諸活動を通して、植民地金融ネットワークとアジアの金融業ネットワークとの相互の関わりを明らかにし、「テレコネクション」の概念を援用しながら、イギリス帝国支配体制の膨張過程の構図を描き出す。

イギリスは、18世紀末までに、国債発行と特許独占会社に依拠した重商主義的経済政策のもとで、ヨーロッパ最強の「財政軍事国家」を作り上げ、ヨーロッパ外に多くの植民地を獲得した³⁶。第7章では、シティに本社を置く EIC は貴族寡頭政府を支える財政軍事機関に例えられ、イギリスの対アジア貿易を独占し、自らの軍隊を動員してインドの植民地化を推し進める「軍事財政帝国主義（military-fiscal imperialism）」を体現したことを論じる。イースタン・バンクが1850年まで登場できなかった最大の要因なのである。19世紀前半でも重商主義がその地位を保ち続けたという事実は、18世紀末から開始されると解釈されてきた工業を基盤とする自由貿易帝国主義論に疑問を呈し、これに代わるイギリス帝国主義の新たな理解につながっている。そして、第7章で明示したいもう一つの論点は、19世紀前半におけるイギリス帝国の膨張エネルギーがインドの植民地支配の強化によって励起し、カントリートレードを導波管にして、ペナン、シンガポール、広州へと伝導する帝国のテレコネクション・パターンである。つまり、インド財政の確保や本国

³⁶ アンソニー・ホブキンスが定義するプロト・グローバリゼーション（16～18世紀）から近代グローバリゼーション（1800年～1914年）の初期段階への過程は、ヨーロッパ諸国、特にイギリスの重商主義的経済政策と強く結びついて進行したといえる。A. G. Hopkins, "Globalization: An Agenda for Historians", in A. G. Hopkins, ed., *Globalization in World History*, New York: W. W. Norton & Company, 2002, pp. 1-11.

送金制度の維持といったインドでの帝国スキームが、東南アジアや中国でのイギリス政策の輪郭を決定する第一要素であり、それはロンドンの本国政府によって支持されていたのである。

第8章は、チャータード銀行とアジア銀行が1853年末に国王特許状を取得した後、新銀行を含むイースタン・バンク群がどのように事業を展開したのかという問題に焦点を当てている。前述した「1853年決着」以来、EICの支配領域では、国王特許状を取得した民間株式銀行は、原則として銀行券の発行業務を禁じられ、送金・預金・為替の「出張所」業務に限定された。こうした金融事情を激変させる第一の励起源が、1858年のEICの解散であった。イースタン・バンクはそれまでの「出張所」を閉鎖し、発券業務を含む一般銀行業務が可能な「支店」の開設を試みた。英領インドと海峡植民地でのその結果は逆位相で、前者では現状維持のまま、後者でのみ「支店」の開設がイギリス政府によって認められた。この海峡植民地での銀行業務の拡充は、実のところ、インド支配体制の再建に伴って、海峡植民地をそれから分離・離脱させる過程（海峡植民地の直轄植民地化）において可能となった。

そして、このような帝国再編は、かなり以前からの地殻変動の結果、すなわちシンガポール貿易の繁栄と、その自由港機能を阻害するインド政策への社会的不満の蓄積と爆発によって誘発された。それまでのインド政庁の金融政策を否定・拒否したシンガポール植民地社会の自己主張が第二の励起源となって作用し、商業会議所ネットワークという導波管を通じてロンドン商業界と大蔵省へ伝播した。ロンドンがシンガポールからのエネルギーを複合させる第三の励起源となって、イースタン・バンクの海峡植民地業務の拡充を実現させた。英領インド、海峡植民地、ロンドンでの各政治経済体系は互いに独立して変動していたが、イースタン・バンク問題では相互に関連しあっていたと考えられる。

第9章では、香港の地方銀行として開業した香港上海銀行（Hong Kong and Shanghai Banking Corporation）の設立経緯（1864～67年）を明らかにする。この銀行計画のはじまりは、香港というよりも、1860年代初頭のボンベイで起こっていたコットン熱と株式投機の熱気であった。これにより莫大な資本を保有したボンベイ商人たちは、その余剰分を東アジアにも投資しようと香港に本店を置く巨大銀行を計画した。当時の香港では、イギリス資本を主体にしてインドでおもに活動した「アングロ・インディアン」銀行の支店のみが営業していた。そこにボンベイでの銀行計画のニュースが飛び込んできて、香港商人たちはインド資本に頼らず、自らの資本による地方銀行を計画した。その創設計画は、自由港としての香港をまさにアジア有数の「ゲートウェイ」に変えていった新時代の立役者たちによって推進されたが、そのなかには香港で指導的な大手貿易商の一部が参画していなかった。香港商業界でのビジネスの競争・緊張がその底流にあったのだ。しかし、この香港の地方銀行計画は、香港政庁の支援と本国大蔵省の高い関心のもとで、「香港上海銀行」として実現した。前述したように、ボンベイを熱源となったエネルギーの波動が、アジア・ネットワークを通じて香港商業界の内的変動を誘発し、香港上海銀行の創設を励起させる「国際的契機」となったのである。

イースタン・バンクの「関所」ビジネス

第4部では、イースタン・バンクの立地場所の意味や、その業務と地域経済動向との関連性を明らかにし、「関所資本主義」の概念を援用しながら、19世紀後半のイギリス帝国主義の政治経済学の実態を解明する。

第10章では、1860年代から1880年代にかけてのイースタン・バンクの業務内容とビジネス展開を、世界経済やアジア地域経済の動向と結びつけながら概観する。法人格と株主の有限責任制を有したイースタン・バンクは、巨大な資本を保有して「ゲートウェイ」に店舗を構え、提供される各種サービスの技術革新によって可能な限り、そこを通過するカネの流れを支配・統制・操作し、それから発生する利潤を独占する「関所」のような存在であった。イースタン・バンクの高度な関所ビジネスの中軸は、ほぼ例外なく、アジア国際貿易の決済に必要な外国為替取引で

あった。そして、英印間でのその為替取引は、インド政庁が「本国費」を送金するための帝国システムの一部を構成していたのである。ここではさらに、マーカンタイル銀行とチャータード銀行の現存する史料を最大限に利用して、両行各支店の活動規模を割り出し、そのアジア展開の変遷を明らかにした。その結果、マーカンタイル銀行の場合、当初、インドと中国での活動に重点が置かれていたが、1870年代後半から中国でのそれが後退した分、東南アジア事業に比重が移行していった点が特徴的である。チャータード銀行の場合では、当初からインドと東南アジアでの活動規模が大きかった。1870年代以降、東南アジアがイースタン・バンクの主戦場となり、その特徴は、輸出指向型経済の発展が加速する1880年代には、より鮮明となってくるのである。

それに続く第11章では、1870年代以降、マーカンタイル銀行が重点地域としたインドや東南アジアでの営業実態を解明し、ヨーロッパ資本とアジア地域経済との接触の一断面を抽出する。マーカンタイル銀行は、アジア各地でおもに対外貿易の金融を行なっていたが、1870年代後半からの銀価格の下落による大きな為替差損を経験した。それへの対応策の一つが、インドや東南アジアでの割引・貸付業務の強化という「関所」ビジネスの多様化であった。こうした国際的商品流通部面以外での銀行業務は、植民地内部とその後背地の商品流通と生産過程への関与を意味し、イギリスの植民地支配体制の形成と確立を背景にして、非ヨーロッパ商人・金融業者との日常的な取引関係につながったのである。ここでの強調点は、イースタン・バンクの植民地金融ネットワークとアジア系有力商人の金融ネットワークとの相互の関わりは、ブローデルが指摘した「資本主義」的な「独占」の世界で成立したということなのである。

第12章では、「パクス・ブリタニカ」期のロンドン・シティの圧倒的支配が、国内経済・社会、世界経済、帝国形成の観点から示される。シティの富豪ビジネスマンたちは、帝国全体の利益に直結する「関所」ビジネスに従事し、そこで得られる利得を独占していた。そのなかの最大富豪たちは土地・不動産を保有する「シティ貴族」と呼ばれ、政・官界にも大きな影響力を及ぼす存在であった。彼らが、「ホワイトホール―シティ枢軸」という構造体を通じて、自らの利益を最大限に実現するための諸政策を準備しまたは準備させ、帝国支配の推進者となったのである。「ジェントルマン資本主義」とは、「関所資本主義」のイギリス型であったとすることができる。それを象徴する事例が、まさにイースタン・バンクであった。

終論では、本論文の課題に対する結論を述べ、今後の課題も含めて、最も主張したい方向性や意味内容を提示する。

第4節 使用する一次史料

本論文は、19世紀のイースタン・バンク発生史の復元を試みるために、これまでの調査において収集してきた一次史料群を使用する。たとえば、ロンドンの香港上海銀行グループ資料室（HSBC Group Archives）に所蔵されている「マーカンタイル銀行」と「香港上海銀行」の文書群が挙げられ、とりわけ前者の取締役会議事録、帳簿・計算書類、支店報告書を利用する。

ただし、19世紀に関する銀行資料は極めて低い残存率であり、本論文の主要な対象時期である1880年代以前の史料的情報が非常に限られている。一部の貸借対照表が残存しているだけでも幸運なのであるが、それではやはり不十分である。銀行内での資金循環はかなり詳しく把握できるが、その史資料の性質上、銀行活動に影響を与えるようなさまざまな外的要素を数字から読み取ることが難しい。銀行史資料の枠内では、窓外の景色がまったく見えてこないのである。この史料的限界に対処するために、別の角度からの史資料で補完する必要があると考えた。

そこで本論文では、イースタン・バンク側とイギリス政府各省庁・EIC側との間で交わされた書簡類を利用することにした。イギリス帝国の統治機関は特定の省庁に一極集中されていたわけではなく、アジアについていえば、イースタン・バンクの活動範囲はその全体に広がっていて、インド省（その前身のインド監督局）、植民地省、外務省が各地の統治管轄を分担していた。しかもイースタン・バンクは、それが国王特許状の取得を求めた経緯から、枢密院通商委員会（通商

局)と大蔵省とも頻繁に交流した。したがって、本論文で利用する主要な政府関係資料を紹介すると、イギリス国立公文書館に所蔵された『大蔵省文書 (Treasury Board Papers and In-Letters)』、『通商局文書 (Board of Trade General In-letters and Files)』、『植民地省文書 (Colonial Office Correspondence)』(香港、セイロン、海峡植民地)のなかに含まれているものである。

1866年まで英領インドの一部であった海峡植民地の扱いには特に注意が必要で、『植民地省文書』に含まれるその史資料は1838年以降のものである(それ以前のは、次に紹介する『旧インド省文書』内に収められている)。政府内インド担当部局であるインド監督局、その後継であるインド省、さらにインド政庁との交換文書は、大英図書館所蔵の『旧インド省文書 (Oriental & India Office Collections: India Office Records)』に収録されている。EIC取締役会の関係資料もここに含まれる。ただし、インド関連資料は旧インド省文書が全てではなく、インド現地の公文書館にも膨大に残されている。本論文は、ムンバイのマハーラシュトラ州文書館に所蔵されるボンベイ管区関係資料も部分的に利用している。

イギリス帝国史研究では、研究対象を一つの植民地あるいは地域に集中させることが一般的であるがゆえ、そこを管轄する省庁あるいはその下部組織の情報に限定される史資料利用上の一省庁主義に自然となってしまう傾向にある。しかし、上述したように、本論文はそのようなアプローチを許さない。そもそも一省庁(あるいはその下部組織)からの視座だけで、帝国全体の変動や「政府の意思 (official mind)」を語ること自体、かなりの無理がある。

イギリスの下院議会文書 (House of Commons Parliamentary Papers) も、イースタン・バンク問題の解明にとって有効な資料群であり、本論各章で適宜示される貿易統計、「Correspondence Relative to Projected Bank of Asia」、「Correspondence relative proposed transfer of Straits Settlements to Colonial Office」などが、それに該当する。近年では、この下院議会文書の全文検索が可能なデータベースが開発され、文書テキストを瞬時に入手することが可能となった。このデータベースの利便性は革命的であり、利用方法は無限大であろう³⁷。本論文では、その高機能の検索ツールを、該当する文書の特定のみならず、政府官僚たちの役職名、議会に招聘された商人の名前、取り上げられた企業名の確認等、いわば人名事典あるいは百科事典のように利用した。

イースタン・バンク問題は、EIC、政府各省庁、各植民地政庁、そして各銀行自体に留まらず、多くの人びとや組織の関心を引いたゆえ、以下のような希少な史資料が残されている。本論文では、ロンドン大学本部図書館所蔵の「ジョージ・ラーペント書簡集」、大英図書館所蔵の「ロンドン東インド・中国協会年次報告書」ならびに「チャールズ・ウッド文書」、グラスゴー・ミッチェル図書館所蔵の「グラスゴー東インド協会年次報告書」、リヴァプール市立中央図書館所蔵の「リヴァプール東インド・中国協会年次報告書」、マンチェスター中央図書館所蔵の「マンチェスター商業会議所年次報告書」、シンガポール中央図書館所蔵の『シンガポール商業会議所年次報告書』並びに『ペナン商農会議所年次報告書』等を利用する。

上記の多岐にわたる文書群のほか、同時代に刊行されたパンフレット、経済雑誌、新聞等をさらに加え、現時点で収集可能な一次資料を網羅するように努めた。

³⁷ イギリス議会資料 (BPP) Web版に関する共同研究プロジェクトへの参加によって、そのデータベースの利用方法を深く学ぶことができた。記して感謝を申し上げたい。京都大学地域研究統合情報センターの共同利用・共同研究(平成19年度～平成20年度)「情報と帝国—英領インドを中心にした英国議会資料における<情報選択性>の研究」(代表:脇村孝平)。

第1部

東インド会社とイースタン・バンク

第1章 ジョージ・ラーペントによる Bank of India 計画 (1833-37 年)

はじめに

1830年代において、ロンドン・シティに本店を置き、英領北アメリカ、オーストラリア植民地、西インド諸島、イオニア諸島、モーリシャス、そしてセイロンとの金融取引を円滑に処理するイギリス植民地銀行が登場し、1850年までに国王特許状 (Royal Charter) を取得することによって株式銀行としての営業を国際的に展開するようになった³⁸。しかしながら、イギリス最大の植民地インド向けのロンドン株式銀行の設立が実現するのは1851年になってのことである。19世紀前半における英領インドは、イギリス銀行資本にとって事業展開の困難な地域であった。

インドの銀行問題を示す一つの事例として、1833~1837年にかけて、イギリス東インド商人たちによって試みられた Bank of India の設立計画とその失敗が挙げられる。バスターは、このインド向けロンドン銀行の計画を取り上げ、その前例なき規模と活動範囲、膨大な署名者数とその強い影響力、その計画失敗への関心の大きさなどのいくつかの点で、他の帝国銀行とは異なる事例であったと指摘する³⁹。アンソニー・ウェブスターは、1830年代のイギリス—アジア商業・政治体制の再編成という文脈に Bank of India 計画を位置づけ、その失敗原因を当該期におけるロンドン商業界の内的分裂、地方商業界の強力な反対論、そして帝国周辺部の非協力的主張に求めた⁴⁰。

本章でも改めて Bank of India の設立計画を検証し、それがどのような動機によって立案され、なぜ失敗したのかを検証し、どのような歴史的な文脈で解釈されるべきかを明らかにする。

第1節 Bank of India 計画の背景

カルカッタ 6 大代理商会の興隆と倒産 (1829~34 年)

イギリスは、納税者負担の少ない効率的な税制を完備し、シティの資金調達能力に依存することによってヨーロッパ最強の「財政軍事国家 (Fiscal-Military State)」を作り上げ、1815年まで続く対仏戦争を勝ち抜いた。シティに本社を置く東インド会社 (以下、EIC と略記) は、イギリス総力戦体制のアジア担当機関となっていた⁴¹。

EIC はイギリスの対アジア貿易を独占していたが、在インドの EIC 社員は会社貿易のほかに私的貿易の機会も見だし、自ら代理商会 (Agency Houses) を創設する者も現れた。それと同時に、ヨーロッパ系私貿易商人たちがアジア各地で貿易活動を展開し、大きな勢力になった。特にカルカッタを基盤にした代理商会群は、EIC が公式的に行なうことのできない密貿易や送金経路を準備したがゆえに、EIC 社員の多くからの厚い信頼を受けた。カルカッタ代理商会の数は、1790年までに15社ほどであったが、EIC 社員の私貿易⁴²を禁じ、会社貿易の一部が私貿易に開放された1793年インド法以降、その数を増やした⁴³。

³⁸ オーストラリア植民地向けのロンドン株式銀行として、オーストラレイシア銀行 (Bank of Australasia : 1834年創設、翌年国王特許状取得)、オーストラリア・ユニオン銀行 (Union Bank of Australia : 1837年創設)、そしてサウス・オーストラリア銀行 (Bank of South Australia : 1841年創設、47年国王特許状取得) が挙げられる。イギリスと英領北アメリカとの為替取引のためにはブリティッシュ・ノース・アメリカ銀行、ジャマイカを中心にした西インド諸島との外国為替業にはウェスト・インド銀行 (West India Bank)、保護領のイオニア諸島とのそれにはコロニアル銀行 (Colonial Bank : 1836年創設) がロンドンに設立された。A. S. J. Baster, *The Imperial Banks*, London: P. S. King & Son, Ltd., 1929, p. 37.

³⁹ Baster, *The Imperial Banks*, p. 88.

⁴⁰ Anthony Webster, *The Twilight of the East India Company: The Evolution of Anglo-Asian Commerce and Politics 1790-1860*, Suffolk: The Boydell Press, 2009, pp. 104-109.

⁴¹ L. Stone, ed., *An Imperial State at War: Britain from 1689 to 1815*, London: Routledge, 1994; H. V. Bowen, *War and British Society 1688-1815*, Cambridge: Cambridge University Press, 1998. さらに、パトリック・オブライエン (秋田茂・玉木俊明訳) 『帝国主義と工業化 1415-1974—イギリスとヨーロッパからの視点—』ミネルヴァ書房、2000年、とりわけ3・4章を参照。

⁴² H. V. Bowen, *The Business of Empire: The East India Company and Imperial Britain, 1756-1833*, Cambridge: Cambridge University Press, 2006, pp. 7-19.

⁴³ 1803年には、29社がカルカッタで営業したといわれている。S. B. Singh, *European Agency Houses in Bengal*,

そして、イギリス支配領土の拡大やインド貿易の自由化（1813年）の波に乗って、さらなる資本を蓄積する代理商会が現れ始めた。それが、いわゆるカルカッタ 6 大代理商会であった⁴⁴。これらは、EIC 文武官たちの貯蓄預金口座を開設して、その預金を植民地経済のさまざまな部門で運用していた⁴⁵。そのなかには、主要輸出商品の生産へのさらなる融資資金の調達のために、ヨーロッパ様式の「商業銀行」を設立することもあった⁴⁶。これに加えて、代理商会は自らの遠隔地貿易に金融を付ける外国貿易金融、とりわけヨーロッパ-アジア間の外国為替取引も行なった⁴⁷。このような貿易活動と投機的商業・金融業との融合ビジネスが、代理商会の特徴であった。

インド有力代理商会の創業者たちが、イギリスへ帰国後、ロンドンで東インド商会を設立した点も特徴の一つであった。パーマー商会の創業者であるジョン・パーマーは、1810年に帰国した後、ロンドンでパーマー・ホーズリー（Palmer & Horsley: のちのパーマー・マキロップ商会 Palmer, Mackillop & Co.）を創設し、カルカッタとのビジネス・ネットワークを維持・強化した。両商会は、広州で1824年に創業したデント商会（Dent & Co.: その前身は Davidson & Co.）と親密なビジネス関係をつくった⁴⁸。その結果、1830年には、ロンドンに27社、マドラスに10社、ボンベイに15社、カルカッタに46社のイギリス系代理商会が存在した⁴⁹。その数は短期間に急増し、特にカルカッタとロンドンに集中していたのである。

イギリス政府は、EICの腐敗や財政難を解消するために、会社経営への介入・統制を行なった。EICにはインド財政の一部を毎年ロンドン本社に向けて送金する責務も課され、インド統治に必要なさまざまな費用（本国費）がロンドンで支払われていたのである。その送金は1820年代末まで「インベストメント」と呼ばれ、英領インドや広州におけるイギリス市場向け商品の大量買い付けとそのイギリスでの販売を介する「委託販売制度」のもとで行なわれた⁵⁰。すなわち、EICは、インドと中国の代理商会からインディゴ、棉花、生糸、砂糖、茶、生糸を安く購入し、そのロンドン本社に向けて船積みして、イギリスでの商品販売を委託した。そして、EIC 本社はその売上金を本国費そのほかの支払いに充てた。

とりわけインディゴは、18世紀末以来、EICの本国送金手段にとって最も重要な換金作物とな

1783-1833, Calcutta: Firma K. L. Mukhopadhyay, 1966, p. 10.

⁴⁴ パーマー商会 (Palmer & Co.)、アレクサンダー商会 (Alexander & Co.)、マッキントッシュ商会 (Mackintosh & Co.)、ファーガソン商会 (Fergusson & Co.)、コルヴィン商会 (Colvin & Co.)、そしてクルッテンドン商会 (Cruttendens & Co.)。A. Tripathi, *Trade and Finance in the Bengal Presidency 1793-1833*, Calcutta: Oxford University Press, 1979, pp. 195-196.

⁴⁵ インディゴや砂糖のプランテーション、船舶業、農業、建設業、造船所への大規模な固定資本投資、炭鉱業や綿織物業、そして東南アジアや中国沿岸部で独自に事業を展開する私商人への貸付であった。

⁴⁶ アレクサンダー商会がヒンドスタン銀行 (Bank of Hindustan: 1770年頃-1832年倒産) を創設したのをはじめ、カルカッタ六大代理商会の一つであるパーマー商会はカルカッタ銀行 (Calcutta Bank: 1824-29年) を、そしてマッキントッシュ商会がカルカッタ・コマーシャル銀行 (Commercial Bank of Calcutta: 1819-33年) を創業させた。Charles Northcote Cooke, *The Rise, Progress, and Present Condition of Banking in India*, Calcutta: P. M. Cranenburgh, 1863, pp. 200-203.

⁴⁷ J. W. Maclellan, "Banking in India and China: A Sketch. I", *The Bankers' Insurance Manager's and Agents' Magazine*, vol. 55 (1893), p. 53.

⁴⁸ Michael Greenberg, *British Trade and the Opening of China 1800-42*, Cambridge: Cambridge University Press, 1951, pp. 35-36. カルカッタ代理商会を代表するフェアリー商会 (Fairlie & Co.) の場合、ウィリアム・フェアリーとジョン・ファーガソンは1780年代にカルカッタに渡り、フェアリー・ファーガソン商会 (Fairlie Fergusson & Co.: 1832年には Fergusson, Gilmore & Clarke となる) を創設し、ロンドンのデイヴィッド・スコット商会 (David Scott & Co.: 1832年に Fairlie Clark Innes & Co. となる) との密接なビジネス関係を築いた。両商会は広州のビール・マニアックやジャーディン・マセソン商会 (Jardine, Matheson & Co.) と密接な関係をもっていた。1790年代のフェアリー・ファーガソン商会のパートナーには、その後に広州でリード・ギルバート商会 (Reid & Gildart) を創設したデイヴィッド・リードが加わっていた。

⁴⁹ Alain Le Pichon, ed., *China Trade and Empire: Jardine, Matheson & Co. and the Origins of British Rule in Hong Kong 1827-1843*, Oxford and New York: Oxford University Press, 2006, p. 7.

⁵⁰ 当時のヨーロッパで一般的であった「委託販売制度」というのは、ある商品の生産地にいる輸出商人は、販売地からの事前受注を得ることなく、あくまでも彼自身の市場予測にもとづいて商品買取りとその船積みをするという方式であった。

っており、1830年までにはインドは世界の主要供給地となっていた。1811年でのインド主要輸出品目とその構成比は、織物の33%、アヘンの23.8%、インディゴの18.5%、生糸8.3%、原棉4.9%、砂糖1.5%、その他10%であったが、1828/29年度のそれでは、インディゴが輸出総額の27%を占めるほどになり、それに続いて、アヘン17%、原棉15%、織物11%、生糸10%、砂糖4%、その他16%という内容であった⁵¹。1814/15年度と1828/29年度の商品輸出額も、6,830万ルピー（その輸出入総額8,020万ルピー）から1億1,129万ルピー（総額1億6,492万ルピーへと倍増した。

このEICの本国送金手段として利用されたインド産品、とりわけインディゴは、ひたすらイギリス市場に向けて輸出されるものであった。それゆえに、インディゴの販売と生産の動向は、イギリスの景気変動にかなり忠実に左右されることとなった⁵²。1820年代末のイギリスでは、1825年恐慌以降、ナポレオン戦争後に引き続いて起こっていた物価の下落（デフレーション）が継続し、アジア物産の価格は明らかに下落傾向にあった⁵³。

それに加えて、EICや代理商会による大量買い付けは、インドでのインディゴの購入価格を釣り上げ、それで富を得た商人やプランターの投機的な商品生産と土地開発を煽ると同時に、イギリスでは商品在庫の急増とその販売価格の低下を招いた。こうした悪条件の連鎖が、インディゴの過剰取引と販売価格の急落を招き、インディゴ投資に深く関与したカルカッタ代理商会群の悲劇を導いたのである。1830年、EICはインディゴ市場から実質的に撤退し、カルカッタでのその価格をさらに低下させた。その結果、1835年までの間に、前述のカルカッタ6大商会とその系列銀行が倒産していった。その負債総額は、1,900万ポンド（1億9,000万ルピー弱）にも上ったといわれている⁵⁴。これが有名なカルカッタ商業危機であり、ロンドンでイースタン・バンク計画への強い衝動を生じさせるのであった。

新代理商会とEICの本国送金制度

1830年代半ば、カルカッタのコッカレル商会（Cockerell & Co.）やボンベイのジャーディン・スキナー商会（Jardine Skinner & Co.）のような、多くの代理商会が新たに設立された。あるいは、ヨーロッパ系商人との共同事業（パートナーシップ）制で代理商会を創設するインド人実業家の一群も登場した⁵⁵。オズワルド・シール商会（Oswald, Seal & Co.）のモーティラール・シールやラストムジー・ターナー商会（Rustomji, Turner & Co.）のラストムジー・コーワスジーが含まれるが、最も影響力をもったのはカー・タゴール商会のドルカナート・タゴールであった⁵⁶。

ブレア・クリングによると、インドの代理商会群は大まかに2つのグループ、すなわち老舗代理商会のようにインド産品（インディゴ、砂糖、絹等）の生産と輸出に深く関与する商会群と、おもにイギリス輸入品の委託販売業を重視する商会群に分けることができるという⁵⁷。前者に関して、老舗商会との決定的相違点は、その資金源をもはやEIC社員の預貯金のような現地資金に

⁵¹ 1811年の数値に関して、Tirthankar Roy, *The Economic History of India 1858-1947*, Second Edition, Oxford: Oxford University Press, 2006, pp. 61, を参照。1828年の数値は、K. N. Chaudhuri, ed., *The Economic Development of India under the East India Company 1814-58: A Selection of Contemporary Writings*, Cambridge: Cambridge University Press, 1971, p. 26.

⁵² 中里成章「ベンガル藍一揆をめぐって (1)―イギリス植民地主義とベンガル農民―」『東洋文化研究所紀要』第83冊（1981年）、106-111頁。

⁵³ Norman J. Silberling, “British Financial Experience 1790-1830”, *Review of Economic Statistics*, vol. 1 (1919), pp. 283-284; Asiya Siddiqi, “Money and Price in the Earlier Stages of Empires: India and Britain 1760-1840”, *The Indian Economic and Social History Review*, vol. 18, nos. 3 & 4 (1981), pp. 246-249.

⁵⁴ Maclellan, “Banking in India and China”, p. 52; Greenberg, *British Trade and the Opening of China*, p. 165.

⁵⁵ Dwijendra Tripathi and Jyoti Jumani, *The Concise Oxford History of Indian Business*, Oxford and others: Oxford University Press, 2007, p. 31.

⁵⁶ Blair B. Kling, “The Origin of the Managing Agency System in India”, *Journal of Asian Studies*, vol. 26 (1966-67), pp. 37-47. インド人実業家の多くは英語の読み書きを教育され、大抵の場合、ヨーロッパ系代理商会での勤務を経験していた。

⁵⁷ Blair B. Kling, *Partner in Empire: Dwarkanath Tagore and the Age of Enterprise in Eastern India*, Berkeley and others: University of California Press, 1976, p. 56.

求めることはできず、もっぱらインド人金融業者、政府貸付、輸入商会から供給される資金等に依存したことである。後者のグループは基本的にイギリス輸出部門の指導下で創設され、イギリス製品の販売と分配で富を蓄積する代理商会であった。その売上金は、EICの本国送金手段の一つでもある「担保前貸制度（Hypothecation System）」を通して本国に送金した（図1-1を参照）。

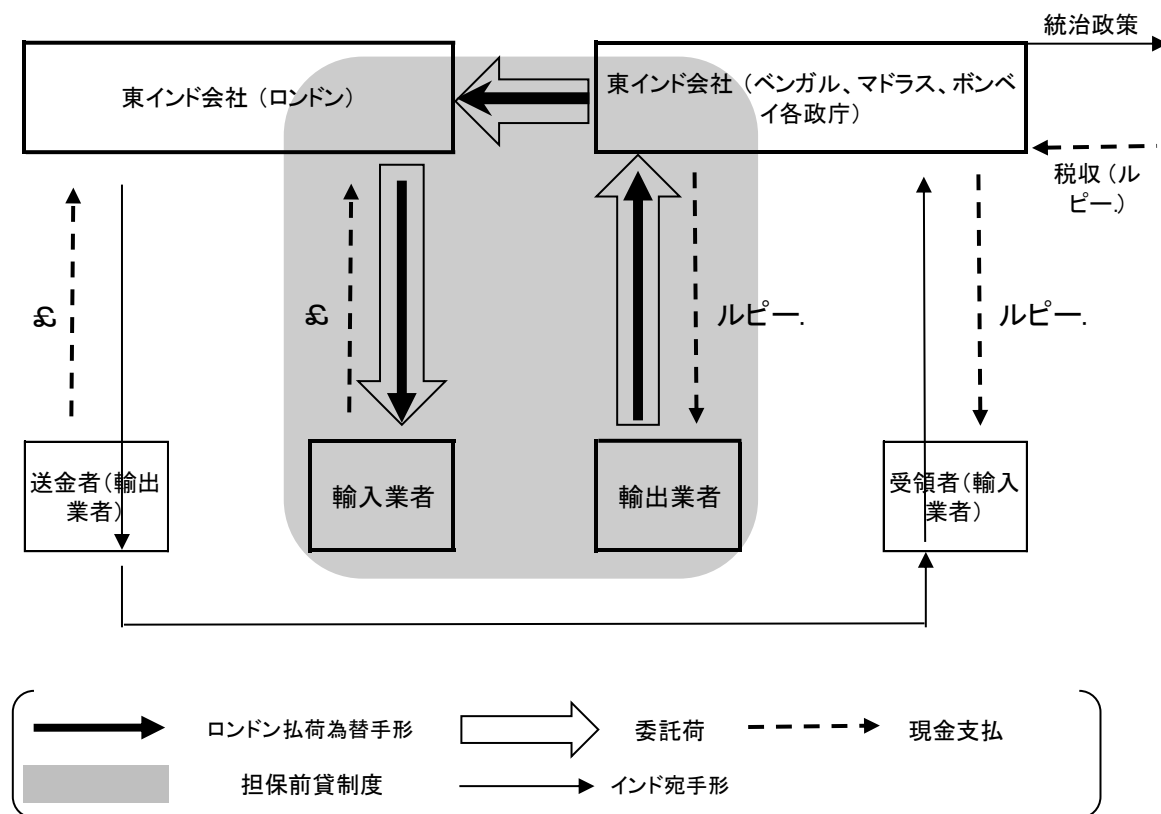


図1-1 東インド会社の本国送金システム

出典：筆者作成。

「担保前貸制度」とは、インベストメントを廃止して、1829年から英領インドと広州で導入されたEICによる私商人の「委託販売制度」への輸出金融であった。たとえば、インドでのその制度は、EICが在インドの輸出商会から特定の輸出商品（棉花・絹・砂糖・コーヒー・インディゴ・硝石・反物）を担保にしてロンドン払手形を買取るという形で、担保商品価値の最大2/3の額を融資（前貸し）することになっていた。EICの「担保前貸制度」は、順調なインド輸出貿易とそのロンドンへの集中化という条件を政治的に創出させるによって円滑に機能した分、インドの輸入商会ならびにイギリスの地方輸出部門には大いに不利益な結果をもたらしたといえる。EICは、その送金政策に貢献する特定のインド貿易関連業者たちを優遇し、彼らの活動に選択的に融資した。在インドの代理商会は、輸出貿易の拡大によって多額のルピー資金を必要とし、EICの担保前貸制度をその資金調達的重要手段として利用していたのである。

EICのもう一つの本国送金手段として、ロンドンにおけるインド払い為替手形の販売があった。EIC本社は、インドの輸出商に代金支払いを必要とするイギリスの輸入商に対して、ロンドンでインド政庁宛にルピー手形を販売したのだが、「大量のインド宛手形が会社にとって大量かつ有利にイギリス市場で消化できたという事実は、当時インドの輸出貿易が順調であったこと」⁵⁸を反映していたのである。EICは、イギリス私商人にアジア国際貿易を開放しつつ、その取引に対して、インドの権益と国家の必要性を追求する「軍事財政帝国主義」を押し付けた。

⁵⁸ 松本睦樹『イギリスのインド統治—イギリス東インド会社と「国富流出」』阿吽社、1999年、75頁。

実際、1830年代において、カルカッタ危機に直面していたにもかかわらず、インドの対外貿易は成長を経験していた⁵⁹。その貿易収支は、イギリスからの輸入額が増加したが、イギリスへのインディゴ・生糸・砂糖と中国・海峡植民地へのアヘン・原棉の輸出拡大によって、恒常的な黒字構造を維持した。広州において、イギリスへの中国茶の輸出を促進させたのは、イギリスの対中国輸出ではなく、実際はインドから中国へのアヘン貿易であった。このアヘン貿易は、欧米商人やアジア商人に巨額の商業利益をもたらしたことはいうまでもないが、中国を迂回させた間接的本国送金経路を成立させる重要な役割も担っており、それへの妨害は認められるものではなかった。中国のEIC代理人は、インドに支払いを必要とするアヘン・綿花の輸入商からインド宛手形と交換にドルを受取り、そのドルは茶・生糸の輸出商への融資（ロンドン宛手形の買取り）に使用された。EICがアヘンの栽培・生産・販売の独占的管理を私商人へ開放することを一貫して拒否した理由の一つはまさにこの部分にあり、イギリス政府もそのことを認めていたのである。したがって、次のような解釈が最も妥当であろう。

インドは三角貿易の出発点であり、イギリスはその終着点である。この貿易の原動力はインド帝国と密接に結びついたイギリス人から構成されるインドの権益であり、イギリス製造業の利益でない。⁶⁰

第2節 ジョージ・ラーペントの挑戦

1833年の計画案

1830年代初頭のロンドン商業界も、カルカッタ大手代理商の連鎖破たんによって、大きな岐路に立たされた。それと取引のあったロンドン東インド代理商会も大きな衝撃を受け、将来的な不確実性への対応を迫られたのである。ロンドン商人たちは、在インド代理商会のこれまでの銀行業と表裏一体となった貿易活動に疑問を持ち、両業務を完全に分離したいという思考を持つようになった。そして、ロンドン東インド商会は、在インドの代理商会をより厳格な統制のもとで、その経営や活動を有利に方向づけようとした⁶¹。

こうしたロンドン商人たちの商取引への認識の変化が、イースタン・バンクの設立計画となった。その中心人物の一人が、ジョージ・ラーペントであった。オランダ・ユグノー移民家系に生まれた彼は、コッカレル・トレイル商会（Cockerell & Trail Co.）のパートナーとして、またセント・キャサリン船渠会社（St. Katharine's Docks Company）の副社長として、1830年代・40年代のロンドン商業界で大きな影響力をもった実業家の一人であった。ラーペントの銀行計画は、1833年頃から着々と始められた。彼はカルカッタ商業危機として銀行業と投機的商業投資との結合を問題にし、インドの経済的發展のためにも将来的には両業務の分離が望ましいと考えた。

ラーペントは、この新銀行計画を、ジョン・ホーズリー・パーマー（イングランド銀行総裁）、トマス・トゥック（経済学者）、ネイザン・メイヤー・ロスチャイルド（マーチャントバンカー）に持ちかけた。とりわけラーペントに共鳴し、その計画の素案を作成したのがトゥックであった⁶²。両人はセント・キャサリン船渠会社の経営にも深くたずさわり、その社長―副社長という関係

⁵⁹ K. N. Chaudhuri, "India's Foreign Trade and the Cessation of the East India Company's Trading Activities", in A. Siddiqi, ed., *Trade and Finance in Colonial India, 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, 1996, pp. 296-297, 312; Tirthankar Roy, *The Economic History of India 1858-1947*, Second Edition, Oxford: Oxford University Press, 2006, pp. 60-64.

⁶⁰ Tan Chung, "The Britain-China-India Trade Triangle (1771-1840)", *Indian Economic and Social History Review*, vol. 11, no. 4 (1974), p. 414.

⁶¹ たとえば、コッカレル・トレイル商会は、新たなカルカッタ・パートナーのコッカレル商会に対して、とりわけ銀行業や投機的商業への関与を禁じ、イギリス製品の輸出入取引でのロンドン商会のカルカッタ代理人として行動するように指示を送っていた。Anthony Webster, *The Richest East India Merchant: The Life and Business of John Palmer of Calcutta 1767-1836*, Suffolk: The Boydell Press, 2007, p. 134.

⁶² Plan for a Bank by Mr. Tooke, no date, *George Larpent Papers*, MS 172 (x) (xi), University of London Senate House Library.

であり⁶³、同時に、同じクラブに所属する間柄（後述）でもあった。

トゥックの案には、インドでイギリス銀行資本が必要とされている状況説明、銀行の諸目的、収入源、行動原理、経営体制等について、詳しく明記されている。トゥックも、ラーペントと同様に、当時のカルカッタ危機の根本的問題を代理商の業務混合から生じたと考え、そのシステムに内包する害悪を除去する試みがこれまでなかったことは驚くべきことであると感じていた。インドで銀行業に特化した組織の設立が、カルカッタでの大きく損失した資本と信用を補完し、また中国での茶の購入資金を供給すると考えられた。そのためにも、銀行の払込資本金は 200 万ポンド以上とし、「法人格」と「株主の有限責任」を認可する国王特許状を取得すること。これがトゥック案の骨子であった。

こうして 1833 年 11 月、トゥックの計画素案にほぼそのまま沿う内容で、11 名のロンドン商人の署名入りの覚書がラーペントによって作成された⁶⁴。署名者は、(表 1-2) である。トゥック、ラーペント、パーマー、ロスチャイルドは、先述したとおりである。ジョージ・カー・グリーンとジェームズ・アレクサンダーがこの新銀行計画に関わるのは、トゥックとラーペントが先導するセント・キャサリン船渠会社の取締役であったことと無関係ではなかろう。国内外の船舶で溢れかえったロンドン港の飽和状態を解消するために、18 世紀末から船渠の建設が計画された⁶⁵。1828 年に創業したセント・キャサリン船渠会社は、先発の船渠会社と激しい顧客獲得競争を展開しなければならず、とりわけ EIC が発起したイースト・インディア船渠会社を意識せざるをえなかった⁶⁶。ラーペントたちの新銀行計画には、ロンドンの船渠会社競争も反映されていたように思われる。ウィリアム・クロフォードは、壮年期に EIC 社員としてインドで過ごし富を蓄積し、帰国した 1812 年ごろからクロフォード・コルヴィン商会 (Crawford, Colvin & Co.) のパートナーとしてインド貿易に従事した。彼は 1833 年 8 月よりシティ選出のウィッグ派下院議員となった⁶⁷。当時のロンドン商業界を代表する顔ぶれであった。

⁶³ Matthew Smith, *Thomas Tooke and the Monetary Thought of Classical Economics*, London: Routledge, 2011, pp. 14-15.

⁶⁴ Memoranda as to a proposed Indian Banking Company, 1st November 1833, *George Larpent Papers*, MS 172 (i), University of London Senate House Library.

⁶⁵ ウェスト・インディア船渠会社 (West India Dock Company : 1802 年創業)、イースト・インディア船渠会社 (East India Dock Company : 1803 年創業)、ロンドン船渠会社 (London Dock Company : 1805 年創業) がそれであった。

⁶⁶ Martin Daunt, *Progress and Poverty: An Economic and Social History of Britain 1700-1850*, Oxford: Oxford University Press, 1995, pp. 291-294.

⁶⁷ A Member of the Middle Temple, *The Assembled Commons: or Parliamentary Biographer: with an Abstract of the Law of Election; and the Usages of Parliament*, London: Scott, Webster, and Geary, 1838, p. 64.

表 1 - 2 新銀行覚書の署名者

発起人名	備考
トマス・トゥック (Thomas Tooke)	経済学者、商人、セント・キャサリン・ドック会社頭取
J・ホジソン (J. Hodgson)	
ジョージ・ラーペント (George Gerard. de Hoche pied Larpent)	東インド貿易商人、コッカレル・トレイル商会、セント・キャサリン・ドック会社副頭取
ジョン・ホーズリー・パーマー (John Horsley Palmer)	パーマー・マクロップ商会、イングランド銀行総裁 (1830~33年)
J・ブラウニング (J. Browning)	商人
ジョージ・カー・グリン (George Carr Glynn)	グリン銀行 (Glynn's bank)、セント・キャサリン・ドック会社取締役
G・ショー (G. Shewe)	
ネイサン・M・ロスチャイルド (Nathan Mayar Rothschild)	マーチャントバンカー
ジェームズ・アレクサンダー (James Alexander)	フレッチャー・アレクサンダー商会、セント・キャサリン・ドック会社取締役
ウィリアム・クロフォード (William Crawford)	東インド貿易商人、クロフォード・コルヴィン商会 (Crawford, Colvin & Co.)、下院議員 (1833~41年)
J・ガーニー (J. Gurney)	

出典：Memoranda as to a proposed Indian Banking Company, 1st November 1833, *George Larpent Papers*, MS 172 (i), University of London Senate House Library.

ラーペントが作成した新インド銀行の覚書の冒頭には、トゥックの計画案と同様に、最近のインドでの倒産と商業信用の異常な混乱が銀行業と商業活動との結合の悪影響をよく示していて、両業務の分業が必要であることが言及されている。覚書はさらに続く。インドにおいて信用構造が回復し、しっかりした新機関が設立される以前に、EIC は商業的特徴を放棄し、中国貿易の自由化に踏み切ろうとしている。それは確かに資本への新たな需要を増大させるであろうが、もしそれが供給されなければ、インドの農産物商品、その国内交易、インドー中国間貿易（カントリートレード）、そして本国市場向けの中国茶輸出への金融的便宜の提供が極めて困難になるであろう。こうした状況のなかに、資本を有益かつ最も正当に運用できる株式会社によってイギリス資本をインドに投下する絶好の機会が存在する。これが新銀行設立の動機であった。

ラーペントが計画した新銀行の目的、主要な収入源、行動原理、組織体系は、(表 1 - 3) のようにまとめられる。

表 1 - 3 ラーペントの新銀行計画の内容

【目的】
1. イギリスにある莫大な遊休資本の一部を移転することによって、インドで不足する資本を供給する。
2. インドの農産物や製造品、カントリートレード、そして中国の対イギリス貿易に関する商業活動を円滑にするために、インドでのイギリス資本を運用する。
3. インドや広州宛の信用によって中国との先物取引を円滑にする。
4. 安定した銀行原理に基づいた支店をカルカッタ、マドラス、ボンベイに開設し、文・武官からの預金をひきつける。
5. EICの本国費の送金経路を形成する。
6. EIC社員の預金に対するイングランドでの利子払いとその預金の送金を可能にする。
【主要な収入源】
1. インドでの資本の運用によるインドーイギリス間利率の差益
2. 信用供与にもとづく手数料、EIC債の取引手数料、EIC本国費の送金手数料
3. プリオンや銀行資本の英印間移転取引
【行動原理】
1. 自己勘定での貿易業には一切関与しない。
2. 固定資産(工場、船舶、家屋、土地)を一切保有しない。
3. 為替取引には商品担保を必ず取りつける。
4. インドと中国での前貸しはすべて有限で、商業担保においてのみ許される。
英領インドではある程度に蓄積された預金を必ず保有する。
【組織体系】
1. 取締役会以外に1~2名の支配・副支配人で構成する中央統制機関がロンドンに配置され、そこからすべての指令が出されるようにする。
2. カルカッタ、マドラス、ボンベイ、広州の各支店には、現地社会の実情に適合させるために商人・文官・武官出身者で構成される支店重役会が組織される。
3. ロンドンを中心にインドと中国を結び、おもに外国為替取引に従事するロンドン株式特許銀行を創設する。

出典：Memoranda as to a proposed Indian Banking Company, 1st November 1833, *George Larpent Papers*, MS 172 (i), University of London Senate House Library

以上が、払込資本金を含めて 200 万ポンドの資本金を調達し、国王ならびに EIC から法人格付与の特許状を保有する巨大銀行会社の計画内容であった。

トゥックやラーペントたちは、上記で言及したイギリス政府から特許状を取得するべく、大蔵

大臣のオールソープへ銀行計画者（8名）の署名入りの書簡を出した⁶⁸。この書簡では、その署名者からパーマー、ロスチャイルド、ブラウニング、アレクサンダーの名前が消え、パーマーと入れ替わるように、彼と同じ商会のパートナーであるジェームズ・マキロップが新しく加わっている。この後にパーマーがこの銀行計画を真っ向から批判している（後述）ことから、署名者各自が考える新銀行像は、ラーペントへの個人的感情を含めて一様ではなかったといえる。ともかく、彼らの見解は、「今現在が、安定した銀行原理に基づいてイギリス資本を両地域で運用する絶好の機会である」点で一致し、株主の有限責任を認める国王特許状を政府へ請願した。

ここで重要な特徴として、この時点の銀行計画には英領インドでの銀行券の発行業務が含まれていなかったことである⁶⁹。この特徴は、後述する新銀行の設立趣意書との相違点で、後のインド銀行問題における注目すべき論点の一つであった。ラーペントは、EIC 取締役のジョン・レーヴンズショー（1832年にEIC 頭取）にもこの新特許銀行の設立、とくに安全なインド送金手段の提供という一つの目標をアピールした⁷⁰。そして、イギリスで調達される莫大な資本金の2/3は、新特許銀行の合法的な投資経路を介してインドで運用されるということも強調された。

このようにラーペントらは大蔵省やEICへ新銀行計画の理解を求めたが、この1833年時点ではこれ以上の進展がみられなかったのである。

ロンドン東インド・中国協会の創設（1836年2月）

カルカッタ商業危機は、インド政策に影響力を発揮してきたロンドン東インド代理商会の権力基盤を脆弱にし、そのEIC 取締役会における存在感も明らかに希薄化させた。それゆえに、ロンドン東インド商人たちは、インド商会への統制強化と同時に、とりわけ1833年インド法の制定後、自らの権益と主張をアジア政策へより強く反映させるためのプラットフォームを確立しなければならないという必要性が出てきた。彼らの意識のなかには、1820年代後半以降、それまで以上に集団的なパフォーマンスを活発化させ、政治的発言を声高に発していた地方商業界の動向とそれへの対抗心があったと思われる⁷¹。

1836年2月末、シティの一角にあるエルサレム・コーヒーハウスにおいて、ロンドンの商人・エージェント・船主らを集めた会合が盛大に開催された⁷²。『スタンダード』紙（1836年2月29日付）によると、この会合には、前述のパーマーやラーペントをはじめとするシティの有力商人たちが顔を揃えた。そこでは、対アジア貿易の総合的利益を目指すロンドン初の商業団体が組織された。シティ選出の下院議員でもあったクロフォードが満場一致で議長に指名され、ロンドン東インド・中国協会（London East India and China Association）の創設が提案された。その会員資格は、「インドと中国に利害をもつすべての商人、船主、ブローカー、その他」とされた。すでにロンドンの有力商会50社がこの提案に賛同の意向を表明していたが、（表1-4）のように、最終的には100社以上のロンドン商会（個人も含む）の署名が集まった⁷³。

⁶⁸ Letter to Viscount Allthorpe, Chancellor of the Exchequer, 13th November 1833, *George Larpent Papers*, MS 172 (iii).

⁶⁹ 同じ署名者のグリーンも、株主の有限責任の特許状をもつこの新株式銀行は発券業務を放棄すべきと考えていた。Plan for a Bank by R. C. Glyn and letters, 27th November 1833, *George Larpent Papers*, MS 172 (ix).

⁷⁰ George Larpent Plan and Letter to John Goldborough Ravenshaw, 20th December 1833, *George Larpent Papers*, MS 172 (iv).

⁷¹ 具体的には、グラスゴー東インド協会（Glasgow East India Association：1812年創設）、リヴァプール東インド協会（Liverpool East India Association：1818年創設）、そしてマンチェスター商工業会議所（Manchester Chamber of Commerce and Manufactures：1820年創設）の組織的活動が挙げられよう。当時の地方商業界に関して、Yukihisa Kumagai, “The Lobbying Activities of Provincial Mercantile and Manufacturing Interests against the Renewal of the East India Company’s Charter, 1812-1813 and 1829-1833”, University of Glasgow Ph. D thesis, 2008 が詳しい。

⁷² The Standard (London), Issue 2748, 29th February 1836.

⁷³ *The First Report of the Committee of the London East India and China Association, Presented to the General Meeting, Held at their Office, No. 2, Cowper’s Court, Cornhill*, London: Pelham Richardson, 1837, pp. 23-28. 広州のジャーディン・マセソン商会とロンドン代理契約を結んでいたマニャック・スミス商会（Magniac,

ロンドン東インド・中国協会の創設には、グラスゴーやリヴァプールの東インド協会からの助力もあり、それらを模範とするように、より効率的かつ組織的なロビー活動を展開することが目指された⁷⁴。この会合では、アジア貿易に影響するすべての問題をめぐるイギリス政府との交渉を円滑にすること、そして議会や議会外で立案される政策内容を早い段階で把握できるように手助けすること、という当該協会の目的が、議長のクロフォードから紹介された。数名の下院議員も会員に含まれ、この創設は外務大臣のパーマストン、大蔵大臣のライス、そして通商局長官のトムソンからの助言に支えられたという事実から、すでに政府や議会とのかなり太いパイプが敷かれていたと考えられる。同協会の初代会頭にはラーペントが選出され、1847年までその立場に就いた。ロンドン東インド・中国協会の創設は、イギリスのアジア政策をロンドン商人に有利に方向づけする制度的枠組みを再構築しようとする一つの試みなのである⁷⁵。

表1-4 ロンドン東インド・中国協会の創設賛同者

Arbuthnot & Latham	Robert Eglinton	John Locke & Co.	Wm. Short
John Atkins & Son.	H. Elias	Lyall Brothers & Co.	John Straith
H. J. Albrecht	Finlay, Hodson & Co.	Lindo & De Castro	C. Sutherland; Thorpe & Rogers
Wm. Anderson	Fletcher, Alexander & Co.	Magnic, Smith & Co.	Trueman & Cook
Thomas Ashmore	Forbes, Forbes & Co.	Marjoribanks & Ferrers	Twining & Co.
Barclay Brothers & Co.	Forman & Hadow	Moffatt & Sons	Captain H. Templer
Baring Brothers & Co.	J. G. & W. S. Fry & Co.	Charles Moss & Co.	Wm. J. Thomson
Barber, Neate & Co.	Gard'ner & Urquhart	Morrison, Cryder & Co.	Wm. Townsend
G. & J. Brown & Co.	Gledstones & Co.	John M'Kenzie	Varnham, Ewart, & Delafosse
R. & B. Brown & Co.	Gregson, Melville & Co.	Thomas Merry	Walkinshaw & Co.
John Bagshaw, MP	Green, Wilson & Burton	George Moffatt	White & Batt
Capt. James Barber	James Goddard	Norton, Kilburn & Co.	Wm. Watts
Henry Blanshard	J. G. Gordon	Palmer, Mackillop, Dent & Co.	Thomas Weeding
W. Burnie	R. M. Grindlay	Patry & Pasteur	Money Wigram
Cheape & Leslie	John Groves	Phillips & Tiplady	R. C. Wyllie.
Clarence, Bart & Co.	W. J. Hall & Co.	Jonas Phillips & Son	
Cockerell, Bart & Co.	W. Harper & Co.	John Pirie & Co.	
J. Cockburn & Co.	Harper & Howell	Palmer, Delafosse & Co.	
Copeland & Garrett	Hodgeson & Drane	J. & B. Pearse & Co.	
Crawford, Colvin & Co.	J. P. Howard & Co.	Rawson, Norton & Co.	
Curtis' s & Compton, junior	Hulbert, Layton, & Co.	Reid, Irving, & Co.	
Alexander Crowe	Hunter, Gouger & Co.	Ripley Brothers & Brown	
Dallas & Coles	Archibald Hastie, MP	J.M. Richardson	
Daniell & Dickenson	Thomas Heath	Sanderson, Fox, & Co.	
C. Devaux & Co.	Jamieson, Brothers, & Co.	Scott, Bell & Co.	
Douglas Anderson & Co.	Johnson & Renny	Small, Colquhoun & Co.	
D. Dunbar & Sons	W. Ireland	Smith, Hyde & Lenox	
Durant & Co.	Thomas Kilby	Smith, Goodhall & Reeves	
Evans, Foster, & Langton	Henry Kirk	T. W. Smith & Co.	
Ewbank & Cordes	Larkins & Co.	Simon Samuel	

出典: London East India and China Association, First Reports, 3rd January 1837, India Office Records, BL

第3節 Bank of India 設立計画とその抵抗勢力

東インド貿易商人の共同プロジェクト

1836年5月上旬、東インド貿易商会の有力関係者たちがロンドンで会合を開き、インド向けロ

Smith & Co.)、モーリシャス砂糖貿易を行なうリード・アーバイン商会 (Reid, Irving & Co.)、クロフォード・コルヴィン商会、フィンレイ・ホジソン商会 (Finlay, Hodgson & Co.)、フレッチャー・アレクサンダー商会 (Fletcher, Alexander & Co.)、茶貿易で有名なトワイニング商会 (Twining & Co.) など、アジア貿易に関わるロンドン商会の多くがロンドン東インド・中国協会の創設に賛同していた。

⁷⁴ *The First Reports*, pp. 17-18.

⁷⁵ Webster, "The Strategies and Limits of Gentlemanly Capitalism", p. 752.

ンドン銀行の設立趣意書が再び作成された⁷⁶。銀行名は「Bank of India（以下、BIと略記」。この銀行計画の主導者はもちろんラーペントであったが、1833年計画との決定的な違いは、この趣意書には97の署名者が並び、ロンドンのみならず、地方9都市の東インド貿易商会・商人たちも署名していたことである。（表1－5）に示すように、地方利害の大部分は、リヴァプールとマンチェスターの商人・製造業者で占められていた。EICの輸出金融制度に対する不満や廃止論が地方都市の商人たちから噴出し始めていた事実も、彼らがこのBI計画に賛同する大きな理由として考え合わせておく必要がある。しかし、そうはいつても、都市別で比較すると、やはりロンドン関係者の割合が最も大きく、新銀行計画の賛同者全体の1/3を占めていたのであり、彼らがその指導的メンバーであったことは間違いないであろう。

表1－5 Bank of India 設立趣意書の署名者

ロンドン	リヴァプール	マンチェスター	その他
Baring, Brother, and Co.	John Gladstone and Co.	Robert Garnett, Sons, and Co.	William Feilden and Co. (Blackburn)
Charles Cockrell and Co.	Hegan Hall and Co.	Butterworth and Brooks.	Robert Turner, jun. and Co. (Blackburn)
Fletcher, Alexander, and Co.	H. and J. Hornby and Co.	H. J. and R. Barton.	James Finlay and Co. (Glasgow)
Palmers, Mackillop, and Co.	Sands, Turner, and Co.	J. Dugdale and Brothers.	Oswald Tennent and Co. (Glasgow)
Morrison, Cryder, and Co.	Ogilvy, Gillanders, and Co.	The Strines Printing Company.	John Jackson. (Lancaster)
Finlay, Hodgeson, and Co.	Finlay and Alston.	Gardner, Harter, and Kilgour.	John Bond. (Lancaster)
Richards Little and Co.	Thomas and William Earle ad Co.	Birley and Co.	Burrow, Higgin, and Farrer. (Lancaster)
Small, Colquhoun, and Co.	C. Tayleur, Sons, and Co.	John Macvicar.	William Jackson. (Lancaster)
Gregson, Melville, and Co.	Cropper, Benson, and Co.	Thomas Hilton.	Garnett and Horsfalls. (Clitheroe)
Scott, Bell, and Co.	Charles Horsfall and Son.	George Fraser and Son.	Horrocks, Jacson, and Co. (Preston)
Marjoribanks and Ferrers.	Dirom, Richmond, and Co.	Gardoner, Atkinson, and Co.	Horrockses Milner and Co. (Preston)
Barclay, Brithers, and Co.	John Ridgway and Co.	Jones, Gibson, and Ord.	John Edwards and Sons. (Halifax)
Lyall, Brothers, and Co.	William Rotheram.	William Grant and Brothers.	
Robert Eglinton.	Gladstone and Serjeantson	Hargreaves, Dugdale, and Co.	
Gladstones and Co.	Rathbone, Brother, and Co.	John and Thos. Ramsbotham and Co.	
W. and J. Burnie.	Nicol, Duckworth, and Co.	Fort, Brothers, and Co.	
Reid, Irving, and Co.	Ewart Myers and Co.	James Simpson.	
Durant and Co.	Caleb Fletcher and Co.	Philips, Wood, and Co.	
Magniac Smiths and Co.	Thomas and John Brocklebank.	Thompson Chippendall and Co.	
Thomas Weeding.	Robert and George Benn.	Thomas Trueman and Co.	
Douglas, Anderson, and Co.	Moon, Brothers.	Richard Roberts.	
R. Scott, Fairlie, and Co.	C. and James Rawdon.	James Burt and Son.	
William and George Borradaile.	Daniell and Dickinson.	Lambert, Hoole, Jackson, and Co.	
John Deans Campbell.	Daniel and Thomas Willis.	Benjamin Gray.	
Walkinshew and Co.	Thomas Ripley.	John Edward Taylor.	
James Clegg and Co.		Jeremiah Garnett	
George Wildes and Co.			
Eneas Mackintosh			
John Melvill.			
Robert C. Wyllie.			
Nathaniel Alexander.			
Denison, Heywood, Nennard, and Co.			
Feilden, Entwisle and Co.			
Smith, Payne, and Smiths.			

出典：J. R. McCulloch, *Reasons for the Establishment of A New Bank in India*, pp. 42-44.

BIの設立趣意書は26の署名入りで、10項目で記された。イギリスで蓄積される資本が安全かつ有益に運用される巨大市場を求めている現在がインド向け大型銀行機関を設立する主要な機会であるという点は、ラーペントの1833年銀行計画案とほぼ同一である。ここで注目すべき箇所

⁷⁶ Prospectus of a Bank for India, London, 12th May 1836, T/1/3471, no. 20168, HM Treasury, National Archives.

は、EIC の資本に支えられるベンガル銀行 (Bank of Bengal) の政府依存体質を批判しているところである。ベンガル銀行とは、1809 年に設立された半官半民の株式特許銀行である。その資本金は 75 万ポンド (設立時は 50 万ポンド) で手形割引や預金業務を行ない、外国為替業務が禁止される半面で、インド政庁に受領される銀行券の唯一の発券銀行であった。同銀行は、つまるところ、インド政庁の財政・金融政策の一翼であった。この政府と銀行との完全癒着構造への批判精神が、BI 計画の根底にあった。銀行業に専念した新銀行は、政府からの独立性を担保にしたうえで、ベンガル銀行に代わって、インド政庁の財政業務を一手に引き受けると同時に、1833 年 EIC 特許状の原則 (統治と商業との分離) に基づき、インド政庁—EIC 本社間の本国送金経路を担うように計画されたのである。まさに物議を醸す計画内容であった。

上記の設立趣意書が作成されて 2 ヶ月後、(表 1-6) にあるように、その臨時取締役会構成員が決定した⁷⁷。それには多彩な代表者 24 名が選出され、ロンドン商人 13 名、リヴァプール商人 4 名、マンチェスター商人 3 名、グラスゴー 2 名、ブラックバーン商人 1 名、そしてランカスター商人 1 名という内訳となっていた。しかも、このなかの 6 名 (ロンドン 3 名、リヴァプール、マンチェスター、ブラックバーンの各 1 名) が下院議員でもあり、議会や政府との交渉が有利に運ぶように考えられたと思われる。とはいえ、ロンドン関係者が取締役会の過半数超を占めたという特徴は、やはりこの銀行計画の主導集団が誰なのかを明示している。1833 年以後の関係者は、ラーペント、アレクサンダー、ブラウンリッグ、メルヴィルの 4 名だけであった。彼ら以外の主要な臨時取締役を紹介すると、次のとおりになる。

表 1-6 Bank of India 臨時取締役会構成員

ロンドン		地方	
ジェームズ・アレクサンダー (James Alexander)		ジョージ・グラント (George Grant)	リヴァプール
トマス・ベアリング (Thomas Baring)	下院議員	サミュエル・グREGSON (Samuel Gregson)	リヴァプール
W・S・ボイド (W. S. Boyd)		ジョセフ・ヒーガン (Joseph Hegan)	リヴァプール
J・S・ブラウンリッグ (J. S. Brownrigg)	下院議員	ジョセフ・ホーンビー (Joseph Hornby)	リヴァプール
ジョン・ディーン・キャンベル (J. D. Cambell)		H・バーリー (H. H. Birley)	マンチェスター
ジョン・アーバイン (John Irving)		ロバート・ガーネット (Robert Garnett)	マンチェスター
ジョン・ケナード (John Kennard)		マーク・フィリップ (Mark Phillips)	マンチェスター 下院議員
ジョージ・ラーペント (G. G. De H. Larpent)		カークマン・フィンレイ (Kirkman Finlay)	グラスゴー
ウィリアム・リトル (William Little)		ジェームズ・オズワルド (James Oswald)	グラスゴー 下院議員
イニアス・マッキントッシュ (Eneas Mackintosh)		ウィリアム・フェルデン (William Feilden)	ブラックバーン 下院議員
ジョン・メルヴィル (John Melville)		ジョン・ジャクソン (John Jackson)	ランカスター
ジョン・ピッカーズギル (John Pickersgill)			
ジョン・アベル・スミス (John Abel Smith)	下院議員		

出典: J. R. McCulloch, *Reasons for the Establishment of A New Bank in India*, p. 11.

まずロンドン関係者としては、ベアリング商会のトマス・ベアリングが入っていた。彼は下院議員であると同時に、イングランド銀行理事 (1848~67 年) にも選出され、のちには総裁にもなる大物商人であった。ジョン・アベル・スミスは、前述したマニアック・スミス商会⁷⁸のパートナーであり、外務大臣のパーマストンとも親しい下院議員でもある。ジョン・アーバインは、西・東インド貿易商会として知られたリード・アーバイン商会のパートナーであった。リチャード・リトル商会 (Richard, Little, & Co.)、のパートナーであるウィリアム・リトルも、新銀行設立の重要メンバーであった。フレッチャー・アレクサンダー商会のパートナーであったジェームズ・アレクサンダーや、グREGSON・メルヴィル商会のパートナーであったサミュエル・グREGSONも、

⁷⁷ John Ramsay McCulloch, *Reasons for the Establishment of a New Bank in India; with Answers to the Objections against it*, London: Longman, Lee, Orme, Brown, Green, and Longman, 1836, p. 11.

⁷⁸ マニアック・スミス商会は、1841 年、すでに 1839 年に中国から帰国していたウィリアム・ジャーディンを共同経営者として迎え、ジャーディン・マニアック商会に改名することになる。

ほか7名のロンドン商人とともに、新銀行の取締役予定者となっていた⁷⁹。いうまでもなく、すべてロンドン東インド・中国協会の中心的会員である。

他方で、地方貿易商人に目を向けると、マンチェスター最大の工場を所有していたバーリー商会 (Birley & Co.) のヒュー・バーリーが目立つ存在であろう。バーリーはマンチェスター商業会議所初代会頭 (1820~27年) も勤めた経験をもつマンチェスターのトーリー系有力綿業関係者として知られる人物であった。マンチェスター関係者では、バーリーのほかに、フィリップ・ウッド商会 (Phillip, Wood & Co.) のマーク・フィリップとロバート・ガーネット商会 (Robert Garnett & Co.: マンチェスター商業会議所に加盟) のロバート・ガーネットがいた。フィリップは1832年から47年までウィグ系下院議員であった。リヴァプール関係者では、(リヴァプール東インド・中国協会に加盟していたホーンビー商会 (Hugh and Jos. Hornby and Co.) のジョセフ・ホーンビーと他2名が加わった。グラスゴー関係者 (2名) のなかでは、グラスゴー東インド・中国協会に属するジェームズ・フィンレイ商会 (James Finlay & Co.) のカークマン・フィンレイが目立つ存在であろう。新銀行の経営体制は、イギリス全土の有力東インド貿易商人によって支えられることになった。

1836年8月下旬になると、下院議員でもあるジョン・アベル・スミスを筆頭とする上記24名は、法人格 (訴訟・被訴訟能力) を認可する国王特許状 (Royal Charter of Incorporation) を求めて、国王ウィリアム4世宛の請願書を枢密院に送った⁸⁰。BIの73項目にわたる詳細な計画内容が添付され、同銀行計画の全貌を明示した。BIは、「EICから付与された特許状のもとで、インドの他の地域やEIC特許状の範囲内に支店をもつカルカッタの銀行の設立を準備する第一の重要なステップ」と明記された。これはつまり、同銀行の最終目標が、1833年計画の時と同様に、国王とEICからの2つの特許状によって株式銀行会社となることを意味する。1833年計画では資本金は200万ポンドに設定されていたが、この1836年計画では500万ポンド (1株100ポンドで5万株を準備) に増加され、1.5万株分をインドへの配分に準備することも決定された。銀行本店はロンドンに置かれ、24名のロンドン取締役会がその経営を指揮した。インドでの現場指揮は、マドラスとボンベイに配置された下部組織を束ねるカルカッタの取締役会 (9名: インド人の選出も可能) に委ねられるという組織構造であった。

BIの業務は、もっぱら銀行業に特化するよう計画された⁸¹。もちろん、不動産と栽培中の作物を担保にした貸付や商品の輸送・販売という商人の役割は銀行業に含まれず、両者の厳格分離が鉄則とされた。とりわけ注目すべきは、銀行の発券業務が含まれている点にあり、前述した1833年計画案や設立趣意書には記載されていなかった重要事項であった。この事実はベンガル銀行が独占する発券業務を吸収することを意味した。BIの為替業務が、EICの本国送金活動を代行することによって、それを統治機能に専念させる意図を含んでいたことも考え合わせると、ロンドン東インド商人たちの挑戦的かつ攻撃的な姿勢がうかがえよう。

1836年末、『インドでの新銀行の設立理由』というパンフレットが発行された⁸²。その作成者は、経済学者のジョン・マカロックであった。リカード理論に忠実に則って自由貿易を訴えていたマカロックはずっとインドに高い関心を持ち、EICの貿易独占を批判してきた。インドは巨大な潜在的発展性を有するが、その可能性が資本不足のベンガル銀行や危険な商業投資を行なう在インド代理商会の銀行業によって阻まれているとみなされた。それゆえ、彼はラーペントらの銀行計画に協力したと思われる。

⁷⁹ Bank of India 取締役予定者のリトル、マッキントッシュ、キャンベルは、カルカッタ商人のカー・タゴールの友人たちであった。Kling, *Partner in Empire*, p. 201.

⁸⁰ John Abel Smith to the King's Most Excellency Majesty in Privy Council, with Heads of the Proposed Plan of the Bank of India, 23rd August 1836, T/1/3471, no. 20168, HM Treasury, National Archives.

⁸¹ 預金受入、現金勘定の保有、キャッシュ・クレジット (期限付かつ公認担保付)、手形割引、金または銀での要求払いの紙幣の発行、為替手形の売買、そしてロンドン本店による信用状の発行が含まれる。

⁸² *Reasons for the Establishment of a New Bank in India*.

マカロックによれば、社会に分散している資本を集金し、さらに最も有益な用途へ再分配する銀行の役割が経済発展にとって重要であると考えていた。銀行は一種の貯水地のようなものであった。その場合、小額でも利子を付けて預金を受領するスコットランドの銀行システムが念頭に置かれた⁸³。この強力な資本の集散力は、資源節約的な銀行券の発行や銀行手形の供給によって商取引の便宜を増大させるという別の銀行機能と表裏の関係にあった⁸⁴。もし流通紙幣が保有すべきブリオンを超過する場合、自由に処理できる資金の即時追加が可能となる安全・便利な銀行システムをインドに導入する目論見こそ、BI構想の核心なのである。

マカロックへのパンフレット作成の依頼主は、おそらくラーペントかスミスだと思われる。というのも、彼らはポリティカル・エコノミー・クラブ (Political Economy Club) という会員制のジェントルメンズ・クラブに所属していたからである。ジェームズ・ミルによって1821年に創設された学術的志向の強いこのクラブには、デヴィット・リカード、トマス・マルサス、ロバート・トレンズ、ジョン・スチュワート・ミルのような著名な経済学者のみならず、非常に限定された官僚や商人たちも所属していた⁸⁵。マカロックもラーペントも、そして前述のトゥックもその創設以来のクラブ会員であり、その閉鎖的空間のなかで日常的に経済学や経済政策論を討議する間柄であった。マカロックとトゥックは、のちにイングランド銀行法(1844年)をめぐる通貨学派と銀行学派に分かれて激しく対立することになるが、英領インドの経済的繁栄とイギリス輸出貿易の発展を期待し、それぞれの立場からラーペントのインド新銀行計画を支援していた点はまことに興味深い。

この新銀行への期待の高さは、シンガポールやペゲーでの駐在官(1823~27年)の経験をもつジョン・クロフォードも同じであった。クロフォードは、1828年に帰国後、東南アジアの諸問題はもちろんのこと、インドの悲惨な経済状態とその諸原因もさまざまな媒体を通して伝え、ロンドンで精力的に活動していた。インド亜大陸の詳細を紹介する一つの論考⁸⁶になかで、クロフォードが注目するインド経済の困窮原因の一つが、金属貨幣から生じる不便さと、それに代わる紙幣の供給不足や銀行数の欠如等で特徴づけられるインドの金融システムであった。彼によれば、とりわけ信用できる紙幣のインド全域への導入は、カルカッタやマドラスでの紙幣への高い選好性を考慮するならば、あまり難しくないとするのである。

クロフォードが考えていたインド経済の改善策の一つが、イギリスからの余剰資本と企業技術の漸進的導入に適合した金融・通貨改革であった。彼によると、とりわけ銀行によるイングランド宛手形の売買はインドの政府や民衆にとって最も有益であり、銀行業と貿易業の分離によって無謀な投機が抑制され、またインドの地主や労働者への貸出や紙幣の供給はインド経済の発展には不可欠であった。クロフォードは、イングランド遊休資本の英領インドへの導入が大衆の幸福を促進し、両国の結合を強化すると信じ、BIの設立計画を擁護したのであった。

イギリス商業界からの大反発

ラーペントらの新銀行計画は全国商業連合によって推進されたが、それに対する異論も主要な商業界から提出された。とりわけ激しい抵抗勢力として登場したのは、新銀行臨時取締役のフィンレイやオズワルドも加入していたグラスゴー東インド協会であった。BI問題は1836年7月初旬に開催された同協会評議会で報告され、その議長席にフィンレイが座っていたのは皮肉なこと

⁸³ *Reasons for the Establishment of a New Bank in India*, p. 19.

⁸⁴ *Reasons for the Establishment of a New Bank in India*, pp. 1-7.

⁸⁵ William D. Grampp, "How Britain turned to Free Trade", *Business History Review*, vol. 61, no. 1 (1987), pp. 86-112.

⁸⁶ John Crawford, *Sketch of the Commercial Resources and Monetary and Mercantile System of British India, with Suggestions for their Improvement, by Means of Banking Establishments*, London: Smith, Elder, and Co., 1837. 後述するように、BIの設立計画には多くの反対論が提出されたが、最も強く懸念されていた点は、この新銀行が英印間為替取引への参入を提案している点であった。クロフォードは、こうした銀行反対論にはかなり懐疑的であり、むしろその設立から期待されるインドの政府や社会にとっての利点を強調する。

である⁸⁷。そして、新銀行計画に関する覚書が、グラスゴー東インド協会から大蔵省へ送られた⁸⁸。そのなかでは、国王特許状が認める有限責任という特権的排他性、ベンガル銀行を吸収・合併しようとする意図、インド政庁財務府、インド収入送金者、銀行券の発行機関としての役割など、提案されている銀行の諸原理はその競争者の出現を抑制し、独占を生み出す内容であると指摘した。さらに銀行の企業統治に関して、当該銀行の主要な活動がインドであるにもかかわらず、そのインド活動を統制する経営母体はイングランドに置かれ、十分な指示や管理を困難にすることも主張された。グラスゴー東インド協会は、第一大蔵卿（首相）のメルバーンにも同じ内容の書簡を送った⁸⁹。グラスゴー側は健全な銀行システムのインドへの拡大を問題視していたわけではなく、銀行間競争を妨げる独占体制を作り出してしまふ BI の機能的性格を最も懸念していた。銀行は競争によってこそ公共財になるというのが、グラスゴー東インド協会の強調点であった。

グラスゴーからの反対論は個人からも提出された。1836年9月には、ある一人のインド貿易商人という匿名でパンフレットが出回った⁹⁰。その著者は、決してインドへの資本移転や株式銀行の拡大を否定してはいないが、500万ポンドという株式特許会社の巨大な資本と経営組織は個々の企業活動を麻痺させるものとして、ロンドンの BI 計画を徹底的に批判した。著者は、英領インドを一大組織のもとで連結する支店網、ベンガル銀行の吸収または合併、政府財政業務の代行業、税金支払手段としての銀行紙幣の法貨化、イギリス政府や EIC との政治的協力関係、EIC の排他的本国送金業務の代行、有限責任の特権を認める国王特許状の取得、そして銀行統治のロンドン有力商人への集中を批判するが、最も問題にされるべき点は他の利害との自由競争を排する独占を新たに創出させるような銀行計画の根本原理なのであった。

これとほぼ同時期、『「インドでの新銀行の設立理由」と題するパンフレットの再検討』というマカロックの BI 計画を反対するものも発表された⁹¹。この作者はトマス・スペアというグラスゴー東インド協会理事の一人であった。この出版経費は同協会によって賄われた⁹²。スペアは、ラーペントのコッカレル・トレイル商会やそのカルカッタ代理商（コッカレル商会）と密接なビジネス関係をもっていたにもかかわらず、ラーペントが主導する銀行の計画を、地方商業界に対してロンドンの商業的優位を再主張するような試みだと糾弾した。スペアは、特権と巨大な資本をもつロンドン銀行の設立には、あらゆる競争を抑制する銀行の絶対的統制力のもとに、インドの金融業と商業を置いてしまうと主張したのである。

『アジアティック・ジャーナル』では、BI の設立から生じる大きな悪影響が示された⁹³。グラスゴー東インド協会は、その雑誌編集長にもその実質的な特徴と悪影響を暴露する重要性を訴えている⁹⁴。同協会はロンドン東インド・中国協会との情報交換も密に行っており、BI 問題の請願書を首相メルバーンに送ったことも伝えている⁹⁵。グラスゴー東インド協会は、ロンドン東インド・中国協会とリヴァプール東インド・中国協会と協力して、その秘書役の連名にてマンチェ

⁸⁷ Minute of the Glasgow East India Association, 6th July 1836, TD 1684/1/2, Michael Library, Glasgow, p. 135.

⁸⁸ Minute of the Glasgow East India Association, 25th July 1836, TD 1684/1/2, pp. 246-249.

⁸⁹ Memorial of Glasgow Association to Lord Viscount Melbourne, First Lord of Her Majesty's Treasury, 18th August 1836, *George Larpent Papers*, MS 172 (xviii). 同協会総裁のウォーキンショー・ブキャナンは、グラスゴーを訪問した野党党首のロバート・ピールと対談し、BI 計画の撤回に向けての支援と援助を依頼した。

⁹⁰ An India Merchant, *Remarks on the Proposed "Bank of India;" Its Principles and Practical Working*, Glasgow: R. Malcolm, 1836.

⁹¹ An Indian Merchant, *Review of a Pamphlet Entitled 'Reasons for the Establishment' of a New Bank in India by an India merchant*, Glasgow: R. Malcolm, 1836.

⁹² Minute of the Glasgow East India Association, 7th October 1836, p. 138.

⁹³ "The Proposed Bank of India", *Asiatic Journal*, New Series, vol. 21, no. 82, pp. 161-164, pp. 238-243.

⁹⁴ Glasgow East India Association to Messer H. Allen (*Asiatic Journal*), 5th September 1836, Correspondence of Letter Books of Glasgow East India Association, TD 1684/2/1, Mitchel Library, Glasgow, pp. 252-253.

⁹⁵ A. Wardrop (Glasgow East India Association) to I. Stikeman (London East India and China Association), 22nd August 1836, Correspondence of Letter Books, TD 1684/2/1, pp. 250-251.

スター商業会議所へ書簡を送り、BI 反対の協力を呼びかけた⁹⁶。リヴァプールやロンドンの商業団体も、ラーペントらの計画に反対する立場を表明したのである。そのうえ、グラスゴー東インド協会会頭のカークマン・フィンレイは、新銀行計画に取締役候補として参画していたが、現在では同銀行計画から身を引いているということも書き加えられ、マンチェスター側を説得し、BI 包囲網を完成させようというグラスゴー東インド協会の強い意思が感じられる。

というのは、マンチェスター商業会議所では、他の商業団体とは異なって、もし適切な原理に基づいて英領インドで銀行が設立されるならば、それはインドとイギリスの利益に大きく貢献すると議論されていたからである⁹⁷。同会議所は BI への特許状の付与を支持し、インドでの利子率の高さはその農業・商業的な必要部分に使用できる資本の不足を指し示しているのであって、その資本の増加はイギリス製品を消費するインドのイギリス臣民の資力を拡大させ、かつ両国に大きな利益をもたらすであろうと、イギリス政府の支援を求めるほどであった⁹⁸。つまり、インドへのイギリス銀行資本の進出は、少なくともマンチェスター製品の輸出貿易を促進すると考えられたのである。マンチェスター商業会議所は、その後もグラスゴーとリヴァプールの東インド協会から銀行反対陣営への参画を誘われ続け⁹⁹、さらに BI 計画を批判するベンガル商業会議所からも手紙を受け取った¹⁰⁰。マンチェスターの態度は徐々に軟化し、年次総会では少なくとも反対論を表明せず、今後 BI 問題を議題にしないことが決められた。

ラーペントらの新銀行計画は、ロンドン商業界の重鎮からの反対論にも直面した。とりわけ、元イングランド銀行総裁（1828～33 年）のパーマーが BI 計画に強く反対するようになった¹⁰¹のは、ラーペントにとってまさに身内からの抵抗勢力であったろう。パーマーがパートナーの一人であるパーマー・マキロップ商会は、新銀行の設立趣意書にも署名する設立発起人の一社¹⁰²で、かつロンドン東インド・中国協会の一員でもあった。彼は 1833 年計画の発起人の一人でもあったのは、前述のとおりである。パーマーは、グラスゴー商人と同様に、英領インドでの銀行機関の増加や内陸銀行システムの拡大に反対していたわけではなく、適正に規制されるそれは公私益にとって不可欠であることを認めている。その彼が BI 計画を反対する最大の問題点は、銀行の収入源としての為替や外国信用の取引への関与にあり、私商人のビジネスへの障害と外国為替への介入を招くことになる点にあった。パーマーはこの点を前提にして、その新銀行の内容を詳細に検証し、それへの反対理由を次の 4 点挙げる。

- ① 株主の利益のために銀行によって行なわれる外国為替取引。
- ② 特別な規制や保証のない約束手形の発行。
- ③ 銀行またはその顧客の資金のインド生産物への前貸し。もし生産物の不作の場合、現実に存在しない担保への前貸しとなり、銀行業の原則に反するシステムとなる。
- ④ インドとロンドンにおける経営原理。

⁹⁶ Glasgow East India Association to Thomas Boothman Jr., Secretary to Manchester Chamber of Commerce, 3rd November 1836, Correspondence of Letter Books, TD 1684/2/4/2, pp. 1-2.

⁹⁷ Proceeding of Manchester Chamber of Commerce 1833-39, 29th June 1836, M8/2/3, Collection of Manchester Chamber of Commerce, Manchester Central Library, Manchester, p. 359.

⁹⁸ Copy of Vice President's letter to C. P. Thomson (President of Board of Trade) on the Bank of India, 30th June 1836, Proceeding of the Manchester Chamber of Commerce 1833-39, M8/2/3, p. 360.

⁹⁹ Proceeding of the Manchester Chamber of Commerce 1833-39, 7th September 1836, p. 375; 28th December 1836, pp. 389-390; 8th February 1837, p. 416.

¹⁰⁰ Proceeding of the Manchester Chamber of Commerce 1833-39, 8th November 1837, p. 504. ベンガル商業会議所は、BI 計画を批判する内容の手紙をグラスゴー東インド協会にも送っている。Glasgow East India Association to W. Limmond (Secretary), Bengal Chamber of Commerce, 29th September 1837, Correspondence of Letter Books, TD 1684/2/4/2, p. 23.

¹⁰¹ John Horsley Palmer, *Reasons against the Proposed Indian Joint-Stock Bank; In a Letter to G. G. De H. Larpent, Esq. from J. Horsley Palmer*, London: Pelham Richardson, 1836.

¹⁰² パーマーによると、その商会のジュニア・パートナーが Bank of India の設立趣意書に軽率に署名したようである。Palmer, *Reasons against the Proposed Indian Joint-Stock Bank*, pp.2-3.

パーマーの関心は特に①と④に集中する。①に関して、パーマーは、インドとの貿易に従事する利害集団の損失への懸念というよりも、巨大資本金の銀行機関をインド商業の全部門に関与させ、最終的に貿易をその為替送金の独占システムに組み込んでしまう可能性に反対した。これに付随して、銀行が海外取引に従事する場合、それへの株主の有限責任を認める特許状の付与することにも、パーマーの批判は向けられた。なぜなら、銀行の資本と預金によって生じる権力は、英印間の為替レートやインドの商品価格を不当に変動させる原因となり、インド貿易に従事する商人と製造業の公正な取引とインドの生産者に多大な損害を与えるからだ。この点に対するパーマーの危惧は、カルカッタ商業危機という過去の破滅的な経験に基づくものであり、インディゴ生産への過剰投機によるカルカッタ商業危機の悪夢を案じるものであった。

さらに、④に関して、パーマーは、銀行の活動が資本と経営の配置場所に限定されない事例は、北米やオーストラリアの一部を除き、極めて例外的であると考えた。というのは、銀行の行動原則は、その資本金と預金を営業場所にある現地産業へ投資することであるからだ。したがって、アジアへ派遣された銀行社員がロンドンから遠く離れた各支店を運営するというラーペントの想像力に、パーマーは甚だ途方にくれるだけであった。それに対するパーマーの代替案は、インドにはすでに十分な資本が既存経路を通じて供給されているゆえに、適正な規制のもとでインド在住者によって経営されているベンガル銀行の拡充と、それに類似した銀行機関をマドラスとボンベイにも創設するという実にシンプルなものである。かくして、パーマーにとっての BI 計画とは、その計画途中で失敗させるべき最も非合理的な成果なのであった。彼はラーペントにも上記の主張を直接伝えた¹⁰³。

第4節 ラーペントの挫折 イギリス政府と EIC 取締役会の対応

ラーペントを中心とする BI 計画者たちは、インドとその近隣地域で営業するために、政府と EIC からの国王特許状の同時付与を切望した。1836 年 5 月、彼らはそれをインド監督局へ申請した¹⁰⁴。周知のように、1784 年に制定されたピットのインド法 (24th Geo. III. c. 25) 以来、イギリスのインド支配は EIC 取締役会と政府担当省庁のインド監督局 (Board of Control for the Affairs of India) による二重統治体制のもとに置かれた。インド監督局とは、1832 年に改組され、1 名の担当国務大臣 (長官) と 2 名の議員秘書官、そして王璽尚書や大蔵大臣等を含む数名の国務大臣で組織された政府の一省庁である¹⁰⁵。したがって、銀行計画者たちがインド監督局の事前同意なしには EIC 取締役会の意思決定を引き出せないと考えたのは、ごく自然のことであった。BI の設立趣意書はイギリス全域で公表され、新銀行の設立から期待できる利点を宣伝することで署名数をさらに増やすことも試みられていた。この時点では、ラーペントらは、即座にインド監督局や EIC 取締役会からの同意を得られると確信をもっていた。

EIC 取締役会に対する書簡は、BI 計画者とは別の商人集団の署名という形で送られた¹⁰⁶。その

¹⁰³ J. H. Palmer to G. Larpent, 26th August 1836, *George Larpent Papers*, MS 172 (ii). しかし、他方において、BI 計画に関する長文のパンフレットがリヴァプールで出版された。この著者は、イギリス政府、EIC、銀行株主、イギリス製造業者、インドの民衆、インド商会、さらにはインド生産物への投機業者は BI の設立計画を支持すべきであると主張する。著者自身、同銀行の設立と繁栄を切望していると結論づけた。A Friend, *Free Thought on the Proposed Bank of India in a Letter to the Provisional Board of Directors*, Liverpool: James Bell, 1837.

¹⁰⁴ Bank of India to Sir John Cam Hobhouse (India Board), 31st May 1836, *Remarks on the Proposed "Bank of India"*, pp. 15-16.

¹⁰⁵ 1832 年以前のインド監督局は、その評議員 (Commissioners) として、大蔵大臣と他の国務大臣を含む 6 名の枢密院評議会委員で構成されていた。Robert Montgomery Martin, "Rise and Progress of the Bank of Asia, No. II", *Fisher's Colonial Magazine*, vol. 8 (1842), p. 88.

¹⁰⁶ J. Alexander and others to East India Company, 12th May 1836, Bank of Bengal, *Papers printed for the Use of the Proprietors of the Bank of Bengal, agreeably to a Resolution at their Special General Meeting*, Calcutta: Bengal Military Orphan Press, 1837, pp. 2-3.

7名の署名者には、アレクサンダー、ブラウンリッグ、キャンベル、ヘイガンというBI臨時取締役を含み、同銀行計画と直結するロンドン貿易商人たちの企てであったことは間違いない。彼らのほかには、ジョシュア・ベイツ、ジョン・クライダー、サミュエル・グREGGソンという東インド商人が含まれた。リヴァプール商人のヘイガンを除いた全員はロンドン東インド・中国協会に所属しており、同協会会合（1836年5月12日に開催）でこの問題を取り上げたようである。その会合では、業務内容を銀行業に厳しく制限する原則に基づいた新特許銀行は、よりの確な経営と統制力のもとで公共機関となると議論された。新計画がどのようにしたらインド監督局の同意を得られるかを確かめるために、EIC取締役会と交渉する臨時委員会が設けられた。その委員が上記の7名であった。

ところが、インド当局の反応は、彼ら銀行推進者たちの期待を裏切るものであった。インド監督局長官のジョン・ホブハウスはラーペントたちの書簡を受け取って即座に反応し、この極めて重要な事案には現時点で踏み込んで議論する必要はないと返答した¹⁰⁷。EIC取締役会秘書役のジェームズ・メルヴィルの返答も、すぐにアレクサンダーたちに届けられた¹⁰⁸。そのなかでは、同取締役会はインドへの資本導入や安定原理での銀行システムの拡充によって見込める利点を認識しているという文言があった。この部分は、銀行側には有利な意見として受け止められたのは事実であり、イギリス政府側には新銀行への特許状付与の反対論があるのかどうか確かめる次の段階に移行することを銀行関係者に確信させる材料になった¹⁰⁹。しかしながら、EIC側の本音は、インド監督局と同様に、安定した原理で設立された銀行から生じるインドへの利益を認める一方で、ベンガル銀行経営陣やインド政庁の見解を確かめるまでは銀行計画の手続きを進めすべきではないというものであった。

BI設立の計画者たちは、上記のEIC取締役会とインド監督局との交信書簡を添付して、大蔵大臣のトマス・スプリング・ライスにも書簡を送った¹¹⁰。彼らの意図は、大蔵省を通じて、本国政府が「国王特許状」をBIに付与するのかどうかを確認することであり、それによって得られる保護と信用なしには、多くの支持者を満足させることが難しいと訴えるところにあった。インドがBIの設立から得る利益（農業・商業の改善的進歩、大衆の幸福と繁栄、政府収入の増大、英領インド全域の金融システムの安定化・安全化・一律化）には、インド政庁も含めて異論は出ないとBI側は考えていたが、ここで最大の障害はベンガル銀行の存在であった。ベンガル銀行とは、1806年にカルカッタで設立され、1809年にはEICの特許状を付与されたインド唯一の株式特許銀行であった¹¹¹。それは、特許状によって貿易業や代理業や外国為替取引を固く禁じられ、主として貸出業務に従事した¹¹²。同銀行に独占される巨額の銀行利益は、その高い金利にもかかわらず、インドがイギリス資本の有益な運用場所であることを示している。したがって、BI計画者らの真の目的は、ベンガル銀行との破滅的な競争ではなく、インド政庁が公正で適切だと判断した諸条件に基づいて、同銀行の吸収または合併を試みることにあった。

大蔵省は、実のところ、その特許状申請の取り扱いに苦慮していた。その証拠に、大蔵省は、枢密院通商委員会に対して、あらゆる銀行機関への法人化の特許状付与に関するすべての申請は枢密院に通知されるべきであるという内容の書簡を送っている¹¹³。枢密院通商委員会（Committee of Privy Council for Trade）とは、一般的には通商局（Board of Trade）と呼ばれ、枢密院内に設置さ

¹⁰⁷ India Board to Bank of India, 3rd June 1836, T/1/3471, no. 20168, HM Treasury, National Archives.

¹⁰⁸ EIC to J. Alexander, J. Bates and others, 16th June 1836, T/1/3471, no. 20168, HM Treasury, National Archives.

¹⁰⁹ An India Merchant, *Remarks on the Proposed "Bank of India"*, p. 17.

¹¹⁰ J. Alexander and others to Thomas Spring Rice (Chancellor of the Exchequer), 21st June 1836, An Indian Merchant, *Remarks on the Proposed "Bank of India"*, pp. 17-19.

¹¹¹ その本店はカルカッタに置き、支店をラングーン、ミルザープル、ベナレス、パトナ、ダッカに置いた。Cooke, *The Rise, Progress, and Present Condition of Banking in India*, pp. 95-99.

¹¹² E. G. K. Rao, "Development of Banking Institutions in India in the Eighteenth-Nineteenth Century", *Indian Journal of History of Science*, vol. 17, no. 1 (1982), pp. 94-95.

¹¹³ Council Office to Treasury, 29th September 1836, T/1/3471, no. 20168, HM Treasury, National Archives.

れた一部局であった。通商局はこの時代ではもっぱら諮問的な機能をもつにすぎなかったようだが、国王特許状の申請窓口であることに変わりはなく、かつその付与を最終的に決定する重要な役割を担っていた¹¹⁴。通商局の決定は、その長官・副長官を含む数名の国务大臣たちで構成される評議員によって行なわれた。その日常業務を処理する幹部事務官には、自由貿易主義を唱える識者と頻りに交流し、1820年代の通商局長官ハスキソン以来の反保護貿易主義の伝統を受け継ぐ者も多かったといわれている¹¹⁵。1836年9月末、BIへの国王特許状付与の問題に関して、大蔵省からの指摘を受けた通商局は、改めて大蔵省の意見を求めた¹¹⁶。

この通商局と大蔵省とのやりとりには、以下のような、1830年代初頭における両省庁間での帝国金融・通貨問題に関する取り決めが絡んでいた。イギリス国内のみならず、植民地の幣制・金融問題もまた、大蔵省にとって大きな関心事のひとつであった。本山美彦の研究によれば、植民地における第一次製品の生産を組織化するのに必要な十分な貨幣の供給と定着化はすでに18世紀末よりの帝制的問題であったが、大蔵省にとって、その問題の起点は「1825年大蔵省覚書 (Treasury Minute of 1825)」にあった¹¹⁷。それは、イギリス本国に類似した幣制を全植民地に導入する帝国幣制統一事業が体系的に構想された最初の試みであった¹¹⁸が、実際には失敗の連続であった。植民地貨幣不足の対応策として大蔵省が注目したのが、植民地での紙幣発行の権限と責任を巨大資本の植民地銀行へ移転するという策であった。

その植民地銀行への「国王特許状」の付与問題が、1833年までに積み重ねられた通商局と大蔵省との非公式的な合意で結実した¹¹⁹。その植民地銀行には「法人格 (訴訟・被訴訟の能力)」と「株主の有限責任」という特権を付与されることが、1826年議会制定法 (6 Geo. IV. Cap. 91) で決められたが、その場合の「有限責任」とは株主の保有株額面の2倍と取り決められた。これ以降、付与条件に関する議論は両省庁の間で繰り返され、1833年までに、銀行特許状の申請書が政府各省庁間で共有される前に、大蔵省と通商局への事前問い合わせがされるべきであるという点が決められた¹²⁰。このBI問題も、こうした両省庁の紳士協定に従ったものなのである。

通商局は初めてのアジア向け銀行問題の意見を求めて、大蔵省に対してインド監督局との情報交換を依頼した¹²¹。というのは、通商局はインド監督局の見解を得るまでは、BI問題に決定を下すことを控えるつもりであったからだ。インド監督局の側はEIC取締役会を通してインド総督の方針を確認する必要性を主張しており、通商局は大蔵省を通してインド当局の意見を徴収しようとしたのである。

ベンガル銀行とインド政庁

1836年7月20日、EIC取締役会は、代表取締役のジェームズ・カルナックを筆頭に取締役全員の署名を入れた書簡を、インド政庁へ送った¹²²。彼らは、新銀行への国王とEICからの特許状

¹¹⁴ Lucy Brown, *The Board of Trade and the Free-Trade Movement 1830-1842*, Oxford: Oxford University Press, 1958, p. 20.

¹¹⁵ Brown, *Board of Trade*, pp. 21-22.

¹¹⁶ Council Office to Treasury, 29th September 1836, no. 20168, T/1/3471, HM Treasury, National Archives.

¹¹⁷ 本山美彦「植民地幣制の起点 the Treasury Minute of 1825 について (上) —世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—」『経済論叢』第120巻第3・4号 (1977年)、1-21頁; 本山美彦「植民地幣制の起点 the Treasury Minute of 1825 について (中) —世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—」『経済論叢』第121巻第5・6号 (1977年)、1-23頁。

¹¹⁸ 大蔵省覚書の狙いは、植民地の貨幣不足の解消策として、本国大蔵省によって植民地に供給されるシリング銀貨と、植民地政庁によって発行される大蔵省宛スターリング手形とを明確に区別し、両者の業務を組み合わせ、安定した補助貨幣 (シリング銀貨) を植民地現地に定着させることであった。

¹¹⁹ Baster, *Imperial Banks*, pp. 20-25.

¹²⁰ Baster, *Imperial Banks*, p. 25. 1831年、通商局長官 (オークランド卿)・副長官 (チャールズ・ポレット・トムソン) と大蔵大臣 (オールソープ子爵) がその特許状の付与手続きの非公式的規則を取り決めた「1831年の大蔵省覚書」が最初で、「1833年の大蔵省覚書」が第二の決着であった。

¹²¹ Board of Trade to Treasury, 4th February 1837, no. 20168, T/1/3471, HM Treasury, National Archives.

¹²² Financial Department of No. 7 of 1836, 20th July 1836, Bank of Bengal, *Papers printed for the Use of the*

の付与に関して、インド総督とベンガル銀行の意見を求めた。インド側の所見なしには当該銀行問題を決定しないことが、EIC 取締役会の意思であった。EIC から特許状を付与されたベンガル銀行は、1836年の時点では、インド政庁財務府に受領される銀行券の発行権を有するインド唯一の株式特許銀行である¹²³。その資本金（500 万ルピー）の一部は EIC によって出資され、7 名の取締役のうち 3 名がインド政庁幹部で占められ、銀行の経営が常に管理・監視される体制を確立していた。こうした体制のなか、インド政庁総督秘書官兼財務長官のヘンリー・プリンゼブは、BI への特許状の付与に関して、自らも取締役を勤めるベンガル銀行側の意見を問い合わせた¹²⁴。

1836 年末、ベンガル銀行総裁のチャールズ・モーリーと他 6 名の取締役の書簡が、ロンドン新銀行の設立趣意書に関する意見書を添えて、プリンゼブへ返信された¹²⁵。その書簡には、主としてベンガル銀行の業務全般が述べられている。新計画はベンガル銀行を合併するという野心的な内容を含んでいるが、その詳細さを欠いた具体性のない非現実的な提案であり、まったく同意できないと主張された。ベンガル銀行側の反対論は、新銀行計画者がベンガル銀行の欠点として指摘するインド政庁との関係に特に集中し、大きく分けて、以下 3 点にまとめられる。

第一に、ベンガル銀行側は、インド政庁によるベンガル銀行の資本や経営への深い関与と、同銀行の諸活動の抑制との因果性を完全に否定し、軽くあしらう。たとえば、同銀行取締役の一人であるウィリアム・カーは、イングランド銀行とイギリス政府との関係を模範としながら、ベンガル銀行がインド政庁から一定の独立性を確保して商業的に経営されるならば、より拡大的で安全な金融業務を行なうことができると考えた¹²⁶。第二に、政府役人の銀行取締役会への参加についても、銀行活動の一定の抑制力というよりも、むしろその安定性と一部の商業的集団からの回避には有効であると主張される。インド政庁の直接監督権は、現地社会では頼みの綱と認識されていたゆえに、そのベンガル銀行内への影響力行使の形態は現状維持でよいと考えられた。第三に、このようなインド政庁の監督下において、ベンガル銀行はかなりの業務拡大を遂げる可能性が主張された。この書簡が作成された時期が、同銀行の増資（750 万ルピー）が決定された銀行法（Act XIX of 1836）の制定直後ということもあり、銀行の業務拡大に関する取締役たちの見解は攻撃的である。とりわけ、銀行秘書役のジョセフ・アレクサンダー・ドリンは、すぐにでもベンガル銀行の支店をボンベイやマドラスに設立すべきと強調し、さらに必要であればインド内陸の主要都市にも進出する用意があるというほどであった¹²⁷。そして、結論部分では、インドの資源と商業を促進するためのイングランドの資本はインド商業界から要請されていない。要するに、インドで必要とされているあらゆる有益なサービスが現在のベンガル銀行によって準備・提供されていると主張されたのである。

とはいえ、7 名のベンガル銀行取締役たちは、それぞれの立場や個人的経験から多様な反応を示していた。とりわけ興味深いのは、カルカッタ有力商人でもあったウィリアム・ブルースがその計画に賛同していた点で、他の取締役とは異なる内容の意見書を提出したことである¹²⁸。ブルースによれば、ベンガル銀行の取引がカルカッタ商業界を硬直させる側面は明らかで、その取締役の選出にはインド政庁の統制力が働いていることも大きな問題であるという。ロンドン新銀行の導入は大きな利益を生み、イングランド資本の投資は株主の利益になる。しかも、割引や前貸

Proprietors of the Bank of Bengal, pp. 1-2.

¹²³

¹²⁴ H. T. Prinsep, Secretary of Government of India, to Directors of Bank of Bengal, 9th November 1836, No. 2 of 1837, F/4/1700, no. 68490A, OIOC, British Library.

¹²⁵ Bank of Bengal to H. T. Prinsep, 15th December 1836, No. 3 of 1837, F/4/1700, no. 68490A, OIOC, British Library.

¹²⁶ Mr. Proprietary Director Carr's Opinion, 29th November 1836, No. 3 of 1837, F/4/1700, no. 68490A, OIOC, British Library.

¹²⁷ Mr. Proprietary Director Dorin's Opinion, 29th November 1836, No. 3 of 1837, F/4/1700, no. 68490A, OIOC, British Library.

¹²⁸ Mr. Proprietary Director Bruce's Opinion, 30th November 1836, No. 3 of 1837, F/4/1700, no. 68490A, OIOC, British Library.

しを行なう新銀行は、高い手数料を取る土着銀行システムを代替し、イングランドへ輸送される商品への担保前貸しのより良い経路となる。ブルースの結論は、BIの計画はベンガル銀行との合併によって容易に達成され、それによって両銀行の既得権益が保持されようというものであった。

1837年1月、インド総督のオークランド卿（元通商局長官）は、ベンガル銀行取締役会からの意見書を取りまとめ、彼自身とジョン・フラートンのそれも合わせてEIC取締役会へ送った¹²⁹。このフラートンとは、1802年にEICの外科医としてベンガルに赴任し、1812年よりアレクサンダー商会社員として、そして翌年よりヒンドスタン銀行（Bank of Hindustan）パートナーの一人¹³⁰として活躍した、オークランド卿からは「経験豊富なジェントルマン」¹³¹と評された人物であった。彼によれば、インド政庁はEICからの書簡を受け取る以前から新銀行計画に関心を持ち、ベンガル銀行取締役（1812～15年）の経験を持つフラートンと協力して対処しようとしていたというのである。

フラートンは、報告書のなかで、本国政府とイングランド銀行との特別な関係を言及しながら、インド政庁の財務全般が移転された場合のベンガル銀行の機能的限界性を明示することで、逆説的に、ロンドンでの株式銀行計画は当時のインド経済には不適合であり、インド政庁にはほとんど利益をもたらさないことを暗示した¹³²。フラートンの知見では、BIのような株式会社の計画はあくまでも文明のより進歩した段階に適合するものであった。銀行システムの漸進的普及はインドの繁栄のためには議論の余地はなかったが、その場合、資本のさらなる集中化と新たなビジネス習慣の普及を前提条件として個人資本の企業に任されるべきと考えられたのである¹³³。オークランド卿はフラートンの結論にほぼ同意し、EIC取締役会にもその旨を伝えた。そして、1837年2月のベンガル銀行取締役会で、BIからの合併話は正式に拒否された¹³⁴。

かくして、インド総督の見解に同意するロンドンのEIC取締役会の見解は、インド監督局を通じて大蔵省から通商局へと伝えられたと思われる。1837年2月以降、イギリス政府内でBI問題が議論されることはなくなった。

第5節 小括

第1節で指摘したように、東インド代理商会の伝統的な特徴は、貿易業と銀行業の融合であった。他方で、EICは、英印関係の重要事項である本国送金業務のために、私貿易で利用される外国為替手形の最大ディーラーとして支配的立場を堅持し続けた。しかし、イギリス市場の不況や商品取引の制度的欠点によってアジア物産の過剰取引と販売価格の下落が生じ、カルカッタ有力代理商会を連鎖破たんし追いつ追いつたことになった。しかし、その不況期のインドでは対外貿易が拡大し、不足しがちな貨幣への需要とその安定供給システムの必要性を高めていたのである。そこにビジネス・チャンスを見いだしたのが、ロンドン東インド商人のジョージ・ラーペントであった。

第2節では、1833年、ロンドン有力商人たちの協力を得たラーペントによるインド向け株式銀

¹²⁹ Government of India to Court of Directors of EIC, 4th January 1837, No. 2 of 1837, F/4/1700, no. 68490A, OIOC, British Library.

¹³⁰ Mark Cassidy, “John Fullarton’s ‘Response to a Proposal for a Bank of India’”, *The European Journal of the History of Economic Thought*, vol. 5, no. 3 (1998), pp. 481-482. フラートンは1840年代初頭において銀行学派の一人に数えられるようになるが、マーク・キャシーの研究によれば、銀行学派としてのフラートンの姿は1836年のBank of Indiaに関する報告書のなかで見ることができるといふ。Mark Cassidy, “The Development of John Fullarton’s Monetary Theory”, *The European Journal of the History of Economic Thought*, vol. 5, no. 3 (1998), pp. 509-535.

¹³¹ Minute of the Governor General, 3rd January 1837, No. 4 of 1837, F/4/1700, no. 68490A, OIOC, British Library.

¹³² Bank of Bengal, Papers printed for the Use of the Proprietors of the Bengal of Bengal, pp. 65-92.

¹³³ Bank of Bengal, Papers printed for the Use of the Proprietors of the Bengal of Bengal, pp. 84-85.

¹³⁴ Amiya Kumar Bagchi, *The Evolution of the State Bank of India, The Roots, 1806-1876, Part I: The Early Years, 1806-1860*, Bombay: Oxford University Press, 1987, pp. 274-277.

行の計画案を検討した。彼らは、カルカッタ商業危機の反省を踏まえ、貿易業と銀行業との厳格な分業を実現させると同時に、深刻な資本不足が続くインドへの投資経路となり、かつインド政庁の本国送金業務も代行するメガ・バンクを計画した。EIC が商業・金融的な不確実性を統治業務に混入させることは、1833 年特許状の基本精神に反し、私貿易の利益にも有害だと考えられたからであった。

第 3 節で紹介したラーペントの BI の設立計画には、シティを代表する多くの有力商人が賛同したが、彼らといえども、巨大資本を有する EIC の金融業務をも代行する巨大銀行の設立には地方貿易商人たちとの連合が必須であった。そして、多額の資本金を徴収するためには、「法人格（訴訟・被訴訟能力）」と「株主の有限責任制」を有する企業体であることも必要条件となり、ラーペントらは政府と EIC からの国王特許状の付与を切望した。しかし、商業界全体としてみると、ラーペントらの試みに対する風当たりは非常に強かった。地方商業界、とりわけグラスゴー東インド協会がその最大の抵抗勢力であったといえる。グラスゴー協会は一貫して反対論を表明し続け、リヴァプールやマンチェスターの商業団体からもそれに同調する意見を引き出した。地方商業界の視点からみれば、新銀行計画はロンドンの商業的・政治的優越性を再建しようとする試みと考えられ、自由貿易活動の障害となる EIC がいまだ存在している状況では、どうしても阻止したい事案であった。しかし、より注目すべきは、ラーペント自身が会頭を務めるロンドン東インド・中国協会が BI 計画の抵抗勢力であったという事実であろう。そして、1833 年計画の覚書署名者であったパーマーがそれを激しく批判したことは、その計画の実現可能性を急速に狭める大きな要素となったと思われる。

第 4 節では、BI の国王特許状問題に対する EIC 取締役会、インド監督局、通商局、大蔵省、インド政庁、ベンガル銀行の諸見解を検討した。インド向け株式銀行問題に初めて直面した通商局と大蔵省は、結局のところ、インド監督局や EIC 取締役会を介してインド政庁とベンガル銀行の判断に委ねる形をとった。しかし、ベンガル銀行の吸収・合併を画策するような BI の設立計画が、ベンガル銀行はいうまでもなく、インド政庁ならびに EIC 取締役会にも受け入れられるわけがなかった。そして、イギリス政府も、ロンドンとインドに深く根を張る EIC の既得権益には不用意に手出しできなかつたのである。そのうえ、第 3 節で紹介したように、ベンガル商業会議所も BI の設立計画には反対の立場であった。代理商会の連鎖破たんの悪夢を経験したカルカッタ商人たちの目には、ラーペントらの企ては再びインドを混乱させる危険な試みに映り、EIC の金融独占体制を選好させたのではなからうか。シティでもインドでも、いまだ衰えぬ絶大な EIC の権力とその安定感こそ、ラーペントらの夢を完膚なきまでに打ち砕いた最大の要因であったといえよう。

第 2 章 ロバート・M・マーチンとウィリアム・ジャーディンの Bank of Asia 計画 (1840-42 年)

はじめに

Bank of India 設立計画の消滅から約 3 年後の 1840 年 1 月 21 日、以下のような告知により、ロンドン・シティで一つの会合が招集された：

アジアにおけるイギリス植民地のための銀行の設立に関心をもつ諸氏の臨時会合が、つぎの木曜日（1 月 23 日午

後1時)、モンテフィオール氏の事務所で開催予定。諸氏の参加をお願いする¹³⁵。

この告知の差出人の名前は、ロバート・M・マーチン。東インド貿易についてイギリス下院議会で証言するほど、アジア通として政界でもかなり高い評価を受けていた人物である。アイルランド出身のマーチンは、従軍臨時外科医としてセイロン、東アフリカ、ニューサウスウェールズ、さらにインドで滞在した経験を活かして、1830年代初頭からイギリス帝国の歴史や現状に精通する評論家あるいは統計学者として多くの著作を発表し、企業家としても知られていた。

その臨時会合は、予定通り、シティの中心部、マンションハウス東側のジョージ通り（現在はMansion House Placeと改名）16番地にあったモンテフィオール商会事務所で開催された。会合参加者ははっきりわからないが、マーチンと、会場場所を提供したモンテフィオールのほかに、少なくとも元外交官のゴア・オーズリーとベンガル文官のチャールズ・ミドルトンがそこに集まったのではないと思われる。その席上でマーチンは会合招集の理由を説明し、アジアにおけるイギリス植民地向けの銀行機関の必要性を詳しく述べた¹³⁶。

マーチンの銀行計画は、実のところ、このときが初めてではなかった。彼は、1836年に設立されたブリティッシュ・ノース・アメリカ銀行（Bank of British North America）において、その設立趣意書の準備や予備的な事務手続きを行なうなど、植民地向けのロンドン銀行の設立に関してはすでに経験済みであった¹³⁷。本章では、1840年から1842年にかけての、マーチンを中心にした数名で試みられた「Bank of Asia（以下、BAと略記）」の設立計画を取り上げる。結論を先取りして言えば、BA計画は失敗に終わった。

1830年代後半から1842年までには、世界各地のイギリス植民地との金融・為替取引の便宜を提供する民間銀行が次々とロンドンで計画・設立され、なかには「法人格（訴訟・被訴訟能力の保有）」と「株主の有限責任制」を認める国王特許状（Royal Charter）がイギリス政府から授与された特許株式植民地銀行も現れていた。A・S・J・バスターによると、こうした最大かつ最も成功したいくつかの帝国銀行（Empire banks）の創設は、ナポレオン戦争後のイングランドでの海外投資ブームとして説明が可能であるという¹³⁸。

北林雅志は、「支店銀行制度」と「預金業務」と「外国為替取引」を組み合わせた植民地銀行の存在を、スコットランド銀行制度を模範とした銀行改革運動を推進したトマス・ジョプリンの考えと、遊休資本と過剰人口の生産的運用手段として「組織的植民」計画を提唱したエドワード・ウェイクフィールドのそれが結実していった「改革の時代」の産物として捉えている。ウェイクフィールドは銀行改革に直接かかわることはなかったものの、その植民理論を継承したジョージ・アンガスがサウス・オーストラリア植民地開発を実践するなかで現地通貨の不足と銀行業務の必要性を痛感し、前述したサウス・オーストラリア銀行とオーストラリア・ユニオン銀行の創設に結実したという北林の指摘は、同時代に試みられたBAの設立計画を取り上げる本章にとっても有意義である¹³⁹。

アジアに眼を向けると、1839年にモーリシャス・コマーシャル銀行（Mauritius Commercial Bank）、

¹³⁵ Robert Montgomery Martin, *Public Proceedings and Official Correspondence relative to the "Bank of Asia" collated for the information of the shareholders and supporters of that institution*（以下、*Public Proceedings 1842*と略記）、London: Jones and Caution, 1842, Appendix B, p. XLVII.

¹³⁶ Extracts from the Dairy Minutes, 23rd January 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, p. XLVII.

¹³⁷ Frank H. H. King with the assistant of Sara Jones, *Survey Our Empire! Robert Montgomery Martin (1801?-1868)*, Hong Kong: University of Hong Kong, 1979, p. 151.

¹³⁸ A. S. J. Baster, *The Imperial Banks*, London: P. S. King & Son, Ltd., 1929, p. 1.

¹³⁹ 北林雅志「創設期のイギリス植民地銀行と改革者達—ジョプリンとウェイクフィールド—」『経済学論叢（同大）』第48巻第4号（1997年）、74-111頁。スコットランド銀行制度に関して、玉置紀夫「イギリス金融史研究の最近の成果と19世紀イギリス銀行業の一実態」『金融経済』第201号（1983年）、81-108頁、に詳しい。ウェイクフィールドの関しては、以下も参照。熊谷次郎「J.S. ミルの植民論—ウェイクフィールドとの関連において—」『桃山学院経済経営論集』第20巻第1号（1978年）、75-111頁；本山美彦『世界経済論—複合性理論の試み—』同文館、1976年、71-124頁。

そして1841年にはセイロン銀行（Bank of Ceylon）がそれぞれ国王特許状を取得し、創業した。しかしながら、イギリス帝国最大の植民地である英領インド向けのロンドン株式銀行の設立は、前章で取り上げた Bank of India 設立計画の時と同様に、依然として実現されていなかった。マーチンたちは、上記の諸銀行と同じ諸条件（法人格や株主の有限責任制）を認める国王特許状の取得を目指したにもかかわらず、その銀行計画を失敗に至らしめる要因はどこにあるのか。EIC の貿易独占体制が崩壊して久しい1840年代初頭の英領インドにおいて、なぜこれほどまでに特許株式銀行の進出が困難を極めるのであろうか。

第1節 Bank of Asia 設立の計画案

マーチンは、植民地における銀行問題をイングランドと植民地の両方にとって極めて重要だと考え、ロンドン・シティのロンバード街で金融業を営む友人からの助力を得ながら、銀行実務への理解を深めていた。彼は、1839年の約1年をかけてイングランドとスコットランドを隈なく廻り、ほとんどすべての個人・株式銀行を調査した¹⁴⁰。調査後、マーチンは、未だ実現していなかった英領インドと東半球における英領向けの銀行機関の計画案を書き上げた。その銀行は「The Bank of Asia」と名付けられ、一株100ポンドで3万株の発行によって調達される300万ポンドの資本金（増資の権限を保持）を保有し、国王特許状によって法人化された株式銀行として計画された。その計画案には、株式の販売、配当金、取締役の選出方法、株主総会等の細かい項目も記載されているが、銀行設立へのいくつかの動機が強調されている¹⁴¹。

BAの計画案では、その冒頭において、「イギリスが領有する広大なインド亜大陸とそこで商業を営む人びとが、中国、タタール地方、ペルシア、アラビア、シンド、アフリカ、ビルマ、シャム、オーストラリア、太平洋の無数の島々との開放的な商業的交流を続けている」点が述べられた。肥沃な土壌を有するインドでは、小麦、綿花、砂糖、染料、香辛料などの多様な商品が生産され、かつ石炭、鉄、銅、鉛などの天然資源にも恵まれており、そのうえ、「ヨーロッパの産業にもインドのそれにもまったく規制がなく、完全に自由な交易が実現している」というのである。

それにもかかわらず、英領インド全体において公共の銀行（public banks）、つまり株式銀行は4行（カルカッタに2行、アグラに1行、マドラスに1行）¹⁴²のみであった。この4行は、その資本金を合計しても200万ポンドを届かず、イングランドとの取引をまったくといってよいほど持たないがゆえに、その取引はもっぱら英領インド内に住む少数の人びとに制限されている。この大多数は、月率1~2%でシュロフや貸金業者の融資を頼り、あるいは農業活動のための前貸しを政府に要求している。流通しているのは銀貨、銅貨、貝殻だが、貴金属は輸出や利用によってすぐに減少する。こうした理由から、この地球上に英領インドほど銀行機関の不備なところはないと、マーチンは断言する。

彼はさらに続ける。年間500万ポンドに達するインドからヨーロッパへの送金は、商品の託送によって正貨で、あるいはさまざまな取引に関わる諸個人を通して流通する手形で行われている。しかしその実態は、生産物による貿易業と金銭による銀行業というまったく異質な取引を不当に合成させて実現するもので、商品の購入者と販売者との間の仲介代行者であるべき銀行業者の姿ではない。つまり、貿易業と銀行業を分離し、すべての人びとへの自由な商業取引の全利益を損なうことなく実現しなければならない。これがマーチンの理想であった。

商業のより大きな安定性と保障、利率の低下、イギリスの遊休資金の有益な投資、遠方の領有

¹⁴⁰ *Public Proceedings 1842*, p. 4.

¹⁴¹ Robert Montgomery Martin, "Colonial Banking, Bank of Asia", *The Colonial Magazine and Commercial-Maritime Journal*, vol. 1 (January-April 1840), London: Fisher's Son & Co., pp. 183-186.

¹⁴² カルカッタの2行とはベンガル銀行とカルカッタ・ユニオン銀行のこと、アグラの1行とはアグラ・ユニオン銀行のことである。マドラスの1行に関しては、「マドラスの銀行は小規模ではあるが地方当局に便利な政府銀行である一方、ボンベイには株式銀行は一つもない（1行が現在計画中）」という説明がされている。"Colonial Banking, Bank of Asia", pp. 183-184.

地とイギリス本国との社会的結合の強化などの諸事実は、西インド諸島、北アメリカ、オーストラリア、アイルランドの金融・為替取引を行なうロンドン銀行の設立によって生じた恩恵であると一般的に認知されている。したがって、その恩恵は、東半球の広大なイギリス領土のための BA の設立によっても生じると、マーチンは期待する。そして、蒸気船によって確実となる迅速かつ規則正しいコミュニケーション、インドの無尽蔵の資源の漸進的開発、そしてイギリス帝国の最も重要な部分への大衆の強まる関心が、ヨーロッパーアジア間の為替調整へ、そして商業活動の改善・増大へ投下される莫大なイングランド資本を備える株式銀行を設立する時代の到来を示していると、マーチンは強調するのである。

BA 設立の計画案は、次のような基本原則¹⁴³によって具体化された（表 2－1）。国王特許状の取得をはじめ、銀行券の発行や為替取引を含む各種銀行業務が明記され、支店の配置場所も記載されている。

表 2－1 Bank of Asia 計画の基本原則

1. この銀行は国王特許状を取得する。
2. その事業は銀行業務に限定する。預金、信用状の供与、銀行券や銀行郵便手形の発行、信託された流通証券の割引、ブリオンの売買、アジアとヨーロッパ間の送金、株式配当の支払い、政府やその他の証券への資本投下。
3. 銀行の払込資本の3分の1は現金または即時利用可能な担保物で保有される。
4. 土地・家屋・その他の不動産を抵当にした貸付の禁止。農業生産物やその他の不測の事態に対する前貸しの禁止、倉庫保管を必要とする商品（腐敗するか、しなやかにかかわらず）を銀行が直接保管することを禁止。
5. すべての割引手形には、互いに無関係な（少なくとも）2つの別個の商會または個人の二つの名前が必要である。ヨーロッパとの送金における高額の手形は、割引かれる額の3分の2に相当する船荷証券によって補償されなければならない。
6. 銀行に預けられるすべての証券は、契約の不履行の場合、銀行が即時売却できるように必ず裏書される。
7. 特例を除いて、手形の契約はたびたび更新されてはいけない。
8. 民間人、商社、企業に対する前貸しは、あらかじめ定められた総額を超えてはならない。本国あるいは海外のいかなる政府への借款は禁止。いつの時も真正の商業活動に運用されるべき銀行の資金を固定してしまういかなる取引は禁止。
9. 銀行券、郵便手形、BAの信用状は、すべての支店で現金支払いにて受領される。すべての換金可能な負債が、ヨーロッパあるいはアジアにおいて、イギリス銀貨、会社ルビー、または適正価格の硬貨あるいはブリオンで要求払いされなければならない。
10. 銀行の年間収益1/5が、緊急事態に対する準備金または保険資金として、積立額が最大150万ポンドになるまで、毎年イングランドの政府公債に投資される。その額を超えると、株主に半年ごとに配当されなければならない。
11. 銀行社員の商業活動の禁止。
12. 取締役は欠員のたびに株主によって選出される。ロンドン取締役会の構成員の資格条件は20株、支店取締役会のそれは10株を保有していること。ただし株主は一人100株以上の株式を保有できない。5株で投票権1票、15株で2票、30株で3票、50株で4票、100票以上で5票が与えられる。収支報告書は年に1度公開される。
13. カルカッタ、マドラス、ボンベイ、セイロン、シンガポールの支店は、ロンドンから派遣される支店長・出納係・会計係、本国取締役会によって任命される3名の現地取締役、その取締役会によって年次ごとに任命される支配人と副支配人で構成される。勘定書は毎週ロンドンに送付される。

出典：Robert Montgomery Martin, “Colonial Banking, Bank of Asia”, *The Colonial Magazine and Commercial-Maritime Journal*, vol. 1 (January-April 1840), London: Fisher’s Son & Co., pp. 186-187.

マーチンは、別途、インドには安定して包括的な金融システムが必要であることをアピールする短い論考も公表した¹⁴⁴。そこでの論旨は、現在のインドでは、イングランドへの送金による銀流出と、その結果としてのブリオン不足が著しく、その欠点を補完できない不完全な通貨制度への救済策として BA 設立を計画する、というものであった¹⁴⁵。大陸ヨーロッパにおいては、膨張する通貨が個人銀行や株式銀行によって供給され、農業の発展、製造業の成長、貿易の拡大を促している事例が挙げられ、とりわけインド政庁に受領される紙幣の社会的普及がインド全体に有益な効果をもたらすことになると強調された。

このようなマーチンの思想には、1830年代前半に活躍したパーミンガム学派の指導者トマス・アトウッドの貨幣・通貨論が強く反映していたと考えられる。アトウッドによれば、イギリスにおける 1825 年恐慌とその後の恒常的なデフレ現象は、イングランド銀行の統制下で調整される

¹⁴³ “Colonial Banking, Bank of Asia”, pp. 186-187.

¹⁴⁴ Robert Montgomery Martin, “The Monetary System of British India”, *Fisher’s Colonial Magazine and Colonial Maritime Journal*, vol. 3 (September-December 1840), pp. 67-81.

¹⁴⁵ 松本陸樹は、イギリスがインドに課した「貢納」がインドの「国富流出」に他ならず、インド窮乏の原因であると本格的に論じたマーチンの業績に注目する。松本陸樹『イギリスのインド統治—イギリス東インド会社と「国富流出」—』阿吽社、1996年、101-103頁。

貨幣供給量の不足から生じ、イギリス経済・社会に大きな損害を与えているという¹⁴⁶。このデフレーションの解消と勤勉な国民の完全雇用を同時に達成する方策として、アトウッドが訴えていたのは、金本位制の廃止と地方銀行による紙幣の大量発行であったことは有名である。ただし、彼の主張は、リカードやトウクなどの経済学者やシティ筋の自由貿易論者のそれとは決して相容れることない地方の非正統派思想であった¹⁴⁷。

しかし、バーミンガムの地方銀行家でもあるアトウッドの考え方は、植民地経済・社会への安定的な通貨供給手段を構想するマーチンにとっては、実に説得力のある実践的な通貨政策論であった。マーチンにとって、インドへのイギリス資本の投入、安定した銀行制度の確立、そして英印間での適切な為替レートの実現のための最も有効な方法が、巨大資本を維持するための株主の有限責任、資本節約的な紙幣の発行、そして訴訟行為を有利にする法人格を認める特許状を付与されたインド向けのロンドン大銀行資本、すなわち **Bank of Asia** の設立であった¹⁴⁸。それこそが、インドで生活する「熟練技術をもち、勤勉で、かつ商売上手な人びと」の幸福に貢献すると考えられたのである。マーチンによれば、ロンドンとインドの EIC は無策のまま、むしろイングランドの余剰資本を運用しようとする人びとを批判するありさまであった¹⁴⁹。

1840 年 1 月中、マーチンをはじめとする銀行計画者たちは数回の会合を重ね、「安定した原理で設立され、かつ有能で高名な経営陣によって運営される銀行は、インド社会への全般的利益の根源となるばかりか、それ自体、株主との強い約束にもとづく事業である」ことを確信するにいたった¹⁵⁰。こうして、モンテフィオールは、国王特許状の付与を最終的に決定する枢密院通商委員会（**A Committee of the Privy Council of Trade and Plantations**：通商局 **Board of Trade**）の長官ヘンリー・ラブーシャに宛てて、英領インド向けの銀行会社を設立する目的に関する会合を申し込む書簡を送った¹⁵¹。

この通商局への書簡には、(表 2-2) のような、銀行設立に協力するのに合意した有志で構成される臨時委員会構成員の一覧表も添付されている。ジェームズ・コクバーンとトマス・ウィーディングはマーチンとともに EIC 株主で、その株主総会ではいつもマーチンの発言を支援する東インド貿易の有力商人であった¹⁵²。イースト、ゴールドスミッド、チャップマン、モンテフィオールはオーストラリアやカナダ向けのロンドン株式銀行の大株主で、植民地銀行の経営や業務に関して熟知したロンドン貿易商人たちであったと思われる¹⁵³。BA の設立計画で、ロンドン貿易商人よりも目立っているのが、外交官やインド文・武官関係者たちの存在であろう。特にインド勤務の彼らとその貯蓄の多くを在インドの大手代理商に預けていたのは、よく知られている¹⁵⁴。1830 年前後のカルカッタ代理商の破綻は彼らの保有する私有財産の安全性や本国への送金を困

¹⁴⁶ King, *Survey Our Empire*, pp.169-170.

¹⁴⁷ アトウッドの経済思想に関しては、以下を参照。峰本暁子「トーマス・アトウッドの通貨論—地金論争後期の問題点とバーミンガム学派—」『成城大学経済研究』第 21 号（1965 年）、217-234 頁；西沢保「トマス・アトウッドの通貨制度改革運動、1829—1833 年」『金融経済』第 206 号（1984 年）、1-30 頁。

¹⁴⁸ “The Monetary System of British India”, pp. 78-79.

¹⁴⁹ “The Monetary System of British India”, p. 81.

¹⁵⁰ Extracts from the Dairy Minutes, 27th January 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 1, p. XLVII; Extracts from the Dairy Minutes, 31st January 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 1, p. XLVII; S. R. Lushington to R. M. Martin, 10th February 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 2, p. XLVIII.

¹⁵¹ J. Montefiore to Henry Labouchere, M.P., President of Board of Trade, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 1, p. I.

¹⁵² King, *Survey Our Empire*, p.154.

¹⁵³ *An Alphabetical List of the Proprietors of the Bank of British North America*, London: M. Thape and Son (1842); *The Ninth Annual Report by the Directors of the Bank of Australasia, to the Proprietors with a List of the Directors, Officers, Agents, and Branches, and an Alphabetical List of the Proprietors*, London: Daring & Sons (1843); *Supplementary report of the Directors of the Union Bank of Australia, printed at the Special General Meeting of the Proprietors* (1840), all in T1/4845, no. 11707, National Archives.

¹⁵⁴ Anthony Webster, *The Richest East India Merchant: The Life and Business of John Palmer of Calcutta 1767-1836*, Woodbridge: The Boydell Press, 2007, pp. 47-50、を参照。

難にしたという経験から、安定した巨大銀行の設立は非常に切実な問題となっていた。マーチンたちにとって、その高いハードルを乗り越えるには、政官財界と密接につながる最有力者を味方につけることが不可欠であった。

表 2 - 2 新銀行設立臨時委員会 (1840 年 2 月)

名前	経歴	備考
ゴア・オーズリー	外交官(インド、ペルシア、ロシア)	社長
ウィリアム・ジャーデン	中国貿易商人	副社長
ジョン・キャンベル	ペルシア公使	ゴールドスミッドの友人
F・ハンキー	マルタ・セイロン政庁秘書官	
ウィリアム・ニューナム	ボンベイ文官	
チャールズ・ノリス	ボンベイ文官	
A・マクドネル	マドラス文官	
G・ゴーアン	マドラス文官	
H・タイラー	マドラス陸軍少将	
チャールズ・ミドルトン	ベンガル文官	
ジェームズ・イースト	下院議員	オーストラレイシア銀行株主
トマス・ゴールドワースイー	東インド代理商	
C・レイヤード	セイロン文官	
C・ブラー	下院議員	
ジョセフ・ホア	ロンバード街銀行家	
ジェームズ・コクバーン	東インド貿易商人	東インド会社株主
トマス・ウィーディング	東インド貿易商人	東インド会社株主
アーロン・ゴールドスミッド	ブリオン・ブローカー	オーストラレイシア銀行株主
ジョン・チャップマン	船舶業	ブリティッシュ・ノース・アメリカ銀行株主
T・ブルッキング	貿易商	
ヤコブ・モンテフィオール	オーストラリア貿易商人	オーストラレイシア銀行株主、オーストラリア・ユニオン銀行株主
ロバート・マーチン	統計学者、企業家	東インド会社株主

出典：J. Montefiore to Henry Labouchere, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 1, p. I.

第 2 節 第一計画

国王特許状の申請とその反応

1840 年 2 月 28 日、オーズリーやマーチンを含む新銀行計画者の代表団は通商局秘書官のデニス・ル・マーチャントに面会し、通商局長官（ラブシャヤ）宛の書簡を手渡した¹⁵⁵。そこには、訴訟・被訴訟能力をもつ「法人格」と「株主の有限責任」を認める国王特許状の授与を求めて、10 項目にわたって同銀行の必要性が記述されていた。

ここでは、特に以下の重要な 5 点を指摘する。第一に、彼らは、「インドにおける社会的改善の増進と商業活動の拡大のためには、イングランド資本の運用が最も効果的な手段の一つ」と考え、「西インド諸島、オーストラリア、北アメリカの植民地向けに幸運にも創設された諸銀行と同じ原則に基づいて、イギリスと東インド諸島におけるイギリス領土との間で金融取引を行なうロンドンの銀行設立を提案」することに至ったということ。第二に、BA の役割は銀行家と貿易商人とを分離することであり、商人の活力・技術・視点をより効率的に純粋な商業的目的に向けさせるということ。第三に、これらの諸原則は、特殊な力を持ってしてインドのイギリス領土に適用し、EIC の商業的活動の終焉によって効率的に機能させなければならないということ。第四には、当初の計画では 300 万ポンドであった資本金を 200 万ポンドに減額し、その 4 分の 1 を営業開始前に払込み、残りの 4 分の 3 は一般から募集すること。そして最後に、「金融市場の現状がイギリス資本の投資にとって有利で、いまや社会的心性がイングランドの技術と富を運用する有益なフィールドとして東インド諸島に向けられている」ことが記されていた。

¹⁵⁵ Gore Ouseley and 20 others to Labouchere, 28th February 1840, *BPP 1843*, pp. 2-3.

そして、BA 計画者たちから提出されたヴィクトリア女王宛の請願書が通商局へ送られ、すぐに枢密院へ転送された¹⁵⁶。その請願書の複写は、英領西インド諸島との貿易金融を行なうコロニアル銀行の国王特許状を模して作成された特許状草稿が添えられて、インド監督局と EIC 取締役会に回された¹⁵⁷。この請願書の署名欄には、「英領インド、中国、ペルシア、セイロンに精通する高名なジェントルマン」の署名が並んでいたが、特に目を引くのはウィリアム・ジャーディンの参画であろう。ジャーディンは広州のジャーディン・マセソン商会の創設者で長年にわたり広州やマカオで活動してきた¹⁵⁸が、1839 年 9 月にはイギリスに帰国した。帰国後の彼は、非合法的なアヘン貿易や清朝中国との武力衝突に反対するトーリー派や急進派の動きに注意しながら、友人のロンドン有力商人で下院議員でもあるジョン・アベル・スミスを通じて、外務省、有力国会議員、そして外相パーマストンに接触し、清朝への開戦計画を進言するというロビー活動を積極的に展開した¹⁵⁹。ジャーディンは、特にウィーディングとはかつてカルカットで個人商会を設立したことのある旧知の間柄であり、おそらく彼を介して BA 計画に関与することになったのではないかと思われる。こうして、24 名の取締役で構成される取締役会を取り仕切る議長をオーズリーが、副議長をジャーディンが務めることになった。マーチンは秘書役に就くことになった¹⁶⁰。

しかし、このころから、BA 計画への強い反対論が EIC 本社で聞かれるようになった。その後には、英領インドに関わる巨大な既得権益集団が控えていたからである。EIC 取締役の多くは、血縁関係や結婚や個人的事情によって、有力なロンドン東インド代理商会と固い絆をもっていた。さらに彼らは、カルカットやボンベイの管区銀行の株式を保有していたために、BA に強い対抗心を抱くようになったようである¹⁶¹。たとえば、クロフォード・コルヴィン商会 (Crawford, Colvin & Co.) のパートナーであるウィリアム・クロフォードは、若い頃に EIC 社員としてインド勤務の経験をもち、1833 年以来、ロンドン・シティ選出の下院議員としてウィッグ政権の熱烈な支持者であった。彼は前章で取り上げた Bank of India 設立発起人の一人でもあった。コッカレル商会 (Cockerell & Co.) のジョージ・ラーペントも同様である。彼はロンドンの最有力東インド商人としてロンドン東インド・中国協会会頭や P&O 汽船会社 (Peninsular and Oriental Steam Navigation Company) 社長も兼務し、インド監督局総督のホブハウスと親密な関係をもち、将来の下院議員として期待される熱心なウィッグ支持者であった¹⁶²。彼こそ、銀行業と投機的商業投資が融合された旧来の代理商システムを批判し、両業務の分離を目的にした原理に基づく Bank of India 計画 (1833~37 年) の先導者であったのは、前章で見たとおりである。その意味で、ラーペントとクロフォードが一転して Bank of Asia 設立には抵抗したことは、極めて興味深い。シティには他にも Bank of Asia 計画への強力な反対者が存在し、その多くもラーペントやクロフォードと同じ対応をとっていたようである。彼らの EIC 本社やイギリス政府への影響力は、新銀行計画を推進するマーチンを最後まで苦しめた。

EIC 取締役会のなかに銀行設立への反感があるかどうかを確かめようと、オーズリーとジャー

¹⁵⁶ Copy of a Petition addressed under Institutions from the President of the Board of Trade, 3rd March 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 7, p. IV.

¹⁵⁷ Martin to James C. Melvill, Secretary to EIC, and John C. Hobhouse, President of India Board, 7th March 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, Nos. 8-9, pp. IV-VII.

¹⁵⁸ Michael Greenberg, *British Trade and the Opening of China, 1800-42*, Cambridge: Cambridge University Press, 1951; 石井麻耶子『近代中国とイギリス資本—19 世紀後半のジャーディン・マセソン商会を中心に—』東京大学出版会、1998 年。

¹⁵⁹ Glen Melancon, “Honor in Opium? The British Declaration of War on China, 1839-1840”, *The International History Review*, vol. 19, no. 4 (1999), pp. 853-874.

¹⁶⁰ *The Morning Chronicle* (London), Thursday, 12th March 1840, British Library; *The Caledonian Mercury* (Edinburgh), Thursday, 19th March 1840, British Library.

¹⁶¹ Marin, *Public Proceedings 1842*, pp. 7-8.

¹⁶² Daniel Thouner, *Investment in Empire: British Railway and Steam Shipping Enterprise in India, 1825-1849*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1950, pp. 52-57. ラーペントは、1842 年に P&O 汽船会社社長を退いた後、1845 年に設立された東インド鉄道会社 (East Indian Railway Company) の初代社長を 1847 年まで勤めた。

ディンを含む BA 代表 8 名はその本社を訪問し、会社頭取のリチャード・ジェンキンスが不在のまま、副頭取のベイリーと長時間にわたって会談した¹⁶³。ベイリーの返答は、この銀行問題は EIC 取締役会の認識の範囲外にあるゆえに、それに関して特に意見はないというものであった。ただし、もし銀行がインドでの排他的かつ局地的特権を望むならば、その最初の申請先はこの EIC 取締役会でなければならないというコメントを、ベイリーは付け加えている。この会談の結果、オーズリーらは自分たちの BA 問題が、イギリス政府（通商局）の取り扱い事業として結論づけるに至ったのである。

マーチンらの新銀行計画の情報をいち早くキャッチし、その設立に反対したのがグラスゴー東インド・中国協会であった。3月19日の定例会合において、「The Bank of Asia」という名称のインド向け銀行の設立に関する広告が秘書役によって読み上げられ、1836年の Bank of India 計画と似たような専門家たちによって進められていることが報告された。そして、特許状が付与される前に、その銀行に関する情報提供を依頼する請願書を大蔵省へ提出することが承認された¹⁶⁴。1週間後に開催された年次総会でも、BA 問題が重要議題として取り上げられている。それは3年前の銀行計画の再来であり、インド全域での銀行業の独占、為替の規制、有限責任を求めた有害な目的をもっていると報告された¹⁶⁵。グラスゴー東インド・中国協会は、これ以降も BA の設立計画に反対の意思を表明し続けた¹⁶⁶。

こうしたなか、マーチンは、BA の計画案に関する論文を、自らが編集長を務める *The Colonial Magazine and Commercial-Maritime Journal* で公表した¹⁶⁷。彼は、イギリス本国の信用システムの利益を遠方の植民地にまで拡大させる目的をもって、ロンドンにおいて新たに採用された植民地銀行システムは、本国の企業活動と従属植民地の資源開発とを相互補完的に結びつけることだと期待をもって主張した。マーチンは、シティやグラスゴーからの反対論に対抗するために、とにかく世論の関心を植民地銀行システムのインドへの拡大に向けさせようと懸命であった。この論文では、ロンドン東インド代理商会が BA 計画に反対しているが、EIC 取締役の多くはそれを好意的に受け入れるだろうと、マーチンは強調している。BA の活動と技術が、インド商業の発展に結びつき、インドからイングランドへの送金義務を負う EIC に大きな安全性を、そして社会にはより多くの利益をもたらすと、マーチンは確信していたからである。株式銀行数社しか存在しないインドは、「イギリスの技術と資本の正当な運用に開放された巨大な原野」であった。

こうして、オーズリーを筆頭にした 24 名は、アジアの英領内で銀行業に従事する「The Bank of Asia」の法人化を認可する国王特許状を懇願する請願書を、前述の商務省長官宛書簡（2月28日付）も添付し、ヴィクトリア女王の宛名で枢密院に提出するにいたった¹⁶⁸。

第一計画の失敗

1840年4月10日、BA の国王特許状申請書とその特許状の草稿を受領した通商局はインド監

¹⁶³ A long interview with Chairman and Deputy Chairman of EIC by Gore Ouseley, William Jardine and others, 19 March 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 10, p. VII.

¹⁶⁴ Meeting of 19th March 1840, Minute of Glasgow East India and China Association, TD1684/1/2, Mitchell Library (Glasgow), p. 205.

¹⁶⁵ Meeting of 26th March 1840, Minute of Glasgow East India and China Association, TD1684/1/2, Mitchell Library (Glasgow), p. 210.

¹⁶⁶ Meeting of 21st August 1840, Minute of Glasgow East India and China Association, TD1684/1/2, Mitchell Library (Glasgow), p. 213; Annual Report of the Committee, 18th March 1841, Minute of Glasgow East India and China Association, TD1684/1/2, Mitchell Library (Glasgow), p. 218.

¹⁶⁷ Martin, "Colonial Banking, Bank of Asia", pp. 174-187. 有力商会による銀行業と貿易業の合成は大規模な投機をつぎつぎと生み出し、カルカッタやアメリカで悲惨な結果を招いた。この事例からも、マーチンは、「銀行家が貿易業者である限り、安全かつ有益な貿易の実現は難しい」と強調する。現在のインドーイギリス間為替・送金取引も少数のロンドン大手代理商会の手中にあるという極めて危険な状況にあるが、これが BA の設立によって改善されるというのである。

¹⁶⁸ Petition of Gore Ouseley and others to Queen's Most Excellence Majesty in Council, 3rd April 1840, *BPP 1843*, pp. 1-2.

督局を送り、インドの社会的要請や既存銀行の状況を考慮に入れた同局の意見を求めた¹⁶⁹。インド監督局は、さらに EIC へ転送した。

EIC 取締役会は、新銀行への特許状の付与に激しく反対した¹⁷⁰。第一には、その計画の多くの点が有限責任による経営者責任の回避と銀行券発行を目論んでいることから、特許状特権の付与は深刻な結果を招くと考えられたからである。EIC の大きな懸念はもっぱら銀行券発行の危険性に注がれていた。英領インドでの銀行券発行は、EIC によって設立されたベンガル銀行の独占業務となっていた。インド政庁は、その特権的立場を考慮して、カルカッタ・ユニオン銀行 (Union Bank of Calcutta : 1829 年創設) やアグラ銀行 (Agra and United Service Bank : 1833 年創設) のような個人銀行独自の銀行券の引き受けを拒否してきたのである¹⁷¹。

したがって、EIC 取締役会の結論は明快で、「インドでの銀行券供給の拡大はこれ以上必要としていない」というものであった。EIC の政策的優先順序においては、インドでの特許券銀行の数を増やすことよりも、ベンガル銀行の実績を見極めることの方が先決であった。それと同時に、EIC 取締役会は、BA 計画にある外国為替取引にも嫌悪感を示した。この根底には、外国為替取引の統制によって機能させる本国送金業務への配慮があった。「不都合はインド宛手形の振出しの EIC 活動から生じていないし、もしそれが担保前貸制度から生じたとしても、BA によって解消されることはないであろう」というのが、EIC 取締役会の見解であった。

オーズリーとジャーディンを含めた BA 側の代表総勢 10 名は、インド監督局長官のホブハウスとその秘書官セイモアと会談した¹⁷²。ホブハウスは、ある議会制定法を引用し、「EIC の同意なしには銀行への国王特許状を付与することはできない」とオーズリーたちに伝えた。その議会制定法とは、EIC の支配領域内で設立される銀行への法人格付与の国王特許状は、インド監督局の監督のもとで EIC の同意なしには効力をもたないことを定めた「1807 年法 (Act 47 Geo. III. Cap. 106)」のことである。インドの管区銀行もこの「1807 年法」に基づいて国王特許状が付与されていた。ホブハウスは、この法的規定によるインド監督局の限界を示唆したのである。

BA 計画者たちは、EIC 取締役会の書簡をインド監督局から受け取った。銀行問題に精通する者全員がその書簡にある「詭弁と虚偽」にすぐに気づいたというのは、マーチンの感想である¹⁷³。とりわけ彼らが EIC 取締役会からの書簡のなかで注目したのは、「もしインドで銀行業を営もうとする人びとに特許状を付与するのが得策だとすれば、その特許状は、法律の条項に従い、本国当局の承認のもとでインド政庁によって付与されるべきである」という文言である。この一文では、申請された特許状を付与する権限が君主にはないということなのか、それとも、特許状の付与は単にインド政庁の考えで決定されるということなのか、EIC 取締役会の意味するところが明確ではないと、オーズリーらは考えた。もし前者を意味するならば、もう一度「1807 年法」の内容を検討しなければならないと、インド監督局に訴えるのであった。彼らは、他の銀行機関を妨害

¹⁶⁹ Denis Le Merchant, President of Board of Trade, to Wm. Clay, Secretary to India Board, 10th April 1840, *BPP 1843*, p. 3.

¹⁷⁰ Melvill to Clay, 30th April 1840, *BPP 1843*, pp. 3-4.

¹⁷¹ カルカッタ・ユニオン銀行は、1829 年にカルカッタに創設された非特許株式銀行である。他方、アグラ銀行は、1833 年、北インドのアグラを本店にした非特許株式銀行 (1857 年に本店をロンドンに移転し、国王特許状を取得) である。同行の特色は、EIC 文武官向けの本国送金や長期貸付等の便宜も図りつつ、為替取引を主軸とした外国貿易金融を生業としていた点にあり、カルカッタ (1837 年)、マドラス (1843 年)、ボンベイ (1845 年)、ロンドン (1846 年)、香港 (1856 年)、上海 (1858 年) に支店を設け、アグラを中心とした国際銀行業を展開したことである。

¹⁷² Minute of Conference with the India Board, 11th May 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, pp. VIII-IX. そこで終始話題になったのが、4 年前の The Bank of India 問題であった。ホブハウスを最も驚愕させたのは、「1836 年計画の発起人たちは、銀行計画の実現を目指したのではなく、彼らの為替業を縮小させるにちがいないどんな銀行も設立させないために非現実的な提案を企てたのだ」というオーズリーらの話であった。ホブハウスは、もしそれが真実ならば、イギリス政府を欺いた「彼らの行為は極めて恥ずべきもの」とし、なるべく早く EIC 取締役会からの書簡を BA 代表団に転送することを約束した。

¹⁷³ Martin, *Public Proceedings 1842*, p. 9.

する意図をもたないという点で、BA 計画が Bank of India 計画とは一線を画することを、インド監督局に主張した¹⁷⁴。

以上のことを踏まえ、インド監督局は BA への特許状付与の方針を通商局に伝えた¹⁷⁵。その結論は、インドに関する特許状の付与には、まずはインド政庁、または「1807 年法」で言及された複数の関係機関の完全な同意を得る手続きが必要であるというものであった。そのうえで、インド監督局は、次のような BA の国王特許状草稿に関する所見を示した。

【インド監督局の所見】

- イギリス政府によって承認された植民地銀行の場合のように、銀行の資本金に関する同じような条件が挿入されるべきである（開業時に資本金の半額が支払われた後、12 か月以内に残りの半額が支払われるという条件）。
- 発券銀行であることを禁じる。
- インドーイギリス間での為替手形取引が除外されるべきである。
- 半年ごとの情報公開。
- 株主は株式の保有総額分に責任をもつ。

これらの諸条件から、インド監督局が EIC 取締役会の見解に同意していたことが理解できる。ホブハウスは BA 問題に好意的ではあったが、大規模な特許発券銀行の取引が重大な影響を及ぼす領域を支配するインド政庁や EIC 取締役会の同意のないまま、国務大臣の権力を行使したくなかった。彼は、インド監督局が政府内の機関である限り、法的根拠に基づく行政的手続きを不可欠なものと考えていたのである。

通商局秘書官のル・マーチャントは、通商委員会の指示によりインド監督局の決定を伝える書簡をオーズリーに送った¹⁷⁶。その書簡を読んだマーチンは、イギリス政府や EIC 取締役会の体面を保つように意図的に厳しい規制を設定する内容だと酷評した。BA 臨時取締役たちの多くは無駄に引き伸ばされた遅延にうんざりしており、政府と EIC との交渉を断念せざるをえなかった。6 月 22 日、オーズリーらは銀行設立臨時委員会を解散し、株主への払込資本金を返却することを決定した¹⁷⁷。

第 3 節 第二計画

EIC 取締役会との激しい折衝

1840 年 7 月 6 日、BA 計画者たちはジャーディンの自宅に集まっていた。彼らは、資本金を 100 万ポンドに縮小し、かつ代表取締役にジャーディンを就任させることによって、Bank of Asia 計画の継続を決めた。そこで、前回の反省を踏まえて、「株主の責任をその払込額の 2 倍までに制限・固定」した「発券銀行ではない銀行」を目指すことも決定された点は、極めて興味深い¹⁷⁸。なぜなら、この計画内容の大きな変更が、インド監督局の要請への対応であったと同時に、1840 年 4 月に作成されたばかりの「植民地銀行の法人化に関する規制と条件 (Regulations and Conditions for the observance of which provisions should be made in the Charter or Legislative Enactments relating to the Incorporation of Banking Companies in the Colonies)」に沿った譲歩的対処でもあったと考えられるからだ。この植民地銀行規制は、長年の間に政府内で積み重ねられた合意事項の結実として、大

¹⁷⁴ Ouseley and others to J. C. Hobhouse, President of the India Board, May 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, pp. XII-XIII.

¹⁷⁵ Clay to Le Merchant, 15th June 1840, *BPP 1843*, pp. 5-6.

¹⁷⁶ Le Merchant to Ousley, 16th June 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, pp. XVII-XIX.

¹⁷⁷ Martin, *Public Proceedings 1842*, pp. 9-10.

¹⁷⁸ Minute of Bank of Asia, after the breaking up of the First Direction, 6th July 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 2, p. XLIX.

蔵省の作成した草稿をもとに通商局の同意を経て作成され、植民地省を通じて各植民地総督へ通達された17項目で構成されたものである。資本金払込期間、自社株保有禁止、情報公開の義務等の項目が並んでいるなかで、とりわけ発券業務への厳しい規制事項（3項目）が目立ち、銀行券保有者の安全を意識した内容となっている。それは株主の2倍有限責任規定にも反映された¹⁷⁹。

こうして、ジャーディンやマーチンらは、政府やEICの意向を十分に配慮した計画内容によって、より円滑な国王特許状の獲得を目指すことを株式申込者に知らせた。そして、「その企業の業務を、年間3千万ポンドにもなるインドとその周辺地域の貿易によって与えられるかなりの預金と為替に限定する」ことも明記された。彼らは、「発券銀行を設立する意思はなく、それゆえにインドの特許銀行への妨害は除去される」という大幅な譲歩によって、よりスムーズな国王特許状の取得と早急なビジネスの開始を目指すことになった¹⁸⁰。そして、この新たな計画では、ジャーディンを代表取締役とし、18名の取締役のうち11名の新メンバーが迎えられることになった（表2-3）。たとえば、マーチンの旧友のエドワード・ケイリーがこれに加わる一方で、オーズリーが年齢と健康上の理由から離脱した¹⁸¹。ケイリーはウィッグ党の下院議員（ヨークシャー選出）であり、地主層や一般福祉のために輸入規制を保護する独自の経済・金融政策論者として活躍する政治家であった¹⁸²。彼の通貨論は前述したアトウッドのそれに特に強く影響され、マーチンに銀行計画の思想的基盤を提供したと考えられる。7月14日、マーチンは、上記のような内容のBA第二計画案を、新たな設立趣意書を添えてEIC取締役会に送付し、その返答を待った¹⁸³。

¹⁷⁹ 2倍有限責任という原則は、バスターの研究によると、1826年の議会制定法（6 Geo. IV. Cap. 91）から始まったようである。これにより、ロンドンに本社を置く銀行のうち、海外に営業拠点を置く植民地銀行に限って、国王特許状の付与という形で株主の有限責任という特権が認められた。しかし、この場合、株主責任は保有株額面を超えないという通常規定ではなく、株主たちの銀行債務に対して2倍の有限責任を負うという高いハードルが設定された。つまり、この1826年来の原則が1840年の植民地銀行規制にも継承されており、上述のBank of Asia計画の内容変更はこの厳しい条件への対応策であった。Baster, *The Imperial Banks*, pp. 34-36.

¹⁸⁰ Circular Letter to Applicants for Shares, 6th July 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 3, p. XLIX.

¹⁸¹ Ouseley to Martin, 18th and 27th July 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, Nos. 4 and 5, pp. L-LII; Jardine to Martin, 28th July 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 6, pp. LII-LIII.

¹⁸² H. I. Dutton and J. E. King, "An Economic Exile: Edward Stillingfleet Cayley, 1802-1862", *History of Political Economy* (1985), vol. 17, no. 2, pp. 203-218.

¹⁸³ Martin to Melvill, 14th July 1840, *BPP 1843*, pp. 17-19.

表 2 - 3 Bank of Asia の第二計画 (1840 年 7 月)

名前	経歴	備考
ウィリアム・ジャーディン (William Jardine)	中国貿易商人	代表取締役
ジョン・キャンベル (Sir John Campbell)	ペルシア公使	
トマス・ゴールドワースイー (Thomas Goldsworthy)	東インド貿易商人	
ジェームズ・コクバーン (J. Cockburn)	東インド貿易商人	
ジョン・チャップマン (J. Chapman)	船舶業者	
T・ブルッキング (T. Brooking)	貿易商人	
エドワード・ケイリー (Edward S. Cayley)	下院議員 (現)	新メンバー、マーチンの旧友
F・C・ブラウン (F. C. Brown)		新メンバー
ステファン・R・クランフォード (Stephen R. Cranford)		新メンバー
ウィリアム・カニンガム (Wm. Cunningham)		新メンバー
ロバート・ヒッチェズ (Robert Hichens)		新メンバー
ジョン・ハイン (Captain John Hine)		新メンバー
ジョン・キングストン (John Kingston)		新メンバー
ジョン・リチャード (John Richards)		新メンバー
アレクサンダー・ロジャー (Alexander Rogers)		新メンバー
ジェームズ・ウォーキンショー (James Walkinshaw)	ロンドン貿易商人	新メンバー
ジョン・ウィルソン (Sir John Wilson)	下カナダ副知事 (元)	新メンバー

出典 : Prospectus, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 9, A, p. V.

BA 新計画案が EIC 取締役会に送られてから 2 か月が過ぎた頃、その回答がようやく BA 側に届いた¹⁸⁴。その内容は、「株主の倍額責任」と「発券業務の放棄」という苦肉の策で臨んだジャーディンたちを激しく落胆させるものであった。EIC 取締役会は、計画中の銀行が資本投下の対象とするインドを、「向こうみずで有害な銀行業によって生じる悪弊から全力で守ることが絶対的義務である」という認識に基づき、次の諸条件を提示した

【EIC 取締役会の所見】

- 銀行活動の情報公開の義務。
- 銀行資本金に関する条件 (開業時に資本金 100 万ポンドの半額、残り半額を 12 か月以内に払い込む)。
- BA の計画する銀行業務は、銀行券の発行を除く、預金受取と手形割引を含んだ一般銀行業に限定。
- BA の取引は一般的に認められた EIC の特許状規定内にある諸国や植民地に限られるが、それらの諸地域とイギリスとの間の為替手形取引を含まない。

これらの諸条件を厳守しない限り、インド政庁からの BA への特許状の付与が認められないというのである。

これに対して、BA 側は即座に応じ、「銀行業から生じる悪弊の可能性を避けるために発券銀行としての意思をあきらめ」、「インドのために安定した銀行機関の設立」を通して、EIC が切望するその支配領土の繁栄を促進させなければならないという大事業に協力したいと、再度訴えた¹⁸⁵。そして、「銀行のより安全で効率的な機能」と「インドとイングランドにおける銀行のますますの利便性と安定性」のために、以下のような修正・追加条件が提案された。

【BA からの要求】

- 資本金全額の払込期間を (1 年ではなく) 2 年間に延長。その理由は、銀行活動での資本金の漸進的運用こそが安全かつ確実な取引を生むためである。資本金の急速な蓄積は遊休資金の

¹⁸⁴ Melvill to Martin, 16th September 1840, *BPP 1843*, pp. 19-20.

¹⁸⁵ Martin to Melvill, 22nd September 1840, *BPP 1843*, pp. 20-21.

投機的運用の傾向を促進する傾向がある。

- 取締役の増資決定権。
- EIC 支配領域間またはイギリスーインド間でのブリオン・正貨・手形の取引の承認。

BA 問題を「再考した結果、EIC 取締役会は、あらゆる観点からインドーイギリス間送金を禁止することはできないと認識するであろう」し、「発券業務の放棄によってリスクを減らした英領インド向けのロンドン銀行機関を、『向こう見ずで有害な銀行業』がインドに災いをもたらすだろうという理由によって拒否することはできない」と、ジャーディンやマーチンらは主張する。

ここで、彼らは、「君主が植民地とイングランドとの送金取引によって生じる公共益を軽視するわけない」として、この第二計画案の切り札を提示する。すなわち、彼らはもう一つの特許状、具体的には「株主の有限責任によるイングランドでの銀行の営業権」と「イギリスーインド間で取引される為替手形の取扱」を承認する国王特許状の申請というものであった。「インド政庁によって付与される特許状が EIC の支配領域内にある諸国や植民地で銀行が活動するためのものだけであると、EIC 取締役会が考えるならば」、BA 取締役会はもう一つの国王特許状の取得を準備するというのである。

マーチンは、BA の取引には EIC のような商品担保前貸を含まないと念を押すように、「BA の意図は、商業取引にあらゆる便宜を提供すること、すなわち誠実な商人を妨害することではなく支援すること」であり、「安定した銀行がインドとイングランドとの貿易活動に関わる多くの人々に与える」と、EIC 取締役会への書簡で主張する¹⁸⁶。マーチンからみれば、BA を単なるイギリスからインドへの資本投入と考えるのは、その役割のごく一部分を捉えた狭義の見方であり、有益な運用方法によって英印間貿易の増大させる銀行資本の効果がもっと評価されるべきなのであった。

植民地省と大蔵省への接近

マーチンは、イギリス政府の積極的対応を期待して、友人の議員を通じて植民地大臣のジョン・ラッセルに接触しようと考えた¹⁸⁷。当時の植民地大臣は、通商局総裁や大蔵大臣ともに、インド監督局評議会の構成員を兼任していたからである。それに加えて、BA の営業地域には植民地省管轄のセイロンが含まれていたし、最大貴族家系出身のラッセルの影響力は政界とシティにおいて絶大であった。そして、マーチンは、植民地省内でラッセルと会談し、設立目的や業務内容を含んだ BA に関する報告書を手渡すことができた¹⁸⁸。この会談中、「BA 取締役は、インドとイングランドとの商業を促進し、両者の結合を強化して、そしてイギリス帝国全体が包囲される金融の連鎖を完成させるために、イギリス政府からの承認を切望している」ことがマーチンから伝えられた。ラッセルは、イングランドーインド間の送金取引を業務の中心に置いている銀行の設立は両国間にとって有益であろうと述べ、BA の特許状申請の正当性に同意した。彼が BA の設立計画で最も称賛した点は、帝国全体がロンドンを中心にした金融の連鎖によって取り囲まれ、為替の均衡と貴金属の流れが永続的にイングランドへ向けられることであった。この問題に関して、ラッセルはインド監督局総裁のホブハウスに会うことをマーチンに約束した。

マーチンは EIC 本社でメルヴィルと会談し、イングランドとインドとの為替業務の承認を妨害しているのがインド監督局であるとの情報を得た。マーチンは、すぐにこの「信じ難い」話をホブハウスに伝えた。他の在ロンドンの植民地銀行の送金・発券業務が示すように、海外送金取引が「向こう見ずで有害な銀行業」を生み出すとはいえず、それよりもむしろ、貿易業と銀行業と

¹⁸⁶ Martin to Melvill, 28th September 1840, *BPP 1843*, p. 20.

¹⁸⁷ Martin, *Public Proceedings 1842*, pp. 11-12.

¹⁸⁸ Statement regarding Bank of Asia, respecting an Application to the Crown to be Authorized by Charter to Remit Money between India and England, Submitted to Lord John Russell, 30th September 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 22, pp. XXV-XXVI.

の結合こそが深刻であるという点が改めて言及された。そして、既存のロンドン銀行が大きな一般的利益の根源であることはラッセルも認めていることも付け加えられた。マーチンは、EIC との対立点である印英間送金問題やラッセルとの会談内容に関して、インド監督局秘書官のクレイにも書簡を送った。

その直後、マーチンは、EIC 取締役会が「BA への印英間送金の権限付与を拒否する」決定を行ない、その文書をインド監督局に送ったという情報を得た。彼は、ホブハウスにすぐに会談を設定してほしいと懇願し、ラッセルには、EIC がイングランドとインドとの、さらには中国との送金取引の権限の独占を目論んでいると主張し、イングランドとの金融的結合の利点を英領インドから奪わないように、議会という場で「公平で正当なインド政策へのわれわれの要求を支持してほしい」と請願した。マーチンは、同じ内容の書簡を大蔵省秘書官のチャールズ・トレヴェリアン（元ベンガル政庁秘書官）にも送り、陸軍長官（Secretary at War）のトマス・マコーリー（元インド総督評議会法務委員）とともに、インドのための親身な尽力を懇願した¹⁸⁹。トレヴェリアンとマコーリーは義兄弟の関係で、ともに 1830 年代のインド政庁勤務を経験、特に英領インドの教育改革に尽力したウィッグ派下院議員であった。この時点では一時の猶予もなく、マーチンは、EIC によって保持される独占への反対してきたトレヴェリアンの尽力に期待するほかはなく、早急に彼らの意見をホブハウスに伝えてほしいと強調した。

メルヴィルからの書簡には、EIC 取締役会は BA の提案である「資本金払込期間の延長」と「将来的増資の承認」には意義はないが、最後の「印英間送金業務」に関していかなる変更・修正も認めないと記されていた¹⁹⁰。EIC 取締役会は BA の最も欲していた点を拒否したのである。インド政庁とイギリス政府からの 2 つの特許状の取得に関しては、この書簡ではまったく言及がなかった。しかし、マーチンはあきらめず、唯一問題となっている印英間送金業の権利に関して、重要な論点を含む書簡をホブハウスに送った¹⁹¹。その論点とは、EIC 取締役会の指示によって行動するインド政庁が、EIC の支配領域の境界線を越える特権や規制を明示する国王特許状を付与することができるのかという問題である。それは甚だ疑わしいと考えるマーチンは、「印英間送金の権限とイギリスでの株主の有限責任制を認める特許状の付与をまさに君主に請願している」という。「もし君主が前者（印英間送金のこと―筆者注）の権限を銀行に認可するならば、BA 設立委員会はインド政庁によって提案される特許状をすぐに受け入れる」と、マーチンはホブハウスに訴えた。しかしながら 10 月末、インド監督局のホブハウスもクレイも、残念ながらインド監督局が EIC 取締役会の決定に干渉することはできないと、マーチンに伝えてきた¹⁹²。

インド政庁からの特許状取得への試み

ジャーディンは、「われわれが直面したすべての反対論は EIC 本社から出ている」と不満を漏らし、EIC の決定を「馬鹿げている」と酷評した¹⁹³。しかし、マーチンはあきらめず、今後の戦略について各取締役への回覧文書をすぐに作成した¹⁹⁴。彼は、「ほとんど規制のない特許状をこの時点でイギリス政府、または EIC へ要求することは得策ではない」とし、定款に基づいた小規模な銀行組織でできるだけ早く開業し、その活動を徐々に広げながら特許状取得の交渉を続ける戦略を提案した。このマーチンの戦略はジャーディンやケイリーも支持し、以後の彼らの活動の基

¹⁸⁹ Martin to Charles Trevelyan, Secretary to Treasury, 15th October 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 28, pp. XXIX-XXX.

¹⁹⁰ Melvill to Martin, 16th September 1840, *BPP 1843*, pp. 6-7.

¹⁹¹ Martin to Hobhouse, 17th October 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 31, pp. XXXI-XXXII.

¹⁹² Hobhouse to Martin, 28th October 1840, and Cley to Martin, 29th October 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, Nos. 35-36, pp. XXXIII-XXXIV.

¹⁹³ Jardine to Martin, 28th October 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 8, p. LIV.

¹⁹⁴ Circular to each Directors of Bank of Asia, 2nd November 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 9, pp. LIV-LVI.

礎となった。

他方で、マーチンはイギリス政府への働きかけも忘れず、通商局秘書官のル・マーチャントには「もう一つの国王特許状」の取得手続きを問い合わせた。インド監督局のホブハウスとクレイには、開業前での巨額の払込資本金の必要性和印英間手形取引の不認可との矛盾を訴えた¹⁹⁵。ジャーディンも EIC のメルヴィルに書簡を送り、「EIC が明示した諸条件のもとでは、銀行は必然的にその資金を遊休させてしまい、有益に運用することができない」と訴えた¹⁹⁶。

BA 設立委員会では、通商局、インド監督局、EIC 取締役会との通信書簡が紹介された。とりわけ EIC 取締役会から送られてきた書簡には、インド政庁からの特許状付与の道筋が記されていた。それはすなわち、EIC 取締役会の承認のために特許状草稿を通商局に送付し（通商局からインド監督局を介して EIC 取締役会へ送られる）、それがなされた時点で BA は君主からその特許状を受け取る。そして同時に、EIC 取締役会のもう一つの特許状のためにインド政庁へ指示を出すという道筋であった¹⁹⁷。それを聞いたジャーディンたちは、マーチンに国王特許状の草稿を準備するように依頼した。マーチンと BA 顧問弁護士は、EIC 顧問弁護士に意見を求めながら国王特許状の草稿を完成させ、通商局へ提出した¹⁹⁸。この時も、懸案事項である「印英間送金業務」が削除されることはなかった。

BA の特許状草稿を受け取った通商局は、それをインド監督局へ転送した¹⁹⁹。インド監督局は、通常通り、その草稿に関する EIC 取締役会の見解を問い合わせた²⁰⁰。その際、BA はインド政庁からも特許状または制定法を取得するつもりなので、それぞれの特許状がどのような順序で付与されるか、そして最初に付与される特許状には EIC が主張する諸条件と規制が記載されるべきかどうかを決めるように、インド監督局は EIC 取締役会に指示した。後者の反応は早く、以下の 4 点を前者に伝えた²⁰¹。

【EIC 取締役会の所見】

- すでに EIC 取締役会によって決定された条件と規制は固守されるべきであり、インドのイギリス領内で通用する会社法人のすべての権利と特権は、本国当局の承認に従いインド政庁によって与えられるべきである。
- BA 計画者の目的達成には 2 つの方法が存在するだろうが、どちらにせよ、EIC が維持すべきと考える上記の諸原則からの逸脱は一切認められない。
- 国王からの権原証書にはインドに関する特許状の諸条件から逸脱してしまう内容が含まれてはならない。
- 提出された草稿にはこれらの諸条件に矛盾する条項が含まれているという理由から、EIC 取締役会はそれを承認することができない。

上記の 2 つの方法とは、(1) 本国からの指示のもとでインド政庁によって特許状または制定法が認められ、イギリスでのその受理の時点で国王から権原証書が発行される（これによってイギリスで不可欠な権限が与えられる）、または、(2) 国王からの権限証書が最初に発行され、インド監督局の承認とともに EIC 取締役会がインド政庁へ特許状または制定法を認めるように指示し、証書に記載された条件と規制のもとで法人化し、連合王国での同じ条件で必要な特権を与える、という手続方法を示している。どちらにしても、インド政庁への問い合わせが不可欠となる。結

¹⁹⁵ Le Merchant to Martin, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 39, pp. XXXV-XXXVI.

¹⁹⁶ Jardine to Melvill, 17th November 1840, *BPP 1843*, pp. 22-23.

¹⁹⁷ Meeting of Directors of Bank of Asia, 21st November 1840, *Public Proceedings 1842*, No. 9, Appendix B, p. LVII.

¹⁹⁸ Martin to Le Merchant, 23rd November 1840, *BPP 1843*, p. 8.

¹⁹⁹ Le Merchant to Clay, 25th November 1840, *BPP 1843*, p. 8.

²⁰⁰ William Cabell, Secretary to India Board, to Melvill, 5th December 1840, *BPP 1843*, p. 23.

²⁰¹ Melvill to Cabell, 10th December 1840, *BPP 1843*, pp. 23-24.

論的には、資本金払込みの時期と方法を除いて、準備された BA の特許状草稿の内容では、EIC 取締役会は承認しないというのである。

EIC 取締役会はジャーディンやマーチンらにも書簡を送った²⁰²。その内容は、資本金の払込みの進捗を厳格に管理・確認するのは EIC 取締役会であるが、銀行に特許状を認可するのは結局のところインド政庁の権限であるというものであった。これはすなわち、特許状付与までに必要な草稿の修正や各機関との交渉のための時間がまだまだかかり、ジャーディンやマーチンらに気の遠くなるような大きな負担を強いることを意味したのである。

EIC 取締役会の反対理由を理解したインド監督局は、通商局に対して、インド政庁の承認またはそれへの特別な問い合わせなしでは、特許状付与の手続きを進めることはできないという書簡を送った²⁰³。これに対して、通商局側は、もしインド監督局と EIC 取締役会がインド政庁の意見を必要とする強い動機がないならば、銀行への付与をこれ以上に勧めるつもりはないと、インド監督局に伝えた²⁰⁴。こうして、1841 年 1 月 25 日、インド監督局はこの書簡を EIC 取締役会に即座に転送し、インド政庁への問い合わせを再考するのかどうかを決定するように指示した。

第 4 節 Bank of Asia 計画の消滅

さらなる陳情活動

1841 年 1 月下旬、ジャーディン、ケイリー、マーチンは EIC 本社へ出向き、頭取に昇格していたベイリーと会談し、EIC の支配領域外の諸国とイギリスとの為替取引をめぐって激しい議論を戦わせた²⁰⁵。マーチンはこの日の午前にも EIC のメルヴィルとも会談し、とにかく「イングランドとの為替取引が BA 側との決定的問題であり、特許状は認められないであろう」という回答を得ていた。この会談後、彼らは EIC 取締役会へ書簡を送り、再度、「EIC の実質的統治下でない東半球のイギリス領」との為替取引を認める君主からの特許状の正当性を主張した²⁰⁶。この特許状問題の焦点が為替取引のみならず、その対象地域の問題にも広がっていったのである。

ジャーディン、ケイリー、マーチンの三名は、再び植民地大臣のラッセルと会談し、インドに大きな利益をもたらす銀行設立のためにすでに 12 か月を費やしていること、さらには EIC 側がイングランドと中国・マニラ・オーストラレイシア等との為替取引を禁止しようとしている現状を報告した²⁰⁷。ラッセルは BA 側の主張の正義を認めた上で、「君主から付与される特許状に含まれる非 EIC 統治下の諸地域に関する諸条件を、EIC 取締役会が自分たちで決定するのはどんな理由にもとづいているのか」という疑問を呈した。ラッセルとの会談後、マーチンはホブハウスに書簡を送り、EIC が主張する為替取引の禁止は 1833 年特許状に反した不合理かつ不当なものであると訴え、君主の威厳を侮辱し、かつイギリス貿易の拡大を妨げるような EIC の非法な権力掌握を防ぐためのインド監督局の介入を懇願した²⁰⁸。続いて、マーチンはラッセルの疑問を EIC 側に知らせた²⁰⁹が、これには EIC の返答はなかった²¹⁰。ラッセルとの会談内容は BA 取締役会でも報告された²¹¹。ジャーディンは、いまや独占の永続化が認められる時代ではなく、したがって「イギリス国民としてのわれわれの戦略は、アメリカでのイギリス人の活動と同様に、中国とその近隣諸国との商業を促進・拡大することであるべきだ」という彼らしい意見を述べた。

²⁰² Melvill to Jardine, 23rd December 1840, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 48, p. XL.

²⁰³ Cabell to Le Merchant, 24th December 1840, *BPP 1843*, pp. 8-9.

²⁰⁴ Le Merchant to Cabell, 16th January 1841, *BPP 1843*, pp. 25-26.

²⁰⁵ Martin to Melvill, 18th January 1841, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 50, p. XL and Meeting of Directors of Bank of Asia, 21st January 1841, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 10, pp. LIX-LX.

²⁰⁶ Jardine to Court of Directors of EIC, 19th January 1841, *BPP 1843*, p. 25.

²⁰⁷ Martin, *Public Proceedings 1842*, p. 16.

²⁰⁸ Martin to Jardine, 25th January 1841, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 53, p. XLI.

²⁰⁹ Martin to Melvill, 26th January 1841, *BPP 1843*, p. 26.

²¹⁰ Martin, *Public Proceedings 1842*, p. 16.

²¹¹ Meeting of Directors of Bank of Asia, 28th January 1841, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 11, pp. LXI-LXII.

BA 側は、インド政庁への問い合わせの前に、「インド半島とセイロンを除く支配領土・場所とイングランドとの為替取引を BA に認可する妥当性」を再考してほしいと、再度 EIC 取締役会へ懇願した²¹²。その翌日、EIC のメルヴィルは、インド政庁の意向を知らされるまで君主からの特許状の付与を推奨しないというのが通商局の意思であり、それゆえに EIC 取締役会は BA 問題に関するこれまでの通信文書をインド政庁に送付する準備をしている、とマーチンに伝えてきた。BA 計画の反対論あるいは引き延ばし策は、むしろ通商局から発せられているというのが EIC 本社の言い分であった。EIC 取締役会は通商局の指示に従うように、BA 問題に関するすべての書簡をインド政庁へ送り、その見解を求めた²¹³。

ジャーディンを中心とする BA 設立委員会は、満足できる特許状を取得するまで、定款のもとで銀行を開業するかどうかを問う回覧状を、株式申込者たちへ配布した²¹⁴。彼らの回答の大多数は賛成であった²¹⁵。マーチンはさっそく定款の作成を準備すると同時に、インド総督のオークランド (Earl of Auckland) へ次のような書簡を送った²¹⁶。それには、英領インドとその近隣諸国向けのロンドン特許銀行を設立するために、その計画者たちの努力がすでに 1 年間も続けられていること、他の植民地銀行によって生じた有益な諸結果が明白であること、BA 計画に猛反対しているロンドン有力商社は EIC と多くの点で蜜月関係にあること、その EIC が英印間為替取引の大部分を占有している現状とその違法性、植民地大臣のラッセルは BA 計画がイギリス帝国全体を繋ぎ止める金融の連鎖を完成させるものと高く評価していること、発券業務を放棄した BA 計画は決してインドの特許銀行を妨害するものではないこと等、が紹介された。そして、マーチンは、この新銀行計画の真の抵抗勢力として EIC 取締役会を名指しして、オークランドに伝えた。

BA 設立委員会は、1841 年 2 月半ばから 3 月にかけて、『ザ・タイムズ』を含む複数の新聞上に広告を掲載した²¹⁷。それには、イギリス政府と EIC 取締役会が BA の特許状に関する議論を未決定のまま、十分な条件の特許状が得られるまでは定款に基づいて行動することを決意したので、銀行の組織化を推し進めることが公表された。そして、3 月半ばに開催された BA 取締役会では、銀行の開業日が 6 月 14 日に決定されたのである²¹⁸。

インド政庁とマーチンの解任

1841 年 4 月になると、マーチンの BA 計画を通知されたインド政庁では、インド総督オークランドをはじめ、ヘンリー・T・プリンゼプとウィリアム・W・バードがそれぞれの見解を示した。インド政庁は上記の 3 氏の覚書を取りまとめ、その報告書を EIC 取締役会へ返送した。元ベンガル銀行取締役であるプリンゼプの結論は、こうであった。

ベンガル銀行は政府のパートナーとなる利害であり、他の銀行が望むことのできない政府紙幣に関する特権を保有している一方、為替ビジネスを規制されている。しかし、そのことが同じ規制をまったく別の原理で設立される他の機関にその同じ規制条項に適應する理由とはならない。

²¹² Martin to Melville, 2nd February 1841, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 58, p. XLIII.

²¹³ Financial Letter to India, 3rd February 1841, No. 5, L/F/681, OIOC, BL.

²¹⁴ Circular to Applicants for Shares, 1st February 1841, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 12, pp. LXXII-LXIII.

²¹⁵ Meeting of Directors of Bank of Asia, 3rd February 1841, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 12, pp. LXIII-LXIV.

²¹⁶ Martin to Earl Auckland, Governor-General of India, 3rd February 1841, *Public Proceedings 1842*, Appendix A, No. 62, pp. XLV-XVVI. 同じ内容の書簡は、マドラス総督のジョン・エルフィンストーン (Lord John Elphinstone)、ボンベイ総督のジェームズ・カーナク (Sir James Carnac) にも送付された。

²¹⁷ *The Times* (London), 18th February 1841, Issue 17597; *Trenwman's Exeter Flying Post or Plymouth and Cornish Advertiser* (Exeter), 18th March 1841, Issue 3929; *The Morning Chronicle* (London), 24 March 1841, Issue 22254; *The Morning Post* (London), 25 March 1841, Issue 21900.

²¹⁸ Meeting of Directors of Bank of Asia, 19th March 1841, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 18, p. LXVIII.

プリンゼプは、かつて強硬に反対した **Bank of India** 計画（1836年）とは対称的に、**BA** 計画には全体的に好意的であった。彼の場合、重要な部分は、発券銀行に適した資産と負債規模と同じ制限を設けたうえで、「インド各地にある代理店を介して活動するならば、中国宛・マドラス宛・ボンベイ宛・ロンドン宛手形の売買を認めても、インドに何の弊害ももたらさない」と考えていたところにある。プリンゼプは **EIC** 取締役会から提案された条件の一つ、すなわち為替手形による送金取引の規制を基本的に不必要とみなしていたといえよう。

インド総督のオークランド見解の重要部分は、以下のとおりである。

インド政庁はインドへのイギリス資本投下を促進しようとする必要がある。…明白なことは、政府の承認と保護は十分すぎるぐらいの組織計画のみに与えられる。…インド内でのすべての活動は、インド政庁の立法機関と裁判所の管理と管轄権のもとで有効となるべきであろう。…（**EIC** 取締役会やインド監督局の提示する諸条件を備える）特許状によって与えられる利点が、インド政庁によって賦課される規制と同等のものかどうか疑わしい。

国王特許状の付与には十分な資本払込と倒産の補償を用意する十分な計画と基本条件を必要とするというオークランドの見解は、プリンゼプとほぼ同意見であったことが読み取れる。しかも、その条件が設定されるならば、**EIC** 支配領域内からヨーロッパへの本国送金業務を禁止する理由はないという点でも、両者の意見は一致していた。

これら二人の見解とはまったく対称的に、ロンドンの銀行資本がインドに進出することを徹底的に反対したのがバードである。

もし **BA** に特許状が付与されるならば、インド政庁のいくつかの立法が必要となろう。…インドで活動する限り、特許状によって与えられる権限は法律に従い、本国政府の認可のもとでインド政庁によって付与されるべきである。…**EIC** 取締役会がインドでの銀行券発行の権限を認めず拒否したことは賢明であり、送金活動と他の銀行活動との結合に反対するのは正しいことである。

バードの場合、もし **BA** に特許状が付与されるとしたら、インド政庁の立法が必要であるだろうと考えた点では、オークランドと一致していた。しかし、他の二人と比較して、バードの最大の相違点は発券業務のみならず、イギリス・**EIC** 支配領域間での送金業務とその他の銀行業との結合にも強く反対していた部分にある。バードはインド政庁のなかで新銀行の設立に最も懐疑的であったといえるであろう。

これとほぼ同時期、**BA** 内部で大きな出来事があった。マーチンが秘書役を解任され、**BA** 中樞部を去ることになったのである。1841年4月7日に開催された **BA** 取締役会において、ジャーディンはその事実を報告し、マーチンからの手紙も提出した。マーチンが秘書役を辞するのは、**BA** 取締役会内での彼の性格への根強い誹謗中傷が存在し、それが銀行計画の遂行を妨げてきたという理由からであった²¹⁹。他方、ジャーディンは、新銀行計画の難航理由として、**EIC** 取締役たちの多くがロンドン代理商の代弁者となっていることと、マーチンが彼らから嫌悪されていることを挙げた²²⁰。いずれにせよ、マーチンは、銀行内外からの反感をかっていたことは確かで、今後は一人の株主として **BA** 計画に貢献する苦渋の決断をしたと思われる。とはいえ、その後の銀行計画はまったく進展せず、約半年が過ぎた。その間、下院議員に選出されたジャーディンは、**BA** の設立で利害衝突するロンドン東インド商会のマニアック・スミス商会 (**Magniac, Smith & Co.**)

²¹⁹ Meeting of Directors of Bank of Asia, 7th April 1841, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 19, p. LXIX. マーチンはその後に、自分を銀行から追放するために、「数か月の間に進められた陰謀であった」と回想している。Martin, *Public Proceedings 1842*, p. 19.

²²⁰ Alain Le Pichon ed., *China Trade and Empire: Jardine, Matheson & Co. and the Origins of British Rule in Hong Kong 1827-1843*, Oxford: Oxford University Press, 2006, p. 430, 504.

のパートナーも兼任し、当初よりも BA 計画への熱意を失っていたのは明らかであろう。マーチンは、ジャーディンが「銀行を自然消滅させるつもりである」との内部情報を聞きつけ、BA の取締役としての復帰や株主総会の開催を切望したものの、すべてジャーディンらによって拒絶された²²¹。この時点でマーチンができることは、何もなかったのである。

EIC 取締役会がインド政庁から書簡を受け取り、BA 問題の最終的判断をインド監督局に正式に伝えたのは、1841 年 12 月 16 日であった²²²。EIC 取締役会の結論は、「BA への国王特許状の付与はやはり得策であるとは考えられない」と以前と変わらぬままであった。その理由としては、インド政庁メンバーはその見解を一致させていないこと、インドの現状はさらなる銀行機関の必要性を示していないこと、そして他の地域での不必要な銀行機関の拡張は危険な結果を伴ったことが挙げられた。これにより EIC 取締役会は、シティの株式銀行のアジア進出を最終的に拒否した。インド監督局も EIC 取締役会の達した結論に同意し、そのことを通商局に知らせた²²³。

BA 臨時取締役会はインド政庁の見解を未だ知らされず、インド政庁の返答書簡を参照するまで、インド監督局の最終結果を見送るようくりかえし懇願していた²²⁴。12 月 22 日、インド監督局長官のフィッツジェラルド (Lord Fitzgerald) 宛の請願書が直接送られた²²⁵。銀行側が改めて主張したことは、インド政庁の書簡を公開されるにはインド監督局の介入が必要であること、他の特許植民地銀行の活動が成功していること、そして安定した原理に基づく銀行の設立から生じるイギリスのアジア植民地への重要な国益を確信していることであった。そうした確信だけが窮地に立った銀行計画者に残された頼みの綱であった。しかしながら、インド監督局からの「インド政庁は特許状付与に決して好意的ではない」という返答²²⁶は、BA の設立計画を完膚なきまでに粉砕した。

1842 年 2 月 16 日、通商局は BA への国王特許状付与は得策ではないと結論づけた²²⁷。その理由として、「BA への特許状付与が、もし社会的な便宜と必要性という最も強い動機にもたないならば、それを推し進めることは正当ではない」と判断されたからである。こうして、BA 臨時取締役会が EIC 取締役会から最終的結論を伝えられたのは 2 月 24 日であった²²⁸。

第 5 節 小括

本章では、マーチンとジャーディンが主導した BA の設立計画とその失敗までの過程を検証した。第 1 節で指摘したように、マーチンが提案した BA の設立計画の動機として、経済的發展を見込めるインドにおける銀行機関の少なさ、貿易業務と銀行業務との伝統的な融合、インド以外の植民地銀行の登場、汽船航路の伸張によるインド経済・貿易の促進等が挙げられる。これを踏まえて、彼は、「法人格」と「株主の有限責任制」を備えたメガ・バンクの設立を計画した。BA の業務は貿易業から切り離された銀行業に限定し、ロンドンとアジア各地における預金、送金、銀行券の発行、為替取引等に設定された。マーチンの BA 計画案の根底は、「富の流出」を克服できないインドの通貨・金融制度への救済策であり、安定した通貨供給ができない EIC への強い批判であった。マーチンの銀行必要論は、デフレ不況下での金融政策として民間銀行の紙幣発行を訴えるアトウッドの金融政策論に影響された。

長期波動に関する最近の研究成果によると、19 世紀前半のイギリスでは、物価下落が生じてい

²²¹ Martin to Jardine, 11th September 1841, *Public Proceedings 1842*, Appendix B, No. 22, pp. LXX-LXXXI.

²²² Melvill to W. B. Baring, Secretary to India Board, 16th December 1841, *BPP 1843*, pp. 11-12.

²²³ Cabell to Le Merchant, 24th December 1841, *BPP 1843*, p. 8.

²²⁴ Jardine to Court of Directors of EIC, 29th July 1841; T. H. Brooking, Chairman of BA, to Melvill, 23rd November 1841, *BPP 1843*, pp. 27-28.

²²⁵ Provisional Board of Directors of BA to Lord Fitzgerald, President of India Board, 20th December 1841, *BPP 1843*, pp. 39-40.

²²⁶ Fitzgerald to Jardine, 14th January 1842, *BPP 1843*, p. 40.

²²⁷ J. G. S. Lefevre, Secretary to Board of Trade, to Martin, 16th February 1842, *BPP 1843*, p. 13.

²²⁸ Melvill to Jardine, 24th February 1842, *BPP 1843*, p. 41.

た。そして、物価下落の主要な要因は、アトウッドが主張した貨幣供給量の不足ではなく、アメリカからの農産物の輸入の増大（その背景としてアメリカ鉄道の建設と海上輸送費の大幅低減）と、イギリス産業革命の進行に伴う生産性の向上であったと指摘されている。しかし、その反面で、イギリスは資本蓄積率の上昇も経験していた²²⁹。他方において、同時期のインドや中国では、マーチンが指摘したように、銀流出とブリオン不足が著しかったという見解もある²³⁰。これと、1830年代にはインドの対外貿易が緩やかに拡大していた事実²³¹を合わせて考えると、財貨の需要がかなり高まっていたように思われる。こうした長期波動論の視座からみれば、マーチンの新銀行計画は、デフレーション下のイギリスで蓄積された遊休資本をインドへ移転させる導管づくりであったと捉えることも可能であろう。

社会的信用の獲得と円滑な資本調達のためには、法人格と株主の有限責任制という特権が有効であった。しかし、それを得るには、イギリス政府と EIC からの国王特許状を取得する必要があった。第 2 節では、その諸特権を承認する国王特許状を求めた BA 計画者たちの第一計画を詳述した。この計画には、ロンドン貿易商人と同時に、外交官や植民地文武官たちの割合も大きかった。彼らのプレゼンスの強さは、ロンドン有力商人を中心に構成された Bank of India 計画者の顔ぶれとは大きく異なる特徴であった。インド官僚の給料・預金の管理や本国送金業務は、国際貿易の不確実性に左右される代理商会には任せず、銀行業務に特化してロンドン本店—アジア支店間取引をする株式銀行によって行なわせようとしたのである。そして、広州から帰国したジャーディンの参画は、英印間貿易の枠組みを超えた帝国利害関係者がイースタン・バンク計画を推進するという新たな段階を示唆する。BA 計画者には、マーチンも含めてカナダやオーストラリアに深く関わった人びとも少なくなかった。彼らは銀行の資本金を減額してまでも、インドの社会的改善と商業活動を増進するための巨大銀行の設立を目指した。しかしながら、彼らは、ベンガル銀行の立場や本国送金制度の保護を重視する EIC 取締役会の強い反対論と厳しい規制条件の設定に直面した。そして、銀行計画に好意的な姿勢を見せるものの、EIC の見解に同意するインド監督局の消極的対応によって、マーチンらはこの銀行計画を取り下げざるをえなかった。

第 3 節では、ジャーディンとマーチンらが再結集し、資本金を減額する反面、株主責任を「倍額」にし、そして銀行券の発行業務を放棄した第二の銀行計画を取り上げた。この計画では、ジャーディンが代表取締役予定者となった。彼らは、EIC の支配領域での発券業務と為替取引の禁止に関する国王特許状の付与条件をめぐって、EIC 取締役会との激しい交渉を行なった。彼らは EIC との摩擦を避けるために、イギリスで営業する株式銀行として国王特許状を取得する別の方法を画策するほどであった。BA 側は植民地大臣のラッセルや大蔵省秘書官のトレヴェリアンにも接近し、政府内からインド当局に圧力をかけようと試みた。特にラッセルは BA 計画に大きな興味を示し、イギリス帝国全体をつなぎ止める金融の連鎖を完成させるものと高く評価していた。マーチンは、こうしたラッセルの見解をインド監督局長官のホブハウスに伝え、EIC へのゆさぶりも行なった。しかし、EIC の態度はまったく変わらず、そのうえ、インド政庁への問い合わせの必要性までも主張するほどであった。こうした EIC 取締役会の独占主義的主張から、英領インドの銀行・金融政策を決定するジェントルマン資本主義の立場がはっきりと読み取れよう。

さらに第 4 節で検証したように、ジャーディンやマーチンらは、さまざまな画策と提案をしながら、EIC 側との交渉を粘り強く続けた。この間、ジャーディンは、BA 内部で批判の高まったマーチンを解任し、体制の立て直しを試みた。インド政庁内では、ロンドンでの BA 設立計画への見解は一様ではなかった。これにはインド政庁なりの特別の理由が考えられる。インド政庁幹部

²²⁹ 渡辺健一「19世紀の物価動向—コンドラチェフによる物価長波の検討を通じて—」『成蹊大学経済学部論集』第34巻第1号（2003年）、1-29頁。

²³⁰ Asiya Siddiqi, "Trade and Finance 1750-1860", in Asiya Siddiqi ed., *Trade and Finance in Colonial India 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, 1995, pp. 24-25.

²³¹ 杉原薫「19世紀前半のアジア交易圏—統計的考察」籠谷直人・脇村孝平編『帝国とアジア・ネットワーク—長期の19世紀—』世界思想社、2009年、256頁。

はベンガル銀行取締役を兼任し、かつ本国送金業務の現場指揮者であった。しかし、1840年前後のインド政庁は実のところ財政難と本国送金不足で四苦八苦しており、ロンドン本社が完全に統轄する担保前貸制度の限界性とその条件改正（廃止案も含む）が真剣に検討されていた。それゆえ、インド政庁内において BA 設立の賛否両論が存在したのである。特にプリンゼブやオークランド総督のそれへの好意的反応は、当時のインド政庁が実際に直面していた政治的・財政的苦悩の現れであった。

かくして、BA の設立は 2 度計画されたが、EIC 側の徹底した反対によって最終的に実現することはなかった。しかも、EIC の権力基盤の一部を支えていたのは、シティにおいては古参のロンドン有力商人たちであった。彼らは、イギリスーインド間送金・為替取引に絡んだ権益を EIC とともに独占・共有するシティの多数派権益集団を形成していた。インドを含んだ帝国全体の金融改革を構想するマーチンやジャーディンたちは、当時のシティの勢力図に照らし合わせると、たとえ「改革の時代」であっても、まだまだ弱小少数派にすぎなかったのである。イギリス政府も、事実上、インド支配と本国送金義務を遂行しようとする EIC の軍事財政帝国主義を容認し、ジェントルマン資本主義の既存体制を維持した。BA の設立計画は、シティに圧倒的に集中するインド支配の権益をめぐる内部闘争として解釈されるべきなのであり、グラスゴー東インド協会のような非権益集団にはほとんど関係のない政治的次元の問題であったといえよう。

第3章 ロバート・M・マーチンの East India Bank 計画 (1842-44 年)

はじめに

1842年4月21日、ウィリアム・ジャーディンを代表取締役とした Bank of Asia の設立計画は、その株主たちの決議によって同銀行の計画を解消することになった。結果として、その設立の可能性は完全になくなった。ジャーディンは前年にすでに下院議員に当選し、またロンドン・シティのロンバード街にあるマニアック・スミス商会のパートナーとなって別の道を歩き出していた。マニアック・スミス商会は、広州のジャーディン・マセソン商会やボンベイのジャーディン・スキナー商会のためのロンドン代理店を担い、ロンドン東インド・中国協会に加盟する有力商会であった。

Bank of Asia 秘書役を辞したロバート・M・マーチンは、決して新銀行設立への情熱を絶やすことなく、同年6月、「高名かつ経験豊かな同志」とともに、再び英領インド向けのロンドン株式銀行、「East India Bank」の設立計画を企てた。この銀行計画の最優先の条件も、Bank of Asia の設立計画と同様に、英領インドにおいて株式銀行としての営業が認可される「国王特許状 (Royal Charter)」の取得であった。マーチンは、前銀行計画での苦い経験を踏まえ、以下のような7つの条項で構成される設立趣意書を準備した²³² (表3-1)。

表3-1 East India Bank の設立趣意書の規定条項

1. 為替取引(英印間送金を含む)や東半球との交流から生じる銀行業を営むために設立: 発展業務の放棄、英印間送金、流動利率でのインド預金の受入、銀行補完資金のための信用状の発行、他のロンドン株式銀行と同じ一般銀行業務。
2. 取締役会をロンドンに配置: 現地取締役会の管理下に置かれた銀行支店(実践的な銀行経験をもつ支配人の助力)
3. 経済的で控えめな規模での銀行取引: 状況と実績が許せば、増資も可能。
4. インドへの株式配分(配当金はインドとイングランドで支払い)
5. 5ポンド株式の申し込み: 1株につき1ポンドの頭金、銀行の告示後10日以内に残りの4ポンドの払込み、支払い請求は1株5ポンド未満、支払い請求は最低30日の事前告知。
6. 銀行の業務は定款の諸条項に基づいて運営: 株主責任の制限、特許状の諸原則はインド総督と評議会の承認によってすでに認可。
7. 株主総会はロンドンで開催。

出典: William Cargill, *Prospectus of The East India Bank*, no. 11707, T/1/4845, Her Majesty's Treasury, National Archives, pp. 1-2.

ここで特に注意したい特徴は、銀行の規模を Bank of Asia 計画に比べてかなり縮小すること、銀行券の発行を放棄すること、そして株主の有限責任制を明言していることである。上記のような諸条項の内容から、EIC や政府各省庁との難しい交渉が予想されるにもかかわらず、国王特許状を獲得するために最大限に譲歩しようとするマーチンの強い意思と慎重さがにじみ出ているように感じられる。

本章では、マーチンが計画した East India Bank の設立問題を取り上げる。国際銀行の研究史上において、この銀行の存在は、ごく簡単に言及されることはあっても、中心的に扱われたことはこれまでのところない²³³。最新の邦語文献でも、East India Bank に言及すらされていない²³⁴。特にキングはマーチンの興味深い経歴を紹介し、彼が関わった注目すべきいくつかの銀行計画の事

²³² William Cargill, *Prospectus of The East India Bank*, no. 11707, T/1/4845, Her Majesty's Treasury (以下、HM Treasury と略記), National Archives, pp. 1-2.

²³³ Charles Northcote Cooke, *The Rise, Progress, and Present Condition of Banking in India*, Calcutta: P. M. Cranenburgh, 1863, pp. 346-352; Frank H. H. King with the assistant of Sara Jones, *Survey Our Empire! Robert Montgomery Martin (1801?-1868)*, Hong Kong: University of Hong Kong, 1979, pp. 171-178; Anthony Webster, *The Twilight of the East India Company: The Evolution of Anglo-Asian Commerce and Politics 1790-1860*, Suffolk: Boydell & Brewer Ltd., pp. 114-115.

²³⁴ 西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会、2014年。ただし、Bank of India (1836～37年) や Bank of Asia (1840～42年) に関しては、国際銀行登場の前史としてごく簡単に取り上げられている。

例のひとつとして East India Bank を扱っている。そのなかでも、フランク・キングは、新銀行計画にはマーチンの野心が満ちていたにもかかわらず、それが失敗した最大の理由として、インド当局の意見を尊重する通商局や大蔵省の保守的対応を指摘する。

アンソニー・ウェブスターは、この「新アングロ・インディアン銀行の期待は、地方都市の製造業者と商人たち、そしてロンドンのジェントルマン資本家たちとの連合体によって裏切られた」と述べる。この権益集団は、Bank of Asia の設立計画と同様に、インドやアジアとの商業的關係における新たな競合者の出現を封じ込めることで、既存の商業的現状を保守していた。その結果が EIC の現状維持であった。要するに、EIC よりも強い政治的影響力を発揮し始めた地方都市とロンドンの商人同盟が、マーチンの新銀行計画の大きな障害であったと、ウェブスターはいう。

本章では、上記のキングやウェブスターの諸成果を踏まえ、この忘れ去られた銀行計画とその失敗の理由を考える。そこから、1840 年代前半におけるイギリス商業界の勢力地図と、植民地金融に対するイギリス政府の考え方や反応を明らかにする。

第 1 節 マーチンの再挑戦

1842 年 6 月 6 日、マーチンは、EIC 秘書役のメルヴィルに宛てて、上記の諸条件が明記された設立趣意書を添付し、以下のような内容の書簡を送った²³⁵。それは、ジャーディンの撤退により Bank of Asia 設立の可能性が潰えた状況のもと、「高名で経験豊かな数名のジェントルマンたち」が「East India Bank」という名称の英領インド向け銀行を設立することにしたという内容であった。Bank of Asia 計画での資本金は 200 万ポンドに対して、この新銀行の資本金は 25 万ポンドと極めて控えめに設定された。マーチンの意図は、以下の 2 点を EIC に伝えることであった。

- 銀行券の発行業務を放棄する。
- 将来的な増資の可能性を残しながら、小規模の資本金で慎重に開業する。

マーチンは、この 2 条件をもって、East India Bank に法人格を付与する「国王特許状」を獲得しようとした。

その「高名で経験豊かな数名のジェントルマンたち」なる取締役候補者の顔ぶれは、以下の(表 3—2)のとおりであった²³⁶。同銀行の秘書役にはウィリアム・カーギル (William Cargill) という人物が就いた。エディンバラ出身のカーギルは、ナポレオン戦争中にウェズリー将軍指揮下の陸軍に配属され、インドのマラーター戦争や対仏半島戦争を経験した。その後、彼は 1830 年代に移民問題に関心をもち、East India Bank 計画に参画するのと同じ時期に、エドワード・ギボン・ウエイクフィールドの思想に影響を受けた下院議員ジョージ・レニー (George Rennie) らと協力して、スコットランド人のニュージーランドへの組織的植民計画に奮闘していた²³⁷。後述するように、彼の長男であるウィリアム・ウォーター・カーギル (William Water Cargill) は、1842 年 7 月にボンベイで開業したウェスタン・インディア銀行 (Bank of Western India: オリエンタル銀行の前身) の代表取締役で、のちにオリエンタル銀行のロンドン総支配人と頭取となった。ちなみに、1870 年の横浜で同銀行監査役として鉄道借款問題の事後処理を監督したのは、彼である²³⁸。

表 3—2 East India Bank の取締役候補者

²³⁵ Official Correspondence relative to the Incorporation of the "East India Bank" (以下、Official Correspondence と略記), T/1/4845, HM Treasury, National Archive, p. 2.

²³⁶ Cargill, *Prospectus of The East India Bank*, p. 1.

²³⁷ Tom Brooking. 'Cargill, William', from the Dictionary of New Zealand Biography. <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/1c4/cargill-william> (2014 年 4 月 3 日アクセス) .

²³⁸ 立脇和夫『明治政府と英国東洋銀行』中公新書、1992 年、96-100 頁。

名前	経歴	備考
アダム・ダフ (Adam Duff)		オリエンタル銀行の本店がロンドンへ移転した後に取締役の一人になった。
ジョージ・エバンス (George Evans)		
J・G・フリス (J. G. Frith)		
ジェームズ・ホニボウル (James Honiball)		
ロバート・マーチン (R. M. Martin)		
ロバート・モレル (Robert Morrell)	カルカッタの商人	
ウィリアム・ゴア・オーズリー (Wm. Gore Ouseley)		
R・セイモア (R. Seymour)	元ベンガル陸軍中佐	
ジョージ・トムソン (Geo. Thomson)	元ベンガル工兵少佐	

出典：William Cargill, *Prospectus of The East India Bank*, 1842?, no. 11707, T1/4845, HM Treasury, National Archive, p. 1.

マーチンは、株主向けに **East India Bank** の設立趣意書の説明書も用意した²³⁹。このなかでは、巨大市場としての英領インドの豊富な資源の開発は、安定かつ拡張的な貨幣システムしだいであると指摘された。その重要な目的の達成方法の一つが、イングランドとインドとをつなぎ、前者の余剰資金を供給し、送金と為替の安全な流通ルートを準備するロンドン銀行機関の設立であるというのが、マーチンの提案であった。これは、銀行家と商人の役割を分離させ、後者の技術・活力・方策を植民地へ誘導する計画でもあった。基本的には **Bank of Asia** 計画と同じである。

この説明書きでもマーチンは、株式銀行がわずか5行しかない英領インドの銀行事情を紹介し、豊富な貨幣を英領インドに供給する絶対的な必要性を主張する。カルカッタ商業危機で、総額1,400万ポンド以上のEIC文武官らの財産を損失させたにもかかわらず、生き残った代理商数社がEICと協働して、貿易業と銀行業を融合させた送金取引の独占を現在でも続けていると批判する。しかも、EICは、インドから「本国費」を送金するための商業的性格を存続させていた。この特殊な事情が、EICの在インド輸出商への貿易金融支配に結実させたのだが、1833年特許状の精神に反していると考えられたのだが、その送金業務こそが、**East India Bank** のターゲットであった。送金手段を必要とする人びとへの資金の運搬車となり、一本の「鉄路」に沿って英印間で安全かつ円滑に資金を移転させる。これがマーチンの銀行構想であった。

さらにマーチンは、この銀行の設立がインドとの貿易拡大に貢献する可能性について、以下のように強調する。すなわち、莫大な人口を抱えるインドは、イギリス輸出にとって巨大市場になると同時に、あらゆる工業原料、とりわけアメリカ産よりも遥かに安価な棉花を大量かつ確実に提供する可能性を秘めている。それを引き出す最大の実践的効用が、イギリス資本の運用先を欧米諸国ではなく、インドへ向けることである。イギリス資本が一部でもインドの資源開発と貿易に向けられるならば、イギリスに大きな利益をもたらすにちがいない。総じて、マーチンは、ロンドン銀行を唯一有さないインドが他のいかなる植民地よりもその設立を必要としていると、**East India Bank** 設立計画の正当性を訴えるのである。

マーチンは、通商局総裁のリボンに、自身が著した「英領インドの貨幣システム (**The Monetary System of British India**)」²⁴⁰を送り、**East India Bank** の設立計画を知らせた²⁴¹。彼は、**Bank of Asia** 計画と同様に、インドとイングランドとの結合強化、両国間の商業的交流の発展と促進の必要性、東インド諸島向けのロンドン特許銀行の欠如、他の植民地銀行によって生じているさまざまな有益性などを取り上げ、イングランドーアジア間送金を行なう銀行の必要性を強調する。**Bank of Asia** 計画の事案では、インド総督のオークランド卿は、インドーイングランド間送金の銀行として機能するロンドン銀行への特許状を是認した。いまやその特許状を、インド総督が認可する健全な条件、すなわち銀行の送金業務はその払込資本金と資産に比例する割合をもつにすぎないと

²³⁹ Robert Montgomery Martin, *Colonial Banks and Banking. Explanatory Prospectus of the East India Bank, 1842?*, pp. 3-16.

²⁴⁰ Robert M. Martin, "The Monetary System of British India", *Fisher's Colonial Magazine and Colonial-Maritime Journal*, vol. 3, (September-December 1840), pp. 67-81.

²⁴¹ Martin to Earl of Ripon, President of Board of Trade, 6th June 1842, No. I, *Official Correspondence*, T1/4845, HM Treasury, National Archives, p. 1.

いう条件に従う East India Bank が要求するというのである。このような内容の書簡は、インド監督局総裁のフィッツジェラルド・ヴェシー（Lord Fitzgerald and Vescy）にも送られた。

マーチンは、枢密院への提出が不可欠であるとの忠告を通商局秘書官のルフェーブルから受け²⁴²、すぐにそれを準備した。この請願書には、トーリーのベンジャミン・ディズレーリやウィッグのケイリーなどの下院議員たちを含む 37 名の請願者が署名した²⁴³。ディズレーリは、当時のロバート・ピール政権の要職に任命されることなく、ピールの諸政策を激しく批判していた。こうして、1843 年 6 月 28 日、「東インド諸島で銀行業に従事する“East India Bank”」への法人格付与のための国王特許状を求めるヴィクトリア女王宛請願書を、マーチンは枢密院へ提出した²⁴⁴。これには、以下のような 9 つの条件に基づく銀行の「計画書」が添付された（表 3—3）。

表 3—3 Bank of Asia の計画書

1. 連合王国、あるいはイギリス国王の統治領内の東インド諸島・その他の地域での裁判所における訴訟・被訴訟権をもつ法人企業。
2. その企業の目的と事業は、東インド諸島における EIC 支配領域内での銀行業である。
3. 連合王国の合法通貨で構成される 25 万ポンドの資本金は、1 株 50 ポンドの 5,000 株で支払われる。
4. 資本金 (25 万ポンド) の全額、または半額が払い込まれるまで、銀行業務を開始することはできない。もし資本金が特許状の日付から 18 ヶ月以内に、あるいは 2 年以内に 5,000 ポンドを超える一部を除く全額が応募されなければ、または 2 年半以内に資本金全額が払い込まれなければ、特許状は取り消される。
5. 預金の増額は正貨と政府証券でなされると同時に、企業の債務はいかなる時も払込資本を超過させない。
6. 株主の有限責任は払込額の 2 倍とする。
7. 会社は自社株を保有せず、その株を担保に前貸ししない。
8. 会社の規則または定款は、特許状または法人化法の条件に矛盾させない。
9. 会社の貸借対照表は半年毎にロンドン、カルカッタ、マドラス、ボンベイで公開し、インド総督、ベンガル・マドラス・ボンベイ総督参事会、インド監督局総裁、大蔵省評議会へ提出する。

出典：Martin to Clerk of Privy Council, 28th June 1842, No. III, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, pp. 3-5.

これらの条件は、EIC 取締役会やインド政庁への対応策であると同時に、17 項目で構成される「1840 年植民地銀行規制」²⁴⁵（後述）もかなり強く意識した内容だと推察される。資本金払込期間、自社株保有禁止、情報公開の義務、そして株主の倍額責任などの諸条件の設定は、かつてのマーチンの苦い経験にもとづいてのこのように思われる。その設立趣意書において銀行券の発行を放棄した点も、植民地銀行規制に対して強くなされていたといえよう。

現在進行中の East India Bank 計画は、ヴィクトリア女王への請願書や特許状草稿等とともに、マーチンからインド総督エレンバラにも伝えられた²⁴⁶。これは Bank of Asia 失敗の経験からであろう。イギリス政府も EIC も、新銀行への特許状付与に対するインド政庁の承認を必要としたからであった。マーチンがまず強調したのは、もちろん新銀行の設立理由であった。かつて起こったカルカッタ商会の破たんは公的・私的信用を損ない、個々の活力を消耗させ、英印両国の商業を阻害させた。それゆえに、インドからイングランドへの送金を行なう健全な銀行機関なしでは、商業・財政問題に関する帝国行政はうまくいかないというのである。この新銀行が銀行券の発行業務を放棄するのは、各管区銀行の独占業務を妨害しないためであった。マーチンはとにかく無駄な遅延を避け、インドが銀行の為替・送金活動にて他の植民地と同じ立場に置かれることを切望したのである。

通商局は、マーチンらからの銀行計画に関して、大蔵省の判断を仰いだ²⁴⁷。大蔵省秘書補佐官

²⁴² J. G. S. Lefevre, Secretary to Board of Trade, to Martin, 11th June 1842, No. II, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, p. 2.

²⁴³ 署名者の名前は、以下の史料に含まれている。Board of Trade to Treasury, 15th August 1842, no. 16564, T/1/4731, HM Treasury, National Archives.

²⁴⁴ Martin to Clerk of Privy Council, 28th June 1842, No. III, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, pp. 3-5.

²⁴⁵ A. S. J. Baster, *The Imperial Banks*, London: P. S. King & Son, Ltd., 1929, pp. 34-36.

²⁴⁶ Martin to Lord Ellenborough, Governor-General, 1st July 1843, No. IV, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, p. 6.

²⁴⁷ Clerk of the Council to George Clerk, Junior Clerk to Treasury, 13th August 1842, no. 16564, T/1/4731, HM Treasury, National Archives.

のチャールズ・トレヴェリアンはインド監督局秘書官へそれを転送し、新銀行からの特許状申請に関するインド監督局の意見を求めた。8月31日、インド監督局秘書官のW・B・ベアリングは、同局の見解をトレヴェリアンへ伝えた²⁴⁸。それはすなわち、以前のBank of Asiaの場合と同様に、インド監督局の判断は、EIC取締役会の意思を尊重し、「要求された承認を許可するわけにはいかない」という否定的なものであった。

こうした審議の途中、マーチンは急遽、政府決定の一時停止を通商局のルフェーブルに要請した。その理由はインド政庁からの見解がまだ知らされていなかったからである²⁴⁹。すでに消滅したBank of Asia問題に対する同政庁の見解も、この時点では、まだ公表されていなかった。

第2節 再審議の要請—インド政庁の見解（Bank of Asia 問題）への反応

1843年2月16日、East India Bank 秘書役のカーギルは、前年8月より停止されていた特許状に関する審議の再開を、通商局秘書官のルフェーブルに要請した。というのも、Bank of Asia 計画に関するインド政庁の意見を知るところとなり、マーチンやカーギルたちは、インド総督の支援が得られるだろうと強く確信したからである。マーチンは、通商局秘書官のルフェーブルに対して、新銀行に関する7つの要点を改めて示した（表3—4）²⁵⁰。

表3—4 East India Bank 再請願の目的

1. インドはロンドンのパブリック・バンク不在の唯一の大きなイギリス領土である。
2. ベンガル、ボンベイ、マドラスの特許銀行は、それらの銀行券の正貨への兌換によって資金を常に入手可能にするために、為替送金取引を禁止されている。それらの銀行券は、税金の支払いにおいて、それぞれの特許銀行の大株主でもあったインド政庁に受領される。
3. East India Bankには発券銀行になる意思はない。その主要な機能はインドとイングランドにいる商品の買い手と売り手との間での送金と為替取引である。
4. East India Bankは排他的特権を求めず、一定の範囲での株主責任の制限のみを要求する。
5. この銀行は、在インドの特許銀行が為替取引を行わないごとく、発券業務を放棄する。
6. これまでに2度のインドへの銀行問題の問い合わせがあり、インド総督はEast India Bankの求めた特許状の道理にかなった主張にもとづいて結論づけた。
7. 通商局は、EICへのさらなる問い合わせなしに、要求されている特許状の付与を国王へ推薦する全権をもっている。

出典：Cargill to Lefevre, 21st February 1843, No. VII, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, p. 7.

1843年4月21日、カーギルとマーチンは、さらにルフェーブルに宛てて長文の書簡を送った²⁵¹。とりわけインド政庁評議会構成員のプリンゼプ（元ベンガル銀行支配人）の見解は、マーチンらの以下のような関心を強く引きつけていた。すなわち、もしBank of Asiaがイングランド国王の特許状を獲得し、インド各地の出張所を通して営業するならば、為替手形の売買による損害をインドにもたらすことはないし、ベンガル銀行とはまったく違う機能をもつ銀行に、それと同じ規制を課すのも筋違いである。それゆえに、EIC特許状の範囲内にあるインドや他の場所（たとえば中国）での送金業を禁止する理由も、イギリスやインド政府が商業や大衆の利益をもたらす為替銀行を妨害する動機もまったくなく、むしろそれを奨励すべきである、と。この点はインド総督のオークランドも同じ意見であった。

上記のプリンゼプやオークランドの肯定的意見を引用しながら、カーギルはさらに続ける。送金と為替を複合する変則的かつ不健全なマーチャントバンカー業務が、アメリカ発のごく最近の商業危機（1837年恐慌のこと—筆者注）でも露わになったが、そのような悪弊は、カナダやオーストラリア向けのロンドン特許銀行の業務にはみられない。この事実は、イングランドの対アジア

²⁴⁸ W. B. Baring, India Board, to C. E. Trevelyan, Treasury, 31st August 1842, no. 17710, T/1/4731, HM Treasury, National Archives.

²⁴⁹ Cargill to Lefevre, 16th February 1843, No. VI, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, p. 7.

²⁵⁰ Cargill to Lefevre, 21st February 1843, No. VII, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, p. 7.

²⁵¹ Cargill and Martin to Lefevre, 21st April 1843, No. VIII, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, pp. 8-11.

ア貿易が、East India Bank という新機関の便宜、すなわちその資本の供給やインドーロンドン間送金・為替取引への便宜・迅速さ・節約さ・安全性の提供によって実質的に促進されることを示していると、カーギルは強調した。「それゆえに、East India Bank 設立委員会は、その法人化のための国王特許状に関する早急かつ好意的な判断を懇願する」と、彼の通商局への書簡の最後は結ばれた。

マーチンは、インド監督局への報告のために、その秘書官のベアリングに上述の書簡を送った²⁵²。プリンゼプの詳しい覚書が East India Bank が求める国王特許状を完全に承認しているのに、イギリス政府は他のイギリス植民地に習ってロンドン特許銀行の有利点を英領インドに与えると、彼は革新していた。その実現可能性の高さは、かつてはセイロン貿易関係者が強く反対していたセイロン銀行 (Bank of Ceylon) への国王特許状の付与も認められ、彼らは現在ではその銀行を通じて取引を行なっているという事実からも明らかであった。

しかし、ここでマーチンが特に強調したのは、1807 年議会制定法 (Act 47, George III) の適用範囲であった。要するに、1807 年法はあくまでもインドの在地銀行を法人化する権限をインド政庁に与えるものであり、ロンドンのインド向け銀行に付与する国王特許状の問題には適用できない。したがって、イギリス国王は植民地政庁へ問い合わせることなしに、ロンドンの植民地銀行に特許状を付与することができるという点であった。マーチンにとって、1833 年特許状によって、インドの統治や財政に関与する EIC のすべての活動を監視・統制する権威と権限を付与されたインド監督局に期待するところ大であった。

第 3 節 新銀行問題を取り巻く商業的環境

グラスゴーとリヴァプールからの反対論

イギリス商業界では、以前と同じように、やはりグラスゴー東インド協会が East India Bank 計画に非常に強く反発した。1843 年 5 月、同協会会頭の A・ワードロップは、この銀行計画に関する書簡を、通商局総裁のリボンへ送った²⁵³。インド向けの為替銀行に有限責任の権利を付与する特許状問題の結論は、その害悪の大きさを考える、アジア事業に従事するすべての利害関係者の意見を徴収するまでは、先送りされるべきというのである。同協会は、1844 年 3 月末に開催された年次総会でも East India Bank 計画を問題にし、インドにおける既存銀行の資本はその現状では十分すぎるほどの用意があることを一貫して展開した²⁵⁴。グラスゴー東インド協会は、この新銀行の計画に対して、さらに組織的な抵抗運動の連鎖を作るために、通商局への請願書をリヴァプール東インド・中国協会へ送り、その協力を求めている。

リヴァプール東インド・中国協会は、グラスゴー側に非常に協力的であった²⁵⁵。リヴァプール側もすでに通商局への請願書を準備していたようで、もしリヴァプールからの代表団の派遣が必要ならば、同協会はぜひとも派遣したいと考え、銀行設立の試みに最大限に抵抗するつもりだと、グラスゴー側に伝えられた。そして、同協会会頭の R・ダックワースは、通商局長官を務めるウィリアム・E・グラッドストーンに宛てて、新銀行反対の請願書を送った²⁵⁶。イギリス貿易における

²⁵² Martin to W. D. Baring, M. P., Secretary of the Board of Control, 28th April 1843, no. 11707, T/1/4845, HM Treasury, National Archives.

²⁵³ The Memorial of the East India Association of Glasgow to the Right Honorable the Earl of Ripon, President of the Board of Trade, 18th May 1843, Appendix, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, pp. 3-4. Minute of the Glasgow East India Association, 14th June 1843, TD1684/1/2, Glasgow Mitchell Library, p. 243.

²⁵⁴ Annual Report of the Committee read at the General Meeting, 28th March 1844, Minute of the Glasgow East India Association, TD1684/1/2, Glasgow Mitchell Library, pp. 247-248.

²⁵⁵ Correspondence of Glasgow East India Association, 20th May 1843, TD1684/2/3/7, Glasgow Mitchell Library, p. 93.

²⁵⁶ The Memorial of the East India and China Association of Liverpool to W. E. Gladstone, President, and other Members of the Board of Trade, 23rd May 1843, Appendix, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, pp. 4-5. グラッドストーンはリヴァプール選挙区選出の下院議員で、その父ジョン

リヴァプールの立場は、対仏戦争とランカシャー綿工業の興隆によって急激に高められ、19世紀半ばまでには船舶総トン数の点でロンドンを凌駕するほどの勢いをもった。リヴァプールの繁栄は対アメリカ貿易に伝統的基盤をもっていたが、1833年までには対アジア貿易にも支えられるようになった²⁵⁷。

(図3-5)は、1836年から51年までのリヴァプール港とアジア各地との往来したイギリス船の地域別割合を示している。これで一目瞭然なのは、リヴァプールの対アジア貿易の5~7割がインドとの貿易によって占められた点、そして、輸入部門でも輸出部門でも(特に前者において)、比率がほぼ同じカルカッタとボンベイとの貿易関係によって特徴づけられた、という2点である。リヴァプールのボンベイとの活発な貿易取引は、1860年代初頭の「綿花ブーム」で最初のピークを迎えることになるが、すでに1830年代から両者の親密な取引関係が作られていた。インドの他には、とりわけイギリス製品の輸出先として、中国、オーストラリア、海峡植民地、セイロン、喜望峰がリヴァプール貿易の重要な構成要素となっていた。

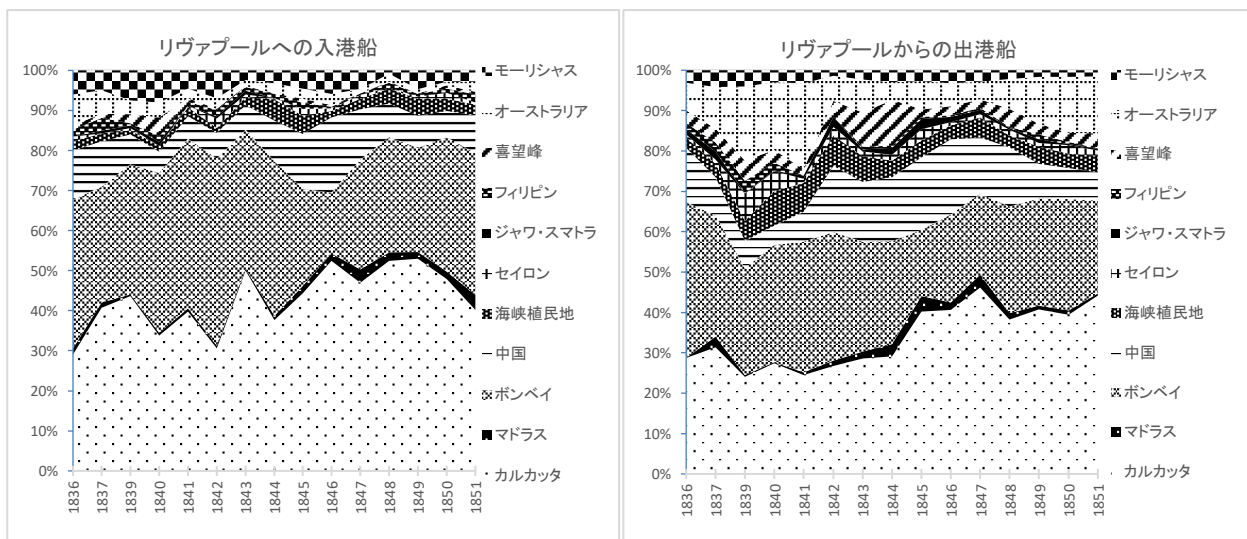


図3-5 リヴァプールの対アジア出入港船舶(積載量)の地域別割合

注: イギリス船のみ。

出典: The 16th Report of the Committee of the London East India and China Association, presented to the General Meeting (10th February 1852), Asia, Pacific & Africa T 10306(I), OIOC, British Library.

他方、中国(茶や絹)やモーリシャス(砂糖)からの輸入貿易も、リヴァプール港の繁栄を支える重要な部門であった。ウィリアムの父ジョン・グラッドストーンは、19世紀初頭にはカルカッタのパーマー商会との取引関係を構築し、インドに綿製品や他の製品を輸出し、インドからは香辛料、絹、砂糖、染料、米、麻コーヒー等を輸入した。パーマー商会の破綻後、彼はその部下に資金を提供し、リヴァプールとカルカッタに店舗をもつオジルヴィー・ギランダー商会(Ogilvy and Gillanders & Co.)を創設させた。アメリカとの貿易を手がけていたラスボーン商会(Rathborne & Co.)も、1830年代から中国との商業取引関係を発展させた。こうしたリヴァプール商人たちは、EICの特許状更新に対する全国反対運動を先導するほど、イギリス商業の脅威になるすべての要素に対する攻撃的な立場をとって政府に懇願し、他の商業団体と協力しながら自由貿易と商

は、18世紀以来、リヴァプールで西・東インド貿易を牽引し、1818年創設のリヴァプール東インド協会の初代会頭にもなった豪商の一人として知られていた。

²⁵⁷ Stanley Chapman, *Merchant Enterprise in Britain: From the Industrial Revolution to World War I*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992, pp. 82-84.

業特権の廃止という原則を熱心に支援した²⁵⁸。その意味で、リヴァプール東インド協会は激しくナショナリスティックで、帝国への経済的貢献を最大限に考えた親帝国主義的な見解をもったといわれる²⁵⁹。

同協会会頭ダックワースの請願書は、マーチンの特許状の再申請に驚きを隠せず、しかもそれが通商局に好意的に受け取られていることを危惧する内容であった。ダックワースの主張によると、過去のすべての銀行計画は、インドでの銀行機関の増加から生じる商業的な悪影響、すなわち有限責任の特権をもつ商業組織が為替手形を取引することになると、一般商業活動を犠牲にして不当取引が行なわれるという貿易関係者の強い懸念によって、拒否されてきた。そうした悪影響に比べたら、EICの手形取引による為替相場の混乱はあまり問題ではなく、株主のリスク感覚を希薄にしてしまう有限責任制の安易な付与のほうが、むしろ重大である。なぜなら、それが付与された銀行機関は、条件さえ整えば、株主たちを多くの不当な投機的取引に引き込んでしまうからである。ましてや、現在のインドでは銀行資本への需要はなく、既存の諸銀行が十分な便宜を与えることができるし、そうする用意もあるという。インドで銀行業を営むために集結した人びとの権利を否定するつもりはないが、そのような組織は同業者と同じ条件のもとで行動すべきであり、為替を思いのままに操作できる組織に対して特権は付与されるべきではないというのが、リヴァプール東インド・中国協会の結論であった。

ロンドンからの反対論

上記のグラスゴーやリヴァプールの動きの背後には、両者へ非公式情報を提供するロンドン東インド・中国協会が常に控えていた。このロンドン協会もインド向けの新銀行の不必要性を強く主張するのであった²⁶⁰。大きな構図として、East India Bankの設立計画への反対運動は、グラスゴーやリヴァプールからの勢いが増すなかでも、Bank of India問題（1836～37年）の場合と同様に、ロンドンのイニシアティブによって進められていたといえる。この銀行計画を含む公式・非公式情報の集中度という点で、ロンドン東インド・中国協会はリヴァプールやグラスゴーのそれを圧倒していたのである。

ロンドン東インド・中国協会の会頭は、コッカレル・トレイル商会パートナーのジョージ・ラーペントである。ラーペントは、かつてBank of India設立の計画に失敗し、マーチンのBank of Asia設立計画（1840～42年）には反対陣営の中心人物でもあった。その後、彼は准男爵を授与され、ウィッグ党所属の下院議員を経験した。かつて自らBank of Indiaの設立を主導したにもかかわらず、マーチンの銀行計画を強く反対するラーペントのちぐはぐな言動は、当該期のロンドン・シティ内で変化する勢力地図を理解するうえで極めて重要である。

そうしたロンドン東インド・中国協会の先導性は、アジア貿易におけるロンドン港の圧倒的な存在感を反映していたように思われる。（図3—6）は、ロンドン、リヴァプール、その他の港とアジア各地を往来したイギリス船積載量比較である。まず指摘できる特徴は、イギリスの対アジア貿易はロンドン港とリヴァプール港によって支配されていたことである。そして、前者の相対的優位性も、火を見るより明らかであろう。19世紀半ばまでのイギリス貿易全体においては、リヴァプール港の成長率が最も高かったことは前述したとおりだが、イギリス各港の対アジア貿易に限定してみれば、ロンドン港とアジア各地を往来するイギリス船総トン数は全体の約7割を占

²⁵⁸ Yukihiisa Kumagai, “The Lobbying Activities of Provincial Mercantile and Manufacturing Interests against the Renewal of the East India Company’s Charter, 1812-1813 and 1829-1833”, University of Glasgow Ph.D thesis, 2008, pp. 147-190.

²⁵⁹ Anthony Webster, “Liverpool and the Asian Trade, 1800-50: Some Insights into a Provincial British Commercial Network”, Sheryllyne Haggerty, Anthony Webster and Nicholas J. White eds., *The Empire in One City: Liverpool’s Inconvenient Imperial Past*, Manchester and New York: Manchester University Press, 2008, pp. 44-50.

²⁶⁰ Correspondence of Glasgow East India Association, 20th May 1843, 8th June 1843, TD1684/2/3/7, Glasgow Mitchell Library, p. 92, p. 94.

め、残りの約3割を占めたリヴァプールのそれと比べて常に2~3倍近くの規模であり続けた。

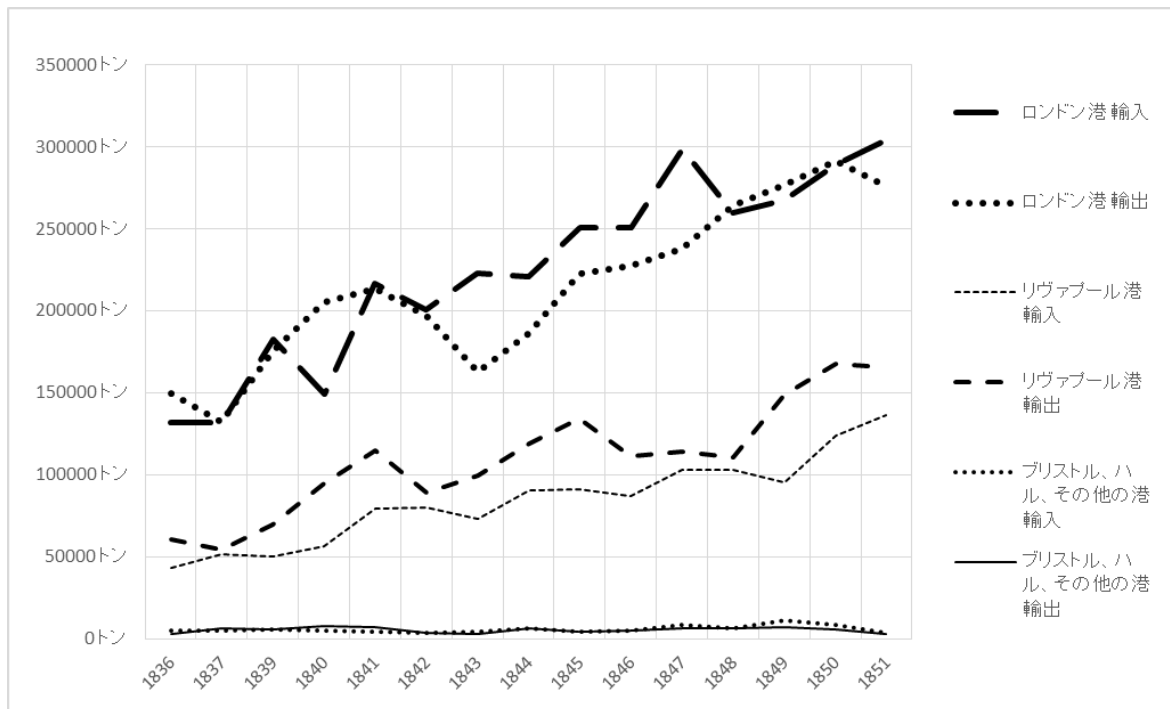


図3-6 イギリスの対アジア貿易（船舶総トン数）

注：イギリス船のみ。

出典：図3-5と同じ。

（図3-7）はロンドンの対アジア貿易の地域別分布を表している。ロンドン港は、リヴァプール港ほど偏ったインド志向ではなく、アジア各地との幅広い関係をもったが、輸入・輸出両部門でインドとのつながり、なかでもカルカッタとの強い貿易関係を有した。特に輸入部門の約半分が対インド貿易で占められるという構造的特徴は、EICの本国送金制度を機能させるための政策的産物であった。インド貿易と同様に、イギリスの対中国貿易もロンドン港にかなり集中されていた点も明らかである。リヴァプールや他の地方港との著しい差異は、ロンドンの対オーストラリア貿易、特にその輸出貿易の割合の高さであろう。1840年にはニューサウスウェールズへの流刑が廃止され、囚人植民地としてのオーストラリア大陸各地では、ヨーロッパからの自由移民の受入植民地としての新たな開発が暴力を伴って推し進められていた。その際のヒト・モノ・カネ・情報が、おもにロンドンから供給されていたという事実の反映なのである。

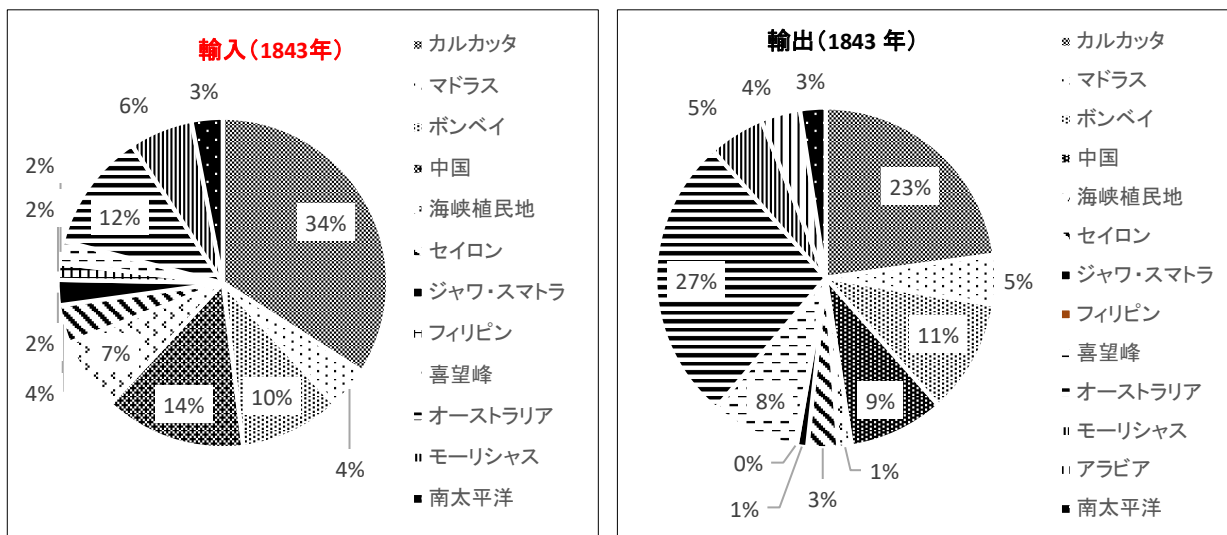


図3-7 ロンドンの対アジア出入港船舶（積載量）の地域別割合

注：イギリス船のみ。

出所：図3-5と同じ。

ラーペントを含むロンドン東インド・中国協会代表団は、グラスゴーやリヴァプールに情報を提供する前に、East India Bank 問題に関する意見を述べるために通商局長官のリポンと面会した。その話を聞いたリポンは、同問題についての見解を詳しく説明した文書の提出を求めた。その約1ヶ月後、ラーペントらは、通商局長官に就任したばかりのグラッドストーンに対して、その見解を記した長文の書簡を送った²⁶¹。ラーペントらは、その書簡の冒頭で、現在持ち上がっている新銀行計画の不必要さを際立たせるために、Bank of India 設立計画との差異を強調する。

ラーペントによると、1836年の銀行設立というのは、インドでの銀行システムの変化が必要とされた商業的環境を背景にして、ロンドンと地方都市で支持される正当な計画であった。その強い動機も現行の銀行計画よりも具体的であり、それはすなわち、私企業によって動かされたインドや中国の貿易に不可欠な便宜を提供できない当時の特許銀行（つまりベンガル銀行）の限界性を打開し、そしてカルカッタ代理商会の破綻原因の一つと考えられた銀行業と貿易業が結合したビジネス・モデルを止め、大手代理商会を商業的活動に専念させようとする動機であった。長い論議の末、1836年計画は断念されたが、その設立申請の理由はマーチンの2つの銀行計画にも引き継がれているという。それは大まかに言って、以下の4点であった。

- ① インドでの銀行組織の不十分さ。
- ② インドでの為替取引機関の不十分さ。
- ③ 他の植民地銀行と同様の特許状の付与。
- ④ 現在の高利率を低減させる方策としてのインドへの新資本の導入とその利点。

ラーペントらは、この4点の妥当性を現状に照らし合わせて検証する。①の理由に関して、まずベンガル銀行は1836年以降の増資によって規模を拡大し、さらにマドラス銀行とボンベイ銀行という特許銀行もすでに設立されていた事実が取り上げられた。厳格な銀行業務での運用資本以外に、自己裁量の巨大資本をもつベンガル銀行は、多くの資本を適度な利率で公債へ投資し、銀行業の原則から逸脱するやり方で銀行資産を固定化させるという悪名高さである。インドにお

²⁶¹ George Larpent and others to William Gladstone, M.P., Board of Trade, 14th June 1843, Appendix, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, pp. 5-8.

ける資本への十分な需要は新銀行計画者の考えるほど多くはなく、マドラス銀行の資本金は減額され、ボンベイ銀行は多くの遊休資金を保有している状態だという。これ以外にも、カルカッタ・ユニオン銀行、アグラ銀行、ウェスタン・インディア銀行（オリエンタル銀行の前身）という非特許民間銀行がインド各地で営業していた。この状況を鑑みると、インドにおける現行の特許・非特許銀行は合法的銀行業のすべての目的を完全に満たしていると断言された。

②の点に関しては、インドの特許銀行三行が法的に外国為替取引を禁止されていた分、その業務は株主の有限責任制を有していない非特許銀行によって担われている現在の状況においては、もし新銀行が為替業や他の投機的取引に従事するとしても、株主の無限責任という条件であれば、インドに関係する私商人たちはその法人化には反対しないだろうと考えられた。とはいえ、年間300万ポンドの本国送金義務の必要上、実際の英印間為替取引を実際的に統制するEICの悪しき金融システムが存在する限り、もし為替取引をする株式銀行が設立されたとしても、そのシステムへの強い反対論が解消されることはない。むしろ、そのような銀行の活動は既存の悪弊を増長させるだけであるというのが、ラーペントらの見解であった。

さらに③について、帝国各地で植民地銀行が創設され、それらを繋ぐ金融連鎖の完成のためにインド向けのEast India Bankの設立が待ち望まれているようだが、いくつかの特許銀行の行動を考えると、その増加は極めて危険であることを示していると、ラーペントらは指摘する。しかも、シュロフ、バニアンと呼ばれる富裕で影響力をもつ膨大な数の銀行家たちが在地社会で一つの階級を形成しているインドの状況は、他の植民地のそれとは根本的に異質である。その意味で、イギリスや他の地域での株式銀行のこれまでの経験がインドの現行システムの拡大を正当化することはないと、ラーペントらは新銀行計画者の認識の甘さを断じる。

最後の④は、East India Bankの計画者によって最も強く主張された設立理由であるが、これもインドの現状から大きくかけ離れた事実誤認によるものだと考えられた。なぜなら、インド公債の利率は4~5%で法外なものとはいえ、商取引でのより高利率はリスクの度合いに対応しているのであり、資本の不足というよりも提供される担保の特徴から生じているからであった。このように、それぞれの項目の検証を通したラーペントらは、端的に言って、East India Bankへの有限責任の付与が主張し続けられる正当な理由は存在しないと結論づけ、インドで営業する銀行を法人化する権限が1807年法によってEICとインド政庁に与えられている以上、イギリス政府は前者の同意なしに東インド向け特許銀行の設立を支持することはないであろうと、念を押すように、この書簡を締めくくった。

1836年に結成されたロンドン東インド・中国協会では、年一回の年次総会が開催され、リヴァプールやグラスゴーの各東インド協会、さらにインド、広州、シンガポールの各商業会議所からの貴重な情報も含めて、その団体とインド・中国の貿易一般との繁栄に貢献するあらゆる問題と、イギリスの対アジア貿易のさまざまな権益を保護するような方策が議論されていた²⁶²。そこでの議題の多くは、イギリスとアジア各地での高関税批判、アジア各種商品の情報、EICの本国送金制度批判、蘭領ジャワの差別的保護関税批判、交通・港湾インフラの改善、1840年前後では清朝中国への市場開放要求等、もっぱら自由貿易帝国主義を強く訴える内容で占められた。1844年2月末の年次総会では、国王特許状を要求していたEast India Bank問題も議題の一つとなり、その新銀行は、すでに流産したBank of Asiaと非常に類似した異論のある原理に基づいて設立される計画であると、総会出席者全員に知らされた²⁶³。とにかくEast India Bankへの国王特許状の付与を阻止することが、ロンドン東インド・中国協会を構成する有力東インド商人たちにとって、極めて重大であったことを如実に示している事実であろう。

²⁶² *Reports of the London East India and China Association*, London: Pelham Richardson, 1837-1856.

²⁶³ *The Eighth Report of the Committee of the London East India and China Association, Presented to the General Meeting* (22nd, February, 1844), Asia, Pacific & Africa T 10306(l), OIOC, British Library, pp. 3-6.

ボンベイからの賛成論

この East India Bank 問題が以前の銀行問題と大きく異なっていた点の一つは、英領インドのボンベイから強い関心が寄せられていたことである。1843 年 4 月、「東インド諸島のイギリス植民地在住の商人、プランター、貿易商人、そして土着・ヨーロッパ系住民」は、本国下院議会で宛てて East India Bank への特許状の付与を請願する書簡を送った²⁶⁴。この請願書は、マーチンから大蔵省のトレヴェリアンにも転送された²⁶⁵。ボンベイ在住の彼らは、インド商業の発展やインドとイギリスとの安定した金融的結びつきを促進させる可能性を期待し、グラスゴー、リヴァプール、ロンドンの東インド・中国協会の見解とは正反対の肯定的意見をもっていた。下院議会で宛てた書簡の署名者 19 名には、9 名の非ヨーロッパ系の名前が並んでいる²⁶⁶。

ボンベイのビジネスシーンは、ヨーロッパ系代理商会と非ヨーロッパ系商人との親密な協働性という一つの特徴が示している。1836 年に創設されたボンベイ商業会議所の創設メンバーは、リッチー・スチュワート商会やウィリアム・ニコル商会を含むヨーロッパ系商会のみならず、全体の約半数を占めた非ヨーロッパ系の商会・商人たちによって構成された。ベンガル商業会議所にもドワルカナート・タゴールやモーティラール・シールのような有力インド系商人の多くが所属したが、その割合はボンベイに比べると圧倒的に少なかった。

ボンベイ商業界における非ヨーロッパ系商人の存在感は、1830 年代以降、とりわけ中国市場におけるアヘン需要の高まりによるマールワー・アヘン密貿易の成長によるところが大きかった。1831 年のボンベイ政庁による通行税制度の導入は、マールワー・アヘンの大部分をボンベイに集中させ、そこからカントリートレーダーのルートに乗って中国や東南アジアへ輸出されるという効果をもった。アヘン以外には、ボンベイはその内陸後背地で生産されていた原棉の輸出貿易拠点にもなっていた。ボンベイの対外・沿岸貿易を併せた年平均貿易総額は、1820 年代の 5,660 万ルピーから 1830 年代には 8,220 万ルピーに増加し、1840 年代になると 1 億 9,240 万ルピーに膨れ上がった²⁶⁷。その結果、インド西海岸における一大港市としてのボンベイが興隆し始め、グジャラートやインド中央部からヒンドゥー系、ムスリム系、パールシー系の商人や労働者たちを引きつけた。ボンベイの人口（コラバ島を含む）は、1830 年の約 23 万人から 1840 年には約 57 万人に急増した²⁶⁸。その最も成功したボンベイ非ヨーロッパ系商人の象徴が、パールシー商人のジャムセトジー・ジェージェイボウイであった。

上記の請願書が提出された 1843 年 7 月時点のボンベイにあった銀行機関は、特許株式銀行のボンベイ銀行（1840 年設立）と非特許株式銀行のウェスト・インディア銀行（1842 年設立）の二行のみで、ボンベイでの急激に高まる商業的需要、特にロンドンや他のアジアとの為替取引の必要性に応じる銀行機関が存在していなかった。そこで、上記の請願者たちは、為替の取引と安全で迅速な資金の移転を行なうためのよく組織されたインド支店をもつロンドン株式銀行はインドの莫大かつ重要な資源を開発し、合法的な貿易を拡大・安定化し、英印間統合を強化・永続化させるものと想定し、その意味で East India Bank は大衆からの奨励・承認に値する機関であると考えた。ボンベイの請願者たちは、西インド諸島、英領アメリカ、オーストラレイシア、セイロン、イオニア諸島とつながるロンドンで銀行業・為替取引を円滑に行なっているさまざまな銀行

²⁶⁴ Merchants, Planters, Traders, and Native and European Inhabitants of the British Possessions in the East Indies to the Commons of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, 11th July 1843, Appendix, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, pp. 8-9.

²⁶⁵ Martin to Trevelyan, 17 August 1843, no. 17747, T/1/4845, HM Treasury, National Archive.

²⁶⁶ Govindrow Almaramjeet と Merwanjee Nusserwanjee, Manackjee Nussorwanjee, Dhunjeebhoy Hornuzjee, Rahun Jellabhoy, Dhunjeebhoy Jeharge, Tramjee Dudabhoy, Pestonjj Rustomjee, Jeejeebhoy Dadabhoy という非ヨーロッパ系の名前が挙げられる。少なくとも Manackjee Nussorwanjee, Pestonjj Rustomjee, Jeejeebhoy Dadabhoy はボンベイを代表するパールシー系商人である。James Douglas, *Glimpses of Old Bombay and Western India with Other Papers*, London: Sampson Law, Marston and Company, 1900, p. 119.

²⁶⁷ *Gazetteer of Bombay City an Island*, Volume I, Bombay: Time Press, 1909, p. 417.

²⁶⁸ *Gazetteer of Bombay City an Island*, Volume I, p. 162.

機関に付与された各々の特許状で具体化された原理で設立される East India Bank への法人化特許状の付与を強く願ったのである。

第4節 East India Bank 計画の消滅

通商局の対応

1843年5月31日、通商局秘書官のジョン・G・ショー・ルフェーブルは枢密院通商委員会の指示のもと、大蔵省下級秘書官（財務担当）のジョージ・クラークに宛てて、特許状を申請する East India Bank 秘書役のカーギルによる提出書類を送付し、大蔵省での審議を要請した²⁶⁹。その後、通商局は大蔵省へ、ロンドン東インド・中国協会からの書簡やボンベイからの請願書も転送した²⁷⁰。この通商局と大蔵省とのやりとりは、植民地銀行への国王特許状の付与に関して、両省の間で取り決められた非公式的合意に基づく1833年以来の通常手続きであり、1836年の Bank of India 問題でも採用されたことは前述したとおりである²⁷¹。

East India Bank の特許状付与に関する審議が「1840年植民地銀行規制」と照らし合わされながら両省によって進められるのは、上記の両省合意を拠り所としていたのであるが、この銀行規制自体の起源は、モーリシャスでの特許銀行計画をめぐる「通商局覚書」（1830年7月）であった²⁷²。その覚書には、株主の保有株総額の最低2倍の責任、半年後との経営状況の公開、植民地総督による経営情報公開請求、不動産担保貸付・前貸しの禁止という4項目が記され、大蔵省との非公式的な合意事項となって採用されていた。しかしその合意は、植民地省や植民地総督には共有されることがなく、省庁間での誤解と衝突の源泉となっていた。この状況を解消するために、1839年1月、諸項目の概要の作成と成文化を大蔵省へ強く要請したのが、植民地大臣ジョン・ラッセルであった。この植民地省からの要請に大蔵省が応えて草稿が作成され、通商局の修正・承認を経て、17項目で成文化された「1840年植民地銀行規制」に結実するに至った。

ところで、「インドにおけるイギリス帝国の商業と見通しに関して」という著者名や出版年の記載のない短い論考がある²⁷³が、この著者は通商局長官のグラッドストーンであったとされている²⁷⁴。より興味深い点は、マーチンの論考や Bank of Asia 関連資料、さらには East India Bank 設立趣意書を参考にして、英領インドの銀行事情や商業の発展可能性が論じられていることである。その内容を簡潔にまとめると、こうである。

1813年以降の英領インドは、多くの第一次産品を欧米諸国（特にイギリス）や英領植民地へ供給する重要な役割を担い、とりわけ1830年代においてその対外貿易を急成長させた。インドがイギリス資本の本格的な投資にとって広大かつ促進的なフィールドなのは明らかであったが、その資源開発や商業の促進にとって不可欠な安全かつ十分な通貨が決定的に不足している。EIC は、インドでの貨幣不足や貧困状態にはほとんど興味を示さず、もっぱら英印間為替取引を支配することに神経を使った。それゆえに、カルカッタ有力代理商の破綻による甚大な損失にもかかわら

²⁶⁹ Lefevre to George Clerk, Junior Secretary to Treasury, 31st May 1843, no. 11707, T/1/4845, HM Treasury, National Archives. このなかには、同銀行への特許状付与に強く反対するグラスゴー東インド・中国協会から提出された陳情書も含まれていた。

²⁷⁰ Lefevre to Clerk, 19th June 1843, no. 13217, T/1/4845, HM Treasury, National Archive; Lefevre to Clerk, 17th July 1843, no. 15304, T/1/4845, HM Treasury, National Archives.

²⁷¹ 1831年と1833年の大蔵省通達のこと。前者は、銀行特許状の申請書が通商局を含む政府各省庁間で共有される前に、とりわけ帝国の金融・通貨問題に責任をもつ政府関係部署の見解を得るために、大蔵省への事前問い合わせがされなければならないという取り決めであり、他方、後者はすべての特許状申請は事前に通商局にも通知されるというものであった。Baster, *Imperial Banks*, p. 25.

²⁷² Baster, *The Imperial Banks*, pp. 29-31.

²⁷³ “On the Commerce and Prospects of the British Empire in India” in T/1/4845, HM Treasury, National Archives.

²⁷⁴ George W. Brande (Clerk for Colonial Business, Treasury) to Trevelyan, 9th September 1843, no. 17747, T/1/4845, HM Treasury, National Archives. その論考の結論には、19世紀後半のグラッドストーン政府が苦悩するアイルランド問題を暗示するように、英領インドの経済的豊穡さとはまったく対照的なアイルランドの悲惨さを指摘した部分がある。

ず、インドの金融・為替取引は新たに改善されたシステムで行なわれることはなく、また既存銀行の業務拡充や新たな銀行の設立がみられることもなかった。英領インド以外の英領植民地向けの植民地銀行の設立がその貿易・商業・農業の発展にとって必要とされ、本国と植民地との為替システムを常態化・安定化させ、かつ商業と銀行業の分離を促進しているのは、疑いない事実である。このような状況のなか、ロンドンで英領インド向けの **East India Bank** の設立が、インドでの銀行資本の必要性に対応し、イギリスとインドの商業利害を促進し、かつ両者間の取引を円滑にするように計画されている。グラッドストーンは、イギリス人の財産を保護する安定した銀行機関の創設を認め、イギリスの資源を開発するような特徴をもっているのがイギリスの植民地帝国なのだと強調する。以上のような内容から判断して、通商局長官のグラッドストーンは、個人的には **East India Bank** の設立計画におおむね好意的な見解をもっていたのではないかと思われる。

そのグラッドストーンは、マーチンからも書簡を受け取った²⁷⁵。その内容は、元インド総督参事会のヘンリー・トビー・プリンゼブ（在任 1835～43 年）、ホルト・マッケンジー、トマス・バビントン・マコーリー（在任 1834～38 年）が **East India Bank** の法人化に好意的な見解を示していることを知らせ、また複数の地方製造業者がインド貿易を促進させる送金銀行の価値を評価しているという下院議員のウィリアム・フェイデン（ブラックバーン選出）からの貴重な情報を伝えるものであった。この書簡は滞りなくグラッドストーンへ届けられた結果、大蔵省において銀行問題を手早く処理するための万全の準備が整ったことが、グラッドストーンの個人秘書官であるスタッフォード・ノースコートからマーチンへ伝えられた²⁷⁶。こうして、いよいよ大蔵省がマーチンの交渉相手になっていったのである。

大蔵省の判断

1843 年 7 月末、マーチンは大蔵省のトレヴェリアンに書簡を出した²⁷⁷。この書簡には、インド各地やシドニーのさまざまな民間銀行によって販売されていたロンドン宛手形の宣伝広告が添付され、マーチンは画一化されていない送金形態を示そうとした。そして彼が強調したのは、為替手形の取引は商業取引とはまったく関係なく、実に単純な銀行の業務であるという点であった。つまり、資金の送金というのは、たとえそれが正貨でされようと為替手形でされようと、商品の売り手と買い手が相互の支払いを調整する仲介者の役割を担う銀行家の業務であり、商品の売買に従事する商人の仕事ではないというのだ。トレヴェリアンは、1840 年から大蔵省常任次官補に就いて活躍したが、それ以前はインド政庁で大きな功績を残した経験をもち、当時の大蔵省内ではインド事情に明るい役人の一人であった²⁷⁸。マーチンの立場から見れば、彼を説得できればこれほど心強い支持者はいなかったと思われ、しかし反面で、まったく気の抜けない交渉相手であったともいえる。それゆえに、マーチンは頻繁にトレヴェリアンへ書簡を送っており、可能な限り多くの情報を提供して信頼関係を作ることに努めたようすがうかがえる²⁷⁹。

トレヴェリアンは、通商局（5 月 31 日付）へ応答し、これまでの **East India Bank** 関連書簡や過去のインド向け銀行計画を検討しながら、**East India Bank** の国王特許状問題をわかりやすく解説

²⁷⁵ Martin to Gladstone, 21st July 1843, No. XII, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, p. 14.

²⁷⁶ Stafford H. Northcote to Martin, 24th July 1843, No. XIII, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, p. 15.

²⁷⁷ Martin to Trevelyan, Secretary to Treasury, 25th & 26th July 1843, Nos. XIV & XV, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, pp. 15-19.

²⁷⁸ トレヴェリアンは、1850 年代にはインド高等文官（Indian Civil Service）改革にも関わり、1859 年に再びインドに戻り、マドラス知事やインド総督参事会財務委員と就くことになる。

²⁷⁹ Martin to Trevelyan, 27th July 1843, No. XVI, *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, p. 19; Martin to Trevelyan, 1st August 1843, no. 17791, T/1/4845, HM Treasury, National Archives; Martin to Trevelyan, 17th August 1843, no. 17747, T/1/4845, HM Treasury, National Archives; Martin to Trevelyan, 5th September 1843, No. XI *Official Correspondence*, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, p. 13; Trevelyan to Martin, 20th September 1843, no. 17791, T/1/4845, HM Treasury, National Archives.

する覚書を作成した²⁸⁰。この覚書は、この問題を、1830年以来のインド経済史と特許植民地銀行システムの発展史のなかに位置づけた名作といえる。最初に **Bank of Asia** 問題の顛末、とりわけインド政庁とベンガル銀行の見解を紹介したうえで、トレヴェリアンは新銀行の事案に関わる、つぎの二つの論点を提示した。

- ① **East India Bank** への特許状の付与は得策かどうか。もしそうならば、どのような条件で付与すべきか。株式銀行システムに立脚したその設立は公益を伴うかどうか。
- ② イギリス—インド間銀行業に従事する銀行機関はいまだに設立されていない状態だが、もし特定の条件での特許状付与が決定したならば、それは誰によって付与されるべきか？

まず①に関して、植民地銀行業を目的にした各特許銀行（オーストラレイシア銀行、コロニアル銀行、ブリティッシュ・ノース・アメリカ銀行、イオニア銀行、セイロン銀行）の公益を肯定することができる、トレヴェリアンは考えた。なぜなら、工業国であるイギリスから原料豊富な植民地へ移転される余剰資本のかなりの部分が、政府の干渉なしに、これらの諸銀行によって実現され、帝国資源の開発と本国—植民地間貿易関係の強化に貢献してきたからである。銀行本店が植民地支店宛に振り出す手形は、植民地へ送金したい人びとの大部分によって高い信用を得て、私商人の手形とは差別化されるようになった。巨大な払込資本金、株主の倍額責任、そして運転資本とは別の準備金の存在等が株式銀行の信用の担保となり、情報公開の義務もそれを支えている。この株式銀行システムの確立は、海外での有益な資本運用分野を開拓することによって、本国の利子率を上昇させ、植民地での高利率を抑制するという諸結果を生み出した。トレヴェリアンは、まさにパブリック・バンクとして、現在でも存続する特許植民地銀行の安定性を高く評価したうえで、それが条件的に特に問題のない地域に進出することに反対する理由はないと考えた。

続いて、トレヴェリアンは、②の「特定の条件」に関して言及する。計画中の **East India Bank** は、英領インドでは銀行券の発行業務を放棄し、以前のインド向け銀行計画によって試みられた特権の保持を目指していない。商品担保契約による為替手形の購入も厳格に禁じられている。既存銀行には為替手形の振出額の上限が設けられていないが、この新銀行の場合、為替手形の未払金総額は払込資本金の2倍を超えないこと、そして手形振出総額は払込資本金の1/3以下に制限されるという特別な条件が、同銀行への特許状付与の条件の一つと決定された。それゆえに、**East India Bank** の規則に関しては、既存植民地銀行のそれに加えて、いくつかの重要な安全弁が準備されているというのである。

インドは **East India Bank** の活動に適した活動の場なのかという疑問が根強くあることに対して、トレヴェリアンにとって、その認識は部分的に正しいものであった。というのも、他の植民地の多くとは対照的に、安全性の低い投機分野（高利率）が無限に広がり、安全性の高い銀行取引分野（低利率）へ新規参入できる余地はほとんど残されていないというのがインドの金融事情であったからだ。したがって、計画中の新銀行に残されている分野は英印間為替取引のみであり、現時点では少なくともイギリスとインドとの間での安全な送金手段の確立が強く要求されているように思われるという。**East India Bank** は為替取引向けの組織と便宜を兼ね備え、ベンガル銀行を悩ますような困難とは無関係であろう。近年における地中海—紅海間の汽船定期航路の確立のおかげで、イギリス—インド間為替取引は以前ほど投機的な事業ではなくなり、インドからの確実な送金手段への需要が明らかに高くなっていると、トレヴェリアンは指摘する。したがって、唯一残された極めて重大な問題は、銀行業への監督責任であった。英印間送金・為替取引を行なう新銀行の目的が **EIC** の権威を失墜させるのであれば、新銀行への国王特許状の付与は拒否されるが、トレヴェリアンはこの新銀行を **EIC** の障害物として判断しなかった。かくして、ここで示

²⁸⁰ “East India Bank”, no. 11707, T/1/4845, HM Treasury, National Archives.

した条件と規定のもとでならば、East India Bank への国王特許状の付与を推薦すると、トレヴェリアンは覚書を締めくくった。

トレヴェリアンは、上記の覚書を添付して、彼自身の見解を含めた大蔵省の意思と提案を、通商局のルフェーブルへ報告した²⁸¹。大蔵省は、East India Bank への国王特許状の付与とその有益性に関する問題に注目していた点で、通商局の見解と一致していた。もしその銀行が英領インドでの発券業務を放棄し、かつ不当な投機が回避される予防策が準備されるという条件ならば、EIC 支配領域での銀行設立への広く一般的な反対論は、EIC 取締役会とインド政庁を除いて、おそらく出ないであろうと、彼は考えた。ただし、次のようないくつかの必須条項の加筆が必須だと、改めて提案された。それはすなわち、土地・家屋・船舶・商品・物品を担保にした前貸しの禁止、増資の限度額、株主の有限責任と他の特権の没収規則、倒産の際の権利没収規則、イングランドと EIC 支配領域における通常銀行取引の禁止、であった。最高権威の国王からの特許状の付与は、銀行の顧客と株主を取りまく境遇としかるべき保護にとって明らかに有益であり、それゆえに、英領インドでイギリスの資本と信用の運用を拡大させるような適切な便宜をあえて抑制する理由はない。これが大蔵省全体としての結論であると、通商局へ伝えられた。

しかしそうはいつでも、そうした特許状の特記事項や追加的条項は、前もって EIC 取締役会によって特別に思案されるべきだと、最後に付け加えられている。この部分から、トレヴェリアンが EIC の立場には細心の注意を払い、非常に慎重な対応をしていたのが読み取れよう。

トレヴェリアンは、ロンドン在住のジェームズ・ペニングトンの意見を得るように、大蔵省上級事務官のジョージ・ウィリアム・ブランドに指示した²⁸²。このペニングトンという人物は、当時のロバート・ピール政権で大蔵省政策顧問として、イングランド銀行法の制定準備に尽力していた通貨学派の一人である。彼は 1820 年代からインド監督局、植民地省、大蔵省等の臨時政策顧問として活躍してきたが、その政策立案能力はポリティカル・エコノミー・クラブでの議論によって培われたと思われる。この紳士クラブの主要会員は、リカード、マルサス、ジェームズ・ミルをはじめとして、トゥック、マカロック、トレنزという通貨学派といわれた著名な経済学者・知識人らではあったが、彼らのほかにイングランド銀行理事の J・H・パーマーや J・W・ノーマン、通商局長官のグラッドストーン、その個人秘書のノースコート、通商局秘書官のルフェーブル、インド監督局秘書官のベアリングといった当時の権力中枢関係者もクラブに所属していた。彼らとの日常的交流が、自由貿易主義と通貨主義の理論家の一人としてのペニングトンをつくりあげたといえる。

このペニングトンは、トレヴェリアンとブランドの依頼により、East India Bank に関する意見書を作成した²⁸³。彼は、第一に、相対的に小規模の資本金（25 万ポンド）のインドへの投資について考えた。ペニングトンによると、英印間での為替手形の売買と信用状の発行を主体とするという銀行の目的には予定の資本金で十分に対応できるであろうという。しかし、投資自体の経済的効果を考えた場合、たとえその全額が貸付や割引に運用されたとしても、それがインドの常態に大きな結果をもたらすとは考えにくいと、ペニングトンは否定的であった。第二に、彼は英印間為替の問題を取り上げ、それに関する大きな間違いと誤解が流布していると指摘する。その間違いとは、本国送金業務という EIC の変則的行動がなければ、為替の混乱はほとんど起こらないというマーチンの考えであり、EIC の有無に関係なく、為替は時として変動・混乱するというの

²⁸¹ Trevelyan's memorandum, undated, T/1/4845, HM Treasury, National Archives.

²⁸² Trevelyan to G. W. Brande, 7th August 1843, no. 17747, T/1/4845, HM Treasury, National Archives.

²⁸³ Memorandum "Bank of India" by James Pennington, Esq., of the Treasury, 9th October 1843, *Official Correspondence*, No. XVIII, T/1/4845, HM Treasury, National Archives, pp. 23-26. この報告書の表題には「Bank of India」と記されているが、明らかに East India Bank に関する内容である。もちろん、マーチンは不正確な数字と計算によって作成されたペニングトンの意見書に反論した。マーチンによれば、インドー欧米大陸との送金が滞りがちな現在において、East India Bank がその欠点を補完し、そのイングランド宛優良手形の購入はインド商業の大きな助力になると主張する。Martin to Trevelyan, 30th October 1843, *Official Correspondence*, No. XIX, T/1/4845 HM Treasury, National Archives, pp. 26-29.

である。このように、ペニングトンは、マーチンの金融理論、そしてそれに基づく新計画には非常に批判的であった。

以上のような議論をまとめて、大蔵省上級秘書官のブランドは、East India Bank 計画に関する大蔵省の見解をインド監督局にも報告したようである²⁸⁴。法人格を付与する国王特許状の有益性がEICの支配領域向けの株式会社創設者たちにとって決定的であるという点をインド監督局側に示すことが、ブランドの目的であった。ブランドは、トレヴェリアンと同様に、East India Bankの問題はインド関連事案である以上、やはりインド監督局の立場とEICのインド統治責任を優先すると思っていたのである。

1844年2月、銀行計画者の一人のケイリー（下院議員）が、East India Bankの特許状に関してインド監督局長官のリボンと長時間会談した²⁸⁵。この会談の席にマーチンの姿はなかった。というのも、マーチンは香港政庁財務官に任命され、特許状獲得交渉をケイリーに委ねなければならなかったからであった。南京条約の締結後、急速な植民地化を迫られていた香港において、会計・財政・貿易の事情に精通する植民地官僚が求められていた。そこで、植民地各地に関する豊富な知識と企業経験をもったマーチンが植民地大臣のエドワード・スタンリーの目にとまり、その推薦によって香港政庁へ赴任することになった²⁸⁶。これ以降、East India Bankの国王特許状申請の手続きが進められることはなくなり、Bank of Asia計画を含むと約4年の歳月を費やしたマーチンの夢はここに幕を閉じたのである。

第5節 小括

1850年以前のインドを中心とした国際貿易金融の取引は、ロンドン宛手形やインド宛手形のような外国為替手形の大部分を扱ったEICの手中にあった。特に貿易活動を停止したEICは、代理商会のインドーイギリス私貿易に金融を付けることによって、18世紀末からの英印関係で一つの優先事項となっていた「本国費」の送金業務を遂行した。こうした国際貿易金融の閉塞状態を打破しようと、マーチンはロンドンでインド向けの特許株式銀行の創設を試みた。彼は、Bank of Asia（1840～42年）の時と同様に、East India Bankの計画でも法人格と株主の有限責任という特権を認める「国王特許状」の取得を目指した。

East India Bankの計画には、Bank of Asiaのそれとは異なるいくつかの特徴があった。第1節で検証したように、マーチンは秘書役ではなく、取締役の一人として計画に関わっていたこと、銀行規模を大幅に縮小したこと、初めから株主責任を払込額の2倍にしたこと、そして銀行券の発行業務を放棄して送金と為替取引に特化したこと等が挙げられる。マーチンは、国王特許状を取得するために周到に計画したが、East India Bankの国王特許状申請の手続きの停止を申し出るほど、非常に慎重な態度であった。

マーチンの銀行計画への賛同者が英領インドに少なからず存在した点も、見落とせない特徴である。第2節で示したように、インド政庁の幹部がBank of Asia計画に好意的な意見を持ち、かつ国王特許状の付与を薦めていた。それゆえ、マーチンは、East India Bankの場合、EIC取締役会やインド政庁への問い合わせをこれ以上必要としないだろうと判断し、イギリス政府の決定に期待したのである。さらに第3節で取り上げたように、ボンベイの人びとからEast India Bankの設立を強く切望する声が上がった。それには多くの非ヨーロッパ系有力商人も含まれ、当地における為替銀行への需要の高さを示していた。このボンベイの反応は、1840年に設立されたボンベイ

²⁸⁴ Brande to Trevelyan, 29th December 1843, no. 11707, T/1/4845, HM Treasury, National Archives.

²⁸⁵ Martin to Trevelyan, Private letter, 19th February 1844, unnumbered, T/1/4845, HM Treasury, National Archives. マーチンはこの手紙を大蔵省待合室で書いたのは、その日付から判断して、イギリスを離れる直前であったと思われる。ボンベイで香港新総督のジョン・フランシス・ディヴィスや他の香港赴任予定者たちと合流したマーチンが、イギリス海軍船で香港に到着したのは5月7日のことであった。King, *Survey Our Empire!*, p. 222.

²⁸⁶ King, *Survey Our Empire!*, p. 220.

銀行が、ベンガル銀行と同様に、EIC によって外国為替取引を禁じられた現状を強く反映するものであったといえる。

さらに注目すべき特徴は、East India Bank の銀行計画はイギリスの主要商業団体から徹底的に反対されたことである。グラスゴー東インド協会の反対論は非常に激しく、その抵抗運動への参加の呼びかけにリヴァプール東インド・中国協会が応えた。大西洋貿易の繁栄を背景に創設されたリヴァプール東インド・中国協会は、インドや中国への自由貿易体制の拡大を熱心に訴える親帝国主義的な商業団体となっていた。そして、East India Bank 計画の全国反対運動を先導したのが、情報量の多さや政治中枢部への近接性に勝るロンドン東インド・中国協会であった。これは、前述したウェブスターの議論を想起させよう。彼は、地方都市＝ロンドン枢軸関係が銀行計画の大きな障害となったと指摘する。

しかし、ロンドン商業界の内実はそう単純ではなく、自由貿易論一色に染まっていたわけではない。その理由として、ロンドン港に集中するアジア（特にインド）貿易の利益を独占したい巨大利権集団がロンドン東インド・中国協会を占めていた点が挙げられる。そして、イギリスの対インド貿易がロンドンに集中されるような金融システムを準備していたのが、シティの中枢部で「関所」のごとく君臨し続ける EIC なのであった。ロンドン東インド・中国協会の中心的メンバーの多くは EIC の株主であり、その関連業者（貿易業者、船舶業者、保険業者、倉庫業者、その他の各種サービス業者）でもあった。つまり、EIC の存在そのものこそ、1840 年代初頭においても彼らの商業的基盤を成していたのである。このロンドン協会の反対論は、商業特権の廃止と自由貿易の推進をただひたすら訴える地方商業界の自己主張とはまったく異なった背景から生じていたといえる。

そして最後の特徴は、第 4 節で検証したように、大蔵省が East India Bank の銀行計画に介入したことである。大蔵省秘書補佐官のトレヴェリアンは、この新銀行への国王特許状の付与に非常に好意的であったが、英領インドに関わる帝国問題となると考えられる以上、インド監督局の立場と EIC の権益を何よりも重んじた。このバランス感覚こそ、ホワイトホール―シティ間で長年培われてきたジェントルマン資本主義の文化であり、地方商業界の声など届きようもない「扉の向こう」側の日常なのであった。

総じて、ロンドン・シティでは、1840 年代になっても、帝国最大の植民地インド向け株式特許銀行の設立計画が成就することはなかった。自由貿易政策とそれに対応するイングランド銀行の中央銀行化が急ピッチで実現される時代であったといえども、シティの中枢部は保護貿易・帝国特惠を盾にするジェントルマン資本主義的組織に牛耳られていたというのが実態であった。「改革の時代」という時代区分は、根本から再考される必要があるだろう。イギリスの「国益」を支えるシティが自由貿易主義の牙城になるには、さらに多くの時間と苦難を要するのである。

第2部

よちよち歩きのイースタン・バンク

第4章 オリエンタル銀行の誕生 (1842-50年)

はじめに

1862年会社法以前において、イギリス政府からの国王特許状の取得は、イギリスの銀行機関にとって「法人格（訴訟・被訴訟能力）」と「株主の有限責任制」という特権を保有するための必須の手続きであった。しかし、英領インドの銀行機関に関する国王特許状の付与は、1807年制定法によって、EICによって厳格に規制され、それがロンドン特許株式銀行のインド進出を阻む巨大な「関所」と化していた。

この状況を打破するように、1851年8月末に「オリエンタル銀行 (Oriental Banking Corporation)」なるロンドン銀行機関が国王特許状を取得し、喜望峰以東の広大なアジア地域を営業範囲とする特許株式銀行として登場した。この銀行会社の起源はロンドンではなく、1842年より営業を始めたウェスタン・インディア銀行 (Bank of Western India) というボンベイ地方銀行にあった。同銀行はその創設直後からカルカッタ、コロンボ、シンガポール、香港に店舗を開設し、1845年には本店をロンドンに移転してオリエンタル銀行 (Oriental Bank) と改名するという経緯をもった。本章の目的は、オリエンタル銀行が国王特許状を取得する出来事の意義を、その創設からの史的展開のなかで明らかにすることである。

しかしながら、オリエンタル銀行（その前身のウェスタン・インディア銀行）がボンベイで誰によって、なぜ、どのように創設され、なぜ香港やセイロンでの国王特許状を取得しようとしたのかという点について、残存史料の少なさという致命的な理由も加味し、十分に明らかされていないとはいえない。鈴木俊夫の最新の研究は、『タイムズ』や『ボンベイ・タイムズ』という新聞からウェスタン・インディア銀行やオリエンタル銀行の初期情報を提供するが、それでもかなり限定的である²⁸⁷。

その意味で、本山美彦の研究は非常に示唆的である。本山は、ヨーロッパとは異なった論理をもつアジアの通貨圏において、「不足しがちな安定的通貨をいかに調達するのか、その調達の機構をいかに整備するのか」という観点から、オリエンタル銀行設立の意義を示唆する。本山は、同銀行の設立過程を考える場合、18世紀末以降のセイロンにおいて、イギリス資本が急進させた第一次産品生産・輸出の組織化とそれを保証する既存通貨量との不均衡によって生じる植民地通貨（銀貨）の混乱と絶対的不足という文脈にも注目するのである²⁸⁸。他方、濱下武志は、1840年代の中国沿岸において、銀不足と決済手段不足による価格の急落と現物取引の横行が生じ、それがむしろ中国の対外貿易を促進した結果、オリエンタル銀行などのイギリス銀行資本の中国進出の機会を創出したことを指摘する²⁸⁹。本山と濱下の見解に共通する特徴は、19世紀前半のアジア各地では銀不足の圧力と対外貿易の成長の可能性が同時に高まり、その状況がオリエンタル銀行の設立の歴史的前提となったという点であろう。

以上を踏まえ、本章では、19世紀前半、とりわけ1840年代におけるボンベイ、香港、セイロンで何がおこっていたのか、そして、オリエンタル銀行の国王特許状問題をめぐってロンドンではどのような議論が行なわれ、なぜ上記のようなイギリス政府の決定にいたったのか、という諸課題を設定し、現存する入手可能な一次史料に基づきながら明らかにしていく。

第1節 ボンベイの興隆

オリエンタル銀行の前身、ウェスタン・インディア銀行の発祥地はボンベイであった。第3次マラーター戦争（1817～18年）でのイギリスの勝利以降、ボンベイは、1820年代にはスーラトに

²⁸⁷ 鈴木俊夫「東洋銀行 1842-1884年」西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会、2014年、449-460頁。

²⁸⁸ 本山美彦「The Oriental Bank Corporation, 1851—84年（上）—世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—」『経済論叢』第120巻第3・4号（1978年）、11-35頁。

²⁸⁹ 濱下武志『近代中国の国際的契機—朝貢貿易システムと近代アジア』、東京大学出版会、1990年、89-142頁。

取って代わる対外貿易・造船業のセンターとして頭角を現すようになった。それは、19世紀前半におけるボンベイの貿易総額（対外・沿岸貿易）が、1810年代年平均4,670万ルピー、1830年代年平均8,220万ルピー、1840年代年平均1億9,240万ルピーと、順調に増加したという事実でも明らかだ²⁹⁰。特に1830年代以降、ボンベイ貿易の成長速度が増していったのが理解できる。

ボンベイの商業的拡大を促した大きなインパクトとして、1833年にEICの対中国貿易の独占が終焉したという制度面での変化が考えられるが、より具体的かつ重要な要因が挙げられよう。第一の要因は、西部インドの伝統的産品である原棉への外的需要が高まったことである。オモレンドゥ・グハーの研究によると、1820年代初頭からのイギリス棉布の流入増加によってインド手織綿業が打撃を受け、西部インド産原棉へのインド国内需要が大きく減退した。その結果、西部インドの原棉はインド以外の地域へ向かう輸出商品に変じていった²⁹¹。この点は、ランカシャー綿布の登場が古くからの綿業国インドからイギリスへ向かっていた綿布の流れを徐々に圧倒し、1820年ごろには後者から前者への綿布の流れが完全に逆転し、インドを原棉供給国に変容させたという史実とも符合する²⁹²。その原棉はスーラトやボンベイから中国に向けて輸出されてきたが、とりわけ1830年代になってイギリスでアメリカ綿花の不足が深刻化すると、その補足としてのインド棉花への需要が高まった²⁹³。西部インド産の原棉は、徐々に外国市場向けの輸出商品となっていたのである。

ボンベイ貿易の第二の拡大要因は、アヘン貿易の増大であった。1810年代において年平均約9,000ルピー程度であったボンベイ港からのマールワー・アヘンの輸出は、1820年代には800万ルピーに激増し、1830年代になると1,170万ルピー、1840年代には年平均1,660万ルピーという具合に増加した²⁹⁴。中央インドで栽培・生産されたマールワー・アヘンは、19世紀初頭では、主として西部インド沿岸の多数の港から輸出され、政府の統制がないという意味で完全に自由な交易商品であった。ベンガル政庁は、ベンガル・アヘンの中国販売市場の独占を脅かすマールワー・アヘンの台頭を阻止すべく、西部インド地方の土侯たちとアヘンの内陸通行禁止の条約を結んだが、それはまったく効果なかった²⁹⁵。そこで、EICはマールワー・アヘンの内陸流通網と輸出港をボンベイに集中させようとした。この政策は1823年のマールワー・アヘン局（Malwa Opium Agency）の設立に結実し、ボンベイ経由で輸出されるアヘンには通行税が課された。マールワー・アヘンへの課税は、中国市場へのその供給量の調節と販売価格の上昇を可能にし、ベンガル側に有利に働くものと考えられた。しかし、このEICのマールワー・アヘン政策に対して、自由な取引から莫大な利益を得ていた特定の商人・金融業者・耕作者たちは反発し、シンド地方のカラチを経由してポルトガル領ダマンへ続く長距離迂回ルートにてマールワー・アヘンを輸送・輸出し続けた。その輸出量は、1830年代ではボンベイからのそれに匹敵するほどであった。それをボンベイに一極集中させる究極的な解決策が、1843年のシンド併合なのであった²⁹⁶。

西部インド地域における原棉とアヘンの取引の大部分は、その生産地がEICの支配領域外であ

²⁹⁰ S. M. Edwardes, *The Gazetteer of Bombay City and Island*, Volume I, Bombay: The Times Press, 1909, p. 418.

²⁹¹ Amalendu Guha, "Raw Cotton of Western India: 1750-1850", *Indian Economic and Social History Review*, vol. 9, no. 1, 1972, pp. 1-41. ボンベイ政庁が特に1830年代からボンベイと棉花生産・集積地を連結する舗装道路の建設を進め、デカン地方ではあまり使用されてこなかった荷牛車（グジャラート地方では一般的であった）を導入した陸上・内陸輸送を促進させる政策を施行したことも、原棉貿易の拡大要因として無視できない。

²⁹² 松井透『世界市場の形成』岩波書店、1991年、224-225頁。

²⁹³ 熊谷次郎『イギリス綿業自由貿易論史—マンチェスター商業会議所 1820～1932年』ミネルヴァ書房、1995年、92-93頁。

²⁹⁴ Edwardes, *The Gazetteer of Bombay City and Island*, p. 421.

²⁹⁵ J. F. Richards, "The Indian Empire and Peasant Production of Opium in the Nineteenth Century", *Modern Asian Studies*, vol. 15, no. 1 (1981), pp. 64-66; Carl A. Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy: A Study of the Asian Opium Trade, 1750-1950*, London: Routledge, 1999, pp. 77-80.

²⁹⁶ J. Y. Wong, "British Annexation of Sind in 1843: An Economic Perspective", *Modern Asian Studies*, vol. 31, no. 2 (1994), pp. 226-229.

ったことから、1830年以前では、ヨーロッパ系とインド系を含む特定の富裕商人によって独占されていた。18世紀後半から活動するフォーブズ商会 (Forbes & Co.) やブルース・フォーセット商会 (Bruce, Fawcett & Co.)、後者の後継となるレミントン・クロフォード商会 (Remington, Crawford & Co.)、リッキー商会 (Leckie & Co.)、ショットン商会 (Shutton & Co.) をはじめ、これら英系商会のブローカーでもあったパールシー商人のワイディア家 (The Wadias) やジャムセトジー・ジーギーボーイ (Jamsetjee Jejeebhoy)²⁹⁷が代表的なボンベイ商人である。彼らは、EICが私商人へインド貿易を開放する以前 (1813年以前) に、中国・東南アジアへの輸出が拡大していた原棉とアヘンの商取引を営むために西部インド各地からボンベイに移住して財を成した貿易商人たちであり、財政難に苦しむボンベイ政庁の主要な財政支援者でもあった。

イラン・ゾロアスター教徒のパールシー商人たちはすでに18世紀初頭にはボンベイに定住して、綿布とその他の製品の取引、造船、金融等に従事し、EICやイギリス海軍やヨーロッパ (特にイギリス) 系私商人と協働しながら、19世紀初頭ではインド系最大のコミュニティーを形成した。彼らは通訳やブローカーとして活動する一方で、アジア域内交易で大きな役割を演じるようになった。対外貿易に強かったパールシーのみならず、西部インド沿岸・内陸交易を支えたグジャラティー・バニア (ヒンドゥー系とジャイナ系) やグジャラティー・ムスリム、さらには多くのマラーティーもボンベイに集住し、その商業的發展を支えたことも看過できない²⁹⁸。原棉やアヘンを取引した新参のボンベイ商人には、ペルシア方面との仲介貿易を行っていたユダヤ商人のデビッド・サスンも含まれる²⁹⁹。

EICの英印間貿易独占権が停止された1813年以降、リッチー・スチュワート商会 (Richie Stuart & Co. : 1817年創業)、ウィリアム・ニコル商会 (William Nicol & Co. : 1820年創業)、ジャーディン・スキナー商会 (Jardine, Skinner & Co. : 1825年創業) など、新たなイギリス系代理商会群がボンベイに根を下ろし、その諸活動を拡大させた。彼らは、インドの人びとへの同情・親交・正義を理想とする自由主義的改革思想を信条にして、EICの商業活動が停止された1833年を契機に、ボンベイ貿易を促進・保護し、新たな自由貿易の時代に対応した独自の商業組織の創設を計画した³⁰⁰。そうして、1836年9月に、ボンベイ商業会議所 (Bombay Chamber of Commerce) がボンベイ知事のロバート・グラント (在任1835年~1838年) の後見によって創設されたのである。その初代会頭には、ジャーディン・スキナー商会のジョン・スキナーを任命された。

設立当初の加盟メンバーには、(表4-1) で示すように、多くのヨーロッパ系商会のみならず、原棉・アヘン貿易で財を成したパールシーも加盟したのが特徴的である³⁰¹。1840年前後のボンベイ商業会議所では、アヘン輸出とアヘン戦争、ペルシア・アラビア諸国との関係、アフガン・シンド戦争の財政問題のほかに、特にボンベイマラバル沿岸 (トラヴァンコール王国も含む) ーセイロン間の汽船定期航路の確立のための計画が議論された³⁰²。後述するように、ボンベイと

²⁹⁷ Asiya Siddiqi, "The Business World of Jamsetjee Jejeebhoy", in Asiya Siddiqi ed., *Trade and Finance*, pp. 186-217. ジェージェイボウイは、とりわけマールワー・アヘン貿易を通して、ボンベイのジャーディン・スキナー商会やレミントン・クロフォード商会 (Remington, Crawford & Co.) をはじめ、カルカッタのライアル・マセソン商会 (Lyall, Matheson & Co.)、広州・マカオのジャーディン・マセソン商会、ロンドンのジャーディン・マニアク商会 (Jardine, Magniac & Co.) との商業ネットワークを構築した。

²⁹⁸ Christine E. Dobbin, *Urban Leadership in Western India: Politics and Communities in Bombay City, 1840-1885*, Oxford: Oxford University Press, 1972, pp. 1-8.

²⁹⁹ Caroline Plüss, "Globalizing Ethnicity with Multi-local Identification: The Parsee, Indian Muslim and Sephardic Trade Diasporas in Hong Kong", in Ina Baghdiantz McCabe, Gelina Harlaftis, and Ioanna Pepelasis Minoglou eds., *Diaspora Entrepreneurial Networks: Four Centuries of History*, Oxford & New York: Berg, 2005, p. 258.

³⁰⁰ Raymond J. F. Sullivan, *One Hundred Years of Bombay: History of the Bombay Chamber of Commerce, 1836-1936*, Bombay, 1937, pp. 4-7.

³⁰¹ Sullivan, *One Hundred Years of Bombay*, pp. 1-24. ただし、ボンベイのヨーロッパ系最老舗商会であるフォーブズ商会 (1867年に入会)、レミントン・クロフォード商会、ショットン商会、ジャムセトジー・ジーギーボーイ、デビッド・サスン商会は加盟しなかった。

³⁰² 1839年2月、ボンベイ商業会議所所属のフライス商会 (Frith & Co.) のJ・G・フライスが委員長となり、

セイロンとの関係はオリエンタル銀行の活動にとっても重要となったのである。

表 4-1 ボンベイ商業会議所の創設メンバー (1836年)

ヨーロッパ系(おもにイギリス系)商会	インド系(おもにパールシー)商会
Jardine, Skinner & Co.	Cursetjee Ardeseer & Co.
Ritchie Steuart & Co.	Dadabhoy & Muncherjee Pestonjee
William Nicol & Co.	Furdoonjee Limjee & Sons.
Dirom, Carter & Co.	Jeejeebhoy Dadabhoy & Co.
Ferguson, Turner & Co.	Framjee Cowasjee
McGrigor, Brownrigg & Co.	Cursetjee Cowasjee
Edmond Bibby & Co.	Jehangir Nassserwanjee
Gisborne Menzies & Co.	Manockjee Nowrojee
McVicar Burn & Co.	Gramjee Ruttonjee
Duncan Gibb & Co.	Nanabhoy Framjee
Gillanders, Ewart & Co.	
Higginson & Cardwell	
Frith & Co.	
W. S. Grey	
G. S. King	

出典 : Raymond J. F. Sullivan, *One Hundred Years of Bombay: History of the Bombay Chamber of Commerce, 1836-1936*, Bombay: The Times of India Press, 1937, p. 10.

ボンベイ商業会議所を創設したボンベイ商人たちには、もうひとつのプロジェクトがあった。ボンベイ銀行 (Bank of Bombay) の設立計画がそれである³⁰³。1836年12月、それは英領インドでは最初の特許株式銀行であるベンガル銀行 (Bank of Bengal) をモデルにして立案された銀行である³⁰⁴。EIC の支配領域も含めたアジア向けのロンドン株式銀行計画と同様に、ボンベイ銀行の場合も、「1807年法 (Act 47 Geo. III. Cap. 106)」に従って国王特許状の付与を判断・決定するのは EIC であった。国王特許状を付与された銀行機関は、訴訟・被訴訟能力をもつ法人格、株主の有限責任、インド政庁の引受保証をもつ銀行券の発行権という諸特権を保有して営業することができたのである。ボンベイ銀行の設立計画には、レミントン・クロフォード商会、リッキー商会、ジャムセトジー・ジージーボーイ、B & H ホルマスジー (B & H Hormasjee) という老舗商会が強く反対したが、1840年2月に EIC より国王特許状を付与され、同年4月より営業を開始した。その資本金は、当初予定されていた 300 万会社ルピーから 522 万 5 千会社ルピーへ増額された³⁰⁵。

ボンベイ銀行の取締役会には、ボンベイ政庁代表者 3 名 (主任秘書官、主計局長、財務局秘書官) の他 6 名の取締役によって構成された。その 6 名には、ハリー・ジョージ・ゴードン (リッ

「ボンベイベーセイロン間汽船交通の確立」に関する下部委員会が設置された。Bombay Chamber of Commerce, *Report of the Sub Committee of the Bombay Chamber of Commerce, appointed to obtain information respecting the prospect for establishing a Steam Communication between this Presidency and Ceylon*, Bombay: Bombay Times and Journal of Commerce Press, 1839.

³⁰³ Amiya Kumar Bagchi, *The Evolution of the State Bank of India, The Roots, 1806-1876, Part I: The Early Years, 1806-1860*, Bombay: Oxford University Press, 1987, pp. 307-319. ジェームズ・ライト (ウィリアム・ニコル商会)、A・S・フィンレイ (リッチ・スチュワート商会)、トマス・ロバート・リッチモンド (リッチモンド商会)、M・ブラウンリッグ (ブラウンリッグ商会 Brownrigg & Co.)、ダーダーバーイー・ペストンジーらが、ボンベイ銀行創設に関わった。

³⁰⁴ James Douglas, *Glimpses of Old Bombay and Western India with Other Papers*, London: Sampson Law, Marston and Company, 1900, p. 110. ベンガル銀行は 1809 年に EIC によって国王特許状を付与され、カルカッタで営業を開始した。その支店はラングーン、ミルザープル、ベナレス、パトナ、ダッカに置かれた。ベンガル銀行については、Charles Northcote Cooke, *The Rise, Progress, and Present Condition of Banking in India*, Calcutta: P. M. Cranenburgh, 1863, p. 99 を参照。

³⁰⁵ Bagchi, *The Evolution of the State Bank of India*, p. 318.

チャー・スチュワート商会)、ジェームズ・ライト (ウィリアム・ニコル商会)、F・M・デヴィッドソン (ディロム・カーター商会 Dirom, Carter & Co.)、パールシー商人のフラムジー・コーワスジーが選出された。ボンベイ商業会議所会頭を経験するゴードンとライトを含め、ボンベイを代表するヨーロッパ系代理商会とパールシー・コミュニティーの代表者たちである³⁰⁶。そして、ボンベイ銀行の初代秘書兼経理部長代理には、ウィリアム・ウォーター・カーギルという人物が就いた。ゴードンとカーギルはオリエンタル銀行の礎をつくり、前者は第2代頭取として、後者はロンドン総支配人・取締役・監査役として活躍した。

ボンベイ銀行の主要業務は、ベンガル銀行と同様に、国王特許状の条項によって細かく規定された。具体的には、銀行券の発行、譲渡可能手形の割引、現金口座の保持、短期貸付、内国為替手形の売買、ブリオンの売買、預金引受、返済不能貸付の担保の売却がそれであった³⁰⁷。とりわけ内国為替手形 (フンディー手形) の取引は、インドではシュロフやチェッティアーと呼ばれた土着銀行家たちが支配する分野であった。インド内地では多種多様な独自の貨幣が流通し、そこで商品を買いたいイギリス商人たちは、その生産地で利用できる通貨に換金可能なフンディー手形を高金利で取り扱った土着銀行家に依存せざるをえなかった。総督ベンティンクによる1835年の英領インド幣制改革 (ルピー銀貨の統一) は、シュロフが支配する内国金融システムからイギリス商人を解放し、イギリスによるインド貨幣システムの支配体制を確立しようとする重要な試みであった³⁰⁸。この意味で、ボンベイ銀行の設立は、ボンベイの有力グジャラティー・ヒンドゥー・シュロフたちに対する優位性の確立を目標にしながらも、決して彼らを排除せず、ルピー統一に対応させた西部インドの地域金融システムの再編成の始まりであったと考えられるであろう³⁰⁹。

しかし、ボンベイ銀行のより重要な特徴は、ポンド建のロンドン払い手形 (sterling bills on London) などの外国為替手形の取引 (振出、割引、売却等) が特許状によって禁止されたことであり、これもベンガル銀行と同様であった。インドにおける外国為替取引は土着銀行家や金貸業者も行なわず、もっぱら EIC とヨーロッパ系有力代理商会の領分であった。なぜなら、その取引は、EIC の政策的優先事項であった「本国費」のロンドン送金業務に直結していたからであった。EIC の本国送金手段には、大きく分けてロンドンでの「インド払い手形 (rupee bill on India)」の販売と英領インドで施行された「担保前貸制度 (Hypothecation System)」という二つのパターンがあった。両送金パターンはインドの輸出貿易が常に順調であることを前提条件とするという共通の特徴があったがゆえに、貿易活動を停止した EIC は、イギリス輸出を抑制するような為替レートの恣意的な操作・統制によって送金条件を維持した。したがって、この「担保前貸制度」はイギリス本国の商業界では極めて評判が悪かったが、インドでも例外ではなかった。1842年6月にカルカッタのイギリス商人たちが、そして1843年8月にはボンベイ商業会議所が、自然な貿易秩序の阻害・混乱を伴う EIC の二重送金システムを強く批判し、ロンドンでのインド払い手形の販売のみに限定 (担保前貸制度の廃止) するように、インド監督局へ訴えた³¹⁰。ボンベイ銀行が禁止

³⁰⁶ Bagchi, *The Evolution of the State Bank of India*, p. 471. 1840年～1859年のボンベイ銀行取締役の出身商会と選出回数は、以下のとおりである；ヨーロッパ系商会からは、レミントン商会 (6回)、リッチー・スチュワード商会 (5回)、リッキー商会 (5回)、エワート・ライオン (ギランダー・エワート) 商会 (5回)、ウィリアム・ニコル商会 (2回)、ヒギンソン・カードウェル商会 (2回)、ディロム・カーター商会、ジャーディン・スキナー商会、ブラウンリッグ商会、キャンベル・ミラー商会、G・S・グレイ商会、フォープズ商会 (以上、各1回)。パールシー商人では、フラムジー・コーワスジー、ジャムセットジー・ジージーバーイー、カストジー・ジャムセットジー、マノクジー・リムジー、ルストムジー・ジャムセットジー、フラムジー・ヌセルワンジーが選出された。

³⁰⁷ Cooke, *The Rise, Progress, and Present Condition of Banking in India*, pp. 167-168.

³⁰⁸ Rajat Kanta Ray, "Asian Capital in the Age of European Domination: The Rise of the Bazaar, 1800-1914", *Modern Asian Studies*, vol. 29, no. 3 (1995), p. 495.

³⁰⁹ Douglas, *Glimpses of Old Bombay and Western India*, p. 119. ダグラスは、1845年のボンベイにおいて内国為替手形の取引で指導的な立場にいる21のヒンドゥー・シュロフの存在を明らかにする。

³¹⁰ Cargill to Board of Trade, 15th March 1843, no. 11707, T1/4845, Treasury Board Papers and In-Letters (TBP), National Archives.

された外国為替取引を掌握する EIC のやり方への批判の高まりが、為替銀行の設立への必要性を生み出す一因となったことは間違いない。

第 2 節 「ウェスタン・インディア銀行」の登場

1842 年 5 月、英字新聞『ボンベイ・タイムズ』において、「ウェスタン・インディア銀行 (Bank of Western India)」なる民間銀行の設立を知らせる広告が掲載された³¹¹。それによると、企業形態は「株式銀行」とし、その資本金はボンベイ銀行の資本金 (552 万 5 千会社ルピー) に匹敵する 500 万会社ルピーとされた。受託者 (Trustees) にはストラトフォード・パウエル、フラムジー・コーワスジー (ボンベイ銀行取締役の一人)、S・D・マレー (ボンベイ商業会議所現会頭) が選出され、前述のトマス・ロバート・リッチモンド (ボンベイ商業会議所元会頭)、E・S・モーガン (ボンベイ銀行発起人の一人)、T・ベイラントが新銀行の取締役となっていた。その後、取締役にジョン・アレクサンダー・ラッセル (グレイ商会)、パールシー有力商人のジャガンナート・シャンカルセトとジージーボーイ・ダーダーバーイーも加わった。そして、ウェスタン・インディア銀行代表取締役 (Managing Director) には、秘書兼経理部長代理としてボンベイ銀行に勤めていたカーギルが就くことになった。1844 年 2 月になって、トマス・ロブソン、グレガー・グラント、アルダシール・ホルムスジーがさらに銀行取締役に加わった³¹²。新銀行設立の目的は、外国為替取引を中軸にして、銀行券の発行、商品を担保にした 3 ヶ月以内の前貸し、預金の受入等を行なうことであった。この新銀行が、ボンベイ銀行の限定的業務に起因する「現在の金融的・商業的な難点を改善する」³¹³ために、当地商業界の中心人物たちの大きな期待を背負って計画されたことがよくわかる。

1842 年 8 月、『ボンベイ・タイムズ』紙において、ウェスタン・インディア銀行の創設をめぐるボンベイでの為替取引から生じる弊害と投機性を糾弾したアッティクス (Atticus: 帝政ローマ時代の実業家—筆者注) なる署名入りの記事が掲載され、同銀行の創設がボンベイ現地において満場一致の賛成で受け入れられたとはいえなかった³¹⁴。この記事の著者は、アメリカ発の 1837 年恐慌³¹⁵を事例にとり、まさに銀行信用の過剰な供与によって土地投機・原棉輸出・証券輸出の不自然な拡大が誘発されて起こったことを指摘し、現在のボンベイで計画される新銀行の投機性の高い取引から人びとに有益なものがもたらされることはないと訴えていた。『ボンベイ・タイムズ』紙での記事以外にも、アリストイデス (Aristides: 清廉潔白の士として知られる古代ギリシャのアテネの政治家・軍人—筆者注) と名乗るウェスタン・インディア銀行の一人の株主がその株主全般に向けて発表した銀行批判のパンフレットもあった³¹⁶。それによると、スコットランド式銀行機関が多く、多くの点でスコットランドの繁栄に貢献した点を挙げながらも、それと類似の新銀行が、必ずしも「商業活動において世界で最も投機的で博打好きな人びとと一群」が集まるボンベイで類似の諸結果を生み出すとは限らず、むしろ社会全体に弊害をもたらす「危険な機関」だといっているのである。こうした株主からの強い批判に直面しながらも、1842 年 10 月、ウェスタン・インディア銀行はボンベイで開業し、コロンボとカルカッタに支店を開設して、為替、貸付、預金、

³¹¹ *The Bombay Times, and Journal of Commerce*, vol. 5, no. 367, 25th May 1842.

³¹² ウェスタン・インディア銀行の創設関係者に関して、Douglas, *Glimpses of Old Bombay and Western India*, pp. 113-115 に詳しい。同書には、ボンベイ商業会議所やボンベイ銀行の創設にも関わったフラムジー・コーワスジー、ジャガンナート・シャンカルセトとジージーボーイ・ダーダーバーイー、アルダシール・ホルムスジーの子息たちが、1900 年時点のボンベイで最も富裕なパールシーであり続けていたことが指摘されている。

³¹³ *The Bombay Times, and Journal of Commerce*, vol. 5, no. 392, 3rd August 1842, p. 502.

³¹⁴ *The Bombay Times, and Journal of Commerce*, vol. 5, no. 394, 13th August 1842, p. 526; *The Bombay Times, and Journal of Commerce*, vol. 5, no. 395, 20th August 1842, pp. 541-542.

³¹⁵ アメリカにおける 1837 年恐慌に関して、以下の論考が有益である。宮田美智也「アメリカにおける 1837 年恐慌と信用制度」『金沢大学経済学部論集』第 9 巻第 3 号 (1989 年)、15-52 頁。

³¹⁶ Aristides, *A Letter to the Shareholders in the Bank of Western India*, London: Pelham Richardson, 1842. この著者は、銀行計画の内実を知らされないまま株主になってしまったという経緯から、『ボンベイ・タイムズ』紙での告発的文章に刺激され、このパンフレットを通して他の株主の注意を喚起しようという狙いであった。

その他の合法的銀行業を取引し始めたのである³¹⁷。

1843年2月、カーギルを中心としたウェスタン・インディア銀行経営陣は、法人格（訴訟・被訴訟能力）と株主の有限責任の特権の取得を目指し、国王特許状の付与に関する請願書をボンベイ政庁へ送った³¹⁸。その請願書によると、多種多様な硬貨の流通とその取り扱いを独占してきたシュロフによるこれまでの不便な支払形態に取って代わり、現在最もよく利用されているのはボンベイ銀行の発行紙幣であった。それと同時に、ボンベイ銀行が放棄した外国為替取引も、ボンベイにおいて大きな需要を生み出している。とりわけ大陸ヨーロッパ（マルセイユ、ボルドー、トリエステ）の貿易商人たちが、ボンベイとのビジネス関係の構築を望んでいるというのである。彼らの要求に応えることが、ウェスタン・インディア銀行の存在意義なのであった。さらに興味深いことに、ほぼ同じ時期にロンドンで計画されていた East India Bank 側から、一つの申し入れがあったという。その申し入れとは、ウェスタン・インディア銀行をそのボンベイ店へ転換しないかというものであった。この銀行秘書役であるウィリアム・カーギルは、実は、ウェスタン・インディア銀行のカーギルの父親であった。ボンベイのカーギルたちは、その特許株式銀行の計画を大いに支持するものの、結論としては彼らからの提案を受け入れることはできず、単独での国王特許状の取得を目指したのである。

新銀行の請願書に対して、EIC 取締役会の返答は実に簡単なものであった。すなわち、インドーヨーロッパ間の為替取引を行なうウェスタン・インディア銀行には、法人格と株主の有限責任を認める国王特許状の付与は認められないというものであった³¹⁹。その却下理由は、EIC 自身の排他的権益を阻害する可能性から生じていたと考えられる。英印間の外国為替取引の支配は、EIC にとって本国送金業務の決定的な生命線であった。ボンベイ政庁は、その返答をカーギルに伝えた³²⁰。外国為替取引の禁止に加えて、さらにウェスタン・インディア銀行は、ボンベイ政庁財務局によってその銀行券の受領を拒否される事態に直面した。1844年5月、銀行経営陣は、ボンベイ財務局副財務官のジョン・ウィリアムズに宛てて銀行券の受領条件の提示を申し出た³²¹。ウィリアムズはそのことを即座にボンベイ政庁へ伝え、政庁秘書官の W・エスカンベから、「政府の指示がない限り、その銀行の紙幣受領を拒否し続ける」ように、との返答を得た。同時に、エスカンベはこの事態をインド政庁秘書官のジョセフ・ドーリンに報告し、指示を仰いだ³²²。ドーリンはエスカンベの対応に賛辞を送り、今後も同じ態度で対処するように指示した³²³。エスカンベはインド政庁からの返答内容をボンベイ銀行に知らせ、どんな条件であろうとボンベイ銀行券以外の紙幣の受領禁止であることを確認した³²⁴。ウェスタン・インディア銀行にとって、英領インドでの外国為替取引と発券業務の実現には、やはり国王特許状の取得が必須かつ緊急の課題であ

³¹⁷ Cooke, *The Rise, Progress, and Present Condition of Banking in India*, p. 141.

³¹⁸ W. W. Cargill, Managing Director, to L. R. Reid, Chief Secretary to Bombay Government, 1st February 1843, Financial Department, Vol. 4, M319-M320, Maharashtra State Archives; Directors and Proprietors of Bank of Western India to Court of Directors of East India Company, undated, Financial Department, Vol. 4, M321-M327, Maharashtra State Archives; Reid to Cargill, 13th February 1843, Financial Department, Vol. 4, M329, Maharashtra State Archives.

³¹⁹ John Cotton and other Directors of EIC to Bombay Governor, 3rd May 1843, Financial Department, Vol. 4, M331-M333, Maharashtra State Archives.

³²⁰ Bombay Government to Cargill, 15th June 1843, Financial Department, Vol. 4, M335, Maharashtra State Archives.

³²¹ Juggannath Sunkersett, A. S. Ayrton, Ardaseer Hormusjee, Dadabhoj Rustomjee to John Williams, Sub-Treasurer to General Treasury of Bombay Government, 29th May 1844, Financial Department, Vol. 4, M201-M203, Maharashtra State Archives.

³²² John Williams to E. H. Townsend, Secretary to Government, 30th May 1844, Financial Department, Vol. 4, M199, Maharashtra State Archives; Townsend to Williams, 21st June 1844; Escombe to Joseph Alexander Dorin, Secretary to Government of India, 5th July 1844, Financial Department, Vol. 4, M205-M206, Maharashtra State Archives.

³²³ Dorin to Escombe, 5th July 1844, Financial Department, Vol. 4, M209-M211, Maharashtra State Archives.

³²⁴ Escombe to James Stuart, Secretary and Treasurer to Bank of Bombay, 31st July 1844, Financial Department, Vol. 4, M215-M216, Maharashtra State Archives.

った。

1844年9月、カーギルは、銀行取締役会の要請を受けて、国王特許状の取得方法を模索するためにロンドンに向かった³²⁵。彼のロンドンでの活動内容は不明であるが、父親で East India Bank 計画に関わったウィリアムと再会して、国王特許状に関する多くの情報を得たのではないかと考えられる。カーギルはこのロンドン訪問中に、ウェスタン・インディア銀行の資本金を倍増し、経営の本部をロンドン・シティに移転することを決心した。さらに彼は、シティで店舗を構えるに際し、元ボンベイ総督の経歴を持ち、EIC 本社経営陣やインド監督局にも知られた G・W・アンダーソンをロンドン取締役会議長（代表取締役）としてリクルートした。このように、国王特許状の取得に向けた準備を着々と進めるなかで、カーギルは国王特許状の取得条件に対応する新たな定款を作成するのであった。

1845年5月、カーギルのロンドンからの帰国に際し、ウェスト・インディア銀行の特別株主総会が開催され、次のような、これまでの定款とは異なる新たな定款の重要な部分が報告された³²⁶。

- 「ウェスタン・インディア銀行」という銀行名を「オリエンタル銀行（Oriental Bank）に変更する。
- アジアのすべての経営を任されるボンベイの取締役会とは別に、ロンドンに取締役会本部を置く。
- 株一口を 50 ポンドから 100 ポンド（1,000 ルピー）へ加増する。
- 株主が望めば、保有する株券の半分を（指定の為替レートで）ポンド建株券に転換し、ロンドンで配当金を得られる。
- あらゆる訴訟・被訴訟を担当する公認弁護人と、各支店を巡回する監査役を配置する。

カーギルによって提案される定款の大きな変更は、あくまでも国王特許状の取得に向けた準備であり、ボンベイの株主たちにはなんとしても納得してもらわなければならない必要があった。カーギルの願いと情熱が通じてか、株式転換の為替レートについて株主から質問が出されたこと以外には、特に重大な反対論は提起されず、特別総会は万事滞りなく閉会した。

1845年6月になってカーギルはボンベイに帰り、即座に「ウェスタン・インディア銀行は新たな定款のもとでオリエンタル銀行という銀行名に改められ、営業を行なう」という告知文を新聞に掲載した。そして9月、オリエンタル銀行に改名して最初のインド在住株主の年次総会において、銀行の貸借対照表が公表され、香港支店の開業も株主たちに報告された³²⁷。銀行の株主は圧倒的にボンベイに集中した。1845年5月時点で、取締役を除く一般株主は 225 名で構成された³²⁸。彼らの居住地に関しては、ボンベイに最も多く 192 名、ベンガル（カルカッタ含む）に 23 名、ヨーロッパ（イギリス含む）に 11 名、ゴアとプネーに各 1 名がいた。発行株 8,480 株のうち、その約 70% の 5,770 株がボンベイ在住の一般株主によって保有されていたのである。（図 4-2）は 1845 年時点でのオリエンタル銀行の組織図である。これで示すように、取締役会がロンドンとボンベイに置かれる二重経営構造となっているが、日常的な銀行経営の決定は基本的にボンベイで行なわれていた。支店の数はボンベイを含めて 4 店舗であったが、この翌年にはシンガポール、2 年後には上海にも支店を開設し、東南・東アジアへと支店網を拡張していった。カーギルはトマス・ロブソンにボンベイ取締役会の議長を任せ、ロンドン本店の総支配人として「国王特許状」の取得に奔走することになるのであった。

³²⁵ Douglas, *Glimpses of Old Bombay and Western India*, p. 116.

³²⁶ *The Bombay Times, and Journal of Commerce*, vol. 8, no. 683, 17th May 1845, p. 330.

³²⁷ *The Bombay Times, and Journal of Commerce*, vol. 8, no. 715, 6th September 1845, p. 585.

³²⁸ Hong Kong Manager, Oriental Bank, to Hong Kong Governor, 18th September 1845, no. 130, CO/129/13, Hong Kong Original Correspondence (HKOC), National Archives, pp. 148-150.

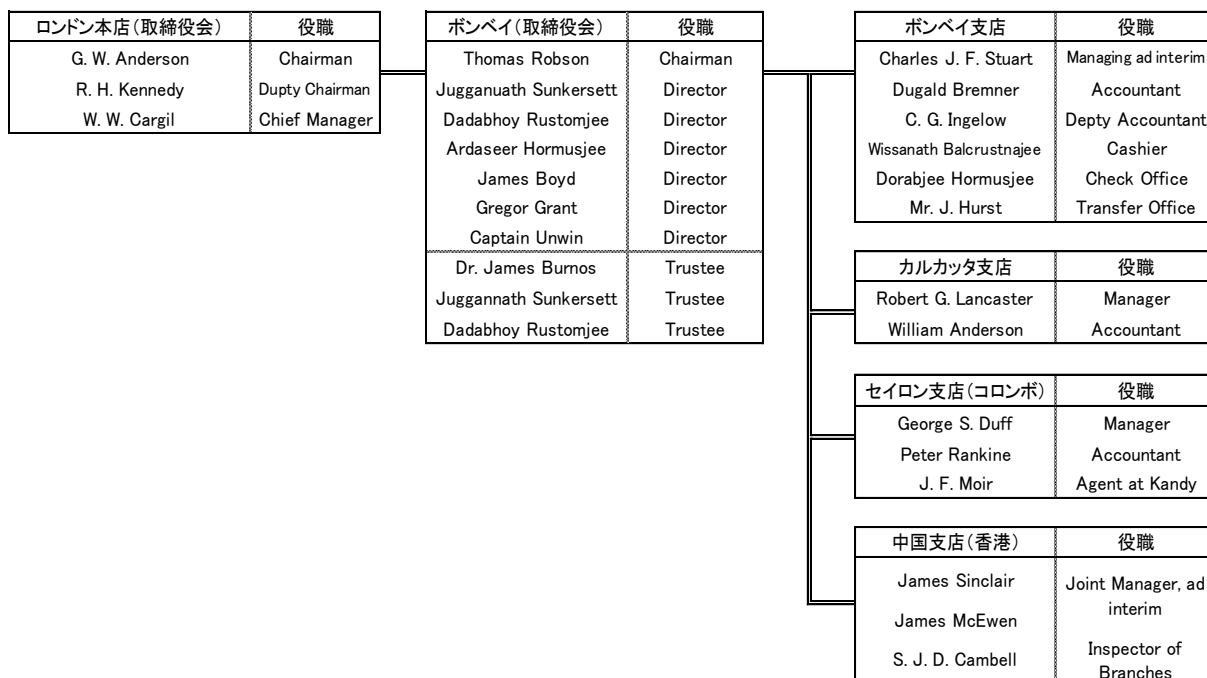


図4-2 オリエンタル銀行の組織図(1845年)

出典：James Douglas, *Glimpses of Old Bombay and Western India with Other Papers*, London: Sampson Law, Marston and Company, 1900, pp. 117-118 を参考にして、筆者が作成。

1845年9月、『ボンベイ・タイムズ』において、ボンベイ汽船海運会社(Bombay Steam Navigation Company)と大インド半島鉄道会社(Great Indian Peninsula Railway Company：1849年に元利保証の株式会社としてロンドンで創設)の株式募集広告が掲載された³²⁹。それに列挙する経営陣には、(表4-3)で示したように、まさにオリエンタル銀行とボンベイ銀行の設立関係者あるいは取締役をも兼任する有力商人が含まれている。いうまでもなく、ほぼ全員(R・F・レミントンとR・L・リッキーを除く)がボンベイ商業会議所所属会員であった。その会頭のスマイスや副会頭のグレイも、両運輸会社にバランスよく配置されているのがわかる。

ボンベイ汽船海運会社(資本金100万ルピー)は、ボンベイを基点にスーラトやカラチへの北方路線と、インド西部沿岸からセイロンまで伸びる南方路線をもつ汽船会社である³³⁰。取引銀行としてオリエンタル銀行が指定されていることから、両会社の利害関係は表裏一体であった。大インド半島鉄道会社の取引銀行はボンベイ銀行であった。

大インド半島鉄道会社は当初からボンベイ政庁やボンベイ銀行との親密な連携によって計画され、最終的にはインド政庁によって元利保証指定を受けた株式会社に成長していった。同鉄道会社取締役のジャガンナート・シャンカルセトとアクトン・S・エアトンがボンベイ汽船海運会社の取締役であり、管財人のジージーボーイ・ダーダーバーイーはその海運会社の管財人と取締役を兼任していた点である。この3者は前述したウェスト・インディア銀行の創設計画者でもあった。かくして、オリエンタル銀行はボンベイの商業界のコア部分を牛耳る有力商人によって設立・経営されていた。

³²⁹ *The Bombay Times, and Journal of Commerce*, vol. 8, no. 715, 6th September 1845, p. 586. ボンベイ汽船海運会社の正確な設立時期は不明だというのが一般的だが、少なくとも1845年9月時点ですでに詳細な計画に基づき株式が募集されている。

³³⁰ Edwardes, *The Gazetteer of Bombay City and Island*, p. 399.

表4-3 ボンベイ有力商人の会社取締役兼任（1845年）

	オリエンタル銀行(ボンベイ)	ボンベイ汽船海運会社	大インド半島鉄道会社(ボンベイ)	ボンベイ銀行
Chairman	Thomas Robson	Gregor Grant	J. P. Willoughby	J. P. Willoughby
Director	T. R. Richmond	T. R. Richmond	R. W. Crawford	E. H. Townsend
Director	Jugganath Sunkersett	Jugganath Sunkersett	Jugganath Sunkersett	W. C. Bruce
Director	Dadabhoy Rustomjee	Dadabhoy Rustomjee	Dadabhoy Pestomjee	R. L. Leckie
Director	Gregor Grant	L. O. C. Rivett	Captain J. Swanson	Captain J. Swanson
Director	James Boyd	A. S. Ayrton	A. S. Ayrton	Edward Lyon
Director	Captain Unwin	W. S. Grey	Cursetjee Jamesetjee	Cursetjee Jamesetjee
Director	Ardaseer Hormusjee	Jejeebhoy Dadabhoy	J. Smith 他9名	
Trustee	Dr. James Burnos	T. R. Richmond	P. W. LeGrett	
Trustee	Juggannath Sunkersett	Jejeebhoy Dadabhoy	Jejeebhoy Dadabhoy	
Trustee	Dadabhoy Rustomjee	Dadabhoy Rustomjee	R. F. Remington	
Banker		オリエンタル銀行	ボンベイ銀行	

注：網かけは重複者。

出典：オリエンタル銀行に関して、James Douglas, *Glimpses of Old Bombay and Western India with Other Papers*, London: Sampson Law, Marston and Company, 1900, pp. 117-118; ボンベイ汽船海運会社と大インド半島鉄道会社に関して、*The Bombay Times, and Journal of Commerce*, vol. 8, no. 715, 6th September 1845, p. 586; ボンベイ銀行に関して、Amiya Kumar Bagchi, *The Evolution of the State Bank of India, The Roots, 1806-1876, Part I: The Early Years, 1806-1860*, Bombay: Oxford University Press, 1987, p. 471。

第3節 香港での銀行業

ウェスト・インディア銀行の経営陣は、彼らがアヘン貿易を通して強いビジネス・ネットワークをもっていた華南地域という「場」を設立当初から重要視していた。周知のように、イギリス政府は、南京条約の締結によって従来の広東貿易体制を解体させ、清朝中国に割譲させた香港島を外国貨物への関税が免除された「自由港」として建設した。1842年3月、初代総督のヘンリー・ポテンジャーは、対外貿易には関係のないバザール取引に関する布告を発表し、ドル系硬貨（メキシコ、スペイン）、会社ルピー、中国の銅銭を香港島での法定通貨とした³³¹。香港では、とにかく貨幣が不足していたのである。イギリスその他の外国の硬貨は非法定通貨とされたが、バザールでの利用は認められた。この2ヵ月後、さらなる布告が出され、香港でのすべての政府取引・商業取引の本位貨幣をメキシコドルその他の南米系ドルと決定された。

しかし、1844年6月、貨幣の不足と混乱が際立つ香港ではイングランド硬貨を唯一の法定通貨にすべきであると総督のジョン・デイヴィスへ進言したのが、香港政庁財務官のロバート・モンゴメリー・マーチンであった³³²。ロンドンでアジア向け株式銀行の設立計画を推進したマーチンである。香港に赴任して直後、彼は通貨・為替事情を調査し、イングランド通貨単位で記載される政府勘定、日常的に必要な少額貨幣の不足、広州周辺での伝統的なイギリス硬貨の通用性の高さ、ルピーの不便性という観点から、イギリス硬貨の本位貨幣化を主張した。マーチンはとりわけ香港でのルピーの流通を嫌悪した。というのは、ベンガル宛政府手形をドルで購入しなければならぬアヘン貿易商人や俸給をルピー建てで受け取る香港駐留の軍隊が、ドル高ルピー安の為替相場から大きな差損を余儀なくされていたからであった。そのうえ、マーチンは、インド以外の植民地ではイギリス硬貨の使用（1ドル＝4シリング2ペンス）が標準であり、香港でもそれを導入するのが得策である点を強調した³³³。香港総督のデイヴィスもマーチンの提案に同意し、本

³³¹ Robert Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, London: Her Majesty's Stationary Office, 1893, p. 372.

³³² R. M. Martin, Treasurer of Hong Kong, to J. T. Davis, Governor Commander in Chief of Hong Kong, 7th June 1844, no. 1579, CO/126/6, HKOC, pp. 247-255.

³³³ Martin to Davis, 14th June 1844, no. 30, CO/126/6, HKOC, pp. 253-254. マーチンによると、1825年の枢密院勅令では1ドルが4シリング4ペンスで固定されたが、1838年のそれによって、4シリング2ペンスに変更され、その為替レートはすでに西インド諸島、カナダ、その他の英領植民地で採用されていた。

国植民地省へ報告した。こうして公布されたのが、香港の1844年枢密院勅令（11月28日付）であった。この勅令は、香港市中において従来の各種貨幣の流通を認める一方で、イギリスのポンド貨幣を法定通貨と定めた³³⁴。とはいえ、実際には、香港ではスペインドルやメキシコドルといったドル系銀貨への選好力は、とりわけそれらが対外貿易決済で主流であったゆえに、非常に根強かった。その金融決済の「場」も、しばらくは広州であり続けたのである。

このような金融事情の香港において、ウェスタン・インディア銀行は1844年末に支店を開設して、植民地財政の歳出入手段として銀行券が使用され、香港の政庁会計を管理する指定銀行として承認してもらえるように、香港政庁や本国政府に訴えた。香港店支配人のA・キャンベルは、紙幣流通半額と同額のEICや他の政府の証券を担保とし、紙幣最低額を5ドル以上とすることを提案した³³⁵。

通貨不足に苦慮する香港政庁は、キャンベルからの提案をもとに、3名以上の支店評議会の設置や銀行金庫での紙幣流通半額の硬貨・ブリオンの保有等が追加され、銀行券の受入条件を提示した³³⁶。そして、同政庁は、植民地担当大臣のスタンリー卿に宛てて、ウェスタン・インディア銀行香港店からの提案を報告し、すべての現金支払いが困難である香港において極めて有効な解決策として銀行券の流通を提案するのであった³³⁷。さらに香港政庁は、そこで勤務する行政官の給料をスペインドルで支払うことを定めた覚書を植民地大臣へ送ったが、その際にも、あらゆる支払い行為が秤量の過程を通じて行なわれる変則的かつ複雑な環境において、銀行券の発行は香港の社会に大きな恩恵となるであろうと強調した³³⁸。ウェスタン・インディア銀行の発券業務が香港政庁によって強く支持されていたことを示すよい事例である。

他方、本国政府では、植民地省が上記のウェスタン・インディア銀行香港店の提案に関する審議を大蔵省へ依頼した³³⁹。この事案に関して、大蔵省で植民地実業担当事務官に就いていたジョージ・ウィリアム・ブランドが、同省の見解を植民地省常任次官のジャン・ステファンへ伝えた。それは、本国政府の認可で法人格を持たない銀行会社の提案ならびに香港政庁の意向を一切認めないという大蔵省の厳しい判断であった³⁴⁰。大蔵省秘書官補のトレヴェリアンは、同事案の全面却下を正式に植民地省へ報告した³⁴¹。彼は、植民地財務局が銀行または個人によって発行された紙幣を受領する取り決めを断念するように強調した。植民地大臣のスタンリー卿は、大蔵省からの返答を本国政府の決定として、香港総督のデイヴィスへ通知した³⁴²。その内容は、くりかえしになるが、本国政府から法人格を付与されていない銀行会社の紙幣を発行・流通させ、香港財務局で受領可能にしようとする香港政庁の計画は決して認められないというものであった。

法人格の有無に言及したトレヴェリアンの発言は、ちょうど同時期に審議されていた「植民地における銀行会社の法人格に関する規制と条件」（「1846年植民地銀行規制」として結実—筆者注）を反映していたと考えられる。20条項で構成されたこの規制体系は、「1840年植民地銀行規制」を改定した特許状作成のガイドラインであり、しかも、6名以上の株主を持つ銀行のイングランドでの設立には「法人格」付与の「国王特許状」を必須とした1844年株式銀行法（Act 7 & 8 Vict., c. 113）との関連で決められた³⁴³。そのことを象徴するように、1835年以来、植民地銀行の特許状

³³⁴ Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, pp. 372-373.

³³⁵ S. L. D. Campbell, Hong Kong Manager, to T. Davis, Colonial Secretary of Hong Kong, 25th November 1844, no. 81, CO/129/7, HKOC pp. 356-360.

³³⁶ Davis to Campbell, 7th December 1844, no. 81, CO/129/7, HKOC, pp. 356-360; Campbell to Davis, 9th December 1844, no. 81, CO/129/7, HKOC, pp. 356-360.

³³⁷ Davis to Lord Stanley, Secretary of State for Colonies, 31st December 1844, no. 81, CO/129/7, HKOC, pp. 356-360.

³³⁸ Davis to Lord Stanley, 18th January 1845, no. 3, CO/129/11, HKOC, pp. 22-24.

³³⁹ Lord Stanley to Treasury, 16th May 1845, no. 81, CO/129/7, HKOC, pp. 356-360.

³⁴⁰ George W. Brande, Memorandum, 1st July 1845, no. 10155, T/1/5110, TBP.

³⁴¹ Treasury to Colonial Office, 2nd July 1845, no. 1177, CO/129/14, HKOC.

³⁴² Lord Stanley to Davis, 15th July 1845, no. 81, CO/129/7, HKOC, pp. 356-360.

³⁴³ Brande, Treasury Minute respecting Regulation for Colonial Banking Companies, 11th November 1845, no.

によって認められてきた法人格の付与が、1846年規制において改めて明記されたのである。

1846年規制で新たに追加された条項では、銀行券の発行に関するものが特に目を引く。「発券の権限と、銀行家としての活動との間には区別がある」、「銀行券を含む銀行の負債総額は払込資本の3倍を超過してはならない」、「銀行券の発行総額は払込資本額を超過してはならない」という諸条件は、通貨学派の論理で1844年に制定されたイングランド銀行法(Act 7 & 8 Vict., c. 32)の方針を踏襲していると考えられる³⁴⁴。このように事細かな銀行規制をもとに作成された国王特許状の取得によって、オリエンタル銀行のような植民地銀行は、「法人格」のほかに、イングランドの株式銀行には認められていなかった「株主の(倍額)有限責任」や「銀行券の発行」という特権を獲得できたのである。

香港政庁は、1845年9月15日、この政府決定のすべてをオリエンタル銀行(同年6月に改名一筆者注)の香港店に報告した。銀行側は、銀行が本国政府からの国王特許状を取得して法人化したならば、同銀行の要望を実現できると解釈した。香港店支配人のキャンベルは、国王特許状の取得に向けた本国政府との交渉では支援を大いに期待すると香港総督のデイヴィスに訴えた³⁴⁵。デイヴィスは、植民地担当大臣のスタンリー卿に宛てて書簡を出し、支払い時に未だに秤量の慣習のある香港で信用の高い銀行券を流通させることから得られる大きな便宜を強調した。それゆえ、彼は、オリエンタル銀行の法人化が香港金融事情の難点を解消すると信じ、本国政府もそれを承認・支持するだろうと考えていた³⁴⁶。香港総督も支持する銀行券の利用問題は、こうして、オリエンタル銀行自体の法人化に関する「国王特許状」の申請へと発展し、香港政庁から植民地省へ伝えられることになったのである。植民地省常任次官のステファンは、担当大臣のスタンリー卿の指示により、香港総督からの書簡を大蔵省へ転送した³⁴⁷。

オリエンタル銀行香港店支配人のH・T・バーンズは、1846年6月27日より発行し始めた銀行券の流通額に関する報告書を香港政庁へ提出した。彼は、オリエンタル銀行発行の銀行券は香港財務局では引き受けられていなかったが、その流通量の漸進的増加と香港での強い選好性を強調する³⁴⁸。その根拠となった数値が(図4-4)である。銀行券が発行されて3ヶ月が過ぎる頃からその流通量が増加し、一時的に減じるものの、バーンズが主張するように、1847年3月下旬から急増している。ここで取り上げる1年3ヶ月の間に、香港におけるオリエンタル銀行券の流通量は実に約60倍増であったことがみてとれよう。ある場所から別の場所への運搬を容易にする銀行券の長所は、銀の移送経費を伴わないことである以上に、秤量による支払いに必ず付随する損失から免れている点にある。これこそが香港での銀行券を普及にさせるのに貢献し、あらゆる利害集団に利益を与える便宜となろうと、バーンズは訴えた³⁴⁹。香港総督のデイヴィスは、バーンズの報告書を本国植民地大臣のグレイに送付し、香港商業界から支持されるオリエンタル銀行の公益性を指摘した。それゆえ、彼は、オリエンタル銀行の正貨準備額を超えない額の銀行券が香港財務局で引き受けられる政策の思案を訴えるのであった³⁵⁰。

22032, T/1/5133, TBP; 菅原歩「国際銀行の前史」西村他編著『国際銀行とアジア』、416-428頁。

³⁴⁴ 本山美彦「The Oriental Bank Corporation, 1851—84年(下) —世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—」『経済論叢』第121巻第1・2号(1978年)、14-17頁。

³⁴⁵ Campbell to Davis, 17th September 1845, no. 130, CO/129/13, HKOC, pp. 144-145.

³⁴⁶ Davis to Lord Stanley, 21st September 1845, no. 130, CO/129/13, HKOC, pp. 142-143.

³⁴⁷ Stephan to C. L. Trevelyan, Assistant Secretary to Treasury, 29th November 1845, no. 23448, T/1/5110, TBP.

³⁴⁸ Return shewing Weekly Circulation of Hong Kong Branch of Oriental Bank, 2nd September 1847, no. 97, CO/129/21, HKOC, p. 23.

³⁴⁹ H. T. Burn, Hong Kong Manager of Oriental Bank, to Major Wm. Caine, Colonial Secretary of Hong Kong, 2nd September 1847, no. 687, CO/129/21, HKOC, pp. 21-22.

³⁵⁰ Davis to Earl Grey, Secretary of State for Colonies, 6th September 1847, no. 97, CO/129/21, HKOC, pp. 19-20.

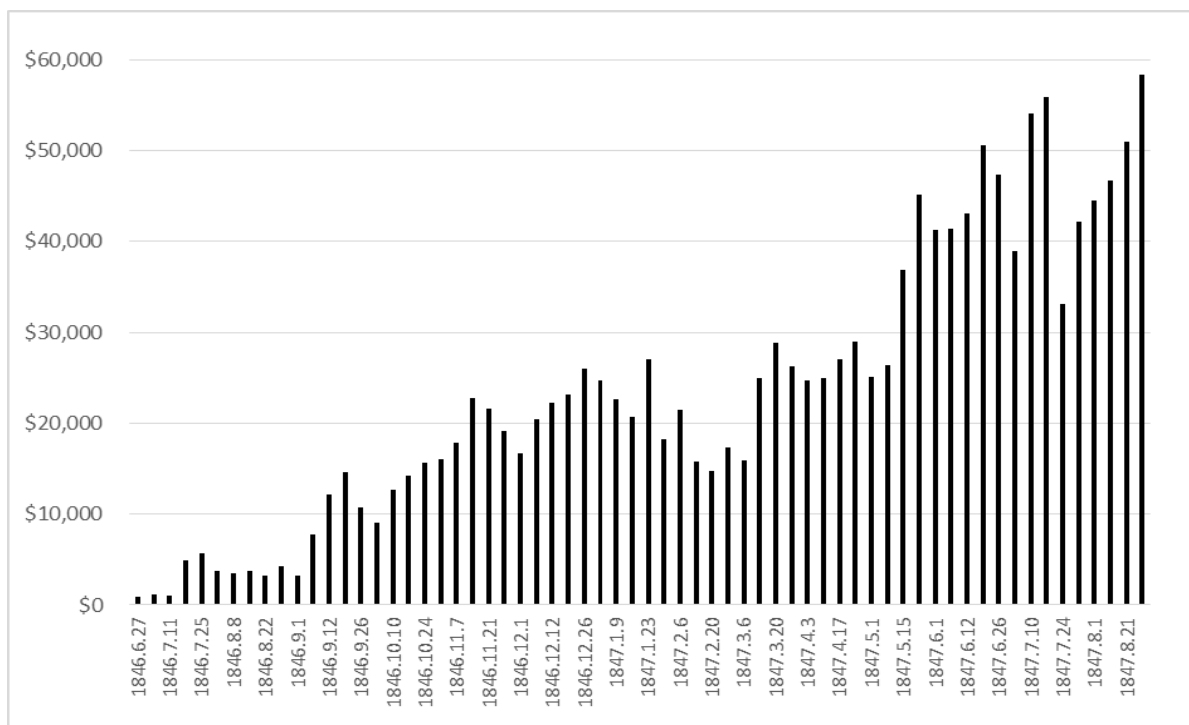


図4-4 オリエンタル銀行香港店の銀行券流通額（週間）

出典：Return shewing Weekly Circulation of Hong Kong Branch of Oriental Bank, 2nd September 1947, no. 97, CO/129/21, HKOC, p. 23.

大蔵省内では、ブランドとトレヴェリアンとの間で、オリエンタル銀行問題が議論された³⁵¹。植民地実業関係を担当していたブランドは、ここで極めて重要な点を指摘した。それは、同銀行が法人格を持つ「株式銀行」として銀行券を発行・流通させる営業地域が、EICの支配領域を含んでいることであった。ブランドが言うには、EIC支配領域内での銀行業に関する法律や規制に関してまったく情報がないが、そこで銀行券を流通させ、危険な投機に促すような銀行機関へのEICの反対は必然であった。それゆえに、EICからの同意が、オリエンタル銀行に特許状特権を付与する準備の必須の前提条件であろうと指摘された。それに関連して、同銀行の所有権や資本が国王裁判権の管轄域外にあるという点が、特許状申請に対する本国政府側での反対論をより強いものにしていった。そして、大蔵省は、何よりもオリエンタル銀行への排他的特権あるいは独占権の付与を含んだ「不当」で「不正義」な取り決めを問題視した。ブランドは、担当大臣のグレイにもオリエンタル銀行の独占状態への注意を促していた³⁵²。

第4節 セイロンでの銀行業

オリエンタル銀行は、セイロン島でも事業の拡大を目論んだ。しかし、セイロンはポルトガルとオランダの植民地支配も経験しており、より複雑な貨幣・金融事情を抱えていた。1795年にイギリスがセイロンを領有した時、そこには南インドで鑄造された銅貨（fanam）と紙幣（Dutch rix-dollar notes）が流通していた。初代総督のフレディリック・ノース（在位1798～1805年）は、不換紙幣となっていたオランダ紙幣の回収のためにセイロン政庁兌換紙幣（British rix dollar notesといわれた政府紙幣）を発行し、さらに大型取引には不便な銅貨に代わる銀貨（silver rix dollars）を鑄造し始めた。とはいえ、その新たに導入した高品質の銀貨は不完全な硬貨の普及によって流通

³⁵¹ Brande to Trevelyan, Memorandum (5th July 1846), included by Treasury to Oriental Bank, 23rd December 1850, no. 25562, T/1/5624, TBP.

³⁵² Brande to Charles Wood, Chancellor of Exchequer, Oriental Bank Branch at Hong Kong, 15th January 1849, no. 25562, T/1/5624, TBP.

から姿を消し、貨幣不足を解消する役割を果たせなかった。他方、政府紙幣の発行はセイロン政庁の負債増大を意味し、カンディー王国との長期交戦状態（1803～18年）等による財政悪化はその不換化をたびたび招いていた。イギリス政府はその状況を鑑み、政府紙幣流通量の増大には大きな懸念を表明するのであった³⁵³。

本国大蔵省は、その主導によって枢密院勅令（1825年大蔵省覚書）の公布を実現した。その勅令は、イギリス本国の金本位制（本位貨＝ソブリン金貨、補助貨＝シリング銀貨）を体現する帝国統一幣制の導入計画であり、セイロンにも適用された。具体的には、通貨の呼称がスターリング単位となり、公的取引全般でのシリング銀貨の使用とそれを対価とする本国大蔵省宛スターリング手形の販売制度が同時に導入される内容であった³⁵⁴。後者のスターリング手形の供給は、植民地内に滞留する大量の政府紙幣を回収し、かつシリング銀貨の本国還流を抑止するという重要な役割をもっていたのである。この通貨政策の目的は、本国による植民地への銀貨（国内流通用貨幣）の供給業務と植民地政庁によるスターリング手形（対外決済用貨幣）の発行業務を切断したうえで再結合して、両業務によって回収した政府紙幣の代わりに、シリング銀貨を植民地内に循環・定着させることであった³⁵⁵。それにもかかわらず、シリング銀貨は現実にはセイロンでほとんど流通せず、投機目的のために、あるいは貿易収支の恒常的赤字構造のためにインドへ流出し続けてしまった。

セイロンでより強い選好性を示したのは、インド亜大陸から大量に流入してきた各種ルピー貨であった。1820年代より始まった島内におけるコーヒー輸出経済の漸進的進展³⁵⁶に伴い、近接の南インドからの移民労働者の数と彼らの生活物資（おもに食糧）の輸入が増加した結果、ルピー貨への需要が強まったのである。セイロン政庁は、それらルピー貨に対してもスターリング手形を発行し始めた³⁵⁷。1836年後半になると、カルカッタでルピーの対スターリング為替が上昇し、その相場を求めてセイロンからルピー貨が大量に持ち出され始めた。同年9月、セイロン総督のロバート・ホートン（在位 1831～37年）は、前年のインド幣制統一で本位貨として導入された「会社ルピー」を採用し、セイロンからルピー流出の抑制のために大幅な過高評価を決定した。ホートンの決断は、1825年勅令を事実上放棄し、インド通貨圏の強い影響力のなかで貨幣供給を行なわざるを得ないセイロン特有の金融事情を物語っている。セイロンがインド通貨圏内に属する特徴の一つには、南インドのタミール地方に本拠地をもつチェッティアー（チェティ）という土着商人たちの主要な金融的役割も挙げられよう³⁵⁸。セイロンのチェッティアーは、インドーセイロン間の送金取引と貿易決済に対応するために、たとえばマドラスの輸出商人がコロンボの輸入商宛に振り出したファンディー手形へのルピー貨の支払いを行っていた。彼らは自らの商品貿易を（特にセイロン米市場を独占）支配することによって、ルピー貨による金融取引も主導したのである³⁵⁹。

1825年勅令からの逸脱という意味で、エドワード・バーンズ（在位 1824～31年）以来のセイロン歴代総督が、その勅令で回収の対象となった政府紙幣の必要性和増額を訴えていた点も重要である³⁶⁰。しかも、バーンズやスチュワート・マッケンジー（在位 1837～41年）の要求は10シ

³⁵³ H. A. de s. Sunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon: An Analysis of Monetary Experience 1825-1957*, London: G. Bell & Sons LTD., 1962, pp. 3-6.

³⁵⁴ Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, pp. 417-424.

³⁵⁵ 本山美彦「The Oriental Bank Corporation, 1851—84年（中）—世界市場創設期におけるアジアの為替と信用」『経済論叢』第120巻第5・6号（1977年）、2-3頁。

³⁵⁶ Roland Wenzlhuemer, *From Coffee to Tea Cultivation in Ceylon, 1880-1900: An Economic and Social History*, Laiden: Brill, 2008, pp. 54-55.

³⁵⁷ Sunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, p. 12.

³⁵⁸ H. D. Andree, "The Progress of Banking in Ceylon", *Bankers' Magazine, Journal of the Money Market and Commercial Digest*, vol. 23, London: Groombridge & Sons, 1863, p. 379.

³⁵⁹ David West Rudner, *Cast and Capitalism in Colonial India: The Nattukottai Chettiars*, Berkeley: University of California Press, 1994, pp. 58-60.

³⁶⁰ Sunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, pp. 15-17.

リングと5シリングの小額紙幣の発行であった。この1ポンド未満の小額紙幣の緊急の必要性も、ルピー貨の流入と同様に、コーヒー輸出経済の発展と深く関係した。セイロンの主要輸出商品は、シナモン、香辛料、ヤシ油、真珠等などであったが、1830年代にはコーヒーがそれに加わるようになった。1820年代からイギリス人経営のコーヒー大農園が出現し始め、総督のバーンズや政庁役人も個人的にコーヒー産業に関わった³⁶¹。1840年までには、セイロン島で4万エーカー以上の土地がコーヒー農園として開発され、とりわけその内陸部のカンディー周辺の高地帯に集中した³⁶²。プランテーションの経営者たちは、安価に雇ったインド人移民労働者の賃金を支払うために、遠方の険しい山岳地帯まで硬貨の入った重い袋を背負って行かなければならなかった。それゆえに、彼らは、軽量で携帯しやすく、かつ低額賃金の支払いに便利な小額紙幣の必要性を訴えていたのである。しかし、本国大蔵省は植民地財政の負担増を嫌悪し、セイロンからの要求を却下し続けた。

セイロンのコーヒー輸出量は1830年代後半から増加し、1844年にイギリスで西インド植民地や蘭領ジャバ産のコーヒーへの特惠関税が廃止された結果、一大ブームとなって急成長した³⁶³。セイロンのモノカルチャー型輸出貿易への変容が急速に進行し、当地における商業的かつ社会的な要求が高まった通貨の恒常的不足状態を生み出したのである。まさにこの最中の1841年6月、セイロンで最初の銀行となるセイロン銀行が、おもにロンドンのセイロン貿易商人たちによって、法人格付与と株主有限責任を承認する国王特許状の取得を伴って設立された³⁶⁴。1843年にはボンベイのウェスト・インディア銀行（オリエンタル銀行）がコロombo店を開設し、カンディーにも出張所を置いた。両銀行とも、主としてコーヒー栽培の促進のために、特許状で禁止されていた担保に基づく農園経営者への資金の貸し出しのほかに、キャッシュ・クレジットの授与や銀行券の発行などの銀行取引を行ない、これまで失敗続きであった安定的な貨幣供給を実現するように計画されたのである。ロンドンやボンベイで調達された多額の運転資金を有する株式銀行は、商業的に優位に立つチェンナイの一部に取って代わっていった。

1846年1月、セイロン総督のコリン・キャンベルは、植民地担当大臣（ウィリアム・グラッドストーン）に対して、正貨の欠乏と諸銀行による農園経営者への必要便宜供与能力の欠如から生じている混乱と、その結果としてのコーヒー園の賃金労働者の一部解雇に関して報告した³⁶⁵。キャンベルによると、この貨幣不足の原因はボンベイ―香港間での為替取引から生じるボンベイ貨幣市場の小混乱にあり、それゆえ、おもにボンベイから供給されるセイロンへの貨幣が一時的に欠乏していた。さらに彼は、この混乱への対策として、マドラスやカルカッタで提示すればいつでも銀へ即兌換できるEIC証券（Company's papers）をオリエンタル銀行から受領したことも指摘する。この手形は、労働者への支払いで銀の調達不能なプランターへのつなぎ融資の担保として有効であった。セイロンの金融的不都合はかなり解消されつつあるとキャンベルはみていたが、その過程においてインド沿岸部から正貨を得ようとする銀行や商人たちの尽力を高く評価したのである。

キャンベルの後任総督であるジョージ・トリントンは、1847年5月のセイロン赴任直後、その財政状況の悪さを本国植民地省に報告しているが、彼が何より驚いたのは政府紙幣の予想以上の流通量と遊休在庫、さらにはその数値が帳簿のうで資産（貸方）として間違っって処理されていた現状であった。政府紙幣は政府にとっては負債（借方）なのであり、一見黒字にみえるセイロンの財政状況は実は赤字続きなのである。それゆえ、出回っている政府紙幣は、金属鑄貨で代替しながら回収されるべきというのがトリントンの強い主張であった。そして彼は、紙幣の発行に

³⁶¹ Wenzlhuemer, *From Coffee to Tea Cultivation in Ceylon*, p. 54.

³⁶² Sunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, p. 23.

³⁶³ Wenzlhuemer, *From Coffee to Tea Cultivation in Ceylon*, p. 60.

³⁶⁴ Cooke, *The Rise, Progress, and Present Condition of Banking in India*, p. 363.

³⁶⁵ Colin Campbell, Ceylon Governor, to Lord Stanley, Secretary of State for Colonies, 16th January 1846, no. 462, CO/54/223, Ceylon Original Correspondence (COC), National Archives, pp. 257-259.

よって多くの便宜を供与し、政府から紙幣発行の必要性を取り除く存在としてセイロン銀行とオリエンタル銀行に注目するのである³⁶⁶。(表4-5)は1847年9月末日のセイロンで発行された各紙幣の流通量に関する調査資料である。この時点では、セイロン政府が発行する政府紙幣の流通量が最も多かったのが一目瞭然であるが、2つの民間銀行も独自に紙幣(銀行券)を発行し、その流通量を増やしていた。トリントンはこの点を強調し、植民地政府の発券業務を強く嫌悪したのである。しかし、他方において、トリントンは、セイロン全体として合法的な商業的要求に対する貨幣流通量も銀行資本も不十分であるゆえに、政府紙幣の増発を叫ぶ意見が多いことも認識していた³⁶⁷。将来的に発展が期待される2銀行ではあるが、現在採用すべき緊急の方策は銀行の紙幣発行を調整し、社会一般に十分な保証を与えることであつた。そして、それが達成されしだい、政府業務の一部(発券業務)を諸銀行に委ねるのがよいかどうか審議する。これがトリントンの報告内容であつた。

表4-5 セイロンにおける紙幣流通量(1847年9月30日)

政府紙幣	紙幣発行額	地方銀行保有額		実質流通量
	£51,062	£7,752		£43,210
セイロン銀行	紙幣発行額	カンディー店保有額	オリエンタル銀行保有額	実質流通量
	£18,621	£3,280	£1,001	£14,340
オリエンタル銀行	紙幣発行額	セイロン銀行保有額		実質流通量
	£17,670	£870		£16,800

出典：Memorandum on the Monetary Condition of Ceylon from the Commencement of the British Occupation to the Present Time, 11th November 1847, no. 153, CO/54/240, COC, National Archives, p. 318.

これに反論し、植民地での政府紙幣の有益性を重視したのは、植民地担当大臣のヘンリー・グレイ(The 3rd Earl Grey: 在位 1847~52年)であつた。グレイの主張は、過剰発行を防止する適切な規制を設けるならば、政府紙幣というのは交換媒体として金属鑄貨よりも安全・安価で便利であり、社会的にも資本節約的であるという通貨学派の論理そのものであつた³⁶⁸。それゆえ、トリントンは主張する政府紙幣の回収ではなく、グレイはこれまでのようにその流通と利用を指示した。グレイはニュージーランド総督にも同じ見解を示したばかりで、紙幣の発行を政府業務の特別かつ重要な一つとして主張していた³⁶⁹。植民地政府の発券業務を敬遠するトリントンは、即座にグレイの考え方に反論する書簡を送つた³⁷⁰。その内容は、本国通貨制度を反映する他の植民地通貨政策を安易にインド・ルピー圏に属するセイロンへ適用することへの疑念に満ち溢れていた。さらに、金融代理機関(管区銀行のこと一筆者注)を通して財政負担を軽減させるEICのようなやり方はセイロンでは通用しないことも付け加えられた。この書簡からも、トリントンは紙幣の取扱いを完全な民間銀行の業務とみなしていたのは明らかである。

こうしたなか、1848年2月、オリエンタル銀行ボンベイ取締役会は、銀行自体、そしてセイロンの大衆の利益にもなるという確信から、そのセイロン店に法人格を付与するための地域限定の国王特許状を本国政府へ申請する旨を、トリントンへ報告した³⁷¹。事実、セイロン店に配分され

³⁶⁶ Viscount Torrington, Ceylon Governor, to Earl Grey, Secretary of State for Colonies, 8th June 1847, no. 20, CO/54/237, COC.

³⁶⁷ Torrington to Earl Grey, 8th July 1847, no. 47, CO/54/237, COC, pp. 79-83.

³⁶⁸ Earl Grey to Torrington, 6th August 1847, no. 66, CO/54/237, COC. ピールの銀行法(1844年)の理論的枠組みを形成した通貨学派の主張とは、たとえば、「紙幣の流通量は鑄貨を支配する法則に従わせるべきである」というものであつた。

³⁶⁹ Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, p. 287.

³⁷⁰ Torrington to Earl Grey, 11th November 1847, no. 2503, CO/54/240, COC, pp. 195-208.

³⁷¹ Oriental Bank (Bombay) to Torrington, 18th February 1848, no. 86, CO/54/248, COC, pp. 256-258.

る運用資本が開業以来、順調に増額し、インドや中国からの正貨も当地での貨幣不足を補てんするようにかなり流入していた。しかし、銀行側がより強調した点は、特許状の取得のために作成される会社定款がセイロンでの銀行取引を通常以上にうまく機能させることであった。株主たちはさらなる制限にも飲んで同意するとも述べられ、より安定した原理のもとで銀行業が行なわれることをトリントンへ訴えようとしたのである。これに対して、トリントンは、親会社の単なる一支店に法人格を認める特許状が付与された事例を知らないとしつつ、安定した確かな原則に基づく特許状の諸便宜を認識しているとし、オリエンタル銀行の計画に異議はないと銀行側へ伝えた³⁷²。

ほぼ同時に、トリントンは、このオリエンタル銀行問題を、政府紙幣をめぐる激しく意見を対立させていた植民地大臣のグレイへ報告し、その指示を仰いだ³⁷³。そこでは、もしこの一つの銀行支店に限定した特許状が付与されると、それはセイロン島で独自の支店網を持つ別個の地方銀行への改組を意味することが指摘された。トリントンは、オリエンタル銀行の変遷を踏まえ、その定款の規定を精査する。彼は、ボンベイやロンドンの経営方針によって支店機能が変化する特徴を指摘しつつ、カンディーやガールにも副支店を開設するオリエンタル銀行は払込資本金の1/9 (10万ポンド) をセイロンに配分し、為替取引や正貨供給の面で社会の商業的・貿易的要求に最大限に貢献すると述べている。

セイロンでの政府紙幣やオリエンタル銀行の諸問題に関して植民地省から報告を受けた大蔵省は、基本的には植民地省の見解に同意していた³⁷⁴。同省は、セイロン政庁と地方銀行との連携関係に不快感を示し、適切な規制と担保のもとで発行される政府紙幣の長所とその流通の現状維持を評価していた。それゆえに、特にセイロン諸銀行の発券量の制限を強化し、新しい発券銀行の設立も一切禁止されるべきであると結論づけられた。ただし、大蔵省はセイロン政庁の財政難を懸念し、その解消策として政府紙幣の発行・流通量の増加を推奨するグレイの計画には、同地での金融的混乱を招きかねないという理由によって強く反対した。同省秘書官補のトレヴェリアンによると、セイロンで採用すべき決定的な政策は財政支出の削減であり、負債の増大を招く紙幣発行ではないというのである。これに対して、植民地大臣のグレイは、大財政難の時は政府紙幣の発行を拡大する時代ではないことは認めるが、現在のセイロンでの資本緊縮案を避ける通貨・金融政策を、できるだけ早く大蔵省に同意してほしいと懇願した³⁷⁵。オリエンタル銀行問題に関しても、グレイは、最近起こった悲惨な結果を勘案すると、植民地当局以外の公共機関による紙幣発行を推奨するのは難しいと進言している³⁷⁶。セイロンにおける通貨・金融改善策に関する植民地現地と本国政府との認識は完全に乖離しており、事実上、まったくの正反対なものであったといえよう。

³⁷² W. D. Drumond, Private Secretary, to Chairman and Directors, Oriental Bank (Bombay), 27th April 1848, no. 86, CO/54/248, COC, pp. 259-261.

³⁷³ Torrington to Grey, 1st May 1848, no. 86, CO/54/248, COC, pp. 244-251.

³⁷⁴ Treasury to Colonial Office, 9th March 1848, no. 2503, CO/54/240, COC, pp. 209-213; Trevelyan to Earl Grey, 28th June 1848, no. 2503, CO/54/240, COC, pp. 216-223.

³⁷⁵ Grey to Trevelyan, 30th June 1848, no. 2503, CO/54/240, COC, p. 224.

³⁷⁶ Grey to Trevelyan, 11th July 1848, no. 86, CO/54/248, COC, p. 255. ここでいう「悲惨な結果」とは、1847年8月よりイギリス、ヨーロッパ諸国、北・中米地域、英領インド等を襲った商業危機のことである。1848年1月にバルバドスの西インド銀行 (West India Bank)、さらに翌月にはカルカッタのカルカッタ・ユニオン銀行 (Union Bank of Calcutta) が破たんしに追い込まれた。D. M. Evans, *The Commercial Crisis of 1847-48*, 2nd ed. 1849; reprinted New York: Kelley, 1969.

第5節 小括

オリエンタル銀行の起源は、対外貿易によって商業的に興隆しつつあったボンベイであった。ボンベイの繁栄は、イギリス系商人とインド系商人の成功者たちの諸活動に象徴された。1840年代初頭のボンベイでは、EICの「担保前貸制度」への批判も高まり、新たな金融機関の必要性が叫ばれていた。

ボンベイ銀行やEICの機能的弱点を補うために、十分に準備された貨幣と貿易決済手段の提供を可能にする株式銀行が、ボンベイ有力商人たちによって計画・創設された。それがウェスタン・インディア銀行であった。同銀行はその営業開始直後から、法人格を認める国王特許状の取得を熱心に訴えていた。この銀行は当初、EICから国王特許状を取得する予定であったが、株式銀行が外国為替取引と発券業務を同時に行なうリスクを懸念するEICの反発によって、その計画を断念した。その失敗にもめげずに、銀行経営陣はロンドンに本部を置くオリエンタル銀行として組織を再編し、イギリス政府からの国王特許状の取得を目指したのである。そして、その特許状の適用場所として銀行側が選定したのが、植民地省の管轄下にあつて、ボンベイと商業的に強くつながる香港とセイロンであった。

香港政庁は、当初からポンド貨の不人気と恒常的な通貨不足に苦しんだ。その状況のもと、ウェスタン・インディア銀行香港店はドル建て紙幣を発行し、香港政庁の財務担当銀行として国王特許状を取得しようとする目論んだ。オリエンタル銀行に改組した後も、同銀行は香港店を法人化するための特許状を要求し続けた。セイロンでは、香港には存在していない植民地政庁の紙幣発行システムが機能していたが、貨幣の欠乏と小額紙幣の必要性が叫ばれるようになった。セイロンにも支店を開設していたオリエンタル銀行は、香港店と同様に、コロombo店の法人化を認める国王特許状の取得を計画し、発券業務を含む金融サービスを提供する政庁財務担当銀行を目指した。オリエンタル銀行は上記2店の法人化を目指して、本国政府との特許状取得交渉に入った。香港総督とセイロン総督は植民地における民間銀行の役割、とりわけその発券業務の商業的・社会的貢献を重視していたゆえに、オリエンタル銀行の計画や主張を支持した。両総督の見解とは対照的に、本国政府内では、特に大蔵省が当初からこの要求に反対しており、非特許銀行との業務提携を希望する香港政庁を強く批判するほどであった。植民地大臣のグレイは通貨主義の立場から紙幣発行を政府の重要業務として考え、両植民地からの要求を却下した。大蔵省もグレイの見解を支持した。

アシヤ・シディキによると、19世紀初頭のインドでは、ルピー価の低下、農産物価格の下落、貿易収入の減少と同時に、財貨（銀）のイギリスへの定期的流出や鑄造所数ヶ所の閉鎖等による通貨の恒常的不足が生じていた。この状況は、対外貿易が拡大する一方で、通貨と決済手段が不足していた香港やセイロンと類似する。ところが、1850年代になると、たとえば鉄道建設への資本輸出という形でイギリスからインドへの財貨の移転が起こり、通貨の増加とインフレ的効果に結びついたというのである³⁷⁷。本章で取り下げたオリエンタル銀行の設立は、ロンドンから銀資金を取り寄せてアジアに放出することによって、通貨の安定供給と商品生産の増大、そしてアジア各地の対外貿易の拡大に貢献したとみなされるであろう。

³⁷⁷ Asiya Siddiqi, "Trade and Finance 1750-1860", in Siddiqi ed., *Trade and Finance*, pp. 16-30.

第5章 東インド会社解散直前のイースタン・バンク問題（1）

はじめに

1842年にボンベイから営業を開始したオリエンタル銀行は、政府との長い交渉の末、1851年8月、ついに「国王特許状」を取得した。これによって、同銀行は「法人格」と「株主の有限責任制」を備え、ロンドンに本店を置いた特許株式銀行として、インドを含むアジア全域を射程に入れて営業を始めた。1852年10月、チャータード銀行、インド（アジア）銀行というロンドン銀行が新たに計画され、オリエンタル銀行と同様の国王特許状の取得を目指した。その意味で、オリエンタル銀行の成立は、EICと東インド有力商会によって支配されてきた英印間国際金融業務の門戸開放を告げる出来事であったといえることができる。

オリエンタル銀行がなぜ、どのように国王特許状を付与されたのかという問題に関して、研究史上の定説がある。それは、オリエンタル銀行が特許株式植民地銀行の一つであったセイロン銀行³⁷⁸を買収した史実（1849年）を根拠にする説である³⁷⁹。すなわち、セイロン銀行の国王特許状を継承する形で、オリエンタル銀行は国王特許状を獲得できたというのである。

バスターはさらに踏み込んでおり、同銀行への国王特許状の付与を「行政的手続きにおける政府の予期せぬ突然の変更」、つまり前代未聞の「事故」であったと説明する³⁸⁰。彼は、イギリス政府がセイロン銀行を買収したオリエンタル銀行からの申請を特に問題せず、EICへの事前問い合わせをしなかった点に注目したのである。それ以前にあった類似の銀行計画の際、枢密院通商委員会（通商局）や大蔵省は「1807年法（Act 47 Geo. III. Cap. 106）」に従い、インド監督局を通じてEIC取締役会やインド政庁へ問い合わせが行なわれていた³⁸¹のだが、どういうわけか、オリエンタル銀行問題でその慣行が省略されたのである。こうして、オリエンタル銀行のセイロン銀行買収を根拠とした行政上の「事故」説が、研究史上において定着していった³⁸²。

これに対し、イギリス政府によるEICへの事前問い合わせの省略問題を「見落とし」や「不注意」と特徴づけることを避け、単に「事故」と言って済ませられるものではないと指摘するのはウィリアム・ネルソンであった³⁸³。ネルソンによると、実は、オリエンタル銀行の国王特許状の取得過程は2つの方向から進められ、一つは前述のセイロン銀行の買収（1849年）を通して、他方、セイロンと同様に植民地省の管轄下であった香港において「香港銀行（Hong Kong Bank）」と

³⁷⁸ セイロン銀行は、セイロンで栽培が始まって間もないコーヒーの貿易を促進するために、同島との関係の深いロンドン商人たちによって1841年に設立され、同時に国王特許状を取得した。

³⁷⁹ Charles Northcote Cooke, *The Rise, Progress, and Present Condition of Banking in India*, Calcutta: P. M. Cranenburgh, 1863, pp. 144-146; J. W. Maclellan, "Banking in India and China: A Sketch. I", *The Bankers' Insurance Manager's and Agents' Magazine*, vol. 55 (1893), p. 57; A. S. J. Baster, *The Imperial Banks*, London: P. S. King & Son, Ltd., 1929, pp. 104-105; John McGuire, "The Rise and Fall of the Oriental Bank in the Nineteenth Century: A Product of the Transformation that occurred in the World economy or the Results of Its Own Mismanagement", in Cribb, R., ed., *Asia Examined: Proceedings of the 15th Biennial Conference of the ASAA 2004*, Canberra: ASAA, 2004.

³⁸⁰ Baster, *The Imperial Banks*, pp. 110-111.

³⁸¹ 「1807年法（Act 47 Geo. III. Cap. 106）」とは、EICの支配領域内で設立される銀行機関への法人格付与の国王特許状は、インド監督局の監督のもとでEICの同意なしには効力をもたないことを定めた議会制定法である。

³⁸² 邦語研究でも、オリエンタル銀行を紹介している場合、ほぼ例外なく、バスターの研究に基づいている。高村象平「英國東洋銀行略史」『歴史と地理』第2巻第3・4号（1939年）、183-184頁；石井寛治「イギリス植民地銀行群の再編—1870・80年代の日本・中国を中心に—」『経済学論集（東京大学）』第48巻第1号（1978年）、28頁；立脇和夫『明治政府と英国東洋銀行』中央公論社、1992年、170-171頁。

³⁸³ William Evan Nelson, "The Imperial Administration of Currency and British Banking in the Straits Settlements 1867-1908", Ph. D thesis (unpublished), Duke University, 1984, pp. 76-77. ネルソンと同様に、西村閑也も、オリエンタル銀行の成功が「本当に手違いであったのかどうか、検証が必要であろう」と学説上の常識への再検証をさり気なく指摘する。西村閑也「英系国際銀行とアジア、1890—1913年（1）」『経営志林』第40巻2号（2003年）、8頁。

いう銀行名で、2つの国王特許状の取得が目指された³⁸⁴。通商局、大蔵省、植民地省は各々の特許状を1つに統合させることで合意し、オリエンタル銀行が活動したいすべての植民地を内包する特許状草稿の作成を支持した。その特許状草稿には、第一に、ボンベイにも置かれた取締役会がロンドン本店の取締役会に従属し、インドではなくイギリスの裁判所管轄区域内での法人企業となること、第二には、英領インドの業務に関する限り、その資本金の一部を配分し、銀行券の発行も行なう「支店」ではなく、為替と送金のみを行なう「出張所」の設立が明記されていた。大蔵省や通商局は、上記の2点を根拠にしてインド監督局やEICへの問い合わせを省略したのではないかというのである。ネルソンはこの省略問題を確信的に説明しきっているとはいえず、それゆえ、本章でこの問題を再検証する。

第1節 1847・48年商業危機の長期的影響

「老練な東インド通の人びと」の危機

「シティの再建」の決定的契機は、その前夜に起こった1847・48年商業危機であった。それは、関税改革、穀物法、イングランド銀行などに関する諸改革、鉄道投機熱、アイルランド大飢饉のような1840年代半ばにイギリスで起こったさまざまな出来事に起因したと一般的に理解されている。1847年7月頃から企業倒産という形で徐々に大きくなった被害は、リヴァプール、マンチェスター、グラスゴー、ロンドンといったイギリスの諸都市にとどまらず、アムステルダム、パリ、マルセイユ、ハンブルグ、ベルリンなどのヨーロッパ全域、さらにボストンやニューヨークといった北アメリカにも及んでいた³⁸⁵。

デビット・エバンスの統計によれば、1847・48年商業危機によって破綻した個人商会484社のうちの280社が、イギリスに拠点を置いた個人商会であった。興味深いことは、イギリス全体の約40%（110社）がロンドンにおいて株式仲介業、穀物貿易、西インド貿易、東インド貿易に深く関わる商会あるいは金融家であった点であろう³⁸⁶。さらにいえば、これまでバルト海貿易、西インド貿易、あるいは特許会社を支配する老舗商会から選出されてきたイングランド銀行の総裁、元総裁、数名の現職理事も破産に追い込まれたのである³⁸⁷。ロンドン商業界における圧倒的な多数派が、19世紀半ばでも植民地・保護貿易体制に依存してきた商業勢力によって構成されていたといえるであろう。

倒産した東インド貿易関係者については、(表5-1)で示すとおりである。これで示すように、イギリスで破綻した全39社のうちの25社がロンドンの東インド商会で占められていた。リアル商会やリチャード・リトル商会といった老舗貿易商をはじめ、ロンドン東インド・中国協会に属するコックレル・ラーペント商会やベル・スコット商会、その他にもリード・アービング商会（モーリシャス貿易）やローレンス・フィリップ商会（セイロン貿易）といった最有力商会がそこに含まれる。この結果からみて、1847・48年商業危機の衝撃がシティの心臓部にまで達していたと考えられる。さらにそれは、インド、セイロン、モーリシャスの各商業界をも震撼させた。このうちインドでは、船舶、石炭、造船、茶、塩などの諸会社も経営していたカー・タゴール商会やコックレル商会のようなカルカッタ大手商会の多くが相次いで破産し、それらと同様に、カルカッタ・ユニオン銀行（1829年設立）もインディゴ投機業者への過剰融資によって支払停止に追い込まれる状況に陥っていた。とりわけ被害の大きかったカルカッタ商業界は、かつてのインディゴ危機（1830～35年）に続く商業危機に直面していたといえる³⁸⁸。

³⁸⁴ Nelson, "The Imperial Administration", pp. 80-81; 鈴木俊夫「東洋銀行 1842—1884年」西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会、2014年、456頁。

³⁸⁵ D. M. Evans, *The Commercial Crisis of 1847-48*, 2nd ed. 1849; reprinted New York: Kelley, 1969; H. M. Boot, *The Commercial Crisis of 1847*, Hull: Hull University Press, 1984.

³⁸⁶ Evans, *The Commercial Crisis of 1847-48*, pp. 69, 74, 91, 92, 103-106.

³⁸⁷ A. C. Howe, "From 'Old Corruption' to 'New Probity': the Bank of England and its Directors in the Age of Reform", *Financial History Review*, vol. 1, no. 1 (1994), pp. 23-41.

³⁸⁸ S. D. Chapman, "The Agency Houses: British Mercantile Enterprise in the Far East c. 1780-1920", *Textile*

表5-1 1847~48年商業危機で経営破たんしたイギリス東インド貿易商会

ロンドン	リヴァプール	他のイギリス都市	カルカッタ	他のアジア都市
E. Robinson	Lake, Calrow, & Co.	Ewing, Anderson, & Co.(マンチェスター)	Saunders, May, Fordyce, & Co.	Vinay, Cardoza, & Co.(マドラス)
A. A. Gower, Nephews, & Co.	T. and H. Murray	Birley, Corrie, & Co.(マンチェスター)	Cockrell & Co.	H. Adam & Co.(モーリシャス)
Reid, Irving, & Co.	Platt, Hammill, & Co.	Cargill, Headlam, & Co.(ニューカッスル)	Lyall, Matheson, & Co.	H. Barlow & Co.(モーリシャス)
Cockrell, Larpent, & Co.	Livingston & Co.	Gemmel Brothers(グラスゴー)	Church, Lake, & Co.	Ackland, Boyd, & Co.(セイロン)
Perkins, Schlusser, & Mullens	Barton, Irlam, and Higgingson	D. McKenzie, jun.(グラスゴー)	Shearman, Mullens, & Co.	Gree & Co.(セイロン)
Lyall, Brothers, & Co.	R. and S. Farbridge		Livingstone & Co.	Gibson, Read, Davidson, & Co.(セイロン)
Samuel Phillips & Co.	J. Brownrigg & Co.		Smith, Cowell, & Co.	H. L. Layard & Co.(セイロン)
W. Tulloch Frazer	G. Hargreaves		Hughesdon, Brothers	
Richards, Little, & Co.	J. Brightman & Co.		Ewing, Aird, & Co.	
Barclay, Brothers, & Co.			Lake, Hammel, & Co.	
Lawrence Phillips and Sons			Colville, Gilmore, & Co.	
Scott, Bell, & Co.			B. T. Ford & Co.	
J. P. Cruickshank & Co.			Union Bank	
Boyd and Thomas			Owen, Allhnsen, & Co.	
Thurburn & Co.			H. and A. Crooke	
Johnson, Cole, & Co.			John Weinholt & Co.	
Ryder, Weinholt, & Co.			Lackersteen, Brothers	
A. A. Lackersteen			Hickey, Bailey, & Co.	
Lackersteen and Drake			Carr, Tagore, & Co.	
Lysaght, Smithett, & Co.			Hawarth, Hardman, & Co.	
Weber & Co.			Kelsall & Co.	
Gouger and Stewart				
Roberts, Mitchell, & Co.				
Kelsalls & Co.				
Speir & Co.				

出典：D. M. Evans, *The Commercial Crisis of 1847-48*, 2nd ed. 1849; reprinted New York: Kelley, 1969, pp. 69, 74, 91, 92, 103-106.

この1847・48年商業危機は、両商業界で中心的役割を担ってきたEICの経営基盤も根底から揺るがした。とりわけインドでの多くの商会倒産に深く巻き込まれたEICであったが、その主要な原因に挙げられるはEICの外国為替取引であった。ここでいう為替取引とは、すでに貿易活動を止めていたEICが有力貿易商に対して提供する貿易決済手段、すなわち、①ロンドンでのインド宛為替手形の売却、②インドでのロンドン宛為替手形の購入、を指している。さらに重要なことには、いずれの金融取引もEICがインド統治に要する莫大な諸経費をイギリスで賄うことを目的に、インド植民地で収奪した富の一部（年間250万～400万ポンド）をイギリス本国に向けて送金する方法になっていた。つまりEICは、個人貿易商との為替取引を通してインドでルピーを支出する代わりに、イギリスでポンドを獲得することができたわけである。その意味においては、EICは、貿易活動の停止した後、アジア貿易にファイナンスする巨大な金融独占機関に転身したといえる。

いずれにせよ、EICの本国送金制度のもとでは、インド商品を常にロンドンに集中させるように統制された貿易・流通の仕組みが形成・維持されていた。そのことは、1837年度から1852年度までのカルカッタとイギリス主要貿易都市との海上貿易の趨勢（表5-2）によって裏づけられる。これによると、まず「収支」で示すように、カルカッタの対イギリス貿易が恒常的な黒字構造となっていた。この黒字分を人為的に創り出すことが、EICの本国送金制度を支える前提条件になった。そのなかで、カルカッタの対イギリス貿易の約35%がリヴァプール港との取引であったが、特にその輸入貿易全体で50%強を占めたりリヴァプールの存在感は注目に値する。綿織物を中心とするランカシャー産製品が大量に輸入された結果であろう。しかし、それ以上に注目すべき特徴は、輸入貿易より大規模に行なわれ、黒字構造を創出する輸出貿易はもっぱらロンドン港に向けられて行なわれていた点である。カルカッタの対イギリス貿易全体においてはロンドンの占有率は約6割であったが、その輸出貿易に限定すると、その約8割がロンドンで占められていた。

表5-2 カルカッタの対イギリス貿易

	対ロンドン港		対リヴァプール港		対その他の港		収支
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	
1837/38	5,362,500	27,218,900	10,341,700	5,139,800	2,602,900	373,800	29,287,400
1838/39	5,370,600	28,023,400	11,358,300	5,260,800	4,155,100	990,700	31,914,700
1839/40	11,279,100	34,405,500	13,330,600	6,076,400	5,008,700	1,157,100	34,232,200
1840/41	12,173,500	39,411,800	19,398,800	9,563,700	6,346,300	1,533,300	41,886,400
1841/42	10,733,600	41,210,100	17,381,700	5,461,100	5,435,500	562,100	47,270,500
1842/43	11,748,300	29,996,900	17,658,500	9,280,900	5,209,800	1,544,100	30,291,900
1843/44	10,458,300	45,771,300	20,686,800	8,633,900	5,231,700	1,641,100	50,956,500
1844/45	14,355,300	44,371,900	27,164,100	8,255,300	7,180,500	823,900	55,282,000
1845/46	12,264,100	39,179,900	23,613,900	11,016,600	6,502,500	1,246,800	44,768,800
1846/47	12,665,300	35,672,700	25,618,700	7,907,700	6,281,200	999,700	45,999,900
1847/48	12,316,300	35,082,300	21,985,800	10,908,900	4,592,700	540,600	37,895,000
1848/49	9,905,700	44,931,100	18,910,200	8,640,600	4,913,300	62,700	50,145,600
1849/50	13,066,100	27,041,500	24,986,700	19,277,700	4,876,900	1,351,500	23,209,800
1850/51	17,034,200	39,174,500	29,908,500	9,966,900	5,806,600	233,900	47,654,600
1851/52	36,560,300	39,605,600	24,066,900	7,831,900	8,426,100	451,200	27,255,200
	195,293,200	551,097,400	306,411,200	133,222,200	82,569,800	13,512,500	

注1：単位は会社ルピー。海上貿易のみ。

注2：「その他の港」とは、グリーンノック、ハル、ニューカッスル、リース、ブリストル、サンダーランド、ダンディーを指す。

出典：Bengal Commercial Reports, P/174/42-61, OIOC より作成。

そして、このインドーロンドン貿易から生じる莫大な利益のほとんどは、この貿易を金融面から操作するEICと、その傘下にある貿易商、船舶業者、各種ブローカーという特定集団の手中にあった。このような排他的な商業集団こそ、イースタン・バンクが登場する以前においてEICを総本山としてロンドンとインドの商業界で長く君臨してきた「老練な東インド通の人びと（Old East Indian hands）」であったといえる。世界規模での1847・48年商業危機はインド商品の価格暴落やインド貿易の相対的停滞を生じさせ、それまで長期にわたって英印貿易の権益を独占してきた老舗大手商會を直撃したのである。

本国送金方法をめぐる論争

担保前貸制度に関しては、イギリス商業界では1840年代初頭からロンドン東インド・中国協会やマンチェスター商業會議所を中心とする激しい反対運動が行なわれて、1847年商業不況期に一気に加速した³⁸⁹。「1847年商業危機に関する下院特別委員会」で大きな議論になった問題が、EICの本国送金方法から生じる弊害であった。この委員会に召喚されたグラスゴー商業會議所のペイトンは多くの有力政治家を前にして、カルカッタ貿易商の経営破綻を事例にしながら、その制度を「インドのビジネスを行なうには有害な制度」と酷評し、その廃止を訴えた³⁹⁰。カルカッタ商業界を突然襲った危機的状況の大きな原因は、多かれ少なかれEICがとる行動、すなわち「必然的には過剰貿易、究極的には損失と混乱を招く無分別の投機と信用の悪用を引き起こす担保前貸制度」に起因するといえるのである。

1847年3月には、インド宛手形の販売への限定を切望するロンドン東インド・中国協会、リヴ

³⁸⁹ H. Waterfield, "Remittance from India", in *Currency, Bills, Remittance, and Exchange 1828-1905*, L/F/5/139, Oriental and India Office Collections, British Library (以下、OIOCと略記), p. 10.

³⁹⁰ "Second Report from the Secret Committee on Commercial Distress with Minute of Evidence", Part I, *Parliamentary Papers* (以下、P.P.と略記), vol. VIII, 1847-48, pp. 627-643, QQ. 7665-7875.

アップール東インド・中国協会、マンチェスター商業会議所、マンチェスター商業協会は、共同で EIC 取締役会にインドでの前貸制度の廃止を求める請願書を提出した³⁹¹。なかでもマンチェスター商業会議所は、1835 年 2 月以来、イギリス輸出貿易に対するこの送金方法の害悪を糾弾することに熱心であり、1847 年 11 月にも元インド政庁幹部のバードに訴えていた。同年 12 月になると、ロンドン東インド・中国協会が大蔵省へ請願書を送り、あるいは『*The Economist*』誌に匿名で東インド貿易商人の廃止論が 2 週連続で掲載されるほど、EIC の二重送金制度への不満の高まりは最高潮に達していたのであった³⁹²。他方、英領インドでも担保前貸制度廃止論は 40 年代初頭から根強く、とりわけ 1847・48 年商業危機以降、その商業界全体を覆っていた³⁹³。

担保前貸制度の必要性を強調したのは、だれよりも EIC であった³⁹⁴。EIC 幹部社員ディキンソンの説明にしたがえば、インド貿易を介した本国送金は、「イギリス私商人の活動に可能な限り少ない損失で達成されるべき」という基本原理に沿って、最近においてはこの制度による送金請求送額が大幅に減額されてきたというのである。しかし、EIC としては、ロンドンでのインド宛手形の売却を主要な送金方法として重視しつつも、インドでの担保前貸制度を放棄することは決して得策ではなかった。ディキンソンの立場からいえば、どんなに厳しい不況に直面していても、インド政庁の本国送金活動を危うくすることはできなかったのである。したがって、イギリスやインドの多くの商業組織から提出される担保前貸廃止論に対して、EIC 取締役会は、「その送金を実現される方法のどちらかの使用をやめようとは思わないし、疑わしい結果を伴うような実験に頼ることによって重要な目標を危険にさらすつもりもない」という主張をくりかえしており、これは 1840 年代初頭からの一貫した政策方針に基づく反対論であったと考えられる³⁹⁵。

担保前貸制度に関しては、インドでも賛否両論があった。カルカッタのイギリス商人は 1842 年 6 月に、ボンベイ商業会議所は 1843 年において、EIC によって統制される二重の送金システムを望まず、完全に自然な為替相場とインド市場を取り戻すために、EIC の金融活動をロンドンでのインド宛手形の販売のみに制限するように懇願した。1846 年 6 月、バーリー商会 (Birley & Co.) を筆頭とするカルカッタ商会 23 社は、カルカッタ金融市場の現状は特別な政府介入を必要としないと考えるインド商業界の現実的意思に反するシステムであると、EIC の担保前貸制度の廃止を訴えていた。彼らの見地からは、インド政庁と EIC 取締役会の本国送金活動は完全に自然な為替レートでのインド宛手形の販売によって達成できると判断されたのである。

他方において、1846 年 6 月、カー・タゴール商会やコックレル商会 (両社とも 1847・48 年商業危機で破綻) を含むカルカッタ商会 7 社は、現行の担保前貸制度を必要とする請願書をインド政庁に提出している。それによると、カルカッタ商業の現状が前例なき資金不足であり、インド貿易部門の諸活動を妨害する水準に達するまでになっていた。彼らにとって、この危機的現状から脱する唯一の救済策は、イングランドへの商品輸出の資金調達を可能にする EIC の前貸契約をインドで継続することのみであった。この賛成派は反対派に比べて少数ではあるが、どれも例外なくカルカッタ有数の大手商会であった点が特徴的であろう。この事実から、EIC の担保前貸制度が一握りの大口顧客への金融制度であり、資金が不足しがちな新興商会の目には実に不公平なものに映ったことが理解できる。

ところが、1847・48 年商業危機の影響がインドにも波及すると、カルカッタ商業界にも大きな変化が見えはじめた。1848 年 3 月、ポター商会 (Potter & Co.) を筆頭とするカルカッタ商会 35

³⁹¹ Waterfield, "Remittance from India", pp. 10-11.

³⁹² T. Bootman to W. W. Bird, 6 February 1847, *P. P.*, vol. VIII, 1847-48, p. 380; *The Economist*, no. 223, 4 December 1847, p. 1394; *The Economist*, no. 224, 11 December 1847, p. 1426.

³⁹³ Birley, Corrie & Co. and others to Dupty Governor of Bengal in Council (T. Maddock), 19 June 1846, L/F/3/1111(no. 18), *Correspondence with India, 1807-1937*, OIOC; Potter & Co. to Governor General of India (Earl of Dalhousie), *BPP 1847-48*, Appendix, no. 10.

³⁹⁴ J. Wilson to J. Melvill, 1 June 1848, no. 7932, E/2/43, OIOC; Melvill to Wilson, 8 June 1848, no. 8024, E/2/19, OIOC.

³⁹⁵ QQ. 7876-7978, *P. P.*, vol. VIII, 1847-48, pp. 645-657.

社は、現行の金融システムの悪弊について当時のインド総督ダルハウジーに請願書を送り、為替レートの恣意的操作のない公正な環境での本国送金方法、つまりロンドンでのインド宛手形の販売への一本化を主張した。そのなかにはかつて制度必要論を唱えたジャーディン・スキナー商会をはじめとする4社が含まれており、1847・48年商業危機以降、カルカッタ商業界全体が制度廃止論で包まれていたと思われる。それにもかかわらず、1848年7月、EIC取締役会は本国送金の一部をインド輸出金融によって実現する方法を停止することはできないとカルカッタ商会の廃止論を一蹴し、さらにインド監督局の意見も拒否したうえで、インド政庁に対して本国送金の二重制度を保持する当初からの基本方針を伝えるのみであった。

担保前貸制度の終焉

インドからの送金方法をめぐっては、インド政庁もEIC取締役会と意見を対立させていた。1846年6月、ベンガル副総督はカルカッタの商業界では担保前貸廃止論が一般的であると認識したうえで、「貿易利害にとって有益な方策はイングランドからインドへの送金を1つの経路に限定すること」と言明した³⁹⁶。ベンガル副総督のこうした見解は、担保前貸制度について以前から疑問をもってきたインド政庁の立場を反映したものと考えられる。インド政庁がこれまでくりかえし主張してきた論点は、EIC本社にとって最も効率的な「本国費」のイギリス送金はロンドン金融市場に依存する方法を最大限に拡大することであって、インド政庁の役割としては不必要な為替変動を抑制するために、可能な限りインド市場を政治的影響力から保護するよう努力するということであった。

この見解に対して、EIC取締役会は激しく抵抗したことはいうまでもなく、「その送金方法をロンドンでの振りだし手形のみ限定するつもりはない」と主張しただけにとどまらず、送金不足を続けるインド政庁を批判するほどであった³⁹⁷。反対運動が高まっていた1847年11月になっても、EIC取締役会はインド政庁に担保前貸制度による送金を指示し、そのいかなる変更も認めなかったのである³⁹⁸。1848年7月、EIC取締役会は、本国送金の一部をインド輸出金融によって実現する方法を停止することはできないと廃止論を一蹴し、さらにインド監督局の意見も拒否したうえで、インド政庁に対して本国送金の二重制度を保持する当初からの基本方針を伝えるのみであった³⁹⁹。

しかしながら、1847・48年商業危機の結果、インド輸出貿易の順調さに全面的に依拠したEICの送金制度のもろさが露呈したことも確かである。1848年6月、カルカッタ商業界とは対称的に、モーリシャス商業界が担保前貸制度のモーリシャスへの拡大採用を訴えていたにもかかわらず、その要求は受け入れられなかった⁴⁰⁰。EICはこれまでの考え方を見直さざるを得ないほどの苦しい状況に追い込まれていたのである。(表5-3)からも明らかのように、1847年度ならびに1848

³⁹⁶ Minute by Maddock, 19 June 1846, no. 18, L/F/3/111, OIOC.

³⁹⁷ Financial Despatch from Government of India to East India Company, 4 August 1843, no. 40, L/F/3/93, OIOC; East India Company to Government of India, 29 November 1843, no. 23, L/F/3/68, OIOC; Government of India to East India Company, 9 February 1844, no. 9, L/F/3/100, OIOC; Government of India to East India Company, 31 May 1844, no. 24, L/F/3/102, OIOC.

³⁹⁸ Financial Despatch from East India Company to Government of India, 24 November 1847, no. 39, L/F/3/682, OIOC.

³⁹⁹ East India House to India Government, 12 July 1848, no. 27, L/F/3/683, OIOC. インド監督局は担保前貸制度には批判的であり、EIC取締役会とはしばしば対立した。R. V. Smith to Melvill, 18 May 1837, no. 3859, E/2/39, OIOC; Melvill to Smith, 25 May 1837, no. 4185, E/2/14, OIOC; Smith to Melvill, 20 June 1837, no. 3901, E/2/39, OIOC. さらに、インド監督局は英印商業界から噴出する長期信用手形への不満も考慮し短期信用手形の使用を提案したが、EIC取締役会はそれを拒否し続けていた。Wilson to I. D. Dickinson, 16 August 1848, no. 8007, E/2/43, OIOC; Dickinson to Wilson, 24 August 1848, no. 8104, E/2/19, OIOC; Wilson to Melvill, 18 October 1848, no. 8063, E/2/43, OIOC; Melvill to Wilson, 9 November 1848, no. 8164, E/2/20, OIOC; Wilson to Melvill, 26 January 1849, no. 8146, E/2/44, OIOC.

⁴⁰⁰ Wilson to Melvill, 1 June 1848, no. 7932, E/2/43, OIOC; Melvill to Wilson, 8 June 1848, no. 8024, E/2/19, OIOC.

年度のインド政庁からの送金実績は本国請求総額に対して大幅な送金不足であり、インドからの大量のブリオン輸送によって補填されるほどにインドからのイギリス送金は困難を極めていた。そこで 1849 年 12 月、ロンドンの EIC 取締役会は、インド宛手形の販売を含む 1850 年度の本国請求総額（360 万ポンド）をインド政庁に指示する際に、そのうちの 20 万ポンド分の送金を担保前貸またはブリオン輸送に割り当て、かつその選択をインド政庁の自由裁量に委ねることを認めることになった⁴⁰¹。これは事実上それまで重視されてきた担保前貸制度の役割がブリオンの直接輸送と同等の優先順位にまでさがり、EIC の本国送金方法に大きな変化が現れたことを意味するのである。そうして、1850 年 3 月には、EIC 取締役会はインド政庁に担保前貸制度での送金を停止するように指示した⁴⁰²。

表 5-3 インドからの本国送金

		本国送金方法			
		インド宛手形	商品担保前貸	ブリオン	鉄道会社
1845年度	予算	£2,950,000	£902,000		
	実績	£3,065,709	£880,362		
	収支	£115,709	-£21,638		
1846年度	予算	£2,800,000	£800,000		
	実績	£3,097,041	£980,547		
	収支	£297,041	£180,547		
1847年度	予算	£2,467,083	£1,200,000		
	実績	£1,541,804	£623,120	£912,164	
	収支	-£925,279	-£576,880	£912,164	
1848年度	予算	£3,000,000	£700,000		
	実績	£1,889,195	£638,108	£2,849,861	
	収支	-£1,110,805	-£61,892	£2,849,861	
1849年度	予算	£3,000,000	£1,100,000		
	実績	£2,935,118	£1,663,428		£337,511
	収支	-£64,882	£563,428		£337,511

出典：Financial Despatch from East India Company to Government of India, 18th December 1849, no. 33, L/F/3/683, OIOC;
Financial Despatch from East India Company to Government of India, 1st January 1851, no. 1, L/F/3/684, OIOC.

こうした方策が可能となった最大の理由は、鉄道会社からの受託金という新たな送金方法が考案されたためであった。実際に、1850 年度における本国送金の 40 万ポンド分はこの方法による送金として配分されていた。この背景には、ダルハウジー総督が推進したインド経済・統治の強化政策として大規模なインフラ整備、とりわけ鉄道建設があった。鉄道会社はインドで鉄道を建設する際、ロンドンの EIC 本社に資本金のすべてを預託しインド政庁から現地での鉄道建設の必要資金を受け取った。このインド政庁の支払いが鉄道会社への現地での前貸しとして本国送金をなすものとみなされたのである⁴⁰³。1851 年 1 月、EIC 取締役会からインド政庁に請求された 1851 年度の本国送金総額は 370 万ポンドで、そのうちの 300 万ポンドがインド宛手形の売却、40 万ポンドが東インド鉄道会社と大インド半島鉄道会社からの預託金、そして残りの 30 万ポンドがブリオン輸送による送金で構成されていた⁴⁰⁴。この段階でついに担保前貸制度による送金が除外された。こうして、インド宛手形の順調な売却とインド鉄道会社からの多額の預託金が主要な送金方法になったことと引き換えに、1829 年以来採用されてきた担保前貸制度の歴史は静かに終焉し

⁴⁰¹ Financial Despatch from East India Company to Government of India, 18 December 1849, no. 33, L/F/3/683, OIOC.

⁴⁰² “Returns relative to the Hypothecation of Goods in India”, *P. P.*, vol. LIX, 1850, p. 166.

⁴⁰³ 松本『イギリスのインド統治』、77-78 頁。

⁴⁰⁴ Financial Despatch from East India Company to Government of India, 1 January 1851, no. 1, L/F/3/684, OIOC.

た。EICの本国送金制度は、インド貿易関係者の多くやインド政庁が待ち望んだロンドン金融市場に全面的に依存する形でのみ維持されることになったのである。

第2節 オリエンタル銀行への国王特許状の付与（1850～51年）

1847年～48年にかけて欧米諸国やインドを襲った商業危機の影響は、カルカッタ・ユニオン銀行を倒産させたように、破産商会の振出手形を保有した両銀行に損害を与えていた。それに加えて、コーヒーの商人や農園経営者たちへ多額の貸付を行っていたセイロン銀行では、ロンドン市場でのコーヒー価格の暴落と彼らの破産によって払込資本のほぼ全額が焦げ付いていた⁴⁰⁵。セイロンとイギリスに活動範囲を限定されていたが、「国王特許状」を保有するセイロン銀行の経営危機は、長年その取得を画策してきたオリエンタル銀行にとって絶好の機会であった。1849年、オリエンタル銀行は資本金の一部をセイロン銀行への投資に転用し、その吸収合併の準備を始めた⁴⁰⁶。

1850年5月末、オリエンタル銀行頭取のヘンリー・ジョージ・ゴードンは、植民地大臣のグレイに宛てた書簡のなかで、資金節約と公的利便性の観点からコロンボと香港での各政庁出納業務を各銀行支店に転換する計画を提案した⁴⁰⁷。ここでゴードンは、セイロンにおける銀行券の発行特権を付与されていたセイロン銀行とオリエンタル銀行との合併が成立し、同地では銀行が一つのみとなることを報告した。植民地政庁出納業務の代行はすでに英領モーリシャスでのモーリシャス・コマース銀行によって行なわれており、もしセイロン政庁が紙幣発行の独占権を保有しようとするならば、政庁出納業務の委託と引き換えに銀行券の発行業務を放棄してもよいという条件も出された。ゴードンは、セイロンと香港の各政庁出納業務を両地の民間銀行へ単純に移転する上記の案よりも望ましいもう一つの案を提案した。すなわち、両地を活動範囲に含み、かつインドで為替業務に特化した出張所の開設も認めたセイロン銀行に類似した条件の「国王特許状」が新たに付与される（この場合、セイロン銀行の現行特許状は取消）という考えである。

しかし、このゴードンの提案に対して、植民地省常任政務次官のメリヴェイルの見解は辛らつであった⁴⁰⁸。その理由として、銀行の役割に好意的であったセイロン当局が現在ではゴードンの計画を全体として危険な実験であると判断しているからであった。担当大臣のグレイも植民地当局の意に反して行動するつもりはないこともメリヴェイルからゴードンへ伝えられた⁴⁰⁹。

ゴードンは、植民地省やセイロン政庁からの支持が得られないゆえに、他のセイロン銀行株主たちとともに、セイロンではなく香港島で設立する新たな銀行へ法人格を付与する「国王特許状」を懇願する請願書を、枢密院のヴィクトリア女王と通商局秘書官のデニス・ル・マーチャントへ宛てて送った⁴¹⁰。ここで興味深いのは、セイロン銀行の株主たちにはゴードンのようなオリエンタル銀行経営陣も含まれ、彼らが主体となって香港島、ならびにそれと繋がるイギリス領において為替・送金取引を含む一般銀行業を行なう発券・預金銀行を計画した点である。ゴードンをはじめオリエンタル銀行関係者は、①他のセイロン銀行株主たちを「香港銀行 (Hong Kong Bank)」という法人会社に吸収するための国王特許状、あるいは②オリエンタル銀行がセイロン銀行と香港銀行を全体として統合し、セイロンと香港では一般銀行業（銀行券の発行を含む）行なう支店の設立、インドでは為替取引のみを行なう出張所の設立を認める国王特許状を請願したのである。もちろん、①の場合、すぐにオリエンタル銀行の香港店を閉鎖し、その業務を新たな特許銀行に

⁴⁰⁵ Cooke, *The Rise, Progress, and Present Condition of Banking in India*, p. 363

⁴⁰⁶ 鈴木「東洋銀行」、454-455頁。

⁴⁰⁷ Frederik James Fuller, Secretary to Oriental Bank, to Earl Grey, 30th May 1850, T/1/5624, Treasury Board Papers and In-Letters (TBP), National Archives.

⁴⁰⁸ Merivale to Gordon, 19th July 1850, no. 4489 (Ceylon & Hong Kong), CO/54/274, Ceylon Original Correspondence (COC), National Archives, pp. 320-321.

⁴⁰⁹ Memorandums by Merivale and Grey, 16th and 17th July 1850, no. 5657, CO/54/274, COC, pp. 322-331.

⁴¹⁰ Gordon to Queen in Council, Bank at Hong Kong, and Gordon to Dennis Le Merchant (Secretary to Board of Trade), 7th August 1850, BT/1/502, Board of Trade General In-letters and Files (BTGIF), National Archives.

移譲する計画であることも付け加えられた。しかし、その一方で、オリエンタル銀行香港店支配人のスチュワートは、③同店を香港で訴訟・被訴訟能力を持つ一個の法人会社に改組するための条例草稿を、香港総督のサミュエル・ボナムへ提出した⁴¹¹。オリエンタル銀行は「突破口」を香港に定め、上記の選択肢を準備することによって、法人格が付与される特許状の獲得を目指したといえるが、そのなかで最も有利な選択肢としてセイロンと香港、その他の植民地に銀行業務を拡大しえる②の特許状を切望していた⁴¹²。

1850年8月、通商局副長官のジョージ・グランヴィルは、シティ銀行家のゴードンからの請願書の内容を枢密院のヴィクトリア女王へ報告した⁴¹³。枢密院では、この国王特許状に関する事案に関して、政府各関係省庁からの見解を求めるように決定されたようである。通商局秘書官のジェームズ・ブースは、植民地大臣のグレイへゴードンからの請願書に関する見解を要求した。この事案は植民地省だけでは判断できず、グレイは大蔵省秘書官のトレヴェリアンへ意見を求めた⁴¹⁴。植民地省は、香港総督から知らされたオリエンタル銀行香港店の法人条例案の制定に関しても、大蔵省へ問い合わせた⁴¹⁵。

この特許状問題はジョン・ラッセル（首相・第一大蔵卿）やチャールズ・ウッド（財務担当大臣）らで構成された大蔵省評議委員会で検討され、その内容が植民地省と通商局へ伝えられた⁴¹⁶。結論から言うと、独自の紙幣を発行する植民地銀行を嫌悪してきた大蔵省の態度が明らかに軟化し、セイロン・香港を同時対象とする新たな特許状の付与する選択肢（上記②）の採用を薦める姿勢に転じていたのである。その分、大蔵省が特に強調したのは、新たな特許状の作成において、通貨主義に基づいた1846年植民地銀行規制に準じて銀行券の発行に関する諸条項（1ポンド以下の小額紙幣発行の禁止、流通紙幣総額の1/3相当の正貨準備、紙幣流通額の毎月公開等）を設けるべしという点であった。これらの諸条項は、銀行券の過剰発行のリスクとそれに付随する混乱を回避するために準備されなければならなかった。そして、この紙幣発行に関する諸条項を変更する権限、とりわけ植民地政庁の紙幣発行業務を阻害すると思われる場合、その特権を失効させる権限が大蔵省によって掌握されることも明言された。「安価な政府」・「安定通貨」・「自由貿易」を標榜したラッセル政権下の大蔵省として、政府紙幣システムが機能する植民地において民間銀行への規制緩和と権限委譲と同時に、その自由な紙幣発行を抑制する規定の設定はその経済政策上の必須事項であったといえる。

さらに注目すべきは、「喜望峰以東における植民地、またはイギリス領事館が設置される場所に銀行支店を拡大する権限を採用すべき」という同省の考えである。というのも、これは、EIC支配領域である「インド」という言葉を使わずして、実はそれを含意する巧妙な文言だからである。この事案を検討したラッセルは、植民地大臣時代（在任1839～41年）、金融の連鎖によって「インド」を他の植民地と連結させようとするBank of Asia設立計画（1840～42年）を賞賛・擁護する一方で、その銀行計画に対するEICやインド政庁からの執拗な妨害工作も目の当たりにした。彼は、支配領域で外国為替取引を既得権益とするEICの「独占」体制を十分に知っていた。上記の文言に秘められた大蔵省の意図を把握するのは困難だが、そのようなラッセルの個人的経験も含まれていたかもしれない。

これを受けた植民地大臣のグレイは、植民地政庁の紙幣発行権を保護する規定を含めた一定の

⁴¹¹ S. G. Bonham to Earl Grey, No. 90 Legislature, 26th September 1850, no. 24032, T/1/5624, TBP.

⁴¹² Fuller (Oriental Bank's Secretary) to Trevelyan, 23rd December 1850, no. 25562, T1/1/5624, TBP.

⁴¹³ George Granville, Vice-President of Board of Trade, Order of Queen in Council refereeing a Petition of H. G. Gordon, 14th August 1850, BT/1/502, BTGIF.

⁴¹⁴ T. F. Elliot, Assistant Under-Secretary to Colonial Office, to Trevelyan, 5th November 1850, no. 22082, T/1/5624, TBP.

⁴¹⁵ Merivale to Treasury, 4th December 1850, no. 24032, T/1/5624, TBP.

⁴¹⁶ Treasury to Colonial Office, 28th June 1851; Treasury to Board of Trade, 10th July 1851, all in BT/1/502, BTGIF.

諸条件での国王特許状の発行を認めた⁴¹⁷。ここに至って、大蔵省と植民地省が国王特許状の発行に反対しないことで見解を一致させた。1851年7月26日、両省庁から徴集された見解を踏まえ、通商局内でゴードンらの請願書が議論された結果、「法人格」を付与する国王特許状は、「香港銀行」と「セイロン銀行」を統合させる形で「オリエンタル銀行 (Oriental Banking Corporation)」という社名でイギリス政府によって付与されるだろうと結論づけられた⁴¹⁸。以上のような過程を経て、同年8月31日、セイロン銀行の現行特許状が取り消され、オリエンタル銀行への国王特許状が発行されたのである。こうして、同銀行は資本金60万ポンドを保有し、「香港やセイロンでは銀行券の発行を含む銀行業全般を行なう支店」を、そして「支店の存在しない喜望峰以東のいずれの地でも為替・預金・送金のための出張所」を設置できる最初のアジア向けロンドン特許株式銀行となった⁴¹⁹。

第3節 ロンドン新インド利害の設立計画

チャータード銀行

「1858年会社法」以前のイギリスにおいて、「法人格」と「株主の有限責任」という特権を有する「株式銀行」を設立するには、通商局や大蔵省との交渉を要する国王特許状の取得が必要条件であった。そのうえ、英領インドで営業する銀行の場合、その国王特許状の付与を決定する権限がEICにあることを規定した「1807年法」によって、イギリス銀行資本のインド進出がかなり困難となっていた。ところが、1851年8月、オリエンタル銀行が国王特許状を取得してから、状況が一変した。その特許状には、株主の有限責任という極めて重要な条項をはじめ、ロンドンでの通常銀行業の禁止（為替・預金・送金のみ）、喜望峰以東の全地域での為替・預金・送金のみを承認された「出張所 (agency)」の開設、さらに発券業務も認められた「支店 (branch)」の開設といった諸条件が細かく記載されていた。

1852年10月14日、オリエンタル銀行は、EIC支配領域であったボンベイ・マドラス・カルカッタ・シンガポールの「出張所」を、銀行券の発行業務が法的に認められた「支店」へ転換したいことをEIC取締役会に訴えた。その理由として、とりわけシンガポールの貿易と商業にとって最も深刻な不都合が現地で訴えられ、シンガポール商業界から銀行部門の再建を求める圧力が高まっていることが挙げられた⁴²⁰。ベンガル管区の管轄下にあったシンガポールは自由港として極めて重要な役割を担っていたにもかかわらず、EICはそこにベンガル銀行のような銀行を設立することはなかったのである。

10月16日、「チャータード銀行」、そして「インド銀行 (Bank of India)」という新銀行が、オリエンタル銀行と同じ特権を認める国王特許状を枢密院へ申請した。そして同時期、前者の設立趣意書が、『*The Economist*』紙において掲載された。それには、同銀行の取締役予定者・設立目的・業務内容などが詳細に記載されている。資本金は100万ポンドとされ、株主責任の有限性を規定する国王特許状によって法人化される予定の銀行であることが明記された。銀行頭取予定者は、下院議員であると同時に、ロンドン商会のサムソン・ミッチェル商会 (Sampson, Mitchell, & Co.) パートナーであったトマス・アレクサンダー・ミッシェルであった。

チャータード銀行の設立趣意書によると、その設立の主要な動機として、「イギリスとつながりをもつインドの既存銀行の数と地位は…… (中略) ……現在必要とされるものでも不十分」な状況であった。その理由は、カルカッタ商会の大量破綻 (1848年) やEICの担保前貸制度の最終的停止 (1851年) にもかかわらず、その金融的空白を補うような銀行機関が設立されなかったからである。結果として、英領インドでの過度の資本不足と法外な高利率が続き、それを見越してアジア向けのロンドン銀行の設立が計画されたのである。さらに設立趣意書は次のように続く。

⁴¹⁷ Merivale to Trevelyan, 4th July 1851; Merivale to Booth, 16th July 1851, all in BT/1/502, BTGIF.

⁴¹⁸ Memorandum in Council Chamber, 26th July 1851, BT/1/502, BTGIF.

⁴¹⁹ Baster, *The Imperial Banks*, p. 105.

⁴²⁰ Oriental Banking Corporation to Treasury, 14 February 1856, no. 2680, T/1/6009A, TBP.

チャータード銀行は、おもにオーストラリア植民地とインド・中国・東洋諸群島・その他地域との広範かつ膨張しつつある貿易に対して、合法的銀行活動の諸便宜を拡張する。……（中略）……それと関連して、当銀行の目的は、英領インド・中国・オーストラリアそれぞれとイギリスとの直接貿易に対して、現在は不十分にしか提供されていない銀行の便宜を拡張することを包含する⁴²¹。

チャータード銀行の設立趣意書は、その時期のアジア国際貿易の現実を実際に反映しているのであろうか。たとえば、(図5-4)は英領インドの対外貿易の趨勢と貿易相手地域を示している。1840年代後半のインド対外貿易は全般的に下降傾向であり、多くの代理商会が倒産した1848年に最も落ち込んでいる。その後、インド貿易はすぐに1845年の水準に回復し、チャータード銀行の計画が進められた1852~53年まで漸進的な拡大傾向であったことが、(図5-4)から理解できよう。そして、その貿易の約半分の割合が「イギリス」との貿易によって占められていた。輸入面はもちろんのこと、輸出面でもイギリスはインドの最大市場であり続けたわけである。しかし、インド貿易のより注意すべき特徴は、「中国」と「他のアジア」との貿易関係も大きな割合、約30~40%を占めた点であろう。「他のアジア」には、海峡植民地、蘭領ジャワ、そしてオーストラリアが含まれる。インド貿易の国際的契機に対応した銀行計画であったことが理解できよう。

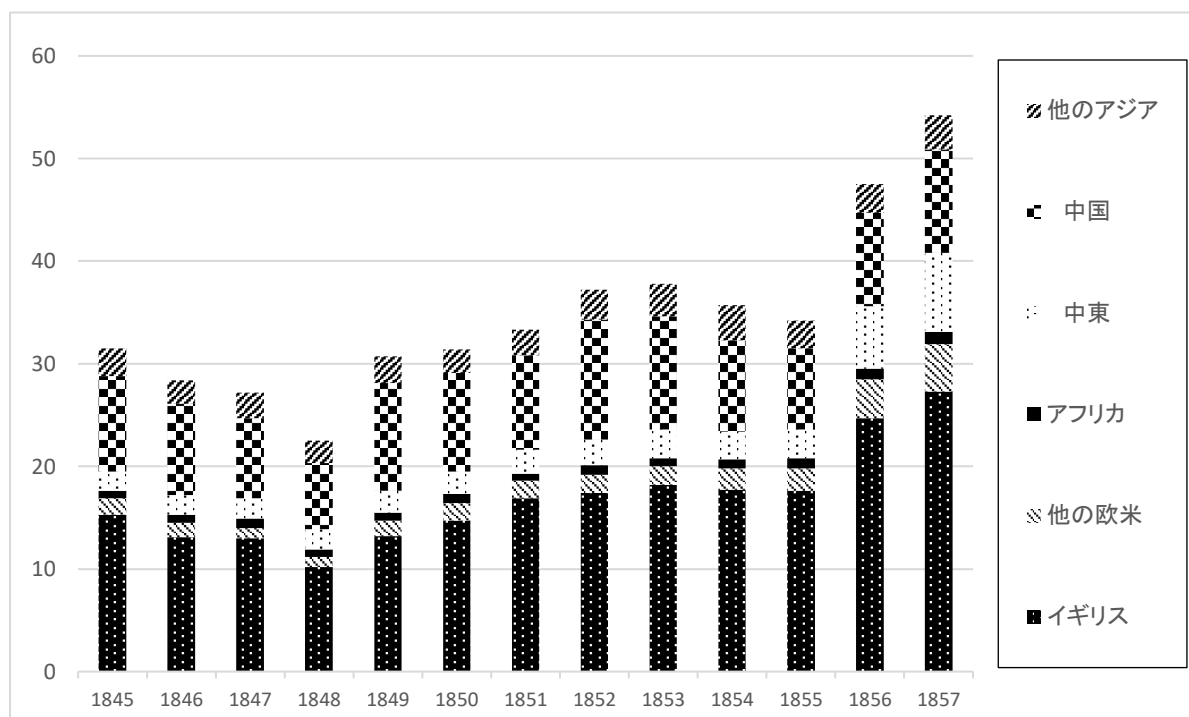


図5-4 英領インドの対外貿易

注1：縦軸の単位は×100万ポンド。財貨を含む。

注2：「他のアジア」には、ペナンとその以東、オーストラリア、蘭領東インド等が含まれる。

出典：Statistical Abstract relating to British India, P. P.より作成。

チャータード銀行の設立目的は、その計画者たちが直接関わるロンドンの対アジア貿易によっても特徴づけられている。(図5-5)は、ロンドンとアジア各地を行き来したイギリス船のトン積載量から、ロンドンの対アジア貿易の地域別割合を把握しようとしたものである。図表6によると、ロンドンとアジア各地との貿易で最も目立つのは英領インドの主要都市との関係で、常に

⁴²¹ *The Economist*, no. 476, 9 October 1852, p. 1143.

全体の約 4 割を占めている。とりわけその半分以上の割合を占めたカルカッタとの強い関係は、図表 2 でも検証したように、政治的要素も加味して EIC とロンドン東インド貿易商人たちの利権構造を作り出していたのである。カルカッタ以外には、ボンベイ、中国、モーリシャスとの貿易関係も無視できないが、それらよりもはるかの割合が高く、かつカルカッタとほぼ同等の割合を占めたオーストラリア貿易の際立った存在感が注目に値する。これを背景にして、モリソンのようなオーストラリア貿易関係者がロンドンのさまざまな事業に参画し、新世代のインド利害（つまり新インド利害）を特徴づけていた。かくして、チャータード銀行の計画者たちは、「オーストラリアでの金発見（1851 年）以前から、オーストラリア、インド、中国、シンガポール、東インド諸島の間での一大広域貿易」で増大する国際的契機、そしてアジア各地—イギリス間貿易の急成長を見越して、それをターゲットにした金融的便宜の提供をロンドン・シティに拠点を置いて行なおうといえる。もちろん、チャータード銀行の支店戦略もオーストラリア、インド、シンガポール、中国を中心に構想されたのである。

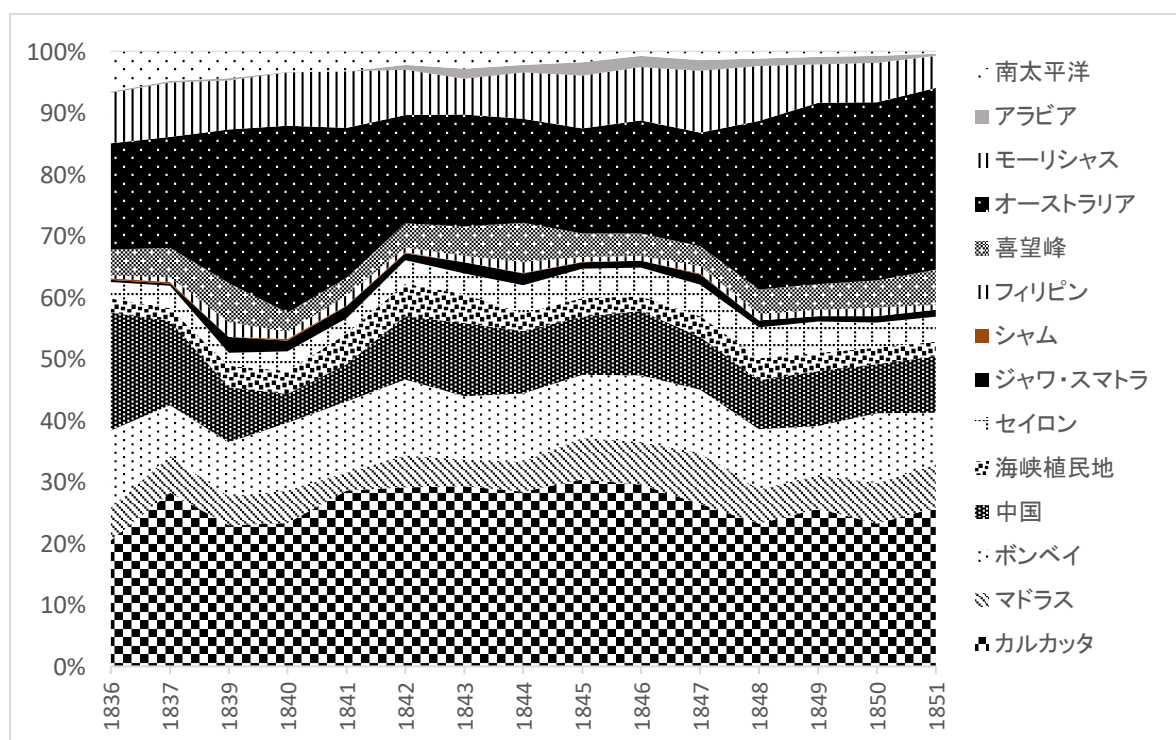


図 5-5 ロンドンの対アジア貿易

注：割合はトン積載量で算出。イギリス船のみ。

出典：Annual Reports of London East India and China Association, OIOC.

チャータード銀行は、銀行業に特化した厳格かつ純粋な原理に基づいて設立されると、その設立趣意書に記載された。そしてその支店の一般業務には、銀行券の発行、預金の受託、担保付の短期貸付、優良手形の割引、換金取引、信用状や流通手形の供与、為替手形の売買・回収、民間個人と文武官僚の俸給・年金・手当の受領と送金、株式配当金、各種公債の売買取引などが含まれた。これ以外の取引、特に土地を含む不動産や栽培中の農産物を担保とした融資は厳格に禁じられた⁴²²。1830 年代のウェイクフィールド的開発のような植民地事業への長期投資を避け、もっぱら短期信用取引を基本とした為替取引が銀行業務の中心にすえられた。この業務内容は、後述のアジア銀行のそれとほぼ同じであった。

⁴²² *The Economist*, no. 476, 9 October 1852, p. 1143.

チャータード銀行の設立計画は、ロンドンの海外・植民地貿易関係者たちによって占められた。たとえば、スコット・ベル商会のピーター・ベル（チャータード銀行のロンドン取引銀行となるシティ・バンク会長）やジェームズ・モリソン商会のジョセフ・ロバート・モリソン（のちにマーカントイル銀行取締役）が挙げられる。1861年まで銀行副頭取を務めたのがウィリアム・ニコルは、ボンベイ商業会議所に加入するウィリアム・ニコル商会（William Nicol & Co.）創設者であった。しかし、より重要な取締役予定者として、ジェームズ・ウィルソンが挙げられる。ウィルソンは、自由貿易主義を掲げる『*The Economist*』の創刊者であり、反穀物法運動で一定の役割を果たす徹底した自由貿易論者であった。彼は1848年に初当選した後、下院議員としてウィッグ・ラッセル政権でのインド監督局秘書官に就き、1852年末にチャータード銀行の計画途中でウィッグ・アバディーン政権での大蔵省財務秘書官に抜擢され、大蔵大臣グラッドストンの諸政策を支えた⁴²³。彼は、自由貿易論者で知られるインド監督局総裁チャールズ・ウッド（ラッセル政権では蔵相）とも親交があり、まさしくジェントルマン資本家と呼ぶにふさわしい人物であった。その後、数々の政府役職を歴任したウィルソンは、インド担当大臣ウッドのもとでインド総督参事会の財政委員（1859～60年）としてインドに赴任した。インドでのウィルソンは、ランカシャー商業利害の意向に反して、インド反乱後のインド財政の大幅赤字を乗り切るために打ち出したインドの輸入関税引上げと公共事業圧縮政策を実施したのである⁴²⁴。ウィルソンに加えて、元ニューサウスウェールズ立法評議会メンバーでウィッグ系下院議員のロバート・ロウも重要である。ロウは、チャータード銀行の取締役辞任後、アバディーン政権のインド監督局共同秘書官に就任し、その長官のウッドを支えた。彼も自由貿易論者として有名である。

インド銀行（アジア銀行）

前述したように、「インド銀行（Bank of India）」という新銀行の設立発起人たちも、チャータード銀行と同じ国王特許状を求めた⁴²⁵。この銀行は、資本金を80万ポンドとし、「インド・中国・モーリシャス・その他のアジアの英帝国で銀行業・為替業を営む」ことを目指したロンドン在住のアジア貿易商人たちによって発起された。（表5-6）で示したように、その設立発起者は、以下の7名であった。

頭取予定のトマス・ウィングート・ヘンダーソンは、マルワ・アヘン貿易に深く関与するボンベイ有力商会のレミントン商会（Remington & Co.）で長年勤務してきた。この商会はジャーディン・マセソン商会（Jardine, Matheson & Co.）のボンベイ代理店としても有名である⁴²⁶。ヘンダーソンは1854年からオーストラレイシア銀行取締役にも就任した。ロンドン・ドックス（The London Docks）取締役を兼任したナサニエル・アレクサンダーは、ロンドンのアレクサンダー・カレン商会（Alexander, Cullen & Co.）のパートナーでもあった。この計画には、関わり、アンブローズ・ムーアやジョン・マスターマン・ジュニアのように、ロンドンで銀行業に従事する者も関与した。特に前者はThe English, Scottish & Australian Chartered Bankというオーストラリア向けのロンドン銀行の取締役でもあった（この銀行はインド銀行と同じ時期に国王特許状を申請し、すぐに取得した）。ロバート・リンゼイ・リッキーとエリス・ジェームズ・ギルマンはアジアでの実務経験者であった。前者はボンベイ有力商会のリッキー商会（Leckie & Co.）の創設者であり、ギルマン・ブラザーズ商会（Gilman, Brothers & Co.）のパートナーである後者はシンガポールを代表する有

⁴²³ C. Mackenzie, *Realm of Silver*, pp. 11-12.

⁴²⁴ R.J. Moore, *Sir Charles Wood's Indian Policy, 1853-66*, Manchester: Manchester University Press, 1966, pp. 230-238; 熊谷次郎『イギリス綿業自由貿易論史—マンチェスター商業会議所1820～1932年—』ミネルヴァ書房、1995年、104-108頁。

⁴²⁵ Order of the Queen in Council, referring a Petition of Nathaniel Alexander and others praying the Grant of a Charter of Incorporation to an Association under the Name of “Bank of India”, 16th October 1852, no. 1722, BT/1/497, BTGIF.

⁴²⁶ C. A. Trocki, *Opium, Empire, and the Global Political Economy: A Study of the Asian Opium Trade, 1750-1950*, London, 1999, p. 112.

力商会のハミルトン・グレイ商会 (Hamilton, Grey & Co.) で勤務していた。インド銀行の設立計画でも、議会内外での請願活動を円滑かつ有利に進められるように、ジョン・グリーンという下院議員が加わっていた点も、チャータード銀行の場合と同様に、見逃すことができない特徴であろう。

表5-6 インド銀行 (アジア銀行) 取締役

名前	所属
トマス・ウインゲート・ヘンダーソン (Thomas Wingate Herderson)	ロンドン商人、元レミントン商会 (ボンベイ)、オーストラレイシア銀行取締役 (1854年～)
ナサニエル・アレクサンダー (Nathaniel Alexander)	アレクサンダー・カレン商会 (ロンドン)、ロンドン・ドック会社取締役
アンブローズ・ムーア (Ambrose Moore)	イングランド・スコットランド・オーストラリア銀行取締役
ジョン・マスターマン・ジュニア (John Masterman Junior)	個人銀行家
ロバート・リンゼイ・リッキー (Robert Lindsay Leckie)	ロンドン商人、元リッキー商会 (ボンベイ)
ジョン・グリーン (John Green)	下院議員
エリス・ジェームズ・ギルマン (Ellis James Gilman)	ギルマン・ブラザーズ商会 (ロンドン)、元ハミルトン・グレイ商会 (シンガポール)
1853年4月より	
パトリック・ロバートソン (Patrick F. Robertson)	下院議員、ロンドン・アシュランス・コーポレーション取締役、元ターナー商会 (広州)
ロバート・アレクサンダー (Robert Alexander)	マドラス陸軍、元マドラス銀行取締役
ジョン・エントウィッスル (John Entwistle)	ロンドン・ドック会社取締役
トマス・オジルヴィー (Thomas Ogilvy)	ギランダー・アーバスノット商会 (カルカッタ)、元オジルヴィー・ギランダー商会 (リヴァプール)
ジェームズ・フレーザー (James Fraser)	マクレーン・フレーザー商会 (シンガポール)、フレーザー商会 (ベナン)

出典：Order of the Queen in Council, 10th November 1852, no. 1914, BT/1/502, National Archives; Chartered Bank of Asia to Treasury, 25 April 1853, no. 38865, T/1/5821A, National Archives.

インド銀行の計画者たちは、後日、銀行名を「チャータード・アジア銀行 (以下、アジア銀行と略記)」と改名し、重要な修正が施された特許状の請願書を枢密院へ提出した⁴²⁷。その最も大きな修正とは、銀行名と同様に、銀行の活動地域のなかの「インド」という文言が削除され、「銀行支店と出張所をもちながら、セイロン、香港、モーリシャスの島々において発券・預金銀行の設立を目指す」と記載された点である。「インド銀行」としての特許状の申請書を取り下げたいという旨の書簡も、アジア銀行顧問弁護士から通商局に送られた⁴²⁸。

さらに、アジア銀行はその設立趣意書を EIC 取締役会へ提出した際、資本金額 (100 万ポンドへ増額) と取締役の一部を変更した⁴²⁹。オリジナル・メンバーであるアンブローズ・ムーア、ジョン・マスターマン・ジュニア、ジョン・グリーンがアジア銀行計画から離れ、以下の人びとが新たに参画した。下院議員のパトリック・ロバートソンは広州の有力商会のターナー商会 (Turner & Co.) で勤務した経験をもち、ロンドン・アシュランス・コーポレーション (London Assurance Corporation) 取締役も兼任していた。ロバート・アレクサンダーはマドラス陸軍に所属するが、前マドラス銀行取締役の経験をもった。ジョン・エントウィッスルはロンドン東インド・中国協会に所属するロンドン有力商人で、ロンドン・ドックス取締役を兼任した。トマス・オジルヴィーはもともとリヴァプールのオジルヴィー・ギランダー商会 (Ogily, Gillanders & Co.) のパートナーであったが、イギリスを離れ、そのカルカッタ代理店でベンガル商業会議所 (1834 年創設) に加盟するギランダー・アーバスノット商会 (Gillanders, Arbuthnot & Co.) のパートナーになった⁴³⁰。ギランダー・アーバスノット商会は多くのカルカッタ主要商会とともに、1848 年 3 月、担保前貸

⁴²⁷ Order of the Queen in Council, referring a Petition of T. W. Henderson Esquire and others praying the Grant of a Charter of Incorporation to a Joint Stock Company or Co-partnership for the purpose of establishing Banks of Issue and Deposits in the Island of Ceylon, Hong Kong, &c, under the Name of "Chartered Bank of Asia", 10th November 1852, no. 1914, BT/1/502, BTGIF.

⁴²⁸ Messrs Hughes Kearsley & Masterman, Solicitor to Chartered Bank of Asia, to Booth, 3rd December 1852, no. 2079, BT/1/502, BTGIF.

⁴²⁹ Chartered Bank of Asia to EIC, 18th March 1853, unnumbered, L/F/2/160, OIOC.

⁴³⁰ Stephanie Jones, *Two Centuries of Overseas Trading*, London: Macmillan, 1986, pp. 10-11; G.W. Tyson, *The Bengal Chamber of Commerce & Industry, 1853-1953: A Centenary Survey*, Calcutta, 1953, p. 14.

制度の廃止を要求する運動をした⁴³¹。ジェームズ・フレーザーはシンガポール商業会議所（1837年創設）に所属するマクレーン・フレーザー商会（Maclaine, Fraser & Co.）とペナンのフレーザー商会（Fraser & Co.）のパートナーであった⁴³²。このように、アジア銀行取締役会は、長年、アジアの商業や公務に従事し、英領インドとその利害に深く関わっている人びとによって構成されていた。

第4節 EIC 支配領域での特許銀行問題

国王特許状の適用範囲

インドやシンガポールでの「支店」開設の承認を要望したオリエンタル銀行に対して、EIC 取締役会秘書役のメルヴィルは、そもそも同銀行には特許会社として EIC の支配領域で出張所を開設する権利はないという非常に厳しい結論を伝えた⁴³³。EIC 側は、オリエンタル銀行が取得した国王特許状のインドでの法的効力に強い疑念を抱いており、何よりもその取得方法に大きな嫌悪感を示していた。なぜなら、英領インドで銀行の法人化を認可する権限は、1807年議会制定法（47 George III, c.68）によって、EIC 取締役会とインド監督局の監視下にあるインド政庁に与えられていたからであった。オリエンタル銀行の特許状は実際には国王から付与されたそれであり、インド政庁からのものではない。EIC 取締役会の判断では、その国王特許状によってオリエンタル銀行が喜望峰以東の地域で出張所や支店を開設できる権利は、セイロン・モーリシャス・香港のような国王直轄植民地のみに限られた。したがって、特許会社としてのオリエンタル銀行が英領インドにおいて出張所を設立することは、現時点では認められるものではなかった。

枢密院に提出されたチャータード銀行とインド銀行の特許状申請書は、すぐに枢密院通商委員会（通商局）から大蔵省とインド監督局へ転送された⁴³⁴。大蔵省は、通商局から送られてきた両銀行の特許状草稿で記載された内容から判断して、「EIC 支配領域に関わる英帝国のアジア植民地での銀行活動を目的に設立される株式銀行」であったゆえに、インド監督局に問い合わせをした。その際、国王特許状をもつ銀行の設立、とりわけその特許状に必要な規制に関する EIC の見解も、大蔵省はインド監督局に要請した。しかし、これを受けたインド監督局は、すぐに大蔵省へ抗議文を送っている。その内容とは、EIC 支配領域に店舗開設を計画している新銀行の国王特許状問題は「インド監督局と EIC 取締役会への事前通告」とそれらの慎重な考えを必要とする、というものであった。つまり、この問題は二つのインド支配機関の判断によって決定されるべきと考えられたのである。インド監督局は、EIC 取締役会に対して、新銀行への国王特許状申請に細心の注意を向けるように要請した⁴³⁵。

無論、EIC 取締役会の批判は、チャータード銀行とアジア銀行への国王特許状の付与問題にも向けられた⁴³⁶。すでに述べたように、英領インドにおける株式銀行の設立は、EIC の認可がなければ法的に正当性を欠いていると考えられていた。そのことを前提にして、EIC 取締役会は次のような二つの問題を提起している。第一には、「インドの商業や社会においてさらなる銀行機関が必要とされているのか」という疑問であった。それに対する EIC 取締役会の見解は、「インドで唯一の特許銀行である管区銀行がすでに存在している」ので、「インドの管区都市にはこれ以上の銀行機関は必要としていない」というものであった。英領インドには、EIC の出資によって設立

⁴³¹ *Parliamentary Papers*, vol. VIII, 1847-48, pp. 382-83, Potter & Co. and others to the Earl of Dalhousie, March 1848..

⁴³² Walter Makepeace and others, eds., with an introduction of C.M. Turnbull, *One Hundred Years of Singapore*, vol. II, Singapore: Oxford University Press, 1991, p. 207.

⁴³³ Melvill to W. W. Cargill, 29 October 1852, no. 21407, T/1/5769A, TBP.

⁴³⁴ James Booth, Joint Secretary to Board of Trade, to G. A. Hamilton, Junior (Financial) Secretary to Treasury, 21st October 1852, no. 20700, T/1/5769A, TBP; Board of Trade to Secretary to Secretary to India Board, 23rd October 1852, no. 1711 & 1722, BT/1/502, BTGIF.

⁴³⁵ Hugh Stark, Secretary to India Board, to Hamilton, 2 November 1852, no. 21407, T/1/5763A, TBP; Stark to James Melvill, Secretary to EIC, 4 November 1852, no. 9466, E/2/45, OIOC.

⁴³⁶ Melvill to Stark, 11 November 1852, no. 9459, E/2/21, OIOC.

されたベンガル、ボンベイ、マドラスの各管区銀行が存在していた。それら管区銀行の大きな特徴は、国王特許状によって外国為替業務が禁止される一方で、EIC の支配領域で発券業務が認められる唯一の株式銀行という点にあった。EIC 取締役会が「インド銀行業のすべての要求を満たした管区銀行の適合性に満足している」と考えたのは、インド発券業務を独占する管区銀行の権益を保護する立場であったことが最大の理由なのである。

そしてつぎに、EIC 取締役会は「国王特許状を申請している銀行の業務が公共の利益に恩恵と保障をもたらすかどうか」という問題に対して、すでに破綻していたカルカット・ユニオン銀行の例を挙げ、「インド社会の利益にとって為替取引を目的に計画されたすべての銀行機関に有限責任の特権を与えることは不適當」であり、「経営者の向こう見ずな行動への抑制力を失わせることにつながる」と考えたのである。しかしここで看過できないのは、インド政庁の本国送金活動への悪影響が強く懸念されていた部分にある。EIC 取締役会は、英印間の正常な商業活動が阻害されると多方面から批判された担保前貸制度を停止したうえに、その送金活動が特許状特権を付与された為替銀行の投機的活動によって妨害されることも不得策であると考えた。このように、EIC にとって銀行問題が大きな懸念材料となった最初の例は、かつての Bank of Asia の計画（1840～42年）であった。その時の懸念こそ、EIC の本国送金業務への妨害の可能性であった。EIC の立場からイースタン・バンク問題を突き詰めていけば、遅かれ早かれ、その英印関係の最優先事項にたどり着くのである。

インド監督局は、EIC の支配領域における特許銀行の設立問題に関して、EIC 取締役会の見解を擁護し、それに付与される特許状はインド当局の判断に委ねられてきたという自らの所見を大蔵省に伝えた⁴³⁷。オリエンタル銀行のインド問題も、大蔵省がその銀行の申請に決定を下す前に、インド監督局と EIC 取締役会の慎重な考察が必要とされると強く主張された。さらに、インド監督局は、チャータード銀行とアジア銀行への国王特許状の付与問題に関して、EIC 取締役会の意見と同様に、「まったく得策ではない」という意見を通商局に訴えた⁴³⁸。

大蔵省は、とりわけオリエンタル銀行の国王特許状に対する EIC 取締役会の疑念を重大な問題とみなし、次の二つの点について新たに法務当局への問い合わせを必要とすると考えた⁴³⁹。

- EIC の支配領域内での銀行業を営む企業への法人格を認める国王特許状の付与は、王権の範囲内にあるのかどうか。
- ある会社に喜望峰以東の地域で一般銀行業の活動、または送金・為替業務のみの出張所の設立を認めた国王特許状は、EIC の支配領域にも適用されるのか。

つまり、大蔵省は、チャータード銀行やアジア銀行の問題を解決するには、EIC 取締役会が疑念をもつオリエンタル銀行の国王特許状を法的に正当化し、それによって可能となるインド業務の内容を具体的に明示しなければならないと考えたのである。

大蔵省の問い合わせに応答した法務長官・次官の結論は、あらゆる会社や個人への特許状の付与権はすべて「国王」に帰属するというものであり、たとえそれが EIC の支配領域に関わるものでさえも、その付与権を国王から奪いとる法律はないということであった。すなわち、すでにオリエンタル銀行に付与された国王特許状は英領インドでも適用され、少なくともそこでの出張所の開設を認めるということである⁴⁴⁰。大蔵省は自らの判断の正しさを確信し、インド監督局に対して、「EIC の支配領域での出張所の開設に関して、オリエンタル銀行が保有する特許状の法的権

⁴³⁷ Sturk to Hamilton, 2nd November 1852, TS/25/644, Treasury Solicitor and HM Procurator General: Law Officers' and Counsel's Opinions (TSPG), National Archives.

⁴³⁸ C. L. Cumming Bruce to Booth, 29 November 1852, no. 23421, T/1/5769A, TBP.

⁴³⁹ Hamilton to Law Officers of the Crown, 16 November 1852, TS/25/644, TSPG.

⁴⁴⁰ Thesiger to Hamilton, 23 November 1852, TS/25/644, TSPG.

利に注意を払うべき」という法務局の見解を伝えたのである⁴⁴¹。

大蔵省秘書官のジョージ・ハミルトンは、オリエンタル銀行と EIC 取締役会との交換書簡の内容や法務局の所見に基づき、EIC 支配領域内での銀行政策に関する大蔵省の見解を通商局に伝えた⁴⁴²。それは、通商局がインド支配当局の意向に反してまで国王特許状を付与することはないだろうと考え、それならば、アジア植民地での銀行支店の開設を計画する特許状の、インドの支店に関わる部分を消去してはどうかと提案した。「インド」は、通商局にも大蔵省にも、帝国の「聖域」であった。それゆえに、大蔵省は、「インド」という文言を消去して改訂したアジア銀行の特許状草稿に異議を唱えなかったのである⁴⁴³。法務当局の判断によって国王特許状のインド問題に関する一定の結論が得られたということで、EIC 取締役会やインド監督局の意向を無視するような無理な手続きは、大蔵省の本意ではなかった。その意見はインド監督局に伝えられた⁴⁴⁴。

ウィルソンの覚書

インド監督局はこの大蔵省の書簡をすぐに EIC 取締役会へ転送し、その見解を求めた⁴⁴⁵。EIC 取締役会の見解は、大蔵省や法務当局とは真っ向から対立する内容であったのはいうまでもない⁴⁴⁶。ここでも、Bank of Asia 問題でイギリス政府が認めた点、すなわち、①インド当局との事前協議なしにはどんな認可も与えないこと、②1807 年法 (47 George III cap. 68) によってインド銀行機関への特許状付与権はインド政庁に認められていること、が取り上げられた。1 年前にオリエンタル銀行へ特許状を付与した際、イギリス政府はそれを EIC の支配地域にも適用させる意思はなかったかもしれないが、さまざまな誤解を取り除くために、インドにおける銀行特権の付与に対する他の利害集団からの要求を処理する場合の普遍的政策が追求されるべきだと、EIC 取締役会は提案したのである。インド支配の権益を独占する EIC 側は、オリエンタル銀行の情報を通商局や大蔵省から知らされないまま、新銀行からの特許状申請に直面し、オリエンタル銀行が持ってしまった英印間為替取引への介入権から生じる深刻な影響に気づかされたのであった⁴⁴⁷。

EIC 取締役会からの書簡を受け取ったインド監督局は、1852 年 12 月 18 日、上記の法務当局の見解に関して、改めて大蔵省へ遺憾の意と強い抗議を示した⁴⁴⁸。同局も、たとえ法務当局がオリエンタル銀行のインド出張所の設立を法的に有効であると考えたとしても、今後類似の決定がされる前には、必ずインド監督局ならびに EIC 取締役会との意思疎通が必要となるという事情を強く認識すべきであると、大蔵省へ念を押した。そのうえで、もし万が一、オリエンタル銀行や他の特許銀行が EIC 支配領域にて発券業務を行なうというのであれば、それに徹底的に抵抗するつもりであると、インド監督局は改めて強調した。これを受けた大蔵省は、EIC の幹部役員・顧問弁護士との会合の後、政権交代によって新たに就任した法務長官と次官に対して、前回とまったく同じ質問をした。彼らの結論は、前任者の見解に同意するというものであった⁴⁴⁹。

この法務当局の所見を踏まえて、大蔵省はインド監督局からの書簡 (12 月 18 日付) に応える覚書を作成し、インド監督局に送った⁴⁵⁰。この大蔵省覚書の作成者は、チャータード銀行の設立

⁴⁴¹ Hamilton to Sturk, 26 November 1852, no. 78, L/F/2/157, OIOC.

⁴⁴² Hamilton to Booth, "Bank of India", 15th December 1852, no. 1722, BT/1/502, BTGIF.

⁴⁴³ Hamilton to Booth, 13th December 1852, no. 2130, BT/1/502, BTGIF.

⁴⁴⁴ Treasury to India Board, 20th December 1852, no. 152, L/F/2/157, OIOC; Sturk to Melvill, 24th December 1852, no. 9518, E/2/45, OIOC.

⁴⁴⁵ Cumming Bruce to Melvill, 29th November 1852, no. 9492, E/2/45, OIOC.

⁴⁴⁶ Melvill to Cumming Bruce, 9th December 1853, no. 9479, E/2/21, OIOC.

⁴⁴⁷ Sturk to Melvill, 24th December 1852, no. 9518, E/2/45, OIOC; Melvill to India Board, 1st January 1853, no. 9504, E/2/21, OIOC; India Board to Melvill, 12th January 1853, no. 9531, E/2/45, OIOC; EIC to India Board, 24th February 1853, E/2/21, OIOC.

⁴⁴⁸ Cuning Bruce to Hamilton, 18th December 1852, TS/25/664, TSPG.

⁴⁴⁹ Further Case (as to the power of the Crown to grant a charter enabling a Company to carry on the business of Bankers in India), 15th February 1853, TS/25/664, TSPG.

⁴⁵⁰ James Wilson, Financial Secretary to Treasury, to India Board, Treasury Minute, 19th February 1853, L/F/2/255, OIOC.

発起人を辞め、アバディーン政権下の大蔵省（担当大臣はグラッドストーン）財政・金融担当秘書官に就任したばかりのウィルソンであった。その覚書のなかで、彼は、オリエンタル銀行の国王特許状がEICの支配領域でも適用されると主張する一方で、インド当局の事前同意に関する約束条項を要求するインド監督局の見解には基本的に同意していた。というのは、インド監督局の考えに反した特許状条項を設定する意図が、最初から大蔵省側には存在していなかったからだ。それにもかかわらず、EIC支配領域での営業権がオリエンタル銀行へ不注意によってうっかり与えられてしまったのは、その活動が植民地一般の利益に反しないものかどうかという点が当時の大蔵省のもっぱらの関心であったからだ。ウィルソンは釈明する。したがって、これに関する法務当局への問い合わせは、EICの規制領域への大蔵省の介入を意図したものではなく、オリエンタル銀行へうっかり与えられてしまった権限と照らし合わせながら、新銀行の問題を検討すべきだと判断したからだ。そして、オリエンタル銀行に為替取引の独占権を間違えて与えないように、それと同じ利得が他の特許銀行にも譲与されるべきであると、ウィルソンは考えていた。この覚書は、法務長官・次官の書簡とともに、通商局にも送られた⁴⁵¹。

ウィルソンは、上記の覚書を作成する前の根回しとして、自由貿易論者として以前から親交のあったインド監督局長官のチャールズ・ウッドへ書簡を送っている⁴⁵²。しかも、同局共同秘書官には、チャータード銀行取締役であったロウがウッドの片腕として就いていた。そのウッドへの書簡は、ウィルソンやロウが関わったチャータード銀行への特許状付与への同意を促すものであったが、植民地関連特許状で採用されてきた大蔵省の計画をインドへ拡大することを提案する内容であったという意味で極めて興味深い。この場合の大蔵省の計画とは、1826年以来、大蔵省、通商局、植民地省とが協力・調整し合いながら1840年において成文化され、1846年に修正されて整備した植民地銀行規制条項のことである。EIC支配領域以外の喜望峰以東地域のイギリス植民地（たとえばモーリシャス、セイロン、香港、オーストラリア等）を対象にしたイギリス銀行の国王特許状は、基本的にこの規制条項に基づいて作成されていた。ウィルソンは、このような大蔵省システムがEICによって採用されるならば、カルカッタ・ユニオン銀行の破たんのような大きな惨事は起こらないであろうし、とりわけ東洋植民地とインドとの交流の増大は銀行業における画一的システムを絶対的に必要としていると自信をもって強調する。

ウィルソンのこのような見解には、大蔵省が植民地金融問題を監督する役割を担っているという強い自負と同時に、1825年枢密院勅令以来のその一貫した金融戦略、すなわちイギリス帝国全体に金本位制を導入するという大蔵省の野心的目標も色濃く反映されていたと思われる。安定通貨の原則を唱える大蔵省はオーストラリア金鉱の新発見に影響され、1852年10月、一旦は断念していた植民地事業を再開することになった。この帝国金融政策の推進を担った中心人物こそ、元チャータード銀行計画者のウィルソンであった。彼は民間特許銀行の紙幣発行とその流通がロンドンから遠く離れた植民地での恒常的な通貨供給にとって最適かつ確実な手段と考え、金にリンクしてポンドの価値を体現する銀行券を発行する植民地銀行の機能を大いに活用しようとしていた⁴⁵³。銀行業に関する画一的な帝国システムがインドで欠いたままでは、セイロン・香港・オーストラリアで設立される諸銀行がインドとの通常業務をこなすことはできないと、ウィルソンは考えていたのである。

⁴⁵¹ James Wilson, Financial Secretary to Treasury, to Booth, 19th February 1853, no. 353, BT/1/502, BTGIF.

⁴⁵² Wilson to Charles Wood, President to India Board, 22nd January 1853, no. 3, Paper relation Banks in India, MSS Eur. F/78/16, OIOC. 長年、大蔵省で通貨・銀行問題を扱ってきたジョージ・アーバスノットも、「独占」を享受するオリエンタル銀行と同じような特権を他の特許銀行に認めるべきかどうかを実際の論点であると、ウッドに助言している。George Arbuthnot to Wood, 24th February 1853, no. 4, Paper relation Banks in India, MSS Eur. F/78/16, OIOC. ちなみに、アーバスノットは大蔵大臣時代のピールやウッドの個人秘書官を務めていた。

⁴⁵³ H. A. Shannon, "Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard", *IMF Staff Paper*, vol. 1 (1950-51), pp. 334-354; W. E. Nelson, "The Gold Standard in Mauritius and the Straits Settlements between 1850 and 1914", *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 16, no. 1 (1987), p. 49.

第5節 小括

ロンドン・シティでのイースタン・バンク誕生の背景には、1847・48年に起こった商業危機があった。この危機はロンドンやカルカッタの商業界をそれまでリードしてきた東インド商会群に大打撃を与え、EICの経営・権力基盤も揺るがした。それへの対応策として、EICは、インドでの担保前貸制度を停止せざるを得なくなったのである。その金融制度は確かに「マンチェスター＝ロンドン枢軸」らしき商業集団やカルカッタ商人の一部からの反対運動に直面したものの、実際には、新たな本国送金手段を見いだしたEICの経営判断によって停止されたのであった。

こうしたなか、1847・48年商業危機はセイロン銀行の経営に大きな打撃を与えた。そこで、オリエンタル銀行の経営陣は、国王特許状を持つセイロン銀行の吸収・合併を進めたが、セイロン政庁の見解が民間銀行の発券業務に対して批判的なものに転じると、香港を中心に据えた国王特許状の取得計画を本国政府に提示した。しかしながら、この計画に対する大蔵省はそれまでの反応とは正反対で、新しく統合されたオリエンタル銀行に「法人格」と「株主の有限責任」の特権を与える国王特許状の付与を決定した。

オリエンタル銀行に関する審議過程において、大蔵省内でも認識されていたEICへの事前問い合わせが「省略」され、結果的に、セイロンと香港では一般銀行業（銀行券の発行を含む）、さらにインドでは為替取引のみを行なうことが可能となった。この背景には、穀物法の廃止や航海法の廃止などラッセル政権下で推進されていた自由主義的経済政策が反映し、かつ首相ラッセルの過去の苦い経験も隠されていたように思われる。この「省略」という行為は、研究史上、政府の行政手続きでの「事故」あるいは「見落とし」などと解されてきたが、実は「敢えて」省略した大蔵省、引いてはイギリス政府全体の「意思」であった可能性が極めて高い。すなわち、オリエンタル銀行への国王特許状の付与は、政府によるEICの既得権益への挑戦なのであった。

オリエンタル銀行の後を追って、1847・48年商業危機によって手薄となったアジア貿易金融の分野に新規参入しようと試みたのが、チャータード銀行やアジア銀行であった。その設立の計画者たちは、EICとその傘下の大手老舗商会の金融独占体制を打破しようとした人びとによって構成されていた。つまり、イースタン・バンクの設立発起人とは、英印間為替取引の権益を有する「老練なインド通の人びと」を脅かそうとした新興勢力であった。その中心には、恒常的な資本不足のアジア市場に新たな金融ビジネスの機会を期待した貿易業者や植民地文・武官たちがいた。彼らの多くは英印間貿易の枠組みを越えた貿易関係者で占められ、とりわけオーストラリアに関わる人びとの存在が目立つのが特徴的であった。この野心的な試みは、自由貿易主義を志向するウィッグ系有力政治家にも支援された。

この2つの新銀行の特許状申請問題は、オリエンタル銀行のインド問題を改めて浮上させた。EIC取締役会とインド監督局は、両問題に関して大蔵省からの事前通告を受けていないという理由とともに、管区銀行の発券独占権とEICの本国送金業務を保護しなければならないという強い動機から、EIC支配領域でのロンドン株式銀行の業務を一切認めないという立場であった。このイースタン・バンク問題の収拾に奔走したのが、大蔵省財務秘書官のウィルソンであった。チャータード銀行計画者の一人であったウィルソンは、当然のごとく、新銀行への国王特許状の付与には好意的であったが、インド当局を説得するために、かつてのオリエンタル銀行への特許状付与に関する大蔵省の「不注意」を認めたくらんで、法務局の裁定に基づいた一定の結論を示した大蔵省覚書を作成した。このウィルソンによる「不注意」という苦肉の措置が、上述したようなオリエンタル銀行の国王特許状付与の経緯に関するその後の誤解を決定づけたと思われる。ともかく、彼は、インド監督局とEIC取締役会の立場にも配慮し、今後、類似の事案が持ち上がった場合、インド当局の事前同意が必須であることを覚書に明記した。

いずれにせよ、ウィルソンは、法務局の見解によってオリエンタル銀行の国王特許状の有効性が認められる以上、そのインドでの活動（ただし為替・預金・送金に限定）も認可できると考え

た。しかし、それと同時に、彼は自由貿易主義の立場からオリエンタル銀行による独占的立場を回避すべきと強調し、一定の規制下にある他の民間銀行のインドへの進出を奨励していた。金にリンクしてポンドの価値を体現する銀行券を発行する植民地銀行の機能が、政府紙幣システムよりも低リスクで「安価」であり、ロンドンから遠く離れた植民地での恒常的な通貨供給にとって最適かつ確実な手段と考えられたのである。ウィルソンの植民地銀行論は、まさに「安価な政府」と「安定通貨の供給」というウィッグ経済政策に沿い、かつ大蔵省の金本位制政策にも合致するものであった。したがって、ウィルソンの覚書は、インドを中心とするアジア域内交易へ画一的な銀行業システムを導入する方針を強く反映した内容となっていたのである。

第6章 東インド会社解散直前のイースタン・バンク問題（2）

はじめに

オリエンタル銀行に続いて、1852年10月、チャータード銀行とアジア銀行も「法人格」と「株主の有限責任制」を求め、国王特許状をイギリス政府に申請した。その際、EIC取締役会とインド監督局は、新銀行からの要請を反対・拒否しただけに止まらず、大蔵省から事前取り合わせがないままに付与されたオリエンタル銀行の特許状自体を問題視した。

そこで、1853年2月、大蔵省財務秘書官のウィルソンは「大蔵省覚書」を作成し、オリエンタル銀行と新銀行の諸問題を解消しようと試みた。彼の対応は、大蔵省の帝国金融戦略（帝国全体への金本位制の導入）を強く反映した⁴⁵⁴もので、ポンドの価値を体現する銀行券の民間発行機関とそのインド進出を奨励した。ウィルソンは、その発券機能を植民地での安定的な通貨供給にとって最適かつ確実な手段と考え、アジア域内交易への画一的な銀行業システムの導入を試みたのである。その際、オリエンタル銀行の独占状態は、彼が信条とする自由貿易主義の観点から回避されるべきで、新銀行への特許状付与を正当化するものであった。

本章では、「ウィルソンの覚書」以降、さらに活発化したチャータード銀行とアジア銀行の国王特許状の取得運動に注目し、これに対するさまざまな方面からの見解を検証しながら、それをイギリス政府が19世紀半ばに直面していた重大な帝国問題、とりわけインド支配に直結する問題であったことを明らかにする。イースタン・バンク問題に強く反対したEIC取締役会のほかに、これに深く関与したインド監督局、大蔵省、通商局、植民地省の見解と動向にも配慮し、後述する「シティの再建」期においてイギリス政府がこの銀行問題をどのような方策をもって解決にあたるのかを確認する。ロンドンと地方工業都市の両商業界での関係性と同時に、政策決定をめぐるシティと政府との関係性が、本章での議論の焦点となる。

第1節 「マンチェスター＝ロンドン枢軸」の逆襲？

イースタン・バンクの設立過程やその発展を考える際、ピーター・ケインとアンソニー・ホブキンズの「ジェントルマン資本主義」論がとくに有効である。彼らの目的は、イギリス帝国主義の起源を本国社会・経済の発展にもとめ、それまでの支配的な学説であった「周辺理論」に挑戦することと同時に、イギリス資本主義経済の特質として産業的富よりも非産業的富の重要性を唱えることにあった⁴⁵⁵。彼らが強調するシティ商業・金融部門の成長は地主階級の漸進的衰退に伴って起こり、貴族寡頭政府からシティへの権力移譲が起こった。イギリス経済政策の決定権は、地方産業部門の指導者ではなく、シティのジェントルマン資本家たちの手に渡され、彼らのネットワークを通してシティの論理と制度（自由貿易・金本位制・均衡財政の諸原則）がイギリスの国内外各地へ輸出されていった。たとえば、中国の香港上海銀行は「決してイギリス産業に奉仕する、あるいはイギリス産業を優遇する意図」はなく、ロンドン支店を通してシティの「非常に有力な」銀行家たちと緊密な関係を保つことにあくまでも努めたのであった⁴⁵⁶。ケインとホブキンズは、そのシティがイギリス政府（ホワイトホール）の政策決定を有利に操作する一枚岩の圧力団体となったと理解する。

しかし、本章では、そのようなシティ像を額面通りに受け取ることはできない。たとえば、ロナルド・ミヒーは、シティ職業構成の分析からその多様性を明らかにし、もっぱら「金融街」と

⁴⁵⁴ H. A. Shannon, "Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard", *IML Staff Papers*, vol. 1 (1950-51), pp. 334-354; W. E. Nelson, "The Gold Standard in Mauritius and the Straits Settlements between 1850 and 1914", *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 16, no. 1 (1987), p. 49.

⁴⁵⁵ P. J. Cain and A. G. Hopkins, *British imperialism 1688-2000*, second edition, Harlow: Longman 2002 (初版訳は、竹内幸雄・秋田茂訳『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ 創生と膨張 1688～1914』名古屋大学出版会、1997年、および木畑洋一・且祐介訳『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ 危機と解体 1914～1990』名古屋大学出版会、1997年）。

⁴⁵⁶ ケイン・ホブキンズ『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ』、287-289頁

して描かれるシティ像を大幅に修正するのに貢献した。ミヒーはシティでの国際貿易部門の重要性に注目し、その全体像を多様なサービスが相互に補完しあうビジネス複合体としてみごとに描いている⁴⁵⁷。デビッド・カイナストーンやスタンリー・チャップマンもこうしたシティ利害の多様性を認めるところである⁴⁵⁸。チャップマンによれば、シティで最も重要な企業家は新しい思想と方法を持ち込む外国出身の商人と金融家であり、彼らの諸活動にシティの活力が求められた。これらの諸研究から導き出されたシティ像とは、世界中から無数のサービス利害を吸収し、巨額の利益を生み出すビジネスを再生産する開放的競争社会であったということができる。

これらの諸研究から、EIC とイースタン・バンクの対抗関係は、アジア国際金融の権益をめぐる生じるシティ問題として浮かび上がってこよう。本章では、新銀行の設立計画者のみならず、それに反対するさまざまな商業集団にも注目し、それぞれの主張の一致点や微妙な違いを明らかにする。

とはいえ、ロンドン・シティの強大さに力点を置くあまりに、ホワイトホールをその従属的な立場に置いてしまう考え方にも大きな修正を加える必要がある。そのことを証明する成果として、19世紀後半のシティと帝国の輪郭を形作ったウィッグ政権の自由貿易政策を再評価するハウの見解にとりわけ注目したい⁴⁵⁹。アンソニー・ハウによると、ピール政府の穀物法廃止（1846年）に続き、砂糖税平準化（1847年）や航海法廃止（1849年）を実施したラッセル政権（1846～52年）のウィッグ経済政策は、それまでの不完全競争の世界で繁栄してきた植民地商業（砂糖・木材・船舶・茶）の優位性を失墜させる一方で、シティ自体を国家依存から脱却させることによって、自由貿易主義の発信基地として「再建」する基盤を用意したというのである。これはすなわち、「安価な政府」政策による大規模な「シティの再建」を意味する。

その後のウィッグ政権（アバディーンとパーマストーン）も、たとえば、商業法（1854年）、英仏通商条約（1860年）、会社統合法（1862年）のように、「シティの再建」を大きく前進させる政策を推し進めた。トーリー・ダービー政権で実現したとはいえ、EICの解散（1858年）も元を辿ればウィッグ・パーマストーン政権の立案なのであり、ウィッグ政権が後押しする「シティの再建」過程のなかで生じた政策決定であったといえるであろう。したがって、イースタン・バンクの設立過程を考察する際にも、シティに対するホワイトホールの意思も、本章の分析対象に入れることが不可欠なのである。

「ジェントルマン資本主義」論は多くの論者からの批判を受けたが、その中で特に強い拒否反応が、とりわけ地方都市の製造業者とシティのジェントルマン資本家との経済的・社会的分離という考え方に集中した。マーチン・ドントンは、イギリス製造業者がロンドン商会を通じて輸出貿易を組織していた事実を取り上げ、産業と金融との相互補完関係、シティ金融業者と製造業者との商業的・社会的交流、そして産業利害の政治的影響力を強調している⁴⁶⁰。近年においては、ヒュー・ボーエンがEICを事例にして、シティの有力企業が有益な輸出商品を創出するために地方産業との広範な取引を発展させていたことを示している⁴⁶¹。

アンソニー・ウェブスターは、地方都市の製造業者とシティのジェントルマン資本家との経済

⁴⁵⁷ R. C. Michie, "The City of London and International Trade 1850-1914", in R. C. Michie, ed., *The Development of London as a Financial Centre, vol.2: 1850-1914*, London: Tauris, 2000, pp. 58-86.

⁴⁵⁸ David Kynaston, *The City of London vol.1: A World of Its Own 1815-1890*, London: Chatto & Windus, 1994; S. D. Chapman, *Merchant Enterprise in Britain: From the Industrial Revolution to World War I*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992.

⁴⁵⁹ A. C. Howe, "Tree Trade and the City of London, c. 1820-1870", *History*, vol. 77, no. 251 (1992), pp. 391-410; A. C. Howe, *Free Trade and Liberal England, 1846-1946*, Oxford: Clarendon Press, 1997, ch. 2.

⁴⁶⁰ M. J. Daunton, "'Gentlemanly Capitalism' and British Industry 1820-1914", *Past and Present*, no. 122 (1989), pp. 119-158; S. D. Chapman, 'British Marketing Enterprise: the Changing Role of Merchants, Manufacturers and Financiers 1700-1860', *Business History Review*, vol. 53, no. 2 (1979), pp. 217-231.

⁴⁶¹ H. V. Bowen, "Sinews of Trade and Empire: the Supply of Commodity Exports to the East India Company during the Late Eighteenth Century", *Economic History Review*, vol. 55, no. 3 (2002), pp. 466-486.

的結合に注目し、イースタン・バンク問題を読み解いている。彼は、熊谷幸久の研究⁴⁶²も参照しながら、1833年以降のEICの衰退は明らかで、むしろその組織内外で機能したイギリス北部商人やロンドン商人の著しい台頭を注目した。その際、1830年代・40年代のインド向け銀行計画とその失敗の事例が取り上げられ、シティの有力者といえども、政策決定へのロビー活動の成功には常に地方の製造業者との協力関係を築く必要があったと主張される。つまり、ウェブスターは、シティの海外金融の展開におけるリヴァプールやブリストル等の地方商人の役割を重視し、「ジェントルマン資本主義」論の修正を唱えるのである⁴⁶³。

イースタン・バンク問題に限定するならば、ウェブスターの「ジェントルマン資本主義」論批判は、わが国の歴史史家から多くの共感を得ることであろう。なぜなら、研究史上、イースタン・バンクを含んだイギリス海外・植民地銀行の世界展開が、ランカシャー産業資本主義の勝利を示す一つの事例として論究されてきたからである⁴⁶⁴。それによれば、イースタン・バンクの設立計画は、EICの「担保前貸制度」の廃止運動に端を発したとされる。担保前貸制度とは、EICがインドから本国に向けて年間400万ポンドを送金する手段のひとつであった。この制度をEICの手中から奪い取る作業は、自由貿易帝国主義の世界展開を主導するランカシャー綿業資本と、その再生産を助成するロンドン銀行資本との協同戦線（「マンチェスター＝ロンドン枢軸」あるいは「ロンドン＝リヴァプール」枢軸）として資本主義社会の全勢力を動員して展開することになった⁴⁶⁵。後者の具体的表現が植民地銀行の設立であった。この文脈におけるオリエンタル銀行やチャータード銀行の存在意義とは、あくまでもイギリス産業革命に立脚した拡大再生産を金融的に保障することにあった。

これらの諸研究を踏まえたうえで、改めて問いたい。地方製造業者とジェントルマン資本家との協同戦線がイースタン・バンクの設立をめぐって成立していたという仮説は、どれほど有効なものであるのか。その仮説は、本当に「ジェントルマン資本主義」論の反証となりえるのか。逆にいえば、「ジェントルマン資本主義」論ではイースタン・バンクの設立過程を説明することはできないのか。以上のような問いを念頭に置きながら、本章では、ウィルソンの覚書が出された後、チャータード銀行とアジア銀行の国王特許状がなぜ、どのように付与されたのかを検証する。

第2節 新銀行の設立計画者

1852年10月、チャータード銀行の設立が計画された。同行の設立趣意書には、「インドの既存銀行の数と地位は…（中略）…現在必要とされるものでも不十分」な状況が指摘されている。英領インドでは、カルカッタ商会の大量破綻（1848年）やEICの担保前貸制度の最終的停止（1851年）にもかかわらず、その金融的空白を補うような銀行機関が設立されない状況で、商業的要求を満たせない過度の資本不足に陥っているというのである。さらに次のように設立趣意書は続く。

チャータード銀行は、主にオーストラリア植民地とインド・中国・東洋諸群島・その他地域との広範かつ膨張しつつある貿易に対して、合法的銀行活動の諸便宜を拡張する。……（中略）……それと関連して、当銀行の目的

⁴⁶² Yukihiisa Kumagai, “The Lobbying Activities of Provincial Mercantile and Manufacturing Interests against the Renewal of the East India Company’s Charter, 1812-1813 and 1829-1833”, University of Glasgow Ph. D thesis, 2008. 熊谷は、EIC特許状更新（1813年と33年）に際して、地方商業・産業界の意向がそれに強く反映されたと主張する。

⁴⁶³ A. Webster, “The Strategies and Limits of Gentlemanly Capitalism: the London East India Agencies Houses, Provincial Commercial Interests, and the Evolution of British Economic Policy in South and South East Asia 1800-1850”, *Economic History Review*, vol. 59, no. 4 (2006), pp. 743-764; A. Webster, *The Debate on the Rise of the British Empire*, Manchester: Manchester University Press, 2006, pp. 158-159.

⁴⁶⁴ 生川榮治『イギリス金融資本の形成』有斐閣、1956年；関口尚志「イギリス産業資本の確立と金融改革—その世界史的インパクトを中心に—」大塚久雄・安藤良雄・松田智雄・関口尚志編『資本主義の形成と発展』東京大学出版会、1968年、393-419頁；関口尚志「市場および金融の発達」大塚久雄編『西洋経済史』筑摩書房、1968年、219-264頁；吉岡昭彦『近代イギリス経済史』岩波書店、1981年、108頁。

⁴⁶⁵ 徳永『為替と信用』、290-291頁、296-298頁。

は、英領インド・中国・オーストラリアそれぞれとイギリスとの直接貿易に対して、現在は不十分にしか提供されていない銀行の便宜を拡張することを包含する。オーストラリアの金発見以前には、その植民地・インド・中国・シンガポール・東洋諸群島の間で一つの広域貿易がすでに始まっていた⁴⁶⁶。

チャータード銀行は、19世紀半ばのアジア貿易全体が経験していた「国際的契機」に注目して、それに対応するように、オーストラリア、インド、シンガポール、中国に店舗を開設するビジネス計画をもっていた点が、その設立趣意書から容易に理解できるであろう。

アシヤ・シディキによると、19世紀初頭のインドでは、ルピー価の低下、農産物価格の下落、貿易収入の減少と同時に、財貨（銀）のイギリスへの定期的流出や鑄造所数ヶ所の閉鎖等による通貨の恒常的不足が生じていた。この状況は、濱下武志や本山美彦が指摘するように、対外貿易が拡大していた一方で、通貨と決済手段が不足していた中国沿岸部やセイロンと同じであった。ところが、1850年代になると、たとえば鉄道建設への資本輸出という形でイギリスからインドへの財貨の移転が起こり、通貨の増加とインフレの効果に結びついたというのである⁴⁶⁷。チャータード銀行の場合も、ロンドンから銀資金を取り寄せてアジアに放出することによって、通貨の安定供給と商品生産の増大、そしてアジア各地の対外貿易の拡大に貢献したとみなされよう。

このようなチャータード銀行の取締役予定者は、(表6-1)で示すように、主としてロンドン貿易商人たちによって占められていた。1871年まで銀行頭取を務めるトマス・アレクサンダー・ミッシェルは、下院議員であると同時に、ロンドン商会のサムソン・ミッチェル商会 (Sampson, Mitchell, & Co.) パートナーであった。1861年まで銀行副頭取を務めたのがウィリアム・ニコルである。元EIC専属医師であったニコルは、ボンベイ商業会議所に加入するウィリアム・ニコル商会 (William Nicol & Co.) 創設者でもあった。彼は大インド半島鉄道会社のロンドン取締役も兼任しており、ボンベイを中心としたインド商業界で大きな影響力を持った人物である⁴⁶⁸。ピーター・ベルは、ロンドン東インド・中国協会の創設メンバーであるスコット・ベル商会 (Scott, Bell & Co.) のパートナーであった。ベルはこの後にロンドン証券取引所加盟銀行のシティ銀行 (City Bank) の頭取に就任した。この銀行はチャータード銀行のロンドン取引銀行となった⁴⁶⁹。ジョン・バグショーはカルカッタ在住経験をもつロンドン商人で、ロンドン東インド・中国協会の創設メンバーの一人であった (1852年時点でもロンドン協会評議員)⁴⁷⁰。バグショーは保険会社と鉄道会社の取締役も兼任した。ウィリアム・クックはロンドン商会クック・サンズ商会 (Cook Sons & Co.) のパートナーであり、ジョージ・ボウネス・カーはロイズ保険組合にも所属したロンドン商人であった。ジェームズ・モリソン商会 (James Morrison & Co.) パートナーのジョセフ・ロバート・モリソンはオーストラリア貿易を手がけたロンドン商人で、1854年ボンベイで設立されたマーカントイル銀行がロンドンに本店を移転する際、その取締役に就任することになる。同銀行も、チャータード銀行と並ぶ有力イースタン・バンクに成長した。ウィリアム・リンゼイ商会 (William Lindsay & Co.) のウィリアム・ショー・リンゼイは、船舶業や石炭業にも関わったロンドン商人であった。彼は1854年に下院議員となった⁴⁷¹。

⁴⁶⁶ *The Economist*, no. 476, 9 October 1852, p. 1143.

⁴⁶⁷ Asiya Siddiqi, "Trade and Finance 1750-1860", in A. Siddiqi, ed., *Trade and Finance in Colonial India 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, 1995, pp. 16-30.

⁴⁶⁸ Compton Mackenzie, *Realm of Silver: One Hundred Years of Banking in the East*, London: Routledge & Kegan Paul, 1954, p. 15; Raymond J. F. Sullivan, *One Hundred Years of Bombay: History of the Bombay Chamber of Commerce, 1839-1936*, Bombay: The Times of India Press, 1937, pp. 10-11.

⁴⁶⁹ London East India and China Association Annual Report 1836, p. 19; C. Mackenzie, *Realm of Silver*, p. 14.

⁴⁷⁰ London East India and China Association Annual Report 1852, p. 13.

⁴⁷¹ C. Mackenzie, *Realm of Silver*, pp. 13-15.

表 6-1 チャータード銀行取締役会構成

名前	所属
トマス・アレクサンダー・ミッチェル(Thomas Alexander Mitchell)	頭取(1871年まで)、下院議員(1841年～)、サムソン・ミッチェル商会(ロンドン)
ウィリアム・ニコル(William Nicol)	副頭取(1861年まで)、大インド半島鉄道会社取締役、ウィリアム・ニコル商会(ロンドン)
ピーター・ベル(Peter Bell)	スコット・ベル商会(ロンドン)、シティ銀行頭取(1854年～)
ジョン・バグショー(John Bagshaw)	ロンドン商人、ユニヴァーサル・ライフ会社取締役、イースタン・カウンティー鉄道取締役
ウィリアム・クック(William Cook)	クック・サンズ商会(ロンドン)、卸売織物商、マンチェスター倉庫業
ジョージ・ボウネス・カー(George Bowness Carr)	ロンドン商人、保険業
ジョセフ・ロバート・モリソン(Joseph Robert Morriossn)	ジェームズ・モリソン商会(ロンドン)
ウィリアム・ショー・リンゼイ(Wm. Schew Lindsay)	ウィリアム・リンゼイ商会、下院議員(1854年～)、船舶業、石炭業
ジョン・グラッドストーン(John Gladstone)	サリー州在住
ジェームズ・ウィルソン(James Willson)	下院議員(1848年～)、元『The Economist』編集長、元インド監督局秘書官、大蔵省財務秘書官(1853年1月～)
ロバート・ロウ(Robert Lowe)	下院議員(1852年～)、シドニーの法廷弁護士、元ニューサウスウェールズ立法評議会メンバー、インド監督局共同秘書官(1853年1月～)

出典：The Economist, no. 476, 9 October 1852, p. 1143.

この特徴はアジア銀行にも当てはまる。同銀行の場合、アヘン貿易で有名なボンベイのレミントン商会 (Remington & Co.) やリッキー商会 (Leckie & Co.)、カルカッタのギランダーズ・アーバスノット商会 (Gillanders, Arbuthnot & Co.)、シンガポールやペナンを拠点にするマクリーン・フレーザー商会 (Maclaine, Fraser & Co.) といった有力商会のパートナーが、取締役会を構成していた。彼らは、「インド商業での長い経験と詳しい知識に基づき、ロンドン特許銀行の設立がインドでのイギリス製品の消費を拡大させると同時に、インドの産業と商業を刺激し、その生産物の価格低下を促進する」ことを確信して、アジア銀行の計画を立てた。チャータード銀行にしても、アジア銀行にしても、ランカシャー関係者は1名いるかないかの経営陣であったことは、両銀行の設立目的や役割を如実に物語っている。

第3節 オリエンタル銀行の独占状態への批判

1853年2月3日、チャータード銀行頭取のミッチェルは、法人格と株主の有限責任制を認める国王特許状の付与を、再度大蔵省へ訴えた。この銀行計画の一つの特徴は、インド—中国—オーストラリア間の取引機関を提供することにあった。とりわけオーストラリア植民地の貿易拡大が大きく期待され、近い将来急成長すると考えられたオーストラリア—インド間貿易の存在が注目されている。チャータード銀行は、アジア地域間の商業的相互関係の拡大を根拠にして、オリエンタル銀行と同じインドでの特権をビジネスの必須要素と考えた。インドでの確固たる経営基盤こそがチャータード銀行に大きな利点を与えると主張され、大蔵省の早期決断が強く要請された⁴⁷²。ここには、ウィッグ政府がオリエンタル銀行の独占的立場を許すはずはないというチャータード銀行側の強い期待が込められていたといえる。

アジア銀行頭取のヘンダーソンも、銀行計画者たちの目的を記した設立趣意書をEIC取締役会へ送り、その支援と協力を得ようと試みた⁴⁷³。彼の信念は、「この銀行は東洋の商業的環境によって今や早急に必要とされ、現在計画されている特許銀行の速やかな営業開始が必ずやわれわれの東洋帝国の社会的・産業的・商業的条件を大きく改善するにちがいない」というものであった。彼らは、既存の類似銀行による成功や交通・通信手段（汽船、鉄道、電信）の改善に伴う資本運用機会の増加に促され、イギリス帝国の巨大な東方地域の必要性に相応する規模で、アジアで最も重要な英領・非英領植民地で発券・預金銀行を設立するという目的をもった人びとであった。さらに、オーストラリア植民地での金発見がアジア商業全般に好影響を与え、銀行資本の有益な運用手段を急増させると考えた。こうして、ヘンダーソンは、健全な経営に基づくイギリス資本のインドへの導入から得られる利益の強い確信から、アジア銀行の設立をこれ以上の延期はできないと思い、とにかくEIC取締役会がアジア銀行への国王特許状の付与を反対する理由の

⁴⁷² Chartered Bank of India, Australia and China to Treasury, 3 February 1853, no. 2762, T/1/5821A, Treasury Board Papers and In-Letters (TBP), National Archives.

⁴⁷³ T. W. Henderson to EIC, 18 March 1853, unnumbered, L/F/2/160, Oriental & India Office Collections (OIOC), British Library.

情報を提供してもらおうと懇願するのである。しかしながら、EIC 取締役会はそのヘンダーソンの要求を拒否し続けた⁴⁷⁴。

アジア銀行取締役会はますます EIC への反感を強め、大蔵省へ陳情書を提出した⁴⁷⁵。ヘンダーソンは、インド対外貿易の着実な拡大を示すと同時に、アメリカから中国への製品輸出が急成長するにつれてイギリス資本の多くがその貿易に吸収されてしまい、インド市場での資本不足と高水準の為替レートが生じている事実も指摘した。資本の需要に応えるべく個人資本家や特許・非特許銀行がその供給を試みたが、まったく不十分なままであった。特にルピー為替の上昇はインドの生産階級とイギリスの消費者には有害であり、その是正の方策が必要とされてきた。管区銀行は、大株主である EIC の支配下において外国為替取引を禁じられた状態で、巨大で有益なインドの対外貿易への便宜も影響力も制限されてきた。ヘンダーソンからみて、この為替レート問題や管区銀行の欠点を解決する努力を怠ってきたのが、まさに EIC なのだった。彼は、大蔵省の政策決定を遅らせている第一の要因として、新銀行への特許状付与を拒む EIC 取締役会の反対論を挙げ、しかも、その反対理由を明らかにしない EIC の態度こそ、「イングランドとインドの人々を犠牲にして高収入を得るための独占を永続化させる政策」なのだと激しく批判した。アジア銀行とイギリス資本の動員こそが、インドの産業と商業を刺激し、生産者たちに大きな利益をもたらし、イギリス製品の消費を拡大させると同時に、為替レートを下げ、その生産物の価格低下を促進する。そのことを十分に理解したうえで、「大蔵省は現在のインドにある銀行資本と設備の実態に配慮してほしい」と、ヘンダーソンは主張するのである。彼は、通商局やインド監督局にも EIC の銀行排除・為替統制を批判する書簡を送り、アジア銀行の安全性とそれが生み出す大きな公共益を訴えるのであった⁴⁷⁶。

すでに国王特許状を取得していたオリエンタル銀行は、アジア向け新銀行の設立には非常に懐疑的な態度を示していた⁴⁷⁷。同銀行の先行的立場からみれば、「中国、セイロン、モーリシャスでの植民地銀行業が新銀行側によって過大評価されている」というのである。第一には、セイロンは小さな市場であるゆえ、セイロン土着銀行家の支配する手形割引業務⁴⁷⁸への新規参入の困難さが指摘された。これは、オリエンタル銀行自身が、1850年にセイロン銀行を吸収した後、実際に直面した経験に基づいていた。中国では、十分な法体系と安全性が欠如しているゆえに、香港以外におけるイギリス臣民による銀行業は不可能であろうと、オリエンタル銀行は主張した。中国人のほとんどは中国人銀行家の顧客であり、そもそも外国人銀行家とその競争相手にはなれないことはヨーロッパ商人にもよく認識されていた。それゆえに、中国のヨーロッパ系商會が現金取引に対応するためにこれまで中国人銀行家を雇用してきたのであり、そのことを考慮すれば、あえて中国独特の金融システムを変える必要はないというわけである。インド洋に浮かぶモーリシャスは、新銀行の進出にはさらに困難な市場であると、オリエンタル銀行は強調する。当地では、モーリシャス・コマーシャル銀行が独占的な立場にあり、植民地政庁の発行紙幣を全面的に管理する状況であったというわけである。オリエンタル銀行は、その存在意義にも関わるゆえ、もちろんアジア各地での植民地銀行の必要性を認めていた。しかし、その本音は、破滅的な銀行間競争を回避することによって、先駆的に開拓した銀行ビジネスの独占を目論んでいたといえる。

⁴⁷⁴ Correspondences between Henderson and Melvill, 11th April, 18th April, and 2nd May 1853, unnumbered, T/1/5821A, TBP.

⁴⁷⁵ Chartered Bank of Asia to Treasury, 25 April 1853, no. 38865, T/1/5821A, TBP.

⁴⁷⁶ Henderson to Edward Cardwell, President of Board of Trade, 9th May 1853, no. 892, BT/1/502, Board of Trade General In-letters and Files (BTGIF), National Archives; Henderson to Wood, 16th May 1853, no. 8, Paper relation Banks in India, MSS Eur. F/78/16, OIOC.

⁴⁷⁷ G. H. Gordon to Hamilton, 4 August 1853, no. 16313, T/1/5821A, TBP.

⁴⁷⁸ R. K. Ray, "Asian Capital in the Age of European Domination: The Rise of the Bazaar, 1800-1914", *Modern Asian Studies*, vol. 29, no. 3 (1995), pp. 449-554.

第4節 イースタン・バンクの「抵抗勢力」

ロンドン東インド代理商会

1853年7月25日、インド・中国貿易に従事するロンドン商会（9社）が計画中の新銀行の設立に反対したことは、シティの多様性という観点で非常に興味深い⁴⁷⁹。それらは、アジア貿易の権益を握る立場から、「インド貿易にほとんど関心をもたない同業者への譲歩には甚だ賛成しがたい」と主張した。その9社とは、アーバスノット・レイサム商会（Arbuthnot, Latham & Co.）、パーマー・マキロップ商会（Palmer, Mackillop & Co.）、フォーブス・フォーブス商会（Forbes, Forbes & Co.）、ロウソン・ノートン商会（Rawson, Norton & Co.）、グREGソン商会（Gregson & Co.）、フィンレイ・ホジソン商会（Finlay, Hodgeson & Co.）、アレクサンダー・マセソン商会（Alexander Matheson & Co.）、カルヴァン商会（Colvin & Co.）、ベアリング商会（Baring Brothers）であった。

1833年創業のアーバスノット・レイサム商会は、ベアリング商会と並ぶシティのマーチャント・バンクとして知られ、アルフレッド・レイサムは1861年よりイングランド銀行理事になるほどであった。他の商会も、1830年代初頭にはインドや広州とビジネス・ネットワークを構築して創業しており、ロンドン東インド・中国協会の創設（1836年）以来の中核メンバーとして大きな影響力をもつ「老練な東インド通の人びと」であった。1848年より、グREGソン商会のサミュエル・グREGソンは同協会の会頭（ジョージ・ラーペントの後任）に、そしてカルヴァン商会のバゼット・デビッド・カルヴァン（グREGソンの後任）が副会頭に就いていた⁴⁸⁰。ジェームス・マセソンを叔父にもつアレクサンダー・マセソンは比較的新しい世代に属したといえるが、下院議員（スコットランド選出）としても活躍した最有力商人であった⁴⁸¹。

上記のロンドン東インド代理商会は、EIC取締役会に対して、チャータード銀行とアジア銀行への国王特許状が「まったく余計で不必要、そして合法的なインド貿易とそれに関わる私企業の利益にとって有害な特権」を絶対に認めてはいけないと訴えた。というのは、「インドでは公共銀行機関は必要とされず、インド政庁によって法人化が認められた銀行以外の既存銀行は、その資本金を合法的な銀行業に運用するのに十分な手段を持っていない」と考えられたからであった。そのうえ、インドには、古くから土着銀行家によって支配される完璧な土着銀行システムがすでに確立して、社会的要求に対応した完全な準備を整えている。EICが管区銀行の外国為替取引を禁止してきたことは賢明なことであり、「もしインド当局の規制が取り除かれ、新たな特許状の付与によって新銀行の創設が誘発されるならば、われわれは商業への最も深刻な結果を予想する」と、ロンドン東インド貿易商人たちは考えた。

ここでいう深刻な結果とは、投機的な金融機関による過剰取引の促進が信用に有害な影響力を与え、さらにはインドの対ヨーロッパ為替の混乱を生じさせた1847・48年商業危機の悪夢であった。彼らは、そのような結果を生まず、かつ健全な競争をもたらすのは1つか2つの株式銀行だけで十分であると主張する。EIC取締役会がもっともらしい提案によって間違った方向に導かれないように懇願した。オリエンタル銀行への特許状特権の付与は大きなアクシデントではあったが、そのような特許状の増加は即時的かつ将来的な悪影響を増産するばかりである。投機的興奮に酔った人びとへ「一度開いた扉は簡単には閉められない」という意味で、これ以上、株主の有限責任制を認める特許状をインド向けの銀行に付与するのは避けるべきなのである。

ロンドン東インド商人たちの反対理由には、大きなリスクが伴う分、遠隔地との為替取引から得られる莫大な利潤が彼らにとって死守すべき既得権益となっていたのも事実であろう。これまでのイースタン・バンク計画の失敗の背後には、EIC幹部と親密な経済的・社会的関係をもつロ

⁴⁷⁹ Arbuthnot Latham & Co. and others to EIC, 25 July 1853, L/F/2/165, OIOC.

⁴⁸⁰ *The Eleventh Report of the Committee of the London East India and China Association, Presented to the General Meeting, Held at their Office, No. 2, Cowper's Court, Cornhill*, London: Pelham Richardson, 1847, pp. 14-15.

⁴⁸¹ *The Fifteenth Report of the Committee of the London East India and China Association, Presented to the General Meeting, Held at their Office, No. 2, Cowper's Court, Cornhill*, London: Pelham Richardson, 1850, p. 18.

ンドン東インド貿易商人たちの抵抗運動が必ず存在した。コックレル・ラーペント商会のパートナーで、ロンドン東インド・中国協会前会頭のジョージ・ラーペントがその代表であろう。大きな資本を武器にアジアとの為替取引を行なおうとするチャータード銀行やアジア銀行の設立計画は、再び最悪の事態をまねく可能性があるという強い恐怖感や危機感によって、ロンドン商業界において全面的に歓迎されていたとはいえない。

このような内容でこの嘆願書は起草され、そして非常に重要なことに、マンチェスター商工会議所 (Manchester Chamber of Commerce and Manufactures) の会頭 (トマス・ベイズリー) と副会頭 (ヘンリー・アッシュワース)、さらにはマンチェスター商業協会 (Manchester Commercial Association) の会頭 (ジェームズ・A・ターナー) と副会頭 (マルコム・ロス) との連名で、EIC 取締役会へ提出された⁴⁸²。これは EIC 取締役会に快く受理され、すぐに通商局へ転送されている⁴⁸³。1830 年代以来、この時点においても、イースタン・バンクの設立を反対する点で、「マンチェスター＝ロンドン枢軸」が成立し続けていたのである。

マンチェスター

マンチェスター商工会議所は、チャータード銀行が国王特許状を申請した直後から、「資本の不足は極めて明白である」分、「株主の有限責任は恐ろしい不幸へと導くであろう」と言明し、その特権の付与に反対していた⁴⁸⁴。銀行への特許状付与はインドの将来的統治の議論に重大な影響を与えるかもしれないゆえに、マンチェスター側は通商局にはチャータード銀行の要求を断固として拒否してほしかったのである。1852 年 11 月 4 日に開かれた理事会で、チャータード銀行への特許状付与を反対するロンドンとリヴァプールの代表団が二日前に通商局長官のカードウェルと会談したことが報告され、マンチェスターからも代表団が請願書を通商局へ送ることが決議された⁴⁸⁵。そして、1853 年 2 月 14 日のマンチェスター商工会議所第 32 回総会⁴⁸⁶において、チャータード銀行による国王特許状の申請について報告され、それへの反対を訴えた請願書を通商局に送ったこともメンバーに知らされた。こうして、マンチェスター商工会議所は、ロンドンやリヴァプールの同志とともに新銀行計画の抵抗勢力を形成していったのである。

周知のように、マンチェスター商工会議所の主要な活動目標は、イギリス製品の輸出貿易を世界大に展開させることであった。この商業団体は、イギリス製造業の利益の観点から、機械輸出禁止法廃止 (1844 年) や穀物法廃止 (1846 年) に大きく貢献し、つぎには EIC 統治下のインドをイギリス政府の直轄植民地 (つまり EIC の廃止) に変更させ、開放的な自由市場を創出することに全力を注いだ。とりわけ綿花栽培地としての巨大なインド市場への渴望が、穀物法廃止後の欧米諸国の保護主義と工業力強化への対抗という意味も込めて、「穀物から綿花へ」という合言葉をつくった。そのインドをイギリス経済循環の一部として組み入れようと自由貿易主義の強要を声高に主張したのが、マンチェスター選出下院議員のコブデンやブライトらであった。ブライトが委員長となったインド綿作に関する下院特別調査委員会 (1847 年) では、インドの綿作促進のためには地税の軽減、土地保有権の安定、内陸輸送手段の建設が必要であると強調されたのは、よく知られるところである⁴⁸⁷。恒常的な赤字構造であったイギリスの対インド貿易が 1850 年前後を境に黒字構造へと大きく転換しつつあった傾向に加え、ロンドン・リヴァプール・グラスゴ

⁴⁸² Thomas Bazley, President of Manchester Chamber of Commerce and Manufactures, to EIC, 25 July 1853, L/F/2/165, OIOC.

⁴⁸³ Proceeding of Manchester Chamber of Commerce (PMCC), M/8/2/5, Manchester Central Library, pp. 348-349, p. 352.

⁴⁸⁴ Memorial to Board of Trade, 2nd November 1852, PMCC, M/8/2/5, p. 296; Board of Trade to Bazley, 3rd November 1852, BT/3/42, BTGIF, pp. 527-528.

⁴⁸⁵ PMCC, 4th November 1852, M/8/2/5, p. 294.

⁴⁸⁶ The 32nd Annual Meeting, 14th February 1853, PMCC, M/8/2/5, p. 315.

⁴⁸⁷ Peter Harnetty, *Imperialism and Free Trade: Lancashire and India in the Mid-Nineteenth Century*, Vancouver: University of British Columbia Press, 1972; 熊谷『イギリス綿業自由貿易論史』、第 3 章。

一の東インド・中国協会とともに批判を続けてきた EIC の担保前貸制度も停止され⁴⁸⁸、イギリス輸出産業を代弁するマンチェスター商業会議所の勢いに弾みがついた時期でもあった。こうした好調な環境だからこそ、株主の有限責任を認める特許状を銀行会社へ付与するのは大きなリスクを伴うゆえに、銀行の取引活動は常に節度ある程度に制限されるべきだ⁴⁸⁹と考えられた。

もう一つのマンチェスター商業協会も、株主の有限責任へのチャータード銀行の要求を批判する書簡を、通商局秘書官の J・エマーソン・テナントに送った⁴⁹⁰。マンチェスター商業協会とは、1845 年、穀物法廃止要求運動をめぐる方針上の対立でマンチェスター商工会議所を脱会したメンバーが新設した商業団体である⁴⁹¹。通商局秘書官のブースは、同協会事務局長のフレミング⁴⁹²へつぎの三点を伝えた。第 1 に、イギリス政府がインドで設立される銀行に特許状を付与した経験はないこと、第 2 に、過去 10 年間に於いて、株主責任を出資額に制限するという特許状が植民地銀行に付与されたことはない。それに付与された特許状には株主の倍額責任という条項が設定されている。そして第 3 には、現在審議中でもあり、新銀行の特許状の複写を提供することはできない。しかし、このような返答を受け取った後も、マンチェスター商業協会は、ロンドン商会とマンチェスター商工会議所と協力しながら、新銀行への特許状の付与に反対し続けたのである。

リヴァプール

マンチェスターの商業団体と同様、チャータード銀行の特許状申請の直後からそれに反対していたのが、リヴァプール東インド・中国協会であった⁴⁹³。このリヴァプール協会がアジア向けロンドン株式銀行の設立に反対したのは、1836 年 (Bank of India) と 1843 年 (East India Bank) に続いて、今回で 3 度目であった。おもにアメリカ綿花貿易に従事したリヴァプールの多くの商社は、1840 年代には中国貿易に本格的に参入するようになったり、インドに関しては特にボンベイとの貿易を拡大させたりと、アジア貿易の分野でもロンドンに次ぐ商業勢力を形成していた。1850 年代以降、リヴァプール貿易における対アジア貿易のシェアは、アメリカ、ヨーロッパに次ぐ第 3 位を占めた⁴⁹⁴。

リヴァプール東インド・中国協会が強調する点は、特に 1843 年の銀行反対で、資本力のある株式銀行が行なう外国為替取引や商品担保の前貸しに伴うリスクの大きさを警告したが、その悲劇が 1847 年のカルカッタ・ユニオン銀行の破たんという形で現実化してしまったことであった。しかも、この銀行は非特許銀行であったので、無制限責任の株主は保護の対象とはならなかった。それゆえ、この現実は、チャータード銀行も、ユニオン銀行と同じように、全資本を一気に消失させてしまうかもしれないという悪夢を想像させるには十分であった。リヴァプール東インド・中国協会のこのような見解の底流には、外国為替や商品担保前貸しという取引は商人の仕事であり、銀行の仕事ではないという基本的な考え方があった。同協会の本音としては、もしこのビジネス分野が大きな特権をもつ特許銀行に開放されると、商人はそのビジネスを放棄するか、強大な銀行と敵対しなければならないというのである。つまり、銀行の増加は商業利害にとって死活問題なのであった。

⁴⁸⁸ The 29th Annual Report, 11th February 1850, PMCC, M/8/2/5, pp. 86-87; 30th Annual Report, 10th February 1851, PMCC, M/8/2/5, pp. 178-179.

⁴⁸⁹ Memorial to Board of Trade, 2nd November 1852, PMCC, M/8/2/5, p. 296.

⁴⁹⁰ Hugh Fleming, Manchester Commercial Association, to J. Emerson Tennant, Board of Trade, 4th November 1852, no. 1722, BT/1/502, BTGIF.

⁴⁹¹ 熊谷『イギリス綿業自由貿易論史』、15 頁、78 頁。1859 年 1 月、1845 年以来、分裂していた商業会議所と商業協会はマンチェスター商業会議所として正式に合同した。熊谷『イギリス綿業自由貿易論史』、102-103 頁。

⁴⁹² Booth to Fleming, 12th November 1852, BT/3/42, BTGIF, pp. 536-537.

⁴⁹³ Charles Turner, Chairman of Liverpool East India & China Association, to Edward Cardwell, President to the Board of Trade, 29th October 1852, no. 1620, BT/1/502, BTGIF; Board of Trade to Charles Trevers, Chairman to East India and China Association of Liverpool, 3rd November 1852, BT/3/42, BTGIF, pp. 527-528.

⁴⁹⁴ Graeme J. Milne, *Trade and Traders in mid-Victorian Liverpool: Mercantile Business and the making of a World Port*, Liverpool: Liverpool University Press, 2000, p. 56.

1853年2月のリヴァプール東インド・中国協会第20回年次総会において、上記の通商局への書簡が紹介され、特許銀行の新設を承認する拙策とその危険性についての内容であったと報告された⁴⁹⁵。その総会議事録によると、時期は不明だが、同協会代表団は通商局長官と会談し、「この種の特許状はEIC取締役会の同意なしには付与されないだろう」という長官の言質を取り、大蔵省への問い合わせも確約したようである。この会談によって、リヴァプール協会代表団は、EIC取締役会に与えられた自由裁量権がインドの商業界の恒久的利益のために発揮されると確信したのである。

その半年後、リヴァプール東インド・中国協会は、通商局がチャータード銀行とアジア銀行の特許状申請書の修正版を快く受理したという知らせを聞き、再び通商局へ請願書を送った⁴⁹⁶。リヴァプール協会は、通商局がその好ましくない特権を付与しないことを信じていたが、通商局からの返答書簡において、大蔵省が両銀行への特許状の付与を強く勧めているという事実が伝えられた⁴⁹⁷。リヴァプール協会は、大蔵省にも書簡を送り、特許状の付与から生じる惨事を避けるためにも、為替取引や財貨の移転を行なって商人の合法的取引を妨害する特許状の保有者を規制する条件づくりの重要性を強調するのであった⁴⁹⁸。そのような特徴をもってインドで設立される「銀行の取引は、イギリスで一般的に理解されている銀行家あるいは特許銀行の業務に厳密に制限されるべきであった。さらに、同協会はEIC取締役会にも、「EICがインドでのその支配領域への銀行または銀行支店の進出に反対し続けることを強く望む」という旨の書簡を送った⁴⁹⁹。このように、リヴァプール東インド・中国協会の銀行反対運動は（断続的ではあったが）約1年にも及び、ロンドンとマンチェスターよりも組織的で強かったのである。

第5節 新銀行への特許状付与

大蔵省と通商局との駆け引き

チャータード銀行取締役会は、枢密院（ヴィクトリア女王宛）に対して、前年12月末以来、棚上げ状態のままの国王特許状の付与申請手続きを再考してもらうように懇願した⁵⁰⁰。資本金100万ポンドを有し、法人格と株主の有限責任制を備え、インド、オーストラリア、喜望峰以東のほかのイギリス領土、中国、東洋群島において銀行業を行なうための株式銀行をロンドンで設立することが、銀行計画者たちの切なる望みであった。チャータード銀行顧問弁護人も、大蔵省へ特許状草稿の修正版を提出した⁵⁰¹。その修正部分とは、オリエンタル銀行と同様に、EICの支配領域では預金・送金・為替業務に限定する点を加えたことである。インドはイースタン・バンクの発展にとって不可欠なフィールドであった。

大蔵省のウィルソンは、アジア市場向けの銀行会社への特許状付与に関するこれまでの議論を整理しながら、アジア銀行もチャータード銀行もそのほとんどすべての目的を達成できる立場にあるとし、それらの請願書の再審議が始められるように訴えた⁵⁰²。両銀行にはEICの支配領域ではオリエンタル銀行と同じ活動が認められるという法務当局の判断が、改めて確認された。ウィ

⁴⁹⁵ Twelfth Annual Report of Committee of Liverpool East India and China Association, presented at Annual General Meeting, 9th February 1853, 380 COM 27/2, Report of Liverpool East India and China Association (RLEACA), Liverpool City Central Library, pp. 7-9.

⁴⁹⁶ G. Malcolm, Deputy-Chairman of Liverpool East India and China Association, to Cardwell, 2nd September 1853, L/F/2/166, OIOC.

⁴⁹⁷ Emerson Tennent to Malcolm, 8th September 1853, L/F/2/166, OIOC.

⁴⁹⁸ Liverpool East India and China Association to Board of Trade, 26 September 1853, no. 20286, T/1/5821A, TBP. この書簡はすぐに大蔵省に転送された。T. H. Farrer, Assistant Secretary to Board of Trade, to George Arbuthnot, Treasury, 27 September 1853, no. 19556, T/1/5821A, TBP; Chairman of Liverpool East India and China Association to Lords Commissioners of Treasury, 8th October 1853, no. 20286, T/1/5821A, TBP.

⁴⁹⁹ Turner to EIC, 13th September 1853, L/F/2/166, OIOC.

⁵⁰⁰ Order of the Queen in Council, 13th June 1853, no. 1081, BT/1/502, BTGIF.

⁵⁰¹ Oliverson, Lavie and Peachey to Secretary of Treasury, 28 June 1853, no. 13248, T/1/5821A, TBP.

⁵⁰² Wilson to Booth, 14th June 1853, no. 1086, BT/1/502, BTGIF.

ルソンは、さらに通商局秘書官のブースへの別の書簡で、植民地銀行に付与する特許状の条件決定をめぐる両省間での役割分担にも言及した⁵⁰³。彼は、大蔵省が植民地金融問題の責任官庁であるにもかかわらず、これまで通商局がその指導のもとで植民地の銀行問題を取り仕切ってきたことを指摘した。今回の事案のように、特許状に関わる責任の所在が複雑となり、他の関係機関の意見を徴収する必要性から、通商局の限界性は明らかであろう。それゆえに、ウィルソンは、手続き上での意見対立を回避するという意味で、国王特許状の付与に関する手続きの簡素化、つまり植民地の金融・銀行問題を決定する責任を大蔵省に集中させる提案をするのである。

このウィルソンの提案に対して、通商局側はその重要な権限を奪おうとする大蔵省への抵抗姿勢を示した。国王特許状の付与条件に関する通知責任が政府のどの省庁に帰属するのかに関して、いかなる事案においても明白な了解、すなわち「その責任を、特許状を得たい人びとの陳情書提出相手に任せるわけにはいかない」という取り決め、が必要だと指摘された。この指摘は、暗にチャータード銀行とウィルソンとの関係性に向けられている。枢密院の女王宛のすべての特許状請願書の提出先は通商局であり、同局がその報告書を作成し、それに基づいて枢密院は決定を下している。この手順は今後も遵守されるべきであると通商局は考えていたのである。通商局は、特許状に関して必要な他の省庁との協議を重視する大蔵省の意見には同意した。しかし、その通信書簡のすべては常時、通商局に報告されなければならないと、通商局は主張し、ウィルソンの提案を完全に拒絶した。

かくして、通商局はこれまで通りの手順にしたがい、大蔵省に対してチャータード銀行の問題に関する植民地省とインド監督局への問い合わせを薦めた⁵⁰⁴。

オーストラリア問題

チャータード銀行やアジア銀行の書簡からわかるように、EICの支配領域のほかに重視された喜望峰以東の地域がオーストラリア植民地であった。オリエンタル銀行もオーストラリアでの支店の設立を申請している⁵⁰⁵。オーストラリアの銀行問題に対処していたのは、通商局とその管轄官庁である植民地省であった。ただし、これらの諸銀行が国王特許状を申請した当時の植民地大臣のジョン・S・パッキングトンには、植民地の銀行問題にはほとんど関心を示さなかった⁵⁰⁶。

しかし、この問題に関して、通商局は、インド当局の見解に配慮してきたのと同様に、植民地大臣と事前協議するまでこの問題の決定を下さないと植民地省に伝えた⁵⁰⁷。1853年1月より、植民地大臣に就任したニューカッスルは、前任のパッキングトンとは対照的に、この銀行問題に積極的に対応し、つぎのような手続きを通商局に提案した⁵⁰⁸。それは、ある企業から国王特許状の申請書を受けた通商局が植民地省に問い合わせた後、同省は植民地の総督にその申請書を転送し、植民地にとって有益かどうかの意見を求めるという道筋である。通商局はこの提案に同意し⁵⁰⁹、植民地省は通商局からの書簡を各植民地政庁へ送った⁵¹⁰。

大蔵省は、植民地省と担当大臣のニューカッスルに対して、チャータード銀行のオーストラリア問題の最終判断を求めた⁵¹¹。ここで大蔵省が最も強調した点は、植民地政庁の付与した銀行特権はその法的支配権の及ぶ植民地に制限されるゆえに、いかなる場合でもこの問題の最終決定は本国政府の責任にあるということであった。こうした見解には、植民地銀行の諸問題は一部利害

⁵⁰³ Wilson to Booth, 14th June 1853, no. 1087, BT/1/502, BTGIF.

⁵⁰⁴ Board of Trade to Treasury, 16th June 1853, T/1/5821A, TBP.

⁵⁰⁵ Treasury to India Board, 20th December 1852, no. 152, L/F/2/157, OIOC.

⁵⁰⁶ Booth to Herman Merivale, Permanent Under-Secretary to Colonial Office, 17th December 1852, BT/3/43, p. 266, BTGIF; Merivale to Booth, 22nd December 1852, no. 2213, BT/1/502, BTGIF.

⁵⁰⁷ Booth to Merivale, 11 March 1853, no. 12532, T/1/5821A, TBP; Booth to Merivale, 16th March 1853, BT/3/44, BTGIF, p. 48.

⁵⁰⁸ Merivale to Booth, 23 March 1853, no. 12532, T/1/5821A, TBP.

⁵⁰⁹ Booth to Merivale, 1st April 1853, no. 12532, T/1/5821A, TBP.

⁵¹⁰ Colonial Office to Colonies Governments, 1st April 1853, no. 272, BT/1/502, BTGIF.

⁵¹¹ Arbuthnot to Merivale, 12 August 1853, T/1/5821A, TBP.

の見解ではなく、あくまでもそれに関係する植民地利害全体の合意を通して決定されるべきという大蔵省の強い意志が反映されていたといえよう。

これに対して、植民地省は、オリエンタル銀行と同じ条件のもとであれば、チャータード銀行のオーストラリア業務を承認する用意があると返答した。ただし、オーストラリアで活動を予定している企業の株式会社化は植民地総督による確認作業なしには成立せず、植民地省としては、それに関する植民地政庁からの有益な情報や忠告をロンドンで得られない限りにおいては、植民地銀行のオーストラリアでの支店業務を認可することができないことを付け加えている⁵¹²。大蔵省はこの植民地省の見解を了承し、オリエンタル銀行、チャータード銀行、アジア銀行に通知することになった⁵¹³。

「1853年決着」

アジア銀行頭取のヘンダーソンは、イギリスの東洋植民地で銀行・為替取引を行なうための支店をもつその銀行の設立意義を、インド監督局長官のウッドへ訴えた⁵¹⁴。ヘンダーソンが主張するアジア銀行の役割は、インドの産業的・商業的繁栄を刺激し、その生産を拡大させ、そしてインドにおけるイギリス製品の消費を拡大させることにあった。その結果、ヨーロッパの消費者への生産物の価格が安価にするというのである。巨大資本は社会的進歩を促進する原動力であるが、その速度が遅いインドでは資本が不足している。アジア銀行の目的は、インドの生産と商業へ資本を安定的に供給することだと、ヘンダーソンは主張した。

大蔵省は、チャータード銀行とアジア銀行への特許状付与の審議をインド監督局へ問い合わせた⁵¹⁵。その際、チャータード銀行が「EIC 支配領域での営業をオリエンタル銀行と同じものに限定する」ことも伝えられた。大蔵省のウィルソンは、個人的にインド監督局長官のウッドへ書簡を送り、インドに関する限り、同局の完全な賛同を得ることなしに大蔵省は行動しないゆえに、チャータード銀行やアジア銀行の計画が承認されるように訴えた⁵¹⁶。ウィルソンは、インドの銀行システムの拡張と完成が貿易分野の成功や本国送金業務の遂行にとって不可欠であることを強調すると同時に、為替取引を行なう銀行機関の設立に対するインド政庁のこれまでの抑制政策を批判した。両銀行の特許状問題に内包する論点はインド貿易のみならず、より長期的な帝國的目標にとっても決定的な意味をもつことを、彼は改めて主張するのであった。

大蔵省からの問い合わせに対応したインド監督局は、チャータード銀行とアジア銀行の特許状請願についての見解を EIC 取締役会へ依頼した⁵¹⁷が、つぎのような見解の変化もみせた⁵¹⁸。すなわち、「オリエンタル銀行の国王特許状は本来なされるべきインド監督局と EIC 取締役会への通告なしに大蔵省によって付与されてしまったが、インド監督局としてはその正当性をこれ以上論争することは好ましいものではない」と。この見解が示されたのは、後述する EIC 特許状更新の議会審議中の7月14日の書簡においてであった。このように、インド監督局が大蔵省の路線に足並みを揃えるようになったのは、インド監督局長官であるウッドの役割が大きかったと思われる。ウッドはピール銀行法制定、植民地産砂糖特惠廃止、航海法廃止などの自由貿易政策への貢献が認められ、ラッセル内閣時には大蔵大臣を勤めたウィッグ貴族の一人として知られていた⁵¹⁹。このことから、「オリエンタル銀行の独占を絶対に認めないことにためらいもなく、それゆえ

⁵¹² Merivale to Wilson, 17 August 1853, no. 16980, T/1/5821A, TBP.

⁵¹³ Arbuthnot to Merivale, 23 August 1853, T/1/5821A, TBP.

⁵¹⁴ Henderson to Wood, 17th June 1853, no. 10, Paper relation Banks in India, MSS Eur. F/78/16, OIOC.

⁵¹⁵ Arbuthnot to T. N. Redington, Secretary of India Board, 28 June 1853, no. 13248, T/1/5821A, National Archives.

⁵¹⁶ Wilson to Wood, 11th June 1853, no. 1, Paper relation Banks in India, MSS Eur. F/78/16, OIOC; Wilson to Wood, 18th June 1853, no. 2, Paper relation Banks in India, MSS Eur. F/78/16, OIOC.

⁵¹⁷ Redington to Melvill, 8th July 1853, no. 9726, E/2/45, OIOC.

⁵¹⁸ Redington to Melvill, 14th July 1853, no. 9735, E/2/45, OIOC.

⁵¹⁹ R. J. Moore, *Sir Charles Wood's Indian Policy, 1853-66*, Manchester: Manchester University Press, 1966, pp. 5-22.

に、同権限が新銀行にも与えられるべき」というインド監督局の見解が、自由貿易を本格的に推進したウィッグ経済政策を反映するものであったのが理解できる。彼にとってイースタン・バンクの国王特許状の特権とは、まさしく「インドの商業的發展に大きな便宜を与え、銀行支店・出張所の開設地域とインドとの貿易の發展」に寄与する効果を持つものなのである。インド監督局としては、先述のウィルソンの「覚書」に従い、大蔵省の承認なしには英領インドでの銀行券発行権を認めないこと、そしてインド監督局と EIC 取締役会との事前協議なしにはその権限を認めないこと、という二点が新銀行の国王特許状に明記されること、以上が大蔵省への譲歩条件であった。

しかし同時に、インド監督局のこのような変化の背景には、EIC の国王特許状更新という重大な政治問題の影響があったと思われる。インド監督局長官のウッドは 1852 年 12 月の就任当初からこの問題に直面していたが、1853 年 2 月末には、いくつかの修正を加えた形での EIC 特許状の更新を首相アバディーンに提案している。これと同じ時期、EIC とインド監督局による二重支配体制に対してマンチェスター学派が猛然と反発し、EIC の解散とインドの直轄植民地化を実現するために、議会内外で激しい政治活動を展開していた。この逆風のなか、1853 年 4 月初旬、ウッドは EIC 取締役会の構造改革（国王が推薦する取締役の加入と取締役数自体の削減）を提案し、その代わりに、EIC の政治的独立性を確約する覚書を作成することになった⁵²⁰。EIC 取締役会は既存体制の継続と強化にはもちろん賛成であったが、ウッドの改革案には異を唱えた。EIC にとってウッドからの提案は、「インドの人々の要求とインドの資源開発に採用するために計画された変化」ではなく、その必要性和便宜を全面的に否定することを主張するものであった⁵²¹。

これに対して、7 月 5 日、インド監督局は、以下のように返答した。すなわち、「議会に対して、すべてのインド問題に責任をもつのは EIC 取締役会ではなくイギリス政府」であるという意味で、「英領インドの善良な統治」を実行する関係者の選出には、イギリス政府の責任の増大に見合った権力の強化が必然である、と。しかし、そうはいつても、「現在の統治形態を維持するのが有益である」とインド監督局が考えていたのも確かであり、この時点でのインド直接支配への移行をイギリスの「国益」に反する不都合なこととして恐れていたのである。それゆえに、インド監督局は EIC 取締役会の言い分を部分的に採用し、「取締役会を独立組織として、そしてインド統治の不可欠な部分として維持するのが得策であろう」という決定を下した⁵²²。その結果、8 月 9 日、EIC の国王特許状更新が下院で承認され、現行体制が維持されたのである。

インド支配の現行体制の維持という議会決定は、新銀行問題に対する EIC の見解をも大きく変化させることになった。8 月 11 日、EIC 取締役会がインド監督局に送った書簡には、オリエンタル銀行のインドでの特権を規制できないのは残念である反面、オリエンタル銀行の国王特許状の正当性をこれ以上論争することは不得策であるとの結論に不本意ながらも達したことが示された⁵²³。それによると、オリエンタル銀行による英印間為替取引の独占の永続化は非常に有害であるというインド監督局の指摘は正当であり、EIC 取締役会もその見解には同意していたので、チャータード銀行やアジア銀行への国王特許状の付与に反対することを差し控えるというのである。ただし、それには絶対に譲歩できない二つの条件があった。第一の条件は、インド統治当局の事前承認なしには、インドでの銀行券発行権は銀行に与えられないというものであった。管区銀行の独占的権益を保護するためにも、この権限の付与は決して得策ではないと考えられた。第二には、英領インドに絡むイギリスの権益を防衛するという、より重要な条件が提示された。もしイースタン・バンクの為替取引が認められたならば、貿易商人への商業手形の供給を操作する

⁵²⁰ C. Wood to J. Hogg, 9 April 1853, “Correspondence between the President of the Board of Control and the Court of Directors on the Subject of the Measure to be Proposed for the Future Government of India”, *P. P.*, vol. LXIV, 1852-53, pp. 83-84.

⁵²¹ Hogg to Wood, 30 March 1853, 2 June 1853, 1 July 1853, *P. P.*, vol. LXIV, 1852-53, pp. 83, 86-87, 89-92.

⁵²² Wood to Hogg, 5 July 1853, *P. P.*, vol. LXIV, 1852-53, pp. 93-96.

⁵²³ Melvill to Redington, 11 August 1853, no. 9750, E/2/21, OIOC.

ために、イギリスで販売されるインド宛手形の投機的購入を画策するための銀行間談合が引き起こされ、結果的にはインド財政を犠牲にすると考えられた。それゆえに、「本国費」の送金者であるインド政庁と同様、インド商業界への大きな不利益を回避するための規則を確立することがEIC取締役会の強い要望なのであった。EICはイースタン・バンクへの国王特許状の付与に譲歩することによって、現在保持できる最低限のインド権益を握ろうと考えていた。

1853年8月17日、インド監督局はEIC取締役会が提示する二つの条件に合意し、このイースタン・バンク問題に終止符を打った⁵²⁴。これは「1853年決着」と呼ぶにふさわしく、まさにインド銀行問題の転換点であったといえる。こうして、インド監督局を通してEIC取締役会からの同意・協力を取り付けた大蔵省は、アジア銀行とチャータード銀行への国王特許状の付与を通商局へ推奨した。そして、通商局は両銀行への国王特許状の付与に賛成する報告書を作成し、枢密院へ提出した⁵²⁵。1853年10月、大蔵省のウィルソンは、リヴァプール東インド・中国協会は新銀行をインドから排除しようとするあまり、国王特許状によって付与される権限をかなり誤解していると指摘し⁵²⁶、商人（外国為替・送金取引）と銀行（財貨・ブリオンの移転）の業務を区別すべきという同協会が主張する理由で、新銀行への特許状の付与を却下することはできないと通商局に伝えた。このウィルソンの見解は、通商局を通じてリヴァプール側に伝えられた⁵²⁷。かくして、最終的にチャータード銀行とアジア銀行が国王特許状を取得することができたのは、その申請から1年余りが経過した1853年12月のことであった。

第6節 小括

イースタン・バンク設立に懸命であったロンドン新興勢力の動機を考えるうえで、アジア地域経済の活力に力点をおいた近年の研究成果はかなりの説得力をもっている。チャータード銀行やアジア銀行の設立趣意書の内容から判断しても、彼らのビジネス意欲を掻きたてていたのはインドや中国を中心とするアジア国際貿易の発展可能性であり、それはすでに1830年代・40年代から叫ばれていたからである。1847年・48年商業危機を境にして、EICの担保前貸制度に批判的になったカルカッタ商業界の大部分が、それを拠点に徐々に勢力を伸ばしてきた新興イギリス商会で占められたことは良い例であろう。さらに付け加えるならば、アヘン貿易を手がけたイギリス商人がボンベイの興隆に大きく貢献したこと、そしてそこがオリエンタル銀行やマーカンタイル銀行の発祥地である事実は決して偶然の一致ではなかった。アジア銀行の設立にも、中国や東南アジアとつながるボンベイの有力アヘン商会が深く関わっている。

しかし、アジア地域経済史の視座は、アジアからヨーロッパを照射する斬新な方法論を提起しているとはいえ、ロンドン・シティでのEICの役割が衰えていなかった事実、そして19世紀半ばにおいてシティ内部の勢力地図が劇的に変化していった状況には十分に注意が払われず、イースタン・バンクの登場過程をより包括的に説明しているとはとても言い難い。1850年代のロンドンも、カルカッタやボンベイや香港と同じように、世界経済の新たな拡大・変容過程において生じる「国際的契機」を経験していたのであり、そのことを示す一つの事例が本論文で注目したイースタン・バンクの登場であったと考えることができる。つまり、この問題はヨーロッパとアジアを同時に見た複眼的視座によってのみ説明可能なのである。

チャータード銀行やアジア銀行の設立計画に対して、オリエンタル銀行は否定的な見解を示していた。その独占的立場の維持が、新銀行の登場によって脅かされるからであった。しかし、新

⁵²⁴ R. Rowe to Melvill, 17 August 1853, no. 9783, E/2/45, OIOC.

⁵²⁵ Report of Chartered Bank of India, Australia and China, 18th August 1853, no. 1081, BT/1/502, BTGIF; Booth to Farrer, 3rd September 1853, no. 1620, BT/1/502, BTGIF.

⁵²⁶ Liverpool East India and China Association to Board of Trade, 26 September 1853, no. 20286, T/1/5821A, TBP; Farrer to Arbuthnot, 27 September 1853, no. 19556, T/1/5821A, National Archives; Wilson to Farrer, 14th October 1853, no. 1881, BT/1/502, BTGIF.

⁵²⁷ Thirteenth Annual Report of Committee of Liverpool East India and China Association, presented at Annual General Meeting, 13th February 1854, 380 COM 27/2, RLEACA, pp. 16-18.

銀行の設立計画に対する真の抵抗勢力が、再び金融投機と過剰取引を招きかねないという理由で、「マンチェスター＝ロンドン枢軸」らしき商業集団から登場した。ランカシャー地方商業界とロンドン有力商会数社が、新銀行の設立を支持することはなかった。しかし、後者の狙いは為替取引に絡んだ既得権益を保持し続けることであり、イギリス製品の輸出貿易と販売市場の拡大を目標とするランカシャー商業界の意図とは根本的に違うものであった。しかも、そのロンドン商会パートナーの多くは、血縁、友人、あるいは株主という諸関係から EIC 幹部社員と固い絆をもつ「老練な東インド通の人びと」のことであり、時代遅れの旧商業勢力という単純な理由で EIC の解体論を主張できる立場ではなかった。このように、1850 年代初頭のロンドン・シティでは、イースタン・バンク計画者、「老練な東インド通の人びと」、そして EIC が、アジア貿易金融の権益をめぐる三つ巴の抗争を繰り返していたのである。

イースタン・バンク問題は、重大な帝国問題、特にインド支配に直結するものであったゆえに、政府内部でインド監督局と大蔵省と激しく対立させた。インド監督局はシティの EIC 取締役会との共同戦線を保っていたが、1853 年 6 月を境に両機関とも新イースタン・バンクへの国王特許状の付与を認めることになった。特に EIC を譲歩させる原因には、イギリス議会で特許状更新問題に直面するその苦境も含まれる。しかし、もう一方のインド監督局の譲歩理由には、シティのビジネス世界とは別次元の問題、すなわち「国益」に直結するアバディーン政府のウィッグ経済政策が強く反映されていたことに注意する必要がある。イースタン・バンク問題に対して、ホワイトホールが一枚岩になれた最大の理由は、絶対保持されるべきインド支配を徹底的に追求する帝国政策上の「紳士協定」に裏打ちされていたからである。これが「1853 年決着」の内情であった。EIC 特許状更新やイースタン・バンク特許状付与などの諸条件を細かく規定する政府の態度は、シティからインド統治権を剥奪していく「シティの再建」計画の一環にほかならない。

かくして、アジア貿易金融の権益をめぐる攻防は、イギリス経済・帝国政策と結びつき、シティにおいてイースタン・バンク問題となって表面化した。「ロンドン新興勢力」によるイースタン・バンクの設立計画は、シティを「安価な政府」路線に沿った自由貿易主義の牙城に作りかえることを推し進めたウィッグ政権の経済政策に符合し、政治的には EIC や東インド大手商会で構成された「老練な東インド通の人びと」には極めて不利な立場に置かれた。それゆえに、本章で論究してきた EIC とイースタン・バンクの角逐は、あくまでもシティの「内部力学」という視座で解釈しなければならないのだ。イースタン・バンク問題は、EIC の手から担保前貸制度を奪い取ろうとして始まった政治的運動、いいかえれば、「前期的商業独占体としての EIC」対「近代資本主義の担い手としてのマンチェスター＝ロンドン枢軸」というような考え方に固執しては、いつまで経っても理解不能のままなのである。

第3部

「テレコネクションの帝国」下のイースタン・バンク

第7章 東インド会社の「軍事財政帝国主義」(1780-1858年)

はじめに

19世紀初頭のイギリスにおいて、EICとイングランド銀行はパトロネジと腐敗の寄生システムの象徴であると表現された⁵²⁸。その際、EICの排他的特権はいわゆる「独占」と同義になり、「高価格」「供給過剰」「浪費」「腐敗」「非効率」といったネガティブ・ワードがその独占体制に結びつけられた。EICはイギリス経済・社会の「進歩」や「近代化」を阻害する時代遅れの商業独占体と位置づけられ、常に政治的な糾弾の対象であった。

しかしながら、こうした近代主義的進歩史観的なEIC像を導く議論は、すでにあらゆる分野で批判または修正の対象となっていることから、本章においても無条件に受け入れることはできない。たとえば、EICの独占体制を前近代的または非効率的とみなしてきた従来の近代主義的諸説に挑戦する研究が登場し、そのシステム自体、イギリスの商業的機会と「国益」、さらにはインド商業を拡大するのに非常に有効な戦略であったことが指摘されている⁵²⁹。ここでは、EICの茶貿易独占(1784-1834年)は、自由貿易論者が批判したほど経営面では劣っていたとはいえ、国際的にも不安定な状況の中でむしろ極めて高い安定性を維持した「効率的独占」として積極的に評価されている。ヒュー・ボーエンは、1760年代から1820年代にかけてのEICの対外拡大が雇用面・財政面・金融面でイギリスへの経済効果を生み出していたと指摘する⁵³⁰。ティルタンカール・ロイは、18世紀インドでEICが成功した複合要素(政治・軍事戦略、軍事財政システム、およびそれらを支える諸制度)とその成果が、19世紀前半の帝国主義的政策に有効に継承されていたことを示唆した⁵³¹。EICの独占的経営によるアヘンもまた、ヨーロッパやアジアでの商業資本主義の発展には重要かつ不可欠な商品であり、香料や砂糖と並ぶ世界経済史の主人公の一つとして扱われるようになった⁵³²。

これらの諸研究を踏まえ、本章で問われるべき課題は、「自由貿易」や「改革」の波に直面するEICが、その貿易独占権を剥奪されながらも、19世紀半ばまでなにゆえ力強く存続し続けるのかという点である。その意味で、パトリック・オブライエンの見解は、非常に刺激的である⁵³³。オブライエンは、イギリスの経済と国家を世界システムの覇権(ヘゲモニー)国家に押し上げた長期的発展がヴィクトリア中期の平和と自由貿易の成果ではなかったことを主張する。彼の強調点は、1815年以降に徐々に出現した自由主義的国際経済秩序は、それ以前における大陸間商業と帝国とを結合させた領土保全への個人および公共投資、すなわち重商主義的帝国主義の追求なしにはありえなかったという部分にある。イギリスの産業革命や海外直接投資は、帝国主義の原因ではなく、その結果であったと解釈されなければならないというのである。それゆえに、ジョージ王時代の腐敗した貴族的軍事的体制からヴィクトリア女王時代の安価でリベラルな政府への軌道を美化し賞賛するような進歩主義的な説明の多くは、オブライエンの議論では、まったく誤解された歴史なのである。

⁵²⁸ W. D. Rubinstein, "The End of 'Old Corruption' in Britain, 1780-1860", *Past and Present*, vol. 101, no. 1 (1983), pp. 55-86; A. C. Howe, "From 'Old Corruption' to 'New Probity': The Bank of England and Its Directors in the Age of Reform", *Financial Historical Review*, vol. 1 (1994), pp. 23-41.

⁵²⁹ Hoh-cheung Mui and Lorna H. Mui, *The Management of Monopoly: A Study of the English India Company's Conduct of Its Tea Trade, 1784-1833*, Vancouver: University Columbia Press, 1984.

⁵³⁰ H. V. Bowen, *The Business of Empire: The East India Company and Imperial Britain, 1756-1833*, Cambridge: Cambridge University Press, 2006, pp. 260-295.

⁵³¹ Tirthankar Roy, "Rethinking the Origins of British India: State Formation and Military-fiscal Undertakings in an Eighteenth Century World Region", *Modern Asian Studies*, vol. 47, no. 4 (2013), pp. 1-32.

⁵³² Carl A. Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy: A Study of the Asian Opium Trade, 1750-1950*, London: Routledge, 1999.

⁵³³ P. K. O'Brien, "Imperialism and the Rise and Decline of the British Economy, 1688-1989", *New Left Review*, vol. 238 (1999), pp. 48-80; P. K. O'Brien, "The Security of the Realm and the Growth of the Economy, 1688-1914", in P. Clarke and C. Trebilcock, eds., *Understanding Decline: Perceptions and Realities of British Economic Performance*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997, pp. 49-72.

19世紀前半のイギリス帝国の中心部は、「旧き腐敗」体制の終焉過程（すなわち「改革の時代」）を部分的に経験していた一方で、穀物法や航海法のような保護貿易主義的立法は1840年代末まではほぼそのままの状態なのであった⁵³⁴。その結果、シティは旧植民地利害の牙城でありつづけ、EICもその解散までシティの心臓部に君臨することになった。国家の中央集権化と帝国の拡大は両者を可能にした貿易収入なしには財政的に維持できなかったがゆえに、国際貿易との直接的な結びつきを不可欠な条件にしたのである。イギリスの貿易政策は少なくとも航海法廃止（1849年）までは輸入統制を中心としており、そのために、その外交政策も19世紀半ばまで「重商主義」を基本に展開するのであった。1824年ハスキソン改革から1849年航海法廃止までの自由貿易への移行過程は、「緩慢でためらいがちな進歩」であった⁵³⁵。

それを反映して、帝国の周辺部におけるイギリス政府の基本的目標は、帝国の形成にとって決定的要素となるインドのアヘンや塩でみられるような貿易・労働・生産の独占であった。「1813年と1833年での印英・中英貿易に関するEICの古びた独占を終焉させるように、議会在「自由」な実業利害のために一連の譲歩を尊重しようとしたが、当該期に「自由貿易」なるものにインド経済を開放したとみなすことは間違いであろう」と指摘するのは、D・A・ウォッシュブルックである⁵³⁶。クリストファー・ベイリーは、イギリスのそうした帝国国家の建設を「軍事財政帝国主義」⁵³⁷と名づけた。「ロンドンへ流れる送金を維持する必要がある、18世紀末からの英印関係で一つの優先事項」⁵³⁸であったのは、イギリス本国の軍事財政主義がインドや他の植民地へ輸出（＝排出）されて、18世紀末から19世紀半ばまでの帝国建設の基本原則となつてからであった。この過程を経て、イギリスは世界システムにおけるヘゲモニーを掌握することができたのである。

本章では、とりわけベイリーの議論を参考にしながら、中国・東南アジア・インドでのイギリス帝国主義を経済史的側面から検証し、1858年まで続いたEICの「軍事財政帝国主義」を明らかにする。1760年頃から1830年までの時期を「自由貿易帝国主義」の創世期に設定するようなイギリス帝国史研究での「常識」⁵³⁹は、少なくともイギリスのアジア支配の文脈では、大幅に修正しなければならないであろう。

第1節 イギリス帝国と清朝中国

中国茶とイギリス財政

中国茶は、イギリスの商業革命と生活革命を象徴する世界商品であり、産業革命期の工場労働者の朝食を成立させたことは、すでに周知の事実である。イギリスの小ピット政権は、1784年茶法によって茶の輸入税を120%から12.5%に軽減し、中国茶の輸入貿易をさらに促進させた。その結果の一つとして、アメリカからイギリスへの輸入品のなかに茶も含まれるようになったのだが、その茶ももともとを辿れば中国からアメリカに輸出されたものであった。EICは中国やインドからの商品をロンドン港に集中させる輸入独占体制を確立し、シティの船舶業や他のサービス利害

⁵³⁴ P. Harling and P. Mandler, "From 'Fiscal-Military' State to Laissez-Faire State, 1760-1850", *Journal of British Studies*, vol. 32, no. 1 (1993), pp. 44-70; Philip Harling, *The Waning of 'Old Corruption': The Politics of Economical Reform in Britain, 1779-1846*, Oxford: Clarendon, 1996; S. L. Engerman, "British Imperialism in a Mercantilist Age, 1492-1849: Conceptual Issues and Empirical Problems", *Revista de Historia Economica*, vol. 16, no. 1 (1998), pp. 195-231.

⁵³⁵ P. K. O'Brien, and G. A. Pigman, "Free Trade, British Hegemony, and the International Economic Order", *Review of International Studies*, vol. 18, no. 2 (1992), pp. 89-113.

⁵³⁶ D. A. Washbrook, "India, 1818-1860: the Two Faces of Colonialism", in A. Porter, ed., *The Oxford History of the British Empire Vol. III: the Nineteenth Century*, Oxford: Oxford University Press, 1999, p. 402.

⁵³⁷ C. A. Bayly, "Returning the British to South Asian History", *South Asia*, vol. 17, no. 2 (1994), pp. 1-25.

⁵³⁸ P・J・ケイン/A・G・ホプキンス（竹内幸雄・秋田茂訳）『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ：創生と膨張 1688-1914』名古屋大学出版会、1997年、219頁。

⁵³⁹ ジョン・ギャラハー/ロナルド・ロビンソン「自由貿易帝国主義」ジョージ・ネーデル/ペリー・カーティス編（川上肇他訳）『帝国主義と植民地主義』御茶ノ水書房、1983年、129-166頁；毛利健三『自由貿易帝国主義—イギリス産業資本の世界展開—』東京大学出版会、1978年、を参照。

(保険業、仲介業、梱包業、販売業、金融業など)に大きな利益をもたらすことになった⁵⁴⁰。

フランス革命とナポレオンの登場はイギリス財政軍事国家をさらに肥大化させ、1804年、首相ピットのナポレオン戦時体制下で、茶への輸入税は12.5%から100%に再び引き上げられた。しかしながら、重要なことは、その100%茶税はナポレオン戦争後も軽減されなかったことである。1818年時点では、その茶税は消費税収入の約16.8%を生み出し、1820年代までに政府収入全体の7%を占めるようになった⁵⁴¹。明らかにイギリス政府は中国茶の輸入貿易から多くの利益を得ており、茶貿易の最大受益者となっていたのである。

(表7-1)は、イギリスの財政総収入(1842-60年)で占める「茶税」の割合を示した史料である。統計上、「茶税」は財政収入の第1位の「関税」に含まれ、平均してその約21%を占有していた。「関税」に続く収入源は「消費税」「印紙税」「土地税・査定税」であったが、「茶税」からの収入は「土地税・査定税」のそれよりも高かった。「査定税」は家屋税、召使い税、馬車税、乗馬用馬税、猟犬税、ゲーム税などで構成されていたことを考え合わせると、茶単品からの税収がイギリスの国家収入にとって非常に大きな割合を占めたことが理解できよう。「茶税」が総収入に占める割合は実に10%前後にも達していたのである。

表7-1 イギリスの総財政収入

(単位：100万ポンド)

	総収入	関税(茶税)	国内消費税	印紙税	土地・査定税	財産・所得税	郵便収入
1842年	52.2	23.5 (4.1)	14.8	7.3	4.7	n/a	1.4
1843年	51.1	22.6 (4.4)	13.6	7.2	4.5	0.6	1.6
1844年	56.7	22.6 (4.5)	14.0	7.1	4.4	5.3	1.6
1845年	58.2	24.1 (4.8)	14.4	7.3	4.4	5.3	1.7
1846年	57.5	21.8 (5.1)	14.6	7.9	4.4	5.2	1.9
1847年	58.2	22.2 (5.1)	15.0	7.7	4.5	5.5	2.0
1848年	56.1	21.7 (5.3)	13.9	7.7	4.6	5.6	2.1
1849年	57.8	22.6 (5.5)	15.2	6.8	4.5	5.5	2.2
1850年	57.1	22.3 (5.6)	15.0	7.0	4.5	5.6	2.2
1851年	57.1	22.0 (6.0)	15.3	6.7	4.6	5.5	2.3
1852年	56.3	22.2 (5.7)	15.4	6.5	3.8	5.4	2.4
1853年	57.3	22.1 (5.1)	15.7	6.9	3.6	5.7	2.4
1854年	58.5	22.5 (5.8)	16.3	7.1	3.3	5.7	2.5
1855年	62.4	21.6 (4.8)	16.9	7.1	3.2	10.6	2.4
1856年	69.7	23.2 (5.5)	17.5	7.1	3.1	15.1	2.8
1857年	72.2	23.5 (5.3)	18.3	7.4	3.1	16.1	2.9
1858年	66.9	23.1 (5.4)	17.8	7.4	3.2	11.6	2.9
1859年	64.3	24.1 (5.4)	17.9	8.0	3.2	6.7	3.2
1860年	70.1	24.5 (5.4)	20.4	8.0	3.2	9.6	3.3

出典：J. Y. Wong, *Deadly Dreams: Opium War and the Arrow War (1856-1860) in China*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997, p. 348.

財政支出(表7-2)と比較すると、イギリス財政における「茶税」からの収入の重要性がさらに顕著となる。とりわけ「茶税」と「海軍費」との比較は興味深い。「海軍費」は、イギリスの財政支出の中で「国債利子」と「陸軍費」に次ぐ位置を占めていた。それは1853年から1860年にかけてのクリミア戦争やアロー戦争のために倍増したが、1850年前後の「海軍費」と「茶税」はほぼ同額であった。1840年代においても、「茶税」は「海軍費」の60-70%に匹敵する規模であった。茶の消費量が極めて大きかったイギリス社会では、その税収はイギリス財政に大いに貢献する容易に入手可能な資金であり、19世紀半ばのイギリス海軍を財政面で支えるほどの重要性をもっていた。

⁵⁴⁰ A. Webster, "The Political Economy of Trade Liberalization: the East India Company Charter Act of 1813", *Economic History Review*, vol. 43, no. 3 (1990), pp. 404-419.

⁵⁴¹ J. R. Ward, "The Industrial Revolution and British Imperialism, 1750-1850", *Economic History Review*, vol. 47, no. 1 (1994), p. 51.

表7-2 イギリスの総財政支出

(単位：100万ポンド)

	総支出	債務代価	陸軍・兵站業務	海軍	民生費	集金費用
1842年	54.3	29.7	8.2	6.2	5.6	4.0
1843年	55.1	29.6	8.2	6.2	5.6	4.1
1844年	55.4	29.4	7.9	6.2	6.0	4.2
1845年	54.8	30.6	8.1	5.4	5.9	4.3
1846年	53.7	28.6	8.9	6.3	5.4	4.6
1847年	55.4	28.3	9.1	7.3	6.3	4.6
1848年	59.1	28.4	10.5	7.5	8.1	4.7
1849年	59.0	28.7	9.7	7.3	7.2	4.9
1850年	55.5	28.5	8.9	6.2	7.0	4.9
1851年	54.7	28.3	9.0	5.7	6.8	5.0
1852年	54.0	28.2	8.7	5.0	6.9	4.9
1853年	55.3	28.1	9.5	5.8	6.6	4.9
1854年	55.8	28.1	9.4	7.8	7.2	6.2
1855年	69.1	28.0	13.8	13.7	7.7	4.1
1856年	93.1	28.2	27.8	18.9	8.7	5.3
1857年	76.1	28.8	20.8	12.7	8.4	5.4
1858年	68.2	28.7	12.9	9.6	10.1	5.3
1859年	64.8	28.7	12.5	8.2	9.1	5.5
1860年	69.6	28.7	14.1	10.8	9.7	5.4

出典：表7-1と同じ。

しかし、茶は清朝政府にとっても特別に重要な財源であった。南京条約によって、中国での輸出税は中国商品には5%と定められたが、茶には例外的に10%の輸出税が賦課されていた。さらに清朝は1853年に揚子江の通行税も導入した。これは、他方で、洪秀全が指導した太平天国の乱（1853年）に対する政府収入としても非常に重要であった。こうした状況のなかで、イギリスが100%茶税を維持しながら中国茶の獲得を可能にするには、10%輸出税の改定を清朝政府に説得することが最善策であった。アロー戦争（1856-60年）はそうした経済政策に基づいて遂行された⁵⁴²。

それゆえに、南京条約（1842年）後のイギリスの戦略的目標は上海を橋頭堡とする揚子江流域の市場開放であり、絹生産地と茶栽培地域へのより直接的でより安価な経路を確立することとなった。生産地への接近手段を得ることによって可能な限り低価格で茶を獲得しようとする強い衝動が、中国市場に対するイギリスの帝国政策の背後にあった。イギリスの政策決定者は、貿易の不均衡を是正するためのイギリス製品の輸出貿易よりも、中国茶の輸入貿易を拡大しようとする欲望を強く持っていたのである。

カントリートレード

広州システムとは、すべての外国貿易が広州港の商館に限定され、清朝政府からの免許状をもつ少数の中国商人（公行）が外国商人と接触することのできた貿易体制であった。広州のEIC代理人（スーパーカーゴ）は中国側の公行と商取引し、ヨーロッパ向けの茶や他の中国物産を獲得したのである。スーパーカーゴはEICから免許状を付与された12名のイギリス個人代理商で構成され、無許可のイギリス商人を広州から追放する権限を持った。公行とEICの貿易独占は、少なくともアヘン戦争前夜まで続いた広州システムによって支えられたのである⁵⁴³。

18世紀末以来、在インドの東インド代理商会の担い手として広州・中国沿岸貿易に参入してき

⁵⁴² J. Y. Wong, *Deadly Dreams: Opium, Imperialism and the Arrow War (1856-60) in China*, Cambridge: Cambridge University Press, 1998, pp. 359-360.

⁵⁴³ Michael Greenberg, *British Trade and the Opening of China*, Cambridge: Cambridge University Press, 1951, pp. 41-74.

たのが、1787年に広州へ来て、コックス・ビール（Cox & Beale）を創設したジョン・コックス、ダニエル・ビール、トマス・ビール、アレクサンダー・シャンク、チャールズ・マニアックのようなイギリス系私商人たちであった。EICの私商人排外政策下では、イギリス以外のヨーロッパ諸国（オーストリアやプロイセン等）の身分証をもって広州やマカオに合法的に滞在する私商人たちも存在した⁵⁴⁴。彼らの多くは広州システムから排除され、大きな不満をもっていた。彼らは一般的に地方貿易商人（カントリートレーダー）と呼ばれ、インドと中国を結ぶアジア域内貿易圏で活動した。

カントリートレーダーたちはインド棉花や海峡植民地物産の主要取引業者であったが、1840年までには、そのビジネスの多くはインドのアヘンであった⁵⁴⁵。彼らは福建系商人と密接な関係をもちながら、とりわけ中国沿岸で拡大していたアヘン密貿易で利益を上げていた⁵⁴⁶。ジャーディン・マセソン商会やデント商会が代表的なカントリートレーダーである。アジア域内貿易に基盤をもつイギリス系の商社や銀行が、多かれ少なかれアヘン貿易に関わりながら発展したことは特筆すべき特徴である。「アヘンはいつでもどこでも売ることができる金のようなものである」といわれるほどであり、世界で最も利益を生み出す単一商品と評価されるようになったのである。

EICの中国貿易独占の廃止以降、アジア域内貿易に従事するイギリス商人の数が激増した。イギリス商人は、イギリスの支配領域で組織的な商業ネットワークを形成し、その結合関係を通じてイギリス政府やEICに圧力をかけるまでに成長した。1834年に広東商業会議所が設立され、その初代総裁にジェームス・マセソンが就任した。その最優先事項は、多くの貿易港を通じたアジア域内貿易の発展と広州のイギリス人の安全であった。広州商業会議所は中国商人との接触経路として認識されていたが、それは、とりわけロンドンの東インド・中国協会（1836年設立）と密接に連絡をとっていた⁵⁴⁷。というのも、中国沿岸部のイギリス人たちにとっての最も重要な政府決定はほとんどロンドンでなされており、彼らはこの協会を通じてEIC本社や外務省に自らの利害代表者を派遣していたからである。

カール・トロッキによると、1780年から1842年までの時期はイギリス帝国の形成期であったばかりか、アヘン貿易の創生期でもあった⁵⁴⁸。ベンガル地方のアヘン生産は、清朝がアヘン貿易を禁止した翌年の1797年において、中央集権的に体系化されたEICの独占産業となった。アヘンはすでに中国の主要な（非合法の）外国輸入商品となっていて、マカオや広州に集まったカントリートレーダーたちの最大の関心事となった。英領インドのアヘン独占とその獲得可能性の高さが、イギリス商人のアジア域内貿易への参入を容易にしたのである。それゆえに、イギリス政府はその政策方針を変えてまで、本国社会で道徳的に批判の対象となっていたアヘン貿易を放棄することはなかった⁵⁴⁹。1820年代にはインド西部からマールワー・アヘンが、そしてアメリカ商人によってトルコ産アヘンも中国沿海部に運び込まれ、アヘン市場の規模をますます拡大させた。こうして、1840年以降、インドを起点にしたアヘン貿易の規模はますます拡大し、その帝國的役割をさらに増すことになったのである。

第2節 海峡植民地とイギリス帝国経済

ベンガル輸出利害と東南アジア

従来の研究では、ランカシャーを中心とするイギリス綿工業が輸出推進力の最も重要な要素であったがゆえに、イギリス製品のマレー半島方面への輸出とその付属としてのマレー物産の中国

⁵⁴⁴ Greenberg, *British Trade and the Opening of China*, pp. 22-28.

⁵⁴⁵ Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy*, p. 101.

⁵⁴⁶ 村上衛『海の近代中国—福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会、2013年、第I部を参照。

⁵⁴⁷ Ian Nish, "British Mercantile Co-operation in the Indo-China Trade from the End of the East India Company's Trading Monopoly", *Journal of Southeast Asian History*, no. 3 (1962), pp. 74-91.

⁵⁴⁸ Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy*, p. 58.

⁵⁴⁹ Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy*, p. 98.

輸出が過剰に強調されてきた⁵⁵⁰。これはすなわち、シンガポールの建設（1819年）がイギリスに基盤を置く産業輸出利害の保護のために決定されたことを意味した。しかしながら、ウェブスターの研究によって、東南アジアでのイギリス経済利害の発展と帝国政策の形成にとって、これまで過小評価されてきたベンガルのイギリス輸出利害が強調された。ウェブスターは、シンガポールがEICとベンガル代理商の権益を保護するために自由港として建設され、さらに英蘭条約（1824年）も、それらの旧植民地利害に密接に関わるロンドンの商業集団によって形作られたことを明らかにした⁵⁵¹。

EICは、インドでのイギリス利害を保護するために、多額の資金を投入して帝国の拡大と軍事的政策を維持しなければならなかった。EICはベンガルでの慢性的な財政難の解決策として、十分な利益を生む植民地経済体制を構築する必要性があった。そのために、EICはベンガル代理商との相互利害関係を確立し、最終的にカルクッタ―広州―東南アジアの貿易港を結んだ貿易関係の複雑なネットワークを成立させた。ベンガルの輸出貿易はEICの重商主義的独占体制内で発展したのである⁵⁵²。

18世紀末におけるベンガル代理商の登場は、EICの商業的立場を向上させる根源であった。その活動はベンガル経済の長期的発展に大きな衝撃を与えた。代理商はインドの対中国・東南アジア貿易の劇的な拡大とベンガル輸出部門の資産の増加をもたらした。ベンガル政庁はベンガル経済と代理商の要求に注意を払うようになった。特定の有力代理商への深刻な圧力はEICの経済的基盤を崩壊させる恐れがあったので、そうした個人利害の保護がベンガル政庁にとってさらなる重要な優先事項となった。それゆえに、パーマー商会やアレクサンダー商会のようなカルクッタ有力代理商は、ベンガルにおいてかなりの政治的影響力を発揮するようになった⁵⁵³。

ベンガル輸出利害の影響力の源泉はインドに限定されるものではなかった。多くの帰国商人たちはイギリス（とくにロンドン）で新代理商を設立し、インドの代理商との商業的個人的つながりを維持していた。というのも、インドのほとんど私商人が目指した究極的目標はその資金をイギリスに送金し、そこで自立することであったからである。彼らの多くがEIC株を保有し、その取締役会に重要な影響力を行使するようになった⁵⁵⁴。こうして、ベンガル代理商の意向は、ロンドンの代理商を通してEICの経営構造に強く反映された。

しかしながら、1815年までに、ベンガル商業利害は多くの新しい圧力に直面し始めた。オランダ国家の再建と東南アジアのオランダ領の返還、イギリス輸出利害からのインド市場の開放要求、インド政庁の財政難（軍事費の膨張）、ベンガル経済不況とルピー下落などがそれであった。こうした様々な変化に直面したベンガルでは、インドとイギリスの両製品の新たな販売市場を求める要求が高まった。インド総督のウォレン・ヘースティングスは、イギリス製品の過剰供給とベンガル代理商間の競争による商品価格の下落と過剰在庫を危惧するようになった。彼の関心は、常に重要なベンガル商社の役割とベンガル経済の繁栄に向けられた⁵⁵⁵。東南アジアへの帝国拡大はベンガル経済の商業構造への危機に対する政治的対応策であり、シンガポールはその結晶であった⁵⁵⁶。

⁵⁵⁰ D. R. SarDesai, *British Trade and Expansion in Southeast Asia 1830-1914*, New Delhi: Allied Publisher, 1977.

⁵⁵¹ A. Webster, "British Export Interests in Bengal and Imperial Expansion into South-east Asia, 1780 to 1824: The Origins of the Straits Settlements," in B. Ingham and C. Simmons, eds., *Development Studies and Colonial Policy*, London: Frank Cass, 1987, pp. 138-69; A. Webster, *Gentlemen Capitalists: British Imperialism in South East Asia, 1770-1890*, London: Tauris Academic Studies, 1998.

⁵⁵² Webster, "British Export Interests in Bengal", p. 166.

⁵⁵³ A. Tripathi, *Trade and Finance in the Bengal Presidency 1793-1833*, Oxford: Oxford University Press, 1979, 2nd eds.; S. D. Chapman, "British Agency Houses in the Far East", *Textile History*, vol. 19, no. 2 (1988), pp. 239-254.

⁵⁵⁴ Webster, "British Export Interests in Bengal", pp. 148-149.

⁵⁵⁵ Webster, "British Export Interests in Bengal", p. 164.

⁵⁵⁶ Webster, *Gentlemen Capitalists*, pp. 53-82.

総督ヘースティングスと同様に、副総督トマス・ラッフルズもベンガル経済の危機に不安を覚えていた。ラッフルズはベンガル輸出利害にとっての東南アジア市場の潜在可能性を、次のように述べた：

インド製品の市場を確保し、インドの産業と繁栄を促進し、そしてインド人の活力に有益な便宜を与えることがさらに重要な目的となっている。…（中略）…われわれはさらに東方の人口の多い非文明諸国に永続的な要求を振り向けることができる。⁵⁵⁷

ラッフルズのシンガポール建設は、こうした考え方によって遂行されたのである。

ヘースティングスとラッフルズの共通認識は、あくまでもベンガル利害と英領インドの保全であり、イギリス製品への東南アジア市場の開放ではなかった。そのためには、中国貿易とマレー半島の保護が不可欠であった。それゆえに、新たな投資先とベンガル物産市場を要求したベンガル輸出利害こそが真のシンガポールの建設者であって、決してイギリス輸出利害ではなかった。東南アジアへの帝国拡大の論理を理解するには、EICの独占体制とベンガル商業界の相互利害関係を把握しなければならない。

ペナン

マレー半島とスマトラ島の上に位置するマラッカ海峡は、古くから東西交流を成立させる重要な国際海上ルートの一つに数えられてきた。18世紀半ば以降、インドの植民地を進め始めたEICは、東南アジアや中国との商業活動を拡大させようとした。しかしイギリス勢力は、そのマラッカ海峡には、アジア貿易を保護するための中継基地としての役割、あるいはオランダ領のマラッカやバタヴィアのような海峡物産（錫や香辛料）の収集センターとしての機能をもつ植民地を持っていなかった。

EICはオランダ勢力に対抗し、クダ王国から譲渡されたペナン島（1786年）とウェルズリー州（1800年）を足がかりに東南アジア世界に勢力を拡げていった。さらに、大陸ヨーロッパで起こったフランス革命戦争の結果、オランダ本国がフランスの支配下に陥るのを機に、1795年にイギリス勢力は、マラッカをはじめとする蘭領東インド各地を占領した（マラッカは1818年にオランダに再占領されたが、1824年にスマトラ島のベンクーレンと交換されると同時に英領となった—筆者注）。かくして、1805年、マラッカ海峡に拡大しつつあったEICの支配領域はインド第4番目の管区として規定され、その本部をペナンに置くことが決定された。

ペナンは、マラッカと同様に、その建設直後からマラッカ海峡の貿易都市として特徴づけられる。フランシス・ライトをはじめとしてペナンに赴任した初期の総督たちは、ジョージタウンに來航した船舶のさまざまな情報を記録し、ベンガル政庁に報告していた。（図7-3）によると、初期ペナンへの來航船の総数が、1788年では211隻であったのが、1802年になると475隻に倍増している。ペナン港の繁栄ぶりがうかがえる。その繁栄の最大理由は、オランダの保護貿易主義に対抗して、ライトがより多くの商人や貿易商を引きつけるためにレッセフェール原則を採用した（1786-1801年）からだと考えられる。來航する船舶の国籍は実に多様であり、圧倒的多数のイギリス船のほかに、ポルトガルやオランダを含む他の欧米船、そしてインド船や小型マレー船を含むアジア船がペナンに入港していた。（図7-3）からアジア船が着実に増加していった傾向を読み取ることができる。

それらの出港地の情報も報告書には記されていて、それによると、ペナンと親密な貿易関係をもった地域は、マラッカ海峡（ペディル、クダ、マラッカ、アチェ、セランゴール）、インド亜大陸（ベンガル、ボンベイ、マドラス、ナゴル）、ベンガル湾東海岸（ジャンク・セイロン、ラング

⁵⁵⁷ Webster, "British Export Interests in Bengal", pp. 162-163.

ーン、ペグー)、東アジア(中国、マカオ、シヤム)であった⁵⁵⁸。

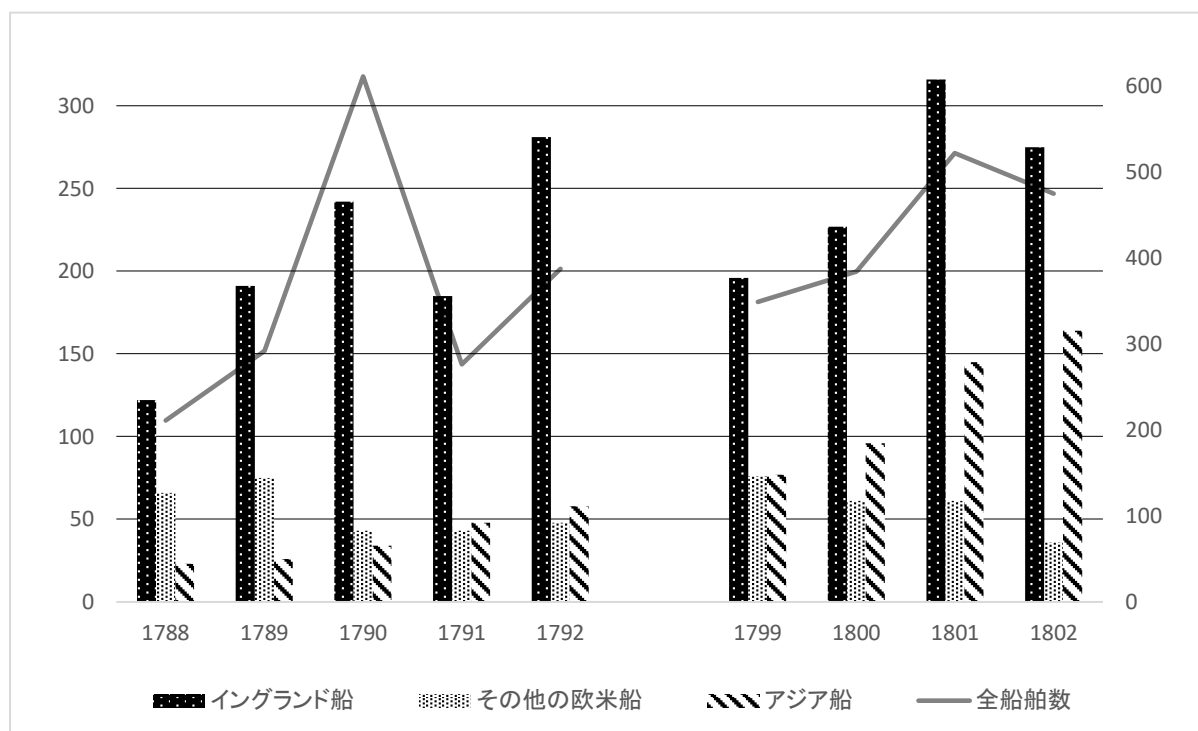


図7-3 ペナンの出入船舶数(1786-1802年)

注: 全船舶数は右縦軸を参照。

出所: *Straits Settlements Factory Records*, G/34/2-6, Oriental and India Office Collections, British Library; Leith [1805], pp.89-90 より作成。

自由港としてのペナンは、イギリス支配という新たな庇護のもとで富を求めた商人や労働者を周辺諸地域から引き付ける大きな魅力をもっていた。1786年の占領時点では158人のマレー人が住んでいたにすぎないペナン島であったが、EICによる人口調査の結果によると、1788年にはその人口は1,283人に増え、1810年になると13,885人に急激に膨れ上がっている。そこでの人口構成を見ると、ヨーロッパ人の比率は極めて低く、そのかなりの部分をペナン周辺地域から移動してきたインド人、マレー人、中国人が占めていた。それまで人間がほとんど住んでいなかった小さな島では、イギリス支配が始まった当初から移民人口の著しい増加とともに、多民族的複合社会の形成が進んでいたといえる。このような都市人口の増加は、同時に、土地配分、治安維持、インフラ整備などの行政問題を生じさせた⁵⁵⁹。

1786年7月、ペナン島の植民地化に着手し始めたライトは、その拠点となる「ジョージタウン」の建設を計画した。ライトは、上陸地点周辺のジャングルを伐採し、海岸近くに築いたコーンウォリス要塞から内陸に伸びる2本の主要幹線道路(Light StreetとBeach Street)を中心にした植民地都市づくりを進めた。さらに2本の幹線道路(Pitt StreetとChulia Street)が、Light StreetとBeach Streetに連結されて大きなスクエアを作るように建設された。そのスクエア内にはグリッド状の区画を作るように道路も徐々に建設され、さまざまな公共施設、市場、商店等が建ち並ぶジョージタウンの中心市街地となっていった。

⁵⁵⁸ Nordin Hussin, *Trade and Society in the Straits of Melaka: Dutch Melaka and English Penang, 1780-1830*, Singapore: National University of Singapore Press, 2007.

⁵⁵⁹ The City Council of Georgetown, *Penang: Past and Present 1786-1963: A Historical Account of the City of George Town since 1786*, Penang: Ganesh Printing Works, 1963.

ライトは、ペナン占領直後、Light Street の端に井戸を掘ったとはいえ、それ以外の都市生活基盤を整備することはなかった。住民の多くは、火災の危険性が高いアタップ（ヤシの葉）で作った住居で生活し、港の近くの排水の悪い沼地に集住していた。そのような不衛生な生活環境は常に熱帯病やさまざまな疾病の温床となり、多くの住民がマラリアの犠牲（ライトもその犠牲者の1人であった—筆者注）となっていた。ペナンは自由港であったがゆえに、ペナン政庁は都市基盤整備の財源として関税には頼ることはできず、その代わりに導入された家屋や商店への課税やジョージタウンでの宅地料・住宅賃貸料も住民には非常に評判が悪かった。

1800年、ペナン総督のジョージ・リース（在任1800-04年）は、都市住民の生活に影響を与える社会・経済的問題を解消するための組織、いわゆる査定委員会（The Committees of Assessors）を創設した。その委員会の主要な目的は個々の課税査定額を決定することであったが、道路や排水システムの計画・資金調達・建設・管理運営を審議・決定する役割も持ち合わせていた。その第1回目の会合で主要街路の建設や商業地区の生活改善策が協議されたが、何より重要な点は、安価な労働力としてインド人流刑囚の利用が決定されたことであった。そしてこの時、130人の流刑囚たちがインド亜大陸からペナンに移送された。リースはまた、安全で新鮮な飲料水の供給システムも構築しようと試み、さらに250-300人の囚人労働者の供給をベンガル政庁に要請した。この計画によって、川の水を引いて作った大きな貯水池から水道管を通して飲料水が、日常的に都市住民や商業船に供給されるようになったのである。

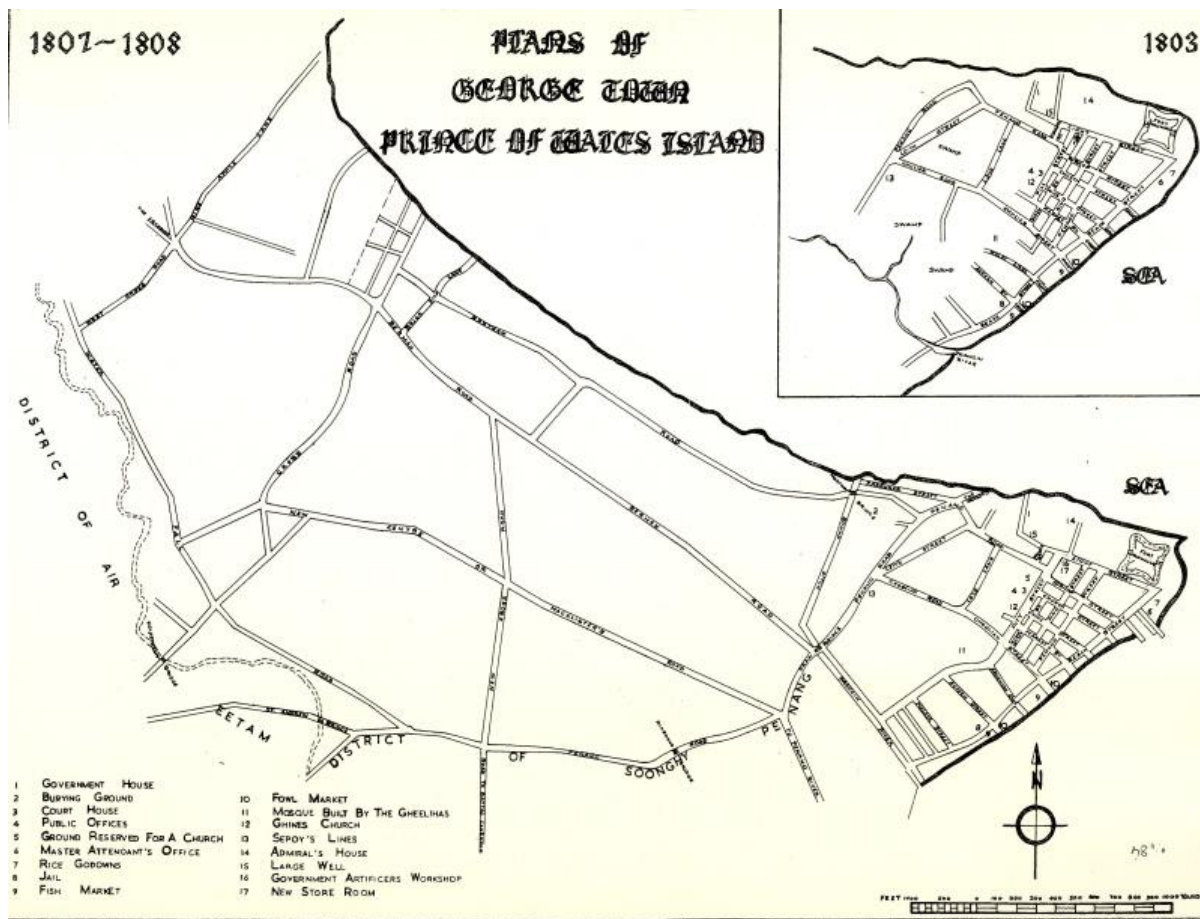
水問題はリースの後任総督のファーカル（在位1804-05年）に引き継がれた。彼は島の奥地の滝からジョージタウンへ新鮮な水を供給する水道網を構築した。この場合にもインドから流刑囚たちが労働者として利用され、その結果、1805年までにはペナンにおける囚人数は772人に増加した。こうして、ペナンはすでにインド囚人の流刑植民地の1つとなっていたのである。

ファーカルの関心は、道路や橋の建設による内陸開発、とりわけジョージタウンから内陸部への交通網の整備にも向けられた⁵⁶⁰。（地図7-4）で示すように、1803年時点での道路網はジョージタウン内に限定されていたが、その5年後にはジョージタウンとその後背地を直線的に連結する形で建設されていたのである。ファーカルの内陸開発には、EICが蘭領東インド植民地のように、香辛料の生産地としてペナンを開発するという1790年代末以来の統治政策が反映して、イギリス私商人との共同事業としてさまざまな試みが続けられてきたという背景があった。このインフラ建設はペナン経済にとってきわめて重要であり、道路は島内で最も肥沃な作物栽培地、コショウ、クローブ、ナツメグといった香辛料の生産地に伸びるように計画されたのである。内陸部は沼地や湿地も多く、道路や橋を建設することは困難を極めた。雨季での降雨と洪水に備え、道路の建設はその両端に排水の溝を作りながら進められた。この場合でも、そうした重労働もインドから移送されてきた囚人労働者に割り当てられたのである。

ペナンのインド流刑囚たちの労働は、インフラの建設や整備のような公共事業を中心に割り当てられたが、実のところ、非常に多様な部門、たとえば各種公共機関、軍隊、病院、倉庫、私邸における清掃人や召使いなどの苦汗労働で多く利用されていた。さらに沼地・街路・林道の清掃もまた、彼らに課された重要な役割であった。以上のことから、ペナンの植民地化にとってインド流刑囚の存在意義は決して小さなものではなかった。

⁵⁶⁰ A. Webster, "British Expansion in South-East Asia and the Role of Robert Farquhar, Lieutenant-Governor of Penang, 1804-5", *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 23, no. 1 (1995), pp.1-25.

地図7-4 ジョージタウンの道路網



出典: The City Council of Georgetown, Penang, 挿絵。

シンガポール

1826年、シンガポール、ペナン、マラッカはベンガル政庁に統轄される単一の行政区域、すなわち「海峡植民地」として再編成された⁵⁶¹。シンガポールを中心とした海峡植民地は英領インドの財政力と商業界を維持するうえで不可欠な存在となり、何よりもアジア域内貿易の重要な一地域となった。1850年までのシンガポール貿易の約20%を占めたのは、綿製品とアヘンを供給したインドであった。その代価として、東南アジアのブリオンや正貨がカルカッタやマドラスに流出していた。

しかしながら、1820年代半ばから1840年代は海峡植民地のイギリス商業界にとって苦難の時期であった。その原因の1つがベンガルでの財政危機であった。ベンガル政庁はその財政赤字の軽減とベンガル輸出利害の要請を実現するために、海峡植民地に財政的・商業的負担を押し付けた。海峡植民地はあくまでもインド帝国体制の一部なのである⁵⁶²。海峡植民地の行政官と商人がベンガル政庁やイギリス政府に対する強力な政治力をもてなかった体制が、厳然として存在し続けていたのである。カルカッタ有力代理商(6社)と中国独占体制の崩壊もまた、海峡植民地のイギリス商業利害に変化をもたらした。とりわけベンガル輸出利害の破綻は、海峡植民地の商業界にとっての金融的支援と政治的縁故の喪失を意味した。さらにアヘン戦争後の南京条約も、ア

⁵⁶¹ C. M. Turnbull, *The Straits Settlements, 1826-1867: Indian Presidency to Crown Colony*, London: Athlone Press, 1972.

⁵⁶² A. J. Stockwell, "British Expansion and Rule in South-East Asia", in A. N. Porter ed., *The Oxford History of the British Empire Vol. III: The Nineteenth Century*, Oxford: Oxford University Press, 1999, pp. 372-375.

ジア域内貿易での過剰な市場競争をシンガポール商業界にもたらしたことになった⁵⁶³。

こうして、とりわけ 1834 年以降、海峡植民地の商人や行政官たちは自らに有益なベンガルの政策を期待することができず、その政治的干渉の不必要性を認識するようになった。その結果、ベンガルと海峡植民地との商業的対立が徐々に表面化し、1850 年代にそのピークに達した⁵⁶⁴。たとえば、シンガポール商業会議所の設立（1837 年）はベンガル商業界への確固たる対抗の現れであった。それはロンドンの商業利害と非常に強力に結びついており、特にロンドン東インド・中国協会はイギリス東南アジア商人の代弁者としての役割を果たしていた。海峡植民地におけるイギリス商業利害にとって、ローカルなビジネス関係はより重要であった。1830 年代以降、ヨーロッパ系商人とアジア系商人との相互依存関係が深まり、イギリス商人の貿易活動はシンガポールの華人巨大組織（シンジケート）に依存するようになった。華人商人もまたマレー半島の産業の開発やアジア域内貿易の発展から多大な利益を獲得したのである⁵⁶⁵。1830 年代・40 年代は東南アジアのイギリス商業利害にとって苦難の時期であった一方で、新たなビジネス機会を拡大させた時期でもあったといえよう。

1834 年以降の英領インドにとっても、東南アジアの地域経済はますます価値あるものになった。1850 年代までには、東南アジアはベンガルの綿織物やアヘンに重要な市場を提供し、インド植民地経済の不況時でもインドの財政収入と繁栄に大きく貢献した。ベンガル・アヘンの輸出量の約 15% は常時その市場に吸収されていたのである⁵⁶⁶。ベンガル政庁が海峡植民地の諸事情に無知・無関心になっていたとはいえ、その管轄下であった海峡植民地は、EIC の軍事財政帝国主義によって確立された旧植民地体制内にあることには変わりはなかった。シンガポールのイギリス商人や華人商人のアジア域内活動はその体制内に組み込まれ、EIC 独占の終焉やカルカッタ代理商の倒産に順応しながら発展することになった。

かくして、マレー半島でのイギリス経済利害が本質的にイギリス本国から、とりわけ自由貿易主義に傾倒したイギリス産業利害の要求から追及されたという考えは徹底的に改められるべきであろう。イギリス帝国の東南アジア問題も、前述した中国問題と同様に、第一に英領インドからの視点が不可欠なのである。

第 3 節 インド問題

インド財政

英領インドはイギリス帝国の欠くことのできない資産といわれたが、実際は大きな負債を抱えることになった。その最大の要因がインド公債であった。EIC の財政が黒字であろうが赤字であろうが、インド公債は恒常的に発行され、イングランドやインドで資金調達が行われた。「旧き腐敗」の終焉とインド公債の増加はコインの表と裏の関係にあったといえる⁵⁶⁷。インド公債の増加は、EIC の軍事財政帝国主義と密接な関係があった。そして、その権力の源泉はイギリス海軍とインド陸軍に求められよう。七年戦争の勝利によるベンガルでの支配権の確立をはじめとして、インド陸軍とイギリス海軍はさまざまな征服戦争で協働した。インド陸軍は、ナポレオン戦争終了後も、イギリスの領土支配拡大のために英領インドの境界線を越えて利用されつづけた。1820 年代半ばにおいて、インド政庁は 170 のセポイ連隊の常備軍と 16 のイギリス連隊を準備した。その総数は 23 万 5 千人に達し、アジア最大の軍事力が整備されたのである⁵⁶⁸。

⁵⁶³ Webster, *Gentlemen Capitalists*, p. 118.

⁵⁶⁴ A. J. Stockwell, “British Expansion and Rule in South-East Asia”, p. 378.

⁵⁶⁵ C. A. Trocki, *Opium and Empire: Chinese Society in Colonial Singapore, 1800-1910*, Ithaca: Cornell University Press, 1990; R. K. Ray, “Asian Capital in the Age of European Dominion: The Rise of the Bazaar, 1800-1914”, *Modern Asian Studies*, vol. 29, no. 3 (1995), pp. 501-521.

⁵⁶⁶ Webster, *Gentlemen Capitalists*, p. 115.

⁵⁶⁷ 金子勝『『安価な政府』と植民地財政—英印財政関係を中心に—』『商学論集（福島大学）第 48 卷（1980 年）；松本睦樹『イギリスのインド統治—イギリス東インド会社と「国富流失」』阿吽社、1996 年を参照。

⁵⁶⁸ C. A. Bayly, *Imperial Meridian: The British Empire and the World, 1780-1830*, London: Longman, 1989;

したがって、こうした軍事的衝動は英領インドでの経済政策をも決定づけた。インド軍は極めて多くの資金を浪費し、最も入手可能な収益を吸収した。イギリスのインド領土拡大の推進力は、まさしくその陸軍の資金調達の一環であった。EIC が多くの経済活動から撤退することをためらったのは、その潜在的な収入源を放棄することを意味したからであった。イギリス議会はビジネス利害に一定の譲歩（たとえばインド貿易の自由化）を示すこともあったが、そのことによって、インド経済が自由貿易主義の代表者に開放されたと考えることはできない。イギリス商人が中国沿岸で自由で平等なビジネス機会を強く要求していた時期に、英領インドではさまざまな独占と専売が維持された⁵⁶⁹。

英領インドの経済政策の一つが地代収入システムの強化であった。度重なる侵略と併合によるイギリス領の拡大とともに、「永代ザミンダーリー制」、「ライーヤトワーリー制」、「北西州マハールワーリー制」といわれた地稅制度が整備され、1850年代までにはインド亜大陸のほぼ全域に導入された。これにより、インドの農民納稅者がイギリス帝国の軍事財政経費の大部分を背負うことになった。地代制度に加えて、インド国内商業の最重要作物に対する広範な独占（専売）も重要な経済政策であった。アヘン・塩・硝石・高級木材・鉱物資源の生産やタバコ・アルコールの小売権がそれに該当した⁵⁷⁰。

同様に重要な経済政策がインド輸出貿易の推進であった。その結果がインド貿易の黒字構造であった。1828年では、インディゴ、アヘン、原棉、綿織物、生糸、砂糖の輸出商品がインド全輸出の約84%を占めた。その主要な輸出先はイギリスと中国であった。（表7-5）はベンガルの地域別貿易収支を示している。イギリスが工業化を経験していた時代にもかかわらず、インドの対イギリス貿易と対中国貿易は恒常的な黒字構造であった⁵⁷¹。EICの貿易独占廃止以後、とりわけインドから中国や東南アジアへの輸出貿易が成長した。その主力商品がインド綿製品とアヘンであった。その貿易ルートに沿いながらインド・イギリスの軍事力がアジアに振り向けられたことは、決して偶然の一致ではなかった。

表7-5 ベンガルの地域別貿易収支

（単位 100 万会社ルピー）

	イギリス	他ヨーロッパ*	中国	東南アジア**	他のアジア***	アフリカ	アメリカ
1838/39年	13.4	-0.2	6.0	1.8	0.0	0.8	2.0
1839/40年	12.0	1.8	1.9	4.4	-5.7	0.9	1.9
1840/41年	12.6	2.3	1.6	6.6	2.9	2.7	0.9
1841/42年	13.6	4.1	4.3	3.9	-3.3	2.1	1.1
1842/43年	6.2	2.9	6.8	2.1	-2.4	0.8	0.2
1843/44年	19.6	5.2	11.2	0.5	-1.5	1.3	0.6
1844/45年	4.8	5.1	17.3	1.8	-6.9	3.4	0.9
1845/46年	9.0	5.4	18.1	2.4	-3.5	3.4	1.3
1846/47年	0.0	3.1	18.3	2.4	-3.6	3.7	2.8
1847/48年	7.7	1.5	17.4	1.8	-2.8	2.9	3.2
1848/49年	19.9	2.9	14.6	-0.1	-2.1	1.7	1.6
1849/50年	4.8	4.7	22.9	1.9	-3.0	2.4	4.4

注：* フランス、ポルトガル、ハンブルグ、ブレーメン、ジェノヴァ、トリエステ、アントワープを含む。

** ペナンとその以東、スマトラ、ジャワ、ペグー、マニラを含む。

*** コロマンデル、マラバール、セイロン、ニューサウスウェールズ、モルジブを含む。

海上貿易のみ。

出典：Bengal Commercial Reports, P/174/42-61, Oriental and India Office Collections, British Library より作成。

Bayly, "The First Age of Global Imperialism, c. 1760-1830", *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 26, no. 2 (1998), pp. 28-47.

⁵⁶⁹ Washbrook, "India, 1818-1860", p. 402.

⁵⁷⁰ Washbrook, "India, 1818-1860", p. 403.

⁵⁷¹ K. N. Chaudhuri, "India's Foreign Trade and the Cessation of the East India Company's Trading Activities", in A. Siddiqi, ed., *Trade and Finance in Colonial India, 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, 1996, pp. 296-297, 312.

ベンガル・アヘンはカルカッタで競売によって販売され、その大部分がカントリートレーダーによって中国に輸出された。(表7-6)で示すように、アヘン戦争期とアロー戦争期を除いて、中国市場へのベンガル・アヘンの輸入量は常に増加傾向であった。ベンガル・アヘンの一部はシンガポールやペナンの海峡植民地にも輸出されており、アヘン戦争期に一時的ではあるが急増している。しかし、それらの多くは華僑のジャンク船によって最終的に中国に持ち込まれたので、アヘン市場への打撃は緩和されたのである。海峡植民地は中国のアヘン市場の「裏口」⁵⁷²として機能していたといえる。

表7-6 ベンガル・アヘンの貿易

(単位：100 万会社ルピー)

	東南アジア*	中国	その他**	ベンガル輸出総額	アヘンの割合
1837/38年	3,074.3	18,065.2	n/a	117,260.5	18.00%
1838/39年	2,536.4	12,063.9	n/a	117,376.9	12.40%
1839/40年	6,022.7	1,721.2	5.0	73,824.1	15.40%
1840/41年	7,392.8	3,942.0	3.0	152,026.9	7.40%
1841/42年	14,382.8	n/a	1.1	149,308.5	9.60%
1842/43年	5,115.4	12,044.5	n/a	79,235.0	21.60%
1843/44年	6,020.5	17,427.4	n/a	106,016.8	22.10%
1844/45年	5,143.0	19,249.4	0.1	105,273.0	23.10%
1845/46年	5,468.9	22,489.4	n/a	106,912.6	26.10%
1846/47年	5,276.8	26,070.6	n/a	98,948.4	31.60%
1847/48年	4,341.8	19,889.8	n/a	155,297.6	15.60%
1848/49年	3,740.9	24,634.5	n/a	165,935.6	17.10%
1849/50年	4,197.0	31,717.6	n/a	111,505.6	32.20%

注：* ペナンとその以東、スマトラ、ジャワ、ペグー、マニラを含む。

** モーリシャス、セイロン、イギリス、アメリカ、マルタを含む。

海上貿易のみ。

出典：表7-5と同じ。

シンド併合 (1843年)

EICの軍事財政帝国主義によって、アヘンの独占的統制はベンガルの生産地から中国市場に拡大された。ベンガル・アヘンの輸出者にとっては、それを稀少価値のついた極めて高価な商品にするために、中国市場での無競争状態が非常に好都合であった。しかし、このようなベンガル・アヘンの市場独占状態は、中央インドの藩王国で生産されたマールワー・アヘンの登場によって変化した。アヘンの自由販売競争は中国市場でのベンガル・アヘンの大きな値崩れを引き起こす恐れがあったために、インド財政への悪影響が最も懸念された。そこでEICは、1823年にマールワー・アヘン代理店を設置し、ボンベイ政庁の財政収入となるアヘンの通行税を導入した。これによって、EICはアヘンの輸出貿易を管理・統制して、ベンガル・アヘンとの競争を回避しようとした。それにもかかわらず、アメリカ商人が東南アジアや中国に持ち込んでいたトルコ産アヘンや低質でありながらインド産アヘンよりもはるかに低価格の中国産アヘンなどの登場によって、中国のアヘン市場はますます不確実性と不安定性を帯びていったのである⁵⁷³。

アヘン市場の安定化と独占への解決策の極めつけが、インド総督エレンバラによるシンド併合(1843年)であった⁵⁷⁴。これ以降、マールワー・アヘンの輸出港をボンベイに限定し、インド政

⁵⁷² Webster, *Gentlemen Capitalists*, p. 115.

⁵⁷³ Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy*, pp. 73-83.

⁵⁷⁴ J. Y. Wong, "British Annexation of Sind in 1843: An Economic Perspective", *Modern Asian Studies*, vol. 31, no. 2 (1994), pp. 225-244.

片はそれに強制的に通行税を課した。通行税は中国への無制限なアヘンの流入を防ぐと同時に、その販売価格を上昇させることに効果があった。インド政庁は、ボンベイの通行税率を調節することによって、中国市場へのアヘン供給量とその販売価格を統制することができたのである。その結果、マールワール・アヘンの管理輸出はペルシアからトルコへの新たな生産地の発展を抑制し、ボンベイの興隆と経済的繁栄に大きく貢献することになった。

シンド併合の成果はアロー戦争期に最も顕著に表われた。(図7-7)によると、ベンガル・アヘンの中国への輸出は1855年頃から減少し、1860年前後には極端な落ち込みを示している。その直接的な原因はアロー戦争に求められるが、より視野を拡げてみれば、ベンガルの供給側にも原因があったと思われる。というのも、1857年にはインド大反乱が起こり、イギリスの支配体制に大きな衝撃を与えていたからである。マールワール・アヘンは1856年頃から増加し始め、ベンガル・アヘンの輸出減少をカバーするようになった。エレンバラ総督のシンド併合は、マールワール・アヘンの輸出を恣意的に調整することによって、中国のアヘン市場を独占しようとするEICの軍事財政帝国主義の一環であったといえよう。

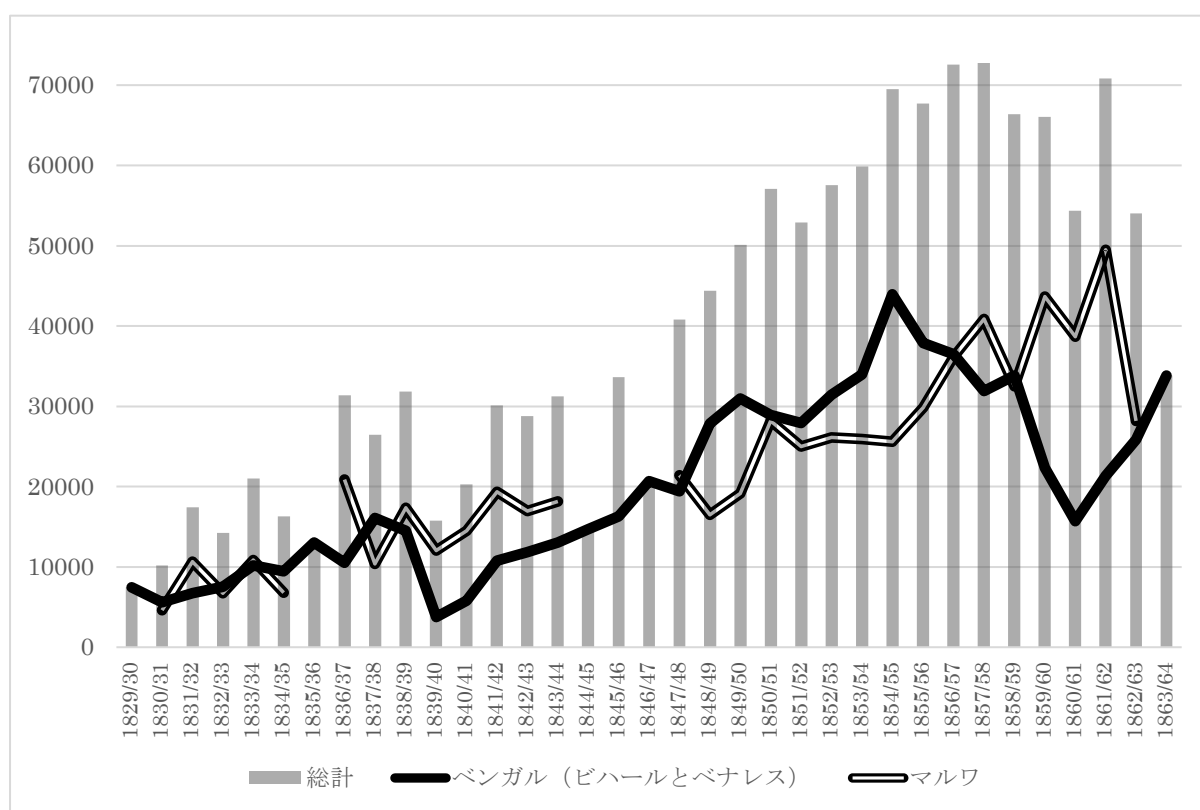


図7-7 ベンガルとマルワのアヘン輸出 (単位: チェスト)

出典: Wong, *Deadly Dreams*, Table 16.9 (p. 400) and Table 16.10 (p. 404) より作成。

とはいえ、エレンバラ総督の最大の関心事は眼前の経済問題、すでに慢性的になっていたインドの財政赤字であった。その原因の一つは前述したインド債務の膨張であった。ビルマ戦争の結果、それは1822年から1828年の7年間に2,928万ポンドから4,000万ポンドに上昇し、アフガン戦争とアヘン戦争でさらに1,000万ポンドの債務が追加された。それに加えて、EICの中国貿易独占の廃止やその株主配当金(1793年法により10.5%に固定)の保証義務が、英領インドの財政破綻の懸念をさらに深めたと考えられる。それゆえに、エレンバラはそれに陥らないようあらゆる手段を講じようとした⁵⁷⁵。

⁵⁷⁵ Wong, "British Annexation of Sind in 1843", p. 244.

実際に、シンド併合はインド財政に大きく貢献をした。中国市場でのベンガル・アヘンに対するマールワー・アヘンからの脅威がなくなり、ベンガル・アヘンの高い価格が維持された。そして、ボンベイでのマールワー・アヘンの通行税もインドの財政収入に大きく貢献した。実際、1843年以降にアヘン収入は急増し、インド政府の着実な収入源（英領インドで第2位の財源）となった。生産・徴税コストの面で非常に安価で、アヘン収入は全収入のなかで最も有益な税収であった⁵⁷⁶。それは公債利子の支払い金額以上に達することになり、その結果、英領インドは公債を発行して、中国やアフガニスタンでの戦争の資金を調達し続けることができたのである。インド債務の膨張が政治的に許されたのは、インドでイギリスが新たな収入源を発見したからであった。

「本国費」の送金システムとその権益集団

本章では、EICの軍事財政帝国主義がもつ別の重要な側面を見逃すことはできない。それは、インド財政の状況にまったく関係なく、インドからロンドンへ流れる送金（本国費 Home charges）を維持することが「18世紀末からの英印関係で1つの優先事項となっていた」⁵⁷⁷という問題である。その年間送金総額は、19世紀前半においては個人送金を含めて平均約400万ポンドであった。その1838年度の内訳（表7-8）をみると、EIC株主配当金、インド債務の償却費用、インド監督局・EIC取締役とその職員の各給与、インド文官の各種年金、インド公債の利払い、インド軍士官への報酬・退職金、インド駐在のイギリス軍経費、陸海軍年金などが列挙されていた。「本国費」は、まさに「ジェントルマン資本主義の帝国」を保証する政治資金であった。

表7-8 インド財政に対するイングランドでの年間賦課金（1838年度）

イングランドの民事経費	経費	イングランドでの軍事経費	経費
東インド株式保有者への配当金	£632,558	インド軍将校の休暇・退役手当	£489,500
インド財務の償却費用	£228,560	インド駐留のイギリス軍の必要経費	£420,000
東インド会社・インド監督局の職員給与	£139,863	軍事・その他の公共物資の輸送費	£349,000
インドからの為替手形	£131,000	年金・報奨金	£250,000
インド文官の年金	£126,000	蒸気船の購入・整備	£165,000
インド公債の配当金	£114,900	イングランドでのさまざまな経費・前貸金	£144,000
東インド会社本社債の利子	£84,395	インド駐留のイギリス軍の年金・退役手当	£60,000
インド文官の不在手当・渡航費	£43,344	クライブ年金	£50,000
その他	£143,360	その他	£72,500
民事経費(A)	£1,643,980	軍事経費(B)	£2,000,000
		総額(A+B)	£3,643,980

出典: “Select Committee on East India Produce 1840,” *British Parliamentary Papers*, 1840, vol. 8, Appendix, no. 63.

（表7-9）で示すように、EICには、正確には5つの本国送金方法があったが、大きく分れば2つの方法が挙げられる。その最大かつ安定的な送金手段は、「インド宛手形」（Bill on India）である。EIC取締役会は、インドの輸出商に代金支払いを必要とするイギリスの輸出商に対して、ロンドンにてインド政府宛にルピー手形を販売し、ポンドでその支払いを受け取った。「大量のインド宛手形が会社にとって大量かつ有利にイギリス市場で消化できたという事実は、当時インドの輸出貿易が順調であったこと」⁵⁷⁸を反映していたのである。前述したインドの対イギリス貿易の黒字構造は本国送金システムの前条件なのであった。

その前条件を利用したもう1つの重要な手段は、「担保前貸制度」（Hypothecation System）で

⁵⁷⁶ Wong, *Deadly Dreams*, p. 396; J. F. Richard, “The Indian Empire and Peasant Production of Opium in the Nineteenth Century”, *Modern Asian Studies*, vol. 15, no. 1 (1981), pp. 59-82.

⁵⁷⁷ ケイン/ホプキンス『ジェントルマン資本主義の帝国 I』、219頁; J. C. Esteban, “The British Balance of Payments, 1772-1820: India Transfers and War Finance”, *Economic History Review*, vol. 54, no. 1 (2001), pp. 58-86.

⁵⁷⁸ 松本『イギリスのインド統治』、75頁。

あった。これは 1829 年から広州とインド 3 管区都市で行なわれた輸出金融システムであった。中国での「担保前貸制度」は 1838 年に廃止されたが、EIC は中国茶貿易とアヘン貿易をインドからロンドンへの間接的な本国送金経路にしていた。これには、アメリカの対中国貿易の拡大が大きく関係していた。アメリカ商社はイギリスに対して膨大な貿易黒字をもってゆえに、広州で「ロンドン宛手形」(Bill on London) を振り出すことによって、中国茶を購入することができた。その結果、広州のイギリス商人はアメリカ商人からその手形を買取り、中国からの本国送金手段にしたのである。

表 7-9 インドと中国からの本国送金方法とその総額

	絹輸送	インドからの送金 手形	中国からの送金 手形	インド宛手形	ブリオン輸送	送金総額
1834年	£513,637	£222,369	£511,486	£732,804	n/a	£1,980,296
1835年	£284,516	£1,099,017	£957,738	£2,045,254	n/a	£4,386,525
1836年	£56,292	£1,052,573	£968,236	£2,042,232	n/a	£4,119,333
1837年	£122,038	£990,655	£297,852	£1,706,184	n/a	£3,116,729
1838年	£66,395	£624,716	£394,396	£2,346,592	n/a	£3,432,099
1839年	n/a	£1,193,194	n/a	£1,439,525	n/a	£2,632,629
1840年	n/a	£708,200	n/a	£1,174,450	n/a	£1,882,650
1841年	n/a	£893,261	n/a	£2,589,283	n/a	£3,482,544
1842年	n/a	£509,473	n/a	£1,197,438	n/a	£1,706,911
1843年	n/a	£268,410	n/a	£2,801,731	n/a	£3,070,141
1844年	n/a	£278,838	n/a	£2,516,951	n/a	£2,795,789
1845年	n/a	£890,799	n/a	£3,065,709	n/a	£3,956,508
1846年	n/a	£980,548	n/a	£3,097,042	n/a	£4,077,590
1847年	n/a	£624,633	n/a	£1,541,804	£455,879	£2,622,316
1848年	n/a	£636,597	n/a	£1,889,195	£778,801	£3,304,593
1849年	n/a	£1,663,429	n/a	£2,935,118	n/a	£4,598,547

出典: Henry Waterfield, "Remittance from India," Appendix no. 2, *Currency, Bills, Remittance and Exchange 1828-1905*, L/F/5/139, Oriental and India Office Collections, British Library.

英領インドの「担保前貸制度」の場合、その各管区都市の EIC 財務局は商品価値をインド市場の商品価値で評価し、その 3 分の 2 を越えない金額の範囲でインドの輸出商に現地通貨の前貸金を与えた。一方、その輸出商はイギリスへの輸出商品を船荷証券と保険証券を添えて EIC に委託するとともに、イギリス輸入商宛のスターリング手形を EIC 指定の為替レートで振り出した。この取引は商品を担保にした EIC のロンドン宛手形の買取りを意味する。EIC は委託された輸出商品をロンドン宛手形・船荷証券・保険証券と同一便でロンドンへ船送し、イギリスの輸入商から手形の支払いをポンドで受け取ったあとに、担保商品をシティの EIC 本社で引き渡したのである。英領インドでの前貸しの対象商品は、綿花、絹、砂糖、コーヒー、インディゴ、硝石、反物の七大輸出商品に限定されていた⁵⁷⁹。とりわけインディゴは、18 世紀末以来、EIC の本国送金手段にとって最も重要な換金作物となっており、1830 年までにはインドは世界の主要供給地となっていた。1829~33 年のカルカッタ六大代理商の破綻がインディゴ価格の急落にあったことは、周知の事実であろう。

こうして、インド輸出貿易を基盤にした外国貿易金融は、EIC と代理商によって独占された。とりわけ 1834 年以降、EIC はアジア貿易の自由化を認める一方で、シティで資金調達する巨大金融機関としての帝國的役割をさらに強化した。EIC の本国送金義務を円滑に遂行するためには、前出したようなアヘン貿易を含むインド輸出貿易の促進が決定的に重要であった。それゆえに、

⁵⁷⁹ The Court to Bengal Government, 17 August 1838, no. 13, L/F/3/680, *Correspondence with India, 1807-1937*, Oriental and India Office Collections (OIOC), British Library.

イギリスのアジア貿易を掌握する代理商の活動がインド輸出を促進すると判断されると、EIC はそれに融資した。タン・クアンも示唆するように、英印中の三角貿易の原動力は、「インド帝国と密接に結びついたイギリス人から構成されるインドの権益であり、イギリス製造業の利益」⁵⁸⁰ではなかった。

さらに付け加えれば、EIC の本国送金活動は、その本社や倉庫や船着場が置かれるロンドンにイギリスの対アジア貿易を集中させることを前提にした貿易金融であった。(図7-10) はインドのイギリス各主要貿易港との貿易取引量を示している。これで明らかになるのは、インドのイギリスからの輸入ではリヴァプールがその半分を占めていたが、輸出先はかなり割合でロンドンに向けられていたことである。EIC によってアジアで行なわれた輸出金融はその前貸し対象のアジア物産をロンドンへ船送するシステムになっており、これに関与するシティとロンドン港のごく一部の利害関係者に有利なビジネス環境と排他的な流通網が実際に存在していた。その集団は、具体的には、貿易商人・船舶業者・造船業者・ブローカーなどの様々な諸利害などの独占主義志向の強い金融サービス利害で構成されていた⁵⁸¹。彼らの目的は、ロンドンのインド輸入貿易の独占であった。EIC は、そのアジア貿易をイギリス私商人に開放し、彼らの売買取引に金融を付けることによって、イギリス—アジア間の外国為替業務を独占的に取り扱っていた。イギリスやインドで批判が強かった担保前貸制度を放棄することを一貫して拒み、その廃止論をすべて却下していた EIC の立場は、インド支配に群がった巨大利権集団の「総元締め」といってよい。この特徴こそ、本論文が特に 1834 年以降の EIC をシティのメガ・バンクと捉える根拠の一つである。

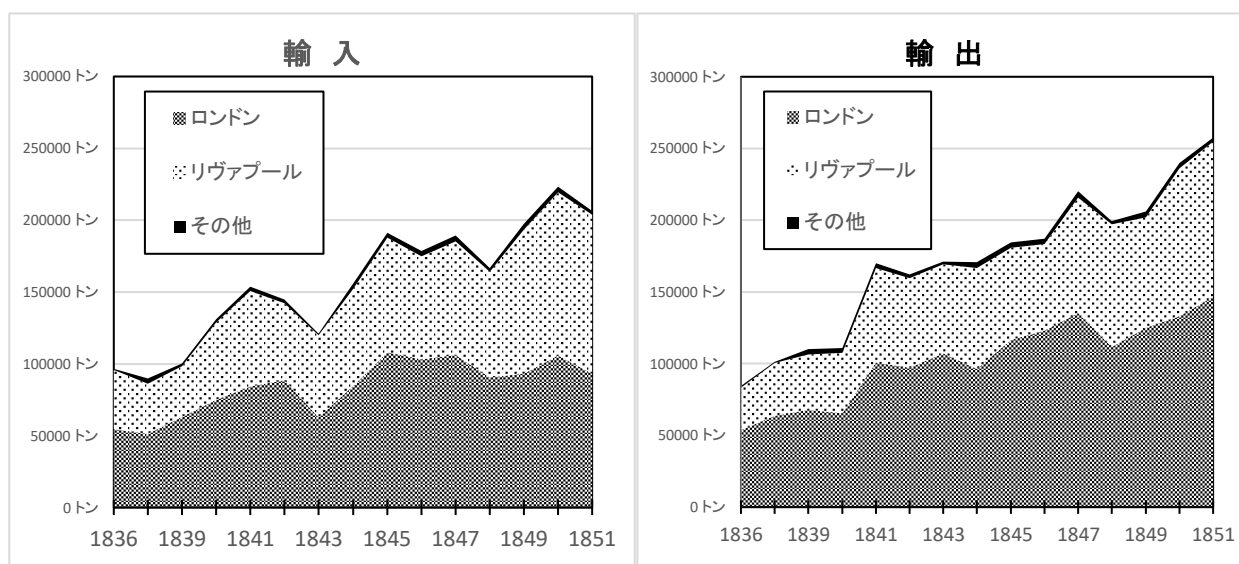


図7-10 インドの対イギリス貿易 (トン積載量)

注：イギリス船のみ。

出典：The 16th Report of the Committee of the London East India and China Association, presented to the General Meeting (10th February 1852), Asia, Pacific & Africa T 10306 (I), Oriental and India Office Collections, British Library.

第4節 小括

中国茶の輸入貿易はイギリス財政に大きく貢献していた。19世紀初頭に導入された100%茶税からの財政収入はイギリス海軍の年間必要経費に匹敵する規模であり、イギリス政府がその最大の受益者となっていた。茶貿易の受益者としては、シティのEICを中心とした独占主義的なジェ

⁵⁸⁰ Tan Chung, "The Britain-China-India Trade Triangle (1771-1840)", *Indian Economic and Social History Review*, vol. 11, no. 4 (1974), p. 414.

⁵⁸¹ Glasgow East India & China Association to India Board, 19 May 1835, *British Parliamentary Papers*, vol. 8, Part 1, 1847-48 (*BPP 1847-48* と略記), Appendix, no. 4.

ントルマン資本家たちも同様であった。EIC の株主や投資家を含んだ東インド利害集団を満足させる莫大な利益は、効率的独占によって生み出された。

アヘン貿易もイギリス帝国利害の発展には不可欠な要素であった。アジア市場で活動したイギリス資本の多くはアヘンに結合したので、イギリスがそうした巨大な既得権益を放棄することは得策ではなかった。イギリス政府は、アヘンがアメリカ綿花の購入からインド送金までのイギリスのグローバル貿易で果たす役割を強く認識していた。アヘンはインド財政にも重要であり、イギリスにとっての理想的な解決は中国市場の開放とアヘン貿易の維持であったゆえに、アヘン戦争やシンド併合によってインド債務を累積してまでも、アヘン市場の独占を実現しようとしたのである。

パーマストンやグラッドストンのような政治家、またはエレンバラやラッフルズのような植民地支配者にとっての最優先事項は、インド財政やイギリス財政に関する「国益」であり、それを保守するための手段は必ずしも「自由貿易帝国主義」とは限らなかったのである。彼らは、たとえばコブデンやブライトを代表するマンチェスター学派とはまったく別次元の政治的問題を抱えていたのである。そのために、イギリス政府は、ベンガル・アヘンの独占経営や英印間の外国為替取引を EIC 以外の企業に開放することには極めて消極的であった。財政的経済的な貢献があれば、保護主義や独占という形態は認められたのである。それゆえに、イギリス議会も、EIC が掌握したアヘン・塩・硝石・高級木材・鉱物資源の各生産やタバコ・酒類の小売権などの広範囲に及ぶ「独占」を深刻に問題にすることはなかった⁵⁸²。

かくして、19 世紀前半でさえも、イギリス帝国主義の決定的要素は重商主義を基本とする軍事財政主義のままであり、従来から考えられてきた自由貿易主義とはいえない。1820 年代のハスキントンや 1840 年代のピールでさえも、旧植民地体制を全面的に放棄しようとは考えなかった⁵⁸³。EIC によって展開された「軍事財政帝国主義」は、そのような国家戦略に基づいて、中国茶の輸入貿易とアヘン貿易の拡大、海峡植民地の形成、そしてインド輸出貿易の促進とその金融的独占を遂行していたのである。これらの事例から、ロンドン・シティに本社を置く EIC は、当該期においても決して時代遅れの商業独占体ではなく、むしろシティの繁栄とイギリス経済に貢献し、さらには近代アジア市場の発展に一定の役割を果たしていたといえよう。これこそ、本論文で注目しているイースタン・バンクが 19 世紀半ばまで登場できなかった最大の要因なのである。

本章から導き出されるもう 1 つの論点として、アジア諸地域におけるイギリスの「軍事財政帝国主義」が、ロンドンからの計画立案（スキーム）のみによって具体化されたとはいえず、英領インドの形成から発信される帝国エネルギーによって輪郭づけられていたことが挙げられる。中国や東南アジアへの領土拡大におけるベンガル輸出利害の帝国的役割は無視できないほど重要であり、インド輸出貿易の促進とそれに沿った軍事的支援体制の確立は英領インドの基本政策であった。これらはすべてインド財政の確保と本国送金システムの絶対的維持という「インドの権益」から派生する帝国スキームであり、それがイギリスの対アジア政策全体に強い影響と衝撃を与えていたのである。

イギリス帝国主義の拡大過程における英領インドと他のアジア地域との遠隔的結合作用は、空間的に遠く離れた場所において、気象条件（気圧、気温、降水量等）が互いに相関を持って変動する「テレコネクション (teleconnection)」という気象学的現象を想像させる⁵⁸⁴。たとえば、北大

⁵⁸² Washbrook, "India, 1818-1860", p. 403.

⁵⁸³ P. J. Cain, "Economics and Empires: The Metropolitan Context", in A. N. Porter, ed., *The Oxford History of the British Empire Vol. III: the Nineteenth Century*, Oxford: Oxford University Press, 1999, pp. 39-40; A. G. L. Shaw, "British Attitude to the Colonies, ca. 1820-1850", *Journal of British Studies*, vol. 9, no. 1 (1969), pp. 71-95.

⁵⁸⁴ 田家康『世界史を変えた異常気象』日本経済新聞出版社、2011 年。「テレコネクション」の概念が登場して以来、干ばつや異常気象の主要原因である大きな気温の経年変動と、中・高緯度における偏西風の蛇行や熱帯域のエルニーニョ・南方振動 (El Niño/Southern Oscillation: ENSO) 現象などのさまざまな大気循環パターンとの関係の仕組みが、気象学分野で明らかにされている。過去 4 世紀半にわたるエルニーニョ現象の発生時期を明

西洋での高緯度側のアイスランドと低緯度側のアゾレス諸島には高気圧と低気圧のシーソーがあり、気象学者のギルバート・ウォーカーはその相互変化を「北大西洋振動」と命名した（1924年）。1935年にはアンデルス・オングストロームは、そのような気圧のシーソーによる気象現象全般を「テレコネクション」と名づけた。太平洋東部赤道熱帯域の海水温異常によって発生する気象現象（高海水温の「エルニーニョ」や低海水温の「ラニーニャ」）が、遠く離れた中国やインドのなどのモンスーンに影響を与えるという相関関係は、テレコネクションの代表的な現象パターンであろう。すなわち、英領インドでの帝国スキームが東南アジアや中国での政策的変化を誘発し、帝国の輪郭を決定するという周辺部間でのテレコネクション的現象が、本章の内容から見てとれる。この論点は、引き続き次章でも考えてみたい。

らかにした研究として、次の論考を参照。William H. Quinn and Victor T. Neal, “El Nino Occurrences Over the Past Four and a Half Centuries”, *Journal of Geophysical Research*, vol. 92, no. C13 (1987), pp. 14,449-14,461.

第8章 イギリス帝国下のイースタン・バンク問題—英領インドから海峡植民地へ(1853-67年)

はじめに

1850年代・60年代初頭、アジア貿易金融を専門にするイースタン・バンクが、ロンドン、インド、香港で創設されていった⁵⁸⁵。しかし、英領インドと海峡植民地のようなEICの支配領域内では、法人格を認める国王特許状が付与された銀行機関、あるいはその支店は、その活動を為替・送金・預金業務に制限され、大量の資金を必要とする為替業務を円滑にする銀行券の発行業務を禁じられた。そのため、そのなかの有力銀行の数社が英領インドや海峡植民地で営業を展開し始めると同時に、セイロンや香港では認められた発券業務の権利を改めてイギリス政府に求め、限定的な銀行業務を拡充しようと試みた。

本章の目的は、オリエンタル銀行、アグラ銀行、チャータード銀行、マーカンタイル銀行の初期活動に注目し、その諸銀行がなぜ、どのように海峡植民地での業務拡充を可能にしたのか、逆にいえば、英領インドではなぜそれに成功しなかったのかという問題を明らかにすることにある。

これまでのイースタン・バンク研究では、1850年代・60年代前半の両植民地での銀行問題が大きく取り上げられたことはなく、1870年代後半からの銀価下落、あるいは19世紀末からの英領インドや海峡植民地での金為替本位制の導入に対する各銀行の経営戦略に強い関心が払われてきた⁵⁸⁶。しかし、ウィリアム・E・ネルソンは、帝国支配と銀行業との厳格な法的かつ調整的關係性を指摘する⁵⁸⁷。つまり、イースタン・バンクの創設や進出地域がイギリス支配領土の拡大パターンを反映したことを示唆する⁵⁸⁸。

イースタン・バンク研究にとって示唆に富む別の議論として、「アジア間貿易」論の諸成果が挙げられよう。杉原薫は、「自由貿易圏としてのアジアの制度的枠組みは、欧米列強による植民地支配や不平等条約の強制が基礎になったのであって、決して自生的なものではなかった」ことを強調し、「アジアの諸地域がその下で国際競争(アジア間競争)をはじめたのも、ウェスタン・インパクトの文脈なしには説明しえない現象」であると独自の論を展開する⁵⁸⁹。杉原の議論で注目すべきは、①ウェスタン・インパクトのもとで華僑や印僑たちは新たな役割を担い、生産と消費を結合させる地域間貿易のレベルでのアジアの一体性を作り出したという点と、②インド貿易の発達や日本の工業化に先導された「アジア間貿易に絡む海運・保険・電信・金融などのサービスをイギリスが提供する可能性が大きかった」という点である。

上記の①に関して、インドと中国との間で行なわれたアヘンや綿関係製品貿易、あるいは日本の工業化や東南アジアの第一次産品輸出経済の発展が、アジア規模で展開したことを意味する。すなわち、イギリスの立場からみれば、アジアという「周辺部」には、地理的にはかけ離れていたが、各地域が一つのまとまりをもって相互に関係づけられるような、いわゆる「周辺理論」⁵⁹⁰

⁵⁸⁵ イギリスでは、1850年代における一連の会社法改正によって、それまでは「国王特許状」の取得を必須とした「株式銀行」の創設に関する規制緩和が進み、最終的には国王特許状なしで創設可能とする会社統合法の制定(1862年)に結実する。その結果、1862年からの5年間において、株式預金銀行38行、外国銀行26行、そして植民地銀行14行がロンドンで「株式銀行」として登記された。H. A. Shannon, "The Limited Companies of 1866-1883", *Economic Historical Review*, vol. 9 (1932-33), pp. 312-313.

⁵⁸⁶ A. S. J. Baster, *The Imperial Banks*, London, 1929; Compton Mackenzie, *Realms of Silver: One Hundred Years of Banking in the East*, London, 1954; Frank H. H. King, with Catherine E. King and David J. S. King, *History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation series*, 4 volumes, Cambridge: Cambridge University Press, 1987-1991; Stuart Muirhead, *Crisis Banking in the East: the History of the Chartered Mercantile Bank of India, London and China, 1853-93*, Aldershot, 1996.

⁵⁸⁷ William Evan Nelson, "The Imperial Administration of Currency and British Banking in the Straits Settlements, 1867-1908", Ph.D thesis (unpublished), Duke University, 1984, p. 95, pp. 99-100.

⁵⁸⁸ ジェフリー・ジョーンズは、イギリス多国籍銀行の発展要素として、貴金属の発見や一次産品の開発を含む世界経済の動向に左右されたのと同様に、イギリス帝国の拡大にも言及する。Geoffrey Jones, *British Multinational Banking 1830-1990*, Oxford: Oxford University Press, p. 28.

⁵⁸⁹ 杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房、1996年、2頁、382頁。

⁵⁹⁰ イギリス帝国主義の根本原因を周辺内部の独立変数的諸要因(たとえば、地域的特性や現地の諸個人の動き)

では決して捉えきれない「周辺部」間分業構造が浮かび上がってくるのである。

①の視点に、「アジア間貿易の成長は、シティーの利害と補完的な関係にあった」⁵⁹¹という②の視点を重ね合わせる時、杉原らの提唱する「アジア間貿易」論は、「周辺理論」の理論的欠点を補う一定の役割を果たすのと同時に、ロンドン・シティーをイギリス帝国主義の原動力と捉える「ジェントルマン資本主義」論と呼応し合う議論として改めて評価に値する⁵⁹²。ロンドンとアジア各地を金融ネットワークで繋いだイースタン・バンクは、アジア地域に拡大した「ジェントルマン資本主義」の一事例であり、それと「アジア間貿易」との接点でもあった。

「ジェントルマン資本主義」論と「アジア間貿易」論を理論的にしっかりと接合させるために、ここでは、「テレコネクション (teleconnection)」という気象学的現象を示す鍵概念に注目する。テレコネクションとは、空間的に遠く離れた複数の地域間において気象条件（気圧、気温、降水量等）が互いに相関を持って変動する遠隔的結合作用を指し、海水温の上下変動と大気循環パターンの経年変動とのさまざまな大気海洋結合現象が明らかにされている⁵⁹³。

このテレコネクションという概念は、イースタン・バンクの発展と帝国支配体制の変容・拡大との関係を支配するメカニズム、より広義な表現で言えば、イギリスとアジア地域との間での、さらには植民地間での政治経済的相互作用に関する理論的説明にも、極めて有効であると考えられる。広州や東南アジアやインドでのイギリスの諸活動は、基本的に互いに独立して展開していたものの、とりわけインド支配エネルギーの伝播によっては互いに関連しながら拡大した。これは、まさに「周辺部」から「周辺部」へのテレコネクションと呼べる帝国拡張のメカニズムを表わしている。

以上のような諸論を踏まえて、本章では、イースタン・バンク群のビジネス内容を確認したうえで、具体的には、イースタン・バンクの初期活動がインドと海峡植民地においてどのような形で受容・実践されていたのか、また両地域での銀行ビジネスはイギリスの帝国政策とどのような関係をもちながら拡大することになったのかを解明する。

第1節 イースタン・バンクの貿易金融と帝国再編

19世紀半ばのアジア貿易とその金融

19世紀前半のインド対外貿易は、中国とイギリスとの三角貿易関係によって規定されていた。その場合、インドは中国には主要商品として原棉とアヘンを、そしてイギリスには小麦やインディゴを輸出していた。その見返りとしてインド市場には、イギリスからの大量の製造品やブリオン（とくに銀）、さらには船舶業・保険といった「見えない」サービスが輸出されるという貿易関係にあった。さらに、インドはイギリスを含むヨーロッパ諸国に対して、小麦・ジュート・種子・原棉・生糸・絹織物・砂糖・硝石・皮革・染料・米などの第一次産品を供給していた⁵⁹⁴。このアジア三角貿易の金融こそが19世紀半ばにおけるイースタン・バンクの基本業務であったが、徐々にその活動範囲は拡大し、海峡植民地、蘭領東インド、セイロン、モーリシャス、中国沿岸部、フィリピン、日本にも広がっていったのである。

イースタン・バンクの店舗が開設される場所と時期は、アジア国際貿易の著しい成長速度と地理的範囲を反映した。ロンドンに本店を置いたチャータード銀行を例にすると、その支店は、アジア—ヨーロッパ間の貿易あるいはアジア域内貿易の拠点を連結するように、つぎつぎと開設さ

に求めるロナルド・ロビンソンらの非経済学的・地政学的帝国主義論。

⁵⁹¹ 杉原『アジア間貿易の形成と構造』、382-384頁；Cain and Hopkins, *British Imperialism*, pp. 16-17.

⁵⁹² P・J・ケイン/A・G・ホプキンズ（竹内幸雄・秋田茂訳）『ジェントルマン資本主義の帝国 I：創生と膨張 1688-1914』名古屋大学出版会、1997年。

⁵⁹³ 田家康『世界史を変えた異常気象』日本経済新聞出版社、2011年。テレコネクション・パターンの代表的事例として、太平洋東部（ペルー沖）と大西洋西部（フィリピン沖）との海上気圧のシーソー的変動であるエルニーニョ南方振動（El Niño-Southern Oscillation）が挙げられよう。

⁵⁹⁴ *The Bankers' Magazine*, March 1847, pp.334-335.

れた。ロンドン以外にエディンバラにも店舗を開設したマーカントイル銀行も、インド、セイロン、モーリシャス、海峡植民地、中国、日本をつないだビジネス・ネットワークを形成した。香港上海銀行は東アジア貿易の発展可能性に対応して設立され、1880年までには東・東南アジア地域で支配的なイギリス利害となった。

ミューヘッドの指摘を確かめるために、19世紀半ばのカルカッタを中心とするベンガル対外貿易（表8-1）を概観したい。ベンガル対外貿易の輸入面において注目すべき特徴はその著しい対欧米依存で、なかでもイギリスの割合は増加傾向を示し、輸入全体の60%以上を常に占めた。その反面で、29.4%を占めたアジア諸地域の割合が10年間で22.9%まで減っていた。ベンガル貿易の輸出面はさらに興味深い。この部門でもイギリスが単一の最大相手国であるが、その割合は概して減少傾向（49.8%→33.6%）であった。他の欧米諸国の割合が着実に増加した点はあるとしても、欧米全体としては大きく減退し、1857年には対アジア輸出の割合が欧米のそれを凌駕した。なかでも香港・中国がイギリスの割合に匹敵するほどのベンガルの輸出先となっていた。この状況は、特に第一次アヘン戦争以降、英領インドのアヘン貿易が成長した結果であろうし、それに合わせてベンガル輸出貿易における海峡植民地の割合も徐々に大きくなった。

表8-1 ベンガル対外貿易の地域別割合

		イギリス	他の欧・米	中東・アフリカ	他の英領インド	セイロン・モルジブ	海峡植民地	香港・中国	オーストラリア	他のアジア
1847	輸入	62.8%	3.4%	4.4%	12.4%	0.5%	7.7%	7.2%	0.1%	1.5%
	(100%)	(66.2%)		(4.4%)	(29.4%)					
	輸出	49.8%	7.3%	5.5%	5.1%	0.9%	5.3%	23.3%	0.1%	2.7%
	(100%)	(57.1%)		(5.5%)	(37.4%)					
1852	輸入	64.0%	3.3%	3.5%	6.4%	0.2%	3.8%	15.8%	2.3%	0.7%
	(100%)	(67.3%)		(3.5%)	(29.2%)					
	輸出	38.4%	10.7%	3.1%	4.2%	0.5%	5.4%	32.9%	0.9%	3.9%
	(100%)	(49.1%)		(3.1%)	(47.8%)					
1857	輸入	65.2%	7.7%	4.2%	10.1%	0.7%	2.6%	8.0%	1.2%	0.3%
	(100%)	(72.9%)		(4.2%)	(22.9%)					
	輸出	33.6%	11.2%	1.1%	11.3%	1.2%	7.4%	33.2%	0.8%	0.2%
	(100%)	(44.8%)		(1.1%)	(54.1%)					

注：「他の欧・米」は、フランス、ハンブルグ、ジェノバ、カディス、マルタ、アントワープ、ロッテルダム、トリエステ、ブレーメン、北アメリカ、トリニダード、デメララを含む；「中東・アフリカ」は、アデン、アラビア湾、ペルシア湾、喜望峯、ザンジバル、モーリシャスを含む；「他のアジア」は、マニラ、ジャワ、スマトラを含む。

出典：Bengal Commercial Reports, P/174/51, 56, 61, OIOC, British Library より作成。

アジアの広域貿易網が拡大・深化していた事実は、(図8-2)で示したシンガポール貿易の地理的割合でも確かめられる⁵⁹⁵。それによると、1820年から1850年までのシンガポールは大きく分けておもに4つの地域との貿易関係をもった。シンガポール貿易の約25%はイギリスや大陸ヨーロッパ諸国との遠隔地貿易であった。イギリス綿織物や他の工業製品がこの貿易の輸出部門を支配した。その対欧米貿易はイギリス、大陸ヨーロッパ、アメリカに分類されるが、そのほとんどはイギリスとの関係であった。

⁵⁹⁵ 川村朋貴「アジア海域世界のイギリス帝国—シンガポールを事例にして（1819～67年）—」濱下武志監修 川村朋貴・小林功・中井精一編『海域世界のネットワークと重層性』、桂書房、2008年、193-207頁。

シンガポールはイギリス植民地でもあったがゆえに、イギリス貿易の割合は非常に高いと予想されるが、シンガポール貿易全体としては30%未満であったことは興味深い。さらに注意したいのが対インド貿易である。前述したように、そもそもシンガポールの建設には、中国（広州）とのカントリートレードに従事するベンガル商業利害が極めて深く関与していた。シンガポールはインド―中国間貿易（とくにアヘン貿易）の中継港として発展したといえる。そのことからシンガポール貿易のなかで南アジア、特にインドがかなり割合を占めることが予想できるが、実際には欧米貿易よりも少なく全体の20%程度（推移としては減少傾向）にすぎない。この割合は対東アジア貿易（圧倒的に広州）とほぼ同じであった。これらの事実は、欧米貿易や印中貿易の文脈だけでシンガポール貿易の全体像を把握しきれないことを意味している。

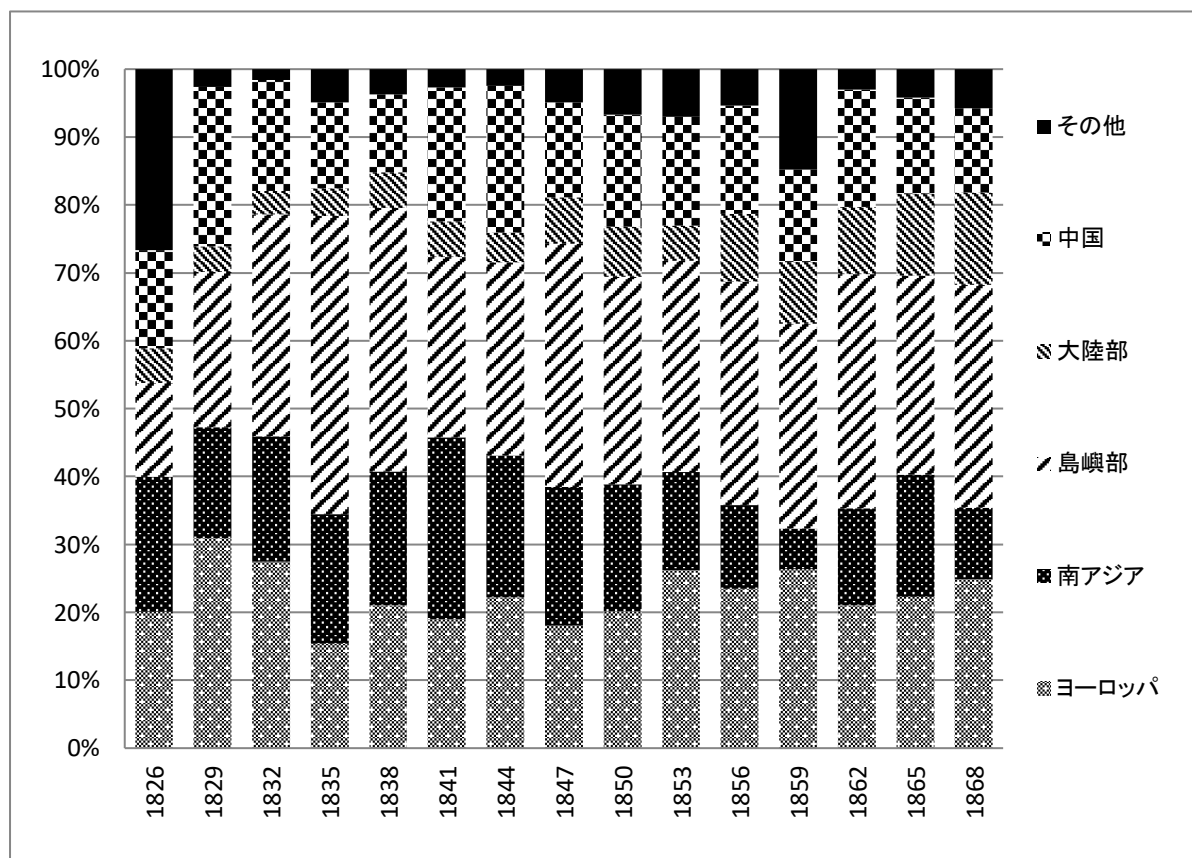


図8-2 シンガポール貿易の地域別割合 (1825-1915年)

出典：Wong Lin Ken, “Singapore: its growth as an entrepôt port, 1819-1941”, *Journal of Southeast Asian Studies*, no. 9 (1978), p. 53 より作成。

シンガポール貿易の最も重要な特徴は、東インド群島・マレー半島・大陸部で構成する東南アジアがインドやイギリスよりも中心的な貿易相手であったという点にある。1840年代半ばに一時的に落ち込むものの、常にシンガポール貿易の40%以上が東南アジアの周辺諸地域との取引で占められた特徴は特に注目に値する。東インド群島との貿易のほとんどは、オランダ植民地（とくにジャワ）とのものであった。英蘭条約（1824年）の結果、東インド群島におけるオランダ貿易・植民地主義の拡大を導くことになり、シンガポール貿易はそれに大きく影響される側面をもっていたといえる。

シンガポールは東南アジア全域から船舶業者を集める理想的な位置にあり、おもにブギス商人

と華僑・華人の活動拠点になっていた点も無視できない⁵⁹⁶。ブギス人はマレー物産（オランダ領の商品も含む）をシンガポールに供給した⁵⁹⁷。シンガポール貿易を支えたより重要なアジア系商人は華人たちであった。彼らは中国の各港市と自由港シンガポールを取り結んで、中国産品や中国人労働移民を持ち込んで、マレー物産とインド産アヘンを持ち帰った。それに加えて、彼らはシャム米や他の東南アジア商品も取り扱った。華僑はしばしば清朝政府の貿易規制を無視して活動し、とりわけ英中対立の際は、イギリス帝国利害にとって好都合かつ不可欠な存在であった。華僑のジャンク船は、イギリスとインドの各種商品が中国市場へ接近する手段を提供した

1840年代以降、シンガポール貿易でのマレー半島の存在が高まった。その契機として挙げられるのは、マレー西海岸でのマレー人によるスズ鉱と華人たちによるジョホールでのガンビア・胡椒農園が開発・経営されはじめたことであろう。とりわけ東南アジア生まれの英語を話す華人たちは、在地商人の多種多様な言語・習慣・嗜好はもちろんのこと、ヨーロッパ人の商取引習慣もかなり熟知していた。彼らはまた、シンガポールの資本・労働・市場を実質的に支配する秘密結社の構成員でもあり、海峡植民地政庁の徴税請負制度においては都合のよい「信用できる」華人となっていた。つまり、この制度のなかで彼らは、アヘンの独占販売を入札代金と引き換えに海峡植民地政庁から請け負って、胡椒・ガンビア農園で働く中国人労働者にアヘンを販売する⁵⁹⁸役割を担ったのである。1850年代以降においては、ビルマ、コーチシナ、シャムといった東南アジアの大陸部が、シンガポール貿易において重要となった。そのなかで特に台頭したシャムは、それ以前からシンガポールを主要貿易相手としていたが、ボーリング条約（1855年）で国際的に門戸を開放してからも、その関係をさらに深めていった⁵⁹⁹。

このように（図8-2）の見地からEICの支配領域であったシンガポールをみると、それをイギリス製品の販売市場である英領インドの付属物と位置づけ、もっぱらインド—中国地域間貿易（カントリートレード）の単なる中間点と解するような伝統的な考え方⁶⁰⁰は、大幅に修正される必要がある。シンガポールは、なによりも人間・商品・資本・情報のネットワークが複雑に交差する東南アジア域内の貿易センターとして発展したといえよう⁶⁰¹。そこが東南アジアにおけるイースタン・バンク群の一大集積地となったのはごく自然のことであった。

海峡植民地移管問題

1850年代・60年代において、インドから中国・日本にまで及ぶ広大なアジア世界は、英領北アメリカと同様、覇権国家のイギリスがグローバルな帝国支配体制を構築すべく、「旧植民地体制」の解体によってその帝国の輪郭を大きく変容させた最前線であった。北アメリカでは、1867年の

⁵⁹⁶ A. Reid and R. Fernando “Shipping on Melaka and Singapore as an Index of Growth, 1760-1840”, *South Asia*, no. 19 (1996), pp. 59-84.

⁵⁹⁷ Wong Lin Ken, “The Trade of Singapore 1819-69”, *Journal of the Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society*, no. 33 (1960), pp. 74-75.

⁵⁹⁸ 白石「海の帝国」、62頁。

⁵⁹⁹ D. R. SarDesai, *British Trade and Expansion in Southeast Asia, 1830-1914*, New Delhi, 1977.

⁶⁰⁰ Anthony Webster, “British Export Interests in Bengal and Imperial Expansion into Southeast Asia, 1780 to 1824: the Origins of the Straits Settlements”, in B. Ingham and C. Simmons eds., *Development Studies and Colonial Policy*, London, 1987, pp. 138-169; A. J. Stockwell, “British Expansion and Rule in South-East Asia”, in Andrew Porter ed., *The Nineteenth Century (The Oxford History of the British Empire Vol. III)*, Oxford: Oxford University Press, 1999, pp. 372-375.

⁶⁰¹ 最新の東南アジア貿易史研究によると、スエズ運河開通以前の時代におけるシンガポールの性格が、欧米諸国との遠隔地貿易を行なう国際中継港というよりも、それと蘭領バタヴィアを中軸にして形成された「東南アジア域内貿易」の地域・地方中継港として特徴づけられている。そこで輸出入された商品群は、鉄や綿製品を中心とした西欧産商品のみならず、アヘンや絹を含むインド・中国産商品、そしてそれらと比べても遜色ない割合で多種多様な東南アジア産商品によって占められたのである。その主要な担い手は西欧商人ではなく、シンガポールに拠点を置いた華人商人たちであった。彼らが西欧商人と現地マレー人・ブギス人商人を仲介し、東南アジア域内交易を成長させたのである。小林篤史「19世紀前半における東南アジア域内交易の成長—シンガポール・仲介商人の役割—」『社会経済史学』第78巻第3号（2012年）、89-111頁。

英領北アメリカ法の発効によって、オンタリオ、ケベック、ノヴァスコシア、ニューブランズウィックの4州で構成されるカナダ自治領が成立した⁶⁰²。一方、中国では、1856年から始まる第二次アヘン戦争（いわゆるアロー戦争）とその後の天津条約（1858年）と北京条約（1860年）の締結によって、イギリス側の念願であったアヘン貿易が合法化され、さらには開港場の増加、揚子江の開放、外交使節の北京駐在、内地旅行、賠償金支払い、領事裁判権の整備、そしてキリスト教の公認などがイギリス・清朝両政府の間で取り決められた⁶⁰³。インドでは、EICは第二次ビルマ戦争（1852年）によって下ビルマを英領インドの一部として併合した。1857年にはインド大反乱が勃発し、その翌年にインド統治改善法の制定によってEICは解散させられた。その結果、イギリス政府が英領インドを直接支配することになったのは周知のことであるが、そのようなインドの「旧植民地体制」の解体は、海峡植民地をめぐるイギリス帝国支配体制を再編させたのである。

海峡植民地では、それ以前から帝国再編の地殻変動が始まっていた。1826年において、EICはペナン（1786年占領）を中心にマラッカ（1795年占領）とシンガポール（1819年建設）を統合し、「海峡植民地」としてベンガル政庁の支配領域の一部とした。これ以降、海峡植民地の総督（実質的には権限をもたない「駐在官」）や少数の行政官がインドからペナンに派遣され、海峡植民地の諸問題をインドの一部として処理する統治体制が成立した。「自由港」のシンガポールを拠点にした欧米系商人たちは自由貿易原則への強い信念から、インド政庁が提案する新税制をすべて拒否し続け、オランダの保護貿易政策にも極めて批判的であった。彼らの団結力と協力体制はシンガポール商業会議所の設立（1837年）によって強化され、軍人出身の総督バターワース（在任1843-55年）との対立を深めた。

1840年末⁶⁰⁴になると、シンガポールのイギリス商人たちは、イギリス本国（特にロンドン）との商業的・社会的つながりをより重要視するようになり、海峡植民地自体のロンドンからの直接統治を訴え始めた。その中心人物は、老舗商会アレキサンダー・L・ジョンストン商会（A. L. Johnston & Co. : 1819年創業）のウィリアム・リードであった。バターワースの専制的性格やインド支配に対するリードやその仲間の失望感とは裏腹に、バターワースの後任総督のブランデル（在任1855-59年）はより強力な専制主義的統治を志向した。こうした雰囲気の中で伝えられたインド大反乱の知らせは、EICの支配体制によってこれまでに多大な不利益を被ってきた彼らの不満を一気に爆発させた⁶⁰⁵。

1857年末、シンガポール在住のヨーロッパ人たちは、インド支配体制の変更を求める請願書を議会に提出した⁶⁰⁶。彼らが最も強く訴えたのは、やはり商業的不利益であった。EIC取締役会やインド政庁は、シンガポールの商業的役割を十分に考慮せず、むしろその発展を阻害するような経済政策を常に採用してきたと、彼らは訴える。その事例として、輸出入税や重量税の採用の試み、そして会社ルピーの導入等が指摘された。EIC本社とインド政庁は為替変動の統制が困難な

⁶⁰² 細川道久「「ブリティッシュ」カナダの生成と展開—19世紀カナダ社会とイギリス系移民」秋田茂編著『イギリス帝国と20世紀 第1巻 バクス・ブリタニカとイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2004年、187-217頁。

⁶⁰³ 濱下武志「清末」松丸道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編『世界歴史体系 中国史5 清末～現在』山川出版社、2002年、22頁。

⁶⁰⁴ P&O汽船会社は、毎月1回、イングランドから地中海を経てペナン・シンガポール（最終的には香港）へ向かう最新式の蒸気船を運航させ、ロンドン・ペナン間の航海を4ヶ月から39日間に短縮させた。

⁶⁰⁵ C. M. Turnbull, *The Straits Settlements, 1826-67: Indian Presidency to Crown Colony*, London, 1972; C. M. Turnbull, *A History of Singapore, 1819-1988*, second edition, Singapore, 1989.

⁶⁰⁶ “Correspondence relative Proposed Transfer of Straits Settlements to Colonial Office”, *Parliamentary Papers* (以下、*P. P.* と略記), vol. II, 1862, petition from the European Inhabitants of Singapore, 1858, pp. 585-588. シンガポールのヨーロッパ系住民は、1861年6月にも植民地大臣のニューカッスルに陳情書を提出した。そのときの代表者は、前述のリードを筆頭に、ガスリー商会（1820年創業）のJ・グリーンシールド、パターソン・サイモン商会（1859年創業。もともとは老舗商会カー・ローソン商会）のウィリアム・パターソン、そしてストレイツ・タイムズ社（1845年創業）のロビン・カー・ウッドであった。Memorial from Residents at Singapore to Colonial Office, 30 June 1861, *P. P.*, 1862 II, pp. 657-660.

「外貨」の流通を嫌い、1854年、ドルやセントが流通する海峡植民地において法定通貨として会社ルピーを導入した。シンガポール在住者たちは、海峡植民地は東南アジアと中国沿岸部に広がるドル流通圏のなかで形成されたという観点から、EICの通貨政策はシンガポールの経済的環境を無視する完全な失策であると考えた。

彼らは、経済面のみならず、ヨーロッパ商船を襲う海賊対策、秘密結社を組織する中国人移民への監視体制、ペナンに本部を置く巡回裁判制度（年間2回のみ）、インド囚人の移送問題等のEICの安全保障政策も批判した。つまり、インド政庁はシンガポールに住むイギリス臣民の生命と財産を保護する十分な準備を怠ってきたというのである。総じて、請願書で主張されたシンガポール在住者の要求とは、まずインド統治をEICから分離して女王の直接統治下におくこと、そして海峡植民地に国王直轄下の別個の植民地政庁を設置することであった。

リードが最も信頼したのが、ロンドン在住のジョン・クロフォードという人物であった。シンガポールでの駐在官（1823-27年）の経験をもったクロフォードは、帰国後、シンガポール商業会議所やロンドン東インド・中国協会（1836年設立）から厚い信頼を得るEIC批判の自由貿易論者となっていた⁶⁰⁷。彼はその立場から議会に書簡を提出した⁶⁰⁸。それによれば、海峡植民地住民の大多数は中国人とマレー人で構成され、英領インドとの人的つながりはほとんどないという。貿易面でも、海峡植民地の最も重要な商業関係はインドではなく、イングランドであった。インド貿易の額は海峡植民地の全取引額の約1/4であり、そのほとんどはアヘン単品であった。海峡植民地貿易の主要部分とその資本はイングランドで構成されていたようだが、そこで活動する中心的商人はイングランド商人と同時に、華南地域とつながる華人商人が重要な存在であることも指摘される。すなわち、海峡植民地に最も適した商業的条件は、その地域を常に世界市場に「開放」することを保障する自由貿易体制の維持であり、それこそ、ヨーロッパ住民の最大関心事なのである。

したがって、海峡植民地の人びとがインド政庁への従属からの「解放」を切望する根本的理由は、彼らの関心事がインドよりもイングランドにおいて熟知され、セイロンや香港といった国王直轄植民地のほうがはるかに自由主義的な理念によって統治されていると考えられたからであった。こうして、「インドで海峡植民地を統治する集団はヒンドスタン統治には有能であったとしても、海峡植民地在住者の思考・言語・語法・要求を理解することはできない」と、クロフォードは強調する。彼の批判は商業的関心にとどまらず、インド囚人の輸送経費等、海峡植民地にはそれとは無関係な財政的負担にまで言及している。ただし、海峡植民地の財政収支は黒字であるという事実から本国財政の補助を必要としないであろうとクロフォードは分析し、インド政庁から国王直接統治への転換には問題ないと結論づけたのである。

海峡植民地関係者の訴えに対して、インド省とインド政庁は極めて好意的であった。たとえば、インド大臣のスタンリーは次のように考えていた。すなわち、「インド—中国間に緊密なつながりが存在した時には、海峡植民地の統治がインド政庁に併合されたのは理にかなった取り決めであった。しかし、EICの貿易活動の停止以来、インド—中国の東帯は徐々にゆるみ、……（中略）……逆に海峡植民地が中国、特に香港と強く結びつくようになった。……（中略）……それゆえに、海峡植民地は、香港と分離するにしろ連結するにしろ、英領インドと区別される植民地として統治するのが望ましく思う⁶⁰⁹」、と。これに対応したインド総督カニングは、ウィッグ派への政権交代（第二次パーマストン内閣）により就任したばかりのインド大臣のウッドに、海峡植民地の移管を歓迎するという内容の書簡を送った。カニングの考えでは、英領インドの海峡植民地支配はその現状にはもはや適していないものであり、海峡植民地とのつながりを保持するインド側からの動機もほとんどなく、むしろ植民地省への移管には都合のよい理由で満ちているというの

⁶⁰⁷ Turnbull, *The Straits Settlements, 1826-67*, p. 321.

⁶⁰⁸ Notes of John Crawford, 22 July 1858, *P.P.* vol. IL, 1862, pp. 588-590.

⁶⁰⁹ Stanley to Canning 1 March 1859, *P.P.* vol. IL, 1862, pp. 591-593.

である⁶¹⁰。ウッドもカニングの見解に同調し、植民地省の見解が自分たちと一致することを願っていた。経験豊かなウッドといえども、この時期は英領インドの再建に集中しなければならず、海峡植民地の将来というインドとは無関係と思われた問題の優先順位は非常に低かった。彼はこの事案には可能な限り時間を浪費することなく対処したかったのである⁶¹¹。

植民地省は海峡植民地の移管自体には基本的に異論はなかったが、その財政状況には懐疑的であり、その詳細な検証に時間を費やすことを避けようとするインド省の姿勢を嫌っていた。植民地大臣のニューカッスルは、インド当局の強引な提案を極めて冷静に受け止め、特にインド囚人とその労働経費に関するインド当局のさらなる説明が必要であると主張した。そして、ニューカッスルは、ウッドに対して、「海峡植民地が永久的または長期的にインド囚人の受け入れを強制されるということは望ましくない。……（中略）……その維持費がインド政庁によって提供されないのならば、かなりの困難さと経費分担の試みから生じる各省庁間での利害対立が予想される」と返答したのである⁶¹²。植民地省終身政務次官のロジャーも、ニューカッスルと同意見であり、この問題については大蔵省との協議も必要であると考えていた。ロジャーは植民地省の中でもリベラルな植民地分離論者として知られていたが、インド省の性急さに対してはさすがに慎重にならざるを得なかった⁶¹³。

1861年7月、大蔵省政務次官のハミルトンは、この問題について返答した。結論からいうと、当該期の大蔵省にとって、海峡植民地の直轄植民地化はその財政的負担からまったく魅力的ではなかった⁶¹⁴。1815年以降、抜本的な財政改革によって「安価な政府」を目指してきたイギリス政府において、特にクリミア戦争（1854-55年）を境にして、大蔵大臣のグラッドストーンを中心とする政策決定者は植民地への軍事財政的依存からのさらなる脱却を推し進めていた⁶¹⁵。1861年12月、大蔵省は、「現在のところ、イギリス政府に公的支出を追加させる状況的理由があるとは思えないので、「インド省や植民地省が保障する正確な情報が提出されなければならない」と植民地省に伝えた⁶¹⁶。こうして、海峡植民地移管問題に関する議論は1863年3月になるまで棚上げとなった。

第2節 英領インドの銀行問題

EIC 支配時代

前述したように、英印間の外国為替取引を独占した EIC は、その支配領域で外国為替銀行業務や発券業務を営もうとする民間銀行に対して、法人格と株主の有限責任制を認める「国王特許状」を付与することを、あらゆる手段を講じて徹底的に拒んできた。英領インドで唯一国王特許状によって設立された三つの管区銀行に対してさえも、EIC は外国為替取引を禁止する規定を備える特許状を付与したほどであった。EIC が外国為替取引の独占に固執した最大の理由は、18世紀末以来、英印関係の主要政策となっていた本国送金業務の遂行にある。

年間 250 万-400 万ポンドをインドからイギリスに送金するために採用された方法には、1840 年代末以降、現銀輸送、インドでの「担保前貸制度」（1851 年停止）、ロンドンでの「インド払手形」の販売、インド鉄道会社の受託金（1849 年採用）の 4 方法があった。このような、EIC の為替業務の独占体制を法的に保障したのが、いわゆる「1807 年法（Act 47 Geo.III, cap. 68）」であった。「1807 年法」とは、EIC の支配領域をビジネス対象にした銀行が法人化を求めた場合、EIC がその銀行への国王特許状の付与を判断することを定めた議会制定法である。以上のことを勘案すれ

⁶¹⁰ Outram and Harrington to Wood, 14 November 1859, *P. P.* vol. II, 1862, pp. 594-597.

⁶¹¹ Wood to Duke of Newcastle 7 February 1860, *P. P.* vol. II, 1862, p.607.

⁶¹² Newcastle to Wood, 22 June 1860, *P. P.* vol. II, 1862, pp. 611-612.

⁶¹³ Roger to Merivale, 6 February 1861, *P. P.* vol. II, 1862, pp. 615-617.

⁶¹⁴ Hamilton to Roger, 31 July 1861, *P. P.* vol. II, 1862, p.657.

⁶¹⁵ Anthony Howe, *Free Trade and Liberal England, 1846-1946*, Oxford: Oxford University Press, 1997, pp. 90-95

⁶¹⁶ Peel to Roger, 11 December 1861, *P. P.* vol. II, 1862, pp. 661-662.

ば、1851年8月にオリエンタル銀行、そして1853年12月には、チャータード銀行とアジア銀行が念願であった国王特許状の取得に成功したという出来事は、イギリス銀行資本にとって極めて画期的なアジア銀行業の幕開けを意味したといえよう。

チャータード銀行とアジア銀行が国王特許状を付与されるまで、その問題をめぐり、インド支配機関であったEIC取締役会とインド監督局、そして大蔵省との間で激しいやりとりが行なわれた。これを取りまとめた中心人物が、大蔵省財務秘書官のジェームズ・ウィルソンであった。1853年1月、ウィルソンはアバディーン内閣の大蔵省財務秘書官に就任し、その翌月にインド監督局長官のチャールズ・ウッドに宛てて、一通の重要な覚書を送った。この覚書は、英領インドのイースタン・バンク問題に関する規則・規定を提案するものであった。その提案とは、端的に言えば、EICの支配領域において、特許株式銀行による銀行券の発行を禁止するが、もし銀行がその業務の遂行を望んだ場合には、インド支配機関との事前協議を経たうえでの大蔵省の承認が必須であるという行政手続き上のルールであった。インドや海峡植民地で営業したいイースタン・バンクには、送金・預金・為替の業務に限定された「出張所」を開設する権利のみが原則認められるというのである。すでにオリエンタル銀行インド「出張所」の営業権が法的に承認されてしまった後では、インド監督局とEICは大蔵省の提案を受け入れざるをえなく、上記の条件でチャータード銀行とアジア銀行への国王特許状の付与にもしづしぶ応じなければならなかった。これが、イースタン・バンク問題の「1853年決着」であった。

国王特許状が付与されたとはいえ、両銀行とも金融情勢の悪化によって株式払込が困難となり、開業の延期を余儀なくされた。アジア銀行はその状況を打開すべく、1855年5月、インド業務の規制緩和を求める請願書を大蔵省に提出した⁶¹⁷。その内容とは、EIC支配領域のいかなる場所において、銀行あるいは銀行「支店」を設立できること、そしてすべての銀行業務を営むことができること、という特許状特権の拡大であった。インドでの事業展開が大きく規制されたアジア銀行は、セイロン、モーリシャス、香港では可能であった「支店」の設立、すなわち銀行券発行を含んだ一般銀行業の営業権の獲得を再び試みたのである。大蔵省は、前述した手続き上のルールに則り、インド監督局に対して、この問題に関してEIC取締役会と協議したうえで、その結果を報告するように指示したのである⁶¹⁸。

EIC解散後のイースタン・バンク問題

EICの解散（1858年8月）は、英領インドでのビジネス拡大を切望するイースタン・バンク群の野心を刺激するはずであった。しかし、その反応は極めて鈍く、アグラ銀行がインド銀行業の完全開放を要求する請願書を通商局へ提出したのが、1861年8月のことであった⁶¹⁹。1833年に創設されたアグラ銀行は、ロンドンに本店を移転した後、1857年には国王特許状を取得してイースタン・バンクの仲間入りを果たした。この銀行も、国王特許状の規定によってインド業務の内容を預金・送金・為替に制限され、銀行券の発行を禁じられたのである。

アグラ銀行の問題を知った大蔵省は、通商局に対して不信感をあらわにした。なぜなら、アグラ銀行の国王特許状が1844年の株式会社法（Act 7 & 8 Vict., cap.113）に基づいて付与されたことを、大蔵省はこのとき初めて知ったからである。この特許状によって、イングランド以外のイギリス領土では、銀行券の発行以外の銀行業務を営むことが認められた。それゆえに、アグラ銀行はインドでの銀行業務を承認するもう一つの国王特許状を要求してきたというしだいであった。

これに関して大蔵省を何よりも憤慨させたのは、通商局が他の省庁等と協議することなく、アグラ銀行への国王特許状の付与を決定してしまったからであった。イースタン・バンクへの国王

⁶¹⁷ Henderson to Melvill, 22 May 1855, no. 146, L/F/2/181, Oriental and India Office Collections, British Library (以下、OIOCと略記)。

⁶¹⁸ Wilson to Redington, 23 May 1855, no. 8464, F/2/29, OIOC.

⁶¹⁹ Hamilton to Booth, 13 August 1861, no. 1657, L/F/2/255, OIOC; Arbuthnot to Booth, 14 June 1853, no. 12254, T/1/5821A, TBP; Booth to Arbuthnot, 16 June 1853 no. 12532, T/1/5821A, TBP.

特許状の条項内容に関して、大蔵省が中心となって関係省庁間で協議・決定することが1853年に取り決められており、通商局の明らかなミスであった。大蔵省は、インド省との協議なしにはアグラ銀行の権限拡大を認めることはできないと通商局に返答し、改めてアグラ銀行の問題に取りかかることになった。大蔵省は、この事案に関して、まず法務長官・次官に見解を求め、同銀行がイングランド以外の領土で認められる業務は預金・送金・為替のみに限定された「出張所」業務である、という従来どおりの返答をもらった。そして、大蔵省はその法務長官・次官の判断をインド省に伝え、アグラ銀行のインド業務に関する見解を求めたのである⁶²⁰。

インド省は、担当大臣のウッドがアグラ銀行の問題を重要視していることと、法務長官・次官の見解をアグラ銀行に知らせるべきであることを、大蔵省に伝えた⁶²¹。それと同時に、インド省が大蔵省に伝えたのは、インドの銀行特権への現在の申請に関して、その申請者はインド総督によって制定された銀行業に関する諸法を遵守しなければならないという点であった。ここでいう諸法とは、英領インドにおいて銀行券を発行する銀行機関には株式銀行という立場での営業を認めないことを定めた1860年法(Act No.7 of 1860)と、政府紙幣に関する1861年法(Act No.19 of 1861)のことを指す。両法は、インド大反乱によって危機的状況に陥ったインド財政の再建問題に直結するものであった。

ウィッグ経済政策を代弁者であるウッドは、「安価な政府」を理由にインドの財政負担を切り離し、現地で逼迫した財政状況を再建させようと考えた。彼は、長年にわたって自由貿易政策に取り組んできた前述のウィルソンをインド総督参事会財政委員に任命し、1860年初めにインドへ派遣した。ウィルソンはカルカッタに赴任すると、すぐにインド財政の深刻な状況を目の当たりにし、輸入税の引上げと所得税の導入に着手せざるをえなかった⁶²²。

さらに「安定した通貨」を目指したウィルソンは、1844年のイングランド銀行法を模した政府紙幣の発行制度の計画を提案した。その直後に不運にも彼は急死したが、その計画案を大幅に修正した形で制定されたのが1861年のインド紙幣法であった⁶²³。この結果、インド政庁が三つの管区銀行から紙幣発行の独占権を剥奪して、政庁紙幣局の設置によって中央集権的に紙幣発行とその流通を管理・運営することになった。

1862年1月、オリエンタル銀行も、アジア広域で長年にわたって銀行業に従事してきた経験を踏まえ、以下のような、インド銀行業の権限拡大を求める請願書を大蔵省に提出した⁶²⁴。

現在のインド統治機関による金融政策全般に大きな変化が起きている。銀行自身のみならず商業・貿易界の利益のために、一般銀行業を営む有利な立場から請願者を排除する反対論はいまや存在しない。—(中略)—それゆえに、オリエンタル銀行にインドの各管区もしくはその一部で銀行業を営むことを認める許可状を発行してほしい。インドの商業・貿易界にとって最も適切かつ有益であろう。

しかしながら、インド省は、オリエンタル銀行にもインド銀行業に関する諸法への遵守を要求するように、大蔵省へ返答するのみであった。大蔵省は、インド省から各銀行に詳しい説明がなされることが望ましいと考えたが、インド大臣のウッドは、法務長官らの見解ですでに結論を得ているゆえ、インド省の介入はこれ以上必要ないと判断した。1862年4月、インド省はそのウッドの考えを大蔵省に伝え、同時に、インド政庁にも報告した⁶²⁵。

1862年11月、インドと他の植民地において銀行業を営む株式銀行の設立に関して、大蔵省は

⁶²⁰ Hamilton to Merivale, 21 November 1861, no. 1657, L/F/2/255, OIOC.

⁶²¹ Baring to Hamilton, 15 February 1862 no. 1657, L/F/2/255, OIOC.

⁶²² R. J. Moore, *Sir Charles Wood's Indian Policy, 1853-66*, Manchester: Manchester University Press, 1966, pp. 227-235

⁶²³ R. Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, London: Eyes and Spottiswoode, 1893, p. 346.

⁶²⁴ Hamilton to Merivale, 29 January 1862, no. 127, L/F/2/256, OIOC.

⁶²⁵ Merivale to Hamilton, 28 February 1862, no. 127, L/F/2/256, OIOC; Merivale to Hamilton, 5 April 1862, no. 301, L/F/2/257, OIOC.

再び法務長官・次官に問い合わせた。ここでの確認事項は、1862年のイギリス会社法が連合王国の境界線を越えてビジネスを展開する銀行の株式会社化に、どの程度の法的効力をもつのかという点であった。大蔵省の質問を受けて、法務長官・次官は次の三点を指摘した。第一に1862年会社法は植民地銀行には適用しないこと、第二に連合王国以外で営業する会社や設立者は植民地立法府が得策だと判断する方法によって拘束されること、第三に植民地政庁の規制は植民地銀行の活動を対象にして、その企業の経営や構造そのものには干渉しないこと、であった。もちろん、植民地政庁の制定法が適用できる範囲はその支配領域内であり、イギリス登記の株式会社が、もし植民地の境界線を越えて「外国」で活動する場合には、その「外国」の法律に従わねばならないのである⁶²⁶。この回答によって大蔵省は、インドや他の植民地での株式銀行の諸活動に関する法律の制定権が海外の植民地および属領の立法府に帰属することを確認するにいたった。英領インドでは、インド政庁がそれに該当した。かくして、大蔵省は、インド銀行業の問題へのこれ以上の介入を断念することにしたのである。

1863年1月、インド省は法務長官・次官や大蔵省の判断をインド政庁に伝えた⁶²⁷。これ以降、インド政庁が英領インドでの銀行業を規制する権限をもつということになり、イースタン・バンクにとっては、EIC支配の時代から要求してきた紙幣発行権の取得可能性は英領インドでは完全に絶たれてしまったのである。つまり、すべてのイースタン・バンクのインド店は、発券業務を含むすべての銀行業務を行なう「支店」ではなく、預金・送金・為替業務のみを行なう「出張所」という形に限られることになった⁶²⁸。

第3節 オリエンタル銀行の新展開：シンガポールへ

インド支配体制の再編は、海峡植民地での銀行業務が全面的に開放される可能性を高めたという意味で、イースタン・バンクのビジネス展開にとっては決定的であった。イースタン・バンクのなかで最初に反応したのが、古くからシンガポールに店舗をもつオリエンタル銀行であった。インド統治改善法の制定（1858年8月2日）から半年を過ぎた1859年2月中旬、オリエンタル銀行はシンガポールの「出張所」を「支店」に格上げするために、銀行券の発行を含む一般銀行業を認可する権原証書（Patent Warrant）を大蔵省へ請願した⁶²⁹。その動機として、これまで以上に貿易が成長しているシンガポールには、インド政庁による銀行機関が設立されなかったことを挙げている。そして、商業・貿易業者を含む多くの現地住民たちが海峡植民地の脱インド支配を切望している状況も、オリエンタル銀行にとって業務拡充の絶好の機会であった。

大蔵省は、海峡植民地での銀行業務に関する一定の規制または条件の必要性を感じ、インド担当大臣の意見を求めるべく、インド省へオリエンタル銀行の請願書を転送した。そして、インド担当大臣のスタンリー卿の考えは、その銀行の申請に反対する理由はないが、海峡植民地の植民地省への移管案がある以上、植民地担当大臣の意見も伺うべきというものであった⁶³⁰。スタンリー卿は、インド大反乱後の住民感情と財政状況に重きを置く以外には、海峡植民地の問題にほとんど関心はなかった⁶³¹。

大蔵省からの問い合わせを受けた植民地担当大臣のエドワード・B・リットンは、その移管問題の議論の遅さを考慮すると、オリエンタル銀行への請願書への回答は現時点では延期したほうがよいが、銀行券の発行業務を認めないという制限を付けて、そのシンガポール業務を認可しても

⁶²⁶ Hamilton to Atherton and Palmer, 1 November 1862, no. 1782, L/F/2/266, OIOC.

⁶²⁷ Peel to Merivale, 11 December 1862, no. 1782, L/F/2/266, OIOC; Merivale to Peel, 5 January 1863, no. 1782, L/F/2/266, OIOC.

⁶²⁸ India Office to Treasury, 7 April 1865, no. 346, L/F/2/293, OIOC; Treasury to India Office, 19 April 1865, L/F/2/294, no. 653, OIOC; India Office to Treasury, 25 May 1865, L/F/2/294, OIOC.

⁶²⁹ Memorial of Oriental Banking Corporation for Bank Privileges at Singapore to Lords Commissioners of HM Treasury, 17th February 1859, T1/6219A, TBP.

⁶³⁰ J. Cosmo Melville, India Office, to G. A. Hamilton, Treasury, 16th March 1861, no. 4541, T1/6219A, TBP.

⁶³¹ Turnbull, *The Straits Settlements*, pp. 356-357.

特に問題ないのではないかと、大蔵省へ提案した⁶³²。大蔵省は発券業務の条件を主張するリットンの意向に同意し、シンガポールでの持参人請求払い約束手形（つまり銀行券）の発行を禁じる内容の権原証書を発行することを、オリエンタル銀行に伝えた⁶³³。その際、もし銀行が発券業務の権利を得ようとするならば、別の権原証書と大蔵省の承認が必要であるという追加的条件も付されたのであるが、これまでの経緯を踏まえれば、事実上、オリエンタル銀行シンガポール「支店」の誕生であった。

オリエンタル銀行がシンガポール支店への変更を試みたのは、それまでに二度の機会があったが、すべて失敗に終わっていた。イギリス政府への最初の請願は、1852年10月のことであった。1842年に設立されたオリエンタル銀行は、1851年（つまり国王特許状を取得する）までに、EIC支配領域のボンベイ、マドラス、カルカッタ、シンガポールに「支店」をもっていた。しかし、国王特許状の取得後は、その規定によってセイロンと香港以外の「支店」業務は送金・預金・為替業務のみを取り扱う「出張所」に切り換えられた。これに対して、特にシンガポールにおいて深刻な資本不足が現地商業界から訴えられ、発券業務を行なえる「支店」としての再建が求められた⁶³⁴。そこで、オリエンタル銀行は、シンガポールを含むすべての「出張所」を「支店」に転換して、そのビジネス内容の充実を図ったのである。

二度目の試みは1856年2月であった。この時にオリエンタル銀行が猛烈に攻撃したのは、シンガポールに管区銀行の支店さえも設立しなかったEICのこれまでの失政と怠慢であった。オリエンタル銀行がそのように主張する背景には、EICの排他的銀行政策への批判と同時に、19世紀半ばにおけるシンガポール貿易の著しい成長という絶対的動機があった。このことは（図8-3）から理解でき、シンガポール貿易は1840年頃を境にその輸出・輸入ともに成長の第一段階を迎えていた。アヘン戦争の勃発によって広州貿易が停止された結果、とりわけアヘンの販売市場として東南アジアへの注目度が高まり、シンガポールの中継貿易はそれまで以上に、イギリスのインド権益にとって決定的役割を帯びたのである⁶³⁵。これに続く1852年以降、シンガポール貿易はさらなる成長を経験し、その総額が倍増するほどに飛躍することになった。しかしながら、EIC取締役会はオリエンタル銀行の要求を即時却下した。オリエンタル銀行はさらに大蔵省に強く迫ったが、この時点で同銀行の要求が受け入れられることはなかった。

⁶³² Colonial Office to Treasury, 16th April 1859, no. 6532, T1/6219A, TBP; Merivale to Treasury, 4th June 1859, no. 9135, T1/6219A, TBP. 大蔵省はリットンの見解をイギリス政府の見解として尊重し、オリエンタル銀行にもそのことを伝えるのだった。

⁶³³ Treasury to Oriental Bank, 20 June 1859, L/F/3/252, OIOC.

⁶³⁴ Oriental Bank to Treasury, 14 February 1856, no. 2680, T1/6009A, TBP.

⁶³⁵ SarDesai *British Trade and Expansion in Southeast Asia*, pp. 23-67; Carl A. Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy: A Study of the Asian Opium Trade 1750-1950*, London: Routledge, 1999.

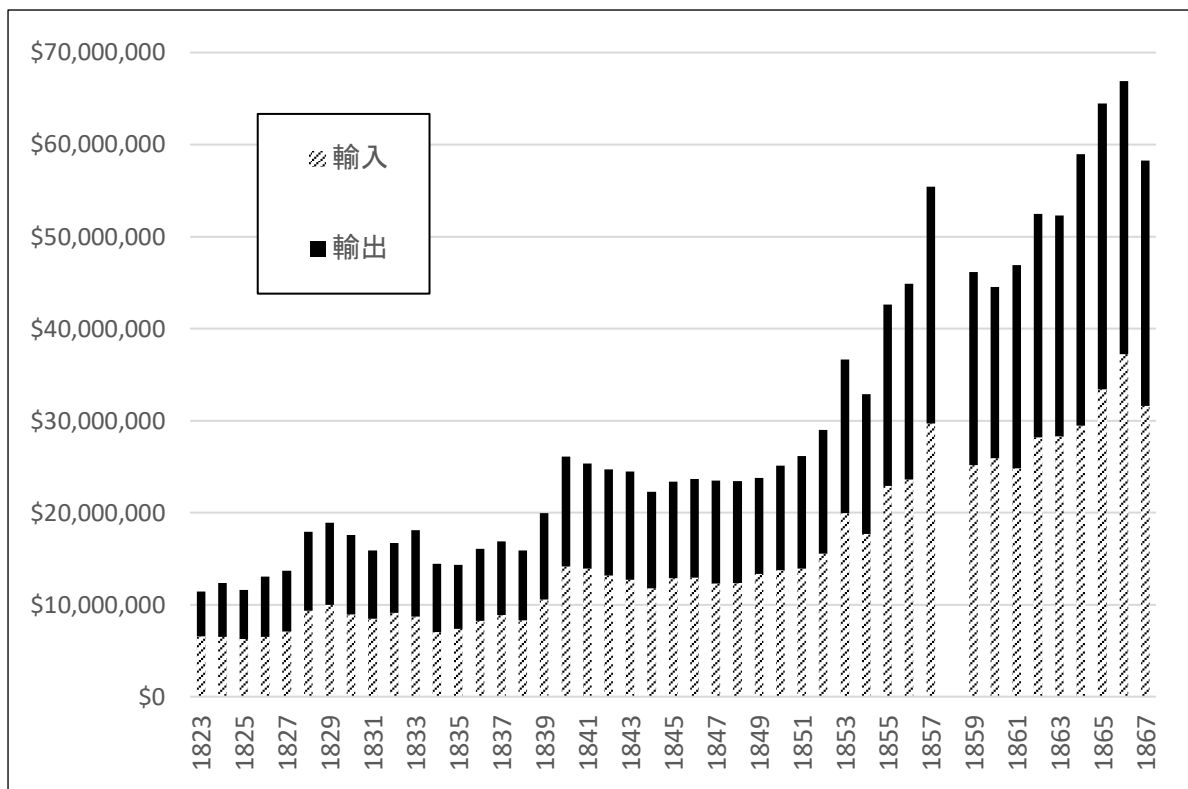


図 8-3 シンガポール貿易の推移 (1824-69年)

出典：Wong Lin Ken, “Singapore: its growth as an entrepot port, 1819-1941”, *Journal of Southeast Asian Studies*, vol. 9 (1978), p. 57.

1859年6月、ウィッグの第二次パーマストン政権が樹立し、その植民地担当大臣にニューカッスルが就いた。彼は、現在の海峡植民地がインド政庁に統治されている以上、オリエンタル銀行のシンガポール業務の拡充要求はインド当局の判断に任されるという半面で、海峡植民地の植民地省への移管後には、同銀行が銀行券の発行を禁じられる理由はないと考えていた⁶³⁶。ニューカッスルは前任のリットンとは正反対に、銀行の発券業務に対してかなり寛容的であった。彼の見解は、実際のところ、大蔵省の考えをも変えさせる効力をもった。なぜなら、インド省でも植民地省でも、オリエンタル銀行のシンガポールでの発券業務を反対する見解が一切存在しなくなったからである。こうして、大蔵省はオリエンタル銀行にシンガポールでの発券業務を認可する権原証書を発行することを決め、同銀行にも伝えた⁶³⁷。ただし、大蔵省は、オリエンタル銀行の支店業務は植民地現地で施行される法律に準じて遂行されなければならないという条件に、こだわり続けたのである。植民地大臣のニューカッスルはこの大蔵省の対応に非常に高い関心をもって、大蔵省に伝えた⁶³⁸。

こうしたなか、1859年7月、ガスリー商会を筆頭とするシンガポール商人・商会（50社）は、シンガポールでのオリエンタル銀行の試みを支持し、大蔵省にそれを承認するよう求める請願書を提出した。その署名者のほとんどはシンガポール商業会議所（会頭は前述のグリーンシールド）に所属する有力商会であり、老舗のアレクサンダー・ジョンストン商会（A. L. Johnston Co. : 1819年創業）、ジョン・パーヴィス商会（John Purvis Co. : 1822年広州から移転）、ボウステッド商会（Boustead Co. : 1827年創業）、ダルメイダ商会（D’Almeida & Sons : ポルトガル系商会で1825年

⁶³⁶ Herman Merivale, Colonial Office, to Treasury, 28th June 1859, no. 10459, T1/6219A, TBP.

⁶³⁷ Memo by Hamilton, Treasury, 5th July 1859, no. 10459, T1/6219A, TBP.

⁶³⁸ Merivale to Hamilton, 1st August 1859, no. 12345, T1/6219A, TBP.

にマカオから移転) や新興の P&O 汽船会社やボルネオ会社 (Borneo Company Ltd. : 1856 年ロンドンで創業) をはじめとするヨーロッパ系商会に加えて、多くのアジア系住民 (アラブ商人、パールシー商人、華人) もこの請願書に署名した。

この請願の背景には、インドの諸管区銀行はシンガポールには支店を設けず、さらにいえば、そこでは通常の貿易取引にとって最も不便な銀通貨 (すなわちルピー) が流通していたという状況があった。シンガポールでの円滑な商取引を実現するためには、巨大な資本を有するオリエンタル銀行による為替取引とそれに伴う銀行券の発行業務が不可欠であると考えられたのである。他方、オリエンタル銀行シンガポール店支配人は海峡植民地総督に宛てて銀行券の発行権を求める請願書を送り、インド総督から好意的な見解を引き出すように海峡植民地総督のガベナーに協力を呼びかけた⁶³⁹。

それに応えたガベナーは、シンガポール商業会議所とオリエンタル銀行が同銀行のシンガポールでの発券許可とそれへのインド政庁の同意と支持を懇願していることを、インド総督のカニングへ伝えた。カベナーの前任者であったブランデルは短気で頑固な性格も影響し、海峡植民地住民の意見をほとんど無視する言動をとることが多く、シンガポールでは非常に不人気であった。そのうえ、彼はインド当局が推進する海峡植民地の移管計画にはむしろ極めて消極的姿勢を示してきた⁶⁴⁰。ブランデルへの反感の強さも反映し、その後任のカベナーはヨーロッパ人社会から期待を持って迎えられ、8 年間のシンガポール勤務を通して、インド政庁に任命された海峡植民地総督のなかで最も人気があり成功した総督と評された⁶⁴¹。この時期における総督の交代は、シンガポール商業利害の野心と情熱をさらに高めたと容易に想像できるであろう⁶⁴²。

しかし、このカベナーの懇願に対して、インド政庁の反応は厳しいものであった。1860 年 3 月、インド政庁総督参事会委員 3 名は、大蔵省発行の権原証書に含まれる規制緩和によって認可されたオリエンタル銀行シンガポール店の発券業務に反対する旨を、インド担当大臣のウッドに主張している。彼らの理由は、インド政庁以外の機関による紙幣の発行を禁ずる法案 (後に 1861 年インド紙幣法として制定) が審議されていたからであった。海峡植民地がインド支配体制下にある限り、シンガポールの商業界の要求に応諾するのは推奨できないということであった⁶⁴³。海峡植民地をインド政庁の「紙幣発行の循環 (Circle of Issue)」に組み込むかどうかは、インド省でも十分に検討する価値があるろうと、インド総督は主張した。これに対するインド省の見解は、本国政府で海峡植民地移管問題が目下のところ審議されており、オリエンタル銀行の発券業務に関するシンガポール商業界からの要望についての所見を述べることを差し控えるという曖昧なものであった⁶⁴⁴。

第 4 節 チャータード銀行とマーカントイル銀行

シンガポール店の業務拡充

オリエンタル銀行シンガポール「支店」の開設は、大蔵省による権原証書の発行も伴って、他の銀行の陳情活動に拍車をかけた。1860 年 3 月、通商局は、シンガポール支店の設立を認可する追補特許状の付与を求めるチャータード銀行取締役会からの請願書の提出を、大蔵省へ伝えた⁶⁴⁵。1853 年 12 月末に国王特許状が付与されたチャータード銀行は、払込資本金 (644,000 ポンド) の

⁶³⁹ Guthrie & Co., and several others to Treasury, 30 July 1859, L/F/3/252, OIOC; Macneil to Cavenagh, 3 August 1859, L/F/3/252, OIOC.

⁶⁴⁰ Turnbull, *The Straits Settlements*, pp. 351-357.

⁶⁴¹ Turnbull, *The Straits Settlements*, pp. 358-359.

⁶⁴² Cavenagh to Secretary to Government of India, 5 August 1859, L/F/3/252, OIOC; Cavenagh to Secretary to Government of India, 13 June 1859, *P. P.*, 1862, vol. II, p. 597.

⁶⁴³ Outram, Frere, Wilson to Wood, 28 March 1860, no. 72, L/F/3/254, OIOC.

⁶⁴⁴ India Office to Indian Government, 31st July 1860, no. 116, L/F/3/691, OIOC.

⁶⁴⁵ Board of Trade to Treasury, 29th March 1860, no. 486, BT/1/552, Board of Trade General In-letters and Files, National Archives, Kew (以下、BTGIF と略記); この請願書は 1860 年 3 月 20 日に通商局に提出された。Chartered Bank to Board of Trade, 20th March 1860, no. 5363, T/1/6245B, TBP.

不足とインド大反乱により営業開始を延期していたが、資本金半額の払込でようやく 1858 年 2 月末より開業した。チャータード銀行シンガポール店は「出張所」として、1859 年 2 月に開設された⁶⁴⁶。ただし、国王特許状の規定により、その資本金の全額払込は開業日より 2 年以内に完了しなければならず、これが完了し、大蔵省に承認されたのが開業からちょうど 2 年後の 1860 年 2 月であった⁶⁴⁷。資本金全額の払込完了をもってして、チャータード銀行のシンガポール業務拡充が請求されたのである。

マーカンタイル銀行は、シンガポールならびにペナンの「出張所」を「支店」に格上げし、両地での銀行券の発行業務の承認を大蔵省へ請願した⁶⁴⁸。同銀行は 1853 年にボンベイで発足した **Mercantile Bank of Bombay** という非特許民間銀行に起源をもち、1857 年に国王特許状を取得してロンドンに本店を置くマーカンタイル銀行として営業を継続した⁶⁴⁹。同年より取締役役に就き、1862 年から約 20 年にわたって頭取を務めるジョージ・ガーデン・ニコルは、それ以前はシンガポール大手老舗商会のハミルトン・グレイ商会で勤務していた。ニコルは 1850 年にはシンガポール商業会議所会頭にも就き、彼の名はロンドン商業界でもよく知られていた⁶⁵⁰。マーカンタイル銀行の東南アジアコネクションの強さは、ニコルの存在に負うところ大であった。

マーカンタイル銀行は、それ前年にも植民地省の管轄にあるモーリシャスとセイロンにおける発券特権を大蔵省に申請するという経験をもっていた⁶⁵¹。第一次産品輸出経済の拡大ゆえに通貨不足に苦しむ両植民地には、すでにオリエンタル銀行が進出していた。モーリシャスでは、植民地政庁が発行する政府紙幣システムが帝国で唯一確立していたがゆえに、マーカンタイル銀行の請求はオリエンタル銀行と同様に認められることはなかった。大蔵省下級（財務担当）秘書官のウィルソン（在任 1853-58 年）は、モーリシャスにおいて、常に本国からの大量の通貨供給とリスク管理を必要とする政府紙幣発行を止め、ロンドン金融市場から多額の資本を調達できる民間株式銀行（具体的にはオリエンタル銀行）の銀行券発行への切り替えを本格的に計画した。小規模な植民地政庁の脆弱な財政基盤では、銀貨に兌換可能な政府紙幣の発行は財政負担をむしろ重くするだけであった。しかし、民間銀行への不信感をもつ現地モーリシャスの政府や貿易商人たちの激しい抵抗によって、既存の政府紙幣システムは継続させざるをえなくなった⁶⁵²。

それとは対照的に、セイロンでは、政府紙幣は政府財政の負担増と現地商人のインド・ルピーへの選好性の高さによって廃止され、オリエンタル銀行と同様に、マーカンタイル銀行にも発券業務が認められた。1859 年 1 月に、セイロン政庁はマーカンタイル銀行の銀行券発行の開始を公示し、植民地省にも報告した⁶⁵³。このような経験に基づき、これらの諸銀行の関心は植民地省への移管計画にある海峡植民地へ向けられていたと思われる。

このマーカンタイル銀行の事案に関して大蔵省は、植民地大臣とインド大臣の承認をもってオリエンタル銀行へ付与されたシンガポールでの発券特権は、マーカンタイル銀行にも付与される

⁶⁴⁶ 石井寛治「イギリス植民地銀行群の再編—1870・80年代の日本・中国を中心に—」『経済学論集（東京大学）』第 48 巻第 1 号（1978 年）、44-45 頁。

⁶⁴⁷ Treasury to Chartered Bank, 10th February 1860, no. 2624, T/1/6245B, TBP.

⁶⁴⁸ William Howard, Chairman of Mercantile Bank, to Lords Commissioners of HM's Treasury, 14th February 1860, no. 2061, T/1/6245B, TBP.

⁶⁴⁹ Stuart Muirhead, *Crisis Banking in the East: the History of the Chartered Mercantile Bank of India, London and China, 1853-93*, Aldershot: Scolar Press, 1996, pp. 20-67.

⁶⁵⁰ Roderick MacLean, *A Pattern of Change: The Singapore International Chamber of Commerce from 1837*, Singapore: Singapore International Chamber of Commerce, 2000, p. 208.

⁶⁵¹ Hamilton to Howard, 12th April 1859, no. 7576, T/1/6291A, TBP; Merivale to Hamilton, 17th March 1859, no. 4581, T/1/6219A, TBP.

⁶⁵² 本山美彦「植民地幣制の起点 the Treasury Minute of 1825, について（下）」—世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—『経済論叢』第 121 巻第 1・2 号（1978 年）、18 頁; Nelson, “The Gold Standard in Mauritius and the Straits Settlements between 1850 and 1914”, pp. 49-52.

⁶⁵³ Ceylon Government Gazette, 8th January 1859, no. 4581, T/1/6219A, TBP; H. G. Ward, Governor of Ceylon, to E. Bulwer Lytton, Colonial Office, 24th January 1859, no. 4581, T/1/6219A, TBP.

点には意義はないが、そのペナン店にも適用するかどうか、再びインド大臣に問い合わせた⁶⁵⁴。インド大臣のウッズの考えは、植民地省への海峡植民地移管の議論が終了しだい、植民地大臣によって満足のいく結論が出されるであろうというものであった⁶⁵⁵。それを受け取った大蔵省のハミルトンは、同じ事案に関する見解を植民地大臣のニューカッスルへ問い合わせた⁶⁵⁶。一方のニューカッスルはウッズの意見に同意しており、マーカンタイル銀行のシンガポール店とペナン店の業務拡充に関する一般的見解は海峡植民地の移管後に表明されるのが適当であると考えていた。ただし、前述したように、もし両植民地において同銀行が支店の設立を望む場合、その支配領域で適用される現行の銀行法に遵守し、かつ発券業務を行なわないのであれば、そのことに特に反対する理由はないというのがニューカッスルの考えであった⁶⁵⁷。

チャータード銀行とマーカンタイル銀行の海峡植民地業務拡充に関して、1860年5月以降、大蔵省を中心にした政府省庁間で交わされる議論から一つの方向性が徐々にみえてきた。大蔵省が最も懸念したのは、本国政府がオリエンタル銀行に発券特権の独占権を付与したという反自由貿易主義的印象を植え付けてしまう点であった。大蔵大臣のグラッドストーンは本格的な自由貿易政策を推進し、たとえばリチャード・コブデンをナポレオン3世との自由貿易交渉の特使としてパリに送り、1860年1月に英仏通商条約の締結に成功したばかりであった⁶⁵⁸。同省終身秘書官補のハミルトンは、海峡植民地移管前にはチャータード銀行の追補特許状を審議したくないニューカッスルの意見をどうにかして引き出し、反独占主義的観点から他の銀行への特権付与を実現したかったのである。そのためにハミルトンは、「銀行が要求する諸特権がすべての植民地に適用されることはない」という条件を付けて、ニューカッスルの見解を問い合わせた⁶⁵⁹。

ニューカッスルは、2つの銀行問題に関して、将来における海峡植民地政庁の自由行動（その特権の修正または剥奪処置）とインド大臣の事前承認が現時点で保障されるならば、両銀行支店への特権付与に反対しなかった。しかし、海峡植民地における通貨事情や銀行券の適正発行量に関する公式情報が欠如しているために具体的な意見を提供できないことも、ニューカッスルは主張する。そして、彼は、上記のハミルトンがさりげなく指摘した「すべての植民地に…」という文言に注目し、実は喜望峰以東で「インド以外のすべてのイギリス植民地または領土」がチャータード銀行の店舗設立の対象となっていると、ニューカッスルはハミルトンの誤解を指摘する。そのうえで、ニューカッスルがあくまでもこだわった点は、銀行が要求する特権の付与には植民地大臣や植民地政庁の同意を必須とするという手続きであった⁶⁶⁰。

大蔵省のハミルトンは、チャータード銀行とマーカンタイル銀行からの請願に関してインド担当大臣のウッズの見解を得るべく、インド省へ問い合わせた⁶⁶¹。大蔵省の考えは、オリエンタル銀行にシンガポールでの紙幣発行業の独占を許すのは得策ではないということと、同銀行と同じ条件（大蔵省からの別の権原証書の必要性）を課す形で、両銀行にもシンガポール「支店」の設立を承認してはどうかという考えであった。ハミルトンはニューカッスルの指摘（両銀行が要求する支店設立の場所の微妙な違い）を受け、両銀行の問題をシンガポールに限定する内容で、インド省への書簡を作成している。つまり、マーカンタイル銀行が要求するペナンでの銀行特権は、この時点では議論の対象外にされたのである。

それから約一ヵ月後、ウッズの見解がハミルトンに伝えられた⁶⁶²。ウッズは、海峡植民地の統

⁶⁵⁴ Hamilton, Treasury, to G. R. Clerk, India Office, 22nd February 1860, no. 2061, T/1/6245B, TBP.

⁶⁵⁵ Melvill, India Office, to Hamilton, 17th March 1860, no. 2061, T/1/6245B, TBP.

⁶⁵⁶ Hamilton to Merivale, 29th March 1860, no. 2061, T/1/6245B, TBP.

⁶⁵⁷ T. Fred. Elliot, Colonial Office, to Hamilton, 28th April 1860, no. 2061, T/1/6245B, TBP.

⁶⁵⁸ Howe, *Free Trade and Liberal England*, pp. 92-105.

⁶⁵⁹ Hamilton, Fred. Rogers, Under-Secretary of Colonial Office, 25th May 1860, no. 2061, T/1/6245B, TBP.

⁶⁶⁰ Rogers to Hamilton, 29th June 1860, no. 2061, T/1/6245B, TBP.

⁶⁶¹ Hamilton to Melvill, 26 July 1860, no. 7421, L/F/2/242, OIOC.

⁶⁶² Melvill to Hamilton, 22 August 1860, no. 7421, L/F/2/242, OIOC. マーカンタイル銀行側は大蔵省がこのシンガポール問題に対する大蔵省の好意的見解を知らされていたので、できるだけ早くインド省の決定を得られるように懇願していた。Clarke & Morice, Solicitor to Mercantile Bank, to Secretary of the Council for India, 16th

治体制に関する議論が決着するまで、そこでの銀行特権の付与申請についての審議も先送りすべきと考えていたが、オリエンタル銀行に付与された同じシンガポール業務の特権は他の銀行にも付与されるのが妥当であるという大蔵省の見方を否定する理由もなかった。

大蔵省はインド省からの書簡を植民地省に転送し、オリエンタル銀行と同じ条件に基づいてチャータード銀行とマーカントイル銀行のシンガポール「支店」の開設を承認する意向を伝えた⁶⁶³。その際、以下の点を確認した。

- チャータード銀行が提出した補遺特許状に関して、その内容を海峡植民地、ならびに喜望峰以東でインド以外の場所における銀行支店の設立が可能となるように修正する。その特許状が女王より付与された後、大蔵省はそのシンガポール支店の開設を承認する権原証書を発行する。シンガポール以外での支店の設立は、植民地担当大臣との事前協議なしには認められることはない。
- マーカントイル銀行に対しては、シンガポールでの支店の設立を承認し、ペナンでの銀行特権を除外する権原証書を発行する。

1860 年末、大蔵省は、通商局へチャータード銀行の補遺特許状を送付した⁶⁶⁴。

1861 年 1 月 1 日、通商局は枢密院にこの特許状の修正と付与を推薦し、枢密院事務官のエドモンド・ハリソンは次に法務長官・次官にその特許状の内容の精査と修正を依頼した。法務長官のリチャード・ベセルは、会社定款や規則等を無視して補遺特許状の条項を修正するような権限は君主にはないと忠告した⁶⁶⁵。なぜなら、定款というものは会社株主の財産であり、株主相互の契約書でもあるゆえに、株主全員の同意がない限り、君主がそれを取り消し・修正することは許されないからであった。定款に含まれる目的を目指した株主総会等の決議が遂行されるなかで、この補遺特許状が申請されていることが示されなければならない。これが法務長官・次官の判断であった。枢密院は通商局に対して、法務長官・次官からの報告書に基づいて、チャータード銀行の補遺特許状の問題は通商局からのさらなる情報を受けるまで先送りにすると伝えた⁶⁶⁶。これらのハリソンからの書簡や法務長官・次官の報告書が、通商局から大蔵省へ転送された⁶⁶⁷。

大蔵省のハミルトンは法務長官・次官の見解をチャータード銀行顧問弁護士へ伝え、銀行幹部と協力して補遺特許状の内容を検討・修正することを提案した。これに応えたチャータード銀行側から送られてきた臨時株主総会の議事録（3 月 28 日付）、ならびに補遺特許状草稿の完成と最終的承認を報告する銀行顧問弁護士からの書簡（5 月 18 日付）が大蔵省に届けられ、すぐに通商局へ転送された⁶⁶⁸。こうして、チャータード銀行シンガポール「支店」の開設を含んだ補遺特許状の修正草稿が通商局を通じて枢密院へ送られ、ヴィクトリア女王によってその付与が承認されるように準備されたのである⁶⁶⁹。

August 1860, no. 7963, L/F/2/243, OIOC.

⁶⁶³ Hamilton to Colonial Office, 17th October 1860, no. 2061, T/1/6245B, TBP.

⁶⁶⁴ Hamilton to Board of Trade, 28th December 1860, no. 2061, T/1/6245B, TBP.

⁶⁶⁵ Richard Bethell and William Atherton, Law Officers of Crown, to Edmund Harrison, Privy Council Office, 15th January 1861, no. 486, BT/1/552, BTGIF.

⁶⁶⁶ Harrison to James Booth, Secretary of Board of Trade, 21st January 1861, no. 486, BT/1/552, BTGIF.

⁶⁶⁷ Booth to Hamilton, 24th January 1861, no. 486, BT/1/552, Board of Trade, NA.

⁶⁶⁸ Laine & Peachey Fresovicks Hace, Solicitor to Chartered Bank, to Hamilton, 18th May 1861; Minutes of an Extraordinary General Meeting of Shareholders, 28th March 1861; Hamilton to Booth, 28th May 1861, all in no. 486, BT/1/552, BTGIF. ちなみに、株主総会での決議事項には、「既存の出張所の代わりに、イギリス君主が課すべきと考えた規制のもとで通常の銀行取引を行ない、持参人払いの紙幣もシンガポール島、ならびにその周辺のイギリス植民地で発行・流通・再発行しようとする目的で、シンガポールにおける銀行支店の設立がチャータード銀行に認められる補遺特許状」とある。

⁶⁶⁹ Booth to Harrison, 3rd June 1861, no. 486, BT/1/552, BTGIF.

マーカンタイル銀行のペナン進出

1861年1月、マーカンタイル銀行シンガポール支店長のジェームズ・ダビットソンは、ペナン店の「支店」格上げ要求が却下されたことを海峡植民地総督のカベナーへ抗議の意味を込めて知らせた。彼の推察によると、その却下の理由は、海峡植民地移管問題の決着まで銀行問題の審議を先送りすべしというインド大臣のウッズの消極的見解であった。ダビットソンは、マーカンタイル銀行がペナンに店舗を持つ唯一の銀行であるという事実を強調し、「自らにかなりの犠牲を負いながらも社会へ大きな利益をもたらしている」と力説した⁶⁷⁰。彼は、シンガポール店と同様に、ペナン店での銀行券の発行が政府に承認されるようにカベナーへ改めて懇願するのであった。

他方、カベナーの考えはマーカンタイル銀行からの訴えに好意的であった。彼は、貨幣に関する法案（前述したインド紙幣法）の内容が海峡植民地を除外している点を挙げ、マーカンタイル銀行ペナン店の発券業務を奨励することをインド政庁へ示した。インド政庁はそのことをインド省へ伝えた⁶⁷¹。さらに、ロンドンのマーカンタイル銀行取締役会からも、銀行顧問弁護士を通して、ペナンでの発行業務の認可がインド省へ懇願された⁶⁷²。

これとまさに同時期、前述のシンガポール商業会議所やクロフォードとともに、ガスリー、フレザー、ボウスデッド、サイモンといったロンドン商人たちが、海峡植民地の移管問題に関してインド政庁の支配を批判する内容の書簡を、一斉に議会に提出していた⁶⁷³。シンガポールまたはペナンで長年ビジネスを行ってきたガスリーらは、帰国後、ロンドンで海峡植民地の商業機関と取引する代理商を経営していた。彼らの訴えのなかで興味深いのは、東南アジア域内ならびに中国との交易活動を容易にするドルの流通圏としての海峡植民地の独自性を指摘した点にある。この点は、1850年代半ばから続けられた主張で、たとえば1855年6月、彼らの多くが所属したロンドン東インド・中国協会によるインド政庁の通貨政策への反対論に見られる⁶⁷⁴。彼らの言い分はこうであった。

スペインドルは東南アジアでの共通通貨としてすべての取引に使用されていた。それは中国でも同じで、海峡植民地もその例外ではない。もし海峡植民地にインド・ルピーを法定通貨として導入すると、たとえばルピーとドルそれぞれの需要と供給の諸条件が相互に作用しあい、両通貨の固定交換レートの維持が困難となる。その上、シンガポールに生産物を持ってやってくるアジア系商人は、基本的にルピーでの支払いを受けない。それらの諸結果、銀での支払いが必要なすべての商取引で大きな混乱と損失が生じ、海峡植民地貿易にかなりの悪影響を与えるにちがいない、と。海峡植民地貿易に絡むロンドン商人たちにとっても、その貿易構造の特徴に適した通貨制度の再建は最大の関心事であり、インド支配に干渉されない別政府の設置とともに、新たな銀行機関の進出にも大きな期待が寄せられていたことは間違いない。

マーカンタイル銀行のペナン問題に関して、ウッズの考えはその決定を大蔵省に任せるという極めてシンプルなものであった⁶⁷⁵。前述したように、インド大反乱後の英領インドの財政状況の建て直しと統治体制の再建が彼にとって緊急の課題であり、植民地省への移管が検討されていた海峡植民地問題の優先順位は極めて低かった。ウッズからこのペナン問題の決定を丸投げされた大蔵省のハミルトンではあったが、これまでの経緯を考慮し、やはり同問題をウッズの同意なし

⁶⁷⁰ Davidson to Cavenagh, 22 January 1861, no. 41, L/F/3/257, OIOC; Indian Government to Charles Wood, 14th March 1861, no. 41, L/F/3/257, OIOC.

⁶⁷¹ Cavenagh to C. H. Lushington, Secretary to Government of India, 2 February 1861, no. 41, L/F/3/257, OIOC; Lushington to Cavenagh, 14th March 1861, no. 41, L/F/3/257, OIOC.

⁶⁷² Clark & Morice, Solicitor to Mercantile Bank, to Secretary of Finance Committee to India Office, 17 April 1861, no. 548, L/F/2/249, OIOC.

⁶⁷³ Memorandum by Singapore Chamber of Commerce, April 1861, *P. P.*, 1862, vol. II, pp. 621-624; Memorandum by John Crawford, April 1861, *P. P.*, 1862, vol. II, pp. 625-635; Guthrie and others to Colonial Office, 20 April 1861, *P. P.*, 1862, vol. II, pp. 635-651.

⁶⁷⁴ London East India & China Association to East India House, 12 June 1855, no. 107, L/F/2/182, OIOC.

⁶⁷⁵ De Grey & Ripon, India Office, to Clark & Morice, 26th April 1861, no. 189, CO/273/5, Colonial Office: Straits Settlements Original Correspondence, National Archives, Kew (以下、SSOCと略記), p. 367.

に処理することを躊躇するのだった。ハミルトンの考えを知ったウッドは、マーカンタイル銀行の要求に異議はないとの旨を大蔵省へ伝えた。ただし、その決定は海峡植民地の植民地省への移管問題に関わるゆえ、植民地省への問い合わせが必要であることも付け加えられた⁶⁷⁶。こうして、1861年8月26日、首相（第一大蔵卿）でのパーマストンや大蔵大臣（第二大蔵卿）のグラッドストーンを含む大蔵卿評議委員会は権原証書を発行し、マーカンタイル銀行のペナン支店の設立を承認した。

しかし、この大蔵省の決定に異議を唱えたのが、インド政庁であった。海峡植民地を管轄するインド政庁は、シンガポールやペナンでの銀行券発行に関する大蔵省からの事前の問い合わせがないことへの戸惑いと不満を、ウッドへ訴えた。インド政庁は、「インド紙幣法を海峡植民地に拡大するかどうかを決定できるように、海峡植民地統治の移管問題と照合させながら、インド省が適切と考える手順が踏まれる」ことをただ願うばかりであった⁶⁷⁷。インド政庁秘書官のルシントンは、それと同じ内容の書簡を海峡植民地総督のカベナーにも送り、インド大臣への問い合わせの必要性を伝えた⁶⁷⁸。マーカンタイル銀行からの要望に好意的であったカベナーだったが、ちょうどペナンで起きた紙幣偽造事件を挙げ、インド政庁が安全性を確認するまで紙幣の流通を許すべきでないと考えようになっていた⁶⁷⁹。

インド省政務次官のトマス・G・ベアリング（後のインド総督のノースブルック）はインド政庁からの書簡を大蔵省へ転送したが、「インド担当大臣の事前同意なしに、この問題を処理しないように非常に注意を払った」という返答を得るのみであった⁶⁸⁰。大蔵省側にとって、すでにしかるべき手続きを経て決着した事案なのであった。インド省は、1861年インド紙幣法の適用範囲を海峡植民地まで拡大し、この問題に介入できる立場に置かれているのはインド政庁であるとし、その決定をそれに委ねた。インド政庁の介入はなかったと思われ、植民地省への移管（1867年）以降も、海峡植民地ではイースタン・バンクの銀行券発行を禁止する法律が制定されることはなかった。

こうして、マーカンタイル銀行は、正式にシンガポールとペナンでの「支店」の設立を承認され、独自の銀行券を発行することができるようになった。それを示しているのが、1860年代前半におけるマーカンタイル銀行シンガポール店・ペナン店の貸借対照表（表8-4）である。前述したように、インド各管区では同銀行は銀行券の発行業務を認められなかったゆえに、そのインド各店では銀行券の発行はなかった。最も発行額の大きかったのは香港店であり、それにコロンボ店が続いた。マーカンタイル銀行のシンガポールとペナンでの銀行券の発行は、1861年末の貸借対照表において初出する。大蔵省の権原証書が付与された直後から、同銀行は銀行券を発行していたことになる。1861年から1865年までのシンガポール店やペナン店の発行総額は、コロンボ店やカンディー店のそれに匹敵するほどで、1870年になると大きく上回っていた。特にペナン店での発行額の増大は顕著であり、同地での銀行取引の拡大のみならず、ペナン経済そのものの成長をも反映していると思われる。

⁶⁷⁶ Hamilton to India Office, 8 June 1861, no. 862, L/F/2/250, OIOC; Lipon to Treasury, 29 June 1861, no. 862, L/F/2/250, OIOC.

⁶⁷⁷ Government of India to Wood, 28 November 1861, no. 201, L/F/3/256, OIOC.

⁶⁷⁸ Lushington to Cavenagh, 28th November 1861, no. 201, CO/273/5, SSOC, pp. 341-342.

⁶⁷⁹ Cavenagh to Lushington, 19th October 1861, no. 189, CO/279/5, SSOC, pp. 338-339. カベナーは、すでにマーカンタイル銀行シンガポール店のダビッドソンから大蔵省の決定について報告を受けていた。Davidson to Cavenagh, 19th October 1861, no. 201, CO/273/5, SSOC, pp. 338-340.

⁶⁸⁰ Thomas G. Baring, Under-Secretary of State for India Office to F. Peel, Junior (Financial) Secretary to Treasury, 17th March 1862, no. 336, L/F/2/258, OIOC; Peel to Baring, 3rd April 1862, no. 402, L/F/2/258, OIOC.

表8-4 マーカンタイル銀行各支店の銀行券発行額

	1859年	1860年	1861年	1863年	1865年	1870年
ボンベイ	£0	£0	£0	£0	£0	£0
カルカッタ	£0	£0	£0	£0	£0	£0
マドラス	£0	£0	£0	£0	£0	£0
コロombo	£23,016	£31,122	£26,147	£63,239	£65,851	£47,635
カンディー	£5,766	£10,404	£10,556	£18,598	£16,356	£18,618
モーリシャス	£0	£0	£0	£0	£0	閉鎖(1866年)
シンガポール	£0	£0	£25,755	£40,722	£46,607	£53,372
ペナン	£0	£0	£9,006	£38,395	£41,387	£42,334
香港	£77,388	£111,336	£146,446	£170,718	£111,206	£127,490
上海	£4,416	£22,078	£15,747	£26,856	£29,740	£15,631

注：各年12月31日時点の貸借対照表。

出典：Statements of General Balance, MBH 2368, Chartered Mercantile Bank of India, London and China Archives, HSBC Group Archives.

さらに、1862年でのシンガポール商業会議所の構成メンバー（表8-5）をみると、オリエンタル銀行、チャータード銀行、そしてマーカンタイル銀行が、ジョンストン商会やガスリー商会のようなヨーロッパ系老舗商会やP&O汽船会社のような新興船会社とともに、同商業会議所に加盟していることがわかる。ロンドンに本店を置くイースタン・バンクの存在と金融的役割が、本国社会・経済の動向との密接なつながりを強く志向するシンガポールのヨーロッパ人社会に受け入れられたことを示すものであろう。

表8-5 シンガポール商業会議所メンバー（1862年）

商社	J. d' Almeida & Sons	Rautenberg, Schmidt & Co.	Hinnekindt Freres & L. Cateaux
	Behn, Meyer & Co.	Shaw, Walker & Co.	Wm. Macdonald & Co.
	Busing, Schroder & Co.	Wm. Spottiswoode & Co.	Maclaine, Fraser & Co.
	Cumming, Beaver & Co.	Zapp, Rittershaus & Co.	Middleton, Harrison & Co.
	Hamilton, Gray & Co.	Geo. Armstrong & Co.	Puttfarcken, Rheiner & Co.
	A. L. Johnston & Co.	The Borneo Co., Ltd.	Reme, Leveson & Co.
	Martin, Dyce & Co.	B. H. Cama & Co.	Smith, Bell & Co.
	Paterson, Simons & Co.	Guthrie & Co.	Syme & Co.
銀行	The Oriental Banking Corporation.		
	The Chartered Bank of India, Australia and China.		
	The Chartered Mercantile Bank of India, London and China.		
その他	The Peninsular & Oriental. Steam Navigation Company		
	Byramjee Pestonjee, Esq.		

出典：Walter Makepeace, Gilbert E. Brooke and Roland St. J. Braddell, general editors, with an introduction by C. M. Turnbull, *One hundred years of Singapore*, 2 vols., Singapore, 1991, pp. 35-36.

第5節 小括

イースタン・バンク群はロンドン、インド、あるいは香港で登場して、1870年までにはイギリス「公式帝国」の境界線を超えた地域にまで支店網を拡げるほどに着実に成長した。その拡張の推進力となったのが、アジア貿易の発展であった。その貿易に金融を付けたイースタン・バンクの主要なビジネスは、ロンドン・シティと直結しながらダイナミックに展開された。

アジア貿易の拡大と深化は、EIC とイギリス私商人たちによって南アジアから東南アジアにかけて構築された「旧植民地体制」の解体を誘発する地殻変動であった。シンガポールのヨーロッパ系商人たちは、植民地省が管轄する王冠植民地になるべく、海峡植民地の脱「旧植民地体制」運動を起こした。彼らは、その商業的利益を無視するインド政庁の支配政策を特に嫌い、イギリス本国、特にロンドンとの商業的・社会的・政治的なつながりをそれまで以上に重視するようになった。植民地現地の商業的衝動は、ロンドンに本店を置くイースタン・バンクがその進出先にしっかり定着し、その業務の拡充を可能にさせる重要な社会的条件なのであった。

しかしそうはいつでも、イースタン・バンクの初期活動は、EIC の支配体制や政府内政策論争に影響される「よちよち歩き」の状態であった。EIC の支配領域では、イースタン・バンクの業務は為替・預金・送金業務に限定され、実際には銀行独自の銀行券の発行が固く禁じられる「出張所」という形でしかその営業が許されなかった。それは管区銀行の発券業務とインド政庁の本国送金業務を保護するためであった。インド政策における EIC の存在感は強大であり、インド監督局の支援もあった。政府内部ではイースタン・バンクの役割を重視する大蔵省がインド監督局と対立しており、両者の政策論争がイースタン・バンク問題の決着に大きく関係していた。こうした銀行業務への政策的規制は、EIC の解散以降、緩和・廃止されるどころか、さらに強化された。

直轄植民地となった英領インドでは、財政収入を増大させるための経済政策がインド政庁の主導で推し進められるなかで、管区銀行からの銀行券発行権の剥奪やイースタン・バンクのインド業務の大幅な制限が実践された。銀行業に関するインド法が海峡植民地に適用されなかったことや海峡植民地の移管に積極的であったインド総督の見解等は、大反乱後のインド支配の再建に集中しなければならないインド政庁の必要性を反映していた。こうした事実が、順風満帆にみえるイースタン・バンクのビジネス計画が思い通りに達成されることはなかったことを物語る。

英領インドでのビジネス拡充に失敗した「よちよち歩き」のイースタン・バンク群にとって、とりわけ EIC 解散後の海峡植民地は極めて重要なフィールドとなった。その理由として、インド政庁はすでに海峡植民地統治には無関心であり、海峡植民地にまで銀行業の法的規制範囲を拡げる意思はなかったことも挙げられるが、「旧植民地体制」に対する不満と疑念をもったシンガポール商業界がロンドン銀行の誘致に積極的であったというビジネス環境こそ、イースタン・バンクにとって海峡植民地最大の魅力であった。ロンドン商業界との密接な協力・連携体制を築くシンガポール商業会議所からの強い支持は、生まれたての新興勢力にすぎないイースタン・バンク群の要求に説得力を持たせ、本国政府やインド政庁との交渉を有利に進めるには決定的であったといえる。

イースタン・バンク群のシンガポール・ペナン進出は、通貨の不足と混乱にあった海峡植民地へロンドン金融市場から豊富な資金を供給することを可能にし、特にシンガポールの国際的かつ地域的役割をさらに高めることに貢献したといえよう。イースタン・バンクの東南アジア事業は、海峡植民地がインド支配の束縛から解放されるという帝国体制の再編期に急速に発展し、1870 年代後半に厳しくなった銀行経営の拠り所になっていった。

かくして、海峡植民地支配体制を変動させる帝国大擾乱の励起源は、第一に英領インド支配体制の転換と強化、第二に、脱インド支配を長年切望してきたシンガポール植民地社会の強い自己主張、そして第三には、長年の帝国金融構想を掲げる大蔵省の意思に求められる。英領インド、シンガポール、ロンドンからも励起する波束が複合される形で帝国テレコネクションを生じさせ、イースタン・バンクの海峡植民地ビジネスの拡充、そしてその背景となる海峡植民地のインド離脱を実現させた。ここに、イギリス帝国構造の属性が軍事財政帝国主義から自由貿易帝国主義へ変質する過程が読み取れるであろう。

第9章 香港上海銀行の創業とその歴史的前提（1850-67年）

はじめに

イースタン・バンクの代表例である香港上海銀行は、ジャーディン・マセソン商会（Jardine, Matheson & Co.）と並んで、東アジア世界におけるイギリス帝国のプレゼンスを体現したことはよく知られている⁶⁸¹。両者は、ネーザン・ペルコヴィッツの言葉を借りれば、19世紀後半におけるイギリスの中国外交政策に少なからず影響を与える「老練な中国通の人びと（Old China Hands）」⁶⁸²の象徴へ成長していった。それでは、香港上海銀行はどのような状況のなかで、そしてどのような理由によって創設されたのであろうか。本章の関心はそこにある。香港上海銀行の経営史に関して、モーリス・コリスの百年史やフランク・キングの四部作など、貴重な研究成果がある⁶⁸³。しかしながら、香港上海銀行の起源や初期活動に関する研究は決して十分であるとはいえず、その史的形成過程がほとんど問われないままであるように思われる⁶⁸⁴。そうした問題意識に関わる代表的研究として、ピーター・ケイン/アンソニー・ホプキンズと濱下武志のそれが挙げられる。

ケイン・ホプキンズは、イギリス帝国主義の根本的動因を本国経済内部の資本主義的發展に求め、ロンドン・シティのダイナミズムが世界各地で起こったさまざまな出来事の根源であったと規定した。いいかえると、シティからの金融のグローバルなネットワークは、世界貿易が拡大するとともに加速し、かつ植民地経済の発展を決定する最大の要因であり続け、とりわけ1850年以降、世界各地に急速に拡張された結果、オーストラリア、アルゼンチン、オスマン帝国、南アフリカ、インド、そして中国でイギリス系植民地・海外銀行がつぎつぎと設立されることになった。そのなかで、1865年に香港の欧米系商人たちによって創設された香港上海銀行は、中国の海外貿易への金融や政府借款を引き受けることで、1900年までにはイギリス非公式帝国の形成に貢献した「ジェントルマン資本主義」のアジア型を代表していたというのである⁶⁸⁵。

他方、濱下武志は、香港と上海で営業を始めた香港上海銀行の形成過程を、19世紀半ば以降の近代アジア市場に備わる内的変化の動因および内的展開の論理と結びつけながら説明する。香港上海銀行は、主としてイギリスとアジアとの間の金融を取り扱ったイギリス本国を拠点とする諸銀行とは異なり、アジアを活動の場とする外国商社やアジア系商人のアジア域内交易のための金融的便宜を主たる目的にしていた。それゆえに、香港上海銀行の支店政策は、「必ず華人街、華人商人やインド商人の拠点に支店を置き、そこを相互間に金融網で結びつけることによって香港さらに中国、また東南アジアからインドへと金融チャンネルを広げている」、すなわち「現地に歴史的

⁶⁸¹ 石井麻耶子『近代中国とイギリス資本—19世紀後半のジャーディン・マセソン商会を中心に』東京大学出版会、1998年。

⁶⁸² Nathan A. Pelcovitz, *Old China Hands and the Foreign Office*, New York: American Institute of Pacific Relations, 1948.

⁶⁸³ Maurice Collis, *Wayfoong: The Hongkong and Shanghai Banking Corporation: a Study of East Asia's Transformation, Political, Financial, and Economic, During the Last Hundred Years*, London: Faber & Faber, 1965; Frank H. H. King, with Catherine E. King and David J.S. King, *History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation series*, 4 vols., Cambridge: Cambridge University Press, 1987-1991; 西村閑也「香港上海銀行の行内資金循環、1913年」『経営志林』（法政大学経営学会）第30巻第1号、1993年、1126頁；安富歩「香港上海銀行の資金構造、1913年～1941年」『アジア経済』第44巻第10号、2003年、27-54頁。

⁶⁸⁴ A. S. J. Baster, "The Origins of the British Exchange Banks in China", *Economic History: a supplement to the Economic Journal*, vol. 3, 1934, pp. 140-151; 北林雅史「香港上海銀行の設立とその初期活動—一八六六年恐慌前後」『商学論纂』第23巻第3号、1981年、163-194頁；最も新しい研究成果でも、香港上海銀行の設立経緯は概略的であり、その登場の史的意義を問うことはない。西村閑也「香港上海銀行 1865-1913年」西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会、2014年、539～617頁。

⁶⁸⁵ ピーター・ケイン、アンソニー・ホプキンズ（竹内幸雄・秋田茂訳）『ジェントルマン資本主義の帝国 I 創生と膨張 一六八八—一九一四』名古屋大学出版会、1997年、287～289頁。ケインとホプキンズによれば、香港上海銀行には「決してイギリス産業に奉仕する、あるいはイギリス産業を優遇する意図」はなく、そのロンドン店を通してシティの「非常に有力な」銀行家たちやウェストミンスター政治家・官僚たちと緊密な関係を保つことにあくまでも努めたという。

に蓄積された華人商人ネットワークあるいはインド商人ネットワークに依拠しながら、その交易ネットワーク、送金ネットワークに参加し、そこに大量の資金を投入することによって活動網を広げていく」という形をとっていたからである⁶⁸⁶。これは、香港上海銀行がアジア域内金融のレベルを掌握しようとしたことを意味し、国際的環境のもとで捲き起こされたアジアの内在的ダイナミズムと結びつく発展史をもっていたことを物語っている。

アジアの内的論理を強調する濱下の香港上海銀行論は、本章の関心にとって少なくとも二つの重要な論点を提起する。第一に、濱下が提示するような南・東南アジア圏から東アジア圏までの空間を一つの域内複合経済圏として捉えた場合、欧米系商人がその域圏でビジネスを展開する拠点として、欧米諸国とアジア現地とを貿易や金融のネットワークで媒介する中継港や中継都市がもつ固有の役割が改めて問われたことである⁶⁸⁷。多種多様な無数のアジア・ネットワークが集積する「結節点」の機能を検討することによって、香港上海銀行が香港という「場」で創設された意味やその独特の支店政策のあり方を提供すると考えられる。この論点に関する最新の研究として、香港という「場」の役割や存在意義を根本的に問うた久末亮一の研究が特に注目に値する⁶⁸⁸。久末によると、「ゲートウェイ」として香港は、アジア地域間を連結する単なるハブという意味ではなく、地域に広がる無数のヒト・モノ・カネ・情報の「つながり」と「流れ」を集散し、地域内の各層間で各種の需給や異同を変換・調節することで相互に接続するシステムを内蔵する「場」であった。久末の「ゲートウェイ」論は、香港上海銀行が香港で創設された意味やその銀行そのものの存在理由への新たな分析方法を提供するものである。

濱下の議論における第二の論点は、「アジアの「近代」が世界史的近代に包摂される過程を、経済的側面において金融的規定—被規定の過程として特徴」⁶⁸⁹づけ、欧米諸国とアジアとの金融的関係の転換期を1850年代に置いたところにある。この論点は二重の意味でも、すなわち、両者を工業品生産—第一次産品供給という経済関係で捉えず、さらにはアジアの「近代」の幕開けを第一次アヘン戦争期（1840年前後）としなかったという「非常識」的意味において、実に興味深い。とりわけイギリスの金融力は、一方ではアジアの貿易金融や農民金融に、他方では関税徴収や借款供与を介したアジア諸国の財政にも多大な影響を及ぼし、それゆえに政治・軍事的支配と密接に結びついたという。そのような濱下の指摘は、まさに中国における香港上海銀行の姿そのものである。この点は、前述したケイン・ホブキンズの議論と奇妙に呼応する。

「ジェントルマン資本主義」論は「中心部」の力学を重視しすぎる反面で、個々の企業や企業家の多種多様な経験を軽視・無視しがちになる⁶⁹⁰と同時に、濱下が指摘するようなアジアの貿易・輸送・金融との相互作用の重要な経済空間として、(同一または異なる)帝国の周辺部間関係性に着目する視角を欠いている。本章でも引き続き、基本的に互いに独立して変動しているが、場合によっては互いに関連して変動する複数の周辺部間の遠隔的結合作用を総合的に把握するため

⁶⁸⁶ 濱下武志『香港—アジアのネットワーク都市』筑摩書房、1996年、26頁。華僑や印僑のようなアジア人商人の活動が地域間貿易のレベルでの東アジア圏と東南・南アジア圏との連携を強め、アジア通商網への欧米商人の進出の余地を全体として狭めるとともに、香港上海銀行のような欧米系銀行の活動形態にも影響を与えたという指摘もある。杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房、1996年、382頁。

⁶⁸⁷ 濱下『近代中国の国際的契機』、182頁；濱下『香港』、70-72頁。

⁶⁸⁸ 久末亮一『香港—「帝国の時代」のゲートウェイ』名古屋大学出版会、2012年。久末は、華南経済圏におけるコミュニケーションの「場」として歴史的な役割を果たしてきた香港を、コンピューター技術用語の「ゲートウェイ」という概念によって再解釈した。

⁶⁸⁹ 濱下『近代中国の国際的契機』、170頁。濱下は、「中国の対外金融関係の外延的広がり」と国内金融市場の開放との要に、1850年代からアジアにおいて活動を本格化したイギリス植民地銀行が位置し、それは、清朝への政治借款を行なうことにより、投資—再投資の循環を推し進めるにいたっている」と指摘する。

⁶⁹⁰ J. Forbes Munro, *Maritime Enterprise and Empire: Sir William Mackinnon and his Business Network, 1823-93*, Woodbridge: The Boydell Press, 2003. マンローは、スコットランド商人の研究を通して、植民地ビジネスマンとジェントルマン資本家との微妙なズレを指摘し、「ジェントルマン資本主義」論の安易な適用に警告を發している。

の分析ツールとして、自然科学分野で使用される「テレコネクション」概念⁶⁹¹を援用する。この概念は、イギリス本国、もしくは非ヨーロッパ的な周辺部の力学のどちらか一方に極端に偏りすぎず、両者を複合させた帝国拡張のメカニズムを説明するのに有効なものと考えられる。

以下では、香港上海銀行の創設が計画されるに至るまでの歴史的な前提として、香港の銀行事情、ボンベイでの Bank of China 計画、香港上海銀行の設立計画を、それに対する香港商業界における賛否両論や政府との交渉過程をそれぞれ検証し、香港上海銀行の登場過程とその意味を考える。その結果として、アジア域内経済圏におけるイギリス帝国構造の形成過程の一端が浮かび上がってくるであろう。

第1節 香港の「アングロ・インディアン銀行」

1856年10月、イギリス人を船長とするアロー号が広州珠江に停泊中に、その中国人船員のほとんどが海賊の疑いで中国官憲に拉致された。これが有名なアロー号事件であり、天津条約(1858年)と北京条約(1860年)の締結まで続く第二次アヘン戦争(いわゆるアロー戦争)の発端とされている。天津条約によって、開港場の増加、揚子江の開放、外交使節の北京駐在、内地旅行、賠償金支払い、領事裁判権の整備、キリスト教の公認、そして何よりイギリス側の念願であったアヘン貿易の合法化が英中両政府の間で取り決められた。北京条約では、香港島に近接する九龍半島の一部のイギリスへの割譲が決定されたのは、周知の事実であろう⁶⁹²。その結果、太平天国の乱の影響もあり、大勢の中国人が島内へ流入してきた。香港総督のハーキュリー・ロビンソン(在任1859-65年)はさまざまな行政改革や都市整備に着手し、香港の植民地化を推し進めた⁶⁹³。

他方、通商・金融の諸分野において、南京条約によって広東貿易体制の象徴である公行制度が廃止されたにもかかわらず、公行の信用・決済機能は広州において根強く継続した。久末亮一も述べているように、中継貿易の一大センターとして期待された香港は極めて限定的な役割を果たすのみであり、華南一帯の対外貿易を引き受けてきた広州の「ゲートウェイ」機能に即座に取って代わることはなかった⁶⁹⁴。1847年に召集された「英中通商関係の現状」に関する下院特別委員会では、香港から引き出される大きな商業的利点はこれまでまったくなかったと指摘されるほどであった⁶⁹⁵。とはいえ、広州在住のイギリス商人たちは、残存し続ける旧広東システムには大きな不満を持ち、自ら広州イギリス商業会議所(Canton British Chamber of Commerce)を創設して、事態の改善を求めて香港政庁や本国植民地省への陳情を行なうという状況であった⁶⁹⁶。ところが、1850年代になると、太平天国の乱による華南・華中の混乱や第二次アヘン戦争時に起こった広州大火によって公行の金融機能が麻痺し、広州の欧米系商人たちは新たな与信決済地を必要とした。彼らの多くは香港に移住し、そこを営業拠点にした。彼らは意見・情報交換のプラットフォームとして香港商業会議所(Hong Kong Chamber of Commerce)を創設し、その集団的一体感を作り出そうとしていた⁶⁹⁷。香港上海銀行の創設が計画されたのは、まさにこのような時代であった。

1863年時点で香港に支店を開設していたイギリス系銀行は、オリエンタル銀行、マーカントイ

⁶⁹¹ 空間的に遠く離れた複数の地域間において気象条件(気圧、気温、降水量等)が互いに相関を持って変動する遠隔的結合作用を指す気象学の概念。

⁶⁹² 濱下武志「清末」松丸道雄・池田温・ス波義信・神田信夫・濱下武志編『世界歴史体系 中国史5 清末～現在』山川出版社、2002年、22頁。

⁶⁹³ G. B. Endacott, *A History of Hong Kong*, London: Oxford University Press, 1958, pp. 105-120

⁶⁹⁴ 久末『香港』、11-13頁、29-30頁。

⁶⁹⁵ Endacott, *A History of Hong Kong*, pp. 77-78.

⁶⁹⁶ Colin N. Crisswell, *The Taipans: Hong Kong's Merchant Princes*, Hong Kong: Oxford University Press, 1981, pp. 74-75.

⁶⁹⁷ W. V. Pennell, *History of the Hong Kong General Chamber of Commerce 1861-1961*, Hong Kong: Cathay Press, 1961, pp. 7-10.

ル銀行、チャータード銀行、インド・コマーシャル銀行、アグラ銀行、ヒンドスタン銀行の6行であった。ここで注目したいのは、上記6行が本店をロンドンに置き、インドを営業拠点にした「アングロ・インディアン」銀行であったという点である。オリエンタル銀行（1842年創業）、インド・コマーシャル銀行（1845年創業）、マーカンタイル銀行（1854年創業）はそもそもボンベイで設立されたが、それにはボンベイの対中国貿易を支配したパールシー大商人が関わっていた経緯もあり、すでに1840年代半ばから香港に支店を設けていた。インド発ではないが、ロンドンで設立されたチャータード銀行（1853年創業）とヒンドスタン銀行（1862年創業）も、その当初から香港に支店を開設していた。チャータード銀行の場合、その設立趣意書のなかで、以下のような事業目的が謳われていた。

主としてオーストラリア植民地とインド・中国・東洋諸群島・その他地域との広範かつ膨張しつつある貿易に対して、合法的銀行活動の諸便宜を拡張し、「英領インド・中国・オーストラリアそれぞれとイギリスとの直接貿易に対して、現在は不十分にしか提供されていない銀行の便宜を拡張する。

こうして、「アングロ・インディアン」銀行群のビジネス範囲は、英領インドのほかに、東南アジア、中国、日本、オーストラリアの大貿易港を連結するように広げられていたのである。東アジアへの関心の高さは、インド北部で創設されたアグラ銀行（1833年創業）も例外ではなかった。アグラ銀行は、店舗をアグラ、カルカッタ（1853年より本店）、ボンベイ、マドラス、ロンドン（1857年より本店）に置き、国王特許状を取得した。同行は、1854年前半に広州に出張所として店舗を設けたが、第二次アヘン戦争（1856年）で消失した後、銀行券が発行できる支店として香港に移設した。1858年には上海にも支店が開設され、「アングロ・インディアン」銀行の一つとして東アジア事業を本格的に開始した。

これら「アングロ・インディアン」銀行は、香港や上海においては、ほぼ例外なく預金引受、担保貸付、手形割引、送金、公債売買等に従事したが、とりわけ信用状発行と為替取引を主軸とする外国貿易金融を主要業務としていた。（表9-1）は、1854年にボンベイで営業を始めたマーカンタイル銀行の香港支店の貸借対照表である。同銀行は当初、中国では広州に支店を置いていたが、1857年8月より香港に移転した⁶⁹⁸。銀行稼動資金の一部となる預金（当座・普通）の保有額が増大しており、香港における銀行活動が順調に拡大していたのが理解できる。

他方で、「資産」の部は、さまざまな形で徴収された銀行資金の運用内容を表わしている。（表9-1）によると、1863年12月末時点でその運用先で最も大きな割合を占めたのが、「受取手形」であった。これは、イギリスへ商品を輸送したい香港在住の輸出業者たちから為替手形の買取取引に対して、最も多くの資金が使われていたことを意味している。香港の輸出業者たちは、輸出に伴う代金の回収のために、イギリスの輸入業者を名宛人として振り出したポンド建ロンドン払手形をマーカンタイル銀行に購入してもらっていたのである。「負債」の部にある「支払手形」は、同銀行が香港の輸入業者へ振り出されたイギリス在住の輸出業者宛スターリング手形を意味している。マーカンタイル銀行香港店の営業内容では「為替取引」の比重が相対的に大きく、為替銀行の機能を主軸とした「アングロ・インディアン」銀行の特徴を表わしていよう。

⁶⁹⁸ Endacott, *A History of Hong Kong*, p. 118.

表9-1 マーカンタイル銀行香港店の貸借対照表

		香港			
		1859年12月末	1860年12月末	1861年12月末	1863年12月末
資産	受取手形	£80,307	£44,368	£152,783	£371,719
	手形割引	£30,594	£34,046	£170,162	£95,557
	貸付	£0	£4,500	£0	£0
	当座貸越	£1,009	£2,501	£32,906	£21,246
	ブリオン	£99,497	£36,859	£164	£6,778
	銀行預金	£0	£20,356	£0	£0
	現金手許残高	£132,338	£214,262	£189,190	£169,434
負債	支払手形	£968	£9,174	£12,797	£60,788
	当座預金	£121,404	£131,210	£212,188	£212,588
	定期預金	£92,002	£182,149	£189,054	£214,066
	銀行券	£77,388	£111,336	£146,446	£170,718

出典：Statements of General Balance, MBH 2368, Chartered Mercantile Bank of India, London and China Archives, HSBC Group Archives.

そのうえ、インド・コマーシャル銀行とヒンドスタン銀行以外の諸銀行は独自に銀行券（持参人一覧払いの約束手形）を発行していた。1844年の枢密院勅令（11月28日付）は、香港市中において従来の各種貨幣の流通を認める一方で、イギリスのポンド貨幣を法定通貨と定めた⁶⁹⁹。しかし、実際には、香港ではスペインドルやメキシコドルといったドル系銀貨への選好力は根強く、（図9-2）で示すように、オリエンタル銀行は、香港進出直後から銀貨に兌換可能なドル建ての紙幣を発行していた。これが、実質的な「香港ドル」となった。香港には、イギリス本国や英領インドのような株式銀行の設立や銀行券の発行を規制する法律はなく、銀行業に関して事実上の自由放任という有利な状況があった⁷⁰⁰。

外国為替取引をはじめとする銀行のサービスには多額の現金準備が必要であり、かつ銀行による紙幣発行の商業的かつ社会的意義は通貨の安定供給という点で極めて大きく、香港政庁も香港ドルを事実上のローカルな基軸通貨として認めざるを得なかった。香港総督のロビンソンは、ペルードル価の低落とスペインドルの不足が顕著となった1861年において香港の通貨に関する法の整備を準備し、その結果、1863年1月、ドルが法定通貨に定められたのである⁷⁰¹。香港政庁の報告書（表9-3）によると、1863年3月まではオリエンタル銀行とマーカンタイル銀行のみが銀行券を発行していたが、4月よりチャータード銀行が、そして10月よりアグラ銀行が発券業務に加わった。香港の商業的發展を示していよう。1863年12月末時点において、オリエンタル銀行が848,931ドル、マーカンタイル銀行が786,307ドル、チャータード銀行が438,311ドル、さらにアグラ銀行が471,981ドルの銀行券を発行し、総額2,151,050香港ドル建ての紙幣が香港市中で流通していた。マーカンタイル銀行の場合、銀行券の発行が可能であった銀行支店で最も発行額が多かったのが、香港店であった（表8-4を参照）。

⁶⁹⁹ Robert Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, London: Her Majesty's Stationary Office, 1893, pp. 372-373.

⁷⁰⁰ Frank H. H. King, "The Bank of China is dead", *Journal of Oriental Studies*, no. 7, 1969, p. 40.

⁷⁰¹ Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, p. 374.

図9-2 オリエンタル銀行の香港ドル紙幣 (1850年頃)

【5ドル紙幣】



【50ドル紙幣】



【500ドル紙幣】



出典：Colonial Office to Treasury, 4th December 1850, no. 90, CO/129/34, National Archives, p. 35.

このような香港の銀行事情のもと、1864年5月、ある一つのニュースが香港へ伝えられた。それは、香港に本店をおく「Bank of China」なる株式銀行の設立が、英領インドのボンベイで計画されているというニュースであった。もしこの計画が実現すると、香港で「アングロ・インディアン銀行」がさらにもうひとつ増えることを意味した。

表9-3 香港における銀行券の流通総額 (1863年)

	オリエンタル銀行	マーカントイル銀行	チャータード銀行	アグラ銀行
1月	£825,398	£700,746	n/a	n/a
2月	£829,524	£778,075	n/a	n/a
3月	£771,114	£771,797	n/a	n/a
4月	£782,213	£748,065	£240,151	n/a
5月	£826,536	£737,935	£298,197	n/a
6月	£881,114	£738,606	£330,792	n/a
7月	£896,778	£716,742	£326,540	n/a
8月	£890,602	£749,913	£342,870	n/a
9月	£824,894	£637,087	£339,738	n/a
10月	£912,522	£633,084	£363,623	£328,851
11月	£1,093,937	£777,410	£413,267	£488,680
12月	£848,931	£786,307	£438,311	£471,981

出典：Amount of Paper Currency in Circulation, Hong Kong Blue Book, 1863, CO/133/20, Hong Kong Miscellanea, National Archives, p. 257.

第2節 Bank of China の設立計画 (ボンベイ)

Bank of China 問題を考える場合、その本店が置かれる香港の状況と同時に、銀行計画が立てられているボンベイ、しかも1860年代前半、とりわけ1864年における同地特有の商業的發展にも注目する必要がある。ボンベイの興隆なしに、Bank of China の計画自体が登場することはなかったからである。

英領インドにおいてカルカッタが政治的・商業的中心であったことはよく知られるが、ボンベイも西部インドの一大商業拠点という点では、その商業的重要性はカルカッタに匹敵する。特にグジャラート産原棉が1770年代より大量に中国に向けて輸出され、これに対応した造船業の発展とともに、西部インドにおける輸送と貿易の中心地がスーラトからボンベイへ徐々に移行した。そして、西部インド産原棉の主要輸出先がマンチェスターの影響のもとで中国からイギリスへ転換する1820年代において、西部インドにおいて海港都市として急成長するボンベイの地位が決定的となった⁷⁰²。それと同時に、中国へ輸出されていたマールワー・アヘンが税収としてボンベイ政庁に重要視され、その生産地であるインド中央部からの輸送ルートをもボンベイに集中させようとしたことも、ボンベイの興隆と経済的繁栄に深く関わっていた⁷⁰³。アヘン収入は、1840年までにはインド財政全体で第2の収入項目に挙がるほどに増加し、1850年代には全体の2割強を占めるまでになった。アヘンは高価な見返りをもたらす数少ない換金作物となり、巨額の債務を抱えたEICのインド支配には実に都合のよいものであった。このように、ボンベイにおける商業資本主義の発展はイギリスのインド支配と協調する関係にあり、常に海外市場に向けて展開したのである⁷⁰⁴。

1840年度の海上貿易統計⁷⁰⁵において、ボンベイの輸入相手の地域別分布をみると、圧倒的な規

⁷⁰² Amalendu Guha, "Raw Cotton of Western India: 1750-1850", *Indian Economic and Social History Review*, vol. 9, no. 1, 1972, pp. 1-41. オモレンドゥ・グハは、西部インド産原棉の持つ輸出志向性は、それに対するインド国内需要の低下(すなわち在来綿紡績・織物業の衰退)に起因し、特に1820年代以降に強化されたと指摘する。

⁷⁰³ Carl A. Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy: A Study of the Asian Opium Trade, 1750-1950*, London: Routledge, 1999, pp. 73-83.

⁷⁰⁴ Guha, "Raw Cotton of Western India", p. 30.

⁷⁰⁵ The Reporter General on External Commerce and the Committee of the Chamber of Commerce, *Report of*

模であったボンベイ管区内のグジャラート地方とコーンカン地方を除けば、イギリス、マラバル海岸、中国、カルカッタ、カッチ・シンド地方、海峡植民地、ペルシア、アラビア湾という順であった。他方、ボンベイの輸出相手地域は、イギリス、中国、海峡植民地、ペルシア・アラビア湾という遠隔地域によって圧倒的な割合が占められ、それにグジャラート地方、コーンカン地方、カッチ・シンド地方、マラバル海岸が続いた。ボンベイを出入りする商品の流れでみると、グジャラート地方、シンド地方、中央インド、デカン地方で生産された原棉やマールワー・アヘン、その他のインド物産は沿岸・内陸交易網を通じてボンベイに集荷され、そこからイギリス、中国、さらに海峡植民地へ持ち出されていた。イギリスからの輸入商品には、前述したようなランカシャー綿布以外に、多種多様な金属製品（銅製、鉄製、ブリキ、鉛製等）も含まれていた。このほかにも、中国からの生糸・綿布、カルカッタからの穀物・ジュート製品・砂糖、海峡植民地からのスパイス・砂糖がボンベイに輸入された。そして、その輸入商品の一部はボンベイ周辺のコーンカン地方、グジャラート地方、カッチ・シンド地方へ、さらにはペルシア・アラビア方面にも再輸出されたのである。このように、原棉、アヘン、綿製品の貿易から刺激されたボンベイは、対外市場への強い志向性を有した国際貿易の都市に成長していった。

1830年～1850年において、アヘンの輸出量が原棉のそれを大きく凌ぐようになった。それと同時に、ボンベイからのインド産綿製品の輸出量が減少する一方で、イギリスからの綿製品（綿織物、綿糸）の輸入量が急増したという重要な特徴もみられた。ボンベイにおける1847年・48年商業危機の影響はカルカッタに比べて小さく、1850年代になると、ボンベイの商人たちは新たなビジネスの分野に進出した。その結果、ボンベイ綿紡績業が発展し、コーワスジー・ダーヴァル（Bombay Spinning & Weaving Company : 1854年設立）、マネクジー・ペティット（Oriental Spinning & Weaving Company : 1854年設立）、ジェームズ・ランダン（Broach Cotton Mill : 1854年）がそれぞれ綿紡績会社を設立したのは、周知の事実であろう。そして、1860年には綿工場企業ブームとなった。しかし、ボンベイにおける綿工業の発展は一時的に後退した⁷⁰⁶。この原因が原棉の輸出貿易ブーム、いわゆるコットン熱であった。（図9-4）で示すように、1861年から1866年までボンベイ管区の貿易総額は、マドラス管区のそれは言うに及ばず、ベンガル管区の貿易総額も大きく上回った。1861年4月にアメリカ南北戦争の勃発とともに、アメリカ南部からランカシャー綿工場への原棉供給の中断によって、イギリス綿業利害の熱い視線がインド、とくにボンベイ管区で生産される原棉に注がれるようになった。

ボンベイ棉花の販売価格は短期間で前例のない水準にまで暴騰し、ボンベイはコットン熱で大いににぎわった。（図9-4）において描かれる1862年から1865年までのボンベイ貿易の急カーブがコットン熱を表わしており、その内実はボンベイからイギリス（おもにリヴァプール）への原棉輸出とそれに伴うボンベイへの財貨輸入の急増であった。この結果として創出された巨万の富が、原棉輸出の投機的先物取引とボンベイで発起される株式会社への過剰投機に費やされたのである⁷⁰⁷。ボンベイからの原棉輸出貿易のかなりの部分は、少数のヨーロッパ系大手商会によって支配されるようになった1870年代とは対照的に、1860年代においては、ヨーロッパ系商会のみならずインド系商人・商会も含んださまざまな規模の多くの貿易業者たちを通して取引されていた⁷⁰⁸。

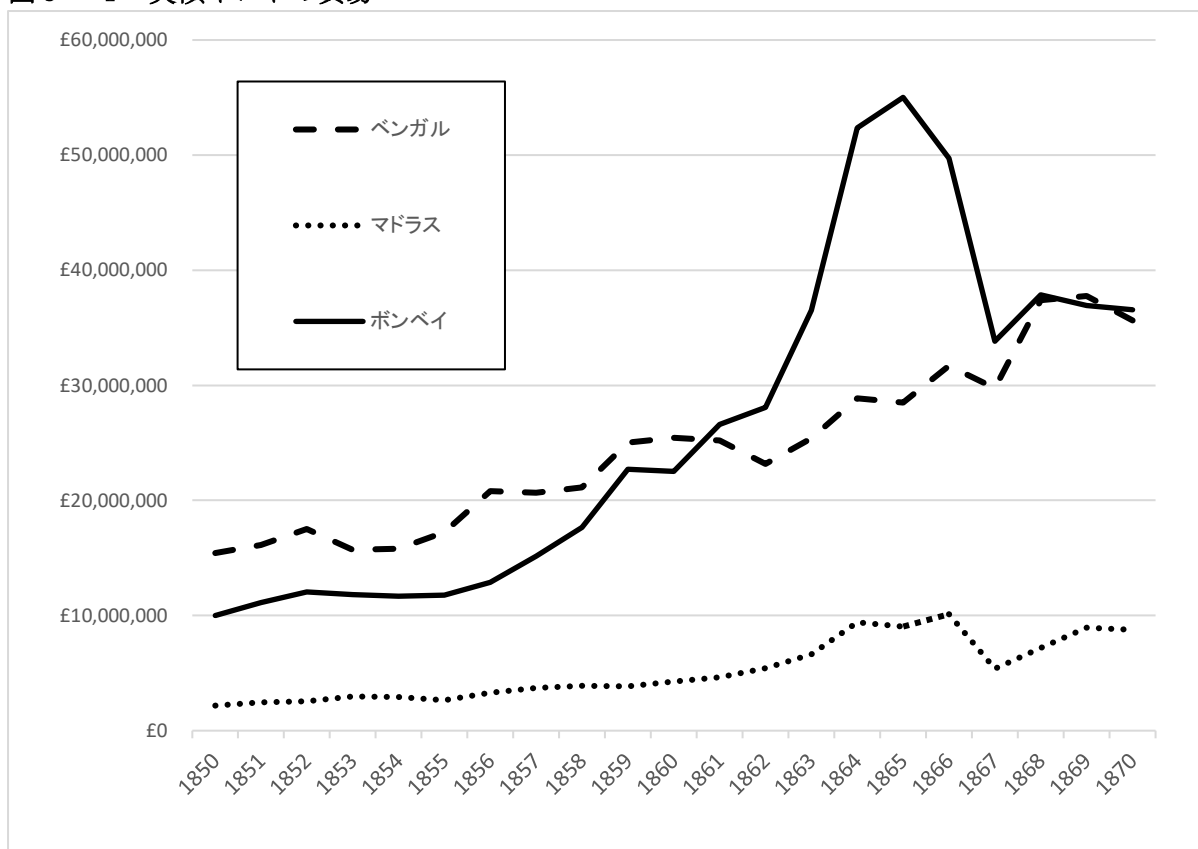
the Commerce of Bombay, for the year 1840-41, with Tables shewing the Extent of Trade carried on with Each Country and State, Bombay: John Fisk, 1841.

⁷⁰⁶ B. R. Tomlinson, *The Economy of Modern India, 1860-1970*, Cambridge: Cambridge University Press, 1993, p. 109.

⁷⁰⁷ Raymond J. F. Sullivan, *One Hundred Years of Bombay: History of the Bombay Chamber of Commerce, 1836-1936*, Bombay: The Times of India Press, 1937, pp. 68-69; Amiya Kumar Bagchi, *Diversity and Regrouping, 1860-1876* (The Evolution of the State Bank of India: The Roots, 1806-1876, Part 2), 1987, Bombay and New York: Oxford University Press, p. 197.

⁷⁰⁸ Marika Vicziány, "Bombay Merchants and Structural Changes in the Export Community 1850 to 1880", in Asiya Siddiqi, ed., *Trade and Finance in Colonial India 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, 1995, pp. 345-358.

図9-4 英領インドの貿易



注：財貨を含む。海上貿易のみ。

出典：Statistical Abstract relating to British India, P. P. (各号)より作成。

1861年から1862年の間には、ボンベイで登記された新株式会社はわずか9社にすぎなかったが、1863年になって南北戦争の長期化のうわさが広まると、新会社の株式への過剰投機の兆候が見え始めた。1863年の一年間に46の新会社（繰綿プレス、汽船、銀行、海上保険、船舶等）がボンベイで登記された⁷⁰⁹。1864年5月からの一年間においては、銀行（38社）、投資会社（66社）、土地開発会社（10社）が大半を占め⁷¹⁰、それらの設立も概してつぎのような一連の流れにそって進められた。すなわち、投資会社が發起される時、銀行が投資会社の株式を担保にした前貸しを行なってその投機の促進を支援し、そして、投資会社は土地開発会社を立ち上げ、その莫大な利益を銀行とともに吸い上げるという流れであった。ボンベイの投機熱は、事実上、会社株と都市開発計画に群がる金融機関によって促進されていたのである。これがいわゆるボンベイの株式熱であった。その代表例として、1864年5月に設立された投資会社のオールド・ファイナンシャル（Old Financial：正式名 Financial Association of India and China）と、バック・ベイ会社（Back Bay Reclamation Company：正式名 Bombay Reclamation Company）という土地開発会社が挙げられる。

ボンベイ島における土地開発や都市インフラの整備への関心はすでに1840年代後半には政府関係者や科学者たちの仲間内で高まっていたが、さまざまな事業計画が立案され、実際に実施されていったのは1850年代後半になってのことであった。ボンベイは西部インド地域から大量の商人や移民労働者を引き付け、着実な人口の増加を経験した。正確な数字ではないが、ボンベ

⁷⁰⁹ Radhe Shyam Rungta, *The Rise of Business Corporations in India, 1851-1900*, London: Cambridge University Press, 1970, p. 73.

⁷¹⁰ King, "The Bank of China is dead", p. 45.

イの人口は 1830 年の約 23 万人から 1849 年には 55 万人を超えた⁷¹¹。ボンベイ初の 1864 年センサスでは、それは 78 万人に膨れ上がった⁷¹²。この人口増加は、実のところ、ボンベイ貿易の急拡大と連動していた。その対外貿易の総額は、商品のみで 1833/34 年では約 6,726 万ルピーであったが、1858/59 年になるとその約 4 倍、26,058 万ルピーにまで増大した⁷¹³。ボンベイにおける人口増加と対外貿易の繁栄は、同時に住宅地の拡張と水道の建設といった生活インフラの整備と、ドックや他の港湾整備（税関、防波堤、灯台等）のような経済インフラの建設を早急に必要とした。とりわけ、ドックの建設と効率的経営は密輸の管理・抑止と航行船舶への誘引力を強化し、海港都市としてのボンベイの優位性が期待された。1850 年代後半には、成長しつつあった綿紡績工場の建設のために、ボンベイ島内での新たな工業用地開発の必要性も訴えられるようになったのである。

そのうえ、対外貿易の発展に対応した内陸部との流通・移手段として、イギリスの地方商業界の強い要請のなかで 1840 年代半ばから鉄道の建設計画も立てられ、インド政庁の元利保証制度のもとで 1849 年に創設された大インド半島鉄道会社（Great Indian Peninsula Railway Company）が棉花地帯であるベラールや中央州へ向けて、そして 1855 年に創設されたボンベイ・バローダ・中央インド鉄道（Bombay Baroda and Central Indian Railway）がスーラトから北上してバローダを介してグジャラート地方のアフマダーバードへ、さらには南下してボンベイへ鉄道を伸張した。無論、これらの鉄道会社はボンベイ都市部に巨大ターミナルを置いたが、そのどこに配置するかという重要な問題が浮上した。大インド半島鉄道会社のボンベイ・ターミナルの建設用地は、エルフィンストーン土地・プレス会社（1858 年創設：Elphinstone Land and Press Company）によってドック建設のために開発されたモーディー・ベイ（ボンベイ・キャッスル北側の東海岸部）の一角がボンベイ政庁を通して提供された⁷¹⁴。他方、ボンベイ・バローダ・中央インド鉄道のターミナル建設問題は、実のところ、前述したバック・ベイ会社の始まりであった。バック・ベイ会社は、ボンベイ島の西海岸部埋立事業を計画するために設立された土地開発会社であった。そのターミナルの建設は、島南端部のコラバにある綿花倉庫に隣接する場所に決まった⁷¹⁵。バック・ベイの土地開発は、現地住民が集住する荒れ果てたスラム街のクリアランスという目的も含まれていたのである⁷¹⁶。

オールド・ファイナンシャルとバック・ベイ会社の設立発起人の顔ぶれは、特に注目に値する。前者は、アンドリュー・グラント（キャンベル・ミッチェル商会 Campbell, Mitchell & Co.）、リチャード・ウィリス（フォーブス商会 Forbes & Co.）、A・F・ワラス（ワラス商会 Wallace & Co.）、ジョン・L・スコット（フィンレイ・スコット商会 Finlay, Scott & Co.）、サミュエル・L・オークランド（solicitor）、エリアス・D・サスーン（E・D・サスーン商会 E.D. Sassoon & Co.）、そしてパールシー商人のコーワスジー・ジャハンギール・レディーマニーというボンベイ有力商人たちであった。この投資会社は、貿易業以外であれば、短期・長期を問わず、ほとんどすべての事業に融資するように計画されたが、そのなかでも特に土地開発計画を重要視した。そうして登場したのがバック・ベイ会社であり、しかもそれはボンベイ政庁の奨励を受けて設立されたのである。その発起人たちは、オールド・ファイナンシャルの発起人でもあるレディーマニーを中心に、ミッチェル・H・スコット（リッチー・スチュワート商会 Ritchie Stuart & Co.）、ギャビン・スチール（グレイ商会 Gray & Co.）、ウォルター・R・カッセル（ピール・カッセル商会 Peel, Cassels & Co.）、ジャイナ教徒金融ブローカーのプレチャンド・ロイチャンドといったボンベイ商人たちで

⁷¹¹ Mariam Dossal, *Imperial Designs and Indian Realities: The Planning of Bombay City, 1845-1875*, Bombay: Oxford University Press, 1991, pp. 23-24.

⁷¹² S. M. Edwardes, *The Gazetteer of Bombay City and Island*, Volume I, Bombay: The Times Press, 1909, p. 163.

⁷¹³ Edwardes, *The Gazetteer of Bombay City and Island*, p. 416.

⁷¹⁴ Dossal, *Imperial Designs and Indian Realities*, p. 185.

⁷¹⁵ Dossal, *Imperial Designs and Indian Realities*, pp. 160-161.

⁷¹⁶ Edwardes, *The Gazetteer of Bombay City and Island*, Volume II, p. 162.

構成された。ビジネス内容が異なる2社といえども、ボンベイ商業界を代表する極めて少数の有力商人たちのよって設立された投機的企業であることがわかる。その上、彼らの関心はボンベイにとどまらずカルカッタにまで拡大し、ベンガル・クレディ・モビリエ (Bengal Credit Mobilier) という銀行とポート・キャニング会社 (Port Canning Company) という土地開発会社が設立されたのである⁷¹⁷。

(表9-5)で示すように、Bank of Chinaの設立計画は、まさに投機熱を促進するボンベイ商人たちの東アジア事業であった。その臨時取締役会の構成員6名の顔ぶれが、そのことを如実に物語る⁷¹⁸。この銀行計画の仕掛け人もやはりオールド・ファイナンシャルであった。まず注目できるのは、同時期のその議長に就いていたウィリスであろう。彼はボンベイのイギリス系老舗商会のフォーブス商会のパートナーでもある。フィンレイ・クラーク商会 (Findlay, Clark & Co.) パートナーであったワラスやパールシー系商人のレディーマニーも、ウィリスと同様の立場であった。オールド・ファイナンシャルとバック・ベイ会社の発起人であるレディーマニーがこの銀行の臨時取締役に参画しているならば、バック・ベイ会社の他の関係者もそれに絡むのは、ごく自然なことであった。事実、Bank of China 臨時取締役会には、バック・ベイ会社の議長であるロバート・ハネー (ギャビン・スチールと同じグレイ商会パートナー) が入っていた。彼はボンベイ商業会議所会頭 (1862-63年)も務める有力者である。同様に、カッセルもバック・ベイ会社の発起人であった。彼は1865年に帰国するが、それまでの二年間、ボンベイ政庁の立法評議会構成員でもあった。彼をパートナーとするピール・カッセル商会は、ボンベイ輸出貿易を支配し、ボンベイ商業会議所の指導的立場にいたイギリス系有力商会の一つであった。最後に挙げるミッチェル・H・スコットも、バック・ベイ会社の発起人である。彼は、1861年時点でボンベイ最大の原因輸出商会となっていたリッチー・スチュワート商会のシニア・パートナーとして活躍する有力商人であった。同商会は1820年にはボンベイで営業を開始し、ボンベイ商業会議所の創設以来の老舗商会である。スコット自身、1861-62年にその会頭を務めている⁷¹⁹。

表9-5 Bank of China 計画を取り巻くボンベイ関係者 (1864年5月時点)

	Back Bay Co.	Old Financial	Asiatic Bank	Bank of Bombay	Bank of China
A・グラント		○			
A・ウィリス		○			○
A・F・ワラス		○			○
J・L・スコット		○			
S・L・オークランド		○			
E・D・サスン		○			
C・J・レディーモニー	○	○	○	○	○
M・H・スコット	○		○	○	○
ギャビン・スチール	○		○		
W・R・カッセル	○				○
プレチャンド・ロイチャンド	○				
R・ハネー				○	○

出典：Amiya Kumar Bagchi, *Diversity and Regrouping, 1860-1876* (The Evolution of the State Bank of India: The Roots, 1806-1876, Part 2), 1987, Bombay and New York, pp. 207-209、を参考にして筆者が作成。

彼らは、オールド・ファイナンシャルとバック・ベイ会社の幹部というだけではなく、その大半はボンベイ銀行 (Bank of Bombay) の取締役の経験者あるいは在職者でもあった。1865年には総裁を務めるハネー (在位1862年と1865年)をはじめ、レディーマニー (在位1859年と1862

⁷¹⁷ Bagchi, *Diversity and Regrouping, 1860-1876*, pp. 207-209.

⁷¹⁸ King, "Bank of China", p. 47.

⁷¹⁹ Sullivan, *One Hundred Years of Bombay*, p. 293.

年)、ウィリス (在位 1858 年)、スコット (在位 1861 年、1863 年、1867 年) がこれに該当する。彼らの立場が反映するように、「Bank of China はベンガル・ボンベイ・マドラスの管区銀行と類似する立場を中国で占有するために計画された」という文言が、その設立趣意書に明記されている。このボンベイ銀行を含む管区銀行 (Presidency Banks) の歴史は、ベンガル銀行が EIC の出資によって特許株式銀行として創設された 1809 年から始まり、ボンベイ銀行は 1840 年、そしてマドラス銀行は 1843 年にそれぞれ設立された。管区銀行の大きな特徴は、国王特許状によって外国為替業務が禁止される一方で、EIC の支配領域で銀行券の発行が認められる唯一の株式銀行という点にあった。EIC の解散後、三つの管区銀行はインド政庁に紙幣の発行権を剥奪され、その特権的立場を失ってしまった。しかし、Bank of China の計画者たちは、植民地政庁と密接な関係を構築して特権的な立場を有する管区銀行の「香港版」を目論んだのである。

さらに付言すれば、(表 9-5) にも示したように、上述のスコットとレディーマニー、そしてグレイ商会のギャビン・スチールは、1864 年 2 月にすでにイギリス政府から国王特許状を付与されたアジアティック銀行 (Asiatic Banking Corporation) というボンベイで計画されたロンドン特許株式銀行の設立発起人でもあった⁷²⁰。この銀行は英領インドの三管区都市とシンガポールに支店を配置し、他のイースタン・バンクと同様に、英領インドにおいては為替・送金・預金業務を、シンガポールでは銀行券の発行を含む一般銀行業務を行なった⁷²¹。スチールは Bank of China 取締役ではなかったが、バック・ベイ会社の取締役にも一人であり、彼がパートナーを務めるグレイ商会は Bank of China に深く関わっている。バック・ベイ会社が設立された 1864 年 5 月、その社員の預金をアジアティック銀行が高利率で引き受けた。同銀行は外国為替手形の取引からも利益を上げ、その莫大な稼働資金をバック・ベイ株とボンベイ銀行株を担保にした前貸しに運用された⁷²²。アジアティック銀行は、レディーマニーが取締役を務めるオールド・ファイナンシャルとの株式の持合いによって営業を開始し、棉花と株式への投機熱に期待されて設立された。

Bank of China の取締役予定者たちは、アジアティック銀行のように本国政府に国王特許状を取得し、イギリスの 1862 年会社法のもとで登記される特許株式銀行の設立を目指したのである。ところが、中国における株式配当の割合の少なさが、香港商業界からの強い反発を招いた。新規発行 3 万株のうち 5 千株が中国で準備されたのだが、その割合が本店を香港に置く銀行であるにしては不十分ではないかというのである。Bank of China 臨時取締役会は香港の商人たちに手紙を書き、特に老舗商会であるデント商会 (Dent & Co.) の協力を大いに期待していた⁷²³。

第 3 節 「香港上海銀行」の設立計画

1864 年 7 月、P&O 汽船会社の香港最高責任者であったトマス・サザーランドは、まだ公式的に発表されていなかったボンベイでの新銀行計画を聞きつけた。サザーランドは、香港における「アングロ・インディアン」銀行の支配に嫌悪感をずっと持っており、その状態に風穴を開けるために香港商人の需要に応えるローカルな銀行を設立しようと思案した。彼は、それを「香港上海銀行 (Hong Kong and Shanghai Banking Company)」と名づけ、多くの香港商人の協力と関心をひきつけるために設立趣意書を公表したのである⁷²⁴。その内容は、あくまでも香港という「場」にこだわり、それまでの「アングロ・インディアン」銀行の目的や役割とは一線を画すものであった。その設立趣意書の一部には、次のように書かれていた。

⁷²⁰ アジアティック銀行のロンドン取締役会では、東インド貿易商人のフランシス・ボウイケット (チモシー・ウィギン商会 Timothy, Wiggin & Co.) が代表取締役を務めた。

⁷²¹ India Office to Treasury, 7th April 1864, no. 346, L/F/2/293, Oriental and India Office Collections, British Library.

⁷²² Rungta, *The Rise of Business Corporations in India*, pp. 77-78.

⁷²³ King, "Bank of China", pp. 48-49.

⁷²⁴ Frank H. H. King, with Catherine E. King and David J.S. King, *The Hongkong Bank in Late Imperial China 1864-1902: On An Even Keel (History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation, vol. 1)*, Cambridge: Cambridge University Press, 1987, pp. 47-48.

中国の最も重要な場所に店舗を配置したこの植民地（香港—筆者注）の地場銀行の設立計画は、非常に長い間、考えられてきた。香港、そして中国と日本の開港場での地方貿易・外国貿易は、ここ数年間で、さらなる銀行機関の必要性を感じさせるほど、急速に拡大している。今現在、中国の諸銀行は本店をイングランドまたはインドに置く企業の単なる支店であり、かつそれらの諸国と中国間の為替取引を営むために設立されたものである。それらは、以前よりもはるかに広範で多様になった地方貿易の取引を満足させる立場にない。香港上海銀行はその不足分を提供し、インドの管区銀行またはオーストラリアの諸銀行のように、この植民地に関与する立場を担うであろう。⁷²⁵

ここで第一に指摘したい点は、この時期になって香港が自由港としての本領をようやく発揮し始めたということである。香港の貿易統計は20世紀初頭以前では十分に整備されていないが、たとえば香港政庁が調査した統計史料に基づいて、香港に来航する船舶（ジャンク船を除く）の数を示すならば、1845年で538隻（約3万4千トン）であったのが、1850年に884隻（約30万トン）1854年に1,100隻（44万トン強）、1862年に1,390隻（約60万トン強）、1863年には1,822隻（約90万トン）、そして1864年には2,264隻（100万トン以上）となった⁷²⁶。この数値は同一船が重複してカウントされた延べ数ではあるものの、香港に寄港した船舶（非ジャンク船）が1860年代に入って急増していたのが理解できよう。

（図9-6）は、上記と同じ史料に基づいて、香港の寄港船（ジャンク船を除く）の積荷地と出航先を示したものである。それによると、香港への入港船に関して、1840年代後半から1850年代前半では、イギリスと英領インド・シンガポールからの船舶が一貫して大きな割合を占めていたことがわかる。広州・中国沿岸からのそれも1840年代後半に約25%を占めたが、1850年代前半には激減した。その分、東南アジア（ジャワ、シャム、フィリピン、南洋諸島）と南北アメリカからの来航船の割合が増えた。この原因の一つは、1850年に起こった太平天国の乱による華南社会・経済の大混乱にあったと思われる。これと同じ傾向は、当該期の香港から出ていった船舶の行き先に顕著にみられる。1847年ではその6割強が広州・中国沿岸部であったが、1853年には1割前後にまで減少していた。その減少は、英領インド・シンガポールと南北アメリカへ向かう船舶の割合を増加させたのである。1850年代後半から1860年代前半になると、香港と広州・中国沿岸部との間の船舶の往来が復活し、その割合は以前よりも大きくなっていった。イギリスや南北アメリカからの入港船、ならびに両地域への出航船の割合が減った分、東南アジア（海峡植民地を除く）のそれが増している。英領インド・シンガポールの割合は相対的に減ったものの、そのなかのシンガポールの分を勘案すれば、東南アジアの割合はより大きくなるであろう。「開かれた場」として存在した香港が、欧米諸国との接続関係をもちつつ、とりわけ華南や東南アジアとの恒常的な「つながり」と「流れ」によって繁栄し、久末亮一が描くような華南—香港—東南アジアに広がる地域経済的空間の形成⁷²⁷に貢献し始めた一局面が、（図9-6）の船舶情報から垣間見られるであろう。

⁷²⁵ Collis, *Wayfoong*, p. 225.

⁷²⁶ *Blue Books: Hong Kong*, CO/133/1-22, Hong Kong Miscellanea, National Archives を参照。

⁷²⁷ 久末『香港』、15頁、174頁。

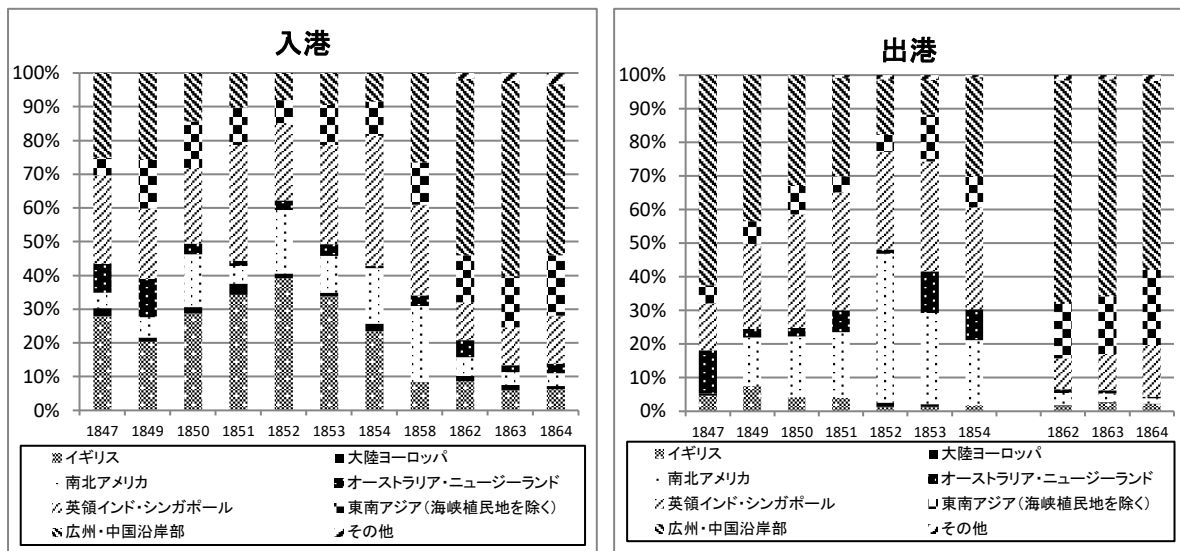


図9-6 香港に寄港した船舶の積荷地と出航先

注：ジャンク船を除く。

出典：Blue Books: Hong Kong, CO/133/1-22, Hong Kong Miscellanea, National Archives.

もう一つ指摘したい点は、東アジアの「ローカル・バンク」になることが香港上海銀行の基本理念であったことである。同銀行はロンドンに店舗を開設し、大規模な国際金融取引にも従事することになったが、その営業基盤をあくまでも香港、上海、そして両地と結びつきの強い開港場で確立するように計画されたのである。清朝中国や幕末日本では欧米列強との不平等通商条約のもとで開港場が増大し、自由貿易原則に基づく対欧米諸国との貿易の成長可能性が高まった結果、それに併せて、香港が新たな「ゲートウェイ」となったアジア地域間貿易の再編、さらには開港場とその後背地とのローカルな貿易取引の増大も大いに見込まれた。これは、1850年代末以降、上海の発展がそのことを反映する。欧米諸国との通商条約締結後の上海は、香港との関係を緊密化させると同時に、その影響力は揚子江流域の漢口にも波及し、また開港間もない横浜や神戸との新たな貿易関係も発展させていった⁷²⁸。

サザーランドが香港総支配人として所属した P&O 汽船会社は、1845年にセイロンから海峡植民地（ペナン、シンガポール）を介して香港まで定期郵便航路を伸ばしてから、香港を基点としてマカオ・広州（1848年）と上海（1850年）へ、さらに上海を介して長崎（1859年）へ伸張した。19世紀中葉のアジアでは、まだ蒸気船は貨物輸送分野に参加することはできず、そこで支配的であった海運はさまざまなタイプの帆船であった。蒸気船は常に石炭問題を抱え、その補給地と安定的供給を必要としていた。電信網も未完成で、蒸気船に期待された役割は本国一植民地間あるいは植民地相互間での迅速かつ定期的な情報連絡（郵便）の維持であった⁷²⁹。それゆえに、サザーランドは、香港や開港場での対外貿易に金融を付ける役割を香港上海銀行に担わせることによって、さらなる貿易取引の促進を狙い、結果として自ら率いる P&O 汽船会社の東アジア海運ビジネスの拡大とその優位性を確立しようとしたと考えられる。

サザーランドの提案によって、すぐに新銀行の暫定取締役会が設置された（表9-7を参照）。その議長（のちに初代社長）には、Bank of China 計画への対抗を意識するように、デント商会のフランシス・チョムリーが就いた。デント商会は1824年に広州で創業したイギリス系の最老舗商会であり、1840年代後半における中国沿岸部のアヘン貿易ではジャーディン・マセソン商会と並

⁷²⁸ J. W. Maclellan, "Banking in India and China", *Banker's Magazine*, vol. 55, p. 217.

⁷²⁹ 横井勝彦『アジアの海の大英帝国』講談社、2004年、223-228頁。

ぶ支配的立場にいた⁷³⁰。1840年に広州で創業して中国茶・絹やマンチェスター商品を扱ってきたギルマン商会 (Gilman & Co.) のヘンリー・ベヴァリー・レーマン、スミス・ケネディ商会 (Smith, Kennedy & Co. : 1866年倒産) のロバート・ブランド、リアル・スティル商会 (Lyll, Still & Co. : 1866年倒産) のジョージ・フランシス・マクレーンといった古くから中国で活動してきたイギリス商人も、新銀行の取締役に加わった。彼らイギリス利害以外に、他の欧米系商人も新銀行の取締役に選出されており、香港商業界の特徴を示すように、実に国際色豊かであった。たとえば、ノルウェー系のジョン・バード商会 (John Burd & Co.) のジョージ・ジョアン・ヘランド、1846年に広州で創業したドイツ系のジームセン商会 (Siemssen & Co.) のヴォルデマール・ニッセン、同じくドイツ系のフレッチャー商会 (Fletcher & Co. : 1865年倒産) のヴァルデマー・シュミット、アメリカ系商会であるオーガスティン・ハート商会 (Augustine Heard & Co. : 1875年倒産) の中国経営パートナーであるアルバート・ファーレイ・ハートである。とりわけ、オーガスティン・ハート商会は、アメリカ商会のラッセル商会 (Russell & Co.) を退職したオーガスティン・ハートが1836年に広州で創業した老舗有力商会であった⁷³¹。

表9-7 香港上海銀行の暫定取締役会 (1866年)

取締役	備考
フランシス・チョムリー	デント商会、臨時委員会議長(初代社長)
トマス・サザーランド	P&O汽船会社、副社長(1866年まで)
ヘンリー・ベヴァリー・レーマン	ギルマン商会
ロバート・ブランド	スミス・ケネディ商会
ジョージ・フランシス・マクレーン	リアル・スティル商会
ジョージ・ジョアン・ヘランド	ジョン・バード商会
ヴォルデマール・ニッセン	ジームセン商会
ヴァルデマー・シュミット	フレッチャー商会
アルバート・ファーレイ・ハート	オーガスティン・ハート商会
ダグラス・ラップレイク	造船業、中国沿岸の船舶業、香港の倉庫業
ウィリアム・アダムソン	ボルネオ会社
ラストムジー・ダンジーショー	P・F・カーマ商会
パランジー・フラムジー	P・A・カマジー商会
アーサー・サスーン	デビッド・サスーン商会

出典 : Frank H. H. King, with Catherine E. King and David J. S. King, *The Hongkong Bank in late imperial China 1864-1902 : on an even keel (History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation, vol. 1)*, Cambridge: Cambridge University Press, 1987, p. 54.

香港の欧米系老舗商会の歴史は、18世紀末の「広東貿易」時代にまでさかのぼることができる。周知のように、アヘン戦争以前における中国の対外貿易は広州に限定され、中国政府からの免許状をもつ少数の中国商人(公行)が外国商人と接触することのできた貿易体制であった。しかしその実態といえ、無許可の私商人たちが簡単に入り込める「すき間」だらけであったといつてよい。そこに参入してきたのが、インドを起点とするアジア域内貿易の担い手である欧米系私商人たちであった。彼らのビジネスは、実のところ、ロンドンやカルカッタの東インド商会群で構

⁷³⁰ Crisswell, *The Taipans*, Part 1.

⁷³¹ Stephen Chapman Lockwood, *Augustine Heard and Company, 1858-1862: American Merchants China*, Cambridge, Mass.: Harvard University Asia Center, 1971.

成される「アングロ・インディアン世界」から派生したものであり、その主要な収入源は、多かれ少なかれ、アヘン貿易であった⁷³²。そして、1833年にEICの中国貿易独占権の放棄以降、広州の外国商人の数は増加しつづけ、1837年までには、外国商社18社、イギリス商人158名、アメリカ商人44名、その他11名の計213名が活動するようになっていた⁷³³。デント商会、ジャーディン・マセソン商会、ラッセル商会、オーガスティン・ハード商会の創業や諸活動は、もとを辿れば「アングロ・インディアン」世界内で始められたといえるであろう。

彼らのような広東貿易時代からの老舗商会からみれば、サザーランド、ダグラス・ラップレイク、さらにウィリアム・アダムソンは香港商業界の新参者であろう。前述したように、P&O汽船会社は1845年に香港まで航路を拡張することに成功した。P&O社員としてロンドン本社で勤務していたサザーランドは、そのアジア事業の拡大のために香港総支配人となった。彼は1863年に設立した香港・黄埔船渠会社 (Hong Kong & Whampoa Dock Company) の初代社長でもあって、香港の船舶・造船業の発展に大きな貢献をしていた。そして1865年には、後述するジャーディン・マセソン商会のジェームズ・ウィットルとともに、香港立法評議会の民間代表メンバーにも選出された。そして、サザーランドは新銀行の設立計画では1866年まで副議長を務めた。時計製造業で身を立てたラップレイクは造船業や船舶業にも進出し、後述するアーサー・サスンと共に香港・広州・マカオ汽船会社 (Hong Kong, Canton & Macao Steamboat Company) を創業した。彼は、他にも多くの香港倉庫会社や香港ホテル会社 (Hong Kong Hotel Company : 1866年創業) の創設者として香港有力商人の一人に数えられる。ラップレイクは、サザーランドと共同で香港・黄埔船渠会社も創業していた。アダムソンは、1840年代においてP&O汽船会社の取締役を務めた経験を持った⁷³⁴ようだが、新銀行の計画時においてはシンガポールに営業拠点を置くボルネオ会社 (Borneo Company Ltd. : 本社はロンドン) の香港支店長であった⁷³⁵。彼は、シンガポールの最有力華人商人である陳金鐘⁷³⁶を通じて、主としてシャムやサイゴンからの米輸入やシンガポールからのアヘン輸入の貿易業を行っていた。アダムソンの参画は、前述したような華南一香港一東南アジアに広がる広域の地域経済空間のなかで、香港上海銀行の将来的発展が展開することを示唆していよう。事実、香港上海銀行は、1870年までにシンガポール、バンコク、サイゴン、マニラに支店を開設した。英領インドの支配体制から海峡植民地を切り離す帝国再編が本国議会で本格的に議論されていた時期でもあり⁷³⁷、シンガポールを拠点とする貿易商人にとっても、その広域貿易圏のさらなる発展と香港に根を張る地方銀行の設立は大いに歓迎されるものであったろう。

香港の商業的発展は、たとえば香港への大量流入による中国人人口の急増をはじめ、中国・日本・シャムにおける貿易港の開放、アヘンの合法化などが主たる諸要因となっていたと考えられ

⁷³² Greenberg, *British Trade and the Opening of China*, pp. 34-40.

⁷³³ Yen-p'ing Hao, *The Commercial Revolution in Nineteenth-Century China: The Rise of Sino-Western Mercantile Capitalism*, Berkeley: University of California Press, 1986, p. 33.

⁷³⁴ Freda Harcourt, *Flagships of Imperialism: The P&O Company and the Politics of Empire from its Origins to 1867*, Manchester and New York: Manchester University Press, 2006, p. 95.

⁷³⁵ ボルネオ会社、もともとは1842年創業のW・R・パターソン商会 (W. R. Paterson & Co.) を前身とし、1856年にロンドンで法人会社として設立された。シンガポールには1857年に支店を開設した。その支店は他にもマンチェスター、カルカッタ、バタヴィア、香港、上海、サラワクに開設された。アダムソンは1863年にはシンガポール商業会議所副会頭も勤めた。しかし、彼は1867年にボルネオ会社を退職し、サミュエル・ギルフィラン (元ボルネオ会社) とH・W・ウッド (ボルネオ会社) とともにギルフィラン・ウッド商会 (Gilfillan, Wood & Co.) を創業した。The Singapore International Chamber of Commerce, *From Early Days*, Singapore: Singapore International Chamber of Commerce, 1979, pp. 52-54.

⁷³⁶ Song Ong Siang, *One Hundred Year's History of the Chinese in Singapore*, Singapore: Oxford University Press, 1984, p. 94. シャム国王のラーマ4世とも新興のあった陳金鐘とその貿易業に関して、宮田敏之「シャム国王のシンガポール・エージェンツ—陳金鐘 (Tan Kim Ching) のライス・ビジネスをめぐる—」『東南アジア歴史と文化』(東南アジア史学会) 第31号、2002年、27-56頁、に詳しい。

⁷³⁷ 川村朋貴「アジア海域世界のイギリス帝国—シンガポールを事例にして (1819~67年)」濱下武志監修 川村朋貴・小林功・中井精一編『海域世界のネットワークと重層性』桂書房、2008年、193-207頁。

る。香港の繁栄は、とりわけ海外の中国人移民社会の需要に対応した中継貿易の成長によるところ大であった。中国人たちは自由移民または年季契約労働を含めて、おもに北アメリカ、オーストラリア、そして東南アジアへ移動した。彼らは中国独自の生活様式に固執しながら、中国とのつながりを保持しようとした。特にシンガポールは香港からの中国人労働者の集散地となっていた。両自由港は中国人移民ネットワークの交差点として位置づけられ、さらにそれに付随したモノ・カネ・情報ネットワークを通して東アジア世界と東南アジア世界との連携を強化させる機能をもったといえる。濱下武志も指摘するように、香港上海銀行は、「東南アジアにおいては華僑商人あるいは印僑商人などが歴史的に築いてきた居住地区や交易拠点に、必ず支店を出して」⁷³⁸ いたのである。

(表9-7)で示した新銀行の臨時取締役には、決して欧米系貿易商人のみで構成されていたわけではなく、インド西部地方、特にボンベイとのビジネス・ネットワークをつくっていた在香港のパールシー貿易商人も加わっていた。P・F・カーマ商会(P. F. Cama & Co.)のラストムジー・ダンジーショー(Rustomjee Dhunjeeshaw)とP・A・カマジー商会(P. & A. Camajee & Co.)のパランジー・フラムジー(Pallanjee Framjee)の二人である。既知のとおり、サーサーン朝ペルシアの滅亡後にインドのグジャラート地方に移住したゾロアスター教信者の人びと(パールシー)は、早くから他のアジア地域との遠隔地貿易に従事し、少なくとも17世紀には中国との海上貿易の潜在可能性も認識していたといわれている。パールシー貿易商人たちは東南アジアや中国とのアジア域内貿易の拡大を狙うイギリスのEICや代理商会との相互協力関係を確立し、彼らの一部が18世紀半ばから広州やその周辺にも移住し始めた(図9-8を参照)。彼らはインド西部で生産された原棉やアヘンをボンベイやスーラトから輸入し、絹・茶・銀を手に入れることによって巨万の富を獲得したことで、19世紀初頭には広州でも一大勢力を成した。そして、1850年頃にはパールシー系のアヘン商人は揚子江下流域に進出したといわれている⁷³⁹。香港には南京条約の締結直後から数名のパールシー商人が定住し始めたが、第二次アヘン戦争(1856年~58年)の難を逃れて広州から移住する者もいた。1860年の時点で、香港にあった貿易商会73社のうちの17社がパールシー系貿易商会であったとされ、その従業員はインドから雇い入れられていたようである⁷⁴⁰。『チャイナ・ディレクトリー(1861年)』によると、上述のP・F・カーマ商会は上海とアモイにも店舗を開設し、計17名の従業員(香港10名、上海5名、アモイ2名)によって商業活動をする香港の代表的なパールシー系商会であった⁷⁴¹。ボンベイで設立されたオリエンタル銀行(1842年)、インド・コマーシャル銀行(1845年)、マーカンタイル銀行(1854年)の設立にも多くのパールシー有力商人が直接的に関わっていた事実⁷⁴²も併せて、彼らの存在なしにイースタン・バンクの発展過程を考えることはできない。

⁷³⁸ 濱下『香港』、25頁。

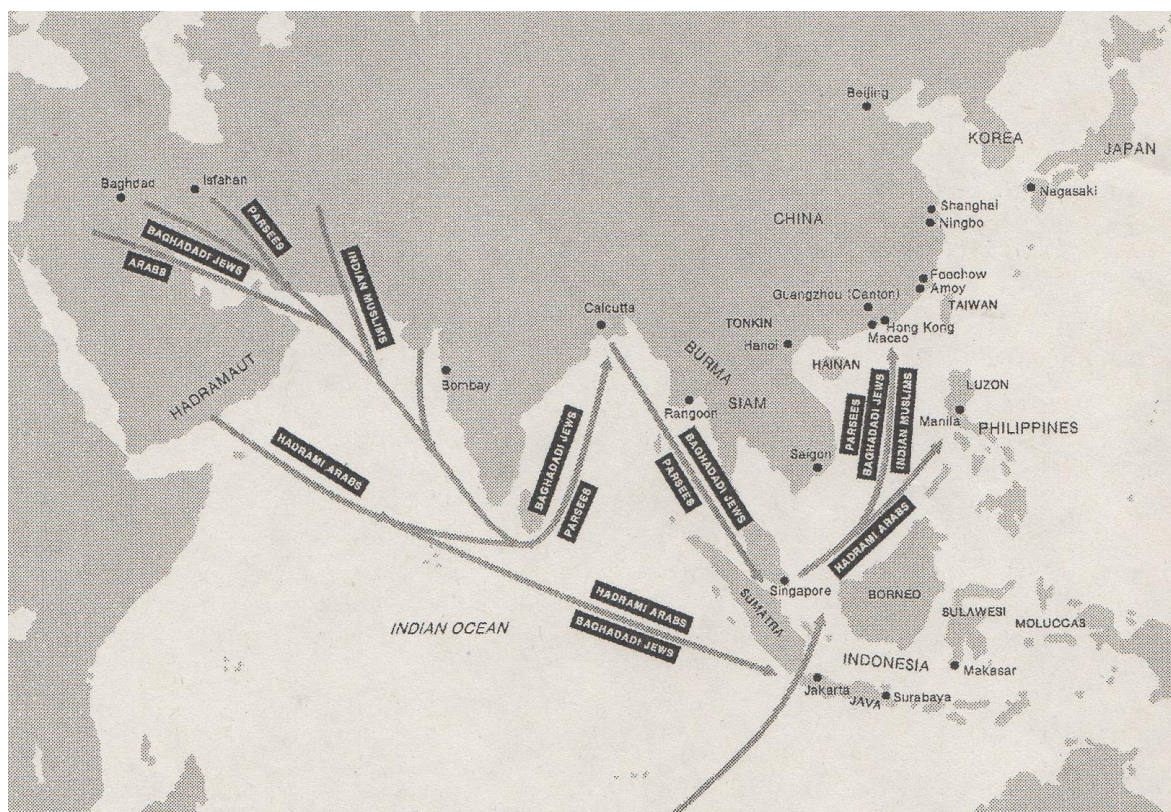
⁷³⁹ Christine Dobbin, *Asian Entrepreneurial Minorities: Conjoint Communities in the Making of the World-Economy 1570-1940*, Surry: Curzon Press Ltd., 1996, pp. 77-87.

⁷⁴⁰ Caroline Plüss, "Globalizing Ethnicity with Multi-local Identification: The Parsee, Indian Muslim and Sephardic Trade Diasporas in Hong Kong", in Ina Baghdiantz McCabe, Gelina Harlaftis, and Ioanna Pepelasis Minoglou eds., *Diaspora Entrepreneurial Networks: Four Centuries of History*, Oxford & New York: Berg, 2005, pp. 249-251.

⁷⁴¹ *The China Directory for 1861*, Hong Kong: A. Shortrede & Co., 1861.

⁷⁴² Christine E. Dobbin, *Urban Leadership in Western India: Politics and Communities in Bombay City, 1840-1885*, Oxford: Oxford University Press, 1972, p. 18.

図9-8 パールシーとバグダッド系ユダヤ人のアジア商人



出

典：Caroline Plüss, “Globalizing Ethnicity with Multi-local Identification: The Parsee, Indian Muslim and Sephardic Trade Diasporas in Hong Kong”, in Ina Baghdiantz McCabe, Gelina Harlaftis, and Ioanna Pepelasis Minoglou eds., *Diaspora Entrepreneurial Networks: Four Centuries of History*, Oxford & New York: Berg, 2005, p. 246.

新銀行の暫定取締役には、パールシー商人のほかに、アーサー・サスンというユダヤ商人の名前もあった。彼はボンベイに拠点をおくユダヤ商家のデビッド・サスン商会（David Sassoon Sons & Co.）の一員である。オスマン帝国下のバグダードで著名なサスン家出身のデビッド・サスンは、バグダード太守の政治的迫害を逃れて、1832年にイギリス帝国臣民の身分を得ることでボンベイに移住し、綿織物や皮革を商売するデビッド・サスン商会を開業した。デビッドの関心は原棉の取引にも向かい、EICの中国貿易独占が終焉した1833年以降、インドの織物業者への原棉の販売と同時に、イギリスや中国・その他のアジアへのその輸出貿易も開始した。この原棉取引に伴って、彼はアヘン貿易にも参入し、1834年には広州へマールワー・アヘンを送っている。南京条約（1842年）による香港の割譲と中国の開港が、サスン・ビジネスの転換点であった。デビッドは、東アジアでのビジネスを拡大させるために、1844年に次男のエリスを広州へ派遣した。（図9-8）にみられるバグダードからインドとシンガポールを經由し香港に延びるユダヤ商人の移動経路は、まさにサスンのビジネス展開を示している。

エリス・サスンはすぐに廃船を購入してアヘン倉庫とし、インドからのアヘンや原棉の輸入貿易業を始めた。彼は1850年には上海にも支店を開設し、倉庫業やアヘンとその見返り品である絹・皮革製品・織物の対外貿易業において、すぐにジャーディン・マセソン商会と競合するようになった⁷⁴³。エリスが広州から香港へ営業拠点を移したのは、第二次アヘン戦争中の1857年のこ

⁷⁴³ Carl A. Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy: A Study of the Asian Opium Trade, 1750-1950*, London: Routledge, 1999, pp. 112-113.

とであった⁷⁴⁴。デビッドの5男アーサーは、この頃に香港にやってきたと思われる。デビッド・サスン商会は、1861年には、香港と上海のほかに、福州・横浜・長崎にもビジネスの範囲を拡げ、インドからのアヘンや原棉の輸入貿易業で得た莫大な資金を、船舶業、株式仲介業、土地売買、ホテル経営にも投資し、その事業を多角化させていった。同商会はP&O汽船会社の大口顧客でもあった関係で、この新銀行の株式に多額の投資を行なった。サスン関係者の参画は、東アジア各地の地場産業やアジア域内貿易の金融に特化する香港上海銀行の事業スタイルを決定づけたといわれている⁷⁴⁵。

第4節 香港上海銀行の開業

香港での賛否両論

1864年10月末、Bank of Chinaの代表であるニール・ポーターが香港商人の協力を得るために香港を訪問した。しかし、ボンベイでの楽観的な見通しとは裏腹に、香港の反応は実に冷ややかであった。P&O汽船会社を中心に香港上海銀行の創設計画が進められていたと同時に、それに参画しなかったジャーディン・マセソン商会もボンベイの銀行計画にはあまり興味を示さなかったからである。Bank of China側は競争相手の香港上海銀行に合併を提案したが、断固拒否された⁷⁴⁶。これ以降、両者はイギリス政府との交渉に入り、「法人格」の特許状獲得の競争となった。結論的にいえば、Bank of Chinaはボンベイでの金融恐慌（1866-67年）の影響もあって、1866年11月に破綻することになる。

1864年12月23日、香港上海銀行の暫定取締役会（議長はチョムリー）は、香港総督のハーキュリー・ロビンソン（在任1859-65年）に宛てて、その計画を実行することのできる「一つの特許状あるいは会社法」の特権を取得したいとの請願書を送った⁷⁴⁷。香港上海銀行は資本金500万香港ドル（2万株の発行）で設立され、その半額の払い込みを業務開始前の3ヶ月以内に完了するように計画された。その株主の構成は、数名の例外（ただし貿易関係者）を除いて、香港・中国・日本の在住者で占められたというのである。それゆえに、それら地域のほとんどすべての商会と諸個人は当銀行に関心をもっているであろうと、銀行取締役会は訴える。その際、植民地銀行規制に沿いつつも次の条項の免除が申請された。それはすなわち、特許状の発行日付から2年以内の資本全額払込の厳守、ならびに株主の倍額責任に関する二つの条項であった。特に後者は香港ビジネスの現状から修正される必要があり、前者にしても決して不可能ではないがその強制的義務は不都合と損失を伴うと考えられた。ともあれ、この銀行の創設が香港の繁栄に関心のあつた多くの人びとにとって大きな恩恵であると見なされていると、香港上海銀行からの請願書はしめくられた。

同年12月末、総督ロビンソンは本国の植民地省秘書官のエドワード・カードウェルに上記の申請を伝えた⁷⁴⁸。前述したように、香港には銀行券の発行や銀行の設立に関する法的規制はなかったが、香港上海銀行の株主はあくまでも「法人組織」の宣言を好み、その銀行券の香港財務局での取り扱いが香港政庁によって承認されることを切望しているという状況も伝えられた。払込期限と倍額責任の条項の免除要求が含まれていたとはいえ、ロビンソンはこの銀行計画を強く支持し、それが香港のみならず中国や日本の外国商人社会からの熱烈な支援を得ていたと報告している。ロビンソンの在任期間はまさに香港の発展途上期とされ、香港鑄造所の創設のような香港商業界にとって重要な諸改革が、積極的な経済・社会政策を提案するロビンソンによって行なわれていた⁷⁴⁹。そのなかに香港法人条例の制定も含まれよう。

⁷⁴⁴ Plüss, "Globalizing Ethnicity with Multi-local Identification", p. 258.

⁷⁴⁵ Frank H. H. King, *The Hongkong Bank in Late Imperial China*, pp. 55-56.

⁷⁴⁶ King, "Bank of China", pp. 53-55.

⁷⁴⁷ Hongkong Bank to Colonial Secretary, Hong Kong, 23rd December 1864 CO/129/101, no. 199, Hong Kong Original Correspondence (HKOC), National Archives, pp. 237-241

⁷⁴⁸ H. Robinson to E. Cardwell, 29th Dec. 1864, no. 99, CO/129/101, HKOC, pp. 233-236,

⁷⁴⁹ Endacott, *A History of Hong Kong*, pp. 105-120.

この香港上海銀行の法人化問題は、香港法人条例の制定という別個の問題と深く連動した。1864年7月、香港商業会議所（1861年に創設）は香港政庁に対して、株主の有限責任制に基づく法人会社の設立を可能にする法令の制定を請願した⁷⁵⁰。香港政庁はそれを受けて、「1864年有限会社条例」なる条例案を作成することになった。しかし9月、香港立法評議会はその条例案の破棄を決定した。これに対して、香港商業会議所は商業界全体の見解として強く抗議し、デント商会を筆頭とする50社の署名を付けて再び法人条例の制定を請願した⁷⁵¹。この請願者たちの強調点は、現時点で個人または商会には開放されていない事業の促進によって、植民地の全般的繁栄を発展させる手段としての法人条例の必要性にあった。

この請願には、P&O汽船会社のサザーランドやラップレイクをはじめとする香港上海銀行暫定取締役会メンバー全員が含まれていたが、興味深いことには、ジャーディン・マセソン商会とラッセル商会は賛同しなかった。これと同時に、上記の署名者を含む香港在住者99名も法人条例の制定を切望して、署名付きの請願書を香港政庁に送った⁷⁵²。欧米系商人のほかにも、インド商人、中国商人、ユダヤ商人、アラブ商人等、香港を基盤にするアジア商人たちもこの請願書に署名をしているが、これにもやはりジャーディン・マセソン商会とラッセル商会の署名はない。なぜか。それは一般的には、為替業務をめぐる両商会と香港上海銀行（デント商会やサスーン商会等）との利害対立と考えられた。最近では、石井麻耶子が、ジャーディン・マセソン商会が新銀行の必要性を感じていなかったのではないかと推測する。ほかの理由としては、「株式会社」が無謀な投機を誘発することを恐れていたのではないかと思われる。

香港商業界のほぼ満場一致の要望に応じて、香港総督のロビンソンは立法評議会に再び法人条例案を提出した。1865年3月4日、評議会での投票の結果、その法案は多数の賛同を得、結果的には1865年法人条例（Ordinance No.1 of 1865）となって制定された。そして、香港政庁は法人条例の制定を本国の植民地省に報告し、それに対する植民地大臣の承認と確認を求めたのである⁷⁵³。香港上海銀行の出発は、この条例のもとで登記された時から始まる。

しかし、香港法人条例の制定への反対論を一貫して訴え続けたのが、立法評議会民間メンバーであったジャーディン・マセソン商会代表のジェームズ・ウィットルであった⁷⁵⁴。彼はまず、同じ立法評議会メンバーのチョムリー（デント商会）への不信感をあらわにする。ウィットルによると、彼は当初法人条例案には反対の立場であったが、香港住民の多数派に単に迎合するために賛成の側に鞍替えしただけで、当該条例が香港に利益をもたらすという信念に基づく行動ではないというのである。ウィットルはさらに法人条例の必要性に言及する。香港商業会議所による香港総督への請願書はその最も重要なメンバーのすべてによって署名されているわけではない事実から、それが会議所内の満場一致の見解ではないことを表していると主張される。それゆえに、香港において有限会社原理が普遍的に望まれていると考えるのは間違いであり、ウィットルの見解では、香港商業界はそれをまったく必要としていないと結論づけられている。法人条例の制定は土地や他の事業への無謀な投機を助長するだけであり、それはすでに上海で経験しているというのである。

1865年3月末、香港政庁秘書官のマーサーはこのウィットルの論点を整理して、本国の植民地省に報告した⁷⁵⁵。マーサーは香港立法評議会が彼の見解に同意することを信じて、たとえば請願

⁷⁵⁰ Hong Kong General Chamber of Commerce to Colonial Secretary, Hong Kong, 18th July 1864, no. 38, CO/129/104, HKOC, pp. 272-273.

⁷⁵¹ Hong Kong General Chamber of Commerce to H. Robinson, 2nd September 1864, no. 38, CO/129/104, HKOC p. 274.

⁷⁵² Memorial of Hong Kong Residents to Robinson, (undated), no. 38, CO/129/104, HKOC, p. 275.

⁷⁵³ Robinson to Cardwell, 10th March 1865, no. 38, CO/129/104, HKOC, pp. 260-264.

⁷⁵⁴ Protest against the “Companies Ordinance” by James Whittall, 11th March 1865, no. 19, CO/129/104, HKOC.

⁷⁵⁵ Mercer to Cardwell, 30th March 1865, no. 19, CO/129/104, HKOC, pp. 389-393.

書の署名者数は法人条例の制定に好意的な世論の存在を示していると主張し、ウィットルの見解を徹底的に批判した。この香港政庁からの書簡を受けとった植民地省は、香港法人条例の制定について大蔵省と枢密院通商委員会に報告した⁷⁵⁶。

香港上海銀行法人条例

植民地銀行の法人化に関しては、枢密院通商委員会が申請の窓口となって、大蔵省が特許状条項の詳細を決定するというのが通例の手続きとなっていた。1865年3月1日、香港政庁からの依頼（前年12月末）を受けた植民地省は、香港で設立される地方銀行の暫定取締役会からの法人条例の申請書の写しを大蔵省に提出した⁷⁵⁷。香港上海銀行は前述の1865年法人条例で登記されたが、あくまでもそれ独自に制定された条例での法人化を望んでいた。

さらに香港上海銀行は、銀行券の発行についての書簡を香港政庁に送った⁷⁵⁸。銀行側の申し入れは、税金の支払い等の必要から、その銀行券が香港財務局あるいは別の政庁機関で受領されることであった。その場合、銀行は紙幣流通量に比例したブリオン保有を準備し、紙幣発行と現金準備の定期報告書を提出することを約束した。香港政庁秘書官のマーサーはその書簡を植民地省のカードウェル宛に送った⁷⁵⁹。その際、香港上海銀行はすでに1865年法人条例で登記され、香港の社会構成員を株主とすることで世論の信用を得たゆえに、銀行券の発行を承認してもよいであろうと、マーサーは植民地省に訴えた。植民地省はこれを了承し、その旨を大蔵省に伝えた⁷⁶⁰。

大蔵省は、資本金の払込期間の修正を認めるなど、「香港上海銀行の法人条例」の制定に基本的には異議はないと考えていた⁷⁶¹。大蔵省はこの進行中の銀行設立に強い関心を示し、極めて好意的に対応したのである。植民地金融問題を監督する役割を担っているという自負もさることながら、1825年枢密院勅令以来のその一貫した金融戦略、すなわちイギリス帝国全体に金本位制を導入することが大蔵省の目標になっていたからである。大蔵省は、特許銀行の発券業務がロンドンから遠く離れた植民地での紙幣流通にとって最適かつ確実な手段として考え、特に1850年代初めから特許株式銀行の設立やそのビジネスの拡大を大いに歓迎・支援してきたのである⁷⁶²。ただし大蔵省は、香港上海銀行が申し出た株主の倍額責任条項の免除だけには反対で、香港の地方銀行といえども例外は認められないというものであった。つまり、香港で設立されるすべての銀行機関は、別の一般的法人条例あるいは個々に適用される特別条例に基づいて法人化されるべきというのである⁷⁶³。これを受けて、香港政庁はすべての銀行をこの条例の対象から除外する必要性を認識し、1865年法人条例の見直しに着手し、香港上海銀行のための特別条例の制定を検討した⁷⁶⁴。

1866年3月7日、香港政庁は、前日の香港立法評議会での議を経て、銀行業を対象外とする1866年香港法人条例（Ordinance No.3 of 1866）を制定したことを、植民地省に報告した⁷⁶⁵。香港立法評議会の見解は満場一致であったとされるが、このとき、ウィットルはビジネスを理由に欠席していた。植民地省は香港の新条例について枢密院通商委員会に伝え、後者もそれを承認した⁷⁶⁶。これと同時に、香港上海銀行の特別条例に関する調整がイギリス政府（植民地省、大蔵省、

⁷⁵⁶ Colonial Office to Treasury, 31st May 1865, no. 39, CO/129/104, HKOC, pp. 276-277; Colonial Office to Board of Trade, 31st May 1865 no. 39, CO/129/104, HKOC, pp. 277-278.

⁷⁵⁷ Colonial Office to Treasury, 1st March 1865, no. 199, CO/129/101, HKOC, p. 246.

⁷⁵⁸ N. Kresser, Manager, HSBC, to Mercer, 26th May 1865 no. 121, CO/129/106, HKOC, pp. 79-80.

⁷⁵⁹ Mercer to Cardwell, 10th August 1865, no. 121, CO/129/106, HKOC, pp. 77-78.

⁷⁶⁰ Colonial Office to Treasury, 16th October 1865, no. 121, CO/129/106, HKOC, p. 82.

⁷⁶¹ Treasury to Colonial Office, 19th April 1865, no. 305, CO/129/108, HKOC, pp. 305-306.

⁷⁶² H. A. Shannon, "Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard", *IMF Staff Papers*, vol. 1, 1950-51, pp. 334-354; W. E. Nelson, "The Gold Standard in Mauritius and the Straits Settlements between 1850 and 1914", *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 16, no. 1, 1987, p. 49.

⁷⁶³ Treasury to Colonial Office, 1st November 1865, no. 305, CO/129/108, HKOC, pp. 355-356.

⁷⁶⁴ Hong Kong Government to Colonial Office, 11th October 1865, no. 305, CO/129/108, HKOC, pp. 357-358.

⁷⁶⁵ Mercer to Cardwell, 7th March 1866, no. 49, CO/129/112, HKOC, pp. 14-15.

⁷⁶⁶ Colonial Office to Board of Trade, 12th May 1866, no. 49, CO/129/112, HKOC, p. 17.

枢密院通商委員会)と香港政庁との間で行なわれた⁷⁶⁷。そしてついに、8月14日、香港上海銀行法人条例(Ordinance No.5 of 1866)が制定された。香港政庁はすぐに植民地省に報告⁷⁶⁸し、10月31日、植民地省から大蔵省に最終的に伝えられた⁷⁶⁹。ここに、香港特別条例によって法人化された「香港上海銀行(Hong Kong and Shanghai Banking Corporation)」が誕生した。

大蔵省はこの銀行条例の内容確認にはまったく意義はなかったが、銀行券を発行する支店の設立に関して若干の修正が必要であることが指摘された⁷⁷⁰。端的に言えば、香港政庁の統治範囲外にあるインド問題である。付与された条例のもとでは、香港上海銀行がインド政庁の支配領域で「支店」を設けることは認められないというのである。香港条例の適応範囲はあくまでも香港のみであって、それ以外での支店と出張所の設立は、大蔵省が決めた諸条件と同様に、それぞれの地域の法律や政府に従わなければならなかった。とりわけ英領インドでは、銀行券を発行する銀行機関に対する法的規制は厳格でありEIC支配時代以来、管区銀行以外の株式銀行がインド政庁から発券業務の認可を得るのは困難を極めた。この時点での管区銀行でさえも、インド政庁によって銀行券の発行を禁じられていたのである。英領インドは、送金・預金・為替の業務のみを行なう「出張所」の開設が、インド政庁への申請とその承認によって唯一認められる特異なビジネス・フィールドなのであった。香港上海銀行のボンベイとカルカッタでの「出張所」の開設は、上海、漢口、福州、横浜で開設される「支店」と同様に、銀行全体の繁栄にとって必要な条件であった。こうして、1867年1月末、銀行取締役会は大蔵省の決定に遵守し、その条例の修正に応じる意思をもっていることを示した請願書を香港政庁に提出し、それは植民地省を通じて大蔵省に送られた⁷⁷¹。最終的に、香港上海銀行のカルカッタ進出は1868年3月、ボンベイ出張所の開設は1869年7月になってのことであった。

(表9-9)は、設立間もない香港上海銀行の経営状況を示す貸借対照表である。ボンベイのコットン・ブーム後の1866年恐慌によって「アングロ・インディアン」銀行が破たんや経営不振に追い込まれるなかで、新興勢力である香港上海銀行の営業規模(負債=資産)は着実に拡大していった。(表9-9)において、特に「負債」部の「支払為替(Exchange Acceptance)」と「資産」部の「取立(買取)為替(Exchange Remittance)」が目立っている点から、香港上海銀行の中心的業務が為替手形の売買、換言すれば、香港・上海・その他のアジア各地で対外貿易に従事する貿易商人を相手にした外国為替取引であったことが理解できよう。「支払為替」とは、おもにヨーロッパへの送金を必要とする在アジアの貿易業者への外国為替手形の振り出しを表わす。すなわち、香港上海銀行は、ヨーロッパからの商品の輸入貿易に伴う代金決済をしたい輸入商にロンドン払為替手形を販売し、現地通貨(メキシコドル)を受け取っていたのである。「取立手形」とは、「支払手形」と正反対の取引、すなわち、香港上海銀行が在アジアの貿易商人によって振り出された為替手形を購入することを意味する。この場合、銀行が手形を購入する相手は、ヨーロッパ(おもにイギリス)へアジア商品を送りたい輸出業者たちであった。彼らは、輸出に伴う代金回収のために、イギリス在住の輸入業者を名宛人にしたロンドン払手形を香港上海銀行に購入してもらった。そして、同銀行ロンドン店はアジアから送られてきた為替手形を在イギリスの名宛人(輸入業者)に呈示し、手形代金を取り立てるという仕組みであった。その意味で、「支払手形」は「取立手形」と呼ばれるのである。銀行活動全体としてみれば、アジア各地において、「資本金」

⁷⁶⁷ Treasury to Colonial Office, 20th April 1866, no. 3922 (Hong Kong), CO/129/118, HKOC, pp. 220-221; Colonial Office to Hong Kong Government, 26th April 1866 no. 3922 (Hong Kong), CO/129/118, HKOC, p. 222; Board of Trade to Colonial Office, 23rd May 1866, no. 5069 (Hong Kong), CO/129/118, HKOC, p. 145; Colonial Office to Hong Kong Government, 1st June 1866, no. 5069 (Hong Kong), CO/129/118, HKOC, p. 146.

⁷⁶⁸ Hong Kong Government to Colonial Office, 24th August 1866, no. 100, CO/129/114, HKOC, pp. 333-335.

⁷⁶⁹ Colonial Office to Treasury, 31st October 1866, no. 100, CO/129/114, HKOC, p. 338.

⁷⁷⁰ Treasury to Colonial Office, 16th November 1866, no. 10928 (Hong Kong), CO/129/118, HKOC, pp. 351-352.

⁷⁷¹ Hongkong Bank to Hong Kong Government, 31st January 1867 no. 205, CO/129/120, HKOC, pp. 283-284; Hong Kong Government to Colonial Office, 31st January 1867, no. 205, CO/129/120, HKOC, pp. 276-277; Colonial Office to Treasury, 30th March 1867 no. 205, CO/129/120, HKOC, p. 278.

や「預金（当座・定期）」の調達、そして「支払手形」の振り出し（購入）という形で集められた銀行稼働資金の多くが、ヨーロッパ、特にイギリスへの商品流通部門で運用されていたという構造となっていた。

（表9-9）においてさらに興味深いのは、「資産」部における「手形割引・貸付ほか」の比重の大きさである。これは、香港上海銀行の業務上の力点が国際的商品流通部門のみならず、アジア各地内部の局地的流通・生産部門への金融業務にも少なからず置かれていたことを示している。香港、そして中国や日本の開港場での地方取引にも対応する「地場銀行」を目指した香港上海銀行独自の企業理念を映し出す極めて重要な特徴であろう。香港上海銀行は、1870年までに、オリエンタル銀行やマーカントイル銀行が未だ進出していなかったバンコク、サイゴン、マニラ、廈門、寧波、神戸に支店を開設し、そこで必要とされた外国・地方貿易への金融的便宜の供与をほぼ独占するイースタン・バンクとなっていたのである。

表9-9 香港上海銀行の貸借対照表

		1866年末	1868年末	1870年末	1872年末
負債	資本金・積立金	\$2,985,200	\$3,500,000	\$4,800,000	\$6,000,000
	銀行券	\$4,132,651	\$1,110,749	\$1,714,769	\$2,369,638
	預金(当座・定期)		\$5,953,716	\$9,399,215	\$13,703,285
	支払為替	\$7,861,210	\$10,425,153	\$21,672,582	\$31,258,057
	その他	\$347,085	\$460,649	\$465,968	\$342,342
計(負債=資産)		\$15,326,146	\$21,450,267	\$38,052,534	\$53,673,322
資産	現金・プリオン等	\$1,944,515	\$4,226,539	\$10,178,701	\$8,097,815
	政府証券	\$0	\$720,000	\$2,946,851	\$2,165,635
	手形割引・貸付ほか	\$9,199,503	\$4,379,651	\$8,111,149	\$11,027,305
	取立(買取)為替	\$4,071,102	\$12,005,148	\$16,670,776	\$32,221,833
	その他	\$111,025	\$118,928	\$145,057	\$160,733

出典：The Economist: or the Political, Commercial, Agricultural, and Free-trade Journal（各号）より作成。

第5節 小括

ピーター・マーシャルは、イギリス植民地社会に関する研究が帝国中心部から引き起こされた海外拡張運動の一部として行なわれ、いまだイギリス自体の社会史の延長にすぎない水準にとどまっている現状を嘆く。マーシャルは、インドのイギリス人社会の実情を事例にして、本国社会内部からいかなる影響を受けようとも、英領インドなるものがあくまでもインドという世界で建設されたと主張する⁷⁷²。南京条約で清朝中国に割譲させた香港の植民地化を理解するうえでも、華南地域と東南アジアを含んだ広域アジアの地域的文脈を十分に踏まえる必要があるといえる。その意味で、英領インドと香港は、互いに独立した地域的基盤において変動していたのである。

香港上海銀行の創設計画を立案・主導したのは、交通革命を先導するP&O汽船会社、東南アジア貿易で繁栄するボルネオ会社、アヘン・ネットワークを構築するサスーン商会等の代表者たち、すなわち自由港としての香港をまさにアジア有数の「ゲートウェイ」に変えていった新時代の立役者たちであった。彼らは、香港商業界で支配的な老舗商会と協力して香港上海銀行を立ち上げ

⁷⁷² P. J. Marshall, "British Society in India under the East India Company", *Modern Asian Studies*, vol. 31, issue 1, 1997, pp. 89-108; P. J. Marshall, "The White Town of Calcutta under the Rule of the East India Company", *Modern Asian Studies*, vol. 34, issue 2, 2000, pp. 307-331. ただし、その関心は、主としてカナダやオーストラリアといった白人定住植民地に集中しているのが現状で、イギリス人移民の数が相対的に少なかったアジア・アフリカに十分に向けられているとはいえない。なお、上海に関しては、Robert Bickers, "Shanghaiers: The Formation and Identity of the British Settler Community in Shanghai, 1842-1937", *Past and Present*, no. 159 (1998), pp. 161-211; Robert Bickers, *Britain in China: Community, Culture and Colonialism, 1900-49*, Manchester: Manchester University Press, 1999がある。

た。そしてこの新銀行は、香港政庁（特に総督のロビンソン）の支援と本国大蔵省の高い関心のもとで創設されたのである。その新銀行の計画にはジャーディン・マセソン商会とラッセル商会という二大老舗商会が参画していなかった。とりわけジャーディン・マセソン商会は、アヘン貿易を通して古くからボンベイのレミントン商会（Remington & Co.）やジャムセットジー・ジェージェイボウイと親密な取引関係を築いていた。ウィットルはこの香港—ボンベイ関係の保全に注意し、香港上海銀行の創設に加わらなかったとも考えられる。いずれにせよ、香港上海銀行の創設という興味深い出来事は、香港商業界内部での主導権争いを強く反映していたと思われる。

しかし、香港商業界で共通した特徴は、脱「アングロ・インディアン」世界の意識が非常に根強かったことであろう。オリエンタル銀行やチャータード銀行のように、香港に支店を置いたイースタン・バンク群は、本店をロンドン本店からインドを機軸にアジア事業を展開したアングロ・インディアン銀行であった。そのうえで、「コットン熱」と「株式投機熱」に沸く野心的なボンベイ商人・投資家たちは、香港における銀行経営や香港商人が提供するビジネスからの莫大な利益を期待した。ボンベイを熱源となったエネルギーの波動は余りに強烈で、それが逆に、香港商人たちの強い反発を招いたのである。

そうした「ボンベイの衝撃」という外圧の伝播によって、香港商業界はアングロ・インディアン銀行に依存しない「地方銀行」の創設を動機づけられた。この点が、ロンドンとの関係を重視したシンガポール商業界の反応とは異なり、ボンベイ—香港の「帝国のテレコネクション」パターンの特徴であった。ボンベイとの太いパイプをもつジャーディン・マセソン商会でさえも、Bank of China の創設を計画するボンベイ商業勢力からの協力要請を拒んだ。華南地域で活動する欧米系商人たちは、そもそも広東貿易時代の「アングロ・インディアン」世界から派生して成長したが、1850年代以降、彼らの拠点徐徐に広州から香港や上海へ移るとともに彼らの意識も大きく変わった。彼らはインドとの関係を切らぬまま、脱「アングロ・インディアン」世界を実現しようと考えたが、そうした自律的意識は、特に香港の商業的発展を拠り所としたと思われる。「ゲートウェイ」としての香港は東アジア世界と東南アジア世界を連結させる機能を持ち、香港上海銀行の初期活動もその範囲内で想定されたのである。

ジョン・ダーウィンは、海外と本国に散らばった「橋頭堡」の個別機能と相互作用への十分な理解こそが、ヴィクトリア朝帝国主義の無秩序な拡大過程を説明する最良の方法であると主張する⁷⁷³が、少なくともアジアでは、その過程は決してカオスのなかで展開したわけではない。アジアの域内には、地理的にはかけ離れていたが、イギリスの各植民地間、あるいは一つの植民地とそれ以外の地域が相互に関係づけられるような遠隔的変動関係が、アジア・ネットワークという導波管を通じて形成されていた。イギリスの立場からみれば、「ジェントルマン資本主義」論でも「周辺理論」でも、決して捉えきれない「周辺部」から「周辺部」へと伝導する帝国膨張の遠心力の存在が浮かび上がってくるのである。

⁷⁷³ John Darwin, "Imperialism & the Victorians: the Dynamics of Territorial Expansion", *English Historical Review*, vol. 112, no. 447 (1997), pp.614-642. ダーウィンは、イギリス社会の多元性、帝国膨張の遠心力を生み出す利害・関心の多様性、そして国際的な強制力から生じたさまざまな原因によって、ロンドンの帝国政府は首尾一貫した政策を実施できなかったと考えた。ここでいう諸原因の具体例として、アジア・アフリカ沿岸部に築かれた「橋頭堡」で活動するイギリス諸利害（政治・外交、商業・投機、宗教、科学、移民等の各部門）からの要求と、イギリス国内の主要都市（「第二の橋頭堡」と呼ぶ）における帝国志向の中心部利害の諸活動（ロビー活動、新聞、パンフレット、専門家ネットワーク）が挙げられている。

第4部

イースタン・バンクの「関所」ビジネス

第10章 イースタン・バンクの「関所資本主義」(1)

はじめに

1850年代・60年代に設立された「イースタン・バンク」は、ロンドン・シティのほか、アジア各地の主要貿易都市にも店舗を構え、とりわけ外国為替取引から生じる莫大な利益の獲得にしのぎを削った。本章の目的は、よちよち歩きのイースタン・バンクが、なぜ、どのように急成長しえたのかという点を、19世紀後半における世界経済とアジア地域経済の変動と結びつけながら考察することである。

フェルナン・ブローデルによると、「資本主義」とは、透明な交換経済である「市場経済」とまったく異なる不透明かつ不公平な交換によって生じ、世界各地の諸市場間を接続する交通・輸送の要所で形成される利潤独占の世界から発展した⁷⁷⁴。安富歩は、このブローデルの資本主義史論に依拠し、そうしたコミュニケーションの結節点を占拠・管理することによって、「市場経済」の領域で生きる人びとから膨大な「通行料」を搾取する少数者たちの独占ビジネスを、「関所資本主義」と呼んだ⁷⁷⁵。彼らは高利潤の源泉となる「関所」を構築することで自由競争を排除し、「資本主義」の世界を牛耳ったのである。安富は、ヒト・モノ・カネ・情報の流れやつながりを独占する高度な「関所」ビジネスの代表例として、とりわけ銀行業務の関所効果に注目する。

こうしたブローデルや安富の議論から、イースタン・バンクの「関所」的役割のみならず、ネットワークの「結節点」の意味を問うことの重要性も浮かび挙がってくる。それゆえに、本章で問うべき問題は、イースタン・バンクの立地場所とそこでの機能と役割、要するに、その存在そのものの意味なのである。

本章の関心は、それにとどまらない。イースタン・バンクの発展過程に関して、国際貿易・金融の一大センターとしてのロンドン・シティの覇権を背景にしたイギリスの海外貿易・投資の増大というヨーロッパの文脈から説明されるのが、一般的であろう。西村閑也や鈴木俊夫らの最新の「国際銀行」研究では、ここで注目しているイースタン・バンクは、第一次グローバリゼーション(1870年～1913年)期において、イギリスが金本位制で、その植民地を含むアジアが銀本位制であるという国際通貨・金融制度のもとで、国際貿易取引を支える「金融インフラストラクチャー」として捉えられている⁷⁷⁶。

しかし、アジア市場を主戦場にしたイースタン・バンクの研究には、よりバランスの取れた見方が必要なのであり、実際に銀行店舗が配置された貿易都市やそれを取り巻く地域経済環境、換言すれば、ローカルあるいはリージョナルな経済構造の特徴やその変動を重視するアジアの文脈にも十分に配慮する必要があるだろう。そのうえ、こうした国際銀行の活動が、植民地経済の開発やそれに連動するアジア貿易の成長とどのような関係で、どれほどの貢献をしたかを具体化されたとはいえない。つまり、銀行業と実体(モノ)経済との相互関係への関心が希薄なのである。

この問題に関して、北林雅志と石田高生の研究は非常に有益である。北林は、マーカントイル銀行の複雑な帳簿を細かく分析し、アジア支店におけるローカルな事業展開を把握しようと試みている。北林の緻密な分析から明らかになったことは、同銀行はヨーロッパとアジア間での貿易金融をおもに手掛けていたのは確かだが、1880年代になると、東南アジア貿易への金融サービスの提供により多くのビジネス・チャンスを見いだすようになった点であった。すなわち、東南アジアとのつながりが、競争激しいアジア市場における銀行の成功と生き残りにとって決定的となったというのである⁷⁷⁷。さらに、石田高生も、銀行の貸借対照表を分析し、インド・極東のイ

⁷⁷⁴ フェルナン・ブローデル(金森貞文訳)『歴史入門』太田出版、1995年。

⁷⁷⁵ 安富歩『経済学の船出一創発の海へ』NTT出版、2010年、135-172頁。安富は、現代社会での普遍的な関所を「商業金融資本主義」・「産業資本主義」・「情報流通資本主義」・「国家資本主義」の範疇に分ける。その「商業金融資本主義」の代表格が銀行、しかも少数の大銀行であったと指摘する。

⁷⁷⁶ 西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会、2014年。

⁷⁷⁷ 北林雅志「19世紀後半アジアにおけるイギリス植民地銀行の支店活動」『札幌学院商経論集』第18巻第2号

ギリス植民地銀行群が為替業務を主体とする国際的商品流通部面を活動舞台としていたが、1880年代以降、植民地内部の商品流通や生産過程のような産業金融へ関与するようになったことを強調した⁷⁷⁸。イースタン・バンクがアジア間貿易の発展を支えたインド・日本の工業化や東南アジアのプランテーション経済開発に深く関与した可能性を示す貴重な研究成果だといえる。1880年代という時期が1870年代後半から慢性的に続く銀貨下落期に該当し、銀行間生存競争が激化した時期であったことを鑑みると、北林や石田の論点は極めて興味深いものである。ただし、銀行帳簿分析の限界といえるかもしれないが、イースタン・バンクの立地場所であるアジア現地の文脈を踏まえた銀行業務の具体的な内容に関しては、ほとんど言及はない。

かくして、本章では、19世紀後半のイースタン・バンクがアジアのどのような場所に店舗を設け、その活動は具体的にどのような内容であり、アジア市場でどのようなビジネスを展開するのか。すなわち、銀行の支店政策が都市やその後背地の経済・社会とどのように結びつくのか、アジアの貿易や経済的発展にどのように関わっていたのか、という諸課題を設定し、イースタン・バンクの役割を再考する。

第1節 イースタン・バンクの営業成績と支店政策

(図10-1)は、公表された主要イースタン・バンクの営業規模比較表である。特に目立っている特徴は、1878年頃まではオリエンタル銀行の営業展開が他行のそれよりも抜きん出ており、同行の圧倒的かつダイナミックな勢いを反映している点である。オリエンタル銀行は、1842年にボンベイで創設された地方銀行に起源をもった。同行は、本店をロンドンに移転した後、イギリス政府より「国王特許状」が付与された最初のアジア向け「株式銀行」となり、英領インドを含む喜望峯以東の諸地域での営業活動を認められた。「法人格」と「株主の有限責任」という特権を認める国王特許状の取得は、遠隔地間金融取引を保障し、かつ広域に広がったアジア・ネットワークの「関所」を支配・維持する強大な組織の構築には必須条件であった。しかし、オリエンタル銀行は、セイロンや南アフリカでの損失と世界的な銀価下落によって、1875年以降の営業成績を急激に悪化させ、最終的には1884年に支払い停止に陥った。

営業規模第二位は、1870年までマーカントイル銀行であった。同銀行は1853年にボンベイで創業し、1857年にロンドンに本店を移転し、すぐに国王特許状を取得した。(図10-1)でも示されるように、1870年代において、マーカントイル銀行は、香港上海銀行やチャータード銀行と激しい競争を展開した。とりわけ、1865年に創業してから10年にも満たない香港上海銀行の営業成績が1869年から1872年にかけて上昇し、それ以降、先発銀行であるチャータード銀行やマーカントイル銀行よりも拡大していたのは興味深い。チャータード銀行の営業成績を全体的に見ると、相対的に控えめな推移であるが、他行の営業がかなり不安定であった1870年代でも、着実に上昇傾向であった。1879年からオリエンタル銀行の営業成績が急激に下降する一方で、香港上海銀行が一気に頭角を現した。マーカントイル銀行の経営も厳しい状況に直面し、1884年以降、チャータード銀行が第二位の営業規模を誇るようになった。1880年代半ばにはイースタン・バンクの勢力地図が完全に変容したのである。

(通巻91号)(2001年)、33-62頁。

⁷⁷⁸ 石田高生「イギリス植民地銀行の変遷過程—19世紀中葉を中心として—」『経済学研究』第34巻第3号(1984年)、65-93頁。

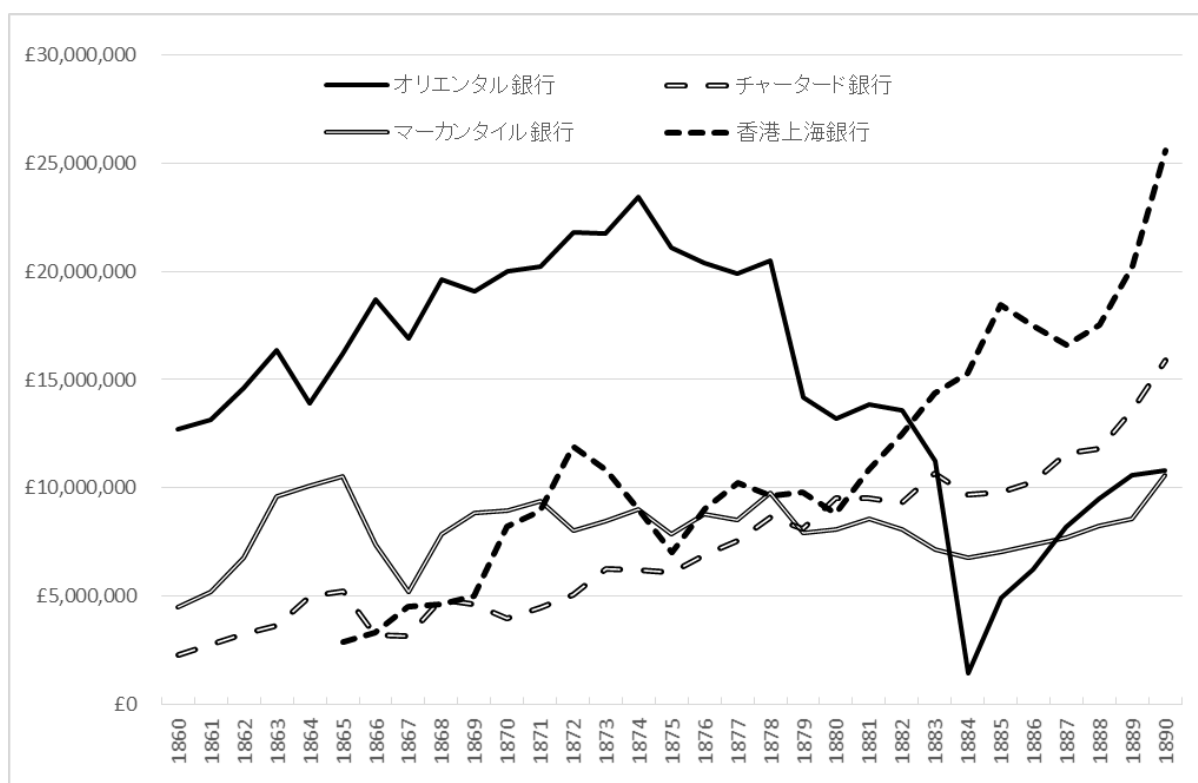


図10-1 主要イースタン・バンクの営業規模（資産＝負債額）比較

注：香港上海銀行の場合、公表された貸借対照表は香港ドルで示されている。ポンドから香港ドルへの換算率に関しては、西村閑也「香港上海銀行 1865—1913年」西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』、慶応義塾大学出版会、551頁を用いた。

出典：The Economist: or the Political, Commercial, Agricultural, and Free-trade Journal.

（表10-2）は、19世紀後半におけるイースタン・バンクの有力四行の店舗配置を示している。これを見ると、各銀行の店舗集中場所にはそれぞれ独自の特徴があることに気づき、その銀行の成り立ちや経営戦略が垣間見られると同時に、アジア内の地域間連携を構築する最も重要な貿易・金融上の集散地や中継地も把握できるように思われる。久末亮一は、香港という「場」を事例にして、単なる中継港という特徴としてではなく、ヒト・モノ・カネ・情報の「つながり」を通じたそれらの流れを集散・調節・接続する役割をもつ「ゲートウェイ」として問い直す⁷⁷⁹。イースタン・バンクの立地場所は、ボンベイ、カルカッタ、シンガポール、香港、上海のような、まさにアジア有数の「ゲートウェイ」であったといえる。

当該期前半のフロントランナーであるオリエンタル銀行は、1870年までにインド、セイロン、モーリシャス、シンガポール、中国、日本、そしてオーストラリアへ進出し、15の支店をもつメガ・バンクに成長した。モーリシャスやオーストラリアから撤退したにもかかわらず、1884年5月に支払停止に陥ったオリエンタル銀行は、国王特許状の返上と減資・組織更生を行ない、二ヶ月後に再出発した。その後、同行は積極的に経営範囲を拡大させ、セイロンで支店を増やし、新天地であるマダガスカル島、ザンジバル島、セイシェル島、アデン、テヘランにも進出した。

オリエンタル銀行に続き、チャータード銀行やマーカンタイル銀行が国王特許状を取得し、ロンドン本店と連結する支店網をアジア各地に拡げていった。チャータード銀行は、1852年10月に

⁷⁷⁹ 久末亮一『香港—「帝国の時代」のゲートウェイ』名古屋大学出版会、2012年、1-23頁。「ゲートウェイ」という概念は、これまで「中継港」、「自由港」、あるいは「居留地」と単純に表現されてきたネットワークの結節点の実情を再解釈する新しい歴史概念であると考えられる。

ロンドンで特許株式銀行として計画されたが、当初予定されていたオーストラリアへの進出を断念し、相対的に小規模で営業を開始した。しかし、同行はマドラス、セイロン、モーリシャスなどに店舗を設置しなかった分、1870年初頭以降、ビルマや蘭領東インドでいち早く営業を始めるという独自の支店政策をとった。同銀行は、マニラ（1872年）とペナン（1875年）にも新たに店舗を開設した結果、東南アジア地域において弧を描くように、5つの支店を各地域の主要貿易港に配置した。特にマニラには、ラングーンと同様に、主要銀行では一番乗りであった（香港上海銀行のマニラ支店は1875年開設）。そして、1880年代においては、東南アジア、とりわけマレー半島と蘭領ジャワでの銀行活動を拡大させていったのである。

マーカントイル銀行は、1853年にボンベイで創設されて1年以内に、カルカッタ、コロombo、香港、上海、ロンドンとつぎつぎに支店を開設した。（表10-2）でも示したように、マーカントイル銀行は、一時的にモーリシャスのポート・ルイス（1858～64年）や南インドのチュティコリン（1861～64年）にも支店を開設している。銀行店舗の配置パターンには、インドと中国を中心にする「伝統的に確立された貿易パターンの地理学」⁷⁸⁰が常に反映されていたのである。マーカントイル銀行の支店政策にも大きな特徴があり、開業直後からセイロンでの活動に力を注いでいた。そこでは、オリエンタル銀行との競合となったが、セイロン最大の貿易都市であるコロomboのみならず、その後背地であるカンディー、ガール、ヌーワラ・エーリア（1861～64年）、マータレー（1864～84年）にも積極的に店舗が開設された。1880年代になると、マーカントイル銀行の東南アジアでの活動が目立ってくる。全銀行が支店を配置したシンガポール以外に、同行はペナンに最初に進出してはいたが、より活発な営業を行なうようになったのは1870年代後半であった。ただし、この東南アジアでは、いち早く事業を展開していたチャータード銀行との競合となった。

香港上海銀行は1864年に香港で計画され、翌年、香港政庁条例によって法人格と株主の有限責任制を認められた「地方銀行」である。香港上海銀行の設立趣意書には、同行の設立は香港、そして中国・日本の開港場で急拡大する外国・地方貿易への金融的便宜の供与を目的とすると明記されている⁷⁸¹。それを反映するように、香港上海銀行は店舗の立地場所を一貫して東アジアに集中させ、他の銀行が進出しない開港場にも進出する独特の支店政策を展開した。この点に関して、濱下武志の見解は非常に示唆的である。濱下は、香港上海銀行の支店政策を見ると、「必ず華人街、華人商人やインド商人の拠点に支店を置き、そこを相互間に金融網で結びつけることによって香港さらに中国、または東南アジアからインドへと金融チャネルを広げていくことがわかる」⁷⁸²と主張する。東南アジアでは、同行は、チャータード銀行やマーカントイル銀行との競合を避けるように、香港との強い商業的つながりをもつフィリピン、シヤム、仏領インドシナにも「関所」を拡大させていった。

⁷⁸⁰ Stuart Muirhead, *Crisis Banking in the East: the History of the Chartered Mercantile Bank of India, London and China, 1853-93*, Aldershot: Scolar Press, 1996.

⁷⁸¹ Maurice Collis, *Wayfoong: The Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, London: Faber & Faber Publishers, 1965, p. 225.

⁷⁸² 濱下武志『香港-アジアのネットワーク都市』筑摩書房、1996年。

表10-2 イースタン・バンク主要行の店舗配置

	オリエンタル銀行				チャータード銀行				マーカンタイル銀行				香港上海銀行			
	1861	1870	1880	1890	1861	1870	1880	1890	1861	1870	1880	1890	1861	1870	1880	1890
インド	カルカッタ ボンベイ マドラス	カルカッタ ボンベイ マドラス	カルカッタ ボンベイ マドラス	カルカッタ ボンベイ	カルカッタ ボンベイ	カルカッタ ボンベイ	カルカッタ ボンベイ	カルカッタ ボンベイ	カルカッタ ボンベイ マドラス	カルカッタ ボンベイ マドラス コカタナ	カルカッタ ボンベイ マドラス	カルカッタ ボンベイ	カルカッタ ボンベイ	カルカッタ ボンベイ	カルカッタ ボンベイ	カルカッタ ボンベイ
		カラチ			カラチ	アキヤブ		アキヤブ								
セイロン	コロンボ カンディー	コロンボ ガール	コロンボ ガール	コロンボ	コロンボ ガール	コロンボ ガール	コロンボ ガール	コロンボ	コロンボ カンディー ガール	コロンボ カンディー ガール マータレー	コロンボ カンディー ガール	コロンボ カンディー ガール	コロンボ カンディー ガール	コロンボ カンディー ガール	コロンボ カンディー ガール	コロンボ カンディー ガール
	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール
東南アジア	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール
中国	香港 上海	香港 上海 福州	香港 上海	香港 上海	香港 上海	香港 上海	香港 上海	香港 上海	香港 上海	香港 上海	香港 上海	香港 上海	香港 上海	香港 上海	香港 上海	香港 上海
日本																
他のアジア	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン	モリスヤス シドニー メルボルン
欧米	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン

出典：The Economist: or the Political, Commercial, Agricultural, and Free-Trade Journal (1861; 1875; 1880; 1890).

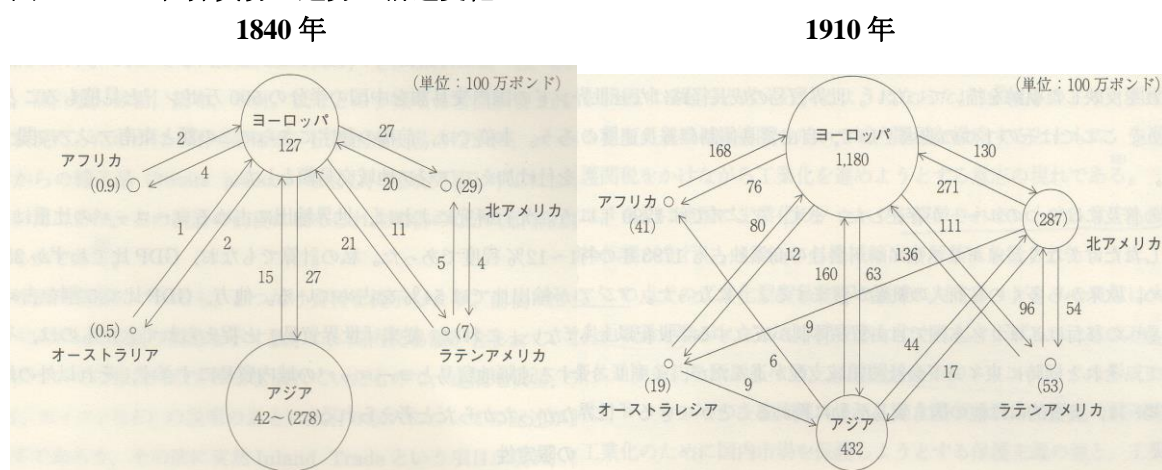
第2節 国際貿易金融制度の概略

(図10-3)は、杉原薫によって明らかにされた1840年と1910年の世界貿易の趨勢と構造変化である。杉原の世界貿易推計は、これまでの世界貿易史を見直し、その貿易相手の経済規模(GDP)や地域内取引額を組み込んで19世紀世界貿易の再構成を試みている点で画期的である

783。この統計処理の方法により、真の意味でグローバルな視点に立って世界貿易を論じることが可能となるのである。杉原によれば、1840年から1910年にかけての世界貿易は、世界貿易の拡大とその多角的貿易構造化を伴いながら、「欧米とアジアを両翼として出現した」と概括されるべき趨勢であった。

本章の関心から注目すべき点は、当該期においてヨーロッパ-アジア間の国際貿易が大きく拡大したことである。この背景には、ヨーロッパ諸国、とりわけイギリスの経済的発展と自由貿易帝国主義の世界展開、さらにはスエズ運河の開通が控えていたのはいまでもない。この遠隔地貿易の規模が大きくなればなるほど、それに金融をつけたイースタン・バンクの成長が加速するのであった。

図 10-3 世界貿易の趨勢と構造変化



注：円の大きさは経済規模（GDP）を表現している。

出典：杉原薫「世界貿易史における「長期の19世紀」」『社会経済史学』第79巻第3号（2013年）、14頁、17頁。

上記の世界貿易の趨勢でさらに興味深い特徴は、非ヨーロッパ地域におけるアジアの経済規模（GDP指標）と「地域交易比率」⁷⁸⁴の大きさである。世界GDPの地域別構成において、1840年のアジアの割合は59.5%も占める一方、1913年にはヨーロッパや北アメリカの比重が高くなった分、24.9%に下げているものの、そのGDP総額は緩慢ながら増大させている。他方、アジアの「地域交易比率」は、1840年のアジア輸出全体の70%、1910年では66.8%を占め、両時期のヨーロッパのそれとほぼ同じ比率であった。つまり、アジア貿易の発展が、遠隔地貿易と同時に（むしろそれ以上に）、地域内交易の成長と深化によって促進されていたことを意味する。この「アジア間貿易」が、欧米諸国との遠隔地貿易と接触しながら第一次産品生産や在来産業の発展によって急速に成長し、域内で相対的自立性をもつ農工分業体制の確立に至らしめた⁷⁸⁵のであれば、それに絡んだ国際金融サービスの提供はイースタン・バンクの利益の源泉となったと考えられる。

19世紀前半においては、欧米系商人の国際貿易取引は、「委託販売制度（consignment system）」という貿易方式に依拠して行なわれていた⁷⁸⁶。この貿易制度とは、たとえば【イギリスの製造業者または、彼から商品を買取ったイギリス商人（X）】が、事前に受注を得ることなく、（X）の

783 杉原薫「世界貿易史における「長期の19世紀」」『社会経済史学』第79巻第3号（2013年）、3-28頁。

784 杉原がいう「地域交易比率」とは、ある地域の総輸出における域内輸出の割合のことである。杉原は、ヨーロッパ、北アメリカ、ラテンアメリカ、アジア、オーストラレイシア、アフリカの6域内交易比率を推計する。

785 杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房、1996年；籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会、2000年。

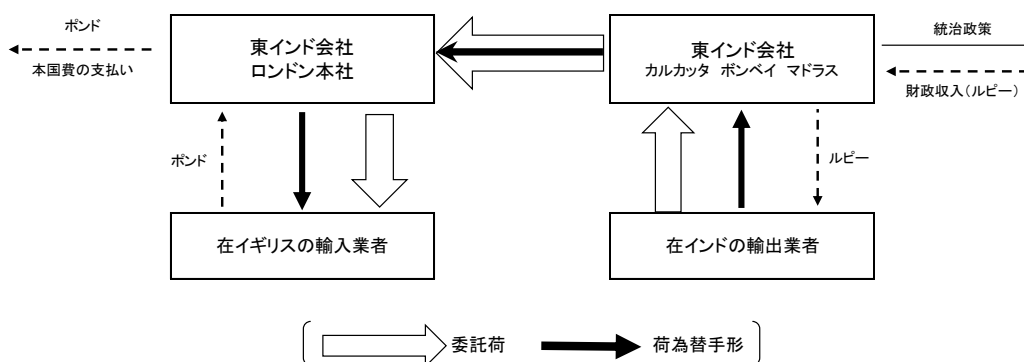
786 徳永正二郎『為替と信用—国際決済制度の史的展開—』新評論、1976年、197-198頁；今田秀作『パクス・ブリタニカと植民地インド—イギリス・インド経済史の《相関関係》』京都大学出版会、2000年、405-406頁。

予測需要に基づいて商品を船積みし、その仕向け先の【アメリカに在住する現地商人（Y）】を代理人として商品の販売を委託するという売買方式（揚地取引）のことであった。

その際、（Y）は、委託荷を担保として、（X）によって振り出される為替手形（documentary bills）を引き受けることを了承した。（X）は、（Y）の在ロンドンパートナーである【引受商会（Z）】宛に（通常、輸出商品の予想価格の 1/2 または 3/4 に相当する額面で）為替手形を振り出し、その引受信用（手形の支払保証・肩代わり）を得た後に、その手形をイギリス国内銀行に持ち込んで割り引いて（購入して）もらった。これが委託荷を担保として行なわれた輸出金融としての前貸し、すなわち「委託荷見返前貸制度（system of advances against consignments）」という貿易金融・決済方式であった。そして最終的には、輸入商品を売却した（Y）は、その代金をイギリスに送金するために、アメリカの対イギリス輸出商品を引当に在アメリカ商人が振り出すロンドン宛手形を購入し、在ロンドンの（Z）に送付することで一連の取引を完了したのである。ここで注目すべき特徴は、貿易商人が委託販売という商業機能と、為替手形の引受・決済という金融機能を兼任していたという点である。

アジアにおいて、上記のような伝統的な貿易金融制度の主要な担い手は、アジア物産や原材料の輸入市場やイギリス製品の販路を開拓することを基本的業務とした EIC や私貿易商人（すなわち代理商会）であった。貿易独占を解除した 1833 年以降、EIC は、ロンドン金融市場の発展を背景とした委託荷見返前貸制度のもとで、ロンドン宛為替手形の独占的ディーラーとしての金融・銀行的性格をより強め、インドからイギリスへ輸送される特定の委託荷を担保にして、在インド代理商会の振り出すロンドン払いの荷為替手形を買い取る巨大な「関所」に再建されたのである。それは、いわゆる「担保前貸制度（hypothecation system）」と呼ばれる金融制度であった（参考資料。EIC の本国送金制度の全体像は図 1—1 を参照）。

（参考資料） 東インド会社の担保前貸制度



ロンドンやインドの代理商会も為替取引を行ない多くの利益を得ていたが、その規模と支配力は EIC にはとても対抗できるほどではなかった。なぜなら、EIC の「担保前貸制度」は、毎年 250 万～400 万ポンドというインド財政の一部（本国費）を移転するための本国送金制度の枠組みのなかに組み込まれた「帝国のビジネス」であったからだ。多くの代理商会やさまざまなサービス利害がこの貿易金融制度のもとに結集し、EIC のロンドン本社を総本山とした巨大な既得権益集団を形成していたのである。19 世紀前半のロンドンでイースタン・バンクの設立計画が失敗し続けた最大の理由であった。

しかしながら、このような伝統的な売買形式の「委託販売制度」とその貿易金融・決済方式としての「委託荷見返前貸制度」は、商品販売市場での注文取引ではなく、単なる売り手の予測的判断に依拠した委託荷の大量の送り出しを意味したがゆえに、当然の結果として世界的規模での過剰生産を引き起こし、巨大に拡張した信用構造を通じた世界的金融恐慌がもたらされた。その

典型例である 1847 年・48 年商業危機では、商業機能と金融機能を兼任した欧米系代理商会やカルカッタ代理商会の多くが破たんしたのである。輸出商品の担保前貸しによるロンドン宛手形を購入する EIC の「担保前貸制度」も、過剰取引の原因となっていると批判され、1851 年に廃止された。それゆえ、国際貿易の規模自体は急激に拡大しており、それに対応した新たに迅速で効率的な国際商業・金融制度のイノベーションが必要不可欠であった。

この金融イノベーションに大きく貢献したのが、おもにイギリス本国と植民地との遠隔地貿易に金融的便宜を提供したイギリス系植民地・海外銀行の登場と、定期汽船航路の確立、スエズ運河の開通、鉄道網や電信網の完成に代表される交通・通信革命であった。このような革新的な国際的貿易・金融組織は、「委託販売制度（揚地売買）」にとって代わる新たな売買形式としての「注文取引（積地売買）」と、それに対応する貿易金融・決済方式として、信用状と船積書類にもとづく貿易金融制度、すなわち「荷為替信用制度」を普及させた。たとえば上記の (Y) = 在アメリカ輸入業者が、現地のアメリカ輸出業者によって振り出されるロンドン宛手形を買って送付するのではなく、受託荷の販売代金として受け取った現地通貨を使い、アメリカ現地の取引銀行でその銀行ロンドン店宛ての銀行為替を購入して送金できるようになった。つまり、荷為替信用制度においては、とりわけ貿易商人が金融的機能の負担から解放され、代わって貿易商人間の注文売買取引は国際的支店網を確立した金融専門機関による銀行間振替決済で行なわれるようになったのである。徳永正二郎によると、この新たな取引制度の確立は 1860 年代以降であったという⁷⁸⁷。

マーカントイル銀行を中心とした荷為替信用制度のもとでの英印間貿易決済は、ごく簡単にいえば、つぎのような手順を踏んでなされている。第一に、ロンドンにおいても、カルカッタにおいても、輸入業者の注文にもとづき、彼と輸出業者との間で売買契約が締結される。輸入業者は、マーカントイル銀行に「信用状」の発行を依頼する。その信用状には、マーカントイル銀行ロンドン本店が、船荷証券 (Bills of Lading) を担保にして輸出業者が振り出したロンドン払いの荷為替手形を引き受ける（つまり手形の名義人となる）旨が記載されている。同銀行の引受保証を得ることでこの手形は一流銀行手形となり、ロンドン割引市場での売買取引が可能となった。銀行から信用状発行の通知を受けた輸出業者は、貨物を船積みして船会社から船荷証券を受け取ると同時に、保険契約を結んだ保険会社から保険証券を入手し、「船積書類（船荷証券、保険証券、送り状等）」を準備する。そして、輸出業者は、マーカントイル銀行ロンドン本店宛為替手形と船積書類を合わせた荷為替手形を整えたのである。

イギリスの対インド輸出貿易の観点からみてみよう。銀行発行の信用状にもとづき、マーカントイル銀行ロンドン本店は輸出業者によって同店宛に振り出された振り出した荷為替手形を引き受ける。その荷為替手形はロンドン払手形と船積書類に分離され、後者は同銀行カルカッタ店へ送付される。問題は前者のロンドン払手形の扱いである。ロンドンにおいて、金融機関が貿易取引に伴って振り出されたロンドン払手形を決済するためには、ロンドン手形交換所に加盟する必要があったが、イースタン・バンクを含む植民地銀行や海外銀行はその非加盟銀行であった。しかも、銀行が為替取引を行なうには多くの現金を必要としたが、それらの諸銀行はロンドンでの預金業務を特許状によって禁止され、稼働資本の不足を招く恐れがあった。それゆえに、イースタン・バンクはロンドン手形交換所加盟銀行の株式預金銀行と密接な関係を結んでいたのである⁷⁸⁸。実際のところ、マーカントイル銀行はロンドン・ジョイント・ストック銀行と業務提携していた。それゆえに、同ロンドン本店は輸出業者からの為替手形をロンドン・ジョイント・ストック銀行に持ち込み、ポンド通貨で割引いてもらうことになる。船積書類はマーカントイル銀行ロンドン本店から同行カルカッタ店に送られ、カルカッタ在住の輸入業者へ引き渡される。輸入

⁷⁸⁷ 徳永『為替と信用』、238-239 頁。

⁷⁸⁸ 石田高生「イギリス植民地銀行の変遷過程」、80 頁。オリエンタル銀行はロンドン・ユニオン銀行、チャータード銀行はシティ銀行と業務提携していた。

業者はそのなかの船荷証券を船会社に呈示し、さらに倉庫業者に貨物引渡指示書を呈示して、カルカッタから輸送された貨物を引き取るようになった。そして最終的に、輸入業者がカルカッタ店に代金をルピー通貨で支払った。一方のイギリスの対インド輸出貿易では、上記とは逆の手順が踏まれることになる。

注意すべき重要な点は、イギリスとインドの貿易商人のあいだで行なわれる国際的商品取引が注文取引であり、かつその商取引には国際的支店網を確立したイースタン・バンクが介在し、その本・支店間振替決済を行なっていたことであろう。では、イースタン・バンクの国際貿易金融取引は、実際に銀行資料においてどのように記録されているのだろうか。

第3節 「関所」の仕事

ロンドンにある HSBC グループ資料室には、マーカンタイル銀行の帳簿 (Statements of General Balances) が所蔵されている。この銀行資料の分析は現存するイースタン・バンク関連資料のなかでも第一級のもので、19 世紀後半のマーカンタイル銀行の活動内容を本・支店レベルから明らかにできる貴重な資料である。この Statements of General Balances は、1860 年から 1895 年までほぼ同じフォーマットで作成され、(1) 貸借対照表 (Balance Sheet)、(2) 本・支店ごとの資産負債表 (Assets and Liabilities)、(3) 本店—支店勘定 (Nominal Accounts) という 3 つの部門によって構成されている。(1) は年次株主総会で公表されるほぼ同じ内容となっている。(2) はマーカンタイル銀行の資産と負債が本店と各支店別に示されるものである。この資産負債表には、アジア各支店の預金残高、銀行券発行残高、手形割引、貸付等に関する詳しい情報が含まれる。これにより、アジア支店現地での銀行活動が正確に把握することができるのである。最後の (3) は、マーカンタイル銀行の本支店間での取引を示すものである⁷⁸⁹。

同銀行の 1870 年末の (1) (2) (3) をそれぞれ抽出したものが、(表 10-4)、(表 10-5-①)、(表 10-5-②) である。(表 10-4) によると、イースタン・バンクの「関所」の仕事には、為替手形の売買取引、預金 (普通・定期) の調達、銀行券の発行、政府証券の引受け、手形割引、貸付・前貸等があったことがわかる。

表 10-4 マーカンタイル銀行の貸借対照表 (1870 年末)

負債 (Dr.)		資産 (Cr.)	
資本金	£750,000	硬貨・ブリオン等	£1,863,440
預金 (当座・定期)	£3,368,649	現金	£477,344
支払為替/銀行券/その他	£4,802,872	政府証券	£912,917
積立金	£37,068	土地・家屋	£224,806
その他	£15,000	取立 (買取) 為替/貸付ほか	£5,495,081
計	£8,973,590	計	£8,973,590

⁷⁸⁹ マーカンタイル銀行の帳簿史料情報に関しては、北林雅志「チャータード・マーカンタイル銀行 1853-1892 年」西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870-1913』慶応義塾大学出版会、2014 年、863-877 頁、に詳しい。複雑な銀行帳簿の読み方に関しては、北林雅志「19 世紀後半アジアにおけるイギリス植民地銀行の支店活動」『札幌学院商経論集』第 18 巻第 2 号 (通巻 91 号) (2001 年)、33-62 頁、も大いに参考となる。

表 10-5-① マーカンタイル銀行本・支店別の資産負債表 (1870年12月末)

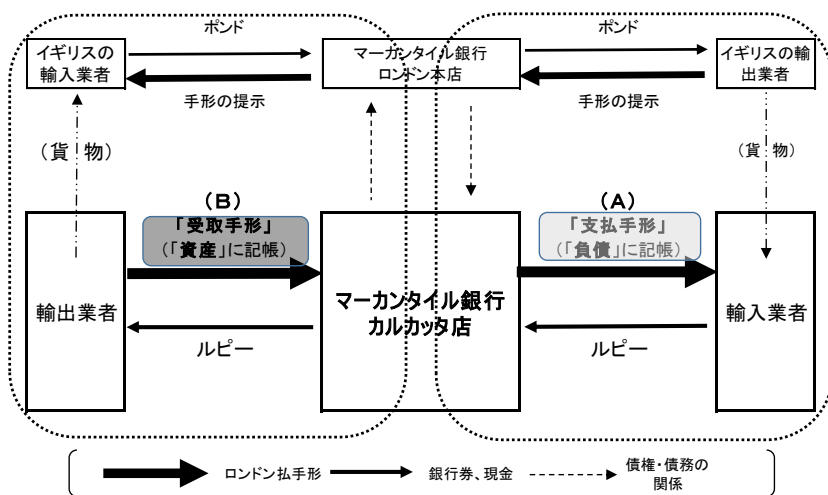
		ロンドン本店	エディンバラ	ボンベイ	カルカッタ	マドラス	コロombo	シンガポール	ペナン	香港	上海	横浜	その他を含めた計
負債	資本金	£750,000	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£750,000
	準備金	£37,068	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£37,068
	LJS銀行引当金	£3,353,307	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£3,353,307
	支払手形	£257,362	£0	£91,142	£261,433	£12,027	£1,018	£4,118	£1,094	£54,282	£1,982	£192	£689,702
	当座預金	£34,880	£0	£282,165	£96,615	£30,464	£63,672	£80,158	£61,575	£197,249	£85,934	£82,613	£1,064,366
	定期預金	£485,901	£771,558	£26,627	£120,397	£100,447	£113,608	£69,860	£31,555	£155,383	£121,630	£5,268	£2,304,283
	借入金	£390,000	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£390,000
	銀行券	£0	£0	£0	£0	£0	£47,635	£53,372	£42,334	£127,490	£15,631	£32,409	£337,820
	損益勘定	£15,000	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£15,000
	その他を含めた計	£5,327,453	£771,558	£644,834	£478,467	£145,361	£229,890	£209,262	£137,124	£538,802	£73,881	£7,456	£8,973,590
資産	受取手形	£1,192,453	£0	£158,595	£280,147	£114,939	£12,741	£7,285	£5,046	£198,867	£108,098	£10,518	£2,089,709
	LJS銀行引当金	£2,182,784	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£2,182,784
	手形割引	£0	£0	£423	£34,343	£13,817	£47,448	£16,895	£7,742	£24,865	£175,583	£36,641	£365,456
	貸付	£37,128	£0	£21,351	£107,702	£8,180	£12,621	£14,873	£0	£0	£0	£0	£202,996
	政府証券	£30,240	£0	£104,940	£54,245	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£189,425
	当座貸越	£1,481	£0	£16,000	£66,253	£3,873	£8,506	£18,399	£1,850	£118,036	£32,767	£4,714	£273,214
	コーヒー園	£0	£0	£0	£0	£0	£33,229	£0	£0	£0	£0	£0	£33,229
	土地・不動産	£88,416	£0	£30,644	£0	£0	£17,049	£6,750	£0	£0	£24,122	£9,900	£185,432
	プリオン	£350,528	£0	£4,708	£0	£14,198	£0	£0	£13,407	£1,528	£28,355	£26,553	£439,279
	銀行預金	£131,451	£0	£169,241	£139,860	£26,790	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£467,344
	現金手許残高	£1,951	£0	£6,237	£7,269	£5,570	£91,515	£75,542	£64,790	£597,684	£322,856	£185,716	£1,424,160
	その他を含めた計	£4,880,483	£18	£550,541	£796,865	£198,818	£228,141	£175,626	£93,616	£970,298	£703,219	£287,147	£8,973,590

表 10-5-② マーカンタイル銀行の本・支店間勘定 (1870年12月末)

		ロンドン	エディンバラ	ボンベイ	カルカッタ	マドラス	コロombo	シンガポール	ペナン	香港	上海	横浜	アジア店のみ計	総額
貸方 (Cr.)	支店資本金			£195,000	£200,000	£40,000	£50,000	£50,000		£50,000	£150,000	£150,000	£750,000	£750,000
	取立手形	£5,590,553		£99,020	£284,391	£61,159	£12,748	£5,053	£14,862	£198,113	£108,098	£10,518	£784,133	£6,374,686
	ロンドン私手形振出			£503,903	£1,137,823	£183,131	£38,730	£396,462	£156,752	£277,658	£623,958	£240,978	£3,560,380	£3,560,380
	支店宛手形	£39,763		£23,979	£16,846	£10,071	£32,002	£63,719	£14,862	£120,230	£69,275	£18,058	£383,582	£423,345
	他店からの借入			£100,000	£150,000	£50,000		£100,000		£60,000	£175,000	£6,000	£695,000	£695,000
	その他を含めた計	£9,660,671		£1,914,746	£2,951,901	£611,971	£53,514	£906,799	£410,064	£1,986,098	£2,267,377	£605,544	£12,236,036	£21,896,707
借方 (Dr.)	資本金	£750,000											£0	£750,000
	ロンドン送付手形			£312,904	£803,125	£380,052	£413,199	£475,598	£398,240	£977,420	£906,609	£323,403	£5,590,553	£5,590,553
	支店送付手形	£234,463		£182,112	£68,972	£9,712	£40,426	£69,210	£3,349	£123,502	£48,446	£572	£549,669	£784,132
	引受勘定	£3,560,380		£91,142	£261,433	£11,977	£1,018	£1,979	£1,094	£47,525	£6,982	£192	£423,345	£3,983,725
	他店への貸付	£645,000					£50,000						£645,000	£695,000
	その他を含めた計	£10,107,640		£2,009,038	£2,633,506	£558,514	£539,269	£940,427	£453,570	£1,554,602	£1,798,039	£443,087	£11,789,067	£21,896,707

出典: Statements of General Balance, MBH 2368, Chartered Mercantile Bank of India, London and China Archives, HSBC Group Archives.

図 10-6 マーカンタイル銀行カルカッタ店の為替業務



注：
 (A) の取引は、「資産負債表」の「負債 (Dr.)」、さらに「本店—支店間勘定」の「借方 (資産・Cr.)」へ記載。
 (B) の取引は、「資産負債表」の「資産 (Cr.)」、さらに「本店—支店間勘定」の「借方 (負債・Dr.)」へ記載。

出典: 筆者作成。

(表 10-5-①)において、第一に注意すべき点は、ロンドン本店における「負債」の部に記載された「LJS 銀行払インド手形」(3,353,307 ポンド)ならびに「支払為替」(257,362 ポンド)と、「資産」の部に示された「LJS 銀行払手形」(2,182,784 ポンド)ならびに「受取為替」(1,192,453 ポンド)の諸項目である。西村閑也によると、国際銀行の重要な「支店」業務には、以下の2つが挙げられるという⁷⁹⁰。

- ① 現地在住の欧米人に、輸出品集荷のための資金を貸し付け、また輸入品の在庫に金融をつけることによって、これらの商人のニーズに応えるとともに、輸入代金を欧米に送金をする必要のある輸入商に対して、自行ロンドン店払銀行為替手形を売却する業務。
- ② その代金として受け取った現地通貨で、輸出商が欧州向け輸出品を引当にして振り出したロンドン払手形を買い取り、それを自行のロンドン店に送って、輸出商に売却したロンドン店払銀行為替と相殺する業務。

西村の説明は、マーカンタイル銀行カルカッタ店の為替業務の概略図(図 10-6)と照合すると、より理解しやすくなるであろう。上記でいう①の業務は、(図 10-6)でいえば、(A)の取引のことである。これはすなわち、カルカッタ店によるロンドン払(ごく一部はアジア宛)為替手形の振り出しを表わし、この手形はおもにヨーロッパへの送金を必要とするカルカッタ在住の輸入業者たちへ振り出されたものということになる。彼らの立場から言えば、この銀行振り出しのロンドン払手形はヨーロッパからの商品の輸入貿易に伴う代金決済のために銀行から現地通貨のルピーで購入したものである。在カルカッタの輸入業者はロンドン払手形を在イギリスの輸出業者へ送付した。そして、輸出業者はその手形をマーカンタイル銀行ロンドン店に持ち込んで、ポンドを受け取った(代金の回収)。

同銀行アジア各店による在アジアの輸入業者への振り出されたロンドン払手形の売却業務(A)は、(表 10-5-①)のロンドン本店の負債資産表においては、その「負債」の部にある「LJS(ロンドン・ジョイント・ストック)銀行払インド手形」(3,353,307 ポンド)または「支払為替」(257,362 ポンド)の項目として記載されていた。両項目を比較すると、そのアジア各支店の振り出すロンドン手形の名宛人のほとんどが、マーカンタイル銀行のロンドン業務取引銀行のLJS銀行であったことがわかる。それゆえに、ロンドン本店の「支払手形」の内実は「マーカンタイル銀行本店宛ロンドン払手形」だということになる。イギリス在住の輸出業者は、多くの場合、在アジアの輸入業者から送られてきたロンドン払手形をLJS銀行に持ち込んで、輸出商品の代金を回収していたのである。同じことが他のアジア支店のみならず、そのロンドン本店でも行なわれたことはいうまでもない。

かくして、(表 10-5-①)において、「負債」の部での「LJS 銀行払インド手形」・「支払手形」と、「資産」の部における「LJS 銀行払インド手形」・「受取手形」の大きな割合は、マーカンタイル銀行の経営全体がロンドン払為替手形の販売と購入を主軸にして展開し、1870 年末においてはロンドン本店、そしてアジアではボンベイ店、カルカッタ店、香港店がその中心であった。特に「LJS 銀行払インド手形」・「受取手形」の高い比重を勘案すると、マーカンタイル銀行が主としてロンドンとアジア各地で行なわれた輸出貿易に金融的便宜を供与することによって利益を得ていたことを意味する。その本店では、アジア支店に送付される為替の買取業務が銀行資金の運用を示す「資産」の約 70%を占め、ロンドンの「関所」業務の特徴を物語っている。イギリスやアジアの対外輸出貿易が拡大すればするほど、イースタン・バンクの為替買取業務が増大し、銀行にとってはその分の莫大な資金準備が必要となっていく。そうした為替取引を円滑に行なうための多額の銀行稼働資金は如何にして調達され、どの程度アジア支店に供給されたのだろうか。

アジア支店のロンドン払手形の買取資金は、第一に、本店の逆の為替取引、つまり手形の販売

⁷⁹⁰ 西村、鈴木、赤川編著『国際銀行とアジア』、序文 v。

によって調達された。上記の②の支店業務に該当する部分は、(表 10-5-①)においては、「資産」の部に記された「受取為替」と「LJS 銀行払手形」(ロンドン本店のみ)の項目を指している。

(図 10-6) でいえば、(B) の取引がこの項目に相当し、企業の資金運用を表わす「資産」の部に記載される。マーカンタイル銀行カルカッタ店が支払手形を買い取る相手は、イギリスへ商品を送りたい在カルカッタの輸出業者たちであった。彼らは、その輸出に伴う代金回収のためにイギリス在住の輸入業者を名宛人にしたロンドン払手形を銀行に購入してもらった。そのカルカッタ店で買い取られたロンドン払手形は、同銀行ロンドン本店に送付される。その手形をアジア支店から受け取ったロンドン本店は、ロンドン在住の輸入業者から手形代金を最終的に取り立てるという取引の流れとなる。「受取為替」は、その意味で「取立為替」と呼ばれている⁷⁹¹。

(図 10-6) を全体としてみれば、貿易業者と銀行機関との為替取引の大半は、イースタン・バンク本・支店間での振替取引となって決済されていたのが理解できる。その銀行本・支店間の振替取引を表わす銀行史料が、マーカンタイル銀行帳簿(3)の本店一支店勘定である(表 10-5-②)。これによって、本・支店それぞれの為替手形の取引(販売・買取)額や、本店一支店間あるいは支店間での銀行資金の流れを把握することができるのである。

(表 10-5-②)において、第一に確認すべき点は「貸方」の部の総計と「借方」の部の総計がともに 2,189,707 ポンドで、本店一支店勘定がバランスしていることである。次に問題になるのはその「貸方」と「借方」の見方であり、両者の関係性が重要となる。たとえば、「貸方」の部におけるアジア各支店に配分されている「支店資本金」(750,000 ポンド)が、「借方」の部におけるロンドン本店の「資本金」と対応しているのがわかる(斜線部分を参照)。これはつまり、銀行の払込資本金全額がロンドン本店から特定のアジア各支店へ配分されていたことを意味し、(表 10-5-②)を読み解くうえでの最もわかりやすい事例である。

このような見方を参考に、上述した為替取引を確認しよう。(図 10-6)における為替手形の買取取引(B)は、(表 10-5-②)でいえば、ロンドン本店の「貸方」の「取立手形」(5,590,553 ポンド)として記載され、アジア支店の「借方」の「ロンドン送付手形」に対応しているのが理解できる。他方、アジア支店によるロンドン払手形の振出業務(A)は、アジア支店の「貸方」の部における「ロンドン払手形振出」(3,560,380 ポンド)で表わされる。そして、この手形振出取引が、本一支店間勘定表においてはロンドン本店の「借方」の部における「引受勘定」(3,560,380 ポンド)として記載される。これこそ、イギリス—アジア間での貿易業者と銀行機関との為替取引の大半が、マーカンタイル本・支店間での振替によって決済されていた証拠である。

より重要な点は、この(表 10-5-②)から為替業務のさらなる資金源がみえてくることである。銀行稼働資金の一部を示す項目は、「負債」の部の大きなウェイトを占めた「当座預金」と「定期預金」であった。(表 10-5-①)によれば、マーカンタイル銀行の場合、預金の調達では、エディンバラ店、ロンドン本店、香港店、ボンベイ店、カルカッタ店、上海店が大きな役割を果たしていた。ただし、その全預金の約 40%がイギリスで吸収されていた。1870 年時点で、有力イースタン・バンクのうちエディンバラに支店を開設(1862 年)していたのは、マーカンタイル銀行のみであった。エディンバラ店の役割はもっぱら預金(定期)集めであった。そして、この銀行内で最大のエディンバラ預金(771,540 ポンド)がスコットランドでは一切運用されず(エディンバラ店の「資産」を参照)、そのままロンドン本店へ貸し越しされていた。このエディンバラ預金アジア各支店へ供給される稼働資金の一部となったと推測され、1860 年代・70 年代のマーカンタイル銀行の急成長を支えた資金源の一つであったと容易に考えられる。このエディンバラ店—ロンドン本店の関係性は、ロンドン本店—アジア支店のそれにもみられる。銀行による資金移転

⁷⁹¹ さらにいえば、本来的な意味において、資金の動く方向と為替手形のそれとは一致するもの(資金の支払う側=振出人、受け取る側=名宛人)であるが、貿易取引の場合では、為替手形の動きが通常とは逆の方向(資金を受け取る側=振出人、支払う側=名宛人)となる「受取為替(取立手形)」のケースも多かったため、それを「逆為替」と呼んでいる。

は、かなり柔軟に行なわれていた。その事実を示す注目すべき項目が、(表 10-5-②)における「貸方」の「他店からの借入」と「借方」における「他店への貸付」である。これによると、1870 年末では、ロンドン本店とコロombo店（ほとんどが前者）からボンベイ店、カルカッタ店、マドラス店、シンガポール店、香港店、上海店、横浜店へ約 70 万ポンドの資金が供給されている。やはり、為替取引の規模が大きな支店では稼働資金が不足しがちになり、銀行内で柔軟かつ恒常的に余剰資金の振替取引が行なわれたのである。

アジアでの重要な銀行業務の一つに銀行券の発行があり、「負債」の部に記入されている。紙幣の発行業務は、ブリオンや通貨が不足しがちな植民地において、安定した通貨の供給と現地資金の創出のための極めて重要な方法であった。マーカンタイル銀行の場合、香港店での発券業務の規模が圧倒的であった。しかし、インドでの発券実績はなかった。その理由は、英領インドで活動する株式銀行が独自の銀行券を発行することが、EIC 時代から三つの管区銀行（ベンガル銀行、ボンベイ銀行、マドラス銀行）を除いて法的に禁止されていたからであった。銀行券の発行業務は管区銀行の独占的特権であり、EIC がイースタン・バンクのインド進出を阻止する大きな理由となった。そして、EIC が解散した後、インド政庁は、1861 年のインド紙幣法の制定によって管区銀行から紙幣発行権を剥奪し、同政庁紙幣局の設置によって政府紙幣の発行と流通を中央集権的に管理・運営することになった。

その一方、銀行の資金運用を表わす「資産」科目において、「手形割引」や「貸付」の比重が相対的に高かったが、これはすなわち、これらの銀行群が国際的商品流通部門のみならずアジア現地内部での商品流通、輸出商品の生産過程、そして貿易港とその内陸にある商品生産地をつないだインフラの建設にも深く関わっていた可能性を示している⁷⁹²。(表 10-7) はマーカンタイル銀行アジア店の手形割引・貸付業務の成績である。同銀行の場合、「手形割引」では、1870 年以前ではボンベイ店や上海店の割合が大きかったが、19 世紀後半全体としては、シンガポール店、コロombo店、ペナン店、バタヴィア店が手形割引を積極的に行なったことがわかる。特に 1880 年代、海峡植民地 2 店での割引業務が他を圧倒するようになり、現地通貨需要へ対応が積極的に行なわれていたことが理解できる。「貸付」に関しては、カルカッタ店の取引額が非常に高かった。前述したように、カルカッタ店では輸出貿易と輸入貿易に伴う為替取引（前者は資産の「受取手形」、後者は負債の「支払手形」）の比重が大きかったが、ベンガル地方で生産された輸出品の集荷のための資金を生産者へ貸し付ける業務にも積極的であった。しかし、1880 年代になると、シンガポール店とボンベイ店での貸付取引額が伸び、他店を圧倒するようになった。このように、紙幣の発行、地方手形の割引、貸付等のサービスを通じて、イースタン・バンクは、アジア各地の国際貿易部門のみならず、内地商業・生産部門にも金融的な弾力性や流動性を与えることに貢献していたといえるであろう。

⁷⁹² 石田「イギリス植民地銀行の変遷過程」、91-93 頁。

表 10-7 マーカントイル銀行アジア各店の手形割引・貸付業務

		1861年	1870年	1875年	1880年	1881年	1882年	1883年	1885年	1890年
ボンベイ	手形割引	£56,391	£423	£326	£397	£0	£2,950	£0	£0	£7,510
	貸付	£25,389	£21,351	£26,115	£62,707	£390,935	£35,886	£51,283	£143,083	£174,761
カルカッタ	手形割引	£2,214	£34,343	£1,382	£50,163	£88,041	£17,743	£22,957	£22,421	£5,591
	貸付	£20,826	£107,702	£7,862	£93,958	£56,442	£100,029	£24,235	£43,987	£75,737
マドラス	手形割引	£9,294	£13,817	£7,231	£7,741	£7,399	£18,048	£7,910	£7,444	£8,630
	貸付	£37,283	£8,180	£21,086	£5,219	£57,684	£23,269	£6,666	£26,514	£9,916
コロンボ	手形割引	£64,996	£47,448	£75,060	£27,109	£35,505	£22,833	£34,720	£57,135	£19,621
	貸付	£16,650	£12,621	£5,958	£17,943	£9,177	£1,915	£4,236	£15,839	£10,923
ラングーン	手形割引	支店なし			£11,111	£12,738	£14,253	£21,728	£0	£5,735
	貸付	支店なし			£0	£4,750	£9,641	£46,000	£0	£5,140
ペナン	手形割引	£19,392	£7,742	£56,134	£0	£106,707	£130,446	£133,469	£154,158	£155,137
	貸付	£0	£0	£0	£41,561	£0	£0	£2,380	£1,172	£15,090
シンガポール	手形割引	£87,953	£16,895	£60,970	£89,626	£107,702	£93,191	£102,243	£100,670	£22,929
	貸付	£0	£14,873	£15,755	£36,757	£49,278	£86,563	£67,508	£131,658	£67,987
バタビア	手形割引	支店なし			£48,949	£25,819	£35,140	£43,004	£184,013	£16,815
	貸付	支店なし			£6,808	£166	£0	£2,079	£43,939	£63,180
香港	手形割引	£170,162	£24,865	£1,800	£10,085	£1,990	£7,875	£5,768	£0	£675
	貸付	£0	£0	£0	£52,515	£140,330	£5,707	£27,078	£3,990	£11,857
上海	手形割引	£104,664	£175,583	£41,735	£0	£0	£0	£0	£0	£300
	貸付	£27,900	£0	£4,243	£5,241	£92,842	£85,667	£35,019	£68,430	£73,981

出典：Statements of General Balance, MBH 2368, Chartered Mercantile Bank of India, London and China Archives, HSBC Group Archives.

19世紀のインドは恒常的な輸出超過構造を有し、イギリスを中心とする多角的貿易決済体系のなかで極めて重要な役割を演じていたことも、よく知られている。インドの膨大な貿易黒字は、イギリスを除く欧米資本主義諸国と同時に、対アジア諸国への輸出によって創出されていた。この貿易の構造や趨勢は、イースタン・バンクのインド業務に連動した。再度確認するが、マーカントイル銀行の各支店では、①現地輸入業者への自行ロンドン店払ポンド建手形を振り出すこと（「負債」部の「支払手形」項目へ記載）で現地通貨のルピーを調達して、②現地輸出業者からのロンドン払ポンド建手形をルピーで買い取る（「資産」部の「受入手形」項目へ記載）という外国為替取引が行なわれ、その取引の大部分はロンドン本店への振替業務（トランスファー）によって処理された。それゆえ、本店一支店間勘定表では、①の手形販売取引は「貸方」部の「ロンドン払手形振出」・「他支店手形振出」の項目へ、②の手形購入取引は「借方」部の「ロンドン送付手形」・「他支店送付手形」へ記載されたのである。

上記の記載方法に従い、マーカントイル銀行インド各店で販売された「振出手形」額と、購入された「送付手形」額を比較して示したのが、(図 10-8)である。1880年代の全般的な落ち込みは、マーカントイル銀行が1870年代からの世界的な銀価下落への対応策として、アジア各地で運用されていたポンド資金を回収させた結果、インド各店の活動規模が縮小されたことも関係したと考えられる⁷⁹³。これで明らかなのは、「振出手形」の販売取引よりも「送付手形」の購入取引のほうが恒常的に上回り、1868年頃からその差は急激に開いていった点である。上記のインド貿易の出超構造が続くかぎり、イースタン・バンクのインド各店にとって重大なルピー通貨の準備不足に直面し続ける状態を意味し、インドでの銀行活動はいかにルピー準備を十分に確保するかにかかっていたのである。しかし、銀行にとってルピーの調達手段でもある「振出手形」の販売実績は、インド対外貿易の全般的な拡大とは対照的に、全体的に低いレベルで推移して右肩下がり減少傾向で、かつ非常に不安定であった。1870年代初頭から続く銀価格の下落状況のなか、銀本位制を採用する英領インドにおいて、銀行が安価なルピーでポンド建のロンドン払手形を購入することは、慢性的なルピー不足に拍車をかけることになった。

⁷⁹³ このポンド資金とは、ロンドン店によるアジア各店への貸付金、実質的にはロンドン店のポンド預金のことであった。北林「チャータード・マーカントイル銀行」、893-896頁。

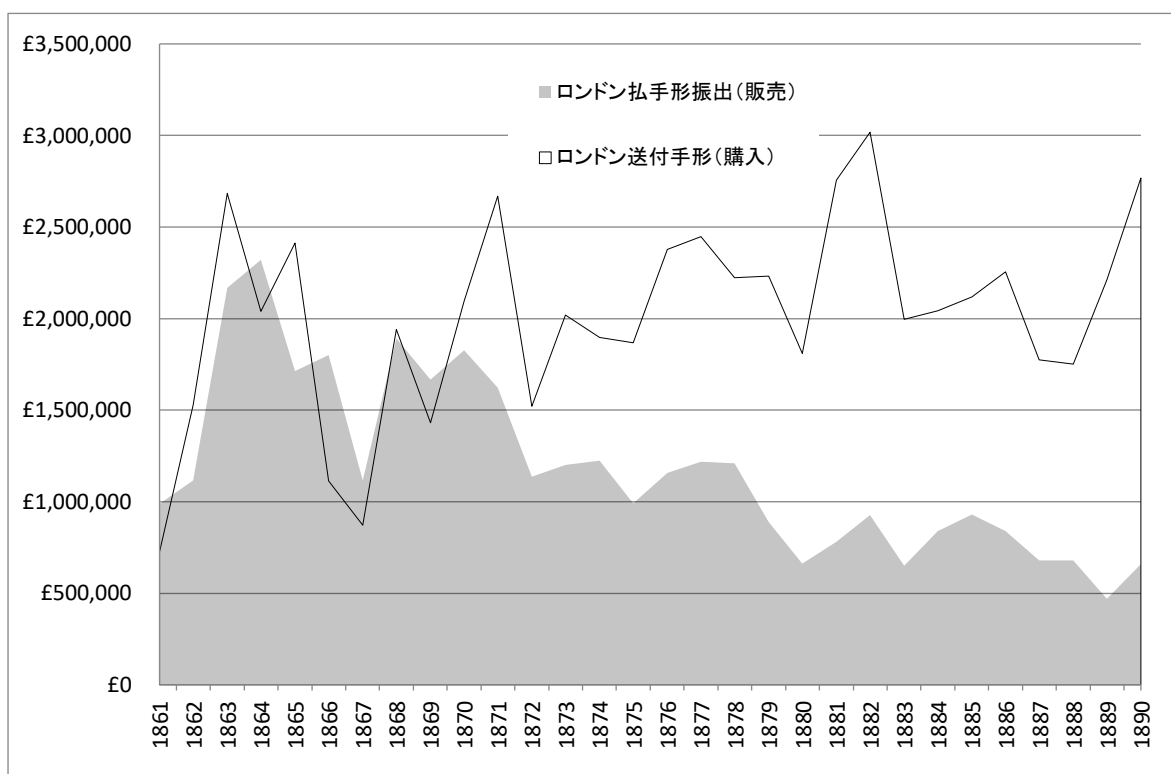


図 10-8 マーカンタイル銀行インド各店の「振出手形」額と「送付手形」額

出典：Statements of General Balance, MBH 2368, Chartered Mercantile Bank of India, London and China Archives, HSBC Group Archives.

イースタン・バンクにとってルピー準備を常に保ち、インドにおける十分な運転資金を賄う主要な手段として、インドでの普通・定期預金の獲得と払込資本金の一部の配分があったが、それ以外の調達手段の一つを提供したのがインド政庁であった。インド政庁は、18世紀末以来、英印関係の一つの優先事項であったインドからロンドンへの多額の「本国費」の送金を義務づけられていた⁷⁹⁴。EICの解散後、インド政庁の本国送金義務は、1862年2月より導入された「インド省手形 (Council bills)」システムによって遂行されるようになった。ロンドンのインド省内に設置されたインド評議会財務委員会 (Finance Committee of Indian Council) は、毎週木曜日にイングランド銀行で入札方式にて、インド政庁の在ロンドン資金を引き当てに「インドの各政庁宛ルピー払い送金為替手形」を販売し、そのポンドでの支払いを「本国費」の送金とみなしたのである。つまり、本国政府は、金貨をインド政庁へ送付することなく、インド支配の莫大な収益を得ることができたのである。インド省手形の販売相手は、インドからの輸入貿易の多額の代金支払いのために多くのインド送金手段を必要とした関係機関であった。その販売額は無制限ではなく、あくまでもインド省の必要容量に合わせて限定されていた。

かくして、イースタン・バンク間の「関所」ビジネス競争は、アジア各地の遠隔地貿易・域内貿易の急成長から生み出される莫大な金融的収益をめぐって、19世紀後半においてますます激しさを増していった。

⁷⁹⁴ P. J. Cain and A. G. Hopkins, *British Imperialism 1688-2000*, second edition, Harlow: Longman, 2002 (初版訳は、竹内幸雄・秋田茂訳『ジェントルマン資本主義の帝国 I : 創生と膨張 1688-1914』名古屋大学出版会、1997年、219頁。

第4節 マーカンタイル銀行のアジア展開

1860年代～1870年の支店活動規模

資産負債表で示されるマーカンタイル銀行のアジア各支店の諸活動は、銀行全体の営業活動のなかでどのくらいの規模を有しているのだろうか。それを示すのが(図10-9)である。マーカンタイル銀行は同じ地域内に複数の店舗を開設したり、短期間のみ開設された店舗もあったが、ここで取り上げた店舗は各地域の中核的存在で、かつ比較的長期にわたって営業を続けたものばかりである。

マーカンタイル銀行が店舗を配置した諸都市は、EICの支配時代においてすでに確立していたアジア国際貿易の拠点であった。インドと中国を結ぶ域内交易ルートは古くからカントリートレードと呼ばれ、たとえばインドで生産された棉花やアヘンが多くの欧米系・アジア系商人たちによって大量に取引されたことによって、アジア間貿易のスーパーハイウェイとなって発展した。インドー中国ーイギリスを結ぶアヘン三角貿易も、イギリス軍事財政帝国主義のもとでのカントリートレード・ルートの再編によって確立したのである。したがって、このハイウェイ上にあった上記の諸都市がマーカンタイル銀行の「関所」の配置場所になったのは、当然の結果なのである。19世紀後半において、同銀行を含む有力イスタン・バンクがカルカッタ、ボンベイ、シンガポール、香港、上海に根を張り、お互いにしのぎを削る状況であった。

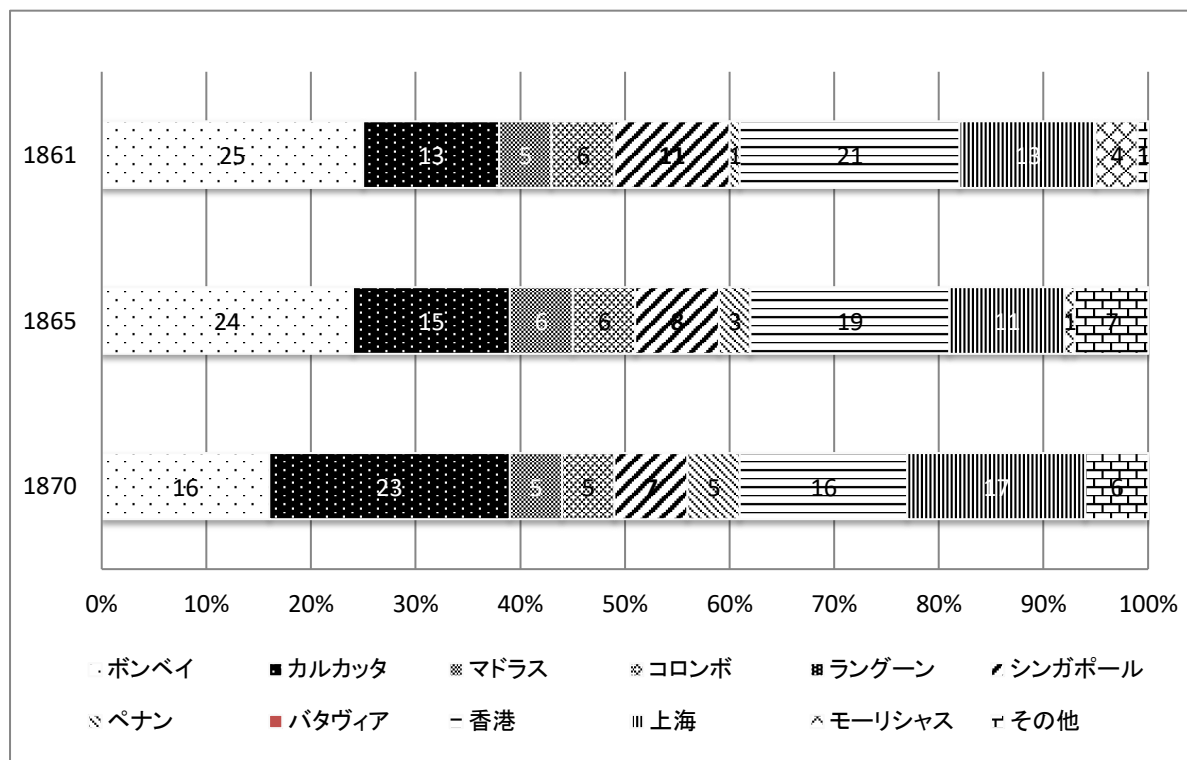


図10-9 マーカンタイル銀行の支店活動規模(各年12月末)

出典: Statements of General Balance, MBH 2368, Chartered Mercantile Bank of India, London and China Archives, HSBC Group Archives.

(図10-9)には、1861年、1865年、1870年段階でのマーカンタイル銀行の支店活動規模の比率が示されている。最初の1861年の支店規模によると、マーカンタイル銀行にとってボンベイ(24%)、カルカッタ(13%)、香港(21%)、上海(13%)での活動規模が非常に大きかったのがみてとれよう。シンガポールでのそれも全体の一分を占めている。同銀行支店の配置場所のほとんどはアジア有数の「ゲートウェイ」であったのは疑いなく、上海を除くとそのすべてがイギリ

ス植民地都市であった。ボンベイ店の活動規模が最も大きかったのは、マーカントイル銀行がボンベイ発の商業銀行であったという理由も考えられるが、それ以上に、アメリカ南北戦争の勃発（1861年）によるところが大きかった。その戦争によるアメリカ棉花貿易の停滞は、ボンベイで棉花の輸出ブームを巻き起こし、その関連業者のみならず、イースタン・バンクにも異常な好況をもたらした⁷⁹⁵。

マーカントイル銀行は、英領モーリシャス島のポート・ルイスにも支店を開設した。モーリシャスには、すでにオリエンタル銀行が1852年に支店を配置し、欧米諸国向けの砂糖の輸出貿易に絡んだ金融サービスをほぼ独占的に提供していた。19世紀半ばまでには、世界の甘藷糖生産のうち約8%がこのモーリシャスのプランテーションで、インドからの年季契約労働者の苦役によって生産された⁷⁹⁶。オリエンタル銀行は、モーリシャス島に関係の深いジェームズ・ブライスが頭取に就任した1867年以降、その特許状の規定（不動産抵当金融の禁止）を逸脱して、砂糖の輸出金融取引のみならず、その栽培・生産部門への投資も行なうようになった⁷⁹⁷。さらに、モーリシャスは、1849年から植民地政庁が政府紙幣の発行を行っていた帝国唯一の植民地であった⁷⁹⁸。大蔵省秘書官のジェームズ・ウィルソンは、植民地での紙幣流通手段として最も適切かつ信用できるものを民間銀行発行の紙幣と考え、植民地省が難色を示すなか、その発行業務をオリエンタル銀行に任せた⁷⁹⁹。このようなモーリシャスへマーカントイル銀行は1859年に参入したのだが、オリエンタル銀行の営業地盤に食い込むことは難しく、1865年末に撤退することになった。

（図10-9）の1870年を見ると、マーカントイル銀行のボンベイでの活動規模が全体の16%になり、1861年と比べて縮小している。この規模縮小は、コットン・ブーム後の1866年恐慌の影響を引きずっていたかもしれないが、それ以上にカルカッタでの銀行活動が伸びたとも考えられる。とはいえ、1870年の全体的な特徴は1861年のそれとほとんど変わりなく、インド（44%）と中国（33%）での銀行活動の割合が依然として目立っている。アヘン貿易とはあまり関係のない地域交易の発展ももちろん無視はできず、銀行の各支店活動には重要な収入源となったと思われるが、マーカントイル銀行の全体的支店政策には、アヘン三角貿易とそれへの金融という伝統的パターンが強く反映されていたといえるであろう。

インドや中国以外には、1861年に開設したペナン店や1863年に開設した横浜店での活動も活発になった。ペナンの商業的繁栄はシンガポールのそれに多大な影響を受けると同時に、マレー半島西海岸とスマトラ北部に囲まれた地域経済圏のなかでの独自の社会経済的発展も経験した⁸⁰⁰。事実、ペナンは、その建設（1786年）以来、マラッカやシンガポールよりも、スマトラのア

⁷⁹⁵ Marika Vicziany, "Bombay Merchants and Structural Changes in the Export Community 1850 to 1880", in Asiya Siddiqi ed., *Trade and Finance in Colonial India 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, 1995, pp. 349-351; 今田秀作『バクス・ブリタニカと植民地インド』、397-398頁。北林雅志の研究によれば、マーカントイル銀行のボンベイ店では、特に1862年以降、綿花ブームの終焉する前年の1865年まで、ボンベイ輸出貿易の急増に伴ったロンドン払輸出手形の買取取引が急増した。当然、ロンドン払手形の販売という通常の資金調達だけではまったく対応できず、ボンベイ店はロンドン本店から多額の貸越資金を供給されたという。北林「チャータード・マーカントイル銀行」、884-891頁。

⁷⁹⁶ David Northrup, *Indentured Labor in the Age of Imperialism, 1834-1922*, Cambridge: Cambridge University Press, 1995, p. 32; 脇村孝平「インド人年季契約制は奴隷制の再来であったのか」樺山紘一ほか編『岩波講座 世界歴史 19 移動と移民—地域を結ぶダイナミズム—』岩波書店、1999年、157-161頁。

⁷⁹⁷ 石井寛治「イギリス植民地銀行群の再編—1870・80年代の日本・中国を中心に—」『経済学論集（東京大学）』第48巻第1号（1978年）、32頁。

⁷⁹⁸ Robert Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, London: Her Majesty's Stationary Office, 1893, p. 367.

⁷⁹⁹ W. Evan Nelson, "The Gold Standard in Mauritius and the Straits Settlements between 1850 and 1914", *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 16, issue 1 (1987), p. 49.

⁸⁰⁰ 海峡植民地はシンガポール主導のもとで統一された単位として扱われる傾向があり、たとえばその貿易全体はシンガポール貿易と同義のものとしてみなされ、たとえばペナンの個別性や独自性が軽視（場合によっては無視）されるのが一般的である。このような見方を批判し、地域研究の視座からシンガポールとは別個の経済・社会的単体としてペナンの独自性を強調する研究が提出され始めている。たとえば、Yeoh Seng Guan, Loh Wei Leng, Khoo Salma Nasution and Neil Khor eds., *Penang and its Region: The Story of an Asian Entrepôt*,

チェ、マレー半島西海岸、シヤム南部、ビルマ、ベンガル、コロマンデル海岸との商業的関係を基盤として発展した。19世紀後半になると、ペナン周辺地域の植民地経済開発が進行し、マレー半島での採掘業、ビルマとの米貿易、スマトラでの商品作物（タバコやスパイス等）の生産、ペナンやペラクでの砂糖産業が発展し、ペナン貿易は大きく成長することになった。マーカンタイル銀行はペナンの将来的発展可能性にいち早く注目し、有力銀行のなかで最も早くペナンへ進出したのであった。

石井寛治の研究では、近代日本が「アジアにおいて例外的に産業革命を行ないえた前提条件」を明らかにするという問題意識から、「1880年前後に日本の金融機関体系の形成を可能ならしめた世界史的条件の一端」として、イギリス植民地銀行群による開港直後の日本への進出と1880年初頭の後退過程が注目された⁸⁰¹。開港まもない横浜には、ロンドンに本社を置いたウェスタン・インディア・セントラル銀行（Central Bank of Western India）が先に支店を開設し、その一ヶ月後にマーカンタイル銀行が進出した。その後、インド・コマーシャル銀行（Commercial Bank of India）、オリエンタル銀行、ヒンドスタン銀行（Bank of Hindustan, China and Japan, Ltd.）の横浜進出が続ぎ、ジャーディン・マセソン商会やデント商会を含んだ40社を超える外国商社による居留地貿易に金融をつけた。1866年恐慌の打撃は横浜も例外ではなく、それを乗り越えられたのはオリエンタル銀行とマーカンタイル銀行のみであった⁸⁰²。恐慌で多くの銀行が破たんするなか、香港上海銀行とパリ割引銀行が横浜に進出してきた。チャータード銀行がここに支店を開設したのはイースタン・バンクで最も遅く、1880年のことであった。

1870年代～1890年の支店活動規模

（図10-10）で見るように、1870年代半ばになると、マーカンタイル銀行の支店活動に変化が出てくる。1875年のその割合をみると、インドではカルカッタ店の規模が最も大きく、おおかたボンベイとマドラスを合わせた規模となった。マドラスでの銀行活動はボンベイ店やカルカッタ店でのそれと比較すると小規模で、そこでの限られた「パイ」をオリエンタル銀行と奪いあっているという状態であった。それでも、マーカンタイル銀行の全支店活動で3割強はインドで行なわれている。同銀行がかなり積極的に活動したのが南インド地域とつながり深いセイロン島であり、モーリシャス島と同様に、ここでもオリエンタル銀行との競合であった。

マーカンタイル銀行は開業と同時にセイロン島のコロンボとカンディーに進出し、1863年にガールにも店舗を開設した。同行コロンボ店の活動規模はマドラスのそれとほぼ同じ（時にはそれ以上）で、1880年代にも維持されている。イギリスの植民地化のもとで第一次産品輸出経済構造が形成され、茶、コーヒー、ココア、キナ皮（マラリアの特効薬キニーネの原料）が欧米諸国向けに輸出された。特にセイロン島中心部のカンディーはセイロン茶の主要生産地であった。（表10-5-①）でも、コロンボ店が「資産」として「コーヒー園」を保有していたことが理解できる。これは、同店がコーヒーの輸出に伴う為替取引と同時に、そのプランテーションへの投資にも関わっていたことを示し、銀行全体においても極めて特徴的である。マーカンタイル銀行はその輸出貿易に金融を付けると同時に、オリエンタル銀行と同様に、特許状の禁を破って生産商品や土地抵当を担保にした前貸しも行なっていたのである⁸⁰³。

Singapore: National University of Singapore, 2009 を参照されたい。

⁸⁰¹ 石井寛治『近代日本金融序説』東京大学出版会、1999年。

⁸⁰² 立脇和夫『明治政府と英国東洋銀行』中央公論社、1992年、24-25頁（第2表）。

⁸⁰³ Muirhead, *Crisis Banking in the East*, pp. 222-223.

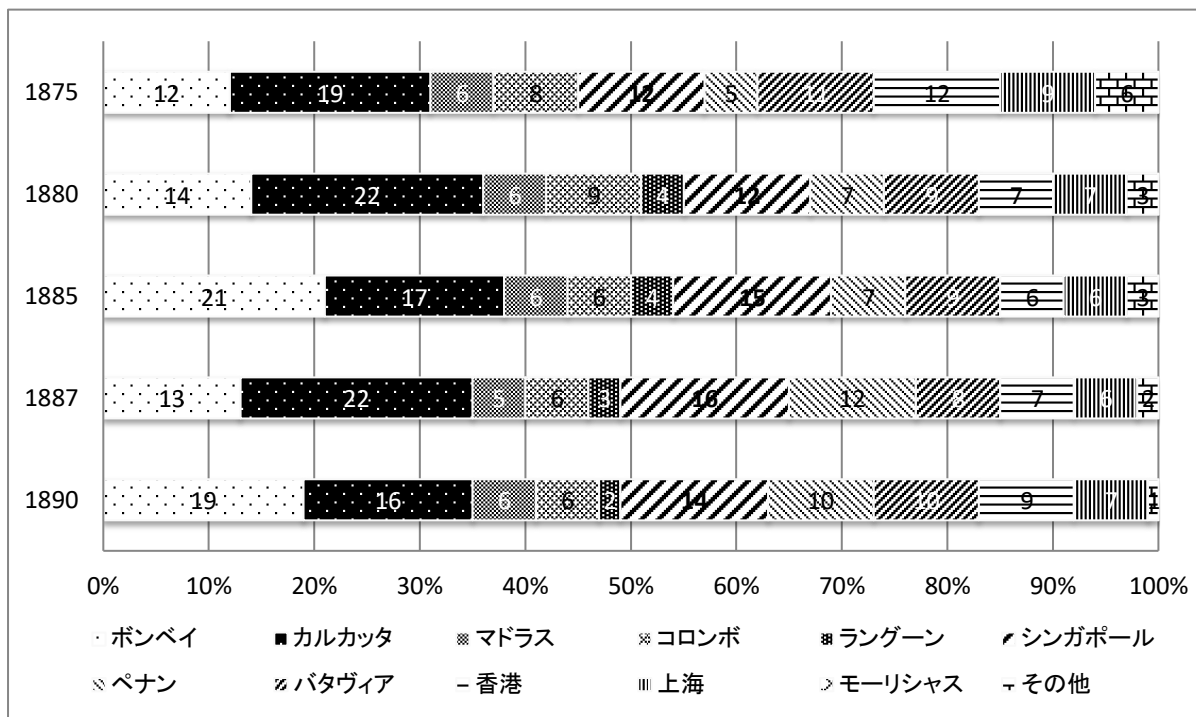


図 10-10 マーカンタイル銀行の支店活動規模（各年 12 月末）

出典：Statements of General Balance, MBH 2368, Chartered Mercantile Bank of India, London and China Archives, HSBC Group Archives.

しかし、より注目すべき特徴は、全体に占める東南アジアにおける銀行活動規模が 1870 年からの 5 年間に一気に拡大し、全体の約 3 割を占めるようになったことであろう。東アジア（香港、上海、横浜）での銀行活動は全体の 1/4 ほどになった。特に目を引くのは、シンガポール店の比重とほぼ同じバタヴィア店の活動規模である。マーカンタイル銀行は 1872 年に蘭領東インドであるバタヴィアに、その翌年スラバヤに店舗を開設した。周知のごとく、1830 年にオランダによって導入された蘭領東インドの「栽培制度」が 1854 年の東インド統治法の制定によって廃止の方向で検討され、1870 年代初めには本格的な民間資本の導入とプランテーション経済を支える社会的経済的条件の整備が急速に進められていった⁸⁰⁴。1875 年にオランダ本国がギルダー銀貨を金貨と交換することを法的に保証する金本位制に移行したことで、1877 年に蘭領東インドでも金本位制が導入された⁸⁰⁵。マーカンタイル銀行は、このような自由主義の名のもとでの蘭領ジャワに新たな商機を求めたといえよう。

1880 年の状況を見ると、インドでの銀行の活動規模が 42%、中国でのそれが 14%であった一方で、東南アジアでの支店活動が 1875 年に引き続いて全体の三割を占めている。1873 年以降の世界的な銀価低落の悪影響で、1879 年に業績不振であった中国諸支店の活動を当分控え目にし、横浜から一時閉鎖することが取締役会で決定され⁸⁰⁶、翌年にはスラバヤ支店も閉鎖された。その一方で、マーカンタイル銀行は、ラングーンに支店を設立した（1879 年）。周知のように、ビルマは英領インド帝国の一部であり、そこでの行政的かつ商業的活動は実質的にカルカッタと密接な関係をもって展開されることが多かった。しかし、ビルマは歴史的にも民族的にも文化的にもイ

⁸⁰⁴ 植村泰夫「植民地期インドネシアのプランテーション」加納啓良責任編集『岩波講座 東南アジア史 6 植民地経済の反映と凋落』岩波書店、2001 年、37-45 頁。

⁸⁰⁵ William F. Spalding, *Eastern Exchange Currency and Finance*, Third Edition, London: Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd., 1920, pp. 232-233; 西村雄志「銀本位制から金本位制へ」西村閑也他編著『国際銀行とアジア』、371-376 頁。

⁸⁰⁶ 石井寛治「イギリス植民地銀行群の再編」、41 頁。

インド亜大陸のどの地域とも異質であり、東南アジアという地域的範疇に包摂されるのが適当であろうと思われる⁸⁰⁷。それゆえに、(図 10-10)の場合においても、ラングーンは東南アジアの一部として位置づけている。ラングーンでのマーカントイル銀行は、おもに米貿易の輸出に伴う金融を付けて収益を得た。ビルマ米はもっぱら非食用・工業用としてヨーロッパ向けに輸出された。その世界市場の需要は絶えず増え続け、1852年のイギリスの下ビルマ併合の後には、本格的な工業化を進行させていたイギリスを含むヨーロッパ諸国へのその輸出量が急増した。マーカントイル銀行は、このビルマ米輸出貿易の急成長に連動して、それへの金融に集中したのである。

マーカントイル銀行が東南アジア事業に重点を置くようになったのは、経営陣の構成と戦略によるところが大きかった。1858年以来、長期にわたって頭取を務めたジョージ・ガーデン・ニコルは、当銀行の勤務以前には、シンガポール大手老舗商会のハミルトン・グレイ商会で勤務し、シンガポール商業会議所会頭(1850年)でもあった。さらに、1880年代には、その経営陣にマクリン・ワトソン商会のアレクサンダー・フレーザー(1880-93年在任、1881年頭取)とガスリー商会のトマス・スコット(1884-93年在任)が迎えられた。フレーザーはオランダやジャワにも顔の利く有力商人であった。彼らは、例外なく、イギリスの対東南アジア貿易に関わる豊富な知識と強い影響力を持ち、広い人脈と巨大な利権を握ったジェントルマン資本家なのである。

そして最後に、1890年のマーカントイル銀行の支店活動規模を地域別に見ると、南アジアが48%、東アジアが16%であるのに対して、東南アジアが約35%を占めた。マーカントイル銀行のインド活動は一貫して重要であったが、中国でのそれはかなり減退し、営業を再開していた横浜での活動を断念した(1886年)。東アジアでは香港上海銀行の勢力があまりにも強く、1880年に設立された横浜正金銀行も欧州系銀行に加わって、非常に激しいビジネス競争が繰り広げられていた。1870年代後半以降、同銀行が東南アジアへ急速に傾倒していった背景には、蘭領ジャワと同様に、異常な人口増加を促進するマレー半島におけるモノカルチャー型経済開発の急展開と、パンコール条約(1874年)以降のイギリスの積極的領土拡張政策が控えていた⁸⁰⁸。1850年代以降、特にスズ鉱の開発がマレー半島西海岸のペラ、セランゴール、スンゲイ・ウジョンで急速に進み、イギリスはそれらを保護国にした。そのスズの生産量は、欧米工業国で発達するブリキ産業(とりわけ缶詰産業)からの需要に対応しながら、着実に増加していった。それに伴い、内陸の採掘地から沿岸の港を繋ぐ道路網や鉄道網が整備され、ペナンやシンガポールのスズ貿易を急速に拡大させたのである。シンガポールはスズ鉱業の労働力と資本を供給する重要な役割を担った⁸⁰⁹。

マーカントイル銀行の支店活動が1880年代において東南アジアで拡大したことを裏づける別の資料として、同行の払込資本金配分額(表10-11)を参照しよう。マーカントイル銀行の払込資本金は設立時には328,822ポンドであったが、1865年から1892年の自主解散まで750,000ポンドであった。先述した(表10-5-②)ように、同行の払込資本金はロンドン本店から特定のアジア各店に配分されていたが、より注目すべき特徴は、その配分場所や配分額はその時々を経営判断によって流動的かつ柔軟に変更された点である。ある支店の営業成績が好調で、かつ将来的にさらに拡大する可能性を認められるならば、そこへ資本金の配分額は増額される傾向にあった。

表 10-11 マーカントイル銀行の払込資本金配分額

⁸⁰⁷ Michael Adas, "Immigrant Asian and the Economic Impact of European Imperialism: The Role of the South Indian Chettiars in British Burma", *Journal of Asian Studies*, vol. 33, no. 3 (1974), p. 386.

⁸⁰⁸ Wong Lin Ken, *The Malayan Tin Industry to 1914*, Tucson: University of Arizona, 1965; 山田秀雄『イギリス帝国経済史研究』ミネルヴァ書房、2005年、254-280頁; 水島司「マラヤースズとゴム」加納啓良責任編集『岩波講座 東南アジア史6 植民地経済の繁栄と凋落』岩波書店、2001年、67-74頁。

⁸⁰⁹ P. P. Courtenay, *A Geography of Trade and Development in Malaya*, London: G. Bell & Sons, Ltd., 1972, pp. 78-92; W. D. Huff, *The Economic Growth of Singapore: Trade and Development in the Twentieth Century*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994, pp. 57-63.

	ボンベイ	カルカッタ	マドラス	コロンボ	シンガポール	ペナン	香港	上海	その他	
1861	£110,000	£155,000	£40,000	£25,000	£50,000		£25,000	£55,000	£40,000	£500,000
1870	£195,000	£200,000	£40,000	£50,000	£50,000		£50,000	£150,000		£750,000
1880	£195,000	£200,000	£40,000		£70,000	£45,000	£25,000	£175,000		£750,000
1881	£195,000	£200,000	£40,000		£70,000	£45,000	£25,000	£175,000		£750,000
1882	£195,000	£300,000	£40,000		£70,000	£45,000	£25,000	£75,000		£750,000
1883	£130,000	£235,000	£30,000		£120,000	£45,000	£25,000	£75,000	£90,000	£750,000
1884	£130,000	£235,000	£30,000		£120,000	£45,000	£25,000	£75,000	£90,000	£750,000
1885	£130,000	£235,000	£30,000		£170,000	£77,286	£25,000	£75,000	£7,714	£750,000
1886		£165,000	£30,000		£355,000	£100,000	£25,000	£75,000		£750,000
1888		£165,000	£30,000		£355,000	£100,000	£25,000	£75,000		£750,000
1890		£165,000	£30,000		£355,000	£100,000	£25,000	£75,000		£750,000

出典：Statements of General Balance, MBH 2368, Chartered Mercantile Bank of India, London and China Archives, HSBC Group Archives.

(表 10-11) で明らかのように、マーカンタイル銀行の払込資本金は 1881 年までボンベイ店、カルカッタ店、上海店に集中するように配分され、地域的にみると、その約 6 割をインドに、そして約 3 割を中国に準備されていた。しかし、1883 年以降、こうした資本金の配分額は明らかに変化し、具体的にはボンベイ店と上海店のそれが減額される一方で、シンガポール店のそれが増額された。そして、1886 年になると、ボンベイ店への配分が停止、カルカッタ店へのそれがさらに減額され、その一方、シンガポール店とペナン店への配分額が急増したのである。その結果、払込資本金の 6 割が海峡植民地の 2 店に集中する配分となった。これはまさに、東南アジアがマーカンタイル銀行の重点地域となっていったことを示す一つの指標であろう。

チャータード銀行の躍進

同時代のチャータード銀行の状況を見てみよう。最初に(図 10-1)で同銀行の位置づけを改めて確認すると、その営業成績はイースタン・バンク主要行のなかではあまり目立たなかったが、他行が経営に苦しんでいた 1870 年代後半でも、着実に伸ばしていた。1880 年代後半には、チャータード銀行は香港上海銀行に次ぐ営業成績を上げるようになった。特に 80 年代の営業規模の拡大を支えたのが、(表 10-12)で示されるように、当座・定期預金の集金額と為替手形の販売額(支払手形)を確実に増大させた点にある。それによって、チャータード銀行は、為替手形の購入(取立手形)や手形割引・貸付で運用される運転資金を確保できたのである。

表 10-12 チャータード銀行の貸借対照表

		1864年末	1871年末	1875年末	1881年末	1884年末	1887年末	1890年末
負債	資本金・積立金	£905,000	£800,000	£820,000	£1,000,000	£1,000,000	£1,000,000	£1,050,000
	銀行券			£302,670	£402,016	£361,380	£683,652	£680,373
	預金(当座・定期)	£4,053,558	£1,003,304	£1,465,644	£4,021,637	£4,919,505	£5,273,668	£6,882,216
	支払為替		£2,693,985	£3,490,019	£4,086,424	£3,351,561	£4,512,997	£6,895,093
	その他	£63,349	£0	£51,989	£33,864	£76,326	£106,476	£415,515
計(負債=資産)		£5,021,907	£4,497,289	£6,130,322	£9,543,941	£9,708,772	£11,576,793	£15,923,197
資産	現金・プリオン等	£799,328	£817,438	£1,210,055	£1,272,927	£1,713,069	£1,775,406	£2,864,396
	政府証券	£281,090	£494,185	£320,747	£362,867	£333,885	£350,124	£757,334
	手形割引・貸付ほか				£5,981,891	£2,206,477	£2,813,079	£4,959,016
	取立(買取)為替	£3,907,056	£3,049,748	£4,496,589	£1,845,993	£4,080,343	£5,988,849	£6,270,947
	その他	£34,432	£135,917	£102,931	£80,263	£1,374,998	£649,335	£1,071,504

出典: *The Economist: or the Political, Commercial, Agricultural, and Free-trade Journal*.

1870 年代以降に関して、北林の研究によって、チャータード銀行の支店活動規模(図 10-13)

も明らかとなり⁸¹⁰、マーカンタイル銀行のそれと比較検討できる。その 1871 年の部分をみると、チャータード銀行の支店活動も、前述のマーカンタイル銀行のように、やはりインド（カルカッタとボンベイ）において活発であったことが理解できる。そして、インドにおいても全体的にも、とりわけカルカッタでの活動規模が際立っているのが同行の特徴の一つであった。ボンベイ店は、綿花ブームによる活動の急拡大と 1866 年恐慌による急速な縮小を経験した一方で、カルカッタ店はボンベイ・バブルの影響を受けながらもアジア地域最大の営業成績を上げていたようである⁸¹¹。そのインドの割合（44%）に中国 2 支店のそれ（20%）を加えると全体の約 6 割強となり、マーカンタイル銀行に類似した活動規模のパターンであったといえる。

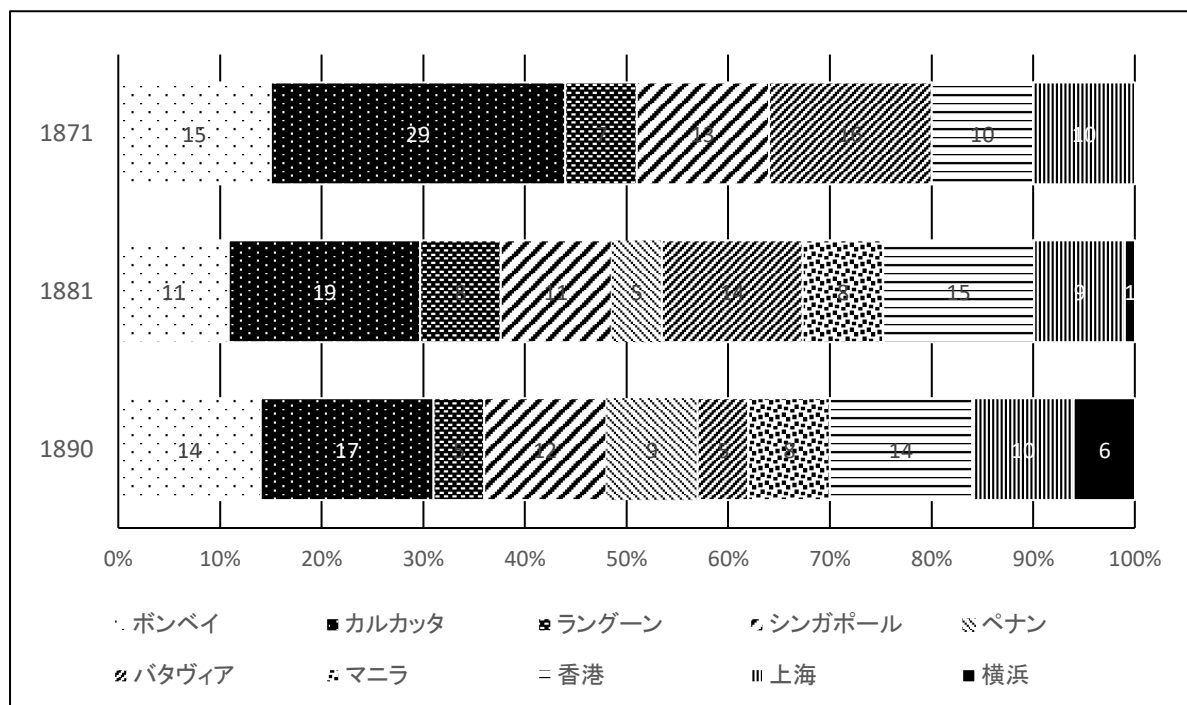


図 10-13 チャータード銀行の支店活動規模（各年 12 月末）

出典：北林雅志「チャータード銀行 1858—1890 年」西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会、2014 年、691 頁より作成。

しかし、チャータード銀行の支店活動規模で最大の特徴は、なんといっても東南アジア地域の存在感であろう。アジア有数の「ゲートウェイ」のシンガポールがチャータード銀行の東南アジア展開の拠点であったのはいうまでもないが、すでに 1860 年代前半にいち早く進出した英領下ビルマのラングーン（7%）と蘭領東インドのバタヴィア（16%）での銀行活動は同行にとって極めて重要であったことが、（図 10-13）で知ることができよう。ラングーン店では、ビルマ米がヨーロッパ向けに輸出されることに伴って、ロンドン払為替手形の取引が増大した結果、1870 年代を通してアジア全支店最大の収益源となった⁸¹²。チャータード銀行は、1879 年にマーカンタイル銀行が進出して来るまで、ビルマにおいて独占的地位を維持した。1871 年の時点で、東南アジアでの活動規模はすでに中国でのそれをはるかに凌駕していた。しかもバタヴィア店での活動規模が、シンガポール店のそれ（13%）よりも大きく、全体としてもボンベイ店とほぼ同じ規模で

⁸¹⁰ 北林雅志「チャータード銀行 1858—1890 年」西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会、2014 年、685-769 頁。

⁸¹¹ 北林「チャータード銀行」、702 頁。

⁸¹² 北林「チャータード銀行」、709 頁。

あった点は注目に値する。

つぎに1881年のデータを見てみよう。これには、ペナン店（1875年開設）、マニラ店（1872年開設）、横浜店（1880年開設）が新たに加わっている。支店別ではカルカット店が最も大きい規模（19%）を維持していたが、インド全体としての銀行活動は大幅に縮小したのが印象的である。他方、中国での銀行活動は拡大し、特に香港店の好調さに引っ張られている。しかし、インドや中国での活動以上に目を引く特徴は、チャータード銀行の成長の源泉としての東南アジアでの活動実績である。1874年から銀行頭取に就いたウィリアム・ピーターソンは、スズやグッタペルカ（ゴム状の樹脂）などの貿易を手がけたシンガポール老舗商会のピーターソン・サイモン商会（Paterson, Simon & Co. : 1853年創業）の創業者の一人で、シンガポール商業界でも名を馳せた有力商人であった⁸¹³。1895年まで頭取を務めるピーターソンの経営手腕は、オリエンタル銀行やマーカンタイル銀行の経営基盤を大きく揺らがした銀価下落への素早い対策と東・東南アジアへの積極的な事業展開によって、チャータード銀行の指導的地位を確実なものにする一因となった。

チャータード銀行の大きな特徴の一つとして指摘しておきたいのは、オリエンタル銀行もマーカンタイル銀行も進出していなかったスペイン領フィリピンのマニラに店舗を開設した点である。1880年時点のマニラで唯一の競合相手は、1875年に支店を開設した香港上海銀行であった。永野善子の研究によると、1888年におけるフィリピン貿易の主要品目は、輸出部門ではマニラ麻、砂糖、タバコ、コーヒー、コプラで、輸入部門では綿製品、米、絹・絹製品・毛織物・植物性繊維製品、鉄鋼とその製品、穀類とその製品であり、その極めて重要な貿易相手はイギリス貿易市場圏に属する香港ならびにシンガポールであったという⁸¹⁴。このようなフィリピンのアジア間貿易の構図を参考にして、チャータード銀行マニラ店の好調さをみた場合、その活動規模（8%）は香港店（15%）ならびにシンガポール店（11%）のそれとの相関関係として考えられるのではないだろうか。

最後に、1890年の支店活動規模を見ても、バタヴィア店の大幅縮小にもかかわらず、マニラ店とペナン店の好調に支えられて、1880年のそれと同じ特徴を継続させている。かくして、1870年代・80年代において、マーカンタイル銀行と同様に、チャータード銀行にとって東南アジアがますます重要になったのである。

第5節 小括

本章では、イースタン・バンクの発展過程を世界貿易とアジア域内貿易の動向に結びつけながら素描した。第1節では、イースタン・バンクが店舗を立地した「場」を示した。イースタン・バンクの多くが進出先に選んだ場所は、さまざまなヒト・モノ・カネ・情報の「つながり」によって形成された地域経済圏の核として、そこで営まれる無数の経済活動を集散・調節・変換・接続するアジアの「ゲートウェイ」であった。その「場」における諸銀行は、各方面の経済活動に各種サービスを提供し、そこを通過するカネの流れを支配・統制・操作することで通行料を独占しようとする「関所」であった。「関所」の支配と管理には、強大な組織の維持とそのための経費が必要であった。「法人格」と「株主の有限責任」という銀行の特権は、ロンドン金融市場での資金調達を有利にし、「関所」の構築と維持のためには極めて有効な手段となったのである。

第2節では、欧米とアジアを両翼にした世界貿易の拡大と多角的決済構造化の時代（19世紀半ばから20世紀初頭）において、アジア貿易に絡んだ国際金融制度がどのような変遷を辿ったのかを概説した。ヨーロッパ系貿易商人は、特に遠隔地貿易を行なう際、「委託販売（揚地売買）制度—委託荷見返前貸制度」を採用していた。EICも例外ではなく、「担保前貸制度」と呼ばれた金融制度を英領インドに導入して、外国為替取引と本国送金業務を独占した。しかし、この国際貿易

⁸¹³ Compton Mackenzie, *Realms of Silver: One Hundred Years of Banking in the East*, Routledge & Kegan Paul: London, 1954, p. 155.

⁸¹⁴ 永野善子「フィリピンとアジア間貿易」加納啓良責任編集『岩波講座 東南アジア6 植民地経済の繁栄と凋落』岩波書店、2001年、275-295頁。

金融は商取引と金融機能の融合制度であり、かつ過剰取引を生み出す制度上の特徴を有した。19世紀半ば以降、国際貿易がそれまで以上に急拡大し、それにも迅速に対応し、商業機能を放棄した専門的銀行機関が強く叫ばれるようになった。イースタン・バンクの登場と発展は、アジアの国際金融制度が「委託販売（揚地売買）制度—委託荷見返前貸制度」から「注文取引（積地売買）—荷為替信用制度」へと変遷していくという金融イノベーションの象徴として解されるであろう。

第3節では、マーカントイル銀行の帳簿史料を利用し、アジア国際貿易に絡んだ外国為替取引が同銀行の「関所」ビジネスの中核であり、かつ最大の収入源であったことを明らかにした。イースタン・バンクが国際的商品流通に金融を付ける「為替銀行」と呼ばれたゆえんである。為替取引以外に、預金、銀行券の発行、公債引受、手形割引、貸付等のような銀行業務も、アジア各支店で現地のニーズに対応しながら行なわれていた。銀行機関としての重要な役割は、その運転資金の十分な準備と機動性によって果たされた。しかし、インド貿易の恒常的な出超構造は、その貿易規模の巨大さゆえに、イースタン・バンクのインド各店にとってはルピー貨の深刻な準備不足を意味した。その補てん方法の一つが、英印関係を決定づける本国送金制度（「インド省」システム）によって提供されていたのである。政府の立場から見れば、「インド省手形」システムとは、インドへの金現送なしに本国費の獲得を可能にすると同時に、英印間貿易決済とインドへのルピー貨幣の追加的供給という金融的機能であった。イースタン・バンクの「関所」ビジネスの一部が巨大な「帝国のビジネス」にも関わっていた点は、いくら強調してもしすぎることはない。

第4節では、マーカントイル銀行とチャータード銀行のアジア活動の特徴を検証した。イースタン・バンクは、おもにイギリスとアジアとの国際貿易の短期金融を専門にしていた。1870年代以前では、すでにしっかりと確立していた印中英間三角貿易パターンの地理学を反映して、諸銀行の店舗は英領インド、香港、そして上海にかなり集中していた。海峡植民地や蘭領東インドにも店舗を構える銀行も多かったのは確かではあるが、その活動規模は相対的に小さく、東南アジア貿易も著しく成長していたとはいえなかった。1870年代、特にその後半はイースタン・バンクの歴史にとって一つの大きな分水嶺であった。北米における新銀鉱の発見、ドイツでの金本位制の導入、銀価の長期的下落、あるいは気候変動からの影響を多分に受けた農業不況等が、イースタン・バンクの営業利益に直・間接的に打撃を与えた。とりわけ銀価の下落は銀行資本の価値を低下させることを意味したので、諸銀行は生き残りのために必死に営業努力をし、危機を回避しようと新たな市場を開拓しなければならなかった。

1870年代後半以降、東南アジアはヨーロッパ国際銀行業の発展可能性を秘めたフィールドであった。とりわけシンガポールは諸銀行の最重要拠点の一つであり、その貿易の発展は東南アジアにおいて急速に現れ始めた輸出指向型の地域経済的特化のパターンを形作るような効果を及ぼしていたのである。イースタン・バンクは、東南アジア各地の外国貿易、採掘業、地方産業、大農園等に深く関与するヨーロッパ系代理商会との強い結びつきを維持しながら、東南アジアからイギリスや他のヨーロッパ諸国へのスズや農業生産物に対する輸出金融におもに関係した。世界経済への編入をますます加速させた東南アジア輸出指向型経済の発展は、イースタン・バンクをマレー半島や東南アジアの他の地域へより深く関与させる誘因となったのである。

第11章 イースタン・バンクの「関所資本主義」(2)

はじめに

前章より引き続き、イースタン・バンクの「関所資本主義」をより詳細に分析する。前章では、以下の4点を確認した。

- イースタン・バンクの起業場所や主要店舗の配置は、ボンベイ、カルカッタ、シンガポール、香港、上海など、アジア有数の「ゲートウェイ」であった。
- 為替取引が「関所」業務の中心であった。ただし、手形割引・貸付業務も無視できない。
- インド店（特にボンベイとカルカッタ）の活動規模が、19世紀後半を通して一貫して大きかった。
- 1870年代半ばから東南アジア諸支店（ビルマやフィリピンを含む）の活動規模が急速に拡大し、東アジア諸支店でのそれを凌駕した。

このイースタン・バンク活動の特徴は、特に1880年代以降のインドの対外貿易や東南アジアの輸出セクターの急成長を明らかにした「アジア間貿易」論と符合する部分が多く、その域内貿易活動の成長が「シティーの利害と補完的な関係」にあったという見方⁸¹⁵にも合致する。この見方はすなわち、数世紀にわたって繰り返されてきた「ヨーロッパとアジア」との接触の歴史的位相への接近可能性を示唆するものと考えても、あながち的外れではないであろう。それゆえ、本章では、イースタン・バンク史の視角から、19世紀後半での「ヨーロッパとアジア」との交流・関係史を論じ、両者の出会いの諸結果を明らかにしようと思う。

「ヨーロッパとアジア」の接触とその結果に関して、ラジャット・カンタ・レイは、19世紀のインド洋周辺社会に注目し、そこに出現した三重経済構造（欧米資本主義領域の上層、「バザール」という中層、自給自足経済が広がっていた下層）を明示した⁸¹⁶。レイが見事に浮かび上がらせた「バザール」とは、ヨーロッパ・グローバル資本とアジア系商人との「出会い」によって興隆した新たな経済空間であり、後者が支配した近代的信用活動の領域であった。

レイの近代バザール論は、マレー半島でのナットウコッタイ・チェッティヤールの金融活動を分析した水島司のアジア金融論⁸¹⁷と呼応する。水島は、チェッティヤールのような「先発植民地出身の金融業者のネットワークがアジア＝アフリカ地域で果たした役割が、イギリスの世界的な植民地支配体制やパクス・ブリタニカの成立、維持、運営という近代史への複眼的志向を要請する」と強調する。ただし、「アジアの金融業ネットワークと植民地金融ネットワークとの相互の関係性については、今後の重要な課題」とし、詳しい言及を避けている。

レイや水島の重要な議論を発展させるためには、アジア金融と植民地金融との相互関係に関する実証研究がさらに進められるべきだが、史料上の限界性も加味し、最新の銀行研究⁸¹⁸でも不十分な部分であり、未だ検討の余地を多く残している研究分野だといえる。本章では、マーカントイル銀行史資料⁸¹⁹を利用して、1870年代以降に支店活動規模が大きかったインドや東南アジアで同銀行活動の実態を明らかにする。具体的に取り上げる支店は、ボンベイ店、カルカッタ店、シ

⁸¹⁵ 杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房、1996年、382-384頁。

⁸¹⁶ Rajat Kanta Ray, "Asian Capital in the Age of European Domination: The Rise of the Bazaar, 1800-1914", *Modern Asian Studies*, vol. 29, no. 3 (1995), pp. 449-554.

⁸¹⁷ 水島司「イギリス植民地支配の拡張とインド人ネットワーク—インド人金融コミュニティと東南アジア」秋田茂・水島司編『世界システムとネットワーク（現在南アジア6）』東京大学出版会、2003年、235～236頁。

⁸¹⁸ 西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会、2014年。

⁸¹⁹ HSBC グループアーカイブズに保管されているマーカントイル銀行取締役会議事録（Chartered Mercantile Bank Board of Directors, Minutes：以下、CMB, Minutesと略記）の分析は、アジア各地の銀行支店の日常業務をかなり明らかにすることを可能にする。それに加えて、マーカントイル銀行の海外支店長が本店支配人宛に送った支店報告書（Half Year Reports from Branches：以下、CMB, Half Year Reportsと略記）も併用するが、これは1883年1月付の報告書が残存するだけである。

ンガポール店、ペナン店、ラングーン店である。マーカンタイル銀行は、そのような「場」において日常的に誰と接触・交流し、どのような金融サービスを提供することによって利潤を得、19世紀後半のアジア経済・社会にいかなる結果をもたらしたのか。以上が本章の課題である。

第1節 マーカンタイル銀行のインド業務 インド対外貿易の成長

19世紀初頭以降のインドは、グローバリゼーションの影響を直接的に経験し、世界経済を主導するイギリスの製品輸出市場として、食糧・非熟練労働力・工業原料の供給源として、そして資本の投下先として不可欠な存在になった⁸²⁰。インド製品の価格は大幅に下がり、そしてインド農産物への需要が高まった分、伝統産業の一部が破壊されたという英領期インドの経験は、よく知られるところであろう。しかし、ティルトンカール・ロイは、1930年代初頭の世界恐慌までは熟練工を中心とした小規模産業が着実な成長を続けていた点に注目し、むしろ長期持続的な成長と経済的特化の過程と捉えている⁸²¹。植民地体制はこの過程を助力する一定の役割を果たし、イギリスの権力と技術工学によってインド経済が統合されたという。

(図11-1)は1840年代から90年代半ばまでのインド対外貿易の趨勢を示している。この約50年の間、インド貿易が全体的に増加傾向にあり、その規模は約8倍に膨れ上がったことが理解できる。そして、それは恒常的な出超構造を維持し、その傾向は1870年前後から強まっていった。マーカンタイル銀行やチャータード銀行のインド活動規模が大きい要因である。

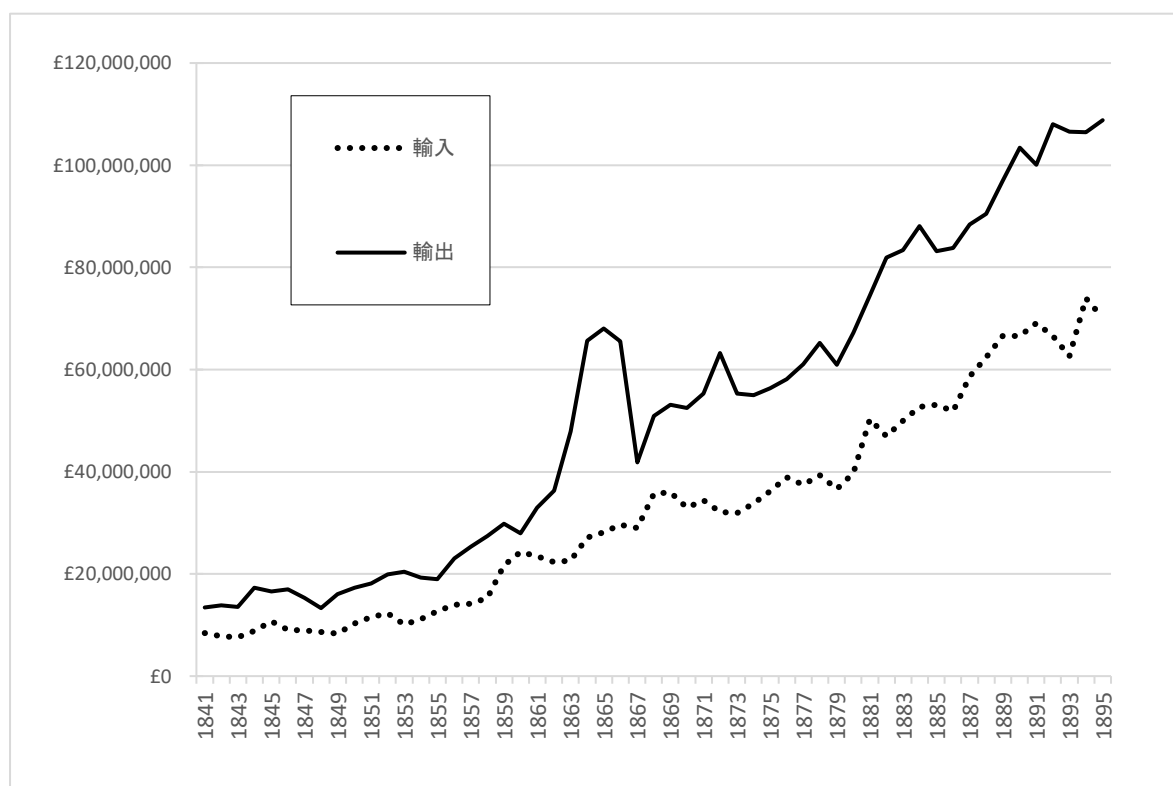


図11-1 インド対外貿易の推移（1841年～1895年）

注：海上貿易のみ。管区別でいうと、EIC時代の1850年代まではベンガル貿易（特に輸出貿易）がインド貿易全体において支配的であったが、その後、ボンベイ貿易の割合が徐々に拡大し、1880年代以降はベンガル貿易とほ

⁸²⁰ Tirthankar Roy, *India in the World Economy: From Antiquity to the Present*, Cambridge: Cambridge University Press, 2012, p. 158.

⁸²¹ Tirthankar Roy, *The Economic History of India 1858-1947*, Second Edition, Oxford: Oxford University Press, 2006.

ぼ同じくらいにまでになった。

出典：Statistical Abstract relating to British India, P. P. (各号)より作成。

特に1863～66年での輸出貿易の突出は極めて特徴的である。この変化は、周知のように、アメリカ南北戦争による原棉貿易の停滞によって、インド棉花の需要が急速に高まったことに起因した。イギリスの棉花輸入量に占めるインド棉花の割合は、1860年・61年で29%であったところ、1862年には75%に急伸するほどであった⁸²²。その後のインド貿易は、1866年恐慌と1873年以降の世界大不況、そしてインド飢饉(1876～78年)を経て、1880年頃から再び拡大していった。この拡大の主たる要因は、資本主義諸国からの原材料・食料需要と、インドの工業発展によるボンベイ産綿糸やベンガル産ジュート製品の輸出に求められる⁸²³。

インドの対外貿易の拡大は、同時に内陸交易も発展させた。その両交易の相互作用を促進したのが、大貿易都市から内陸部へ放射状に伸びる運送・交通(道路、鉄道、運河等)網であった。ダルハウジー総督時代(在任1848～56年)以来のインフラストラクチャーの公共事業は、軍事的侵略・併合の強行を伴いながら、特にカルカッタとボンベイを「ゲートウェイ」に進化させた。

初期の鉄道建設を行なったのは、インド政庁の元利保証制度によって手厚く優遇された民間鉄道会社である⁸²⁴。その経済政策で特に対象とされたのが、特にランカシャー地方からの需要の大きい棉花とその生産地帯であった。たとえば、最初の鉄道路線が1853年に大インド半島鉄道会社(Great Indian Peninsula Railway Company)によってボンベイ―ターナー間に建設され始め、さらに内陸のインド有数の棉花地帯であるベラルールや中央州へ向けて伸張した。1855年には、棉花地帯のスーラトからアフマダーバードを経由してボンベイへ通じるボンベイ・バローダ・中央インド鉄道(Bombay Baroda and Central India Railway)の建設も始まった。西部インドの棉花地帯が鉄道でボンベイ港と接続され、棉花の生産と貿易が刺激された。そして、1880年代までに、英領インドの鉄道幹線網が完成した。

このような鉄路は棉花地帯のみならず、主要輸出品の生産地を縫うように敷かれた。(地図11-2)でも明らかなように、4つの港市は内陸部に点在した生産地と接続し、大量の棉花がそこへ迅速かつ安価に輸送され、船舶に積み替えられてイギリスへ輸出された。もちろん、その逆の過程、つまりイギリスから輸入された製品や物資が内陸部へ移送されることも可能になったのである。カラチを基点にしてインダス川を北上する汽船会社(インダス水運会社 Indus Steam Flotilla)が1859年に設立され、シンド地方の経済開発に貢献した。さらに乾燥地帯であるパンジャブ地方では、19世紀末において、豊かな河川から水を供給する運河の建設と灌漑が大規模に進められ、耕作面積の拡大と農業生産の増大に成功した⁸²⁵。その結果、小麦を中心とした穀物栽培に特化した農業が発展した。パンジャブ地方は、ンディ・パンジャブ・デリー鉄道によって、カラチに接続された。オリエンタル銀行やチャータード銀行がカラチに進出した背景である。

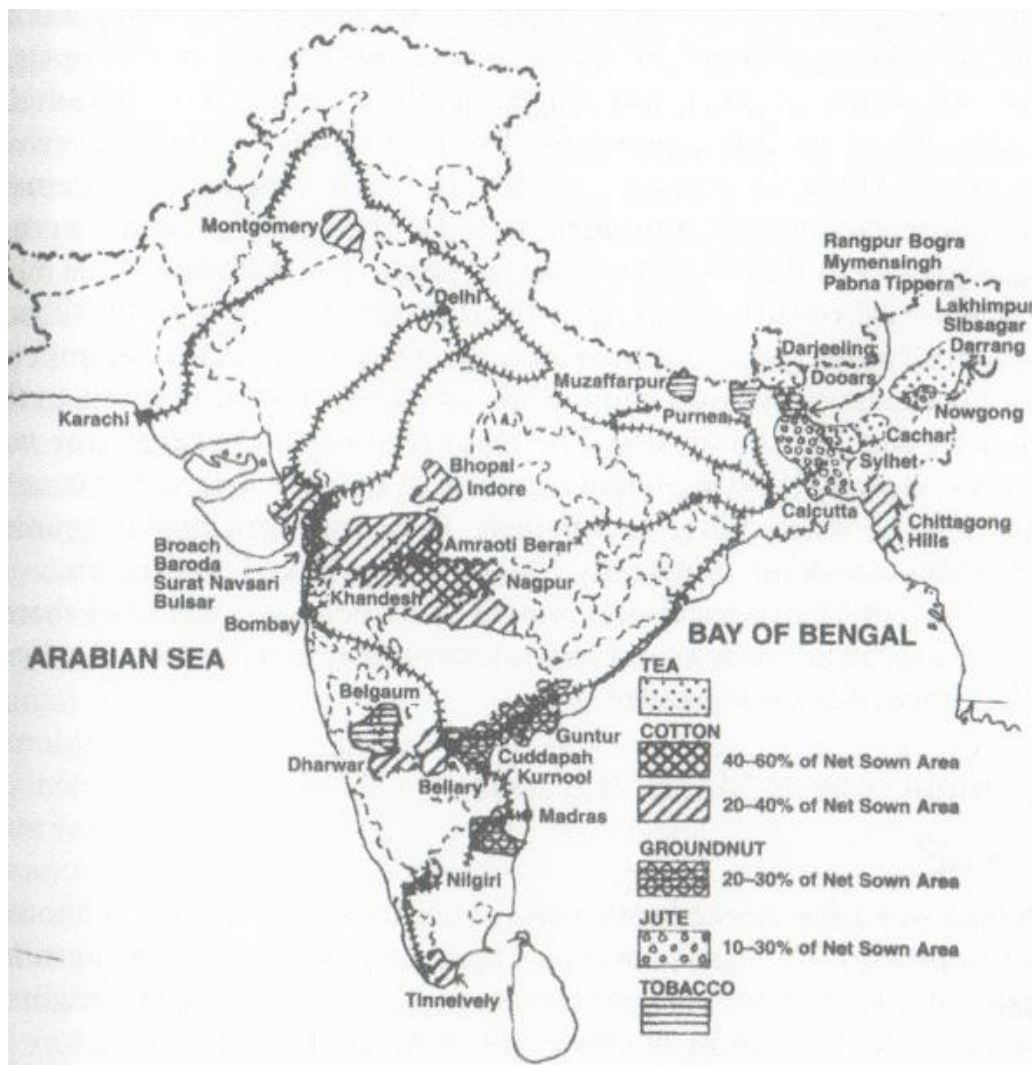
⁸²² Peter Harnetty, *Imperialism and Free Trade: Lancashire and India in the Nineteenth Century*, Manchester: Manchester University Press, 1972, p. 114; 熊谷次郎『イギリス綿業自由貿易論史—マンチェスター商業会議所 1820～1932年』ミネルヴァ書房、1995年、114頁。

⁸²³ 杉原『アジア間貿易の形成と構造』、159-186頁。

⁸²⁴ 角山栄「イギリス資本とインドの鉄道建設」『社会経済史学』第38巻第5号(1973年)、7-9頁; 渡辺昭一「19世紀中葉期イギリスの対インド鉄道投資政策—旧元利保証制度の展開と撤廃をめぐって」『土地制度史学』第106号(1985年)、1-19頁。

⁸²⁵ Indu Agnihotri, “Ecology, Land Use and Colonisation: The Canal Colonies of Punjab”, *Indian Economic and Social History Review*, vol. 33, no. 1 (1996), pp. 37-58.

地図 11-2 商品作物産地と鉄道網



出典：Tirthankar Roy, *The Economic History of India 1858-1947*, Second Edition, Oxford: Oxford University Press, 2006, p. 131.

インド東部では、東インド鉄道会社（East Indian Railway Company）がカルカッタを基点にして北西部地域へ路線を延ばした。パトナやベナレスで生産されたアヘンはこの路線でカルカッタに運ばれ、中国や東南アジアへ輸出された。ベンガル地方やアッサム地方は降水量が多く、インド有数の米作地帯であった。インディゴはベンガル地方で栽培されてきたが、19世紀後半になると、その産地の中心がビハール地方や北西州東部へ移った。

19世紀後半のベンガル地方には、その主要輸出品目の一つとなったジュートの耕作地と製品工場も集中した。そして、鉄道業とジュート工業の発展は、その動力資源である石炭への需要を高めた。商業的な石炭生産は、炭層が集中するインド東部内陸部で18世紀半ばから行なわれたが、鉄道建設と在来産業の発展が石炭産業の成長と炭市場の拡大を促進させた⁸²⁶。アッサム産紅茶の輸出も19世紀後半に順調に拡大した。ただし、同地方の主要交通は汽船水運で、カルカッタ基点の鉄道路線が茶園の広がるアッサム・バレーに伸張したのは1880年代後半であった⁸²⁷。

⁸²⁶ B. R. Tomlinson, *The Economy of Modern India, 1860-1970*, Cambridge: Cambridge University Press, 1993, p. 123; Roy, *The Economic History of India 1858-1947*, pp. 272-274.

⁸²⁷ 松下智『アッサム紅茶文化史』雄山閣出版、1999年、231-234頁。

このように、インドにおける港市指向型の鉄道・交通網は、大貿易港を有するゲートウェイを結節点として、沿岸貿易ならびに遠隔地貿易を行なう船舶網と連動することによって、インド貿易の世界経済との接合をますます強化させた。これに同調するように、イースタン・バンクもインド貿易とその関連産業へ深く関わるようになったのである。

ルピー資金の調達と運用

マーカンタイル銀行のインド店は、設立当初から3大管区都市すべてに配置され、アジア店全体で常に4-5割の活動規模を占めていたキー・ステーションであった。そのなかでもボンベイ店とカルカッタ店の規模が特に大きかった。ここでは、1870年代・80年代における両店の営業内容を貸借対照表等を用いて明らかにする。

最初に、ボンベイ店とカルカッタ店の資金調達面であるが、これに関する情報のほとんどは貸借対照表(表11-3)の「負債・貸方」部から得られる。それによると、両店は、もっぱら送金者への為替手形の販売(「支払手形・手形振出」項目)と当座・定期預金の引き受けによって、ルピー資金を獲得していたのがわかる。イースタン・バンクの主要業務であった外国為替取引は豊富な資金準備を必要とし、営業現地でのその調達能力が極めて重要であった。

表11-3 マーカンタイル銀行2店の貸借対照表と資本金配分表(各年12月末)

		ボンベイ店						
		1870年	1875年	1880年	1883年	1885年	1887年	1890年
資産・借方	受取手形・送付手形	£1,959,606	£1,360,832	£1,167,298	£1,175,369	£1,339,630	£859,512	£1,472,982
	手形割引	£423	£326	£397	£0	£0	£0	£7,510
	貸付	£21,351	£26,115	£62,707	£51,283	£143,083	£111,143	£174,761
	政府証券	£104,940	£44,515	£475,686	£1,267	£99,000	£1,082	£103,402
	当座貸越	£16,000	£44,149	£32,534	£58,999	£160,932	£40,666	£67,083
	土地・不動産	£30,644	£31,012	£31,012	£31,012	£31,012	£31,012	£15,000
	プリオン	£4,708	£4,168	£17,123	£190,357	£344,529	£81,068	£395,293
	銀行預金	£169,241	£89,519	£45,057	£6,576	£183,954	£237,522	£557,140
現金手許残高	£6,237	£7,084	£31,045	£2,504	£204,026	£12,166	£16,294	
負債・貸方	支払手形・手形振出	£877,304	£481,732	£256,158	£361,598	£438,044	£321,004	£430,262
	当座預金	£282,165	£122,823	£224,033	£126,475	£218,776	£294,383	£282,515
	定期預金	£26,627	£274,124	£297,631	£155,705	£249,133	£199,657	£122,780
	借入金	£0	£0	£0	£97,689	£0	£0	£0
	銀行券	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0
資本金配分		£195,000	£195,000	£195,000	£130,000	£130,000	£0	£0

		カルカッタ店						
		1870年	1875年	1880年	1883年	1885年	1887年	1890年
資産・借方	受取手形・送付手形	£2,359,826	£2,114,888	£1,881,649	£1,571,147	£1,909,693	£2,066,168	£1,598,412
	手形割引	£34,343	£1,382	£50,163	£22,957	£22,421	£13,316	£5,591
	貸付	£107,702	£7,862	£93,958	£24,235	£43,987	£65,034	£75,737
	政府証券	£54,245	£72,840	£190,473	£8,465	£6,665	£555	£87,864
	当座貸越	£66,253	£30,090	£124,017	£132,652	£87,621	£82,461	£125,101
	土地・不動産	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0
	プリオン	£0	£2,043	£7,995	£0	£0	£24,371	£37,405
	銀行預金	£139,860	£192,947	£193,306	£85,525	£62,921	£95,237	£49,050
現金手許残高	£7,269	£5,588	£13,589	£62,219	£8,643	£31,745	£16,249	
負債・貸方	支払手形・手形振出	£1,799,720	£703,251	£480,565	£441,584	£815,520	£528,835	£483,147
	当座預金	£96,615	£129,249	£225,712	£173,080	£157,578	£187,403	£390,504
	定期預金	£120,397	£179,174	£152,635	£83,994	£89,064	£229,173	£161,430
	借入金	£0	£0	£0	£17,300	£0	£0	£0
	銀行券	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0
資本金配分		£200,000	£200,000	£200,000	£235,000	£235,000	£165,000	£165,000

しかし、マーカンタイル銀行インド店の場合、当該期での手形販売と預金集金の実績は、特にボンベイ店の不振によって非常に悪い状態で、事業拡大を可能にするほどの資金を調達できていたとはとてもいえない。というのは、資金運用面(表11-3)の「資産・借方」部をみると、両店のルピー資金が現地輸出業者からの為替手形の購入(「受取手形・送付手形」項目)で運用されていたのが一目瞭然だが、その購入総額は資金調達額をはるかに超えていた。マーカンタイル銀行は、インド現地での資金調達の困難さにどのように対処していたのだろうか。

この問題を解く鍵は、一つにはロンドン本店から配分された払込資本金の一部である。これは前章でも注目したが、マーカンタイル銀行の場合、資本金全額（75万ポンド）が特定のアジア店へ運転資金として分配されていた。インド3店は常時その分配対象であり、カルカッタ店とボンベイ店への配分金がアジア店のなかでも特に多かった（後者へのそれは1886年以降に停止）。もう一つの鍵は、（表11-4）で示した「他店からの借入金」である。マーカンタイル銀行では、さまざまな経済状況に対応し、本店・支店内で柔軟に資金の貸借が行われた。ボンベイ店とカルカッタ店は1880年代初頭まで、マドラス店は80年代以降、ほぼ毎年、他店から資金を借り入れている。その出所は、ほぼロンドン本店であった（表11-4の「他店への貸付」を参照）。1880年代半ばになると、ロンドン本店のアジア各店への貸付が停止したが、この要因の一つは、世界的な銀価下落への対応策として、アジア各地で運用されていたポンド資金（ロンドン本店で保有されたアジア各店のポンド預金）が回収されたためである⁸²⁸。同時期、コロンボ店が、貸付金の出所として一定の役割を演じていたのは、興味深い。

表 11-4 マーカンタイル銀行店舗間貸借勘定（各年12月末）

		1861年	1870年	1872年	1874年	1876年	1878年	1880年	1882年	1884年	1886年	1888年	1890年
他店への 貸付	ロンドン		£645,000	£560,000	£685,000	£685,000	£718,750	£585,000	£585,000				£80,000
	ボンベイ	£40,000		£100,000	£50,000		£50,000			£90,000		£25,000	
	カルカッタ						£19,000						
	マドラス									£50,000			
	コロンボ		£50,000					£50,000	£245,000	£130,000	£85,000	£20,000	£100,000
	シンガポール								£11,250				
	香港	£22,500		£225,000									£56,250
	上海								£25,200	£16,875			
	横浜									£11,250			
合計	£62,500	£695,000	£682,500	£735,000	£685,000	£787,750	£635,000	£866,450	£298,125	£85,000	£45,000	£236,250	
他店から の借入	ボンベイ		£100,000		£100,000	£100,000	£100,000	£125,000	£125,000				£20,000
	カルカッタ		£150,000	£150,000	£250,000	£200,000	£200,000	£235,000	£185,000		£55,000		
	ラングーン						£19,000		£80,000				£15,000
	マドラス	£20,000	£5,000						£50,000	£30,000	£30,000	£20,000	£20,000
	コロンボ				£150,000	£150,000	£100,000	£135,000	£125,000				
	シンガポール	£42,500	£100,000	£150,000	£150,000	£110,000	£110,000	£75,000	£125,200	£211,250			
	ペナン								£11,250	£40,000			
	バタヴィア				£50,000	£90,000						£25,000	£45,000
	香港		£60,000					£58,750	£25,000	£25,000	£11,250		£80,000
	上海		£175,000	£225,000				£75,000	£25,000	£25,000			£56,250
	横浜		£6,000	£157,500	£35,000	£35,000	£35,000	£25,000	£115,000	£5,625			
	合計	£62,500	£695,000	£682,500	£735,000	£685,000	£787,750	£635,000	£866,450	£298,125	£85,000	£45,000	£236,250

出典：Statements of General Balance, mbhist., no. 2368, HSBC Group Archives.

資金運用面（「資産・借方」部）では、インド輸出貿易の拡大を反映して、両店ともに為替手形の購入（「受取手形・送付手形」項目）が圧倒的な割合を占めた。両店での「政府証券」や、ボンベイ店での「土地・不動産」と「ブリオン」の保有・購入も目立つが、ここで注目したいのは貸出業務（「手形割引」「貸付」「当座貸越」）のほうである。「手形割引」の割合は相対的に小さく、そのほとんどがカルカッタ店の実績であった。ボンベイ店での「貸付」業務が、1866年恐慌の影響で大幅に縮小した結果、70年代前半の「貸付」業務全体の停滞につながった。70年代後半の若干の回復はカルカッタ店での「貸付」額の増大であった。チャータード銀行のカルカッタ店では、1878年より茶園への融資が開始され、産業金融に深く関与するようになったといわれているが⁸²⁹、マーカンタイル銀行の場合でも同じ傾向が十分に考えられる。

1880年代、その後半以降、再び「貸付」実績が回復して一定の大きさの割合を継続的に占めるようになった。その理由はボンベイ店での貸付業務の急拡大であった。このような特徴は、マーカンタイル銀行がインド内部の商品流通や生産過程との結びつきをそれまで以上に強め、そのビジネス内容を多様化させていたことを意味する。次節で、ボンベイ店とカルカッタ店の取引相手

⁸²⁸ 北林雅志「チャータード・マーカンタイル銀行 1853—1892年」西村閑也、鈴木俊夫、赤川元章編『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会、2014年、893-896頁。

⁸²⁹ Compton Mackenzie, *Realm of Silver: One Hundred Years of Banking in the East*, London: Routledge & Kegan Paul, 1954, p. 47-48.

とその取引内容を素描する。

第2節 ボンベイとカルカッタのマーカンタイル銀行

ボンベイ

マーカンタイル銀行のボンベイ店は、アメリカや他のアジア諸国へのさまざまな商品の輸送にも金融サービスを提供した。1847・48年商業危機後、ボンベイは、カルカッタほどの悪影響を受けずに商業的繁栄を経験し、インド経済開発の中心となった⁸³⁰。それを象徴するように、1853年11月に設立されたのがマーカンタイル銀行であった。1860年代前半の棉花ブームの結果、ボンベイで多くの銀行や投機会社が設立され、その莫大な資金を商業・不動産部門に流し込み、ボンベイ・バブルを生み出した⁸³¹。それ以来、インド西部産原棉の輸出金融が、ボンベイ店の中軸的業務となったのである。

マーカンタイル銀行ボンベイ店は、エワート・レイサム商会 (Ewart Latham & Co.)、G・モテーター商会 (G. Motee & Co.)、ヴォルカート・ブラザーズ (Volkart Brothers)、ウォレス商会 (Wallace & Co.)、ヌープ商会 (Knoop & Co.)、キリック商会 (Killick & Co.)、そしてインド西部の原棉貿易で支配的であったラリー・ブラザーズ (Ralli Brothers) やギャダム商会 (Gaddum & Co.) のような多くの有力商会を常連の顧客にもった⁸³²。これらのヨーロッパ系有力商会は、銀行からの金融サービスを得ることで原棉輸出へのさらなる統制力を強化した。

ボンベイ店の大口顧客には、大インド半島鉄道会社 (Great Indian Peninsula Railway Company) が含まれていた。前述したように、インドの対外貿易は内陸交通網、特に主要な港湾都市から内陸に伸張する鉄道の拡大によって促進された。1849年に設立された大インド半島鉄道会社は、ボンベイを起点にして後背地へ向けて路線を伸ばし、1870年までにジュバルポール (現ジャバルプル) において、カルカッタから路線を伸ばしてきた東インド鉄道に連絡した。ヨーロッパ向け原棉貿易をほぼ独占するイギリス系商会は、沿岸都市部と内陸部を接続する鉄道網に合わせて、奥地での原棉の直買いを開始し、その栽培地に近い場所まで綿操・俵装機械を搬入して工場を建設し、内陸市場においても存在感を高めるようになった⁸³³。

他方において、パールシーやヒンドゥー・バニアのような在地豪商たちによって、1850年代後半から紡織工場が主としてボンベイで内需向けの太番手紡績糸を生産するために設立された。1877・78年不況とその結果としての内需萎縮によって、インド綿糸は中国粗糸市場へ本格的に輸出されはじめ、インド系商会のみならずヨーロッパ系商会もまた、それらによって経営代理される多くの綿工場をボンベイ、アフマダーバード、スーラト等に設立した⁸³⁴。マーカンタイル銀行ボンベイ店は、1880年代においてダルムジー紡織会社 (Dhurrumsey Spinning & Weaving Company, Limited) やクライズデール染色・織物会社 (Clydesdale Dying & Manufacturing Company, Limited) へ多額の前貸しを行なった⁸³⁵。

ボンベイでの銀行ビジネスにとって、紅海エリアのアデン貿易への金融サービスは重要となった。アデンはインド政庁によって1850年に自由港と定められ、紅海エリアの陸上・海上交易の

⁸³⁰ J. W. Maclellan, 'Banking in India and China: A Sketch (II)', *The Bankers' Insurance Managers' & Agents' Magazine*, vol. 55 (1893), p. 215.

⁸³¹ Radhe Shyam Rungta, *The Rise of Business Corporations in India 1851-1900*, Cambridge: Cambridge University Press, 1970, pp. 72-93; Roy, *The Economic History of India*, p. 129.

⁸³² Board Minute Book, 4th May 1886, 1st June 1886 and many others, Mercantile Bank History (mbhist.), no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸³³ Marika Vicziany, "Bombay Merchants and Structural Changes in the Export Community 1850 to 1880", in Asiya Siddiqi, ed., *Trade and Finance in Colonial India 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, 1995, pp. 375-376.

⁸³⁴ 小池賢治『経営代理制度論』アジア経済研究所、1979年、173-220頁。

⁸³⁵ Board Minute Book, 28 April 1886, 29 May 1888, 3 July 1888, 23 October 1888, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

一大センターとして、とりわけコーヒー貿易の中継港として発展した⁸³⁶。1860年代前半には、紅海周辺で生産されたコーヒーがアデンに集められ、その一部がザンジバルを經由してマルセイユへ輸出されるようになった。そして、1869年のスエズ運河の開通と1870年のヨーロッパ―アデン間海底電信ケーブルの開設は、アデンのコーヒー貿易をさらに刺激した。コーヒー豆は1870年代にはエチオピアやイエメンからもアデンに運ばれ、再輸出された。英領アデンは、以前はジェッダ（ジッダ）、カイロ、アレキサンドリアを經由してヨーロッパに運ばれていたコーヒー貿易の大きな流れを支配するようになった⁸³⁷。

スエズ運河の開通はロンドン―ボンベイ間の海上輸送距離を約11,000マイルから約6,300マイルに短縮し、大型汽船による遠隔地貿易をさらに発展させた。この汽船時代の到来によって、その動力源である石炭はスエズ―ボンベイ間のほぼ中間地点であるアデンに貯蔵された。アデンでの石炭取引が増大した結果、マーカントイル銀行ボンベイ店は、アデンに拠点をもつルーク・トーマス商会（Luke Thomas & Co.）、ヴィエンフェルド商会（Bienefeld & Co.）、アデン石炭会社（Aden Coal Company）の貿易に金融を付けるようになった⁸³⁸。オーストリア系のヴィエンフェルド商会は、アデンの大手コーヒー貿易会社の一つであった。

ボンベイ店は中国向けの輸出貿易（アヘン・綿糸・織物）に深く関与し、デヴィット・サスーン商会（David Sassoon & Co.）も顧客にしていた⁸³⁹。デヴィットは1830年代半ばにおいてバグダッドからボンベイへ移住し、徐々に中国向けの原棉やアヘンの輸出業を営み始めた。ロンドンに本社を置くP&O汽船会社が、1845年にはインドと中国へ契約航路を拡大することに成功し、ボンベイ―香港・上海間での中国産の茶とインド産のアヘン、インディゴなどの商品輸送、さらに政府・陸軍関係者の輸送で発展していた。デヴィットの子息たちは中国に渡り、航路を拡張させるP&Oの輸送サービスを利用したインド綿製品やアヘンの輸入貿易業を手がけた。彼らは一族の経営するインド商会と連携して、ボンベイやカルカッタでのアヘン価格を操作できるほどの存在となった。サスーンは、ジャムセットジー・ジェイジェイボウイ（パールシー）―ジャーディン・スキナー商会―レミングトン商会―中国のジャーディン・マセソン商会という、アヘン・シンジケートの強力な競争相手となった⁸⁴⁰。ボンベイ店は、サスーン商会との関係を通して、アジア間貿易の一局面に関与していたのである。

非常に興味深い銀行資料として、香港上海銀行ボンベイ店の当座預金口座顧客リスト（1875年1月20日付）が存在する⁸⁴¹。それが（表11-5）である。その時点での同銀行ボンベイ店では、164の個人事業主や企業によって当座預金口座が開設され、総額約180万ルピーが預金されていた。その口座保有主には、フォーブス商会、ギャダム商会、ヴォルカート・ブラザーズ、ニコル商会（W. Nicol & Co.）リッチー・スチュワート商会（Richie, Stewart & Co.）など、ヨーロッパ系有力貿易商会の名前が列挙する。

貿易商のみならず、アルバート・ミル会社（払込資本金68万ルピー）、ナショナル紡織会社（National Spinning & Weaving Co.：払込資本金50万ルピー）、コラバ紡織会社（Colaba Spinning & Weaving Co.：払込資本金150万ルピー）、ヒンドスタン紡織会社（Hindustan Spinning & Weaving

⁸³⁶ Z. H. Kour, *The History of Aden*. London: Frank Cass and Company Limited, 1981.

⁸³⁷ Michel Tuchscheer, “Coffee in the Red Sea Area from the Sixteenth to the Nineteenth Century,” in William Gervase Clarence-Smith and Steven Topik, eds., *The Global Coffee Economy in Africa, Asia, and Latin America, 1500-1989*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003, pp. 60-62.

⁸³⁸ Board Minute Book, 13th August 1886, 29th March 1887 and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸³⁹ Board Minute Book, 4th August 1886, 22nd March 1887 and many others, mbhist., no. 2308/1.

⁸⁴⁰ Asiya Siddiqi, “The Business World of Jamsetjee Jejeebhoy”, in Siddiqi, ed., *Trade and Finance in Colonial India*, pp. 186-217; Carl A. Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy: A Study of the Asian Opium Trade 1750-1950*, London: Routledge, 1999, pp. 111-115.

⁸⁴¹ Bombay Agency, Current Account Balances, 20 January 1875, K/8/2, no. 26, McLean Additional Papers, Hong Kong & Shanghai Banking Corporation History, HSBC Group Archives.

Co. : 払込資本金 100 万ルピー) のような大綿業会社⁸⁴²も香港上海銀行に預金口座を持ち、中国との手形決済や貸越（自動借入れ）を行っていた。

しかし、当座預金口座リストで最も目立つ存在は、デヴィット・サスーン商会、E・D・サスーン商会、ヒンドゥー・バニア棉花商の Thackersey Mooljee、ジャイナ系アヘン豪商の Currumchund Prechund をはじめとする多くの非ヨーロッパ人顧客である。彼らはほぼ例外なくボンベイを代表する豪商であったが、そのなかでも Pestonjee Dadabhoy のようなパールシーが圧倒的な割合を占めていた。マーカントイル銀行ボンベイ店も、B. & A. Hormarjee、Dadaboy Hosungjee & Co.、Nanabhoy B. Jugubhoy & Co.、Dwarkanass Jeedandass といったパールシー商人と日常的に取引していた⁸⁴³。

表 11-5 香港上海銀行ボンベイ店の当座預金口座顧客 (1875 年 1 月 20 日付)

ヨーロッパ系		非ヨーロッパ系					
Babot, George J.	Mcdonald C. & Co.	Ardaseer Pestonjee Setna	Dadabhoy Jamsajee	Goculbhoy Moolchund	Luckmichund Lowechund	Nuginbhoy Roopchund	Sewall Moteelall
Bombay Diocesan Board of Education	McCombie, Alexander	Ardeshir Mahrhan Eraneer	Dulputram Goculdass	Govindjee Doongersee & Co.	Lowjeebhoy Rustomjee Setna	Nursey Kessowjee & Co.	Sawaram Khoosalchund
Beck, F. H. Lietaent	Mody R.	Ardaseer Byramjee Liboovala	Dadabhoy Hosungjee	Goojee, Boetram	Luckmidass Maneckjee	Pestonjee Dadabhoy	Tapidass Vurjdass
Barlow, Captain A. E.	Moir George W.	Ameeroodeen Abdool Lutiff	Dhunjeebhoy Nowrojee	Gopajee Carjee	Lallchund dewchund	Pestonjee Darashaw Setna	Tezpall Gopejee
Bombay Saw Mills Co.	Nicol W. & Co.	Albert Mills Bomany, Limited	Dhurumsey Poonjabhoy	Haerjeebhoy Hormusjee Setna	Muncherjee R. Dossabhoy Wadis & Co.	Pestonjee Muncherjee	Thackersey Mooljee
Bombay Hemp & Jute Co.	National Spinning & Weaving Co.	Abaydeen Budroodeen & Co.	Dinshaw Bhikhajee Khan & Co.	Hurnarayan Maneckram	Mahood Ally-bin, Hajee Mabh. Banker Babaney	Pherozechah M. Mehta	Tribhovundass Veerjee
Commercial Bank Corporation	Noble, G. E.	Allarukhiabhoy Sewjee	Dossabhoy Hormusjee Cama & Co.	Hajee Esmail Jaitha's Son	Muncherjee D. Nowsariwala	Purshotum Oomersey	Veerchund Kurrumchund
Carwar Company, Limited	Pinto, J. C.	A. H. Chinoy	Dorabjee Bazonjee & Co.	Hindstan Spinning & Weaving Mills Co., Limited	Merwanjee Jeejeebhoy's Son	Pallonjee Bomanjee	
Clason & Co., H.	Port Canning & Land Improvement Co.	Ardaseer M. Katia	Dinshaw dadabhoy Ghandy & Co.	Hajee Esack Soab & Son	Muncherjee Pestomjee Setna	Premjee Parpis	
Cope, Stanley	Parker, F. D. Treasurer. Sailers' Home	Ardaseer Merwanjee	Dewjee bhoy Goolamhoosin & Co.	Harvalabhass Bal Govindass	Mussookan Camdass	Pokerwall Groorand	
Colaba Spinning & Weaving Co.	Raphael & Co.	Ardaseer B. Topulia	Deepchund Rowchund	Hajee Esmail Hajee Hubib	Maneckjee Petit's Spinning & Weaving Mills & Co.	Rustomjee Framjee Setna	
DeSouza, S. J.	Raphael Co. Past due Bill a/c	BurJorjee Muncherjee Oonwala	Dhunjeebhoy Pestonjee	Jehangeer Hormusjee	Muncherjee Rustomjee Setna	Rehmoobhoy Hubibhoy	
Edrahim Noordeen & Co.	Ritchie, Stewart & Co.	Bhicoo Sazba & Co.	Dadabhoy Dinshaw Ghandy	Jairam Narronjee	Munsookbhoy Bhugobhoy	Rustomjee Dhurjeeeshaw & Co.	
Elias, George	Scott, Stanley, Col.	Bomanjee N. Vakeel	Damodurdass Tapidass	Jamsedjee Nusserwanjee Mehta	Muccoonjee Sanjee	Remtoola Cadurbhoy	
Forbes & Co.	Siegfried, Jules, & Co.	Cassumbhoy Dhurumsey	Dayal Ruitousey	Jalbhoy Dorabjee	Munjee Currimbhoy	Rustomjee D. C. Setna	
Gaddum & Co.	Sedgwick F. W.	Currimbhoy Ebrahim	Edujee Ruttonjee	Jehangeer Gustadjee	Munguldass Nathoobhoy	Ruttonsey Khimjee	
Gregor, J. M. No. 1 a/c	Simpson J. Bell	Cumroodeen Tyabjee	Edujee Rutoomjee Juveria	Jairabhoy Peerbhoy	Morarjee Goculdass	Rustomjee Dhurjeeeshaw	
Gregor, J. M. No. 2 a/c	Town Hall Organ Fund	Cursetjee Cowasjee Dulal	Ebrahim Noordeen	Javerchund Jootha	Morarjee Goculdass Spinning & Weaving Co.	Sassoon, D. & Co.	
Ghella, V. K. & Co.	Telegram Account	Cowasjee Hormusjee Chinoy	Edujee Maneckjee Setna	Jumnadass Ramjee	Mussookall Megoolall	Sassoon, E. D.	
Hector, G. N.	Tapidass Vurjedass & Co.	Currumchund Premehund	Framjee Burorjee Captain	Jehanjee F. Molla Feroz	Nowrojee Maneckjee Contractor	Shariff Salehamahmad & Co.	
Khalam Makenjee Spinning & Weaving Co.	Tharia Topun	Cumulsey Premjee	Framjee Hormusjee Setna	Khimjee Oodhowjee & Co.	Narielwala, S. S.	Sassoon Spinning & Weaving Co.	
Lockhart, George & Co.	Volkart Brothers	Cassuwally Auverally	Godraz Mehrban Eraneer	Khimjee Oodhowjee	Nusserwanjee Bomanjee Mody & Co.	Sassoon Spinning & Weaving Co. No. 2 a/c	
Leone Jahier & Co.		Dossabhoy Rustomjee Moteewala	Govind Balcrustna	Khoosal Lukhichund	Nowrojee Hormusjee Patch	Sockeer Kessrinath	

出典 : Bombay Agency, Current Account Balances, 20 January 1875, K/8/2, no. 26, McLean Additional Papers, Hong Kong & Shanghai Banking Corporation History, HSBC Group Archives.

イースタン・バンクのアジア各店は数名のイギリス人銀行員によって運営されたが、実際の日常業務の遂行には現地社会に密着する現地スタッフを必要とした。実際、英領インド、セイロン、海峡植民地、バタヴィアの各銀行支店では、ヨーロッパ人顧客は銀行支配人と直接的に取引する一方で、銀行主任シュロフ (Head Shroff) が現金と現地人顧客の管理を行っていた⁸⁴⁴。主任シュロフとその部下たちは支店経営と現地実業家との重要な仲介者で、その業務は多くの点で中国

⁸⁴² 払込資本金に関して、小池『経営代理制度論』、182-183 頁を参照。

⁸⁴³ Board Minute Book, 10 November 1886, 4th January 1887, 31 January 1888, 29 May 1888, 12 June 1889, 28 January 1890 and many others, mbhist., nos. 2308/1 and 2308/2, HSBC Group Archives.

⁸⁴⁴ H. L. D. Selvaratnam, "The Guarantee Shroffs, the Chettiers, and the Hongkong Bank in Ceylon", in Frank H. H. King, *Eastern Banking: Essays in the History of The Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, London: Athlone Press, 1983, p. 410.

の買弁のそれに類似した。彼らは、一部は自己資金、またはファンディー手形の割引で調達したルピー資金で貸出業務を行なった⁸⁴⁵。より多くの非ヨーロッパ系顧客の獲得は、シュロフの手腕にかかっていたといえよう。

1870年代のマーカントイル銀行ボンベイ店のスタッフ（画像11-6）のなかで最も特異な人物が、主任シュロフに就いていたペストンジー・カカ（Pestonji Ardeshir Kaka）というパールシーであった⁸⁴⁶。ペストンジーの父親アルデシャール・カカ（Ardeshir Bomonji Kaka）はマーカントイル銀行のシュロフ長として、その設立時に就任した。その時にシュロフ補佐（Assistant Shroff）に就いたペストンジーは父親のポストを引継ぎ、1888年に亡くなるまでその職を全うした。彼の後継者は子息のリムジー・カカ（Limji Pestonji Kaka）となり、彼は1906年まで続けた。このように、銀行の主任シュロフという立場は土着実業界の富裕商家によって継承されていった⁸⁴⁷。

画像11-6 1870年代のボンベイ店従業員



注：後列左より3人目がペストンジー・カカ。

出典：Stuart Muirhead, *Crisis Banking in the East: The History of the Chartered Mercantile Bank of India, London and China, 1853-93*, Aldershot: Scolar Press, 1996, ch. 9 (Figure 6).

カルカッタ店

周知のように、カルカッタは、英領インドの首都である（1912年まで）と同時に、最大の貿易港でもあった。マーカントイル銀行は1854年にカルカッタ店を開設し、イギリス帝国の傘下にあるベンガル地方で着実に営業規模を拡大させていった。同銀行カルカッタ店は、当初はボンベイ店や香港店に次ぐ活動規模であったものの、1870年代・80年代にはボンベイ店を凌ぎ、支店活動全体の1/5を占める最大かつ最重要支店に成長した。

⁸⁴⁵ William F. Spalding, *Eastern Exchange Currency and Finance*, Third Edition, London: Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd., 1920, pp. 98-99.

⁸⁴⁶ “Sidelights on the Early History of the Firm (II),” in *The Mercantile War Cry*, mbhist., HSBC Group Archives, p. 35.

⁸⁴⁷ Muirhead, *Crisis Banking in the East*, p. 160.

19世紀前半のベンガルからの主要輸出商品といえば、インディゴ、アヘン、原棉、生糸、絹織物等であった。1860年代以降、インディゴの相対的減少とともに、ベンガル農業経済の発展によって生産高を伸ばしたジュート原料とその製品、米、さとうきび、茶、タバコのような新たな対外輸出商品が登場した。それに対応するように、マーカンタイル銀行カルカッタ店は、米（Blackwood, Blackwood & Co.）、コーヒー・茶・生姜・キナ皮（Hindley & Co.）、小麦・ジュート（G. W. Lees & Co.）、皮革（H. & M. Rantenbur）を取り扱う輸出貿易の金融を行なって、大きな利益を得ていた⁸⁴⁸。同店は、仏領レユニオンへの米やオーストラリア植民地へのジュート袋・茶の輸出貿易にも金融を付けていた⁸⁴⁹。

カルカッタ店の極めて重要な特徴は、茶、コーヒー、インディゴのプランテーションのような産業金融へ深く関与していた点であった⁸⁵⁰。さまざまな大規模農園の維持費は、ダンカン商会（Duncan Bros. & Co.）、オクタヴィアス・スティール商会（Octavius, Steel & Co.）、南シレット茶会社（South Sylhet Tea Company）、エンドグラム茶会社（Endogram Tea Company Limited）、ラングラ茶園（Lungla Tea Estate）、Erdozaam Tea Co.、エラ茶園会社（Elah Estate Tea Co.）を通して前貸しされた⁸⁵¹。マーカンタイル銀行は、ロンドンや他のイギリス商会の保証のもとで、土地、約束手形、その他資産を担保に対する貸出業務を行なった。1860年代以来、北部ベンガルのダーズリン丘陵地帯やドアーズ地域での茶栽培のエステートが拡大し、80年代になると、アッサム地方における茶園、製茶量が急速に増加した⁸⁵²。

茶産業への金融と同時に、ヴィクトリア・ジュート会社（Victoria Jute Company）のようなジュート工場も、カルカッタ店の大口顧客であった⁸⁵³。ジュートはベンガル農業・工業分野における主力商品であり、カルカッタ経営代理商会の製造業部門の中心となっていた。世界貿易が拡大すればするほど、農業生産物、特に小麦、米、砂糖を輸送するための丈夫なジュート袋への需要が高まり、それが大量にヨーロッパ諸国、南北アメリカ、オーストラリア植民地、そしてアジア各地へ輸出されたのである⁸⁵⁴。

このように19世紀後半のインドは急拡大する国際商品市場で重要な役割を演じたが、それはグローバルな交通・通信網の発展との相互作用の結果でもあったのは、先述したとおりである。1880年代半ばには整備された主要幹線鉄道は農業地帯を東部インドの市場町に連結し、最終的にカルカッタで大型汽船を含む海運ルートにつないだ。マーカンタイル銀行ロンドン本店は、インド鉄道会社との取引関係をもち、定期的に信用状の発行を承認していた。その一例がベンガル・北西鉄道会社（Bengal and North Western Railway Company）であった⁸⁵⁵。1882年に創業したこの鉄道会社は、アヘン生産地のパトナとより内陸のバーライチとを結ぶ路線をガガラ河に沿って建設し始め、1884年に開通させた。

他方、マーカンタイル銀行カルカッタ店は海運会社とも関係をもち、ブリティッシュ・インディア・ジェネラル汽船会社（British Indian General Steam Navigation Company）とイラワジ・フローティア会社（Irrawaddy Flotilla Company）へ融資をしていた⁸⁵⁶。カルカッタ店はビルマの植民地開

⁸⁴⁸ Board Minute Book, 29th December 1885, 5th& 26th January 1886, 19th April 1887, and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁴⁹ Board Minute Book, 10th November 1887, 20th August 1889, 10th June 1890, 10th February 1891 and so on, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁵⁰ Half Year Reports from Branches, Calcutta, 23rd January 1883, mbhist., no. 436, HSBC Group Archives.

⁸⁵¹ Board Minute Book, 11th January 1887, 10th January 1888, 12th January 1886 and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁵² Roy, *The Economic History of India*, pp. 266-267.

⁸⁵³ Board Minute Book, 14th September 1886, 14th October 1886, 19th April 1887, and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁵⁴ Tomlinson *The Economy of Modern India*, p. 119; Tara Sethia, "The Rise of the Jute Manufacturing Industry in Colonial India: A Global Perspective", *Journal of World History*, vol. 7, no. 1 (1996), pp. 71-99.

⁸⁵⁵ Board Minute Book, 13th July 1886, 15th July 1890 and so on, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁵⁶ Board Minute Book, 14 December 1886, 20 September 1887 and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

発を直接関与する企業との関係も親密であり、鉄道の枕木に使われたチーク材をインドへ輸送するアラカン会社 (Arracan & Co.) や精米工場を経営するダンカン商会 (R. S. Duncan & Co.) への前貸しを日常的に行なっていたのである⁸⁵⁷。

第3節 マーカントイル銀行の東南アジア展開

第一次産品輸出経済

19世紀末の東南アジアは、海峡植民地 (マラヤを含む)、ビルマ、シャム、仏領インドシナ、蘭領東インドの世界最高水準の輸出成長率 (年平均 5.3 パーセント) を経験し、世界経済に急速に統合されていった⁸⁵⁸。その最も重要な貿易相手は、シャムを除く上記 4 地域とフィリピンが欧米列強の植民地支配下にあったゆえ、工業化が急進行した欧米諸国であった。東南アジア諸地域は、その欧米諸国に向けて、もっぱら米、スズ、砂糖、米、ゴム、石油という第一次産品を輸出した (1913 年では輸出総額の 70 パーセント近くを占めていた)。これこそ、モノカルチャー型輸出貿易、または第一次産品輸出経済と呼ばれてきた東南アジア経済構造の特徴であり、欧米諸国との国際貿易を拡大させた結果であった。

そのような構造的特化のもう一つの特徴は、シンガポールとの貿易がかなり大きな比重を占めていた点であった。東南アジア諸地域は、対インド・中国・日本のアジア地域間貿易、さらに対欧米貿易との関係を直接的に持ちつつ、シンガポールを媒介にして高度に発展していた域内貿易網を形成させた。シンガポール貿易は、その建設の直後からかなりの部分を東南アジア域内貿易で占められてきた (図 8-2 を参照)。シンガポールは域内貿易センターとして発展したのである。(図 11-7) で明らかのように、シンガポールの最も強い貿易関係をもったのは、海峡植民地を共に構成するペナンやマラッカではなく、蘭領東インド、とりわけバタヴィアであった。マレー半島の割合も 1830 年代から比較的大きく、現地のマレー人や華人たちの生産物 (スズ、ガンビア、胡椒) がシンガポールへ運ばれていたことが示されている。両地のむすびつきを最も強くした要因は、1850 年代からの華人による、さらに 1880 年代のヨーロッパ資本によるスズ産業の発展であった⁸⁵⁹。

シンガポールの増加する輸出貿易は、見返りとして、たとえば綿製品を代表とする欧米諸国からの輸入貿易も拡大させた。おもにヨーロッパ諸国から輸入された綿製品は、シンガポールを通じて、東南アジア各地へ再輸出されていた。綿製品はインドや日本からもシンガポールへ輸入された。この五地域には、スズ鉱山やプランテーションで働く移民労働者や米作に従事した土着農民が住んでいて、生活必需品への需要を高めていったからである。彼らからの需要の高かったアヘンも、インドからシンガポールを経由して東南アジア各地へ運ばれた。この工業製品やアヘンと同様に、たとえば大陸部で生産された米がシンガポールやペナンに集められて、両地で消費されると同時に、さらに蘭領東インド各地に再分配されるという域内商品連鎖も形成されていった。東南アジアの「モノカルチャー型輸出貿易」とは、その欧米貿易部門が拡大すればするほど、アジア地域間貿易部門と東南アジア域内貿易部門も同時に大きくなっていく重層構造の確立を意味するのである。シンガポールは域内経済統合の基軸となり、東南アジア貿易が一体となって世界市場に編入される枠組みを提供したといえる。

⁸⁵⁷ Board Minute Book, 6th& 30th March, 24th April 1888, 13th August 1889, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁵⁸ 杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』、1996年、69頁。ビルマは英領インド帝国の一部であったがゆえに、そこでの行政的かつ商業的活動は実質的にベンガル地方と密接な関係をもって展開されることが多かった。しかし、ビルマは歴史的にも民族的にも文化的にもインド亜大陸のどの地域との異質であり、東南アジアという地域的範疇に包摂されるのが適当であろうと、アダスは主張する。Michael Adas, "Immigrant Asian and the Economic Impact of European Imperialism: The Role of the South Indian Chettiars in British Burma", *Journal of Asian Studies*, vol. 33, no. 3 (1974), p. 386.

⁸⁵⁹ 水島司「マラヤースズとゴム」加納啓良責任編集『岩波講座 東南アジア史 6 植民地経済の繁栄と凋落』岩波書店、2001年、67-74頁。

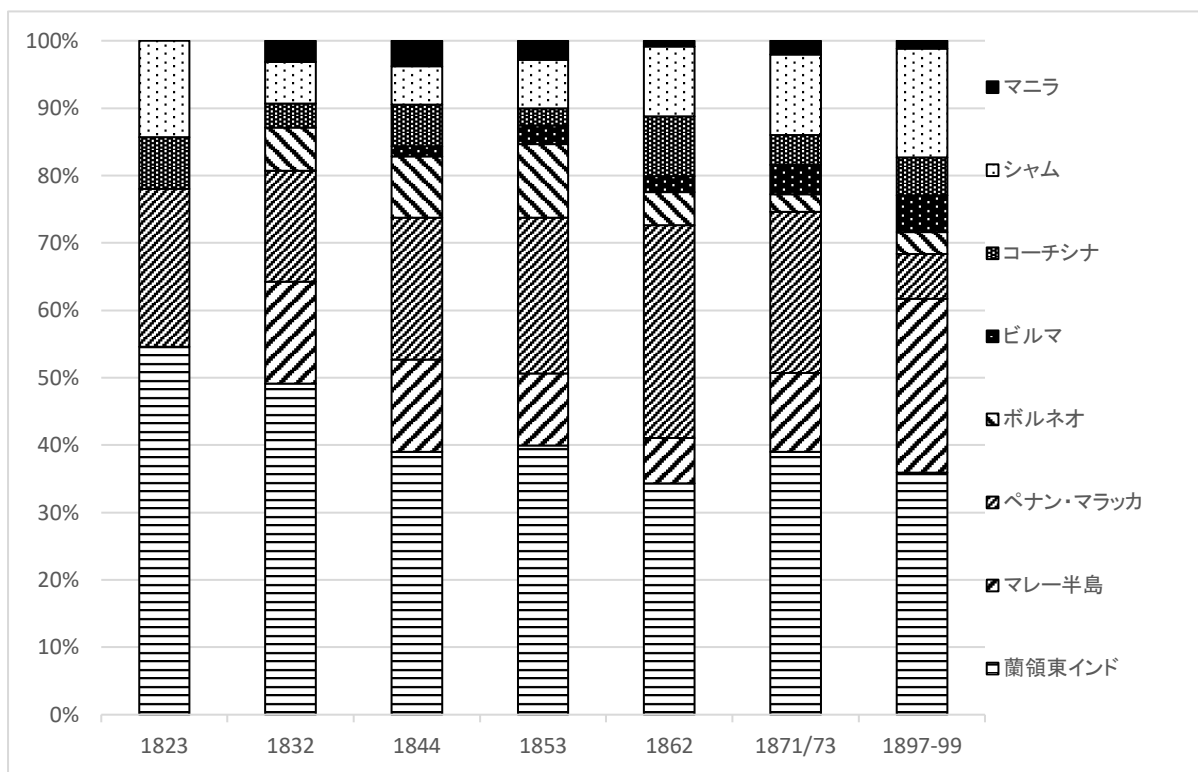


図 11-7 シンガポールの東南アジア域内貿易相手

出典：Wong Lin Ken, "The Trade of Singapore 1819-69," *Journal of the Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society*, no. 33 (1960), pp. 255-256; W. D. Huff, *The Economic Growth of Singapore: Trade and Development in the Twentieth Century*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994, p. 50, 52 より作成。

(表 11-8) でみるように、イースタン・バンクのほとんどがシンガポールに店舗を配置した。最初にシンガポール店を開設したのはオリエンタル銀行で、1842年のことであった。その後、マーカンタイル銀行が 1855 年に、チャータード銀行が 1859 年、香港上海銀行が 1877 年にシンガポールに支店を開設した。シンガポールと同じ海峡植民地に属し、行政的かつ商業的に強いつながりをもったペナンには、マーカンタイル銀行が 1860 年に最初に進出し、チャータード銀行(1875 年)、そして香港上海銀行(1884 年)、アグラ銀行(1880 年代)がそれに続いた。これらのイースタン・バンクはシンガポールやペナンの商業会議所に所属し、両商業界で大きな存在となっていた。マーカンタイル銀行はマラッカにも店舗を設けた。

シンガポール最大の貿易相手であった蘭領東インドには、チャータード銀行がバタヴィアへ最も早く進出し(1863 年)、それに続いて、マーカンタイル銀行(1872 年)と香港上海銀行(1884 年)が支店を開設した。チャータード銀行はさらにスラバヤとデリにも店舗を構え、19 世紀後半の蘭領東インドでは最も勢力を伸ばした英系銀行といえる。同銀行は、1884 年にマレー半島内のタイピンとクアラルンプールにも進出した。香港上海銀行がクアラルンプール、イポー、ジョホールに支店を構えたのは 20 世紀初頭のことであるから、チャータード銀行の進出時期がいかに早かったのかが理解できる。

表 11-8 イースタン・バンクの東南アジア各店

アグラ銀行		オリエンタル銀行		チャータード銀行		マーカントイル銀行		インド・ナショナル銀行		香港上海銀行	
1880年	1890年	1880年	1890年	1880年	1890年	1880年	1890年	1880年	1890年	1880年	1890年
	シンガポール ベナン	シンガポール	シンガポール	シンガポール ベナン	シンガポール ベナン	シンガポール ベナン	シンガポール ベナン			シンガポール ベナン	シンガポール ベナン
				バタヴィア	バタヴィア	バタヴィア	バタヴィア				バタヴィア
				スラバヤ	スラバヤ						
					デリ(スマトラ)						
					クアラルンプール						
					タイピン						
	ラングーン			ラングーン	ラングーン	ラングーン	ラングーン		ラングーン		
									マンダレー		
											バンコク
										サイゴン	サイゴン
										マニラ	マニラ
											イロイロ

出典：The Economist: or Political, Commercial, Agricultural and Free-trade Journal.

両銀行の進出先とそのタイミングの違いは、その動機の違いから生じていたと思われる。というのも、チャータード銀行がスズ関連事業との太い利害関係を持ったのに対し、香港上海銀行はゴム貿易に深く関与していたからである。両銀行はマレー半島でのある種の「棲み分け」を成立させ、両輸出商品のそれぞれ異なった生産地域、すなわちチャータード銀行はマレー半島の中央部と北部、そして香港上海銀行はその西海岸と南部に支店を集中的に開設した⁸⁶⁰。下ビルマのラングーンも、イースタン・バンクの主要な進出先であった。最も早く店舗を開設したのはチャータード銀行で、1862年のことであった。次のマーカントイル銀行が1879年であったことを考えると、ラングーンにおけるチャータード銀行の存在感はかなり大きかったといえる。イギリスが第三次ビルマ戦争（1885-86年）で上ビルマを併合した後、アグラ銀行とインド・ナショナル銀行がラングーンに新規参入した。

イギリス帝国下のイースタン・バンク

イースタン・バンクの東南アジア事業は、急拡大する世界経済のもとで進行する東南アジア各地でのモノカルチャー型輸出貿易の発展を背景としていたが、両者の動向を相互に結びつける重要な要素として、東南アジアにおけるイギリス帝国主義の拡大と影響を看過できない。東南アジアへのイギリス勢力の拡大には、イギリス本国からの商業的要求、インド支配の戦略とそれに対する現地住民の反感、アジア地域貿易での好機、国際政治の動向という諸要素が複雑に絡まり、強い影響を及ぼしていた⁸⁶¹。

海峡植民地は、EICの解散（1858年）後、インド支配体制から離脱し、本国植民地省管轄の国王直轄植民地となった（1867年）。その後、海峡植民総督のアンドリュウ・クラーク（在任1873-75年）とペラのスルタンであったラージャ・アブドラーとのパンコール条約が締結されて（1874年）以降、イギリスはスズ鉱床が集中するペラク、スランゴール、スンガイ・ウジョンを保護国化し、マレー半島内への帝国主義的介入政策を展開した（地図11-9を参照）。海峡植民地政庁

⁸⁶⁰ Jean-Jacques van Helten and Geoffrey Jones, "British Business in Malaysia and Singapore since the 1870s", in R. P. T. Davenport-Hines and Geoffrey Jones, eds., *British Business in Asia since 1860*, Cambridge: Cambridge University Press, 1989.

⁸⁶¹ Anthony Webster, "British Export Interests in Bengal and Imperial Expansion into Southeast Asia, 1780 to 1824: the Origins of the Straits Settlements", in B. Ingham and C. Simmons eds., *Development Studies and Colonial Policy*, London, 1987, pp. 138-69; Anthony Webster, *Gentlemen Capitalists: British Imperialism in South East Asia, 1770-1890*, London, 1998; A. J. Stockwell, "British Expansion and Rule in South-East Asia", in Andrew Porter ed., *The Nineteenth Century* (The Oxford History of the British Empire Vol. III), Oxford: Oxford University Press, 1999, pp. 372-75; 川村朋貴「アジア海域世界のイギリス帝国—シンガポールを事例にして（1819～67年）—」濱下武志監修 川村朋貴・小林功・中井精一編『海域世界のネットワークと重層性』桂書房、2008年、193-207頁。

はマレー保護諸国にイギリス人弁理公使（レジデント）を派遣し、さまざまな面からのスルタンへの支援・監視体制を確立していった。スズ利権をめぐって華人同士の対立が続くマレー各地において、シンガポールやペナンの商業会議所は法と秩序の回復を切望し、政府の積極的な帝国政策を大いに支持した⁸⁶²。マレー半島内での政情安定が、植民地経済開発の進展に直結したからである。この政策は、1896年に首都をクアラルンプールとするマレー連合州（ペラ、スランゴール、パハン、ヌグリ・スンビラン）を成立させたのである。

こうしたなかで、特に1870年代以降、マレー半島におけるスズ生産は、欧米工業諸国のブリキ産業（特に缶詰とドラム缶の製造業）からの需要の急拡大によって急増したが、安価な中国人労働者を調達できたシンガポールやペナンの華人系企業に主導されたままであった。ヨーロッパ資本が本格的にマレーのスズ産業へ参入してきたのは、ようやく1880年代になってからである。その最初は、1881年にペラのキンタ溪谷でのスズ採掘権を付与されたフランス系のペラ・スズ鉱山会社（Société des Mines d'Etains de Perak）であった。マーカンタイル銀行本社は、このスズ会社と取引する輸入会社への引受信用を供与していた⁸⁶³。

次に設立されたスズ会社はイギリス系のパハン・コーポレーション（Pahan Corporation）で、1887年であった。しかし、スズ関連で最も重要なイギリス企業は、1887年にハーマン・ムーリンクハウズとジェームズ・スワードによってシンガポールで設立された海峡商事会社（Straits Trading Company）であろう。同会社は1902年にペナンにも進出し、海峡植民地からのスズ輸出の約50%を取り扱うようになっていた。東南アジアのスズ産業におけるヨーロッパ資本の支配的立場は、大規模な資本で支えられた高度な精錬技術の賜物であった⁸⁶⁴。そして、その資金の大部分は、スワードを通してチャータード銀行から融資されていた⁸⁶⁵。

この間、半島奥地と沿岸港市と結ぶ交通網の建設が急速に進められ、たとえば、1885年にはタイピンとポート・ウェルド（現クアラ・セペタン）を結ぶ鉄道が開通された⁸⁶⁶。スズ利権に絡んだ関係者の多くが所属したペナン商・農業会議所は、半島内での路線のさらなる拡大を求めて、海峡植民地政庁に鉄道補助金を陳情していた⁸⁶⁷。（地図11-9）でも明らかのように、20世紀に入ると、スズやゴムの生産地から海峡植民地都市への鉄道がマレー半島を縦断するように広がっていった。スズ利権に絡んでいたマーカンタイル銀行は、マレー半島の不動産事業や鉄道建設を手がけるシンガポールのヒル・ラスボーン商会（Hill & Rathbone）との取引関係から、1891年以降、スレンバン—ポート・ディクソン間を結ぶスンガイ・ウジョン鉄道（Sungei Ujong Railway）の建設に融資していた⁸⁶⁸。

こうして、主要な地方沿岸港市は、華人資本やヨーロッパ資本の船舶サービスを通じてシンガポールやペナンへ連絡し、世界各地の大貿易港へ連結されていったのである⁸⁶⁹。イギリスの帝国主義的介入政策は、マレー半島を取り巻く無数のコミュニケーションを集中させる「ゲートウェイ」としての大規模な装置を、海峡植民地、とりわけシンガポールで高度に発達させることに大きく貢献したといえる。

⁸⁶² Roderick MacLean, *A Pattern of Change: The Singapore International Chamber of Commerce from 1837*, Singapore: Singapore International Chamber of Commerce, 2000, pp. 65-71.

⁸⁶³ Board Minute, 8th December 1885, 22nd December 1885, and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁶⁴ P. P. Courtenay, *A Geography of Trade and Development in Malaya*, London: G. Bell & Sons, LTD., 1972, pp. 90-92.

⁸⁶⁵ チャータード銀行は、スワードがパートナーの一人であるギルフィラン・ウッド商会（Gilfillan, Wood & Co.）の取引銀行であった。MacLean, *A Pattern of Change*, p. 71.

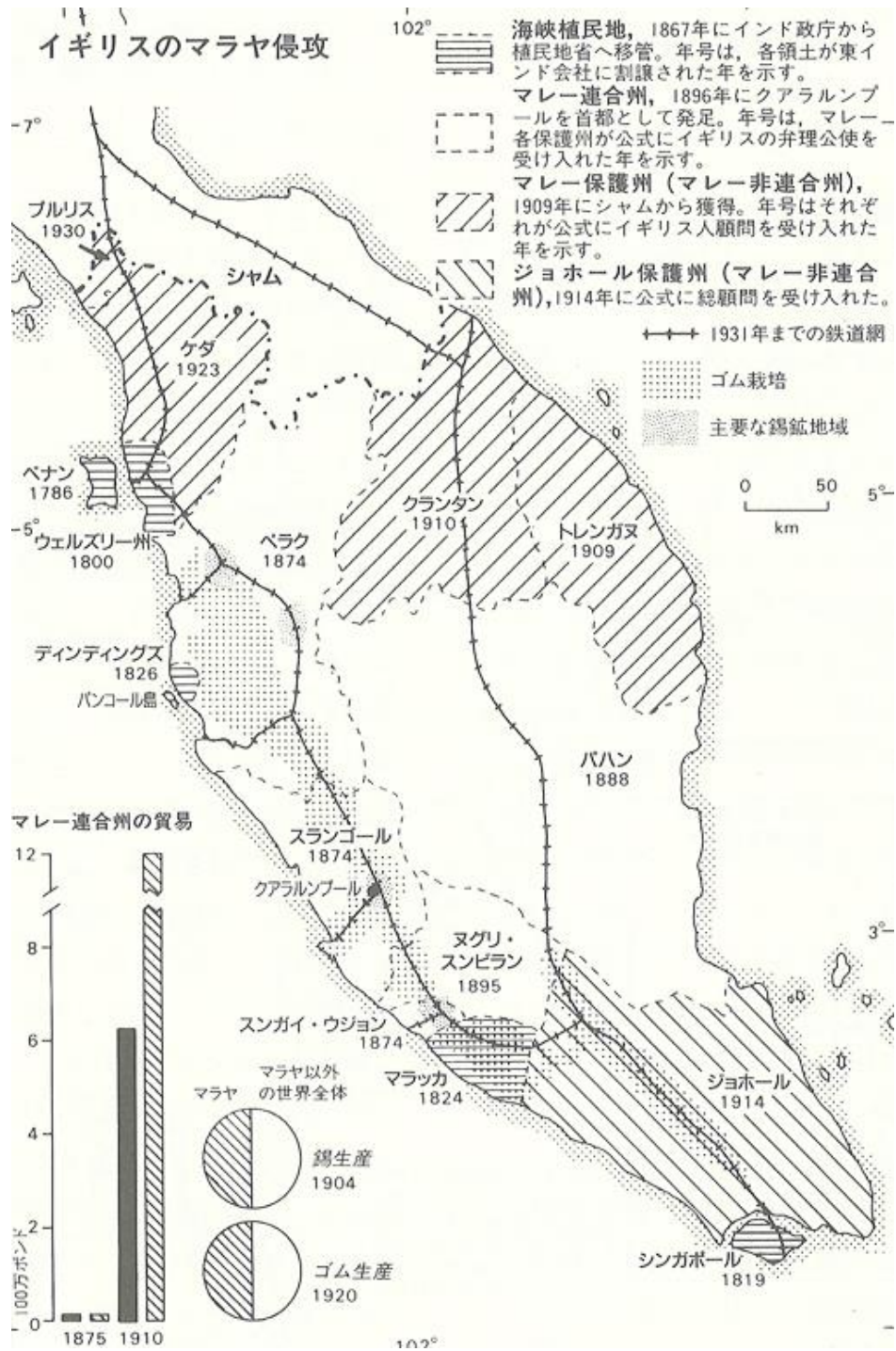
⁸⁶⁶ Courtenay, *A Geography of Trade and Development in Malaya*, pp. 86-90.

⁸⁶⁷ Report of the Penang Chamber of Commerce and Agriculture for the year 1887, Singapore: Singapore & Straits Printing Office, 1888, NL/5725, Singapore National Library, p. 53.

⁸⁶⁸ Board Minute Book, 2nd April 1889, 9th July 1889, and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁶⁹ W. G. Huff, *The Economic Growth of Singapore: Trade and Development in the Twentieth Century*, Cambridge & New York: Cambridge University Press, 1994, pp. 65-66.

地図 11-9 マレー半島のイギリス支配



出典：アンドリュー・N・ポーター（横井勝彦・山本正訳）『大英帝国歴史地図—イギリスの海外進出の軌跡[1480年～現代]』東洋書林、1996年、104頁。

第4節 海峽植民地と英領ビルマでのマーカンタイル銀行 シンガポール店とペナン店の営業成績

東南アジアにおけるマーカンタイル銀行は、その創生期ではシンガポールとペナンを中心に営業していたが、バタヴィアとラングーンにも支店を開設した。前章で明らかにしたように、1870

年では全体の 11%に過ぎなかったその東南アジア店の活動規模が、1875 年に 28%にまで拡大した後、1880 年には 33%、1890 年では全体の 35%を占めるほど著しく拡大した。チャータード銀行の場合、その東南アジアでの営業活動はより大きな規模であり、1871 年には全アジア支店活動の 36%、1881 年には 46%まで拡大し、1890 年でも 39%を占めていた。それは同時に、同銀行にとって東南アジア事業が極めて重要な収入源であり続けたことを示していよう。マーカンタイル銀行シンガポール店の営業内容を、ペナン店と比較しながら、(表 11-10) で確認しよう。

表 11-10 マーカンタイル銀行シンガポール店 (上) とペナン店 (下) の貸借対照表

		シンガポール						
		1870	1875	1880	1883	1885	1887	1890
資産・借方	ロンドン送付手形	£789,275	£1,053,545	£1,018,187	£1,025,972	£826,972	£913,945	£957,222
	他支店送付手形	£69,210	£147,308	£138,357	£100,061	£166,098		
	手形割引	£16,895	£60,970	£89,626	£102,243	£100,670	£239,988	£22,929
	貸付	£14,873	£15,755	£36,757	£67,508	£131,658	£256,969	£67,987
	政府証券	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0
	当座貸越	£18,399	£29,836	£49,437	£189,456	£244,902	£181,815	£403,943
	土地・不動産	£6,750	£7,410	£8,974	£8,974	£8,974	£8,974	£9,000
	プリオン	£0	£57,248	£32,738	£54,753	£13,675	£20,802	£111
	銀行預金	£0	£0	£15,002	£0	£3,578	£21,314	£0
現金手許残高	£75,542	£70,772	£160,388	£70,836	£58,206	£237,131	£176,655	
負債・貸方	ロンドン払手形振出	£671,210	£1,155,490	£866,892	£481,665	£443,684	£562,349	£396,024
	他支店手形振出	£64,019	£67,524	£75,049	£67,907	£21,235		
	当座預金	£80,158	£108,236	£139,136	£128,931	£137,253	£191,539	£211,211
	定期預金	£69,860	£50,730	£108,355	£107,961	£104,187	£114,098	£119,322
	借入金	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0
	銀行券	£53,372	£96,888	£143,630	£144,335	£117,050	£175,254	£142,506

		ペナン						
		1870	1875	1880	1883	1885	1887	1890
資産・借方	ロンドン送付手形	£413,203	£521,572	£557,819	£556,225	£394,201	£839,773	£824,084
	他支店送付手形	£3,349	£48,128	£151,581	£33,500	£25,286		
	手形割引	£7,742	£56,134	£0	£133,469	£154,158	£48,026	£155,137
	貸付	£0	£0	£41,561	£2,380	£1,172	£3,743	£15,090
	政府証券	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0
	当座貸越	£1,850	£16,197	£44,739	£58,271	£117,342	£267,599	£271,883
	土地・不動産	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0
	プリオン	£13,407	£90,669	£60,589	£69,940	£61,498	£29,789	£13,137
	銀行預金	£0	£0	£0	£0	£6,756	£56,449	£0
現金手許残高	£64,790	£41,888	£93,252	£118,310	£55,582	£175,214	£91,066	
負債・貸方	ロンドン払手形振出	£351,533	£495,737	£215,396	£361,150	£334,769	£470,015	£347,501
	他支店手形振出	£24,862	£81,343	£24,361	£18,105	£23,413		
	当座預金	£61,575	£47,109	£110,176	£82,997	£107,989	£200,077	£150,639
	定期預金	£31,555	£43,730	£57,851	£77,812	£82,056	£54,392	£66,332
	借入金	£0	£0	£0	£0	£0	£0	£0
	銀行券	£42,334	£74,104	£42,614	£199,548	£137,520	£210,597	£121,957

出典：Statements of General Balance, mbhist., no. 2368, HSBC Group Archives.

(表 11-10) によれば、東南アジア 2 店での資金調達的主要手段(「負債・貸方」の部)は、インド店と同様に、為替手形の販売(振出)、当座・定期預金の集金、そして資本金の分配金であった。資本金は、シンガポール店には、1861 年の開設以来、ペナン店には 1876 年から分配された。両店は、1880 年ごろまではインド店ほどの恒常的な資金不足の状態だとはいえず、80 年代に入ると、シンガポール店での為替手形の販売(振出)が停滞した。その分、1870 年代後半以降、シンガポール店で預金が急速に吸収され、1880 年代半ばになると、シンガポール・ペナン両店への資本金分配も増額された。シンガポール店は、その一部をバタヴィア店へ貸し付ける場合もあった。さらに、両店は自ら銀行券を発行して、大幅に不足しがちな銀貨を節約しながら信用創造を拡大させ、かつ現地社会の追加的通貨需要にも柔軟に対応したのである。

調達された資金の運用面(「資産・借方」の部)では、インド店と比較すると、その多くは為替手形の購入(「受取手形・送付手形」項目)に充てられた点は共通する。しかし、東南アジア 2 店の資金運用の大きな特徴は、インド店のような「政府証券」や「土地・不動産」への運用ではなく、「手形割引」「貸付」「当座貸越」という貸出業務の大きさである。これは、特にシンガポール

店で顕著な傾向であった。この貸出割合の増大は、マーカントイル銀行が、イギリス帝国支配体制の拡大速度に合わせて、海峡植民地とその後背地内部の流通・生産過程へますます深く関与していったことを意味している。これこそ、同銀行の東南アジア業務拡大の内実であり、19世紀後半の東南アジア第一次産品輸出経済の発展と関連したアジア戦略を示している。

シンガポール店

自由港を備えたシンガポールは、1850年代後半には欧米系企業の集積地となっていた⁸⁷⁰。シンガポールの輸出入貿易は、イギリスや大陸ヨーロッパ諸国との遠隔地貿易のみならず、アジア地域間貿易や東南アジア域内貿易の各部門においても、着実に成長しつづけていた⁸⁷¹。

マーカントイル銀行シンガポール店は、ヨーロッパ系大手代理商会を最も重要な顧客としており、非常に親密な関係を構築していた。1880年代・90年代において、同店は、A・L・ジョンストン商会 (A. L. Johnstone & Co.)、パターソン・サイモン商会 (Paterson, Simons & Co.)、ボウステッド商会 (Boustead & Co.)、ガスリー商会 (Guthries & Co.) のような、東南アジアの対外貿易を掌握していたシンガポール老舗商会にかなりの便宜を提供した⁸⁷²。この他には、ギルフィラン・ウッド商会、ベン・マイヤー商会 (Behn, Meyer & Co.)、ボルネオ会社 (Borneo Company Limited)、北ボルネオ会社 (British North Borneo Company)、ハッテンバック・ブラザーズ商会 (Huttenbach Bros & Co.) も顧客にした⁸⁷³。

たとえば、北ボルネオ会社ロンドン本社は、マーカントイル銀行ロンドン本店によって引受信用の供与に基づき、同行シンガポール店を介してA・L・ジョンストン商会 (シンガポール) へ代金 (15,000 ポンド) を支払っていた⁸⁷⁴。この場合、ジョンストン商会が振り出した為替手形は、マーカントイル銀行ロンドン本店宛の4ヶ月一覽払いスターリング手形で、その信用の有効期間を12ヶ月とするという条件であった。これらの顧客はほぼ例外なくシンガポール商業界を代表する有力企業であり、イギリス (特にロンドン) の商業界や政界にも及ぶ政治的な影響力を持っていた最重要顧客なのであった。

マーカントイル銀行は、上記の諸商会を通して、シンガポールの有力華人やマレー半島各地のスルタンとの結びつきを持ちながら、植民地内部の生産・流通過程への結びつきを強めていった。スズ産業の分野では、シンガポール店は、前述したハッテンバック・ブラザーズ商会やラワン錫鉱業会社 (Rawang Tin Mining Company) に多額の前貸しを行ない、前者の石油・石炭事業にも関与した⁸⁷⁵。

シンガポール店の守備範囲はマレー半島にとどまらなかった。ロンドン・スマトラ・タバコ連合会社 (London Sumatra Tobacco Syndicate Limited) が、上述のガスリー商会を介してスマトラ産タバコを輸入していた⁸⁷⁶が、この取引はマーカントイル銀行の信用供与で行われた。マーカントイル銀行が店舗を置いたシンガポールの影響圏が、英蘭帝国境界線を跨いで広がっていたことを示す事例であろう。1880年代において、同銀行が支店を置いていなかったバンコクではウィンザー・ローズ商会 (Windsor, Rose & Co.)、そしてサイゴンではインドシナ銀行 (Banque de l'Indo-China) が代理店として業務を代行していたが、同銀行シンガポール店はシャムや仏領インドシナでの商業事情をロンドン本店に報告した⁸⁷⁷。こうした大陸部への関心の高さは、シンガポールの

⁸⁷⁰ Courtenay, *A Geography of Trade and Development in Malaya*, p. 107.

⁸⁷¹ Huff, *The Economic Growth of Singapore*, pp. 49-57.

⁸⁷² Board Minute Book, 29th March 1887, 11th November 1887, and 6th March 1888, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁷³ Board Minute Book, 18th May 1886, 28th June 1887, 26th June 1888, and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁷⁴ Board Minute Book, 8th December 1885, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁷⁵ Board Minute Book, 16th June 1886, 29th September 1887, 26th June 1888, 4th September 1888, mbhist., no. 2308/1; 9th February 1892, mbhist., no. 2308/2, HSBC Group Archives.

⁸⁷⁶ Board Minute Book, 25th September 1888, 26th March 1889, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁷⁷ Board Minute Book, 2nd November 1886, 25th January 1887, 13th November 1888, mbhist., no. 2308/1,

主要貿易相手が圧倒的に東南アジア域内地域であったことを反映していたと思われる。

しかし、シンガポール店の最も興味深い特徴は、インド系商人のチェッティヤールとの取引が、為替取引や貸出業務という形で日常的に行なわれていたという事実である。これはチャータード銀行や香港上海銀行も同様であった⁸⁷⁸。南インドを本拠地にしたナットウコッタイ・チェッティヤール (Nattukottai Chettiar) という有名な金融カースト集団は、元来マドラスとセイロンとベンガルとの塩・米・綿花貿易やフンディー手形による信用取引に従事していた。しかし、彼らは、19世紀初頭からイギリス帝国支配が東南アジアへ拡大するにつれて、その活動範囲をビルマ、海峡植民地・マレー半島、さらには仏領インドシナへ広げていった。チェッティヤールは、ヨーロッパ商人からの信用を得られないような弱小商人が振り出す内国手形の裏書人になり、銀行との仲介を取り持つことがしばしばあった⁸⁷⁹。

シンガポール店での重要な業務には、アヘン・酒類販売店や賭博場を独占的に経営するシンガポール華人資本家たちへの貸出がしばしばみられる⁸⁸⁰。彼らの多くは、海峡植民地政庁によって各種税金を徴収する徴税請負人であったと同時に、プランテーションやスズ鉱山の中国人労働者を支配する秘密結社の幹部構成員でもあった。シンガポール在住の彼らは、華人社会での商品取引や金融決済の「総元締め」となって、植民地都市部から半島奥深くまで続いた商品現物交換のピラミッド構造を形成した。この構造は、シンガポールの「総元締め」から運転資金（おもにアヘンや生活必需品などの現物）が現地企業主へ高値で前貸しされ、その企業主は苦汗労働者たちに商品現物をさらに前貸しするという信用創造のピラミッドでもあった。スズなどのマレー生産物は、ピラミッドの末端から頂点への逆の経路で届けられ、最終的にはヨーロッパ輸出商へ引き渡される仕組みになっていた⁸⁸¹。

上記の商品現物の交換を金融的に支えた方式が、「帳簿振替決済 (book-keeping barter)」と呼ばれた華人信用関係に基づく当事者間の相対決済システムであった⁸⁸²。最終的な帳尻部分の資金が移動するだけの「帳簿振替決済」は、植民地生産システムの組織化による貨幣不足を解消し、かつ比較的近隣地域との取引には極めて有効に機能した。このように、イースタン・バンクの貸出業務によって華人資本家へ融通された資金の一部は、華人間の「現物取引」と「帳簿振替決済」を通じて、マレー半島内部の流通・生産過程に流入し、第一次産品輸出経済の形成を支えたと考えられる。そこで安価かつ大量に生産された工業原料や食料は、再びその過程を通じて有力華人が本拠地とするシンガポールに集荷され、イースタン・バンクの為替取引を通じてヨーロッパ商会によって世界各地へ輸出された。在地金融と植民地金融がシンガポールで接合して円滑に協働すればするほど、アヘン税や酒税等で賄う政府財政が大いに潤い、植民地支配体制の拡大・強化に結びついていったのである。

HSBC Group Archives.

⁸⁷⁸ Raman Mahadevan, "Pattern of Enterprise of Immigrant Entrepreneurs: A Study of Chettians in Malaya, 1880-1930", *Economic and Political Weekly*, January 28-February 4, (1978), pp. 146-147; Chee Peng Lim, Phang Siew Nooi and Margaret Boh, "The History and Development of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation in Peninsular Malayssia", in Frank H.H. King, ed. *Eastern Banking: Essays in the History of The Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, London: Athlone Press, 1983, p. 353.

⁸⁷⁹ Board Minute Book, 20th December 1887, 14th May 1889, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives; Muirhead, *Crisis Banking in the East*, p. 224.

⁸⁸⁰ Board Minute Book, 17 November 1885, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁸¹ Huff, *The Economic Growth of Singapore*, pp. 58-59; 山田秀雄『イギリス帝国経済史研究』ミネルヴァ書房、2005年、229-253頁; Carl A. Trocki, *Singapore: Wealth, Power and the Culture of Control*, London & New York: Routledge, 2006, pp. 18-19.

⁸⁸² W. G. Huff, "Bookkeeping Barter, Money, Credit and Singapore International Rice Trade, 1870-1939", *Exploration in Economic History*, vol. 26, no. 2 (1989), pp. 161-189. ハフは、東南アジア域内交易圏で取引される米貿易を事例にして、華人間での「帳簿振替決済」がシンガポールを中心にして展開し、少なくとも1930年代まで主流であり続けたことを明らかにしている。

ペナン店

1786年にケダ王国からイギリスへ譲渡されたペナン島は、それに近接するウェズリー州と並行して植民地化され、19世紀初頭以降、マレー西海岸、スマトラ島沿岸、ベンガル湾海域と親密な貿易関係をもちながら、地域経済圏の貿易センターとして順調に繁栄した⁸⁸³。ペナンの発展は一貫して続き、その周辺で生産されたコショウ、ビンロウジ、籐、タバコ、米、ツバメの巣、スズ等の重要な集散センターであり続けた。そして、インドのアヘンや綿製品、ヨーロッパ商品や他のアジア商品がスマトラ島各地へ再輸出されていた。19世紀末から20世紀初頭にかけてスズやゴムの生産が加速し、ペナンはそれらの輸出港としてますます発展した⁸⁸⁴。これらすべての経済活動の繁栄が、ペナンでの銀行業の必要性を高めていったといえる。

マーカントイル銀行は、イースタン・バンクでは最初にペナンへ進出した。同銀行ペナン店の活動規模は、1870年ではアジア店全体の4%程度であったのが、1880年に7%になり、1890年には10%にまで拡大した。ブラウン商会 (Brown & Co.)、ギルフィラン・ウッド商会、ベン・マイヤー商会、カツ・ブラザーズ (Katz Brothers)、フリードリヒ商会 (Friederich & Co.) のようなヨーロッパ系有力代理商が、ペナン店の重要顧客であった⁸⁸⁵。これらはペナン商農業会議所 (Penang Chamber of Commerce and Agriculture) の中核メンバーであった⁸⁸⁶。これら有力商会は、ペナン店の外国為替取引のほか、当座貸越や船荷・不動産証券を担保にした貸出サービスを提供されていた。その輸出品は、主としてヨーロッパ市場で需要の大きいスズ、タバコ、砂糖、石油であったが、香港向けのスズやコショウもその対象とした⁸⁸⁷。

ペナン店の業務内容で特に目立つのは、商業的農業に関与するヨーロッパ企業への貸付であった。それは、同銀行のロンドン取締役会が当座貸越や (不動産権利書を担保にした) 前貸しの停止を指導するほどであった⁸⁸⁸。蘭領スマトラ島のタバコ農園を所有・経営するフリードリヒ商会を筆頭に、スマトラ・タバコ農園会社 (Sumatra Tobacco Plantation Company)、アムステルダム・デリ会社 (Amsterdam Deli Company)、アレンドブルグ・タバコ会社 (Arendsburg Tobacco Company) が、主要な顧客として挙げられる⁸⁸⁹。マーカントイル銀行は、スマトラのメダン代理店としてブラウン商会を指定し、タバコ関連の利権を得ていた⁸⁹⁰。

ペナン店は、シンガポール店と同様に、ハッテンバック・ブラザーズ商会、フリードリヒ商会、ペラ・スズ鉱山会社のようなスズ関連企業への多額の貸出を繰り返した⁸⁹¹。マレー半島においてスズ産業がますます重要となり急拡大するとともに、チャータード銀行や香港上海銀行もタイピンやクアラルンプールへの関心を強めるようになり、両銀行の動向はペナン店からロンドン取締

⁸⁸³ Tomotaka Kawamura, "Maritime Asian Trade and Colonization of Penang, c. 1786-1830", in Tsukasa Mizushima, George Bryan Souza and Dennis O. Flynn, eds., *Hinterlands and Commodities: Place, Space, Time and the Political Economic Development of Asia over the Long Eighteenth Century*, Leiden & Boston: Brill, 2015, pp. 145-165.

⁸⁸⁴ Loh Wei Leng, "Penang's Trade and Shipping in the Imperial Age", in Yeoh Seng Guan et al., eds., *Penang and its Region: The Story of an Asian Entrepôt*, Singapore: National University of Singapore, 2009, pp. 83-102.

⁸⁸⁵ Board Minute Book, 17th November 1885, 6th November 1886, 29th November 1887, 12th June 1888 and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁸⁶ Chuleeporn Virunha, "From Regional Entrepôt to Malayan Port: Penang's Trade and Trading Communities, 1890-1940, in Guan et al. eds., *Penang and its Region*, pp. 103-130.

⁸⁸⁷ Half Year Reports from Branches, 14th January 1883, Penang, mbhist., no. 436, HSBC Group Archives.

⁸⁸⁸ Board Minute Book, 8th June 1886, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives. この取締役会の業務指導はシンガポール店にも向けられた。

⁸⁸⁹ Board Minute Book, 26th April 1886, 20th November 1888, 16th September 1890 and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁹⁰ Board Minute Book, 12th March 1889, 30th April 1889, 28th May 1889 and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁹¹ Board Minute Book, 24th November 1885, 8th November 1885, 23rd November 1886 and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

役会へ逐次知らされていた⁸⁹²。

ペナン店は、インド宛手形の振り出し（販売）をかなりの規模で行なっていたが、その一部はアヘン輸入の金融に関わるものであった。アヘン貿易の拡大によって増大するこの為替取引は現地通貨（ドル）の獲得を可能にし、他の為替手形の買取（購入）業務や手形割引・貸付業務で運用することができたのである。事実、支店報告書（1882年）には、インド宛手形の振り出しと同時に、スズとコショウの輸出に対する香港宛手形が購入されたこと、さらに支店資金の多くがおもにチェットイヤールやアヘン業者に対する手形割引に運用されたことが記されている⁸⁹³。

ペナン華商によって振り出されたアヘン約束手形を高利子で割り引いたのが、チェットイヤールであった。そして、チェットイヤールがその手形の再割引を依頼した先がペナン店であった。逆にいえば、この手形の再割引は、ペナン店からチェットイヤールへの貸出、そしてチェットイヤールから華人商人への再貸出を意味し、ペナン店の植民地内部流通過程への強い金融的関与に他ならなかった。こうした現地手形の割引業務はチャータード銀行ペナン店でも行なわれていた⁸⁹⁴。手形割引のみならず、アヘン販売所や賭博場を経営する徴税請負華人たちへの貸付も、積極的に行なわれていた⁸⁹⁵。

しかし、こうしたチェットイヤールや華人たちは、単にイースタン・バンクの仲介業者を演じていたわけではなく、ペナン貿易の繁栄に敏感に反応して、さまざまな事業を積極的に展開した企業資本家であった。ペナンのアヘン華商たちは、さらなるアヘン利権を求めてシンガポールへ進出し、シンガポール店で定期預金口座を開設するほど活発であった⁸⁹⁶。さらに彼らは、シンガポール華人と同様に、マレー半島のスズ開発を推進した。アヘンと同様に、スズもペナン華人社会の指導者たちに莫大な富と権力をもたらしたのである。彼らの社会的・商業的力は、マラヤ西海岸、シャム南部、スマトラ島に広がるペナン地域経済圏において、徴税請負制度と一体となった商品・信用ピラミッドを構築・維持するのに大いに発揮された⁸⁹⁷。そのような有力華人の信用が確実な担保となって、ペナン店は華人系商会への資金貸出を行なうことができたのである⁸⁹⁸。これは、イースタン・バンクとチェットイヤールとの関係にも当てはまることであろう。

ラングーン店

イギリスはビルマにも侵攻し、その領土全域を 1880 年代半ばまでに英領インドの一部として組み込んだ。バタヴィアと同様に、下ビルマのラングーンへ最初に進出したのはチャータード銀行（1862年）であった。その後、17年遅れてマーカンタイル銀行（1879年）がラングーン店を設立した。前章で示したように、1881年のチャータード銀行の全支店活動のうち、ラングーン店の規模は8%を占めていた。一方、1880年のマーカンタイル銀行の場合では、ラングーン店の占有率は約4%であった。とりわけビルマ米に対するヨーロッパ市場（おもにイギリスとドイツ）での需要の増大が、下ビルマのデルタ地域一体での急速な農地開墾と上ビルマやインドからの労働者の流入を促し、輸送技術と交通インフラの向上、さらには精米技術の近代化によって、その輸出貿易を成長させた。

英領ビルマには、対外貿易港としてラングーン、バセイン、アキャブ、モールメインが存在した。1826年にアラカン地方がイギリスの支配下に置かれ、アキャブが米の輸出地として栄えたが、1860年代にラングーンからの輸出量が他の輸出地のそれを引き離し始め、70年代には完全に圧

⁸⁹² Board Minute Book, 11th December 1888, 9th July 1889, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁹³ Half Year Reports, Penang, mbhist., no. 436, HSBC Group Archives.

⁸⁹⁴ Mahadevan, "Pattern of Enterprise of Immigrant Entrepreneurs", p. 147.

⁸⁹⁵ Board Minute Book, 8th January 1889, 28th May 1890, 20th January 1891, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁸⁹⁶ Half Year Reports from Branches, 12th January 1883, Singapore, mbhist., no. 436, HSBC Group Archives.

⁸⁹⁷ Virunha, "From Regional Entrepôt to Malayan Port", pp. 111-113.

⁸⁹⁸ Board Minute Book, 14th May 1889, 23rd July 1889, 28th May 1890 and many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

倒していった⁸⁹⁹。世界市場へのビルマ米の輸出量はタイ米やベトナム米よりも大きく、ビルマは東南アジア最大の米輸出地域としてその地位を築いたのである⁹⁰⁰。

マーカントイル銀行ラングーン店は、米収穫の繁忙期にはカルカット店から現金を必要な分だけ特別に借り入れて、ビルマ米の輸出金融や精米業者への貸出を行ない、その輸出貿易の促進に貢献していたと考えられる⁹⁰¹。米貿易で興味深い動きは、ビルマ米の多くがヨーロッパやインドのみならず海峡植民地にも輸出された点で、1880年代では南アジア方面よりも東南アジア方面への輸送量のほうが多かった⁹⁰²。この米貿易は、マーカントイル銀行のシンガポール・ペナン各店とラングーン店との為替取引に反映されていた⁹⁰³。イースタン・バンクが東南アジア域内貿易に関与した一つの事例であろう。

ラングーン店の顧客には、スティー爾・ブラザーズ (Steel Brothers)、W・S・スティー爾商会 (W. S. Steel & Co.)、バロック・ブラザーズ (Bullock Brothers)、モール・ブラザーズ (Mohr Brothers) というビルマ米産業を先導するヨーロッパ系商会が含まれた⁹⁰⁴。マーカントイル銀行は、ラングーンのみならず、アキャブ、バセイン、モールメインにも輸出用白米を製造する工場を所有したこれらの商会に対して、在庫の商品あるいは不動産証券を担保にした貸付、あるいは輸出金融を行っていたのである。

マーカントイル銀行本店は、シティ・マーチャントバンカーのワラス・ブラザーズ (Wallace Brothers) の勘定によるラングーンのアラカン会社 (Arracan Company) への多額の支払いの信用を、くりかえし認可していた⁹⁰⁵。これは米とチーク材の輸出貿易への与信業務であった。米と同様に、ビルマの主要輸出品であったチーク材はヨーロッパ諸国に輸出されたが、その全輸出の6～7割はインドに向けられた (20世紀初頭では8割以上)⁹⁰⁶。前述したように、英領インド各地では鉄道建設が急速に進められ、その線路の土台となる枕木にチーク材が使用されていた。

アラカン会社以外にも、上記のスティー爾・ブラザーズもチーク産業で大きな利益を得ていた。これらの企業の多くは、森林地帯の地下に存在する天然資源の採掘業にも投資しており、それと表裏一体となって森林開発のためのチーク伐採業に従事した。1880年代になると、ブリティッシュ・インディア汽船会社 (British India Steam Navigation Company :) やアジアティック汽船会社 (Asiatic Steam Navigation Company : 1878年創業) がベンガル湾汽船サービスをめぐって激しい競争を展開し、商品の大量かつ迅速な輸送を可能にする船舶が利用できるようになった。

シティで頭角を現したワラス・ブラザーズは、アラカン会社のほかに、自らがボンベイで創設したボンベイ・ビルマ貿易会社 (Bombay Burma Trading Corporation) やワラス商会 (Wallace & Co.) を通じてインドやビルマへ投資し、精米業や木材業を含む多角的な事業を展開した。特にボンベイ・ビルマ貿易会社は1863年の創業と同時に、ビルマ国王から上ビルマでのチーク伐採権を取得し、その輸出業に従事していた⁹⁰⁷。ワラス・ブラザーズのように、シティのジェントルマン資本家たちの商業的野心がビルマへも向かい、1885年のイギリスのビルマ征服を先導した⁹⁰⁸。同年、

⁸⁹⁹ Cheng Siok-Hwa, *The Rice Industry of Burma: 1852-1940*, Kuala Lumpur & Singapore: University of Malaya Press, 1968, pp. 10-12.

⁹⁰⁰ 斎藤照子「ビルマにおける米輸出経済の展開」加納啓良責任編集『岩波講座 東南アジア史6 植民地経済の繁栄と凋落』岩波書店、2001年、161-165頁。

⁹⁰¹ Board Minute Book, 13th April 1886, mbhist., no. 2308/1, , HSBC Group Archives.

⁹⁰² Siok-Hwa, *The Rice Industry of Burma*, p. 201.

⁹⁰³ Half Year Reports from Branches, Rangoon, 29th January 1883, mbhist., no. 436, HSBC Group Archives.

⁹⁰⁴ Board Minute Book, 17th November 1885, 9th March 1886, 13th September 1887, 27th September 1887, 10th January 1888 and others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁹⁰⁵ Board Minute Book, 2nd February 1886, 16 February 1886, 2nd March 1886 and so many others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁹⁰⁶ Rajeswary Ampalavanar Brown, *Capital and Entrepreneurship in South-East Asia*, London, St.Martin's Press, 1994, p. 67

⁹⁰⁷ Brown, *Capital and Entrepreneurship in South-East Asia*, p. 70.

⁹⁰⁸ Anthony Webster, *Gentlemen Capitalists: British Imperialism in South East Asia 1770-1890*, London & New York: Tauris Academic Studies, 1998, pp. 225-229.

ワラス・ブラザーズは上記のアラカン会社を創設し、インド・ナショナル銀行がラングーンに支店を開設した。1888年には、香港上海銀行がラングーンに進出してきたのである。

マーカントイル銀行のラングーン業務で注目すべきもう一つの特徴は、チェッティヤールとの信用取引であった。ラングーン店は、シンガポール店やペナン店と同じように、現地商人のバザール手形を再割引する形でチェッティヤールたちへの貸付業務を行ない、高い収入を得ていたのである⁹⁰⁹。マーカントイル銀行のチェッティヤールたちへの貸付業務は、さらにコロombo店でも行なわれていた⁹¹⁰。

ビルマでは、チェッティヤールたちは、1880年代の米輸出経済の急展開とともに、ラングーンやモールメインを中心にした支店網を下ビルマ内部へ拡大させ、おもに米農民に対する農業貸付で大きな役割を果たすようになった⁹¹¹。その場合、債権者の彼らが債務者の農民から担保として受け取ったのが、商品価値の高い開墾した土地であった。チェッティヤールは、農民が土地の開墾や米の生産、さらには生活費等に必要とする以上の資金を、担保価値の許す最大限度まで、ある意味、攻撃的に貸し付けた。多少の資金的余裕を得た農民たちは、イギリス商品やアヘン等への消費的傾向を強めながら、チェッティヤールへの金融的依存度を高めていった。しかし、農民が不測の事態で借金の返済不能に陥ると、その土地は抵当流れとなってチェッティヤールの手に落ち、即座に売却されたのである⁹¹²。彼らは、米農民のほかにも、粃米ブローカー、米商人、大地主、そしてビルマ人高利貸にさえ、一定程度の貸付を行なった⁹¹³。こうしたチェッティヤールの金融活動は、南インドの「総元締め」から託された一定の運転資金を基盤にして、さらにイースタン・バンクからの融通によっても補われ、ビルマで展開していたのである。

第4節 小括

19世紀後半の英領インドと東南アジア各地は、ヨーロッパ帝国主義の強い支配・影響下に置かれながら、世界経済に包摂されていった。両地域における輸出貿易の成長は、スエズ運河の開通と輸送交通網の確立と連動して、イースタン・バンクの「関所」ビジネスを刺激し、逆にその外国為替サービスの提供によって、ますます促進された。マーカントイル銀行は、インド対外貿易の拡大と同時に、世界経済における東南アジア第一次産品への高い需要にも対応するように、1870年代後半から東南アジア活動を活発化させ、他の英系銀行、特にチャータード銀行との激しいビジネス競争を展開した。イースタン・バンクは、「富の流出」の手先として理解する⁹¹⁴だけではなく、アジア貿易の成長で商機を得るグローバル資本の代表として捉えることができる。

さらに注目すべき特徴は、世界市場で銀価値が低下した当該期において、マーカントイル銀行アジア各店が、金貨圏のヨーロッパとの為替取引を縮小させる一方で、貸出業務を増加させていた点である。同銀行は、インドと東南アジア各地での生産工場の設備投資、プランテーション経営、鉄道建設を推進するヨーロッパ系商会への融資を行なった。

その一方で、同銀行は、パールシー商人、ユダヤ商人、チェッティヤール、華商らとの密接な取引関係を通して、彼らの諸活動によって支えられていた地域内部の生産・流通過程にも少なからず関与するようになった。彼らこそ、インドから日本にまで広がるアジア地域間貿易、あるいは

⁹⁰⁹ Board Minute Book, 9 February 1886, 29th March 1887, 22nd June 1887, 23rd October 1888 and others, mbhist., no. 2308/1, HSBC Group Archives.

⁹¹⁰ コロンボ店に関して、Half Year Reports from Branches, Colombo, 4 January 1883, mbhist., no. 436, HSBC Group Archives を参照。

⁹¹¹ Adas, "Immigrant Asian and the Economic Impact of European Imperialism", p. 391; 伊藤正二「インドの中小財閥の創成と現況—チェッティヤールの場合(1)」『アジア経済』第5巻第11号(1964年)、2-14頁; David West Rudner, *Cast and Capitalism in Colonial India: The Nattukottai Chettiars*, Berkeley: University of California Press, 1994, pp. 53-88.

⁹¹² 伊藤「インドの中小財閥の創成と現況」、12頁。

⁹¹³ Adas, "Immigrant Asian and the Economic Impact of European Imperialism", p. 398.

⁹¹⁴ Sunanda Sen, *Colonies and the Empire: India 1890-1914*, Calcutta: Orient Longman Limited, 1992.

は東南アジア域内貿易の主役なのであった。香港上海銀行のボンベイ店やチャータード銀行のペナン店でもアジア系商人たちとの取引が日常的に行なわれ、銀行の営業活動とその収益に結びつけていた。

イースタン・バンクから融資を受けたチェッティヤールたちは、海峡植民地、マレー半島、ビルマ、セイロンにおいて、農民、プランター、アヘン業者、鉱山主への貸付に積極的に応じ、植民地主義開発での重要な役割を演じた。イースタン・バンクの東南アジア各店は多くの華商も顧客とし、彼らと協働しながら業務拡大を実現し、マレー半島における第一次産品輸出経済の形成と発展に深く関わっていった。そして、銀行各支店が雇用していた数名の非ヨーロッパ人スタッフの存在も、イギリス銀行資本のアジア地域経済への関わり方を考えるうえで注目に値すべき特徴なのである。

チェッティヤールや有力華商が支配した商業・金融ネットワークの結節点は、外国貿易金融を専門とするイースタン・バンクの立地場所でもあり、各ネットワークを集散・接続・変換させるゲートウェイであった。イースタン・バンクは、そこでヨーロッパ商人やアジア商人と友好的な関係を維持しながら、入手可能な収益の独占を画策する「関所資本主義」を展開した。その「関所」づくりは、アジアの有力商人・金融業者たちの一部も同じである。たとえば、華人信用関係による商品現物の交換とその帳簿振替決済は、一見すると原始的な商業形態のようにあるが、イースタン・バンクと接続することによって、反一市場原理に基づいた「関所資本主義」として再編された。これが「ヨーロッパとアジア」との出会いと融合の一つの帰結であり、そうした「場」には植民地国家も共に張り付き、帝国支配体制の成立・維持・運営に必要な税収の独占を模索したのである。

本章の最初で取り上げたレイのアジア三層経済構造は、19世紀以降に新たに形成された「バザール経済」をその中層に設定することで、「西洋の衝撃」に対するアジア人商人たちの能動的な姿を描き出した点で注目に値する。しかし、上記で示唆したように、その最上層にある「資本主義」世界は、欧米系有力商会・銀行だけで占められたわけではなく、その「一部」とアジア系有力商人の「一部」によって構成されていたように思われる。両者は反一市場原理（独占）で行動するという点で共通し、彼ら以外の一般商人たちで構成した「市場経済」世界とは一線を画した経済エリート集団と考えられる。この視角から見た19世紀以降のアジア社会・経済の姿は、フェルナン・ブローデルが描いたような「資本主義」—「市場経済」—「自給自足経済」という三層構造⁹¹⁵で解釈されるべきである。レイの解釈は、「ヨーロッパ」対「アジア」、「前近代」対「近代」というオリエンタリズム的思考を脱していないように思われる。

⁹¹⁵ フェルナン・ブローデル（金森貞文訳）『歴史入門』、太田出版、1995年。

第12章 ロンドン・シティとジェントルマン資本主義

はじめに

1850年以降、イギリス・世界の貿易拡大、国際銀行業・海外投資へのイギリスの参加、そしてイギリス帝国の発展は、それぞれの新たな局面を迎えた。「パクス・ブリタニカ」は一般的にイギリス帝国の絶頂期といわれるが、それは世界経済システムの核としてのロンドン、とりわけそのシティ（The City of London）の圧倒的支配の時代でもあった。本章の関心は、ロンドン・シティという「場」の歴史的意味を問い、そのシティがなぜイギリスのグローバル展開のエンジンになりえたのかを明らかにすることにある。

地理学者のジョン・フリードマンは、国家の枠を超えて世界市場で活動を続ける多国籍企業の立地と集積によって、20世紀後半のニューヨーク、ロンドン、東京を代表とする「世界都市」が形成され、多国籍企業群の本社やそれらの業務サービスのみならず、「国際金融、国際機関、そしてテレコミュニケーションと情報処理の中心であり、産業のグローバル化を共に支える相互依存的な金融的、文化的フローの起点であり、支配の中心」になることを指摘した⁹¹⁶。さらに、多国籍企業の集中による世界都市の空間上の階層化（分極化）は、国内外のヒトの移動を通じた世界都市内部の社会的階層化（階級の分極化）も生じさせた。世界都市の形成は、グローバル・リージョナル・ローカルなレベルにおいて、空間上の分極化と階級上の分極化を生じさせると、フリードマンは主張する。このように、多国籍企業論と世界都市論は、世界経済の動態に関連しながら展開したのである。

ピーター・ケインとアンソニー・ホプキンズの「ジェントルマン資本主義」論は、まさにロンドン・シティの長期的発展と歴史的ダイナミクスに焦点を当てている。彼らの学説のオリジナリティーは、1688年から2000年までのイギリス近・現代史の主役として地主貴族・専門職・シティ銀行家らで構成される少数のエリート集団に注目し、ロンドン、財政軍事国家、ジェントルマン資本家、帝国主義、グローバリゼーションなどのキー概念によって再解釈してみせた点にある。19世紀イギリスの資本主義的経済発展や世界展開を解釈する決定的要素が、ランカシャー産業資本ではなく、ロンドン・シティの商業・金融資本の活力であったというケインとホプキンズの主張は、すでに確立した歴史像に対する修正主義的学説であった⁹¹⁷。ただし、この学説は、議論の斬新さと大胆さゆえに異常なまでの拒否反応に逆襲され、厳しい批判的になったことも、また事実である⁹¹⁸。

以上のような関心に基づき、本章では、ロンドン・シティに関連する3つの論点に注目する。第一に、近年のイギリス本国経済史・経営史研究の領域においては、「ジェントルマン資本主義」論に代表されるように、ロンドン経済やロンドン・シティ、そしてシティ銀行家の役割が再解釈され、それに伴う論争も生じた。たとえば、ビジネス・エリートのジェントリ化を企業家精神の活発さを失わせる原因として解釈してきたイギリス経済の衰退論は、大きなパラダイムの転換に

⁹¹⁶ フリードマンによれば、資本主義的世界システムのなかでは、中核的な世界都市を基軸に三つの独立したサブシステム（アメリカ・サブシステム、ヨーロッパ・サブシステム、アジア・サブシステム）が形成され、世界の各都市群の結合関係を通じて、世界都市は一つの複雑な空間上の階層構造として編成される。アジア・サブシステムの場合、東京・シンガポール基軸に沿って形成され、シンガポールが東南アジア地域の中心的大都市として代替機能を果たしていると考えられている。

⁹¹⁷ P. J. ケイン/A. G. ホプキンズ（竹内幸雄・秋田茂訳）『ジェントルマン資本主義の帝国 I 創生と膨張 1688-1914』名古屋大学出版会、1997年。

⁹¹⁸ ロンドン・シティの問題に限れば、マーチン・ドントンは、イギリス資本主義の社会経済的構造におけるロンドンの立場の間違った解釈が提示されたと酷評し、アンドリュー・ポーターは、イギリスの海外膨張の形を決定するうえで、シティの活動を規制する反面、シティ自体の力学に貢献する重要な国際的・周辺的要因を過小評価する議論であると激しく論駁した。M. J. Daunton, "Home and Colonial", *Twentieth Century British History*, vol. 6 (1995), pp. 344-358; A. N. Porter, "London and the British Empire: c. 1815-1914", in Herman Diederiks and David Reeder, eds., *Cities of Finance*, Amsterdam: Proceedings of the Colloquium, 1996, pp. 53-68.

直面している⁹¹⁹。こうした一連の論争を整理して、イギリス経済・社会におけるシティの役割とダイナミズムを明らかにしたい。これが第一の論点となる。

第二の論点は、世界経済のなかでのロンドン・シティの存在と機能に関するものである。1850年以降、国際商業システム自体とそのなかでのイギリスの立場に劇的な変化が起きたがゆえに、シティのビジネスにおける国際貿易はそれまで以上に重要になったのだが、その一方で、シティの金融・サービス部門も資本主義世界経済の発展に多大な貢献したことも無視できない。シティは、貿易商品・信用・専門知識・情報・人材など、拡大する国際貿易の取引にとって不可欠な諸便宜が提供される巨大なサービス集中センターの特徴をもっていたのである。

ヴィクトリア朝のイギリスは世界中からほとんどの商品を獲得できる覇権を握ったにもかかわらず、シティのジェントルマン資本家たちはイギリス帝国を維持するために伝統的な役割を演じつづけた。イギリス帝国は国際金融システムにおけるシティの優越性を支える制度的機構なのである。イギリス政治家や官僚たちも、その情熱のほとんどを国内の社会資本整備ではなく帝国保持と貿易防衛に捧げていた。第三の論点は、まさにシティとイギリス帝国との強固な関係・関連をめぐる諸問題である。したがって、本章の目的は、イギリス国内経済や世界経済の分野でのみならず、巨大な帝国システムのなかでも卓越した多様な機能をもつシティの歴史的役割を究明することにある。

第1節 ロンドン・シティとイギリス経済・社会

ロンドン経済再考

19世紀のイギリス経済発展に関する最も伝統的解釈は、ミッドランド・イングランド北部での産業部門のダイナミックな諸変化と、イングランド南東部・ロンドン経済の後進性あるいは寄生性という対照的な議論によって支えられた。イギリス産業革命論は前工業化時代のロンドンの特徴を浮き彫りにし、首都圏の経済とその労働市場の大部分、とりわけ製造業に関係する部分はきわめて前近代的な存在として扱うのが常であった。これはすなわち、ロンドン経済が産業革命を経験していない時代遅れの動かざる残存物と認識されていたことを意味する。

これに対して、ロンドンの経済発展過程に関するまったく異なる見解が提出された。たとえば、クライブ・リーは経済成長を促進するサービス部門の役割を強調する。1841年から1911年の間にイギリスの新雇用の半分以上がサービス部門で創出され、その五分の一がロンドンとミドルセックスに集中していた⁹²⁰。このデータによって、イングランド南東部、特にロンドンにはサービス部門の焦点であり、かつイギリス経済で最も先進的（つまり近代的）な地域であるという文脈で、ヴィクトリア朝イギリスのさまざまな側面を再解釈することが可能となった。

ビル・ルービンステインは、19世紀イギリスにおける百万長者の地理的分布を分析し、その最大富豪が北部の製造業地域よりもロンドンとその周辺地域に集中していたことを明らかにした。イギリスのエリート内部の北部と南部という地理的二分法は中流層にも当てはまり、とりわけロンドン・シティには、商業・銀行業・保険業・船舶業などに従事する富裕な上層中流階級が集中していた。この結果、全体として、イギリス経済における製造業・産業の立場は商業・金融業の下位に位置づけられることになった。元来イギリスは商業・金融国家であったがゆえに他の諸国より優越してきたので、その産業部門の停滞が根本的な経済的衰退の兆候を示すものではなかったというのである。さらに、19世紀のビジネスマンたちがその富の大部分を「動産」で保有していたことも明らかにされ、たとえ彼らが土地を保有することになったとしても、貪欲な企業家精神を喪失することはなく継続的にビジネスを展開し続けたのであると、ルービンステインは主張

⁹¹⁹ マーティン・J・ウィーナ著（原剛訳）『英国産業精神の衰退：文化史的接近』勁草書房、1984年；R・イングリッシュ、M・ケニー編著（川北稔訳）『経済衰退の歴史学：イギリス衰退論争の諸相』ミネルヴァ書房、2008年。

⁹²⁰ C. H. Lee, *The British Economy since 1700: A Macroeconomic Perspective*, Cambridge: Cambridge University Press, 1986.

した⁹²¹。

しかしながら、このルービンステインの仮説に対抗する反論がトム・ニコラスによって *Business History* 誌に寄せられた。これがいわゆる「ニコラスルービンステイン論争」である（ただし両者は、「19世紀ビジネスマンの地主化」現象には懐疑的であるという点で見解を一致させている）。ニコラスは *Dictionary of Business Biography*（過去150年間で活躍したビジネスマンの人名辞典）に記載されたビジネスマン790名を検証した結果、ルービンステインのいうようなロンドンに対する地方都市の劣等性、または商業・金融業の富に対する産業の富の劣等性はみられないと反論した。さまざまな職業的・地域的範疇のなかで活動するビジネスマンに対する富の配分は、実際には非常に多様であったというのである。したがってニコラスは、商業・金融国家としてのイギリスは歴史的には他国よりも優越していたかもしれないが、そのことが産業・製造業のビジネスマンの財産形成に貢献したということを見做すべきではないと強調する。イギリスは決してロンドンの富に基盤をもつ商業・金融の国家ではなく、他の諸地域と諸要素の財産形成者によって反映されるような多様な財産保有パターンをもった。つまりイギリスの富はその全土で活動するビジネスマンによって等しく平等に創出されたのである⁹²²。

この論争で共通しているのは、ロンドン経済をイギリスのサービス部門全体とほぼ同義として扱っている点である。しかし、実際のそれは、イギリス最大の富裕人口のニーズに対応できた幅広い活動範囲をもつ高度に多様化した経済であったと考えられる。ロンドンの人口は1851年で240万人というイギリス最大の人口集中地域を誇り、1901年になると450万人（大ロンドンを含めると750万人）に激増し、イギリス全人口の11%がロンドンに集中していた。ロンドン在住者からの所得税は政府税収の23%を占め、彼らが他の地域よりも高い一人当たりの所得を得ていたのである。

19世紀後半のロンドン経済は、ますます金融・商業サービスに特化していった。その中心であるシティは、国際貿易・金融に多くのサービスを提供した結果、世界経済の軌道により深く組み込まれ、ロンドンの実質経済成長を先導することになった。しかしながら、ロンドン経済全体としてみれば、18・19世紀を通して、それが単一の最大産業センターであり続けたこともまた事実であった。近年のロンドン産業史研究では、その高い効率性や競争性が新たに強調されるようになり、シティや首都圏全体の経済発展に大きく貢献していたことが究明されている。ロンドンの多様な産業部門を支えたのは、商業・専門職・金融サービスのビジネスマンや株式配当金・利子受領者などで構成される比較的裕福な中流層の消費生活であった。それに加えて、地主貴族階級の顕示的消費生活もロンドン経済の成長を促進していた。その代表例として、「食品・飲料・タバコ」のような産業の発展が挙げられるであろう。ルービンステインはこの部門をランカシャー産業と区別するほどである。

ロンドン産業の基盤は仕上げ産業、とりわけその服飾部門であった。それは19世紀初頭までは、男性職人によって独占されたソーホー周辺の予約注文服飾業であった。1830年代以降、この産業部門はロンドン経済の近代的競争圧力に直面し、雇用者と労働者の対立とストライキでの労働組合の敗北を経験した。その結果、徒弟経験のない男性労働者や非熟練の女性労働者への開放、生産工程の細分化による労働専門化と効率的分業の徹底、下級服飾業のイーストエンドへの移動、そしてミシンに象徴される最新技術の導入が行なわれるようになった。「服飾部門」によって代表されるロンドンの産業構造は、前工業化時代の伝統の遺物というよりもむしろ競争圧力への柔軟

⁹²¹ W. D. Rubinstein, *Men of Property: The Very Wealthy in Britain since the Industry Revolution*, London: Crom Helm London, 1981.

⁹²² T. Nicholas, "Wealth Making in Nineteenth- & Early Twentieth-Century Britain: Industry v. Commerce & Finance", *Business History*, vol. 41, no. 1 (1999), pp. 16-36; W. D. Rubinstein, "Wealth Making in Nineteenth- & Early Twentieth-Century Britain: A Response", *Business History*, vol. 42 (2000), pp. 141-154; T. Nicholas, "Wealth Making in Nineteenth- & Early Twentieth-Century Britain: The Rubinstein Hypothesis Revisited", *Business History*, vol. 42, no. 2 (2000), pp. 155-168.

な専門化によって特徴づけられる⁹²³。

ロンドン・シティの「成功物語」もまた、イギリス経済の衰退の一原因とみなされてきた。国内産業を無視するシティは、その膨大な資本を海外に移転させて、産業と金融の分裂・対立構造を創り出す元凶であると非難されてきたのである。しかしながら、シティ金融部門の繁栄はロンドンやランカシャーの産業部門に有益な効果を与えていた部分が無視することはできない。シティに集中する富裕階層の生活は巨大な消費市場をもつロンドン経済を活性化させ、イギリスの製造業全体への大きな需要を刺激していた。17・18世紀のみならず、19世紀においても、イギリス経済全体に対する一大消費センターのロンドンの貢献は無視できないのであり、「産業」と「金融」はイギリスの経済構造内部では必ずしも対立関係にはなく、むしろ多くの部分で相互補完関係にあったといえるであろう。

経済政策と「シティ貴族」をめぐる論争

ロンドン・シティが国際金融センターとしての卓越性を享受したとすれば、それがもつ機能の多様性と複雑さはごく自然なことであろう。前述したドントンは、相対的に多様なエリートの一群で構成されたシティ像を提示し、決して単一のエリート社会ではないことも主張する。たとえば、生命・火災保険のロイヤル・エクスチェンジ (Royal Exchange & London Assurance) は、その取締役会に指導的な銀行家やマーチャントバンカーを招いていた一方で、国際金融・商業の海上保険で成功したロイズ保険組合は個人アンダーライターの集合体であった。つまり、大金融家の大企業のみがシティの保険業全体ではなかったのである⁹²⁴。他方、アンソニー・ハウは、19世紀後半の複本位制論争を「シティの金融」対「地方の農業・産業」という縮図で解釈することを拒否し、そこには農業対産業、産業界内対立、さらにはシティ内論争という多岐にわたる対立軸が存在したことを明らかにした。シティでは多様な利害集団が絶えずせめぎあい、とりわけその銀行界の見解が金本位制下でも分裂・混乱していた状況にあったというのである⁹²⁵。このように、ドントンやハウはシティ利害集団の多様性を主張することによって、強大な影響力を行使するシティの能力に対して疑問を投げかけている。

ともあれ、19世紀後半以降にシティ全体が反映するうえで、イギリス経済政策がそれに果たした大きな貢献を考えなければならない。シティの成功を通して強い自負心を育成されたジェントルマン資本家たちは、徐々にシティ自身の利益をイギリスの「国益」と同一視するようになった。ここで重要なことは、多様なエリートで構成されたシティの存在がイギリス経済政策にどのように影響するのか、あるいはイギリス政府の政策決定がシティ内部の勢力地図をどのように塗り替えることになったのか、という問題なのである。

シティ繁栄の大部分が長期にわたってイギリス経済政策によって支援・促進されてきた諸結果であったことを主張したのは、E・H・グリーンである。彼は、特に1880年以降のシティが強力な一枚岩のロビー集団となって出現し、その政治的影響を行使することによって、金本位制と自由貿易の最終的勝利を獲得していく過程を明らかにした⁹²⁶。イギリス政府に対して効果的なロビー活動をするためには、シティは意見の満場一致を必要とせず、ロスチャイルド商会やベアリング商会のような指導的な金融家の意見が表明されることが重要であった。政治家や官僚たちも、1850年以降、イギリスの貿易収支が製造業部門での国際競争の激化によって深刻な赤字に陥っているなかで、国際収支における貿易外収支の重要性をすでに認識していたのである。

シティに有利な政策決定のメカニズムを考慮するうえで、国家の役割を再評価したのはジェフ

⁹²³ P. Johnson, "Economic Development and Industrial Dynamism in Victorian London", *London Journal*, vol. 21, no. 1 (1996), pp. 27-37.

⁹²⁴ M. J. Daunton, "Financial Elites and British Society, 1880-1950", in Y. Cassis, ed., *Finance and Financiers in European History*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992, pp. 121-146.

⁹²⁵ A. C. Howe, *Free Trade and Liberal England, 1846-1946*, Oxford: Oxford University Press, 1997.

⁹²⁶ E. H. H. Green, "The Influence of the City over British Economic Policy c. 1880-1960", in Cassis, ed., *Finance and Financiers in European History*, pp. 193-218.

リー・インガムである。その場合、経済政策の立案に責任のあるイングランド銀行と大蔵省が、シティ利害に伝導力のある政策を押し進める過程で、それぞれの自律性をもつ重要な役割を演じたという。19世紀半ばにおけるハスキソン、ピール、グラッドストーンらの諸改革を通して、イギリスの歴代政府は国際的商品貿易の規制を抑制する「自由貿易」への公約を守り、市場経済への政治的介入を最小限にする「レッセフェール」と「安定した財政」の諸原則を保持し続けた。これら三原則を柱にした自由主義的経済体制のもとで、イングランド銀行はその威信と権威の土台となった国際金本位制とインフレ防止政策の維持、一方、大蔵省は官僚機構内での財政政策の裁定者としての役割に権力基盤を置き、さらに外務省や枢密院通商委員会も同様の諸原則で貿易政策を展開していたのである⁹²⁷。インガムが示唆した重要なことは、イングランド銀行と大蔵省はシティ利害集団の単なる政治的「道具」ではなく、それら独自の目標や利益に準じて行動したことであり、その結果としてシティにとって有益な経済政策の守護神となっていたことなのである。つまりイギリス経済政策の諸結果は、安易に「シティの陰謀論」に還元できるものではなかった。

とはいえ、シティの政治的影響力をより積極的に評価するのは、金融史家のユーゼフ・カシスである。その際、彼は教育・社会生活・結婚を通じたシティ銀行界と貴族社会との社会的結合を描き、シティに有利な経済政策が銀行家の社会的地位の高さから生じる結果であったと説明した。さらに重要なことは、シティ銀行家とイギリス貴族との社会的結合は二つの社会的集団の単なる融合ではなく、それによって凝集性の高い新たなエリート階層が形成された点である。カシスはその階層を「シティ貴族」と名づけ、19世紀後半に刷新されたジェントルマン社会の中核に位置づけた。シティ貴族層は経済力・社会的地位・政治的影響力を結合させた集団であり、シティ全体を考える際には不可欠な要素であると強調された。

たとえば、ベアリング商会、ハンプロ商会、モルガン・グレンフェル商会のような非ユダヤ系マーチャントバンカーやスミス・グループ、グリーン商会、ロバート・ルボック商会のような個人預金銀行が、シティ貴族の縮図として取り上げられる。彼らの出現はシティ銀行界を内部分裂させ、非常に位階的なシティ商業界を形成させることになったのである。こうして、非常に都会的で威厳に満ちたシティ貴族は、華やかなジェントルマン的生活を営みながら地主貴族の家族や友人を持ち、かつ国家に奉仕する意欲と能力を高めることによって、イギリス上流階級への社会的上昇を達成していったといえるであろう⁹²⁸。

マーチャントバンカー研究の第一人者として知られるスタンリー・チャップマンはこのカシス説を批判し、*British Journal of Sociology* 誌上で「カシス—チャップマン論争」を展開した。チャップマンは、カシスのいうシティ貴族がシティ商業界の最も重要な部分ではないことを指摘し、シティの活力と競争力の源泉を個人銀行家や弱小商人で構成された「非貴族的な」集団、とりわけ外国出身（ドイツ系・ユダヤ系・ギリシア系・アメリカ系商会）のマーチャントバンカーたちの諸活動に求めた。チャップマンによれば、シティの持続的発展は、大陸ヨーロッパからロンドンへのエスニック・マイノリティーの移住によって創造された異文化融合の産物なのであり、18世紀から現在に至るシティはカシスが想像するよりもはるかに複雑で多元的な社会で成り立っていたというのである⁹²⁹。

⁹²⁷ G. Ingham, *Capitalism Divided?: The City and Industry in British Social Development*, London: Macmillan, 1984.

⁹²⁸ Y. Cassis, “Bankers in English Society in the Late Nineteenth Century”, *Economic History Review*, 2nd series, vol. 38, no. 2 (1985), pp. 210-229; Y. Cassis, *City Bankers 1890-1914*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994.

⁹²⁹ S. D. Chapman, “Aristocracy and Meritocracy in Merchant Banking”, *The British Journal of Sociology*, vol. 37, no. 2 (1986), pp. 181-193; Y. Cassis, “Merchant Bankers and City Aristocracy”, *The British Journal of Sociology*, vol. 39, no. 1 (1988), pp. 114-120; S. D. Chapman, “Reply to Youssef Cassis”, *The British Journal of Sociology*, vol. 39, no. 1 (1988), pp. 120-126; S. D. Chapman, *Merchant Enterprise in Britain: From the Industrial Revolution to World War I*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992.

このように展開された「カシスーチャップマン論争」の最大の貢献は、シティの保守主義・海外志向とイギリス経済不況との因果関係を完全に否定したことである。ジェントルマン教育さえも企業家精神や競争心の減退には結びつかず、むしろシティ銀行家にとって成功へのより決定的要素となっていた。そして、シティ貴族の登場によって生じた伝統的銀行家族と新参者との緊張・競争関係は、必ずしもシティの不利益とはならず、逆にその活力と繁栄に大きく貢献していた点が明らかになったといえる。イギリス政府が北部産業部門を無視してシティの金融・商業部門を政策的に支援するという構図は、「国益」に関わる大蔵省・イングランド銀行・シティの自己利益追求と、野心的なビジネスマンであれば国籍を問わず受け入れるシティの開放性から生み出される内的力学とが複雑に絡まりあう歴史的産物であった。それゆえに、利害構成の多様性を理由にして、シティの競争力や凝集性や政治的影響力を否認することはできないのである。

「旧き腐敗」と「シティの再建」

シティの勃興は、18世紀の対仏戦争中に肥大した「財政軍事国家」の形成に起源をもつ。財政軍事国家は貴族寡頭政治によって運営されており、その戦費調達手段である国債発行を通じて形成された、いわば土地・金融ジェントルマンの結晶体であった。軍隊、政府契約、政府や国教会での官職・閑職、多種多様のパトロネジなどで構成された「旧き腐敗 (Old Corruption)」は、イギリス経済・社会のあらゆる局面で極めて重要であり、政治・経済エリートであるジェントルマン資本家の巨大資産を創出する源泉を多く準備したのである。こうして、シティに基盤を置くイングランド銀行やEICは、軍事財政国家の商業・金融的代理人として発展していった。ジェントルマン資本主義の発展は、このような「旧き腐敗」の世界から始まったといえよう。

初めて Old Corruption と呼んでイギリス政府を糾弾した急進派にとっての「旧き腐敗」とは、議会貴族が犯す無数の悪行の集積を意味していた。ウィリアム・コベットの急進派の関心は、主に地主貴族の多くが政府を通してどのようにして特権や役得を得、富と権力の独占を可能にしたかを示すことであった。その具体的な攻撃ターゲットは、18世紀末から19世紀初頭のトーリー系貴族の寡頭政治体制であった。その「旧き腐敗」の全貌を暴露した一人が、「黒書 (*The Extraordinary Black Book*)」を著した急進主義者のジョン・ウェイドであった。

ウェイドが告発した政治腐敗には、大きく分けて次の2つの側面があった。第一には、議会と下院議員・投票者・自治都市との間や各公共機関内に存在したパトロネジであり、第二には、役職・年金・閑職・官職復帰権・退職給・退職手当の存在も腐敗の対象であった。「黒書」には「旧き腐敗」の具体例として、イギリス国教会と聖職者、アイルランドの教会、国王の収益、王室費、枢密院・外交使節・領事館、貴族制、法と裁判書、公債と税、国債発行、歳入部門の悪行、EIC、イングランド銀行等が挙げられた。こうしてみると、ウェイドが描く「旧き腐敗」の全体像には、官職・役職を独占的に保有する貴族とその縁故者のみならず、18世紀以来の貴族寡頭政治に寄生して富と特権を獲得した中流層のビジネス・専門職のエリートの存在をも内包していたことが理解できる。地主利害が支配する貴族政府を核にして、それに従属した商業・金融・専門職部門が一つの有機的結合体となってジェントルマン資本主義を発展・拡張させ、イギリス経済・社会そして旧植民地システムを支配していたといえよう。

しかしながら、1815年以降、貴族寡頭政治とシティの結晶体は政治的な批判対象となり、1840年代には大幅な解体を余儀なくされた。1820年代に実施されたトーリー政府の経済政策がロンドン商人に支持されながら、地主貴族の国家寄生主義とパトロネジのシステム、そして国家によるシティの資金調達能力への依存体制を解体することを目標にした⁹³⁰。その理由は、特権・縁故の提供者としての強大な国家の役割が大幅に減ったことと、さらには政府の戦費調達のためにシテ

⁹³⁰ B. Hilton, *Corn, Cash, Commerce: The Economic Politics of the Tory Governments 1815-30*, Oxford: Oxford University Press, 1977; William D. Grampp, "How Britain Turned to Free Trade", *Business History Review*, vol. 61, no. 1 (1987), pp. 86-112.

ィに依存してきた国債システムの重要性がより希薄になったことであった。とりわけ象徴的なことは、ラッセル政府（1846-52年）の経済政策の中心が、砂糖・木材・船舶・茶などの巨大シティの利害集団を支えてきた帝国特惠の廃止となっていた点である。地主利害集団にとっての穀物法廃止と同様に、この時期のウィッグ経済政策は、「旧き腐敗」のシティで繁栄した独占主義的ジェントルマン資本家には歓迎されるべきものではなかった。たとえば、西インド砂糖商人のジョン・R・リード卿（1820-46年にイングランド銀行理事）は、外国産・植民地産砂糖への課税平準化（1846年に議会決定）によって生じる砂糖の国際的な自由競争を恐れていた。彼は、モーリシャス砂糖貿易で有名なリード・アーバイン商会（Reid, Irving & Co.）のパートナーでもあった。他方で、「旧植民地体制」の根本的支柱であった航海法廃止の賛否をめぐって、イギリス船舶業界は大分裂した。ロンドン大船舶業者のジョセフ・サムズやシティ選出議員のエルダーマン・W・トムソンは、航海法の維持を支持していた。商業法（1854年）、会社法（1855年、1862年）、英仏通商条約（1860年）を含むウィッグ政府による自由貿易政策の本格的採用は、シティの旧利害集団からその政治的支柱を奪いとる結果となったのである。

「旧き腐敗」のシティに大きな打撃を与えたもう一つの契機は、1847・48年商業危機の衝撃であった。この商業危機は、植民地・保護貿易主義の牙城であったシティの心臓部を襲い、ロンドン商業界に劇的な衝撃を与えた。危機に瀕したシティ商会はとりわけ東・西インド商会群であり、その多くは破綻もしくはそれ寸前に追いこまれることになった。さらに、イギリスの対アジア貿易を金融的に統制してきたEICも投機的な代理商への過度の貸付を通して、この危機に深く巻き込まれていた。1847年以降、EICの金融帝国は徐々に溶解していき、新たな環境で発展した国際貿易商会、株式銀行、植民地・海外銀行群、大船舶会社のようなシティの自由貿易利害集団に屈服することになった。こうした劇的な変化は、イングランド銀行の経営方針にも強く反映された。その取締役九名は1847・48年危機によって支払不能となり、1848年に重要な改革が同銀行理事の採用方法に導入された。この結果、イングランド銀行の新取締役会は個人・株式銀行家を最大限に排除し、おもに有力マーチャントバンカー、保険業、船舶業、金属・鉱山業といった新参者で構成されるようになったのである⁹³¹。

かくして、ウィッグ経済政策とともに、1847・48年商業危機の長期的影響は、シティ自体を自由貿易主義の牙城に「再建」させるように方向づけることになった。自由貿易主義を支持したシティの新利害集団はその心臓部に配置され、それまで以上に国際貿易・金融分野のビジネスに押し出されたのである。1840年代末から50年代にかけての「シティの再建」とは、すなわち「旧き腐敗」の牙城としてのシティが崩壊する最終局面を意味したのと同時に、シティ内部での新ビジネス部門への権力移行とその機能的な専門化であったといえることができる。それはまさに規制緩和と国際化を経験するシティの「ビックバン」なのであり、地主貴族に代わってシティが主導するジェントルマン資本主義をさらに大きく発展させる転換点であった⁹³²。

第2節 ロンドン・シティと世界経済

シティの商業部門

表12-1は、ロナルド・ミヒーの研究によるロンドン・シティの職業分布を示している。それによると、ヴィクトリア朝シティは、法律、金融、商業、製造業（服飾、織物、印刷、インク製造など）、小売業によって構成されていた複合的なビジネス社会が形成されていたことが理解できる。しかし、ここで最も注目すべき特徴は、シティの商業活動がその主要なビジネスを代表し

⁹³¹ A. C. Howe, "From 'Old Corruption' to 'New Probity': the Bank of England and its Directors in the Age of Reform", *Financial History Review*, vol. 1, no. 1 (1994), pp. 23-41.

⁹³² A. C. Howe, "Free Trade and City of London, c. 1820-1870," *History*, vol. 77, no. 251 (1992), pp. 391-410; M. J. Daunton, *Progress and Poverty: An Economic and Social History of Britain, 1700-1850*, Oxford: Oxford University Press, 1995; D. Kynaston, *The City of London vol. 1: A World of Its Own 1815-1890*, London: Chatto & Windus, 1994, pp. 165-168.

つづけ、その金融部門の成長によって押しつぶされたわけではなかったことである。つまり、1850年から1914年の間、シティのビジネス界で金融部門が相対的に優勢になったとはいえ、そのことにより商業部門が完全に犠牲になったとはいえないのである。

表 12-1 ロンドン・シティの職業分布

	企業数	製造業	小売業	商業	金融業	法律業	他のサービス業
1871年	32,938	21%	12%	34%	7%	13%	12%
1909年	39,418	19%	9%	33%	10%	11%	17%

出典: R. C. Michie, "The City of London and International Trade 1850-1914", in R. C. Michie ed., *The Development of London as a Financial Centre, Vol. 2: 1850-1914*, London & New York: I.B.Tauris & Co. Ltd., 2000, p. 62.

シティ商業界のなかでも、とりわけ国際貿易部門の成長は著しかった。表 12-2 から理解できるのは、地域的にはヨーロッパや西インド諸島、商品としてはワイン、酒類、繊維等の業種に集中した商人たちは衰退し、アフリカ、オーストラリア、ニュージーランドとの、織物、さまざまな工業品、木材、宝石等の貿易取引の新たな機会に対応した商人たちが取って代わったことである。こうした変化は、明らかに世界貿易とそのなかでのイギリスの地位の変動により起こったが、商業センターとしてのシティに有害な影響を与えることはなかったのである⁹³³。

たとえば、イギリスは食料の大部分を海外から入手するようになると、食料の国際貿易ネットワークに深く組み込まれた。シティは食料の多くを国内・国際的に再分配する地点として機能し、ロンドンの卸売業者は海外の商品供給者と国内の顧客とを強く結びつける媒介となった。もちろん、ロンドン商業部門のすべてが国際貿易に関与したとはいえないが、それに直結する企業は急成長しその数を増加させると同時に、その他の部門を発展させる主要な原動力になるほどの重要性をもった。インガムが指摘するように、シティの活動は本質的に商業的性格をもち、その諸機関が短・長期資本供給の媒介者としての役割に徹した。これはつまり、商品と資本の自由な移動を促進するのと同様に、可能な限り開放的な市場経済を機能させることがシティの利益であった⁹³⁴ことを意味するのである。

表 12-2 ロンドン・シティの国際貿易業

		ヨーロッパ	北アメリカ	ラテンアメリカ	西インド諸島	極東	オーストラリア	アフリカ	植民地			
地域別	1871年	13%	3%		11%	39%	16%	1%	18%			
	1909年	3%	3%	4%	6%	32%	22%	18%	11%			
製品別		一般	織物	金属品	ワイン・酒	その他						
	1871年	25%	9%	10%	41%	15%						
	1909年	27%	16%	12%	17%	28%						
商品		一般	繊維	金属	石炭・石油	小麦	皮革	木材	薬品・香料	熱帯物産	油	その他
	1871年	1%	15%	10%	7%	16%	7%	3%	5%	26%	6%	5%
	1909年	3%	4%	9%	7%	14%	10%	9%	3%	25%	4%	8%

出典: Michie, "The City of London and International Trade", p. 65.

再輸出貿易と情報・知識

ロンドン・シティの国際貿易への直接的関与の形は、異質の特徴をもつがそれぞれ密接に関係

⁹³³ R. C. Michie, "London and the Process of Economic Growth since 1750", *London Journal*, vol. 22, no. 1 (1997), pp. 63-90; R. C. Michie, "The City of London and International Trade 1850-1914", in R. C. Michie, ed., *The Development of London as a Financial Centre, vol. 2: 1850-1914*, London and New York: I. B. Tauris, 2000, pp. 58-86.

⁹³⁴ P. J. Cain, "Economics and Empire: The Metropolitan Context", in A. N. Porter, ed., *The Oxford History of the British Empire vol. 3: Nineteenth Century*, Oxford: Oxford University Press, 1999, pp. 31-52.

する三つの構成要素に分けられる。「物質取引」へのシティの関与はロンドンの中継貿易港としての世界的役割に支えられ、具体的にはシティの倉庫を出入りする商品そのものの直接的な取引を意味した。第二には、イギリス貿易またはロンドンを通過しない第三国間の物質取引を組織化することを可能にした「事務所取引」、そして第三に、組織的市場で販売可能性の高い商品を将来的な期待と予想に基づいて取引する「先物取引」が挙げられる。

物質取引の主要中心地としてのロndonは、他のイギリス港市のみならず、外国貿易港との激しい競争を経験した。19世紀後半の大陸ヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国は、ロンドンを経由せずに直接的に生産地から小麦、羊毛、ゴム、銅、砂糖、コーヒー、皮革などの供給を実現するようになった。こうして、アントワープ、アムステルダム、ハンブルグ、マルセイユ、さらにはニューヨークが、ロンドンのライバルとなる中継貿易港に成長したのである。しかしながら、ロndonは、多くの商品をめぐる激しい国際競争に直面するようになったとはいえ、すぐに新たな再輸出のビジネス機会をみつけた。その一例として、ゴム製品をはじめとする新たな工業品の再輸出貿易の大きく成長が挙げられよう。こうした国際的取引は複雑ゆえにシティ商社の数・経験・柔軟性に大きく依存しなければならず、シティ商社の側にも常時新しい物産・製品・市場を開拓する用意があった。そのために、商社には海外生活の経験を持つイギリス人または非イギリス人が多く雇用され、ロndonの国際的影響力の維持に多大な貢献をすることになった。中国やインドとの茶貿易の分野ではカルカッタ経験をもつロndon商人が、船舶業や小麦貿易のそれではギリシア系商人が、そして砂糖・コーヒー貿易でのドイツ系商人が多く雇用される傾向があったといわれる。

最新のコミュニケーション手段の導入によって、シティは国際貿易の組織化で極めて大きな役割を果たした。とりわけ商品の情報や注文は電信によって商品自体よりもはるかに速く伝達され、1870年代後半までにロndonは世界各地の主要商業センターとより密接に連結された。文字通りの本格的なグローバルな「事務所取引」と「先物取引」の開始は、シティの金融サービス部門に大きな影響を与えることになった。その代表例として船舶業や保険業での変化が挙げられよう。とくに長距離運航の蒸気船は航路上の貿易港を結ぶ電信の通信網を通して、遠く離れたロndon・シティの会社事務所からの直接的指示を受けた。そして、貨物の集積、荷物の陸揚げ、燃料の積み込み、食料・人員の確保、通行証の準備、関税、保険手続きなどに責任をもつイギリスの船舶会社は、船籍・貨物・航路に関して豊富な情報をもつロndonの専門会社との協力関係を大切にした。たとえばエルレバツハ商会 (Erlebach & Co.) やゲラトゥリズ (Gellatlys) のような専門会社はそれぞれ得意なサービス (前者は砂糖や天然資源貿易、後者は地中海貿易の船舶業) を提供し、他のイギリス都市やヨーロッパ各地にも代理店をもっていた。

このように、シティには金融・貿易業者が国際ビジネスのために必要とする専門技術や知識 (法律、広告、デザイン、新聞、出版など) を取り扱うサービス業者も多く存在していた。19世紀後半のシティが世界経済を主導することができたのは、商品のみならず、そこに世界中のあらゆる情報や技術も集中していたからであった。世界中に約 1,500 人の代理人をもったロイズ保険組合の情報収集能力の高さからも明らかなように、世界の海運業の動向や海上事故に関する有益な情報に容易に接近できるという点においては、シティは極めて卓越していたといえる。まさに知は権力なのである。情報の集中はシティを中心とする国際貿易の組織化を促進し、それには特定の貿易を特定の地区に集中させ事務所間コミュニケーションを容易にする物理的接近性が有利に機能していた。たとえば、マンシングレーンにはコーヒー、茶、砂糖、香辛料、ゴムなど熱帯物産取引の集中地区であった。シティ内の競争的環境はそうした物理的接近性によって創出され、バルチック取引所 (船舶・小麦) やロndon金属取引所 (銅・鉛) のような高度に組織化された市場の確立によっても、さらに強化されたのである。

海外直接投資と国際鉱山業

イギリスの取締役会・本店（その大部分はロンドン・シティに配置）から実質的な経営管理を指揮するフリー・スタンディング・カンパニー（free-standing company）は、輸送・公共材・金融機関・製造業・農業・鉱山業等へのイギリス海外直接投資の典型的形態となった。1914年以前におけるロンドン証券取引所を介したイギリス海外直接投資先の割合は、欧米45%、本国30%、自治領16%、他の帝国9%となっていた⁹³⁵。1865年から1914年にかけての海外民間企業への直接投資の12.5%が、とりわけ天然資源の採掘産業に向けられた。国際鉱山業の分野でも、その発展は地球大の情報網の中心にあるシティの特別な立場に依拠していた。世界中に散らばって活動するイギリス商人は現地の情報を入手しながら、シティの貿易商や金融家と交信することによって、自らのビジネス機会を拡大させたのである⁹³⁶。

イギリスの企業家・投資家の関心を国際鉱山業に向けさせる要因は、大きく分けて二つあった。第一の要因は欧米資本主義諸国の工業化によって、銅、スズ、鉛、アルミニウム等の需要が急速に高まったことである。1870年代初頭で起こったスペイン（銅、硝石、鉛、鉄鉱石）と合衆国（金、銀）の鉱山ブームがこれに該当する。これ以降、ロンドン・シティが国際鉱山投資の中心地として繁栄していったのである。1875年、海外鉱業投資総額1,130万ポンドのうち、約三分の一はヨーロッパ地域（おもにスペイン）、さらに三分の一が北アメリカ地域（おもに合衆国）に投資されていたが、1880年代になると、ヨーロッパ地域の銅採掘業が相対的に衰退し、それに代わって合衆国、オーストラリア、南アフリカのそれが急成長した。

もう一つの要因は、1870年代以降、欧米諸国が金本位制を採用した結果、金需要が創出されたことである。南アフリカでの金鉱発見（1886年）は、世界的な金需要の高まりを背景にしながら、野心を燃やしたイギリス鉱業企業家・投資家にとって決定的であった。この発見は多くの金採掘会社の設立とイギリスからの資本集中につながり、1913年までに、イギリスの海外採掘会社によって運用された長期資本の約半分が南アフリカに投資された。他方、オーストラリアのヴィクトリア州でも金採掘がすでに始まり、1880年代にはクイーンズランド、19世紀末には西オーストラリアでも金採掘が開始された。

しかし、1870年代初頭における南アフリカのダイヤモンド発見も非常に重要な要素であり、ロンドンまたはパリに共同経営者・取引店をもつジュール・ポルゲス商会（Jules Porges & Co.）、A・モゼンタール商会（A. Mosenthal & Co.）、バーナート・ブラザーズ（Barnato Bros.）、アルフレッド・ベイト（Alfred Beit）、マーチン・リリーフィールド商会（Martin Lilyfield & Co.）のようなダイヤモンド商人を繁栄させた。1876年以降、イギリス・大陸ヨーロッパ資本が南アフリカに集中し、1880年までには鉱山の大部分が総資本250万ポンド以上の大採掘会社に支配されることになった。ケープ・ダイヤモンド商会（Cape Diamond & Co.）、キンバリー・マイン商会（Kimberley Mining & Co.）、グリカランド・ダイヤモンド・マイニング商会（Griqualand Diamond Mining Co.）などは、ロンドンのダイヤモンド富豪やその金融同盟者によって直接的に経営されていた。彼らはロンドン・パリ・南アフリカの鉱山資本家間の強力な絆を形成し、1886年以降の採掘業の発展を主導することになった。ランド・マイン社（The Rand Mines Ltd. : 1893年設立）の資本金は、アーネスト・カッセルのような個人資本家、ダイヤモンドシンジケートのメンバー、顧問鉱山技師、ロスチャイルド商会などから集められたのである。

マレー半島やナイジェリアのスズ鉱山業も、南アフリカの場合と同様の発展過程を経験した。1880年初頭、マラヤのスズ採掘は、イギリス植民地当局と密接な共同経営者をもつイギリス系商会によって主導されていた。採掘権保有者六名のうち少なくとも三名は海峡植民地立法評議会委

⁹³⁵ M. Wilkins, "The Free-Standing Company, 1870-1914: An Important Type of British Foreign Direct Investment", *Economic History Review*, vol. 41, no. 2 (1988), pp. 259-282; L. A. Davis and R. A. Huttenback, *Mammon and the Pursuit of Empire: The Political Economy of British Imperialism, 1860-1912*, Cambridge: Cambridge University Press, 1988.

⁹³⁶ C. Harvey and J. Press, "The City and International Mining, 1870-1914", in Michie, ed., *The Development of London as a Financial Centre*, pp. 87-105.

員または元委員であり、6つの採掘権のうち4つはパターソン・サイモン商会 (Paterson, Simon & Co.) とサイム商会 (Syde & Co.) という在シンガポールのイギリス系大手商会の統制下にあった。しかし1883年、ジャーディン・マセソン商会によってラワン・ティン・マイニング商会 (Rawang Tin Mining & Co. : その経営はシンガポールのスコット商会に委託) が設立され、マラヤ産スズをめぐる国際競争に拍車がかかったのである。このほかに、ビルマのルビー採掘には、シティのロスチャイルド商会が大きく関与していた。インド担当国務大臣であったウィンストン・チャーチルの親友であったロスチャイルドは、イギリスのビルマ併合 (1885年) 後、ルビー鉱山の支配権をめぐるイギリス系採掘会社間での政治的闘争の中心人物であった。「上ビルマがイギリス商業のために併合された」⁹³⁷といわれるゆえんである。

イギリス系多国籍銀行の発展

イギリス金融システムは高度に専門化されて、ロンドン手形交換所加盟の大手株式預金銀行は19世紀末まで国際銀行業の分野に参入せず、マーチャントバンクと植民地・海外銀行がその業務を引き受けていた。後者の金融機関群は、活動地域においてもそれぞれに専門特化する傾向をもち、その地域のローカルな諸特徴に適応できるような銀行サービス、とりわけ国際貿易金融関連のサービスの提供に努めた。ここで注目するイギリス系植民地・海外銀行は、19世紀半ば以降、着実に増加した。これらの諸銀行は、1830年代にはオーストラリア、カナダ、西インド、1850年代にはインドを含むアジア全域、さらに1860年代から70年代においてはラテンアメリカ・南アフリカ・ニュージーランドなどに進出し、シティの本店から統括される広範な支店網を19世紀末までに確立させることに成功した⁹³⁸。

イギリス系植民地・海外銀行の主要業務は外国貿易金融であったことは前述したとおりであるが、その設立のタイミングと専門領域は、ジェフリー・ジョーンズも指摘するように、イギリス帝国の拡大、世界経済への編入時期、そして貴金属の発見と第一次産品の開発、に大きく結びつくものであった。たとえば、南アメリカ (アルゼンチン、ウルグアイ、ブラジル、チリ) では、1860年代前半において、ロンドン・リヴァープレート銀行 (London & River Plate Bank)、ロンドン・ブラジル銀行 (London Brazilian Bank)、リオデジャネイロ・イングリッシュ銀行 (English Bank of Rio de Janeiro)、メキシコ・南アメリカ・ロンドン銀行 (London Bank of Mexico & South America) などのイギリス系諸銀行が、羊毛や皮革の輸出とイギリス製織物・他の商品の輸入を営むヨーロッパ系商人たちの活動するリヴァープレート地域で設立された。他方、1860年代の南アフリカでは、ブリティッシュ・サウスアフリカ・スタンダード銀行 (Standard Bank of British South Africa) やロンドン・サウスアフリカ銀行 (London & South African Bank) が設立された。1870年代後半においては高級羊毛、銅、ダイヤモンドの価格上昇に基づく経済的好況が続き、1879年にはアフリカ銀行 (Bank of Africa) も設立された。

さらに中東やアジアでも、イギリス系銀行は有益なビジネス機会を得ていた。アングロ・エジプト銀行 (Anglo-Egyptian Bank)、ペルシア帝国銀行 (Imperial Bank of Persia)、インド・ナショナル銀行 (National Bank of India)、香港上海銀行 (Hong Kong & Shanghai Banking Corporation) などがそれに該当する。とりわけ香港上海銀行は、1860年代以降に設立された最も重要な東洋為替銀行 (後述するイースタン・バンク) であった。同銀行の大きな特徴は、イギリス系 (7名)、ドイツ系 (1名)、アメリカ系 (1名)、ユダヤ系 (1名)、インド系 (5名) の商人たちで構成される設立委員会の意向が反映されるように、その本店をロンドンに移転させず、一貫して中国や東南ア

⁹³⁷ R. Turrell, "Conquest and Concession: the Case of the Burma Ruby Mines", *Modern Asian Studies*, vol. 22, no. 1 (1988), pp. 141-163; A. Webster, "Business and Empire: A Reassessment of the British Conquest of Burma in 1885", *The Historical Journal*, vol. 43, no. 4 (2000), pp. 1003-1025.

⁹³⁸ G. Jones, *British Multinational Banking, 1830-1990*, Oxford: Oxford University Press, 1993; P. L. Cottrell, "The Coalescence of a Cluster of Corporate International Banks, 1855-75", *Business History*, vol. 33, no. 3 (1991), pp.31-51.

アジアを中心とするアジア域内経済圏をビジネス基盤にしていた点にあった。これらの諸銀行の設立や経営が、多かれ少なかれ、その活動地域において支配的なローカルな商業利害関係者によって主導されたのである。

イギリス植民地・海外銀行のなかには、短期信用を基本業務と考えるイギリス銀行業の正統派から逸脱するものであったが、その支店が配置された諸地域での長期信用の貸付業務にも深く関与する銀行もあった。たとえば、オーストラリアで活動する植民地銀行はその設立当初から、不動産・家畜・羊毛を担保として農場所有者に貸付をしていた。彼らへの貸付の多くは土地の購入や農場建設などのための長期信用であった。こうした傾向は程度の差はあったもののニュージーランドやラテンアメリカ諸国の例でもみられ、諸銀行は預金業務を行ないながら、商品作物の栽培、アルゼンチン鉄道、公共事業、船舶会社、採掘業へ積極的に融資していた。こうして、イギリス植民地・海外銀行の多くは内国金融に傾倒するにつれて、しだいに地域経済システム内に組み込まれていくことになったのである。

第3節 ロンドン・シティとイギリス帝国 イギリス海運業の帝国的役割

1914年までに達成した船舶業と造船業でのイギリスの国際的優位は、1830年代から開始された政府助成金による郵便契約制度に大きな依拠した。ところが、郵政省の海上郵便はイギリス海軍の独占的業務であり、政治的批判の対象にもなっていた。そこでEICは、イギリスとインドの商業関係者からの要求に応じるために、1835年に政府助成金によるボンベイ―スエズ間の汽船郵便サービスを行なうようになった。これは商業的目的を含む動向であったが、それ以上に、フランスへの対抗を意識したパーマストンの外交および帝国戦略を反映するものであった。

「安価の政府」路線に対応して予算削減に必死なイギリス海軍本部の関心は、EICに限らず、イギリス政府からの資金援助を期待した民間汽船会社の目論見とも合致することになった。ただし、船舶会社への政府助成金の対象は郵便契約のみに限定された。こうして1840年までに、サミュエル・キュナード (Samuel Cunard) との北大西洋航路、ロイヤル・メイル・スチーム・パケット会社 (Royal Mail Steam Packet Company) の西インド・メキシコ湾航路、そしてインドや中国との連結するペニンシュラ・オリエンタル汽船会社 (Peninsular and Oriental Steam Navigation Company: 以下、P&O と略記) の地中海航路という三大長距離の帝国郵便契約が成立することになったのである。とりわけP&Oは、1845年にはEIC、インド監督局、イギリス海軍本部と交渉し、インドと中国へ契約航路を拡大することに成功した。P&Oの圧倒的優勢は、ブリオン輸送のほかに、非助成金の路線で行なわれたボンベイ―中国間での中国産の茶とインド産のアヘン、インディゴなどの商品の輸送、さらに政府・陸軍関係者で占められた乗客の輸送によって支えられていた。このような郵便契約会社が所有する全船舶はイギリス政府助成金の対象となり、多くの有益な非助成金の航路が助成金対象の海上郵便路線と連結されることを可能にした。こうして、世界規模の郵便サービスを提供するイギリス船は、ロンドンと結びついた帝国各地の大貿易港でユニオンジャックを掲げることによって、イギリスの海上支配と国家的威信を誇示することに大きく貢献したといえる。

アメリカ南北戦争の終了による棉花生産の再開とスエズ運河の開通は、イギリス海運業の諸事情をさらに大きく変容させた。そのことを物語るように、多くの弱小船舶会社が経営破綻し、その反面で、インド政庁の郵便契約を取得したマッキノンのブリティッシュ・インディア汽船会社 (British Indian Steam Navigation Co.) のような大手船会社がより強大な地位に君臨することになった。ボンベイを拠点にしたマッキノンは、アフリカ東海岸とインドとの広範な商品貿易と労働力移動から利益を得ていた。他方、カリーは南アフリカにビジネスの拠点を置くようになった。1870年前後のダイヤモンドと金の発見によって、南アフリカに関係する渡航、移民、投資、貿易がかなり増大し、ケープの植民地政庁も新たな公共事業 (港湾、鉄道、農業開発) を計画した。

カーリーはそこにビジネスチャンスをみいだしたのである。こうして、彼はグラッドストーンなどの政治エリートと交友関係をもちながら、アフリカ―大西洋航路で海運王となるジェントルマン資本家に成長していった。イギリス海運業の国際競争力は、前節で言及した諸サービス部門でのシティの支配的地位のみならず、世界規模で形成されたイギリス帝国の政治的枠組みにも支えられていたといえる⁹³⁹。

イースタン・バンクの登場

インドを中心とするアジア市場の外国貿易金融、とりわけ外国為替取引はイギリス EIC と在インドの有力代理商との独占的領分となっていた。1807 年法 (47 Geo.3,c.68) によって、英領インドで銀行業を営む場合の銀行設立の許可権が EIC に与えられていたという条件も看過できない。それゆえに、先駆的なイースタン・バンク設立の失敗の背景には、ロンドンとアジア間の貿易金融を独占する旧来からの東インド利害集団の存在があった。

とはいえ、1840 年代後半、商品生産の拡大や海上・陸上輸送の革新によって、アジア各地の国際貿易が大きく発展する可能性を帯び、ビジネス新参者の関心を引きつけ始めた。その象徴がオリエンタル銀行 (Oriental Banking Corporation) の登場であった。オリエンタル銀行は 1842 年にボンベイで設立され、コロンボ、カルカッタ、香港、シンガポールにてつぎつぎと支店を開設した。同銀行は 1845 年にはその本店をボンベイからロンドンに移転し、そして 1851 年イギリス政府からの国王特許状を取得することになった。これを契機に、EIC の金融独占体制へのイースタン・バンクの猛攻が始まったのである。チャータード銀行 (Chartered Bank of India, Australia & China ; 1853 年ロンドンで設立、国王特許状取得) やマーカンタイル銀行 (Chartered Mercantile Bank of India, London & China ; 1855 年ボンベイで設立、1857 年国王特許状取得、本店をロンドンに移転) の登場は、まさにロンドン―アジア金融関係の新たな幕開けを意味した。さらにインド・ナショナル銀行 (1863 年カルカッタに設立、1866 年に本店をロンドンに移転) や前述した香港上海銀行が登場するのは、EIC の解散 (1858 年) や株式会社法の制定 (1862 年) 以後のことであった⁹⁴⁰。

イースタン・バンクの取締役会は銀行組織の司令塔であり、香港上海銀行を除いては基本的にロンドン・シティに配置された。すべての銀行業務がロンドンの取締役会によって決定されたことはいまでもなく、そのために取締役会は定期的にアジアの各支店に会計監査役を派遣し、その業務状況を報告させた。イースタン・バンクの取締役はアジア貿易に深く関係した人材で構成され、そのなかから議長が選出されていた。マーカンタイル銀行の場合、設立当初の取締役会は 5 名構成であったが、1882 年には 7 名に増員された。それには植民地政庁出身者が含まれ、とくにインド政庁との強いつながりをもつ人材が取締役に選出されることが多かった。植民地官僚という経歴をもつ彼らには、アジア地域に関する貴重な情報や経験をイギリス政・財界との接触の機会を提供する重要な役割が期待されたのである。

ロンドン業務に関して、イースタン・バンクを含むイギリス植民地銀行は、ロンドンでの預金業務を禁止されている場合が多かった。その主要ビジネスである外国為替取引には多額の現金を必要とし、その預金量の少なさはイースタン・バンクのロンドン業務を困難にした。これに加えて、そのアジア各地の支店が振出・送付する為替手形の決済のためには、ロンドン手形交換所に

⁹³⁹ F. Harcourt, "British Ocean Mail Contracts in the Age of Steam, 1838-1914", *The Journal of Transport History*, vol. 9, no. 1 (1988), pp. 1-18; S. Palmer and G. Williams, eds., *Chartered and Unchartered Waters: Proceedings of a Conference on the Study of British Maritime History*, London: National Maritime Museum and Queens Mary College, 1982; S. Palmer, *Politics, Shipping and the Repeal of the Navigation Acts*, Manchester: Manchester University Press, 1990.

⁹⁴⁰ A. S. Baster, *The Imperial Banks*, London: P. S. King & Son, Ltd., 1929; C. Machenzie, *Realm of Silver: One Hundred Years of Banking in the East*, London: Routledge & Kegan Paul, 1954; S. Muirhead, *Crisis Banking in the East: the History of the Chartered Mercantile Bank of India, London and China, 1853-93*, London: Scholar Press, 1996; F. H. H. King, *The History of the Hong Kong and Shanghai Banking Corporation, vol.1*, Oxford: Oxford University Press, 1987.

加盟する必要があった。しかし、ロンドン手形交換所はビル・ブローカーや特定の株式預金銀行の独占的舞台であり、そこへの新規加盟は困難を極めるのは火を見るより明らかであった。これらの難問を解決するには、手形交換所加盟のロンドン株式預金銀行との取引関係が植民地銀行にとって不可欠となり、前者の取締役が後者の取締役に加わることによって手形交換所へのパイプ役となることもあった。たとえば、オリエンタル銀行とロンドン・ユニオン銀行（Union Bank of London）、チャータード銀行とシティ・バンク（City Bank）、マーカントイル銀行とロンドン・ジョイント・ストック銀行（London Joint Stock Bank）という特別な取引関係が確立していた。

イースタン・バンクは、シティにビジネス基盤を作ることによって、他のイギリス商業・金融関係者たちとの重要な接触とその情報収集が可能となった。1882年に設立されたロンドン商業会議所（初代総裁はマセソン商会のマニアック）は、各業界を代表する評議員と多様な業種別部門で構成される組織となって、自由貿易主義の維持と積極的な帝国外交政策を訴えるシティ実業界の代弁者として政治的影響力をもった。その東インド・中国部門副議長には、チャータード銀行取締役のピーターソンが就任した（議長はマセソン商会のマセソン）。イースタン・バンクが株式預金銀行、商社、船舶会社、保険会社等との取引を確実にすることができたのは、まさにシティ実業界に身を置いていたからゆえのことであった⁹⁴¹。事実、マーカントイル銀行ロンドン本店の大口顧客がマーチャントバンクや大手代理商で占められていたのが、何よりの証拠であろう。

イースタン・バンクの業務—短期貿易金融

イースタン・バンクの支店網は、イギリス帝国のアジア貿易港市とその衛星都市で連結した。カルカッタ・ボンベイ・シンガポール・香港・上海などはアジア有数の「ゲートウェイ」であり、さらに印僑・華僑・ユダヤ商人などの活動拠点でもあった。イギリス帝国の地理的基盤は国際銀行に最高のビジネス機会を提供した。19世紀半ば以降、イギリスの帝国支配がオーストラレイシアやアジアに拡大した結果、植民地銀行業にとって非常に有利なビジネス環境が強化された。イースタン・バンクの主要業務は、あくまでもイギリス—アジア間の商品移動を対象とする短期信用の外国貿易金融であった。具体的にはロンドン宛手形を中心にする外国為替手形取引であり、そのための信用状の発行、銀貨とブリオンの移動、銀行券の発行を行なった。19世紀後半の商品・サービスの動きはすでに確立されていた三角貿易の型を反映した。イギリスやアジア各地から輸出入される商品は、おもに輸送品に対する為替銀行の前貸しと荷為替手形の購入・注文による前貸しによって融資されることになったのである⁹⁴²。

マーカントイル銀行の支店報告書⁹⁴³によると、インドでの通常業務は、輸出入貿易の金融、綿工場・染物・製造業への融資、そして茶・コーヒー・インディゴのプランテーションへの融資で構成されていた。カルカッタでは、具体的に茶、ジュート・粗製麻布、インディゴ、コーヒー、ピーナッツ、穀物の生産と輸送に、そしてマドラスとボンベイでは地域独自の作物と製品（原棉、コーヒー、茶、やぎ皮、砂糖）にそれぞれ融資されていた。しかし、ここで注意すべきは、インドでは法的に銀行券の発行が禁止されていたイースタン・バンクの特徴である。元来インドで発券の権限を保持したのはEICによって設立された三つの管区銀行（Presidency Banks）であり、会社解散後、インド紙幣法（1861年）の制定によってインド政庁が紙幣発行権を掌握した。インドのイースタン・バンク支店が「出張店（Agency）」と呼ばれていたのは、そうした理由からであった。

他方、セイロンのコロombo店では、一般的に茶・ココア・コーヒー・キナ皮の生産への融資が

⁹⁴¹ S. R. B. Smith, "The Centenary of the London Chamber of Commerce: Its Origins and Early Policy", *London Journal*, vol. 8, no. 2 (1982), pp. 156-170; A. Webster, *Gentlemen Capitalists: British Imperialism in South East Asia, 1770-1890*, London: Tauris Academic Studies, 1998; P. Cain, "The City of London, 1880-1914: Tradition and Innovation", in J. P. Dormois and M. Dintenfass, eds., *The British Industrial Decline*, London and New York: Routledge, 1999, pp. 189-204.

⁹⁴² W. F. Spalding, *Eastern Exchange, Currency and Finance*, 3rd edition, London, 1920.

⁹⁴³ Half Year Reports from Branches, no. 436, Mercantile Bank History, HSBC Group Archives, London.

行なわれていた。ビルマのラングーン店はとりわけヨーロッパへの米・穀物製粉貿易、海峡植民地への白米輸出に融資していたうえに、カルカッタ店、ペナン店、シンガポール店と密接な関係をもった。海峡植民地の銀行支店は、多くの商業利害が関わるアヘン貿易への融資から大きな利益を獲得していた。その上、ペナン店ではタバコ・スズの生産と輸出への融資、そしてシンガポール店ではバンコクやサイゴンの近隣港市との金融ビジネスが行なわれた。マーカンタイル銀行は蘭領ジャワのバタヴィアにも支店をもち、茶・コーヒー・砂糖・香料など商品貿易へ金融サービスを提供した。バタヴィア店はシンガポール店の副代理店として始まったことから、常に海峡植民地との強い貿易・金融関係をもっていた。さらに香港・上海・漢口・横浜・神戸でも支店が開設された。特に重要な香港店では、東南アジアの中国人からの家族送金業務が行なわれ、多くの中国人顧客の定期・当座預金口座をもっていた。

アジア間貿易の成長に応じて開設されたイースタン・バンク各店では、ロンドン本店から派遣されたイギリス人社員の他に、数名の現地人が雇用されていた。彼らは、インドではシュロフ (shroffs)、ビルマ、セイロン、海峡植民地ではチェッティヤール (chettiar)、中国では買弁 (comprador) というアジア特有のバザール経済に精通する商業エリートであった。彼らは現地情報の提供者であり、異質なビジネス習慣や言語をもつアジア社会との掛け橋となった⁹⁴⁴。たとえば、シンガポールやペナンのナトゥコッタイ・チェッティヤール (Nattukottai Chettiar) は、とりわけインドアヘンの輸入金融を引き受けており、1880年までには、シンガポール支店の現地人スタッフを通してイースタン・バンクとの密接な相互補完関係を築いていた⁹⁴⁵。

為替銀行と海運会社

銀貨やブリオンの売買と保有は、イースタン・バンクの主要業務の一つであった。というのも、多くのアジア諸国の使用する通貨はインドルピーまたは香港ドルのような銀貨であったからである。それゆえに、イースタン・バンクは、ブリオン・正貨輸送を通じてイギリス海運業者とのビジネス関係を築く必要があった。アジア市場でのブリオン・正貨輸送は、シティに本社を置くP&Oの最重要業務であり、それにより、イギリス帝国の金融・通貨システムを支えていた。P&Oが確立した緊密な取引ネットワークによって、取引上そして経営上のあらゆる決定は完全にロンドン金融部門の支配下に置かれるようになった。

イースタン・バンクは、P&Oに正貨輸送の優先権を与える代わりに、それで支払われる年間総輸送費のリベート (割払い金) を受け取っていた⁹⁴⁶。1917年に廃止されるこのシステムは、1869年のマーカンタイル銀行からの提案から始まった。1880年までに、マーカンタイル銀行は具体的にボンベイ・マドラス・コロンボなどの各店で、P&Oとの相互利益関係を持った。特にコロンボはインド洋船舶網のハブとして、オーストラリアからのブリオン・正貨輸送の調整地点となっていた。P&Oがマーカンタイル銀行と契約したリベート率は、年間正貨輸送額15,000-20,000ポンド未満では10%、20,000-25,000ポンド未満で15%、25,000-30,000ポンド未満で20%、そして30,000ポンド以上では25%となっていた。

P&Oは正貨輸送のリベートシステムをすべての輸送路に適用し、他のイースタン・バンク (オリエンタル銀行と香港上海銀行) に対しても採用することになった。香港上海銀行は1871年にP&Oのリベートシステムに加わっている。さらに1884年以降、経営破綻の危機に直面したオリエンタル銀行に代わって、インド・ナショナル銀行がそのシステムに加わるようになった。かつて香港のP&O総支配人でもあった香港上海銀行副支配人のトマス・サザーランドの存在によっ

⁹⁴⁴ Muirhead, *Crisis Banking in the East*, p. 160.

⁹⁴⁵ R. K. Ray, "Asian Capital in the Age of European Dominion: The Rise of the Bazaar, 1800-1914", *Modern Asian Studies*, vol. 29, no. 3 (1995), pp. 449-554; D. W. Rudner, *Caste and Capitalism in Colonial India: The Nattukottai Chettiars*, Berkeley: University of California Press, 1994.

⁹⁴⁶ A. Pope, "The P&O and the Asian Specie Network, 1850-1920", *Modern Asian Studies*, vol. 30, no. 1, (1996), pp. 145-172.

て、19世紀後半の両会社は良好な関係を共有した。そのことを示すように、香港上海銀行取締役会には、常にP&Oの経営幹部が取締役として選出されていたのである。P&Oは、イースタン・バンクとの結びつきを維持・強化することによって、その莫大な利益を獲得できることを認識していた。事実、P&Oのリベートシステムは郵便契約補助金よりも安定的な収入を提供し、アジア正貨貿易におけるP&Oの支配基盤となった。

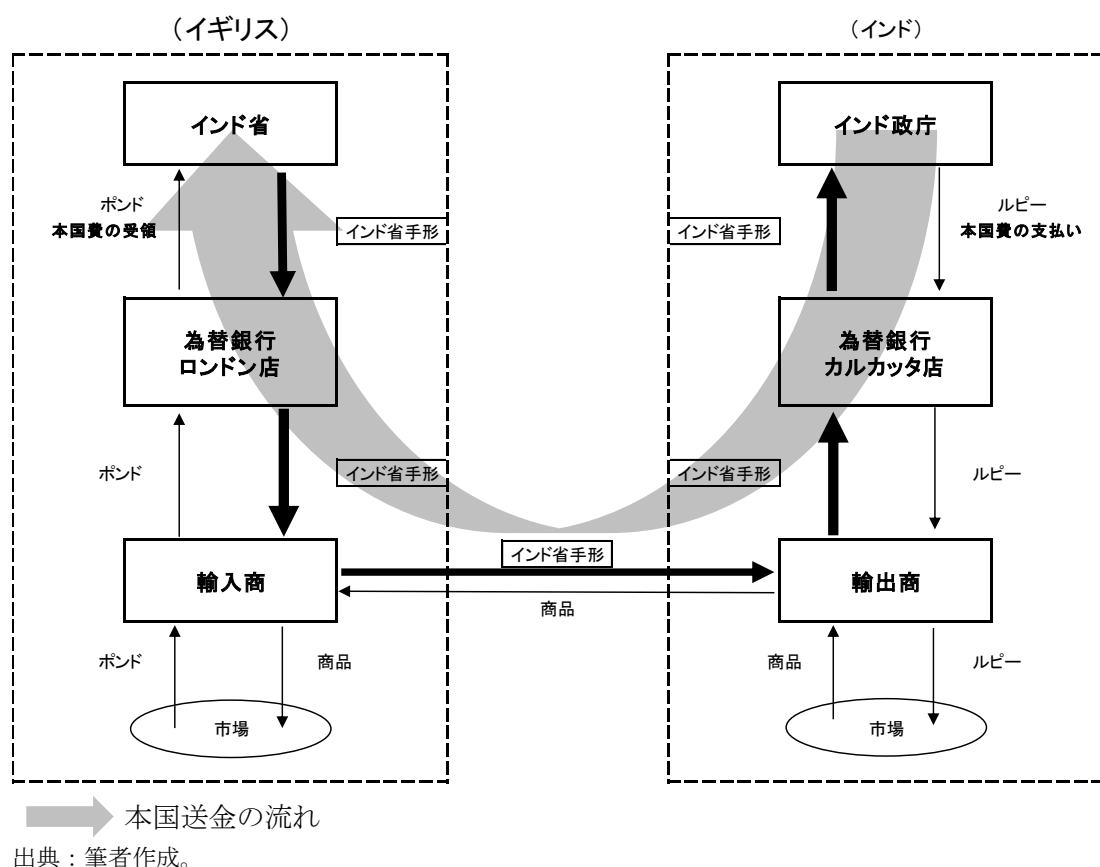
「インド省手形」システム

イースタン・バンクの最も注目すべき特色は、そのビジネスがイギリスのインド支配に直結していた部分にある。それはすなわち、1862年2月からイングランド銀行で毎週木曜日に入札方式で販売され始めたインド省手形（Council bills）の購入であった。この手形は、インド政庁の在ロンドン資金（イングランド銀行預金）を引き当てに振り出すインド政庁宛ルピー払い送金手形であった。インド担当大臣はインド省手形をイースタン・バンクやイギリス輸入商に売却し、ポンドで支払いを受けたのである。イギリスの対インド輸入貿易（逆にいえばインド輸出貿易）が拡大すればするほど、インド省手形の需要がロンドンで高まるのである。

周知のように、19世紀インドの貿易収支は恒常的な輸出超過（黒字）構造であった。これはイースタン・バンクのインド支店による大量のインド輸出手形（ロンドン宛スターリング手形）の購入（割引）とそのロンドン本店への過剰集中、そしてインド支店のルピー不足を意味する。インド支店は常により機動性に富んだルピーの調達難題に直面していた。手形交換所加盟の株式預金銀行と業務提携したイースタン・バンクのロンドン本店はロンドン宛スターリング手形の再割引によってポンドを獲得し、インド支店で枯渇する傾向にあるルピー資金を再び移転しようとした。その送金手段が、(図12-3)で示すように、ロンドン本店による「インド省手形」の購入であり、インド各店もロンドン本店にインド省手形を電信で注文していた。

しかし、インド省手形のより重要な役割は、インド政庁の財政の一部、すなわち「本国費」をイギリスへ送金する手段になっていたことである。1876年までには、年間総額1500万ポンドがロンドンで支払われるようになった。その内訳はイングランドでの巨額なインド債務の利子払い、インド省官僚の給与・年金の支払い、インド省の準備金、インド政庁・インド軍の維持費などで構成され、いわば「ジェントルマン資本主義の帝国」を支える政治資金となっていた。イースタン・バンクの金融サービスが英領インドの本国送金システムの中に組み込まれていたという特徴は、決して過小評価されるべきではない。

図 12-3 「インド省手形」システムの概念図



(表 12-4) はインド省手形の販売相手とその販売実績を示している。これから理解できる諸特徴は、1862 年 4 月から 1882 年 12 月末・翌年 1 月初旬の約 20 年間に於いて、第一に、インド省手形の購入総額が激増したことが挙げられる。当該期におけるインド輸出貿易の拡大を物語っている。第二に、発行されたインド省手形のなかでは、カルカッタ宛 (すなわちベンガル政庁宛) 手形へのニーズが最も大きく、特に前者の時期にはボンベイ宛手形やマドラス宛手形のそれを圧倒していた。インドの輸出貿易におけるベンガルの割合がいかに大きかったがよくわかる。しかし、後者の時期には、ボンベイ輸出貿易の急拡大に対応するように、ボンベイ宛手形の購入もかなり増加していたことも見逃すことができないであろう。

そして、第三の特徴には、インド省手形の販売相手が、ロンドン・シティの中核的有力商会やイースタン・バンクであった点が挙げられる。1882・83 年には、イースタン・バンクが手形購入額の点でロンドン商会を完全に圧倒するようになったが、フランス系資本でありながらカルカッタとボンベイにも店舗を開設していたパリ割引銀行 (Comptoir d'Escompte de Paris) も主要購入機関となっていた点も注目し得る。これら諸機関はインドへの代金支払手段の取得のためにインド省手形を購入したのである。こうして購入されたその送金為替手形は、たとえばオリエンタル銀行のロンドン店からボンベイ店に送付され、さらにボンベイ政庁へ持ち込まれ、ルピーと交換された。こうしたインド省手形の一連の取引が、オリエンタル銀行ボンベイ店をして、輸出貿易の金融取引に運用される多額のルピー通貨の追加的供給を可能にさせたのである。イースタン・バンクのインド各店は、インド政庁の本国費の送金業務という「帝国のビジネス」に深く関わりながら、機動性に富んだルピーを追加的に調達し、インドの対外貿易の拡大にも金融的に大きく貢献するという「ビジネスの帝国」の要であったといえる。

表 12-4 「インド省手形」の販売相手とその販売実績

	カルカッタ宛		ボンベイ宛		マドラス宛	
1862年4月	オリエンタル銀行	Rs 1,463,000	インド・ウェスタン・セントラル銀行	Rs 236,000	W・W・ウエイト	Rs 20,000
	アグラ銀行	Rs 463,000	フィンレイ・キャンベル商会	Rs 236,000		
	N・M・ロスチャイルド商会	Rs 463,000	ステイアー・カートン・ローフオート	Rs 236,000		
	マーカンタイル銀行	Rs 185,000	オリエンタル銀行	Rs 236,000		
	チャルマー・ガスリック商会	Rs 93,000	I・W・カーター・サンズ商会	Rs 30,000		
	W・I・H・トムソン商会	Rs 93,000	チャルマー・ガスリック商会	Rs 26,000		
	フォーブス・フォーブス商会	Rs 85,000				
	グリンドレイ商会	Rs 47,000				
	インド・ウェスタン・セントラル銀行	Rs 47,000				
	ウィリアム・ヘンダーソン商会	Rs 23,000				
	ピーター・ランヘン	Rs 9,000				
マセソン商会	Rs 9,000					
	Rs 2,980,000		Rs 1,000,000		Rs 20,000	
	カルカッタ宛		ボンベイ宛		マドラス宛	
1882年12月27日～1883年1月6日	マーカンタイル銀行	Rs 3,500,000	香港上海銀行	Rs 4,050,000	オリエンタル銀行	Rs 850,000
	インド・ナショナル銀行	Rs 3,200,000	チャータード銀行	Rs 3,000,000	マーカンタイル銀行	Rs 600,000
	パリ割引銀行	Rs 2,600,000	パリ割引銀行	Rs 2,000,000	インド・ナショナル銀行	Rs 200,000
	オリエンタル銀行	Rs 2,500,000	マーカンタイル銀行	Rs 1,800,000	アーバースノット・レイサム商会	Rs 10,000
	香港上海銀行	Rs 2,450,000	アグラ銀行	Rs 1,100,000		
	チャータード銀行	Rs 1,500,000	ボルカート商会	Rs 800,000		
	サミュエル・モンターギュ商会	Rs 500,000	サスン商会	Rs 50,000		
	アグラ銀行	Rs 350,000				
	バンドルフ商会	Rs 300,000				
	ギランダー・アーバースノット商会	Rs 300,000				
	パルフォード商会	Rs 150,000				
	サスン商会	Rs 50,000				
		Rs 17,400,000		Rs 12,800,000		Rs 1,660,000

注：1882年12月末～1883年1月初旬の購入総額には、電信為替（Telegraphic Transfer）を一部含んでいる。

出典：Bills on India, 2nd April 1862, no. 398, L/F/2/258; Council Bills, 14th-22nd December 1882, nos. 3895, 3973, 3987, L/F/2/634; Council Bills, 27th-29th December 1882, nos. 4016, 4019, 4020, 4024, 4047-50, 4054, 4061, 4067-68, 4071, L/F/2/635; Council Bills, 2nd-7th January 1883, nos. 9, 11, 27, 29, 41, 45, 49, 61-2, 70-3, 78, 86, 88, 111, 115, L/F/6/1, all in Oriental and India Office Collections, British Library.

この本国送金問題は、とりわけ 1870 年代の銀価下落による激しい為替変動の時期において深刻な帝国問題として浮上した。銀下落に関する下院特別委員会（1876年3月議長ゴッシェン）の開催はその象徴であった。これを契機に、インドの財政・金融（為替と通貨）とインド省手形販売をめぐる本国送金問題の激しい議論が行なわれた⁹⁴⁷。少なくとも 1876 年においてこの議論に関わった利害関係者は、イングランド銀行総裁のギブス、インド担当大臣のソールズベリ、インド省政務次官のジョージ・ハミルトンとルイス・マレット、インド省評議会財政委員のカッセル、主要なイースタン・バンク関係者、インド政庁、ベンガルやボンベイの商業会議所などであった。インド財政の切迫を引き起こすルピー為替の急落は直接的に本国費問題に結びつき、アジア貿易に関与する多くのイギリス系銀行・商社群に大きな不安を抱かせていた。元チャータード銀行取締役であったカッセルは、この難局には商人や銀行家の経験・企業家精神・技術が不可欠であり、それらの金融サービスなしには円滑な本国送金業務の不可能さを訴えた。

さらに興味深いのは、その政策決定過程の閉鎖性である。1882年3月に開かれたイングランド銀行総裁室でのインド省手形に関する会合は、そのことを如実に物語る。そこに集まった面々は、

⁹⁴⁷ A. K. Bagchi, "Contested Hegemonies and Laissez Faire: Controversies over the Monetary Standard in India at the High Noon of the British Empire", *Review*, vol. 20 (1997), pp. 19-76; S. Sen, *Colonies and the Empire: India 1890-1914*, Calcutta: Orient Longman, 1992.

インド省手形の販売を運営・管理をしていたイングランド銀行総裁・副総裁、イースタン・バンク 8 社の代表者（アグラ銀行、チャータード銀行、マーカントイル銀行、パリ割引銀行、デリー・ロンドン銀行、香港上海銀行、インド・ナショナル銀行、オリエンタル銀行）、インド省評議会代表者（ドルモンド、カッセル、カリー）、そしてインド省財務官ウォーターフィールドという、まさにロンドンのジェントルマン資本家たちであった⁹⁴⁸。インドの本国送金問題は、「ホワイトホールとスレッドニードルの間の狭い空間、それも閉ざされたドアの向こう側」⁹⁴⁹で常時行なわれており、その審議や決定過程に地方商業界関係者が入り込む余地は一切なかったのである。

第4節 小括

スーザン・ストレンジは、近代国家の盛衰を分析する研究者がこれまで間違った権力指標、すなわち国民経済における製造業と製品輸出の比率を選択してきたことを指摘する。そのうえで、ストレンジは、ケインとホプキンズの「ジェントルマン資本主義」論を高く評価し、イギリス資本の流れとその貿易外収入、さらにそれがもたらした「構造的権力」がイギリスの「国益」にとって決定的な要素であったと主張する⁹⁵⁰。1846年から1870年においてイギリスだけが、その自由主義思想を普及させて他のヨーロッパ列強国内の政治的議論を変えたり、その諸国にイギリスが望むことを実行させたり、あるいは自然な形で模倣させる絶大な権力をもったのである。これこそが、19世紀世界システムにおける覇権（ヘゲモニー）の本質であった⁹⁵¹。「ゲームのルール」を確立する構造的権力は、自由貿易、通貨の安定、そして健全財政といったイギリス国家の中心的価値と政策的優先事項を表明・具体化する手段であった。そして、その構造的権力の金融構造を支え続けたのが、本章で取り上げたロンドン・シティなのである。ルービンSTEINも指摘したように、イギリスは産業革命の時代でさえもシティを中心にした商業・金融国家なのであった。

シティは、具体的にはイギリス国内外の商品集配センター、資金の運用・調達のセンター、そして専門技術・情報のセンターという多様な機能をもっていた。そして、シティは豊富な人材や経験、さらに制度や便宜の幅広さと奥深さを兼ね備えることによって、複雑かつ巨大な国際貿易・金融システムを動かすことができたのである。国際金融センターとしてシティの卓越性は、ビジネス機会を強欲に追求するマーチャントバンカー、会社発起人、投機家、開発会社、商社、銀行を国内からのみならず世界各地からも引きつける「市場経済」の競技場を提供したところにある。

久末亮一は、ブローデルが「資本主義」領域の発展場所として注目した市場間コミュニケーションの「要所」を、一般的にコンピューター用語として使われる「ゲートウェイ」として再規定した。「ゲートウェイ」とは、地域に広がるヒト・モノ・カネ・情報の「つながり」と「流れ」を集散し、地域内の各層間で各種の需給や異同を変換・調節することで相互に接続するシステムを内蔵する「場」なのである⁹⁵²。世界の主要な貿易国、かつ世界最大の資本輸出国としてのイギリスの経済的繁栄は、まさに世界最大の「ゲートウェイ」としてのシティによって支えられていたといっても過言ではない。

しかしながら、19世紀のシティのグローバル・パワーも、多くの側面において、イギリス帝国の存在なしには考えられないであろう。本章では、イギリス海運業とイースタン・バンクの帝国的役割を明らかにした。前者は政府の郵便契約制度の支援によって発展し、後者はイギリスのインド支配の真髄である本国送金制度に深く関与していた。両者は帝国内でのアジア正貨貿易を通

⁹⁴⁸ Henry Waterfield, "Remittance from India", *Currency, Bills, Remittance & Exchange, 1828-1905*, L/F/5/139, Oriental and India Office Collections, British Library.

⁹⁴⁹ ケイン・ホプキンズ『ジェントルマン資本主義の帝国』、100頁。

⁹⁵⁰ Suzan Strange, "Finance and Capitalism: the City's Imperial Role Yesterday and Today", *Review of International Studies*, vol. 20, no. 4 (1994), pp. 407-410.

⁹⁵¹ P. K. O'Brien and G. A. Pigman, "Free Trade, British Hegemony, and the International Economic Order", *Review of International Studies*, vol. 18, no. 2 (1992), pp. 89-113; P. K. O'Brien, "Imperialism and the Rise and Decline of the British Economy, 1688-1989", *New Left Review*, vol. 238 (1999), pp. 48-80.

⁹⁵² 久末亮一『香港—「帝国の時代」のゲートウェイ』名古屋大学出版会、2012年、1-23頁。

じて特別な相互利害関係を築き、イギリスやアジア各地でのそれぞれの役割を強めることで、「国益」に貢献できたのは間違いない。かくして、シティの世界的影響力が、イギリス帝国という政治的枠組みによって支えられていた点を看過することはできないのである。

本章で紹介したルービンSTEIN、インガム、カシス、そしてケインとホプキンズの諸研究は、安富歩が構想した「関所資本主義」の担い手をイギリス近現代史の文脈で明らかにしえるものとして極めて重要である。シティの富豪ビジネスマンたちは、教育機関・社会生活・結婚を通して団結することによって、イギリス帝国の利得にも直結する多くの「関所」を構築・占拠・維持・管理して、そこから得られる利益を独占した。「旧き腐敗」として批判された EIC やイングラント銀行、さらには 19 世紀後半のイースタン・バンクや P&O 汽船会社の役割は、「資本主義」を育む高度な「関所」ビジネスであった。それゆえに、シティという世界最大の「ゲートウェイ」を支配した富豪ビジネスマンたちが、イギリス帝国主義の推進者となったのは当然の帰結であった。そのうちの最有力の商業・金融・投資家は、多くの場合、政治家・官僚エリートとの親交をもち、場合によっては、自らが下院議員として政治的影響力を発揮することも珍しくなかった。シティ貴族たちは、「ホワイトホール—シティ枢軸」という構造体を通じて、自らの利益を最大限に実現するための諸政策を準備しまたは準備させ、ケインとホプキンズがいう「ジェントルマン資本主義の帝国」を形づくることのできたのである。「ジェントルマン資本主義」とは、「関所資本主義」のイギリス型であったといえるであろう。

終論 本論文の結論

本章では、パクス・ブリタニカ期のイースタン・バンクの台頭に関して、これまでの研究史に照らし合わせながら、本論文の主張を明示する。

第1節 はじまりは、躍動するアジアから

イースタン・バンクの設立を計画し、最終的に成功へと導いたエネルギーの熱源は、第一に、世界市場への編入によるアジア市場の変動過程の部分的現象がはっきりと読み取れるインドであった。インドといっても、そのエネルギーは、ベンガル地方ではなく、マラーター戦争後に政治的に安定した西部インド、とりわけボンベイでの経済的発展から励起したのであった。

1830年代・40年代のボンベイでは、カルカッタ商業危機の悪影響がほとんどみられず、対外貿易が順調に拡大していた。その状況に対応して貨幣需要が急速に高まった結果、十分な通貨と決済手段を常時提供できる金融機関、より具体的には、貿易業から完全に分離された専門的銀行機関の必要性が、ボンベイの有志たちによって叫ばれるようになった。ボンベイの人びとは、イギリスではほとんど支持されていなかったロバート・マーチンの銀行計画（1842～44年）を強く支持するほどであった。ボンベイ商業会議所が、EICの「担保前貸制度」から生じる不利益を訴えていた時期でもあった。貿易業と銀行業が渾然一体となった当時の代理商会の特徴を鑑みると、非特許株式銀行ではあったが、1842年にウェスタン・インディア銀行（オリエンタル銀行の前身）を設立したボンベイ商人たちの動きは、極めて先取的であったといえる。本論文がボンベイをイースタン・バンクの起源として位置づける最大の理由が、ここにある。

ボンベイの商業的躍動は、利益の獲得のために集住した多彩な商人集団のバイタリティーによって特徴づけられる。そのなかでも特に顕著な役割を果たしたのは、インド西部で生産される原棉やマールワー・アヘンの取引で財を成したパールシーたちであった。彼らのうちの最有力商人はボンベイ政庁とも良好な関係を持ちながら、イギリス系商人と共同でボンベイ銀行の創業や経営に関わっていた。その延長上において、前述したウェスタン・インディア銀行、インド・コマーシャル銀行（1845年）、マーカントイル銀行（1854年）が設立された。彼らは、さらに共同で汽船会社や鉄道会社の創業にも関わり、1850年代での紡績工場の建設、そして1860年代初頭のコットン熱・株式投機熱も先導したのである。イースタン・バンク発展史において、ボンベイの重要性をいくら強調してもしすぎることはない。

ボンベイのウェスタン・インディア銀行は、対外貿易の成長と貨幣需要の高まりを経験していた香港やコロomboにも進出し、オリエンタル銀行に改名した後も、さらにアジア広域に活動範囲を拡げていった。両植民地では、本位貨と法的に定めたイギリス銀貨への選好性とその流通量が極めて低く、現地貿易商人のみならず、植民地政庁（特に香港政庁）もオリエンタル銀行の貨幣供給能力、とりわけ発券機能を高く評価した。濱下武志が指摘したように、1840年代の中国沿岸では対外貿易が急激に拡大した結果、決済手段の不足と現物取引が現出し、三角貿易構造を統制するEICの金融機能の限界が露呈してしまった。この事態がオリエンタル銀行の中国進出を招いたと、濱下は主張する⁹⁵³。EICの輸出金融機能（すなわち担保前貸制度）はカルカッタやボンベイで非常に評判が悪く、その廃止を求める声が1847年・48年商業危機で頂点に達した。このようなアジア現側からの強い銀行待望論が植民地省や大蔵省を動かし、オリエンタル銀行への国王特許状の付与を決断させる要因の一つであった点は、ここで改めて強調しておきたい。これに続いて、国王特許状の取得を目指したチャータード銀行やアジア銀行も、拡大するイギリス貿易の影響を受けて大きく躍動するアジア国際貿易への金融サービスの提供を目的として設立された。両銀行の取締役会が英領インド、広州、海峡植民地、オーストラリアの貿易関係者によって占められた事実は、19世紀半ばにおけるアジアの躍動を象徴していたのである。

⁹⁵³ 濱下武志『近代中国の国際的契機—朝貢貿易システムと近代アジア』東京大学出版会、1990年。

イースタン・バンク設立への激しいエネルギーは、1860年代の香港からも励起した。1865年に設立された香港上海銀行は、遠隔地汽船航路を構築する大船舶会社、アヘン・シンジケートを支配する豪商、東南アジア貿易を牛耳る有力商会など、グローバル化時代の立役者たちによって計画された。彼らを同銀行の設立へと突き動かす衝動は、「ボンベイの衝撃」への反発と香港商業界での新旧勢力闘争によって引き起こされていたのだが、その行動は、広州に代わって新たに「ゲートウェイ」化しつつあった香港の成長過程のなかで展開したのである⁹⁵⁴。オリエンタル銀行やマーカンタイル銀行などの先発銀行が香港で外国為替取引や紙幣発行を増大させていた事実も、そのダイナミックな成長を物語っている。東南アジアを内包する華南経済圏の中心には香港が位置し、東アジアや欧米諸国との接続関係を深めながら、徐々にゲートウェイという「場」としての存在感を強めていった。香港上海銀行は、まさにその華南経済圏における地域貿易に金融を付ける「地方銀行」として創設され、そこを経営基盤としたのである。

EICの解散直後の海峡植民地において、オリエンタル銀行、チャータード銀行、マーカンタイル銀行が業務拡充を狙った際、その決定的な動機づけとなったのは、やはりシンガポール貿易の着実な成長であった。シンガポールは、対欧米貿易というよりも、華僑や印僑が主体になったアジア域内貿易、そのなかでも特に東南アジア域内貿易を基盤にしなが、アジア有数の「ゲートウェイ」として成長しつつあった。とはいえ、シンガポールの在地商人たちは、自ら共同で銀行機関を創設しようとはせず、インド支配体制から離脱して国王直轄支配を選択したように、ロンドン金融市場と直接つながるイースタン・バンクの「支店」業務の拡充を強く要求した点で、ボンベイや香港での社会的反応とは異なっていた。シンガポールやペナンでの「支店」業務が認められたマーカンタイル銀行は、ロンドン払手形の売買取引を行なうことで決済手段を提供する一方で、特に銀行券の発行や手形割引の業務を拡大させ、不足しがちな現地通貨の供給にも少なからず貢献することで、植民地社会にしっかりと根付いていった。

このように、イースタン・バンクの誕生・成長エネルギーの熱源は、ボンベイのみならず、香港とシンガポールにも独自に存在し、時として相互に関係づけられていたのである。国際銀行研究が今もなお精力的に進められてはいるが、希少価値の高い第一級の一次史料をどんなに並べ立てたとしても、アジア・ダイナミズムへの歴史認識が希薄である限り、いつまで経ってもイースタン・バンクの重要性への理解は深まらなると断言できる。「史料は問いかけなければ答えてくれない」。アナール学派の泰斗、リュシアン・フェーブルの名言である⁹⁵⁵。

第2節 変動するシティの勢力地図—「マンチェスター＝ロンドン枢軸」の逆襲？

本論文では、イースタン・バンク発展史を決定づけたエネルギーのいま一つの熱源を見落とすことはできない。それは、19世紀最大のゲートウェイとして、イギリスの「国益」と「覇権」を支えたロンドン・シティであり、特にその内部力学への理解が決定的に重要となる。なぜなら、ロンドン商業界がイースタン・バンク計画に対して一致団結したことは一度もなく、それは「シティ」という世界が有する構成要素の多様性と複雑さ、そしてその激しい内部変動を強く反映していたからである。

1850年以前のシティにおいて、イースタン・バンクの設立という野心的な試みは成就することはなかったが、そこでは1830年代以降、独自の機動性を発揮する新たな主体によって、着実に、そして力強く繰り返されていた。その試みのコンセプトは、ボンベイのウェスタン・インディア銀行と同様に、貿易業と金融業の完全分離であったが、それと同時に、デフレ下のイギリスで蓄積された余剰資金をインドで運用する特許株式銀行というものであった。アンソニー・ウェブスターは、1830年代・40年代のイースタン・バンク設立の失敗例を取り上げ、その原因をシティの内部分裂と脆弱な権力基盤に求めた。ウェブスターは、ジョージ・ラーペントのようなシティの

⁹⁵⁴ 久末亮一『香港—「帝国の時代」のゲートウェイ—』名古屋大学出版会、2012年。

⁹⁵⁵ 二宮宏之『全体を見る眼と歴史家たち』平凡社、1995年。

大物たちといえども、自己主張の実現をかなえるためには、常に地方商業界との協力関係を築く必要があったという点を強調し、「ジェントルマン資本主義」の限界性を指摘する⁹⁵⁶。Bank of India の設立計画（1833～37年）を先導したラーペントへの強力な反対論は、彼が寄って立つシティから湧き上がってきたのであり、たとえ彼が地方商人の協力を得ていたとしても、その銀行計画の正当性を根底から覆すものであった。そのラーペントも、2度にわたるマーチンの銀行計画に対しては、地方商業団体を巻き込んだ抵抗勢力を率いていた。彼の主張を数年の間で大転換させるほど、当時のシティではイースタン・バンク反対論が大勢を占めていたのである。

しかしながら、ウェブスター最大のミス・リーディングは、地方とロンドンとの商業的親密関係にこだわりすぎる余り、1840年代前半でも英印間為替取引を支配し続けたロンドン金融機関としてのEICを過小評価し、その本国送金制度に依存する東インド権益集団の総本山、つまりは当該期における「ジェントルマン資本主義」の本流として位置づけていない点である。イースタン・バンク計画者たちは、EICの金融機能と本国送金業務を代行することを提案したのであって、その自体の消滅まで主張したわけではなかった。彼らの大半は、インド市場の拡大とその秩序の安定を維持するEICの統治機能を期待していたのである。EIC取締役会は、カルカッタ危機以降のインドへの新たな資本導入の必要性を認めてはいたものの、外国為替取引や銀行券発行等を計画する新銀行設立には徹底的に反対していた。そして、その見解は、国王特許状の付与を審議・決定するイギリス政府によって尊重されたのである。これは、いいかれば、1830年代・40年代のイースタン・バンク設立の失敗には、「改革の時代」といえども、保護貿易的特権や帝国特惠を盾にするジェントルマン資本家たちに牛耳られていたシティの勢力地図が反映していたことができる。

そのシティ中枢部の大騒擾を引き起こしたのが、1847年・48年商業危機であった。それは、ラーペントをはじめとする「老練な東インド通の人びと」や、その既得権益の元締めであるEICを苦境に追い込んだのである。その一方で、この間隙を縫うように、前述のオリエンタル銀行が、シティを基盤にする国際銀行組織に再編して、ついに「法人格」と「株主の有限責任制」を認める国王特許状を取得した。それに続いて、チャータード銀行やアジア銀行が、アジア現地の金融的ニーズに対応する専門的銀行業を企画した国際貿易商人たちによって計画・設立された。彼らの多くは、インドはいうまでもなく、それ以外の植民地事業に従事した経験を持ち、シティでは比較的新参の自由貿易主義者たちであった。それゆえに、イースタン・バンクという新たな存在は、1847年・48年商業危機をなんとか切り抜けた「老練な東インド通の人びと」の一群と、シティで権勢を振るってきたEICの双方から、大バッシングを受けたのである。前者は、マンチェスターの商業団体と手を取り合いながら、既得権益を守ろうとする守旧派陣営であり、後者のEICはこれまでイースタン・バンクからのあらゆる要求を一貫して拒否し続けてきたが、1850年代になってもその主張を変更することはなかった。こうして、1850年代初頭のイースタン・バンク問題をめぐり、グローバル化を敏感に察知したロンドン新興利害、ランカシャーと連携したロンドン大手老舗商会、そして旧植民地利害のEICが、シティで三つ巴となってアジア金融サービス部門での主導権を争ったのである。

この段階において政治的に支持されたのは、「老練な東インド通の人びと」の主張ではなく、新世代のロンドン商人たちのビジネス計画であった。EICの見解も、それ以前の場合とは対照的に、自由貿易政策を本格的にシティに採用しようとするウィッグ政府にほとんど受け入れられなかったのである。イースタン・バンクの登場は、1830年代からシティで連続的に起きていた内在的変動の最終的局面であり、イギリス政府によってゲートウェイのフル・モデル・チェンジオーバ

⁹⁵⁶ Anthony Webster, "The Strategies and Limits of Gentlemanly Capitalism: The London East India Agencies Houses, Provincial Commercial Interests, and the Evolution of British Economic Policy in South and South East Asia 1800-1850", *Economic History Review*, vol. 59, no. 4 (2006), pp. 743-764; P・J・ケイン/A・G・ホブキンズ（竹内幸雄・秋田茂訳）『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ：創生と膨張 1688-1914』名古屋大学出版会、1997年。

一に推進された帝国プロジェクトの一つであったということが出来る。EIC の解散も、この「シティの再建」過程と軌を一にしたのである。

元来、イースタン・バンクの設立に関する説明は、EIC の前期的商業＝金融独占を廃止させようとする「マンチェスター＝ロンドン枢軸」の自由貿易運動に端を発し、資本主義社会の全勢力を動員して展開したという、現在でも不問の命題に基礎を置いてきた。しかし、その理論的枠組みが当てはまるイースタン・バンクの事例は、残念ながら一つたりとて見当たらない。Bank of India 計画（1836-37年）に限って、かろうじて「マンチェスター＝ロンドン枢軸」らしき推進同盟をみることができるが、その真の枢軸体制は銀行計画「反対」派として論陣を張っていたのである。地方商業界から見れば、イースタン・バンク計画には国王特許状の特権を悪用して金融バブルを生じさせる可能性が内包し、自由貿易によってアジア市場の拡大を推進してゆくうえでは、大きな障害以外のなにものでもなかった。しかも、すべての事例において現出した「マンチェスター＝ロンドン枢軸」の主導権は常にロンドン側にあり、決してランカシャーの利益を優先するものではなかった。すなわち、ランカシャーはイースタン・バンクの設立計画の完全なる抵抗勢力を排出する場であったのは明らかで、決して銀行誕生の熱源にはなりえなかったのである。ここまできると、従来型の「マンチェスター＝ロンドン枢軸」論を、もはやイースタン・バンク発展史の定説として黙認することはできない。イギリス文脈におけるイースタン・バンク問題は、終始一貫として、シティの内部問題なのである。

第3節 イギリス帝国支配体制の形成・拡大・変容・経営

本論文の主要目的とは、イースタン・バンク史論を通じて、1830年代から1880年代にいたる時代のアジアで、表面上、途方もなく多様で、どうしようもなく複雑に見えるイギリス帝国支配体制の形成過程を明らかにすることであった。より具体的に言えば、その形成過程の底流で着実に起動していた膨張メカニズムを提示することであった。しかし、この解明は、資本主義の興隆と拡大をめぐる法則定立的な見方や、イギリス帝国主義の原因を「周辺部」か「中心部」のどちらかに求めてきたお決まりの理論的解釈によって成就することは難しい。そうかといって、その無秩序性や複雑性を強調したとしても、何も説明したことにはならないのである。本論文では、この本丸を攻め落とすためのキー概念として、「関所資本主義」論と「テレコネクション」概念を活用し、イギリス帝国主義の総合的解釈を試みることにした。

「関所資本主義」とは、端的にいえば、新古典派経済学理論のなかではまともに議論されない「利潤」が、どこで、だれに、どのような方法によって創出・獲得されるのかという論点を、フェルナン・ブローデルの世界史論を下敷きにして考案された新概念である⁹⁵⁷。ブローデルによると、「資本主義」の本質は、国境を越えた資源の搾取と利潤の無限拡大に依存する非競争性かつ不公平性であり、「市場経済」とは根本的に異なる「独占」（不透明＝反一市場）という原理であった⁹⁵⁸。その「資本主義」の領域は19世紀以降に大繁栄したが、その発生場所はいつも世界各地の地域市場を接続する交通・輸送の要所であったという。安富歩は、そうしたコミュニケーションのボトルネックを占拠・管理する「関所」を構築し、「市場経済」の隙間から莫大な利得を吸収しようとする少数者の独占ビジネスを「関所資本主義」と呼んだ。イギリスにおける「関所資本主義」の担い手は、「ホワイトホール＝シティ枢軸」という構造体を通じて、帝国の利得も独占したシティのジェントルマン資本家たちであり、政府機関（国家）もそれに便乗したのである。

このような観点から見れば、本論文で注目した EIC とイースタン・バンクの角逐とは、「市場経済」をめぐる商業的対立の域を遥かに超え、その上位層にある「資本主義」の世界での利潤独占をめぐる衝突といえる。換言すれば、1830年代から繰り返されたイースタン・バンクの設立計画は、巨大関所としての EIC に対抗する新興グローバル勢力の新関所づくりなのであった。「関

⁹⁵⁷ 安富歩『経済学の船出一創発の海へ』NTT出版、2010年、135～172頁。

⁹⁵⁸ フェルナン・ブローデル（金森貞文訳）『歴史入門』太田出版、1995年。

所資本主義」論は、シティだけに止まらず、ボンベイや香港での銀行設立、さらにシンガポールでの銀行必要論の諸事例にも当てはめることができる。香港上海銀行の創設は、香港での新たな「関所資本主義」的实践なのであった。

イースタン・バンクの事業展開は、一体化しながら成長するアジアの貿易ネットワークの著しい伸張速度と地理的範囲を反映した。「ウェスタン・インパクトのもとで華僑や印僑たちは新たな役割を担い、生産と消費を結合させる地域間貿易のレベルでのアジアの一体性を作り出した」という杉原薫の議論は、イギリスの視座から見れば、アジアという「周辺部」には、地理的にはかけ離れていたが、各地域が一つのまとまりをもって相互に関係づけられていた「周辺部」間分業構造、それは「周辺理論」や「ジェントルマン資本主義」論では決して捉え切れなかった域内構造の存在を示唆する。たとえば、ボンベイのウェスタン・インディア銀行（後のオリエンタル銀行）が香港やコロomboへ進出した背景には、3貿易都市のアジア域内貿易結合が作用していた。このようなイギリスとアジア地域との間での、さらには植民地間での政治経済的相互作用を、空間的に遠く離れた複数の地域間において気象条件が互いに相関を持って変動する遠隔的結合作用を指す気象学概念⁹⁵⁹に結びつけて、本論文では「帝国のテレコネクション」現象と呼んだ。

18世紀末以降の広州や東南アジアやインドでのイギリス商人の貿易活動は、基本的に互いに独立して展開していたものの、とりわけEICの「関所資本主義」によるインド支配エネルギーの伝播によって、互いに関連しながら拡大した。EICの「関所」事業の最たる例である本国送金業務は、インド輸出貿易の黒字構造を、特に貿易活動の停止後は強制的に創出することによって履行されていた。それを可能にした重大な条件が中国や東南アジアとの域内民間貿易の推進・保護であり、このなかにはイースタン・バンク誕生の最大障害となるEICの金融・為替政策も含まれていた。ペナンやシンガポールの植民地化、ビルマ戦争、シンド併合、あるいは二度のアヘン戦争は、そうした「関所」経済政策の延長上で遂行されたのである。こうして見ると、イギリス軍事財政帝国主義の拡張メカニズムは、インドからの波束がアジア域内貿易網を導波管にして、「周辺部」から「周辺部」へと遠心力を伴って伝導する「帝国のテレコネクション」であったと考えてもよいであろう。

前述した香港上海銀行の設立は、1860年代初頭のコットン・ブームに沸くボンベイ商業界からのエネルギーの励起から始まった。それがボンベイ投機資本の香港進出を意味するBank of China計画であり、すぐにP&O汽船会社の情報網を通じて香港に伝わった。他方、まさに華南交易圏のゲートウェイとして躍動し始めた香港では、有力商人同士の激しい勢力争いが展開しており、先発のイースタン・バンクのほとんどが「関所」を構えていた。しかし、その店舗はあくまでもロンドンまたはインドの本店の意思に従う「支店」であり、香港という「場」の金融的ニーズに十分に対応していないと考える人たちが多くいた。そこにボンベイから発せられた波束が伝達し、一部の香港商人たちの激しい反作用のエネルギーと融合することで、香港独自の「地方銀行」の設立へ結実した。香港政庁や本国政府側も、東アジアへの自由貿易帝国主義に対応・貢献する存在として、香港上海銀行の設立と事業計画を強く支持したのである。この事例からも、ボンベイから香港への「帝国のテレコネクション」の一つの型が見いだせるであろう。

インドを励起源とする「帝国のテレコネクション」現象がロンドンの政治的衝動も融合させた総監規模騒擾を巻き起こしたパターンも、海峡植民地をめぐる帝国再編とそれを背景にしたイースタン・バンク問題において見るることができる。しかし、その大騒擾を誘発することとなる地殻変動が、実のところ、シンガポールで1830年代から確実に起こっていた。この根源的原因となったのが海峡植民地を英領インドの一部としてきた「旧植民地体制」であり、シンガポールの商業的

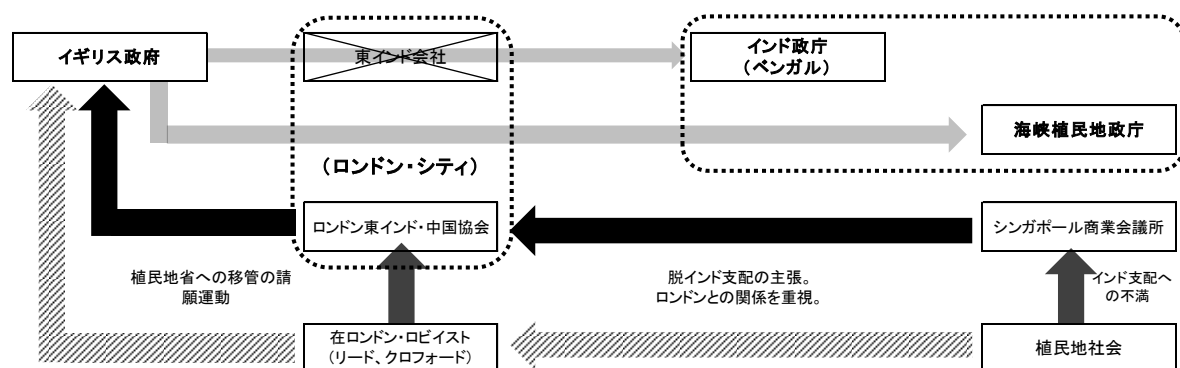
⁹⁵⁹ 名倉元樹・根田昌典・久保田拓志・寺尾徹「インドモンスーンによって年々変動するインド洋 SST と ENSO の関係についての研究」『京都大学防災研究所年報』第 46 号 B (2003 年)；川村隆一「モンスーン循環の形成とその変動プロセス—大気海洋相互作用と大気陸面相互作用から謎を解く—」『天気』第 54 巻第 3 号 (2007 年)、199-202 頁。

成長を完全に無視するインド政庁の態度とその衝動的変動であった。非ヨーロッパ系を含むシンガポール在住者たちは「旧植民地体制」からの離脱と国王直轄植民地化（植民地省への移管）を決意し、それに対してロンドンの海峡利害関係者たちも衝動に駆られ、一丸となってイギリス政府への陳情活動を展開することになった（終図—1を参照）。

それがインド大反乱とEICの解散で最高潮に達した。シンガポール商業界はインド中心のそれまでの通貨・金融政策にも強く反発し、ロンドンからの直接統治と同様に、シティに本店を置くイースタン・バンクの高い金融的機能を待望した。これが銀行活動の地理的拡張を促す植民地社会的衝動であり、本国大蔵省や植民地省の自由貿易政策とも合致した。イースタン・バンクの東南アジアでの「関所」ビジネスの拡大・深化は、英領インド、シンガポール、そしてロンドンからそれぞれ励起する波東が複合された形で起きた「帝国のテレコネクション」パターンの事例なのである。

この事例には、東南アジアにおけるイギリス帝国支配体制が、英領インドを機軸とする軍事財政帝国主義から離脱し、シンガポールを中心に域内交易圏で展開する自由貿易帝国主義へ変質する過程がはっきり読み取れる。この帝國的変動の波東は、香港を中心とする華南経済圏の形成とも連動し、さらに東アジアへ拡散していったのである。1850年代・60年代という時期は、アジアやシティ、そしてイギリス帝国にとって重大な転期であったといえる。

終図—1 海峡植民地移管問題をめぐる「帝国のテレコネクション」



出典：筆者作成。

「帝国のテレコネクション」を起こす遠く離れた複数の諸地域の中核では、ヒト・モノ・カネ・情報等の「つながり」や「流れ」を集散・調節・変換・接続する「ゲートウェイ」が、台風のように機能していた。イースタン・バンクはそこに店舗を構え、国際的商品流通部門のみならず、各地域社会・経済のニーズにも貢献する「関所」ビジネスを発展させた。帝国支配体制との関連で指摘したい一つの特徴は、イースタン・バンクの「インド省手形」システムへのコミットメントである。このシステムは、本論文でも注意を払ってきた英印間での本国送金制度であり、大枠でみると、さまざまな権力を行使する政府機関（植民地政府も含む）も、EICやイースタン・バンクと同様に、「市場経済」から上乗れ料を巻き上げる「関所」の一つとして理解できる事例であろう。この高度な関所システムのもとで、ロンドンでの政府方針が、イースタン・バンクの支店網を導波管にしてインド政庁の金融・財政政策（通貨供給や税制）を決定し、結果的には在インドの銀行業務にも影響を与えていたのである。これはロンドンからインドへの「帝国のテレコネクション」パターンといえる。

「イギリスがひたすらに帝国形成へと向かったことの説明として、イギリス本国、もしくは非ヨーロッパ的な『周辺部の』力学のどちらか一方に極端に偏りすぎている」二項対立的な既存の帝国主義論は、それぞれに大きな理論的欠点をもっている。では、どのような説明方法を新たに

提案できるのか。本論文では、「関所資本主義」と「テレコネクション」という概念の導入によって、「アジア間貿易」論が「ジェントルマン資本主義」論と「周辺理論」を整合的につなぐ第三の柱となると考えた。アジアの場合、「アジア間貿易に絡む海運・保険・電信・金融などのサービスをイギリスが提供する可能性が大きかった」⁹⁶⁰のであり、アジア内での植民地間遠隔結合作用はシティのダイナミズムとも相関をもって連動したのである。このように、「中心部—周辺部」相互作用と「周辺部—周辺部」相互作用との両力学プロセスを有機的に組み合わせることが可能になれば、イギリス帝国主義史の総合化は実現可能となるのではないだろうか。イースタン・バンク史は、その最良の事例研究を提供してくれている。

第4節 より広い歴史研究のなかで

近年、「グローバル・ヒストリー」なる研究分野において、経済発展の多径路性、すなわち西洋型径路と東アジア径路の諸特徴の違いが強調されると同時に、その「二つの、相互に強い関連のない「偶然」の結果」としての「融合」が指摘される。「19世紀における「西洋の衝撃」も、東アジアの発展経路を崩したのではなく、むしろ地域経済は西洋の技術や制度を土着のシステムにあわせて吸収することによって世界経済の一部として再編された」という過程が考察され、「二つの経路の発展方向が異なっていればいるほど、両者の融合による爆発力も大きく、それはまさしく、「交易の機会」を新しい条件の下で作り出すダイナミズムの源泉」であったと論じられる⁹⁶¹。こうしたヨーロッパとアジアの「融合」は、地域経済構造をどのように変容させ、どのような新しい条件のもとで「交易の機会」を創出させたのだろうか。

19世紀における近代アジア経済・社会に関して、その基層に拮がった自給自足経済、その上にはアジア系商人・金融業者のバザール、最上層にはヨーロッパ資本主義の諸領域で成した三層構造で説明したのは、ラジャット・カンタ・レイである⁹⁶²。ここでいうバザールという中間層は、長期にわたるヨーロッパとアジアの接触を通じて再編された「世界経済の一部」であり、アジアにとっての「近代」の産物として新たに現出した領域であった。それは、華僑・華人やチェンナイヤールらが支配する商業・金融世界を意味し、いわゆる「アジア間貿易」のディメンションと考えてもよい。杉原薫は、華僑や印僑のようなアジア人商人の活動が、地域間貿易のレベルでの東アジア圏と東南・南アジア圏との連携を強め、「アジア通商網への欧米商人の進出の余地を全体として狭めるとともに、香港上海銀行のような欧米系銀行の活動形態にも影響を与え」たことを指摘する⁹⁶³。

その一方で、斎藤修は、たとえ技術革新がなくとも経済成長の持続を可能にさせる「スミスの成長」が、中・近世から近代にかけて、西欧でもアジアでも、それぞれの内部に格差構造（不平等）を生み出しながら多面的かつ複線的に継起したことを実証し、多くの論者（レイや杉原も例外ではない）が囚われがちな「前近代対近代」や「ヨーロッパ対アジア」という伝統的二分法を拒否する。そのうえで、近世から近代への帰結とは、それ以前から世界各地で生成されてきた市場経済に何か「新たな要素」（規律・管理）が付加される時代への「分岐」であったと、斎藤は結論づけるのである⁹⁶⁴。

では、こうした問題領域に対して、本論文はその射程のなかで、どのような論点を提起できるであろうか。以下、3点に絞って論じてみたい。

⁹⁶⁰ 杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房、1996年、382-384頁。

⁹⁶¹ 杉原薫「グローバル・ヒストリーと複数発展経路」杉原薫・川井秀一・河野泰之・田辺明生編著『地球圏・生命圏・人間圏—持続的な生存基盤を求めて』京都大学出版会、2010年、27-59頁。

⁹⁶² Rajat Kanta Ray, "Asian Capital in the Age of European Domination: The Rise of the Bazaar, 1800-1914", *Modern Asian Studies*, vol. 29, no. 3 (1995), pp. 449-554.

⁹⁶³ 杉原『アジア間貿易の形成と構造』、382頁。

⁹⁶⁴ 斎藤修『比較経済発展論—歴史的アプローチ』岩波書店、2008年；斎藤修「近世・近代比較経済発展論—アジアとヨーロッパ、アジアと日本—」秋田茂編著『アジアからみたグローバルヒストリー—「長期の18世紀」から「東アジアの経済的再興」へ』ミネルヴァ書房、2013年、25-62頁。

第1の点は、ヨーロッパとアジアとの関係、特に融合に関わる。イースタン・バンクは、かつて「東洋為替銀行」と呼ばれたように、もっぱら国際的商品流通部面での金融業務に従事するように計画され、事業を開始した。アジアの経済・社会の変動は決して一様ではなかったと斎藤が指摘するように、複数の銀行は各地のゲートウェイで競って関所資本主義を確立していく間に、それぞれ独自の活動パターンを展開させ、その「関所」業務の内容も局地的ニーズに対応して実に多様であった。マーカントイル銀行の場合、植民地内の商品流通部面以外にも、ゲートウェイとその後背地の商品流通・生産過程にも徐々に関与していき、その傾向は、特に1870年代後半以降、第一次産品輸出経済構造へ急速に特化し始めた東南アジアで強くなった。

しかし、その内部には、レイが指摘したように、アジア人商人たちのネットワークによって形成された経済・社会空間が広がっていた。イースタン・バンクは、シンガポールやペナンを拠点にした彼らの「総元締め」を、ヨーロッパ系有力商会と同様の大口顧客として信認し、手形割引や貸付等によって資金を融通し、かつ対外貿易の拡大を金融的に促進した。そのような有力な、たとえば華人たちは、大抵の場合、海峡植民地からマレー半島内部へと連鎖する取引ネットワークを継承・保有していたのである。華人有力商人のケースは、ペナンやラングーンの後背地の奥深くまで独自のネットワークを構築していたチェッティヤールとの関係にも当てはまる。両者に見られる共通点は、地域経済内部において長い時間をかけて作り上げた商業・金融ネットワークの「独占」であり、イースタン・バンクの融通資金も少なからずそこに投下されていたのである。より具体的にいえば、彼らの、一見したところ原初的な商品交換の「帳簿振替制度」が、イースタン・バンクとの取引という新たな条件のもとで、まさに「資本主義」の原理を支える信用システムとして起動し、「交易の機会」を創出する役割を担うようになったということなのである。

このように捉えると、「資本主義」の領域をヨーロッパ系商人・銀行の独占空間のごとく描いたレイの理解では、その思考や発想の根底に「ヨーロッパ対アジア」の二分法が横たわり、両者の「融合」の最も重要な帰結を把握することはできないと思われる。その帰結とは、華人、チェッティヤール、パールシーらの一部（全てではない）が、透明性や没主観性を特徴とする「市場経済」の領域ではなく、イースタン・バンクと同様に、まさに反一市場原理の「資本主義」世界の住人となったことであつたと、本論文では考える。それこそが、たとえば、本野英一が強調する「英語を話す中国人」⁹⁶⁵の姿であり、末廣昭が論究するタイ財閥企業の経営基盤⁹⁶⁶であり、水島司が示唆するアジアの金融業ネットワークと植民地金融ネットワークとの相互の関わり⁹⁶⁷の核心部分ではないだろうか。

同様に、19世紀のアジア経済・社会において、大手の欧米系企業を小さなプレゼンスとしてみなす考え方も、是正されなければならない。欧米系企業の存在感はアジア人商人の活動によって「市場経済」領域では希薄になっていったのは否定できないが、それはその重心の「資本主義」領域への移動現象として理解する必要がある。その領域において、たとえば、19世紀前半ではEICや、その解散後ではイースタン・バンクが、大規模な関所資本主義を展開していたのである。

第2に、上記の斎藤が想定する「近代(化)」の意味には、いま一つの重要な「新たな要素」が見落とされているように感じる。本論文は、「関所資本主義」や「ジェントルマン資本主義」なるものの形成を、ブローデルがいうところの「世界＝経済」構造の最上層、すなわち資本主義領域の問題として捉えてきたが、そのことは同時に、近代化過程において「不透明性(排他性)」、またはある種の「共同体」のような要素も新たに創出・再生産されていたことを意味する。先述した斎藤が注目する「規律」「管理」「官僚化」は、確かに近代性を象徴する工場や学校を特徴づけ

⁹⁶⁵ 本野英一『伝統中国商業秩序の崩壊—不平等条約体制と「英語を話す中国人」』名古屋大学出版会、2004年。

⁹⁶⁶ 末廣昭『ファミリービジネス論—後発工業化の担い手』名古屋大学出版会、2006年。

⁹⁶⁷ 水島司「イギリス植民地支配の拡張とインド人ネットワーク—インド人金融コミュニティと東南アジア」秋田茂・水島司編『世界システムとネットワーク(現代南アジア6)』東京大学出版会、2003年、215-238頁；水島司「グローバルエコノミーの形成とアジア」秋田茂編著『アジアからみたグローバルヒストリー—「長期の18世紀」から「東アジアの経済的再興」へ』ミネルヴァ書房、2013年、63-81頁。

ているし、企業統治（コーポレート・ガバナンス）もそれに含まれる。しかし、本論文で注目した関所資本主義の形成・発展過程をみると、そこでは、規律・管理とは別の要素も内在していたことがわかる。華商、チェッティヤール、マーチャントバンカーらの取引ネットワークは、単に地域横断型のヒトの連鎖を意味するのではなく、その無数のつながりや流れがクラスターとなって一種の小宇宙を形成する多階層網状組織なのであるが、より重要なのは、そこへの入会には地縁、血縁、家族、あるいは宗教というパスワードを必須とした点である。株式会社や商業会議所、さらには国民国家さえも、いわば近代的な「共同体」の代表格なのであり、その政策決定は少数のエリートによって「扉の向こう」の狭い空間で粛々に行なわれている。社宅といわれるイギリス発祥の共同生活空間も、近代工業化の文化的帰結であろう。高度な関所ビジネスが繁栄した資本主義の領域では、規律・管理・官僚化の進行に伴い、不透明性・排他性・共同体が近代化の基本原則として再編されていたのである。つまり、「近代」とは、市場経済の上位に、資本主義を構成するその双子の要素が同時に付加された時代であったと定義できるであろう。いわゆる「ファミリービジネス」が現在でも世界各地の大企業の所有と経営で広範に存在するという事実⁹⁶⁸は、まさに上記で示した近代資本主義の特徴を如実に物語っており、「市場経済」領域の話ではないのである。

最後にごく簡単に述べておきたい点は、本論文の起点、すなわち主として焦点を当ててきたイギリスに戻ってくる。「グローバル・ヒストリー」研究は、今やアジア史研究者たちの専売特許になりつつあり、時折垣間見られるアジア主義的な傲慢さにはただただ閉口するばかりだが、そこで「アジア」との比較対象とする「ヨーロッパ」といえば、オランダでもフランスでもなく、近世—近代のイギリス（厳密にはイングランド）が選択される。そのこと自体、特に善でも悪でもないが、問題はそこの実に古風な歴史像である。「グローバル・ヒストリー」研究者が「アジアからヨーロッパを照射する」と言った場合、ほぼ例外なく、「ヨーロッパの工業化とその長期的経済発展径路」という問題を設定するが、その関心はもっぱらイギリス産業革命とその歴史的前提に集中する。このあいも変わらない発想は、産業革命論なるものが経済史学の古層に金科玉条のごとく横たわっている現状を強く反映している。しかも、産業革命論の知的支配力は権威主義的で、ペンタゴンのごとく恐ろしく巨大で頑強である。アントニオ・グラムシのいう「ヘゲモニー」を彷彿とさせる。

しかし、すでに紹介したように、イギリス経済・社会での非産業部門・ロンドンの中心性を証明する研究がすでに数多く提出されている現段階で、産業部門・北部都市といったマージナルな部分だけに光を当てる視角を鵜呑みにするはできない。それよりもむしろ、そうした思考回路を徹底的に脱構築する段階に来ているのである。近年、オランダ史研究でも、アムステルダムやデン・ハーグの商業・金融部門を支配する貴族家系集団の政治経済学が植民地建設の源泉であったというオランダ型「ジェントルマン資本主義」論が提出され⁹⁶⁹、オランダ近現代史の再解釈と同時に、それに基づく新たな英蘭比較経済史研究の可能性を拓きつつある。この比較研究は、シテイを中心にしたイギリスの経済発展径路を例外的に扱わず、それを組み込んだ欧州連合（European Union）の現代的意義を強く意識し、「欧州大」での比較・関係史研究を開拓することにもつながるであろう。史実としての産業革命を否定するつもりはないが、それを本流にしていつまでも無批判に再生産され続ける近代イギリス像はあまりにも時代錯誤であり、21世紀のグローバル化時代で強く求められる問題解決志向型のテーマ設定から大きく乖離しているのではないだろうか。本論文は、金融と情報を支配する「関所資本主義の故郷」として、グローバルな視座からイギリスの近現代史をトレースする出発点なのである。

⁹⁶⁸ 末廣『ファミリービジネス論』、11頁。

⁹⁶⁹ M. Kuitenbrouwer and H. Schijf, "The Dutch Colonial Business Elite at the Turn of the Century", *Itinerario*, vol. 22, no. 1 (1998), pp. 61-86; A. Schrauwers, "'Regenten' (Gentlemanly) Capitalism: Saint-Simonian Technocracy and the Emergence of the 'Industrialist Great Club' in the Mid-nineteenth Century Netherlands", *Enterprise and Society*, vol. 11, no. 4 (2010), pp. 753-783.

図表一覧 表

- 表 1—2 新銀行覚書の署名者
- 表 1—3 ラーペントの新銀行計画の内容
- 表 1—4 ロンドン東インド・中国協会の創設賛同者
- 表 1—5 Bank of India 設立趣意書の署名者
- 表 1—6 Bank of India 臨時取締役会構成員
- 表 2—1 Bank of Asia 計画の基本原則
- 表 2—2 新銀行設立臨時委員会（1840 年 2 月）
- 表 2—3 Bank of Asia の第二計画（1840 年 7 月）
- 表 3—1 East India Bank の設立趣意書の規定条項
- 表 3—2 East India Bank の取締役候補者
- 表 3—3 Bank of Asia の計画書
- 表 3—4 East India Bank 再請願の目的
- 表 4—1 ボンベイ商業会議所の創設メンバー（1836 年）
- 表 4—3 ボンベイ有力商人の会社取締役兼任（1845 年）
- 表 4—5 セイロンにおける紙幣流通量（1847 年 9 月 30 日）
- 表 5—1 1847～48 年商業危機で経営破たんしたイギリス東インド貿易商会
- 表 5—2 カルカッタの対イギリス貿易
- 表 5—3 インドからの本国送金
- 表 5—6 インド銀行（アジア銀行）取締役
- 表 6—1 チャータード銀行取締役会構成
- 表 7—1 イギリスの総財政収入
- 表 7—2 イギリスの総財政支出
- 表 7—5 ベンガルの地域物貿易収支
- 表 7—6 ベンガルアヘンの貿易
- 表 7—8 インド財政に対するイングランドでの年間賦課金（1838 年度）
- 表 7—9 インドと中国からの本国送金方法とその総額
- 表 8—1 ベンガル対外貿易の地域別割合
- 表 8—4 マーカンタイル銀行各支店の銀行券発行額
- 表 8—5 シンガポール商業会議所メンバー（1862 年）
- 表 9—1 マーカンタイル銀行香港店の貸借対照表
- 表 9—3 香港における銀行券の流通総額（1863 年）
- 表 9—5 Bank of China 計画を取り巻くボンベイ関係者（1864 年 5 月時点）
- 表 9—7 香港上海銀行の暫定取締役会（1866 年）
- 表 9—9 香港上海銀行の貸借対照表
- 表 10—2 イースタン・バンク主要行の店舗配置
- 表 10—4 マーカンタイル銀行の貸借対照表（1870 年末）
- 表 10—5—① マーカンタイル銀行本・支店別の資産負債表（1870 年 12 月末）
- 表 10—5—② マーカンタイル銀行の本・支店間勘定（1870 年 12 月末）
- 表 10—7 マーカンタイル銀行アジア各店の手形割引・貸付業務
- 表 10—11 マーカンタイル銀行の払込資本金配分額
- 表 10—12 チャータード銀行の貸借対照表
- 表 11—3 マーカンタイル銀行 2 店の貸借対照表と資本金配分表（各年 12 月末）
- 表 11—4 マーカンタイル銀行店舗間貸借勘定（各年 12 月末）

- 表 11—5 香港上海銀行ボンベイ店の当座預金口座顧客 (1875 年 1 月 20 日付)
- 表 11—7 シンガポールの東南アジア域内貿易相手
- 表 11—8 イースタン・バンクの東南アジア各店
- 表 11—10 マーカンタイル銀行シンガポール店とペナン店の貸借対照表
- 表 12—1 ロンドン・シティの職業分布
- 表 12—2 ロンドン・シティの国際貿易業

図

- 図序—1 エルニーニョ・ラニーニャ現象の発生メカニズム
- 図序—2 モンスーン間のテレコネクション
- 図 1—1 東インド会社の本国送金システム
- 図 3—5 リヴァプールの対アジア出入港船舶 (積載量) の地域別割合
- 図 3—6 イギリスの対アジア貿易 (船舶総トン数)
- 図 3—7 ロンドンの対アジア出入港船舶 (積載量) の地域別割合
- 図 4—2 オリエンタル銀行の組織図 (1845 年)
- 図 4—4 オリエンタル銀行香港店の銀行券流通額 (週間)
- 図 5—4 英領インドの対外貿易
- 図 5—5 ロンドンの対アジア貿易
- 図 7—3 ペナンの出入船舶数 (1786 年～1802 年)
- 図 7—7 ベンガルとマルワのアヘン輸出
- 図 7—10 インドの対イギリス貿易
- 図 8—2 シンガポール貿易の地域別割合 (1825-1915 年)
- 図 8—3 シンガポール貿易の推移 (1824-1869 年)
- 図 9—2 オリエンタル銀行の香港ドル紙幣 (1850 年頃)
- 図 9—4 英領インドの貿易 (財貨を含む)
- 図 9—6 香港に寄港した船舶の積荷地と出航先
- 図 9—8 パールシーとバグダッド系ユダヤのアジア商人
- 図 10—1 主要イースタン・バンクの営業規模 (資産=負債額) 比較
- 図 10—3 世界貿易の趨勢と構造変化
- 図 10—6 マーカンタイル銀行カルカッタ店の為替業務
- 図 10—8 マーカンタイル銀行インド各店の「振出手形」額と「送付手形」額
- 図 10—9 マーカンタイル銀行の支店活動規模 (各年 12 月末)
- 図 10—10 マーカンタイル銀行の支店活動規模 (各年 12 月末)
- 図 10—13 チャータード銀行の支店活動規模 (各年 12 月末)
- 図 11—1 インド対外貿易の推移 (1841 年～1895 年)
- 図 11—6 1870 年代のボンベイ出張所の従業員
- 図 12—3 「インド省手形」システムの概念図
- 図 12—4 「インド省手形」の販売相手とその販売実績
- 図終—1 海峡植民地移管問題をめぐる「帝国のテレコネクション」

地図

- 地図 7—4 ジョージタウンの道路網 (地図)
- 地図 11—2 商品作物産地と鉄道網
- 地図 11—9 マレー半島のイギリス支配

参考文献

1. 未刊行一次史料

HSBC Group Archives (London)

- ◆ Mercantile Bank History
- ◆ Hong Kong and Shanghai Banking Corporation

India Office Records British Library (London)

- ◆ East India Company: Minutes of the Court of Directors and Court of Proprietors 1599-1858 (B)
- ◆ East India Company: General Correspondence 1602-1859 (E)
- ◆ Board of Control Records 1784-1858 (F)
- ◆ Bengal Commercial Records (P/142), Proceedings and Consultations 1702-1945
- ◆ India Office, Financial Department Records (L/F)
- ◆ Straits Settlements Factory Records, 1786-1830 (G/34)
- ◆ Paper relation to Banks in India, Wood's Papers (MSS Eur F 78/16)
- ◆ Minute of London East India and China Association 1837-1857

The National Archives (London)

- ◆ Great Britain Board of Trade: General In-letters and Files 1791-1863 (BT 1)
- ◆ Great Britain Board of Trade: General Out-letters 1786-1863 (BT 3)
- ◆ Great Britain Colonial Office. Original Correspondence: Ceylon (CO 54)
- ◆ Great Britain Colonial Office. Original Correspondence: Hong Kong (CO 129)
- ◆ Great Britain Colonial Office. Original Correspondence: Straits Settlements (CO 273)
- ◆ Great Britain Colonial Office. Colonial Office and Predecessor: Hong Kong Entry Books (CO 403)
- ◆ Great Britain Treasury: Treasury Board Papers and In-Letters 1557-1922 (T 1)

University of London Library (London)

- ◆ George Larpent's Papers

Cambridge University Library (Cambridge)

- ◆ Jardine Matheson Archive (GBR/0012/MS JM)

Liverpool Central City Library (Liverpool)

- ◆ Report of Liverpool East India and China Association (H 380 COM 27/2)

Manchester Central Library (Manchester)

- ◆ Collection of the Manchester Chamber of Commerce (M8)

The Mitchel Library (Glasgow)

- ◆ Records of Glasgow East India and China Association (TD 1684)

National Archives of Singapore (Singapore)

- ◆ Straits Settlements Records 1806-1867

Lee Kong Chian Reference Library (The National Library, Singapore)

- ◆ Report of Singapore Chamber of Commerce (NL 5725, 5727, 5728)
- ◆ Prince of Wales Island Gazette 1806-1830 (A 00680396J, A 00680397K, A 00680398A, A 00680399B, A 00680400G,

National Archives of Malaysia (Kuala Lumpur)

- ◆ Records of Penang Chamber of Commerce

Maharashtra State Archives (Mumbai)

- ◆ Government of Bombay. Financial Department of 1843, 1844, 1845

2. 刊行一次史料

British Parliamentary Papers

“Second Report from the Secret Committee on Commercial Distress with Minute of Evidence”, Part I, *Parliamentary Papers*, vol. VIII, 1847-48, pp. 627-643.

Correspondence relative Proposed Transfer of Straits Settlements to Colonial Office (P. P. 1862 IL)

Straits Settlements Blue Book

Hong Kong Blue Book

Bankers' Magazine's and Agents' Magazine

The Economist

The Times (London)

The Standard (London)

The China Directory for 1861, Hong Kong: A. Shortrede & Co., 1861.

Bombay Times, and Journal of Commerce

Straits Times

Singapore Free Press

3. 二次史料（配列は著者名のABC順）。

Adas, M. (1974). “Immigrant Asian and the Economic Impact of European Imperialism: The Role of the South Indian Chettiars in British Burma”, *Journal of Asian Studies*, vol. 33, no. 3, pp. 385-402.

A Friend (1837). *Free Thought on the Proposed Bank of India in a Letter to the Provisional Board of Directors*, Liverpool: James Bell.

Agnihotri, I. (1996). “Ecology, Land Use and Colonisation: The Canal Colonies of Punjab”, *Indian Economic and Social History Review*, vol. 33, no. 1, pp. 37-58.

秋田茂 (2003). 『イギリス帝国とアジア国際秩序—ヘゲモニー国家から帝國的な構造的権力へ—』名古屋大学出版会.

A Member of the Middle Temple (1838). *The Assembled Commons; or Parliamentary Biographer; with an Abstract of the Law of Election; and the Usages of Parliament*, London: Scott, Webster, and Geary.

Andree, H. D. (1863). “The Progress of Banking in Ceylon”, *Bankers' Magazine, Journal of the Money Market and Commercial Digest*, vol. 23, London: Groombridge & Sons.

An India Merchant (1836). *Remarks on the Proposed “Bank of India;” Its Principles and Practical Working*, Glasgow: R. Malcolm.

An Indian Merchant (1836). *Review of a Pamphlet Entitled 'Reasons for the Establishment' of a New Bank in India by an India merchant*, Glasgow: R. Malcolm.

Aristides (1842). *A Letter to the Shareholders in the Bank of Western India*, London: Pelham Richardson.

- Bagchi, A. K. (1985a). "Anglo-Indian Banking in British India: From the Paper Pound to the Gold Standard", *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 13, no. 3, pp. 93-108.
- Bagchi, A. K. (1985b). "Transition from Indian to British Indian Systems of Money and Banking", *Modern Asian Studies*, vol. 19, no. 3, pp. 501-519.
- Bagchi, A. K. (1987). *The Evolution of the State Bank of India, The Roots, 1806-1876, Part I: The Early Years, 1806-1860*, Bombay and New York: Oxford University Press.
- Bagchi, A. K. (1987). *The Evolution of the State Bank of India, The Roots, 1806-1876, Part II: Diversity and regrouping, 1860-1876*, Bombay and New York: Oxford University Press.
- Bagchi, A. K. (1997). "Contested Hegemonies and Laissez Faire: Controversies over the Monetary Standard in India at the High Noon of the British Empire", *Review*, vol. 20, pp. 19-76.
- Bank of Bengal (1837). *Papers printed for the Use of the Proprietors of the Bank of Bengal, agreeably to a Resolution at their Special General Meeting*, Calcutta: Bengal Military Orphan Press.
- Baster, A. S. (1929). *The Imperial Banks*, London: P. S. King & Son, Ltd.
- Baster, A. S. J. (1934). "The Origins of the British Exchange Banks in China", *Economic History: a supplement to the Economic Journal*, vol. 3, pp. 140-151.
- Basu, D. K. (1979). "The Peripheralization of China: Notes on the Opium Connection", in Goldfrank, W. L., ed., *The World-System of Capitalism: Past and Present*, London: Sage Publications, pp. 171-87.
- Bayly, C. A. (1994). "Returning the British to South Asian History", *South Asia*, vol. 17, no. 2, pp. 1-25.
- Bayly, C. A. (1998). "The First Age of Global Imperialism, c. 1760-1830", *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 26, no. 2, pp. 28-47.
- Bayly, C. A. (1989). *Imperial Meridian: The British Empire and the World, 1780-1830*, London: Longman.
- ブローデル, フェルナン (金森貞文訳) (1995). 『歴史入門』, 太田出版.
- Bickers, R. (1998). "Shanghaianders: The Formation and Identity of the British Settler Community in Shanghai, 1842-1937", *Past and Present*, no. 159, pp. 161-211.
- Bickers, R. (1999). *Britain in China: Community, Culture and Colonialism, 1900-49*, Manchester: Manchester University Press.
- Bickley, G. (2005). "Early Beginnings of British community (1841-1898)", in Chu, C. Y. ed., *Foreign Communities in Hong Kong, 1840s-1950s*, New York: Palgrave Macmillan, pp. 17-38.
- Boot, H. M. (1984). *The Commercial Crisis of 1847*, Hull: Hull University Press.
- Bourne, J. M. (1986). *Patronage and Society in Nineteenth-Century England*, London: Edward Arnold.
- Bowen, H. V. and Cottrell, P. L. (1997). "Banking and the Evolution of the British Economy, 1694-1878", in Teichova, A., Kurgan-Van Hentennryk, G., and Ziegler, D., eds., *Banking, Trade and Industry: Europe, America and Asia from the 13th to the 20th Century*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 89-112.
- Bowen, H. V. (1998). *War and British Society 1688-1815*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Bowen, H. V. (2002). 'Sinews of Trade and Empire: the Supply of Commodity Exports to the East India Company during the Late Eighteenth Century', vol. 55, no. 3, pp. 466-486.
- Bowen, H. V. (2006). *The Business of Empire: The East India Company and Imperial Britain, 1756-1833*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Boyce, J. L. (1964). "The British Eastern Exchange Banks: An Outline of the Main Factors Affecting their Business up to 1914", in Cowen, C. D., ed., *The Economic Development of South-East Asia*, London: George Allen & Unwin Ltd., pp. 20-26.
- Bridge, C. and Fedorowich, K., eds., *The British World: Diaspora, Culture and Identity*, London: Frank Cass, 2003
- Brown, L. (1958). *The Board of Trade and the Free-Trade Movement, 1830-1842*, Oxford: Oxford University Press.
- Brown, R. A. (1994). *Capital and Entrepreneurship in South-East Asia*, London, St.Martin's Press.
- Bryer, R. A. (1997). "The Mercantile Laws Commission of 1854 and the Political Economy of Limited Liability", *Economic History Review*, vol. 50, no. 1, pp. 37-56.
- Buckley, C. B., with an introduction by C. M. Turnbull, (1984). *An Anecdotal History of Old Times in Singapore*, Oxford:

Oxford University Press.

- Cain, P. J. and Hopkins, A. G. (1994). *British Imperialism: Innovation and Expansion 1688-1914*, London and New York: Longman. 竹内幸雄・秋田茂訳『ジェントルマン資本主義の帝国 I : 創生と膨張 1688-1914』名古屋大学出版会, 1997年.
- Cain, P. J. (1999). "Economics and Empires: The Metropolitan Context", in Porter, A. N., ed., *The Oxford History of the British Empire Vol. III: the Nineteenth Century*, Oxford: Oxford University Press, pp. 31-52.
- Cain, P. (1992). "The City of London, 1880-1914: Tradition and Innovation", in Dormois, J. P. and Dintenfass, M., eds., *The British Industrial Decline*, London and New York: Routledge, pp. 189-204.
- Cain, P. J. and Hopkins, A. G. (2002). *British Imperialism 1688-2000*, second edition, Harlow: Longman.
- Cassidy, M. (1998). "John Fullarton's 'Response to a Proposal for a Bank of India'", *The European Journal of the History of Economic Thought*, vol. 5, no. 3, pp. 480-508.
- Cassidy, M. (1998). "The Development of John Fullarton's Monetary Theory", *The European Journal of the History of Economic Thought*, vol. 5, no. 3, pp. 509-535.
- Cassis, Y. (1985). "Bankers in English Society in the Late Nineteenth Century", *Economic History Review*, vol. 38, no. 2, pp. 210-229.
- Cassis, Y. (1988). "Merchant Bankers and City Aristocracy", *The British Journal of Sociology*, vol. 39, no. 1, pp. 114-120
- Cassis, Y. (1994). *City Bankers 1890-1914*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Chalmers, R. (1893). *A History of Currency in the British Colonies*, London: Her Majesty's Stationary Office.
- Chaloner, W. H. (1975). "Currency Problems of the British Empire, 1814-1914", in Ratchiffe, B. M., ed., *Great Britain and Her World, 1750-1914: Essays in honor of W. O. Henderson*, Manchester: Manchester University Press, pp. 179-207.
- Chang, H. (1964). *Commissioner Lin and the Opium War*, Cambridge: Mass.
- Chapman, S. D. (1979). 'British Marketing Enterprise: the Changing Role of Merchants, Manufacturers and Financiers, 1700-1860', *Business History Review*, vol. 53, no. 2, pp. 217-231.
- Chapman, S. D. (1986). "Aristocracy and Meritocracy in Merchant Banking", *The British Journal of Sociology*, vol. 37, no. 2, pp. 181-193
- Chapman, S. D. (1988). "Reply to Youssef Cassis", *The British Journal of Sociology*, vol. 39, no. 1, pp. 120-126
- Chapman, S. D. (1988). "British Agency Houses in the Far East", *Textile History*, vol. 19, no. 2, pp. 239-254.
- Chapman, S. D. (1992). *Merchant Enterprise in Britain: From the Industrial Revolution to World War I*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Chaudhuri, K. N. (1971). *The Economic Development of India under the East India Company, 1814-1858: A Selection of Contemporary Writings*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Chaudhuri, K. N. (1996). "India's Foreign Trade and the Cessation of the East India Company's Trading Activities", in A. Siddiqi, ed., *Trade and Finance in Colonial India, 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, pp. 290-320.
- Checkland, O., Nishimura, S. and Tamaki, N., eds. (1994). *Pacific Banking, 1859-1959: East Meets West*, New York: St. Martin's Press.
- Chung, T. (1974). "The Britain-China-India Trade Triangle (1771-1840)", *Indian Economic and Social History Review*, vol. 11, no. 4, pp. 411-431.
- Cie, G. T. (1963). *100 Years of Banking in Asia and Africa, 1863-1963*, London: Daniel Greenaway & Sons Ltd.
- Collins, M. (1991). *Banks and Industrial Finance in Britain, 1800-1939*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Collis, M. (1965). *Wayfoong: The Hongkong and Shanghai Banking Corporation; ; a Study of East Asia's Transformation, Political, Financial, and Economic, During the Last Hundred Years*, London: Faber & Faber.
- Cottrell, P. L. (1991). "The Coalescence of a Cluster of Corporate International Banks, 1855-75", *Business History*, vol. 33, no. 3, pp. 31-51.
- Cooke, N. (1863). *The Rise, Progress and Present Conditions of Banking in India*, Calcutta: P. M. Cranenburgh.
- Courtenay, P. P. (1972). *A Geography of Trade and Development in Malaya*, London: G. Bell & Sons, Ltd.

- Crafts, N. F. R. (1985). *British Economic Growth during the Industrial Revolution*, Oxford: Oxford University Press.
- Crawford, J. (1837). *Sketch of the Commercial Resources and Monetary and Mercantile System of British India, with Suggestions for their Improvement, by Means of Banking Establishments*, London: Smith, Elder, and Co.
- Crisswell, C. N. (1981). *The Taipans: Hong Kong's Merchant Princes*, Hong Kong: Oxford University Press.
- Darwin, J. (1997) "Imperialism & the Victorians: the Dynamics of Territorial Expansion", *English Historical Review*, vol. 112, no. 447, pp. 614-642.
- Daunton, M. (1989). "'Gentlemanly Capitalism' and British Industry 1820-1914", *Past and Present*, no. 122, pp. 119-158.
- Daunton, M. J. (1992). "Financial Elites and British Society, 1880-1950", in Cassis, Y., ed., *Finance and Financiers in European History*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 121-146.
- Daunton, M. J. (1995). *Progress and Poverty: An Economic and Social History of Britain, 1700-1850*, Oxford: Oxford University Press.
- Daunton, M. J. (1996). "Home and Colonial", *Twentieth Century British History*, vol. 6, pp. 344-358.
- Davenport-Hines R. P. T. and Jones, G., eds. (1989). *British Business in Asia since 1860*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Davis, L. A. and Huttenback., R. A. (1988). *Mammon and the Pursuit of Empire: The Political Economy of British Imperialism, 1860-1912*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Dobbin, C. E. (1972). *Urban Leadership in Western India: Politics and Communities in Bombay City, 1840-1885*, Oxford: Oxford University Press.
- Dobbin, C. (1996). *Asian Entrepreneurial Minorities: Conjoint Communities in the Making of the World-Economy 1570-1940*, Surry: Curzon Press Ltd.
- Douglas, J. (1900). *Glimpses of Old Bombay and Western India with Other Papers*, London: Sampson Law, Marston and Company.
- Dossal, M. (1991). *Imperial Designs and Indian Realities: The Planning of Bombay City, 1845-1875*, Bombay: Oxford University Press.
- Dumett, R. E., ed., with an afterword by Cain, P. J. and Hopkins, A. G. (1999). *Gentlemanly Capitalism and British Imperialism: The New Debates on Empire*, London and New York: Longman.
- Dutton, H. I. and King, J. E. (1985). "An Economic Exile: Edward Stillingfleet Cayley, 1802-1862", *History of Political Economy*, vol. 17, no. 2, pp. 203-218.
- Edwardes, S. M. (1909). *The Gazetteer of Bombay City and Island*, Volume I, Bombay: The Times Press.
- Endacott, G. B. (1958). *A History of Hong Kong*, London: Oxford University Press.
- Engerman, S. L. (1998). "British Imperialism in a Mercantilist Age, 1492-1849: Conceptual Issues and Empirical Problems", *Revista de Historia Economica*, vol. 16, no. 1, pp. 195-231.
- イングリッシュ, R. / ケニー, M. 編著 (川北稔訳) (2008). 『経済衰退の歴史学：イギリス衰退論争の諸相』ミネルヴァ書房.
- Esteban, J. C. (2001). "The British Balance of Payments, 1772-1820: India Transfers and War Finance", *Economic History Review*, vol. 54, no. 1, pp. 58-86.
- Evans, D. M. (1849). *The Commercial Crisis of 1847-48*, second ed., 1969; reprinted New York: Letts, Son & Steer.
- Fairbank, J. K. (1953). *Trade and Diplomacy on the China Coast: The Opening of the Treaty Ports 1842-1854*, Cambridge: Harvard University Press.
- Fay, P. W. (1975). *The Opium War, 1840-2*, Chapel Hill: N. C.
- Galbraith, J. S. (1961-62). "Myths of 'Little England' Era", *American Historical Review*, vol. 67, no. 1, pp. 34-48.

- ジョン・ギャラハー/ロナルド・ロビンソン (1983). 「自由貿易帝国主義」 ジョージ・ネーデル/ペリー・カーティス編 (川上肇他訳) 『帝国主義と植民地主義』 御茶ノ水書房, 129-166 頁.
- Gambles, A. (1999). *Protection and Politics: Conservative Economic Discourse, 1815-1852*, Suffolk: The Boydell Press.
- Grampp, W. D. (1987). “How Britain Turned to Free Trade”, *Business History Review*, vol. 61, no. 1, pp. 86-112.
- Green, E. H. H. (1992). “The Influence of the City over British Economic Policy c. 1880-1960”, in Cassis, Y., ed., *Finance and Financiers in European History*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 193-218.
- Green, E. H. H. (1995). *The Crisis of Conservatism: The Politics, Economics, and Ideology of the British Conservative Party, 1880-1914*, London: Routledge.
- Green, E. and Kinsey, S. (1999). *The Paradise Bank: The Mercantile Bank of India, 1893-1984*, Aldershot: Ashgate Pub. Ltd.
- Greenberg, M. (1951). *British Trade and the Opening of China 1800-42*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Guha, A. (1972). “Raw Cotton of Western India: 1750-1850”, *Indian Economic and Social History Review*, vol. 9, no. 1, pp. 1-41.
- Habakkuk, H. J. (1940). “Free Trade and Commercial Expansion, 1853-1870”, in *Cambridge History of the British Empire*, vol. 2, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 751-805.
- 浜下武志 (1990). 『近代中国の国際的契機—朝貢貿易システムと近代アジア』 東京大学出版会.
- 濱下武志 (1996). 『香港—アジアのネットワーク都市—』 筑摩書房.
- 濱下武志 (2000). 『沖縄入門—アジアをつなぐ海域構想—』 筑摩書房.
- 濱下武志 (2002). 「清末 I 政治、II 経済」 松丸道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編『世界歴史体系 中国史 5 清末～現在』 山川出版社, 3-74 頁.
- Hao, Y. (1986). *The Commercial Revolution in Nineteenth-Century China*, Berkley: University of California Press.
- Harcourt, F. (1988). “British Ocean Mail Contracts in the Age of Steam, 1838-1914”, *The Journal of Transport History*, vol. 9, no. 1, pp. 1-18.
- Harcourt, F. (2006). *Flagships of Imperialism: The P&O Company and the Politics of Empire from its Origins to 1867*, Manchester and New York: Manchester University Press.
- Harley, C. K. (1982). “British Industrialization before 1841: Evidence of Slow Growth during the Industrial Revolution”, *Journal of Economic History*, vol. 42, no. 2, pp. 267-88.
- Harling, P. and Mandler, P. (1993). “From “Fiscal-Military” State to Laissez-Faire State, 1760-1850”, *Journal of British Studies*, vol. 32, no. 1, pp. 44-70.
- Harling, P. (2001). *The Modern British State: An Historical Introduction*, Cambridge: Polity Press.
- Harling, P. (1996). *The Waning of 'Old Corruption': The Politics of Economical Reform in Britain, 1779-1846*, Oxford: Clarendon.
- Harnetty, P. (1972). *Imperialism and Free Trade: Lancashire and India in the Mid-Nineteenth Century*, Vancouver: University of British Columbia Press.
- Hilton, B. (1977). *Corn, Cash, Commerce: The Economic Politics of the Tory Governments, 1815-30*, Oxford: Oxford University Press.
- 久末亮一 (2012). 『香港—「帝国の時代」のゲートウェイ—』 名古屋大学出版会.
- ホブスン (矢内原忠雄訳) (1951-52). 『帝国主義論 上・下巻』 岩波書店.
- Hopkins, A. G. (2002). “Globalization: An Agenda for Historians”, in Hopkins, A. G., ed., *Globalization in World History*, New York: W. W. Norton & Company, pp. 1-11.
- 細川道久 (2004). 「「ブリティッシュ」カナダの生成と展開—19 世紀カナダ社会とイギリス系移民」 秋田茂編著 『イギリス帝国と 20 世紀 第 1 巻 パクス・ブリタニカとイギリス帝国』 ミネルヴァ書房, 187~217 頁.
- Howe, A. C. (1992). “Free Trade and the City of London, c. 1820-1870”, *History*, vol. 77, no. 251, pp. 391-410.
- Howe, A. C. (1994). “From ‘Old Corruption’ to ‘New Probity’: the Bank of England and its directors in the Age of Reform”, *Financial History Reviews*, vol. 1, no. 1, pp. 23-41.
- Howe, A. C. (1997). *Free Trade and Liberal England, 1846-1946*, Oxford: Oxford University Press.

Huff, W. D. (1994). *The Economic Growth of Singapore: Trade and Development in the Twentieth Century*, Cambridge: Cambridge University Press.

ハイマー, ステファン (宮崎義一編訳) (1979). 『多国籍企業論』岩波書店.

生川榮治 (1956). 『イギリス金融資本の形成』,有斐閣.

今田秀作 (2000). 『パクス・ブリタニカと植民地インド—イギリス・インド経済史の《相関関係》』京都大学出版会.

Ingham, G. (1984). *Capitalism Divided?: The City and Industry in British Social Development*, London: Macmillan.

石田高生 (1984). 「イギリス植民地銀行の変遷過程—19世紀中葉を中心として—」『経済学研究』第34巻第3号, 65-93頁

石井寛治 (1978). 「イギリス植民地銀行群の再編—1870・80年代の日本・中国を中心に—」『経済学論集 (東京大学)』第48巻第1号, 19-60頁.

石井寛治「イギリス植民地銀行群の再編 (2・完) —1870・80年代の日本・中国を中心に—」『経済学論集 (東京大学)』第48巻第2号 (1978年)、17-46頁。

石井寛治 (2000). 『近代日本金融序説』, 東京大学出版会.

石井麻耶子 (1998). 『近代中国とイギリス資本—19世紀後半のジャーディン・マセソン商会を中心に—』東京大学出版会.

伊藤正二 (1964). 「インドの中小財閥の創成と現況—チェティアールの場合 (1)」『アジア経済』第5巻第11号, pp. 2-14.

Johnson, P. (1996). “Economic Development and Industrial Dynamism in Victorian London”, *London Journal*, vol. 21, no. 1, pp. 27-37.

Jones, G. (1993). *British Multinational Banking, 1830-1990*, Oxford: Oxford University Press: 坂本恒夫・正田繁監訳『イギリス多国籍銀行史 1830~2000年』日本経済評論社, 2007年.

Jones, S. (1986). *Two Centuries of Overseas Trading*, London: Macmillan.

Jupp, P. J. (1990). “The Landed Elite and Political Authority in Britain, ca. 1780-1850”, *Journal of British Studies*, vol. 29, pp. 53-79.

籠谷直人 (2000). 『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会.

柿崎一郎 (2000) 『タイ経済と鉄道 1885~1935年』日本経済評論社.

神田さやこ (2009). 「環ベンガル湾塩交易ネットワークと市場変容—1780-1840年」籠谷直人・脇村孝平編『帝国とアジア・ネットワーク—長期の19世紀—』世界思想社, 216-249頁.

金子勝 (1980). 「『安価な政府』と植民地財政—英印財政関係を中心に—」『商学論集 (福島大学)』第48巻第3号.

川村隆一 (2007). 「モンスーン循環の形成とその変動プロセス—大気海洋相互作用と大気陸面相互作用から謎を解く—」『天気』第54巻第3号, 199-202頁.

川村朋貴 (2005). 「商業、外交、キリスト教—第二次アヘン戦争 (1856~60年) を事例にして—」大江満ほか『宗教と大英帝国』甲南大学総合研究所, 60-80頁.

Kawamura, T. (2006). “British Business and Empire in Asia: the Eastern Exchange Banks, 1851-63”, in Bates, D. and Kondo, K., eds., *Migration and Identity in British History. Proceedings of the Fifth Anglo-Japanese Conference of Historians*, Tokyo: University of Tokyo Kyozei Shuppan, pp. 193-207.

川村朋貴 (2008). 「アジア海域世界のイギリス帝国—シンガポールを事例にして (1819~67年) —」濱下武志監修 川村朋貴・小林功・中井精一編『海域世界のネットワークと重層性』桂書房, 193-207頁.

川村朋貴 (2011). 「囚人の帝国—「インド人囚人」を事例にして—」佐藤幸男編『国際政治モノ語り: グローバル政治経済学入門』法律文化社, 51-64頁.

Kawamura, T. (2012). “Maritime Trade and Economic Development of Penang, c. 1786-1830”, in Leng, L. W., Harper, T. H.

and Amrith, S. S., eds., *Penang and the Indian Ocean: Proceedings of the Penang Indian Ocean Conference 2011*, Malaysia, 2012, pp. 52-59.

Kawamura, T. (2015a). “Maritime Asian Trade and Colonization of Penang, c. 1786-1830”, in Mizushima, T., Souza, G. B. and Flynn, D. O., eds., *Hinterlands and Commodities: Place, Space, Time and the Political Economic Development of Asia over the Long Eighteenth Century*, Leiden & Boston: Brill, pp. 145-165.

Kawamura, T. (2015b). “British Exchange Banks in International Trade of Asia from 1850 to 1890,” in Bosma, U. and Webster, A., eds., *Commodities, Ports and Asian Maritime Trade since 1750*, London: Palgrave Macmillan, pp. 179-197.

Keswick, M. ed. (1982). *The Thistle and the Jade, a celebration 150 years of Jardine, Matheson & Co.*, London: Octopus Books, 1982

King, F. H. H. (1969). “The Bank of China is dead”, *Journal of Oriental Studies*, no. 7, pp. 39-62.

King, F. H. H., with the assistant of Sara Jones (1979). *Survey Our Empire! Robert Montgomery Martin (1801?-1868)*, Hong Kong: University of Hong Kong.

King, F. H. H. ed. (1983). *Eastern Banking: Essays in the History of The Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, London: Athlone Press.

King, F. H. H. (1987-1991). *The History of the Hong Kong and Shanghai Banking Corporation*, 4 volumes, Oxford: Oxford University Press.

北林雅史 (1981). 「香港上海銀行の設立とその初期活動——一八六六年恐慌前後——」『商学論纂』第 23 卷第 3 号, 163-194 頁.

北林雅志 (1997). 「創設期のイギリス植民地銀行と改革者達—ジョプリンとウェイクフィールド—」『経済学論叢 (同大)』第 48 卷第 4 号, 74-111 頁.

北林雅志 (2001). 「19 世紀後半アジアにおけるイギリス植民地銀行の支店活動」『札幌学院商経論集』第 18 卷第 2 号 (通巻 91 号), 33-62 頁.

北林雅志 (2014). 「チャータード銀行 1858—1890 年」西村閑也, 鈴木俊夫, 赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会, 685-769 頁.

北林雅志 (2014). 「チャータード・マーカントイル銀行 1853—1892 年」西村閑也, 鈴木俊夫, 赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会, 863-877 頁.

Kling, B. B. (1966-67). “The Origin of the Managing Agency System in India”, *Journal of Asian Studies*, vol. 26, pp. 37-47.

Kling, B. B. (1976). *Partner in Empire: Dwarkanath Tagore and the Age of Enterprise in Eastern India*, Berkeley and others: University of California Press.

ノックス, ポール・L., テイラー, ピーター・J. (藤田直晴訳編)『世界都市の論理』鹿島出版社.

小林篤史 (2012). 「19 世紀前半における東南アジア域内交易の成長—シンガポール・仲介商人の役割—」『社会経済史学』第 78 卷第 3 号, 89-111 頁.

小池賢治 (1979). 『経営代理制度論』アジア経済研究所.

Kour, Z. H. (1981). *The History of Aden*. London: Frank Cass and Company Limited.

熊谷次郎 (1978). 「J.S. ミルの植民論—ウェイクフィールドとの関連において—」『桃山学院経済経営論集』第 20 卷第 1 号, 75-111 頁.

熊谷次郎 (1995). 『イギリス綿業自由貿易論史—マンチェスター商業会議所 1820～1932 年—』ミネルヴァ書房.

Kumagai, Y. (2008). “The Lobbying Activities of Provincial Mercantile and Manufacturing Interests against the Renewal of the East India Company’s Charter, 1812-1813 and 1829-1833”, University of Glasgow Ph. D thesis.

Kynaston, D. (1994). *The City of London vol.1: A World of Its Own 1815-1890*, London: Chatto & Windus.

Le Pichon, A., ed. (2006). *China Trade and Empire: Jardine, Matheson & Co. and the Origins of British Rule in Hong Kong 1827-1843*, Oxford and New York: Oxford University Press.

Lee, C. H. (1986). *The British Economy since 1700: A Macroeconomic Perspective*, Cambridge: Cambridge University Press.

レーニン (宇高基輔訳) (1956). 『帝国主義—資本主義の最高の段階としての』岩波書店.

Leng, L. W. (2009). “Penang’s Trade and Shipping in the Imperial Age”, in Guan, Y. S. et al. eds., *Penang and its Region: The*

- Story of an Asian Entrepôt*, Singapore: National University of Singapore, pp. 83-102.
- Lim, C. P., Nooi, P. S., and Margaret Boh, M. (1983). "The History and Development of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation in Peninsular Malayssia", in King, F. K. K., ed. *Eastern Banking: Essays in the History of The Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, London: Athlone Press, pp. 350-391.
- Lockwood, S. C. (1971). *Augustine Heard and Company, 1858-1862: American Merchants China*, Cambridge, Mass.: Cambridge University Press.
- Machenzie, C. (1954). *Realm of Silver: One Hundred Years of Banking in the East*, London: Routledge & Kegan Paul.
- Maclellan, J. W. (1893). "Banking in India and China", *Banker's Magazine s and Agents' Magazine*, vol. 55, pp. 50-58, 214-225, and 730-740.
- MacLean, M. (2000). *A Pattern of Change: The Singapore International Chamber of Commerce from 1837*, Singapore: Singapore International Chamber of Commerce.
- Mahadevan, R. (1978). "Pattern of Enterprise of Immigrant Entrepreneurs: A Study of Chettiers in Malaya, 1880-1930", *Economic and Political Weekly*, January 28-February 4, pp. 146-152.
- Mahajan, S. (2002). *British Foreign Policy 1874-1914: The Role of India*, London: Routledge.
- Makepeace, W., Brooke, G., & Braddell, R. St. J., eds., with an introduction of C.M. Turnbull (1991). *One Hundred Years of Singapore*, vol. II, Singapore: Oxford University Press, 1991
- Marshall, P. J. (1997). "British Society in India under the East India Company", *Modern Asian Studies*, vol. 31, no. 1, pp. 89-108
- Marshall, P. J. (2000). "The White Town of Calcutta under the Rule of the East India Company", *Modern Asian Studies*, vol. 34, no. 2, pp. 307-31.
- Martin, R. M. (1840a). "Colonial Banking, Bank of Asia", *The Colonial Magazine and Commercial-Maritime Journal*, vol. 1, London: Fisher's Son & Co., pp. 175-187.
- Martin, R. M. (1840b). "The Monetary System of British India", *Fisher's Colonial Magazine and Colonial Maritime Journal*, vol. 3, pp. 67-81.
- Martin, R. M. (1842a). "Rise and Progress of the Bank of Asia, No. II", *Fisher's Colonial Magazine*, vol. 8, pp. 82-90.
- Martin, R. M. (1842b). *Public Proceedings and Official Correspondence relative to the "Bank of Asia" collated for the information of the shareholders and supporters of that institution*, London: Jones and Caution.
- 松井透 (1991). 『世界市場の形成』岩波書店.
- 松本睦樹 (1999). 『イギリスのインド統治—イギリス東インド会社と「国富流出」—』阿吡社.
- 松下智 (1999). 『アッサム紅茶文化史』雄山閣出版.
- McCulloch, J. R. (1836). *Reasons for the Establishment of a New Bank in India; with Answers to the Objections against it*, London: Longman, Lee, Orme, Brown, Green, and Longman.
- McGuire, J. (2004). "The Rise and Fall of the Oriental Bank in the Nineteenth Century: A Product of the Transformation that occurred in the World economy or the Results of Its Own Mismanagement", in Cribb, R., ed., *Asia Examined: Proceedings of the 15th Biennial Conference of the ASAA 2004*, Canberra: ASAA.
- Melancon, G. (1999). "Honour in Opium? The British Declaration of War on China, 1839-1840", *The International History Review*, vol. 19, no. 4, pp. 853-74.
- Melancon, G. (2000). "Peaceful Intentions: the First British Trade Commission in China, 1833-5", *Historical Research*, vol. 73, no. 180, pp. 33-47.
- Michie, R. C. (1996). "The International Trade in Food and the City of London since 1850", *Journal of European Economic History*, vol. 25, pp. 369-404.
- Michie, R. C. (1997). "London and the Process of Economic Growth since 1750", *London Journal*, vol. 22, no. 1, pp. 63-90
- Michie, R. C. (2000). "The City of London and International Trade 1850-1914", in Michie, R. C., ed., *The Development of London as a Financial Centre, vol. 2: 1850-1914*, London and New York: I. B. Tauris.
- Milne, G. J. (2000). *Trade and Traders in mid-Victorian Liverpool: Mercantile Business and the making of a World Port*,

Liverpool: Liverpool University Press.

峰本暁子 (1965). 「トーマス・アトウッドの通貨論—地金論争後期の問題点とバーミンガム学派—」『成城大學經濟研究』第 21 卷, 217-234 頁.

宮田敏之 (2002). 「シャム国王のシンガポール・エージェンツ—陳金鐘 (Tan Kim Ching) のライス・ビジネスをめぐって—」『東南アジア 歴史と文化』(東南アジア史学会) 第 31 号, 27-56 頁.

水島司 (2001). 「マラヤースズとゴム」加納啓良責任編集『岩波講座 東南アジア史 6 植民地經濟の繁栄と凋落』岩波書店, 67-74 頁.

水島司 (2003). 「イギリス植民地支配の拡張とインド人ネットワーク—インド人金融コミュニティーと東南アジア」秋田茂・水島司編『世界システムとネットワーク (現代南アジア 6)』東京大学出版会, 215-238 頁.

Moore, R. J. (1964). "Imperialism and 'Free Trade' Policy in India, 1853-4", *Economic History Review*, 2nd ser., vol. 17, no. 1, pp. 135-145.

水島司 (2013). 「グローバルエコノミーの形成とアジア」秋田茂編著『アジアからみたグローバルヒストリー—「長期の 18 世紀」から「東アジアの經濟的再興」へ』ミネルヴァ書房, 63-81 頁.

Moore, R. J. (1966). *Sir Charles Wood's Indian Policy, 1853-66*, Manchester: Manchester University Press.

本野英一 (2004). 『伝統中国商業秩序の崩壊—不平等条約体制と「英語を話す中国人」』名古屋大学出版会.

本山美彦 (1976). 『世界經濟論—複合性理論の試み—』同文館.

本山美彦 (1977a). 「植民地幣制の起点 the Treasury Minute of 1825 について (上) —世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—」『經濟論叢』第 120 卷第 3・4 号, 1-21 頁.

本山美彦 (1977b). 「植民地幣制の起点 the Treasury Minute of 1825 について (中) —世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—」『經濟論叢』第 121 卷第 5・6 号, 1-23 頁.

本山美彦 (1978a). 「植民地幣制の起点 the Treasury Minute of 1825, について (下)」—世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—」『經濟論叢』第 121 卷第 1・2 号, 1-20 頁.

本山美彦 (1978b). 「The Oriental Bank Corporation, 1851—84 年 (下) —世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—」『經濟論叢』第 121 卷第 1・2 号, 1-22 頁.

毛利健三 (1978). 『自由貿易帝国主義—イギリス産業資本の世界展開—』東京大学出版会.

Mui, Hoh-cheung and Mui, Lorna H. (1984). *The Management of Monopoly: A Study of the English India Company's Conduct of Its Tea Trade, 1784-1833*, Vancouver: University Columbia Press.

Muirhead, S. (1996). *Crisis Banking in the East: the History of the Chartered Mercantile Bank of India, London and China, 1853-93*, London: Scolar Press.

Munro, J. F. (2003). *Maritime Enterprise and Empire; Sir William Mackinnon and his Business Network, 1823-93*, Woodbridge: The Boydell Press.

村上衛 (2013). 『海の近代中国—福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会.

中里成章 (1981). 「ベンガル藍—揆をめぐって (1)—イギリス植民地主義とベンガル農民—」『東洋文化研究所紀要』第 83 冊, 106-111 頁.

永野善子 (2001). 「フィリピンとアジア間貿易」加納啓良責任編集『岩波講座 東南アジア 6 植民地經濟の繁栄と凋落』岩波書店, 275-295 頁.

名倉元樹・根田昌典・久保田拓志・寺尾徹 (2003). 「インドモンスーンによって年々変動するインド洋 SST と ENSO の関係についての研究」『京都大学防災研究所年報』第 46 号 B.

Nelson, W. E. (1984). "The Imperial Administration of Currency and British Banking in the Straits Settlements 1867-1908", Ph. D thesis (unpublished), Duke University.

Nelson, W. E. (1987). "The Gold Standard in Mauritius and the Straits Settlements between 1850 and 1914", *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 16, no. 1, pp. 48-76.

Nicholas, T. (1999). "Wealth Making in Nineteenth- & Early Twentieth-Century Britain: Industry v. Commerce & Finance", *Business History*, vol. 41, no. 1, pp. 16-36.

Nicholas, T. (2000). "Wealth Making in Nineteenth- & Early Twentieth-Century Britain: The Rubinstein Hypothesis Revisited,

Business History, vol. 42, no. 2, pp. 155-168.

二宮宏之 (1995). 『全体を見る眼と歴史家たち』平凡社.

Nish, I. (1962). “British Mercantile Co-operation in the Indo-China Trade from the End of the East India Company's Trading Monopoly”, *Journal of Southeast Asian History*, no. 3, pp. 74-91.

西村閑也 (1993). 「香港上海銀行の行内資金循環、1913年」『経営志林』(法政大学経営学会) 第30巻第1号, 1-26頁.

Nishimura, S., Suzuki, T., and Michie, R., eds. (2012). *The Origins of International Banking in Asia: The Nineteenth and Twentieth Centuries*, Oxford: Oxford University Press.

西村閑也, 鈴木俊夫, 赤川元章編著 (2014). 『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会.

西村雄志 (2014). 「銀本位制から金本位制へ」西村閑也, 鈴木俊夫, 赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会, 315-398頁.

西沢保 (1984). 「トマス・アトウッドの通貨制度改革運動、1829—1833年」『金融経済』第206号, 1-30頁.

Nye, J. V. (1991). “The Myth of Free-Trade Britain and Fortress France: Tariffs and Trade in the Nineteenth Century”, *The Journal of Economic History*, vol. 51, pp. 23-46.

Northrup, D. (1995). *Indentured Labor in the Age of Imperialism, 1834-1922*, Cambridge: Cambridge University Press.

O'Brien, P. K. and Pigman, G. A. (1992). “Free Trade, British Hegemony, and the International Economic Order”, *Review of International Studies*, vol. 18, no. 2, pp. 89-113.

O'Brien, P. K. (1997). “The Security of the Realm and the Growth of the Economy, 1688-1914”, in Clarke, P. and Trebilcock, C., eds., *Understanding Decline: Perceptions and Realities of British Economic Performance*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 49-72.

O'Brien, P. K. (1999). “Imperialism and the Rise and Decline of the British Economy, 1688-1989”, *New Left Review*, vol. 238, pp. 48-80.

オブライエン, パトリック (秋田茂・玉木俊明訳) (2000). 『帝国主義と工業化 1415-1974—イギリスとヨーロッパからの視点—』ミネルヴァ書房.

Palmer, J. H. (1836). *Reasons against the Proposed Indian Joint-Stock Bank; In a Letter to G. G. De H. Larpent, Esq. from J. Horsley Palmer*, London: Pelham Richardson.

Palmer, S. and Williams, G., eds. (1982). *Chartered and Unchartered Waters: Proceedings of a Conference on the Study of British Maritime History*, London: National Maritime Museum and Queens Mary College.

Palmer, S. (1990). *Politics, Shipping and the Repeal of the Navigation Laws*, Manchester: Manchester University Press.

Pelcovitz, N. A. (1948). *Old China Hands and the Foreign Office*, New York: American Institute of Pacific Relations.

Pennell, W. V. (1961). *History of the Hong Kong General Chamber of Commerce 1861-1961*, Hong Kong: Cathay Press.

Pichon, A. L. ed. (2006) *China Trade and Empire: Jardine, Matheson & Co. and the Origins of British Rule in Hong Kong, 1827-1842*, Oxford: Oxford University Press.

Plüss, C. (2005). “Globalizing Ethnicity with Multi-local Identification: The Parsee, Indian Muslim and Sephardic Trade Diasporas in Hong Kong”, in Ina Baghdiantz McCabe, Gelina Harlaftis, and Ioanna Pepelasis Minoglou eds., *Diaspora Entrepreneurial Networks: Four Centuries of History*, Oxford & New York: Berg, pp. 245-285.

Pope, A. (1996). “The P&O and the Asian Specie Network, 1850-1920”, *Modern Asian Studies*, vol. 30, no. 1, pp. 145-172.

Porter, A. N. (1996). “London and the British Empire: c. 1815-1914”, in Herman Diederiks & David Reeder, eds., *Cities of Finance*, Amsterdam: Proceedings of the Colloquium, pp. 53-68.

ポーター, アンドリュウ・N編著 (横井勝彦・山本正訳) (1996). 『大英帝国歴史地図—イギリスの海外進出の軌跡 (1480年—現代)』, 東洋書林.

Quinn, W. H. and Neal, V. T. (1987). “El Nino Occurrences Over the Past Four and a Half Centuries”, *Journal of Geophysical Research*, vol. 92, no. C13, pp. 14,449-14,461.

- Rao, E. G. K. (1982). "Development of Banking Institutions in India in the Eighteenth-Nineteenth Century", *Indian Journal of History of Science*, vol. 17, no. 1, pp. 91-113.
- Ray, R. K. (1995). "Asian Capital in the Age of European Dominion: The Rise of the Bazaar, 1800-1914", *Modern Asian Studies*, vol. 29, no. 3, pp. 449-554.
- Reid, A. and Fernando, R. (1996). "Shipping on Melaka and Singapore as an Index of Growth, 1760-1840", *South Asia*, vol. 19, Special Issue, pp. 59-84.
- Richard, J. F. (1981). "The Indian Empire and Peasant Production of Opium in the Nineteenth Century", *Modern Asian Studies*, vol. 15, no. 1, pp. 59-82.
- Robinson, R. and Gallagher, J. with Denny, A. (1961). *Africa and the Victorians: The Official Mind of Imperialism*, London: Macmillan.
- Roy, T. (2006). *The Economic History of India 1858-1947*, Second Edition, Oxford: Oxford University Press.
- Roy, T. (2012). *India in the World Economy: From Antiquity to the Present*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Roy, T. (2013). "Rethinking the Origins of British India: State Formation and Military-fiscal Undertakings in an Eighteenth Century World Region", *Modern Asian Studies*, vol. 47, issue 4, pp. 1-32.
- Rubinstein, W. D. (1981). *Men of Property: The Very Wealthy in Britain since the Industry Revolution*, London: Crom Helm London.
- Rubinstein, W. D. (1983). "The End of 'Old Corruption' in Britain, 1780-1860", *Past and Present*, vol. 101, no. 1, pp. 55-86.
- Rubinstein, W. D. (1992). "The Structure of Wealth-holding in Britain, 1809-39: A Preliminary Anatomy", *Historical Research*, vol. 65, pp. 74-89.
- Rubinstein, W. D. (2000). "Wealth Making in Nineteenth- & Early Twentieth-Century Britain: A Response", *Business History*, vol. 42, no. 2, pp. 141-154
- Rudner, D. W. (1994). *Cast and Capitalism in Colonial India: The Nattukottai Chettiars*, Berkeley: University of California Press.
- Rungta, R. S. (1970). *The Rise of Business Corporations in India, 1851-1900*, London: Cambridge University Press.
- 斎藤修 (2008). 『比較経済発展論—歴史的アプローチ』岩波書店.
- 斎藤修 (2013). 「近世-近代比較経済発展論—アジアとヨーロッパ、アジアと日本—」秋田茂編著『アジアからみたグローバルヒストリー—「長期の18世紀」から「東アジアの経済的再興」へ—』ミネルヴァ書房, 25-62頁.
- 斎藤照子 (2001). 「ビルマにおける米輸出経済の展開」加納啓良責任編集『岩波講座 東南アジア史6 植民地経済の繁栄と凋落』岩波書店, pp. 145-167.
- SarDesai, D. C. (1977). *British Trade and Expansion in Southeast Asia 1830-1914*, New Delhi: Allied Publishers.
- Selvaratnam, H. L. D. (1983). "The Guarantee Shroffs, the Chettiars, and the Hongkong Bank in Ceylon", in King, F. H. H., *Eastern Banking: Essays in the History of The Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, London: Athlone Press, pp. 409-420.
- Sen, S. (1992). *Colonies and the Empire: India 1890-1914*, Calcutta: Orient Longman Limited.
- Sethia, T. (1996). "The Rise of the Jute Manufacturing Industry in Colonial India: A Global Perspective," *Journal of World History*, vol. 7, no. 1, pp. 71-99.
- Shannon, H. A. (1932). "The First Five Thousand Limited Companies and Their Duration", *Economic History*, vol. 2, pp. 396-424.
- Shannon, H. A. (1932-33). "The Limited Companies of 1866-1883", *Economic Historical Review*, vol. 9, pp. 290-316.
- Shannon, H. A. (1950-51). "Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard", *IML Staff Papers*, vol. 1, pp. 334-354.
- Shaw, A. G. L. (1969). "British Attitude to the Colonies, ca. 1820-1850", *Journal of British Studies*, vol. 9, no. 1, pp. 71-95.
- 白石隆 (2000). 『海の帝国—アジアをどう考えるか』中央公論新社.
- 関口尚志 (1968a). 「イギリス産業資本の確立と金融改革—その世界史的インパクトを中心に—」大塚久雄・安藤

- 良雄・松田智雄・関口尚志編『資本主義の形成と発展』東京大学出版会, 393-419 頁.
- 関口尚志 (1968b). 「市場および金融の発達」大塚久雄編『西洋経済史』筑摩書房, 219-264 頁.
- Siang, S. O. (1984). *One Hundred Year's History of the Chinese in Singapore*, Singapore: Oxford University Press.
- Siddiqi, A. (1981). "Money and Price in the Earlier Stages of Empires: India and Britain 1760-1840", *The Indian Economic and Social History Review*, vol. 18, issue 3 & 4, pp. 231-262.
- Siddiqi, A. (1995). "Trade and Finance 1750-1860", in Asiya Siddiqi ed., *Trade and Finance in Colonial India 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, pp. 1-25.
- Siddiqi, A. (1995). "The Business World of Jamsetjee Jejeebhoy", in Asiya Siddiqi ed., *Trade and Finance in Colonial India 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, pp. 186-217.
- Silberling, N. J. (1919). "British Financial Experience 1790-1830", *Review of Economic Statistics*, vol. 1, pp. 282-297.
- Singh, S. B. (1966). *European Agency Houses in Bengal, 1783-1833*, Calcutta: Firma K. L. Mukhopadhyay.
- Siok-Hwa, C. (1968). *The Rice Industry of Burma: 1852-1940*, Kuala Lumpur & Singapore: University of Malaya Press.
- Smith, M. (2011). *Thomas Tooke and the Monetary Thought of Classical Economics*, London: Routledge.
- Smith, S. R. B. (1982). "The Centenary of the London Chamber of Commerce: Its Origins and Early Policy", *London Journal*, vol. 8, no. 2, pp. 156-170.
- Spalding, W. F. (1920). , *Eastern Exchange Currency and Finance*, Third Edition, London: Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd.
- Stockwell, A. J. (1999). "British Expansion and Rule in South-East Asia", in Porter, A. N., ed., *The Oxford History of the British Empire Vol. III: The Nineteenth Century*, Oxford: Oxford University Press, pp. 372-375.
- Stone, L., ed. (1994). *An Imperial State at War: Britain from 1689 to 1815*, London: Routledge.
- Strange, S. (1994). "Finance and Capitalism: the City's Imperial Role Yesterday and Today", *Review of International Studies*, vol. 20, no. 4, pp. 407-410.
- ストレンジ, スーザン (櫻井公人訳) (1998). 『国家の退場』岩波書店.
- 末廣昭 (2006). 『ファミリービジネス論—後発工業化の担い手』名古屋大学出版会.
- Sullivan, R. J. F. (1937). *One Hundred Years of Bombay: History of the Bombay Chamber of Commerce, 1836-1936*, Bombay: The Times of India Press.
- 菅原歩「国際銀行の前身」西村閑也, 鈴木俊夫, 赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会, 401-432 頁.
- 杉原薫 (1996). 『アジア間貿易の形成と構造』, ミネルヴァ書房.
- 杉原薫 (2009). 「19 世紀前半のアジア交易圏—統計的考察」籠谷直人・脇村孝平編『帝国とアジア・ネットワーク—長期の 19 世紀—』世界思想社, 250-281 頁.
- 杉原薫 (2001). 「国際分業と東南アジア植民地経済」加納啓良責任編集『岩波講座 東南アジア史 6 植民地経済の反映と凋落』岩波書店, 249-272 頁.
- 杉原薫 (2010). 「グローバル・ヒストリーと複数発展経路」杉原薫・川井秀一・河野泰之・田辺明生編著『地球圏・生命圏・人間圏—持続的な生存基盤を求めて』京都大学出版会, 27-59 頁.
- 杉原薫 (2013). 「世界貿易史における「長期の 19 世紀」」『社会経済史学』第 79 巻第 3 号, 3-28 頁.
- Sunasekera, H. A. de s. (1962). *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon: An Analysis of Monetary Experience 1825-1957*, London: G. Bell & Sons Ltd.
- 鈴木俊夫 (2014). 「東洋銀行 1842-1884 年」西村閑也, 鈴木俊夫, 赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会, 433-538 頁.
- 高村象平 (1939). 「英國東洋銀行略史」『歴史と地理』第 2 巻第 3・4 号, 179-199 頁.
- 竹内幸雄 (1990). 『イギリス自由貿易帝国主義』新評論.
- 玉置紀夫 (1983). 「イギリス金融史研究の最近の成果と 19 世紀イギリス銀行業の一実態」『金融経済』第 201 号, 81-108 頁.
- 田家康 (2011). 『世界史を変えた異常気象』日本経済新聞出版社.
- Tarling, N. (1975). *Imperial Britain in South-East Asia*, Kuala Lumpur: Oxford University Press.

- 立脇和夫 (1992). 『明治政府と英国東洋銀行』 中公新書.
- Taylor, M. (2000). "The 1848 Revolutions and the British Empire", *Past & Present*, vol. 166, pp. 146-180.
- The City Council of Georgetown (1963). *Penang: Past and Present 1786-1963: A Historical Account of the City of George Town since 1786*, Penang: Ganesh Printing Works.
- The Singapore International Chamber of Commerce (1979). *From Early Days*, Singapore: Singapore International Chamber of Commerce.
- Thouner, D. (1950). *Investment in Empire: British Railway and Steam Shipping Enterprise in India, 1825-1849*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- 徳永正二郎 (1976). 『為替と信用—国際決済制度の史的展開—』 新評論.
- Tomlinson, B. R. (1993). *The Economy of Modern India, 1860-1970*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Tripathi, A. (1979). *Trade and Finance in the Bengal Presidency 1793-1833*, Calcutta: Oxford University Press.
- Tripathi, A. (1996). "Indo-British Trade between 1833 and the Commercial Crisis of 1847-8", in A. Siddiqi, ed., *Trade and Finance in Colonial India, 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, pp. 265-289.
- Tripathi, D. and Jumani, J. (2007). *The Concise Oxford History of Indian Business*, Oxford and others: Oxford University Press.
- Trocki, C. A. (1990). *Opium and Empire: Chinese Society in Colonial Singapore, 1800-1910*, Ithaca: Cornell University Press.
- Trocki, C. A. (1999). *Opium, Empire and the Global Political Economy: A Study of the Asian Opium Trade, 1750-1950*, London: Routledge.
- 角山栄 (1973). 「イギリス資本とインドの鉄道建設」『社会経済史学』第38巻第5号, 5-30頁.
- Tuchscheer, M. (2003). "Coffee in the Red Sea Area from the Sixteenth to the Nineteenth Century," in Clarence-Smith, W. G. and Topik, S., eds., *The Global Coffee Economy in Africa, Asia, and Latin America, 1500-1989*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 50-66.
- Turnbull, C. M. (1972). *The Straits Settlements 1826-67: Indian Presidency to Crown Colony*, London: The Athlone Press.
- Turnbull, C. M. (1989). *A History of Singapore, 1819-1988*, second edition, Singapore.
- Turnbull, R. V. (1988). "Conquest and Concession: The Case of the Burma Ruby Mines", *Modern Asian Studies*, vol. 22, pp. 141-163.
- Turrell, R. (1988). "Conquest and Concession: the Case of the Burma Ruby Mines", *Modern Asian Studies*, vol. 22, no. 1, pp. 141-163.
- Tyson, G. W. (1953). *The Bengal Chamber of Commerce & Industry, 1853-1953: A Centenary Survey*, Calcutta: The Bengal Chamber of Commerce & Industry.
- 植村泰夫 (2001). 「植民地期インドネシアのプランテーション」加納啓良責任編集『岩波講座 東南アジア史 6 植民地経済の反映と凋落』岩波書店, 37-63頁.
- van Helten, J. and Jones, G. (1989). "British Business in Malaysia and Singapore since the 1870s", in Davenport-Hines, R. P. T. and Jones, G. eds., *British Business in Asia since 1860*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Vicziany, M. (1995). "Bombay Merchants and Structural Changes in the Export Community 1850 to 1880", in Siddiqi, A., ed., *Trade and Finance in Colonial India 1750-1860*, Delhi: Oxford University Press, pp. 345-358.
- Virunha, C. (2009), "From Regional Entrepôt to Malayan Port: Penang's Trade and Trading Communities, 1890-1940, in Guan, Y. S. et al. eds., *Penang and its Region: The Story of an Asian Entrepôt*, Singapore: National University of Singapore, pp. 103-130.
- 脇村孝平 (1999). 「インド人年季契約制は奴隷制の再来であったのか」権山紘一ほか編『岩波講座 世界歴史 19 移動と移民—地域を結ぶダイナミズム—』岩波書店, 157-161頁.
- Ward, J. R. (1994). "The Industrial Revolution and British Imperialism, 1750-1850", *Economic History Review*, 2nd ser., vol. 47, no. 1, pp. 44-65.

- Washbrook, D. A. (1999). "India, 1818-1860: the Two Faces of Colonialism", in A. Porter, ed., *The Oxford History of the British Empire Vol. III: the Nineteenth Century*, Oxford; Oxford University Press, pp. 395-421.
- 渡辺健一 (2003). 「19世紀の物価動向—コンドラチェフによる物価長波の検討を通じて—」『成蹊大学経済学部論集』第34巻第1号, 1-29頁.
- 渡辺昭一 (1985). 「19世紀中葉期イギリスの対インド鉄道投資政策—旧元利保証制度の展開と撤廃をめぐって」『土地制度史学』第106号, 1-19頁
- Webster, A. (1987). "British Export Interests in Bengal and Imperial Expansion into South-east Asia, 1780 to 1824: The Origins of the Straits Settlements", in B. Ingham and C. Simmons, eds., *Development Studies and Colonial Policy*, London: Routledge, pp. 138-169.
- Webster, A. (1990). "The Political Economy of Trade Liberalization: the East India Company Charter Act of 1813", *Economic History Review*, vol. 43, no. 3, pp. 404-419.
- Webster, A. (1995). "British Expansion in South-East Asia and the Role of Robert Farquhar, Lieutenant-Governor of Penang, 1804-5", *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 23, no. 1, pp.1-25
- Webster, A. (1998). *Gentlemen Capitalists: British Imperialism in South East Asia, 1770-1890*, London: Tauris Academic Studies.
- Webster, A. (2000). "Business and Empire: A Reassessment of the British Conquest of Burma in 1885", *The Historical Journal*, vol. 43, no. 4, pp. 1003-1025.
- Webster, A. (2006a). "The Strategies and Limits of Gentlemanly Capitalism: The London East India Agencies Houses, Provincial Commercial Interests, and the Evolution of British Economic Policy in South and South East Asia 1800-1850", *Economic History Review*, vol. 59, no. 4, pp. 743-764
- Webster, A. (2006b). *The Debate on the Rise of the British Empire*, Manchester: Manchester University Press.
- Webster, A. (2007). *The Richest East India Merchant: The Life and Business of John Palmer of Calcutta 1767-1836*, Suffolk: The Boydell Press.
- Webster, A. (2008). "Liverpool and the Asian Trade, 1800-50: Some Insights into a Provincial British Commercial Network", Sheryllyne Haggerty, Anthony Webster and Nicholas J. White eds., *The Empire in One City: Liverpool's Inconvenient Imperial Past*, Manchester and New York: Manchester University Press, pp. 35-54.
- Webster, A. (2009). *The Twilight of the East India Company: The Evolution of Anglo-Asian Commerce and Politics 1790-1860*, Suffolk: The Boydell Press.
- Wenzlhuemer, R. (2008). *From Coffee to Tea Cultivation in Ceylon, 1880-1900: An Economic and Social History*, Laiden: Brill.
- ウィーナ, マーティン・J (原剛訳) (1984). 『英国産業精神の衰退：文化史的接近』勁草書房.
- Wilkins, M. (1988). "The Free-Standing Company, 1870-1914: An Important Type of British Foreign Direct Investment", *Economic History Review*, vol. 41, no. 2, pp. 259-282
- Wilson, K. ed. (2004). *A New Imperial History: Culture, Identity and Modernity in Britain and the Empire, 1660-1840*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Wong, J. Y. (1994). "British Annexation of Sind in 1843: An Economic Perspective", *Modern Asian Studies*, vol. 31, no. 2, pp. 225-244.
- Wong, J. Y. (1998). *Deadly Dreams: Opium, Imperialism and the Arrow War (1856-60) in China*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Wong L. K. (1960) "The Trade of Singapore 1819-69," *Journal of the Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society*, vol. 33, part 4, pp. 1-315.
- Wong, L. K. (1965). *The Malayan Tin Industry to 1914*, Tucson: University of Arizona.
- Wong, L. K. (1978). "Singapore: Its Growth as an Entrepot Port, 1819-1941", *Journal of Southeast Asian Studies*, no. 9, pp. 50-84.

- 安富歩 (2003). 「香港上海銀行の資金構造、1913年～1941年」『アジア経済』第44巻第10号, 27-54頁.
- 安富歩 (2010). 『経済学の船出—創発の海へ—』NTT出版.
- 山田秀雄 (2005). 『イギリス帝国経済史研究』ミネルヴァ書房.
- 横井勝彦 (2004). 『アジアの海の大英帝国』講談社.
- 吉岡昭彦 (1981). 『近代イギリス経済史』岩波書店.